審判便覧

特許庁審判部　編

はしがき

産業財産権法及びその政省令には、拒絶査定不服審判、無効審判をはじめ様々な審判や異議申立て、再審など、産業財産権の有効性や審査における処分に関する争訟を扱う制度及びその手続等が規定されています。

いずれの制度も、その重要性に鑑み、公正かつ的確な審理を行うため、特許庁長官により合議体が指定され、法令に定められた手続にしたがって審理が進められ、審決・決定が行われます。

審判便覧は、特許庁審判部に所属し、事件の審理を担う審判長・審判官、調書の作成や送達等を担う審判書記官が、法令に定められた手続にしたがって事件を処理するにあたり、法令の制定趣旨、裁判・審決例に示された法令の解釈等について審判部内で統一的な理解がされ、公正かつ的確な審決・決定が行われることを目的として作成したものです。

また、審判便覧は、審判請求人、代理人をはじめ事件に関与される方々にも、審判部の運用についてご理解をいただき、円滑な審判手続が行われるよう、その内容を公表しています。

審判部としては、この審判便覧が、審判長・審判官、審判書記官や事件に関与される方々の理解を深める一助となり、公正かつ的確な審理により、信頼される審判につながることを期待しています。

特許庁　審判部

審判便覧の変遷

審判便覧は、昭和３８年３月に審判部内の資料として作成され、昭和４２年７月には外部にも公表する初版として発行されました。それ以降、審判制度に関する法改正に応じた審判部の運用を定めるとともに、判決等を踏まえた実務上の運用変更を反映した改訂が重ねられてきました。これら改訂の概要は以下に示すとおりです。

第 8 版（平成 12 年 9 月）

特許法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 41 号）により規定された、訂正請求における訂正要件の見直し、等に関する改訂

第 9 版（平成 14 年 10 月）

特許法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 24 号）により規定された、明細書と請求の範囲の分離、等に関する改訂

第 10 版（平成 17 年 7 月）

特許法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 47 号）により規定された、特許異議の申立て制度の廃止、無効審判の請求人適格の見直し、等に関する改訂

第 11 版（平成 19 年 12 月）

特許法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 55 号）により規定された、分割出願の時期的緩和および発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止（拒絶査定に対する審判に関連）、そして運用に関して、特許異議の申立てに関する記載の削除および商標登録異議の申立てに関する記載の充実、等に関する改訂

第 12 版（平成 21 年 4 月）

特許法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 16 号）により規定された、拒絶査定不服審判の請求期間の見直し､審判請求時の補正の時期的要件の見直し、等に関する改訂

第 13 版（平成 22 年 11 月）

口頭審理における審理事項通知についての運用開始、訂正審判・訂正請求における請求書の要旨変更の判断についての運用変更(請求項を削除する補正の認容)、等に関する改訂

第 14 版（平成 24 年 3 月）

特許法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 63 号）により規定された、審決の予告（その記載内容、審理の進め方等について）および審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求禁止、訂正審判および訂正請求の請求単位（一群の請求項）、等に関する改訂

第 15 版（平成 27 年 3 月）

特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 36 号）により規定された、特許異議申立制度、無効審判の請求人適格の見直し、等に関する改訂

第 16 版（平成 27 年 10 月）

平成 27 年 11 月施行の特許法施行規則の一部を改正する省令に伴う訂正関係の見直し、審理終結通知、氏名通知の運用の見直し、等に関する改訂

第 17 版（平成 30 年 9 月）

運用開始から３年が経過した特許異議申立制度の運用の見直しや、訂正一般についての説明の明確化、等に関する改訂

第 18 版（令和元年 6 月）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）により規定された営業秘密が記載された判定に係る書類の閲覧制限や、無効審判における審決等の記載事項の充実化、等に関する改訂

第 19 版（令和 2 年 12 月）

令和 2 年 12 月施行の押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令に伴う押印廃止、ファクシミリに加えて電子メールによる連絡の許容、等に関する改訂

第 20 版（令和 5 年 12 月）

特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 42 号）の施行に伴う、オンライン口頭審理の開始（令和 3 年 10 月施行）及び特許権の訂正等における通常実施権者の承諾の不要化（令和 4 年 4 月施行）、等に関する改訂

なお、この便覧は、審判の実務に一定の軌道を与えることに主眼を置くものですが、事件の内容により、この便覧と異なる取扱いがなされることがあります。

凡　　例

１．この審判便覧の分類は、以下のとおりである。

(1)　大分類

審判事務を次のとおり大分類に区分し第１桁を付与した。

0　一般

1　審判書記官担当事務

2　形式的審理事項

3　各種審判共通事項（一般）

4　各種審判共通事項（合議より確定まで）

5　当事者系審判（判定を含む）

6　査定系審判（補正却下不服審判、特許（商標登録）異議の申立てを含む）

7　再審

8　訴訟

(2)　中分類（章）

前記大分類をさらに区分し、第２桁を付与した。第１～２桁を総称して「章」という。

(3)　小分類（節）

前記中分類をさらに区分し、第３桁及び第４桁の「01～99」を付与した。第３～４桁を総称して「節」という。章と節との間に「―」を付与した。

(4)　ＰＵＤＴの表示

各節の分類末尾には、当節が産業財産権法のいずれの法に関係するかを明示するため、P（特許法）U（実用新案法）D（意匠法）T（商標法）を記載した。

２．項目番号は、以下のとおりとする。

1、2、3　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１次の項目

(1)、(2)、(3)　・・・・・・・・1、2、3 ・・・・・・・・・・・・・・内の項目

ア、イ、ウ　・・・・・・・・・・(1)、(2)、(3) ・・・・・・・・・内の項目

(ア)、(イ)、(ウ) ‥‥‥ア、イ、ウ ‥‥‥‥‥‥内の項目

ａ、ｂ、ｃ ‥‥‥‥‥‥(ア)、(イ)、(ウ) ‥‥‥内の項目

なお、最上位の分類にⅠ、Ⅱ等が使用されることがある。

また、項目を分ける意味でなく、単に事項を列記するようなときには、上の順序によらず①、②等の記号を使用することがある。

3．表記は、なるべく「公用文における漢字使用等について」（平 22 内閣訓令第 1 号）、「常用漢字表」（平 22 内閣告示第 2 号）に従うようにしたが、専門語その他では、従来の慣用に従ったものもある。

4．法令は、その出所を明らかにし、条文をそのまま、又は条文の主旨を簡潔に記載し、いちいち法令を参照する煩を避けられるように留意した。

5．略記号は以下のように使用する。

(1)　（→　）節等の参照

例１．他の節の項目を参照するとき

（→51―07 の１.(2)）

例２．同じ節(例．51―07)の他の項目を参照するとき

（→１.(2)）

例３．章全体を参照するとき

（→51―00）

(2)　（→　）条文の準用

例．特許法第 190 条で準用する民事訴訟法第 106 条 2 項

（特§190→民訴§106②）

(3)　（⇒　）手続の流れを示すもの

例．補正指令（特§17③）における手続の却下（特§18①）

（特§17③⇒特§18①）

6．法令並びに裁判例及び審決例の略称は、以下のとおりとする。

§○○　　第○○条

§○○①	第○○条第１項
§○○①二	第○○条第１項第２号
§○○三	第○○条第３号
特	特許法
平○○特	平成○○年改正特許法
実、新実	新実用新案法（平成５年改正による無審査登録のもの）
旧実	旧実用新案法（平成５年改正前の実用新案法）
意	意匠法
商	商標法
○施令	○法施行令
○施規	○法施行規則
○登令	○法登録令
○登施規	○法登録令施行規則
○附則	○法附則
H○○附	平成○○年改正法附則
特例法	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
特例法施令	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令
特例法施規	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則
弁理	弁理士法
手数料令	特許法、実用新案法、意匠法及び商標法関係手数料令
民	民法
民訴	民事訴訟法
民訴規	民事訴訟規則
行訴	行政事件訴訟法
刑訴	刑事訴訟法
刑訴規	刑事訴訟規則
最一小判	最高裁判所第一小法廷判決
大判	大審院判決
東高判	東京高等裁判所判決
知財高判	知的財産高等裁判所判決

凡　例

知財高決　　知的財産高等裁判所決定

知財高判平 19.9.12（平 18（行ケ）10421 号）

平成 18 年（行ケ）第 10421 号、平成 19 年 9 月 12 日知的財産高等裁判所判決言渡

平 25（行ケ）61 号

平成 25 年（行ケ）第 61 号（裁判事件番号）

昭 25 抗審 19 号

昭和 25 年抗告審判第 19 号（審判事件番号）

昭 41 審 3304 号

昭和 41 年審判第 3304 号（審判事件番号）

（改訂 R5.12）

審判便覧分類表

0 一般	1 審判書記官担当事務	2 形式的審理事項	3 各種審判共通事項（一般）	4 各種審判共通事項（合議より確定まで）
00 一般	10 情報提供	20 審理事項の取扱い	30 各種審判共通事項（一般）	40
01 文書一般	11 受理	21 方式、補正、補充、却下	31 利害関係	41
02 審決分類、判決分類	12 審判官及び審判書記官の指定	22 当事者、共同審判	32 書面審理	42 審理終結、再開
03	13	23 代理人	33 口頭審理	43 取下げ、放棄
04	14	24	34 証拠一般	44 決定、却下決定
05	15	25 期間	35 証拠調べ、証拠保全	45 審決
06	16 証拠物件（ひな形、見本）の取扱い	26 中断、中止、受継	36 職権主義、職権調査	46 確定
07 審判廷	17 送達	27	37 審尋	47 費用
08	18	28	38 訂正一般	48
09	19	29	39	49

5 当事者系審判（判定を含む）	6 査定系審判（補正却下不服審判、特許（商標登録）異議の申立てを含む）	7 再審	8 訴訟	9
50 当事者系審判（判定を含む）	60	70 再審	80 訴訟	90
51 無効審判	61 拒絶査定不服審判	71	81	91
52	62 審査手続の効力、拒絶理由通知	72	82	92
53 商標登録取消審判	63 補正、補正却下の決定	73	83 訟務一般	93
54 訂正審判	64	74	84	94
55	65	75	85	95
56	66 商標登録異議の申立て	76	86	96
57 参加	67 特許異議の申立て	77	87	97
58 判定・裁判所からの鑑定の嘱託	68	78 再審の事例	88	98
59 除斥、忌避審判	69 補正却下決定不服審判	79	89	99

（改訂 R5.12）

目　　次

00　一般

00―01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審判等の種類

00―02　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　電子情報処理組織による審判手続

00―03　　Ｄ　　国際意匠登録出願に係る審判

01　文書一般

01―01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　書類の閲覧及び営業秘密の申出

02　審決分類、判決分類

02―02　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決分類及び判決分類

02―02.1　Ｐ　　特許における審決の分類表

02―02.2　　Ｕ　　実用新案における審決の分類表

02―02.3　　Ｄ　　意匠における審決の分類表

02―02.4　　　Ｔ　商標における審決の分類表

02―02.5　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　判決分類表

02―03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決分類及び判決分類付与の指針

07　審判廷

07―01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審判廷

07―02　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審判廷における廷吏の職務

10　情報提供

10―02　Ｐ Ｕ　　Ｔ　権利付与前の情報提供

10―04　Ｐ Ｕ　　権利付与後の情報提供

11　受理

11―01　ＰＵＤＴ　審判等の番号の通知
11―02　ＰＵＤＴ　登録した権利を有する者への請求（申立て）の通知

12　審判官及び審判書記官の指定

12―01　ＰＵＤＴ　審判官及び審判書記官の指定並びに指定変更通知
12―04　ＰＵＤＴ　審判官の除斥・回避（前審関与）

16　証拠物件（ひな形、見本）の取扱い

16―01　ＰＵＤＴ　ひな形、見本又は証拠物件の返還手続

17　送達

17―01　ＰＵＤＴ　書類の送達

20　審理事項の取扱い

20―00　ＰＵＤＴ　審理事項の取扱い

21　方式、補正、補充、却下

21―00　ＰＵＤＴ　方式違反の調査要領
21―01　ＰＵＤＴ　審判請求書等に添付すべき必要添付書類（委任状など）
21―02　ＰＵＤＴ　補正命令及び審尋
21―03　ＰＵＤＴ　補正命令をすべき類型
21―03.1　ＰＵＤＴ　審判請求書の「請求の理由」欄の記載
21―03.3　　Ｔ　商標の無効・取消審判において「請求の趣旨」欄に「類似する商品」等の表示がある場合の取扱い
21―05　ＰＵＤＴ　出願番号又は登録番号の表示に誤りがある場合の取扱い
21―06　ＰＵＤＴ　理由補充の取扱い
21―08　ＰＵＤＴ　不適法な手続の却下
21―09　Ｐ　特許の審判の請求の手数料

22　当事者、共同審判

22―01　ＰＵＤＴ　当事者
22―02　ＰＵＤＴ　当事者に関連する裁判例
22―03　ＰＵＤＴ　共同審判
22―04　ＰＵＤＴ　権利消滅後の無効審判における請求書の被請求人の住所

23　代理人

23―00　ＰＵＤＴ　代理人一般
23―01　ＰＵＤＴ　法定代理人
23―02　ＰＵＤＴ　任意代理人（委任による代理人）
23―03　ＰＵＤＴ　指定代理人
23―04　ＰＵＤＴ　特許管理人
23―05　ＰＵＤＴ　復代理人
23―06　ＰＵＤＴ　保佐人
23―07　ＰＵＤＴ　無権代理
23―08　ＰＵＤＴ　代理人の有無と審判手続
23―09　ＰＵＤＴ　代理権を証明する書面
23―10　ＰＵＤＴ　特許管理人のない場合の手続
23―11　ＰＵＤＴ　代理人死亡の場合の取扱い
23―12　ＰＵＤＴ　法人の代表者とその表示
23―13　ＰＵＤＴ　代理人の中途受任の手続

25　期間

25―01　ＰＵＤＴ　査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間
25―01.1　ＰＵＤＴ　主要期間一覧（１）（査定系審判、商標登録異議、判定）
25―01.2　ＰＵＤＴ　無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の指定期間
25―01.3　ＰＵＤＴ　主要期間一覧（２）（無効・訂正・取消審判）
25―01.4　Ｐ　特許異議の申立ての指定期間
25―01.5　Ｐ　主要期間一覧（３）（特許異議）
25―02　ＰＵＤＴ　期間の計算

25―03　ＰＵＤＴ　答弁書等の副本送達時の期間指定
25―04　ＰＵＤＴ　期間の延長・期日の変更

26　中断、中止、受継

26―01　ＰＵＤＴ　手続の停止（中断、中止）
26―01.1　ＰＵＤＴ　手続中断の状態が長期間続いた結果、権利期間の上限を過ぎ、権利の取得ができなくなった場合の取扱い
26―02　ＰＵＤＴ　権利の承継と手続の続行
26―03　ＰＵＤＴ　審判（再審）請求期間の特例
26―04　ＰＵＤＴ　受継手続
26―05　ＰＵＤＴ　受継許否の決定

30　各種審判共通事項（一般）

30―01　ＰＵＤＴ　審判請求書の補正と要旨変更
30―02　ＰＵＤＴ　一事不再理
30―03　ＰＵＤＴ　審理の併合又は分離
30―04　ＰＵＤＴ　合議体（審判官）の面接
30―07　ＰＵＤＴ　手続をする者が不適切な場合の取扱い

31　利害関係

31―00　ＰＵＤＴ　無効審判における請求人適格
31―01　Ｐ　　Ｔ　利害関係人
31―02　Ｐ　　Ｔ　利害関係人の具体例

32　書面審理

32―01　ＰＵＤＴ　無効審判事件における書面審理通知

33　口頭審理

33―00　ＰＵＤＴ　口頭審理方式
33―00.1　ＰＵＤＴ　対象となる審判事件及び選定時期

33―01　ＰＵＤＴ　口頭審理の期日指定
33―01.1　ＰＵＤＴ　口頭審理の期日の告知
33―02　ＰＵＤＴ　口頭審理の期日の変更
33―03　ＰＵＤＴ　口頭審理の出頭者、期日に出頭しない場合の手続
33―04　ＰＵＤＴ　口頭審理調書の作成要領
33―05　ＰＵＤＴ　口頭審理の順序
33―06　ＰＵＤＴ　口頭審理における録音装置などの使用
33―07　ＰＵＤＴ　口頭審理陳述要領書
33―08　ＰＵＤＴ　審理事項通知書
33―09　ＰＵＤＴ　オンライン口頭審理

34　証拠一般

34―01　ＰＵＤＴ　証拠提出に関する書類の点検と注意事項
34―01.1　ＰＵＤＴ　無効審判、特許（商標登録）異議の申立ての証拠における外国語文献の取扱い

35　証拠調べ、証拠保全

35―00　ＰＵＤＴ　証拠調べ一般
35―01　ＰＵＤＴ　証人尋問などの準備のための手続
35―02　ＰＵＤＴ　証拠調べ調書の作成要領
35―03　ＰＵＤＴ　証拠調べの嘱託尋問
35―04　ＰＵＤＴ　証人尋問の順序
35―05　ＰＵＤＴ　証人尋問の要領
35―06　ＰＵＤＴ　検証
35―07　ＰＵＤＴ　廷外検証の手続とその事例
35―08　ＰＵＤＴ　証拠保全
35―09　ＰＵＤＴ　証拠保全事件の実例
35―10　ＰＵＤＴ　証拠調べのために予納された保管金の返還
35―11　ＰＵＤＴ　受命審判官
35―12　ＰＵＤＴ　鑑定

36　職権主義、職権調査

36―01　ＰＵＤＴ　職権主義と職権調査事例

37　審尋

37―00　ＰＵＤＴ　命令、審尋、通知など

37―02　ＰＵＤＴ　審尋

38　訂正一般

38―00　Ｐ　訂正一般

38―01　Ｐ　一群の請求項

38―02　Ｐ　明細書又は図面の訂正

38―03　Ｐ　訂正要件

38―04　Ｐ　訂正（審判）請求書の請求の趣旨、理由

38―05　Ｐ　訂正明細書、特許請求の範囲又は図面

38―06　Ｐ　訂正に係る手数料

42　審理終結、再開

42―00　ＰＵＤＴ　審理の終結及び再開

42―04　Ｔ　商標拒絶査定不服審判における審理の再開

43　取下げ、放棄

43―01　ＰＵＤＴ　取下書の採否の権限

43―02　ＰＵＤＴ　審判請求（特許（商標登録）異議の申立て）の取下げに関する手続

43―03　ＰＵＤＴ　審判請求の放棄

43―05　ＰＵＤＴ　審判請求（特許（商標登録）異議の申立て）の一部取下げ

44　決定、却下決定

44―01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　決定の記載事項

45　審決

45―01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決の手続
45―03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　当事者系審判及び訂正審判における審決の記載事項
45―04　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決、決定の結論の表示方法
45―06　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決等の更正
45―10　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決書等における当事者等の表示
45―11　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決書に代理人の記載が不要の事例
45―19　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審決による却下
45―20　Ｐ　 Ｄ Ｔ　却下審決の文例

46　確定

46―00　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　確定

47　費用

47―01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審判等の費用の負担
47―02　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審判の費用の額の決定
47―03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　審判の費用の範囲と計算

50　当事者系審判（判定を含む）

50―00　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　破産した会社を被請求人として請求された審判請求の取扱い

51　無効審判

51―00　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　無効審判
51―03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　無効審判の四法別フロー
51―04　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　無効審判の請求の対象、無効事由
51―05　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　無効審判の当事者、参加人

51—06　P U D T　無効審判の請求の制限等
51—07　P U D T　無効審判の請求書
51—08　P U D T　無効審判の請求の不備と補正
51—09　P U D T　無効審判の審理の方式
51—10　P U D T　無効審判の審理開始
51—11　P　特許権者による訂正の請求
51—13　P U D T　最初の答弁後の審理
51—14　P　訂正請求書提出後の審理
51—15　P U D T　請求人の弁駁後の審理
51—16　P U D　「請求の理由」の要旨変更
51—17　P　審決の予告
51—18　P U D T　無効審判における職権審理、無効理由通知
51—19　P U D T　無効審判の審決、審決の原簿登録等
51—20　P　訂正請求についての一事不再理の取扱い
51—21　P U D T　無効審判審決後の手続
51—22　P　特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い
51—22.1　P U D T　複数の無効審判事件の同時係属
51—22.2　P U D T　審決取消訴訟の係属中に請求された無効審判
51—23　U　実用新案登録無効審判
51—23.1　P U　特許無効審判と実用新案登録無効審判の比較表
51—23.2　U　実用新案登録無効審判における訂正
51—23.3　U　同一発明に係る特許出願を理由とする実用新案登録無効審判の審理
51—25　P U D T　計画審理

53　商標登録取消審判

53—00　T　取消審判の審理の方式
53—01　T　登録商標の不使用による取消審判
53—02　T　登録商標の不正使用による取消審判
53—03　T　同盟の一国における標章の所有者の代理人または代理者

による商標の不当登録に対する取消審判
53―04　T　類似商標の移転に伴う混同防止の取消審判

54　訂正審判

54―00　P　訂正審判
54―01　P　訂正審判の請求
54―02　P　訂正審判の当事者
54―03　P　訂正審判の請求ができる時期
54―04　P　訂正審判の手続
54―05　P　訂正審判の審理
54―05.1　P　訂正審判請求書の要旨を変更する補正
54―06　P　訂正審判の審理にあたっての留意事項
54―07　P　訂正審判の審決、審決の登録等

57　参加

57―00　P U D T　参加
57―01　P U D T　参加の種類と要件
57―02　P U D T　参加申請（書）の方式違反
57―05　P U D T　参加の効力
57―07　P U D T　参加許否の決定
57―09　P U D T　参加申請と審判請求の却下又は審判請求の取下げ

58　判定・裁判所からの鑑定の嘱託

58―00　P U D T　判定
58―01　P U D T　判定の手続
58―02　P U D T　判定機関・審理方式
58―03　P U D T　判定の審理
58―04　P　標準必須性に係る判断のための判定
58―10　P U D T　裁判所からの鑑定の嘱託
58―12　P U D　税関長からの意見照会

58―14　　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　求意見・意見陳述

59　除斥、忌避審判

59―01　　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　除斥及び忌避の原因など
59―02　　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　除斥の申立ての効果及び除斥審判の手続と決定の効果
59―03　　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　忌避の申立ての効果及び忌避審判の手続と決定の効果
59―05　　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ　除斥又は忌避の決定様式、実例など

61　拒絶査定不服審判

61―00.1　Ｐ　　特許拒絶査定不服審判の基本フロー
61―00.2　Ｐ　　特許審査・審判の模擬事例
61―01　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の請求の対象
61―02　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の当事者
61―03　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の請求ができる時期
61―04　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の請求の手続
61―05　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の請求についての審理
61―05.1　Ｐ　　特許出願の拒絶査定不服審判における、前審の補正却下の決定に対する不服申立て
61―06　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の審理の方式
61―07　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の審決
61―10　　Ｐ　Ｄ Ｔ　拒絶査定不服審判の請求後、又はそれと同時に出願変更があったときの取扱い
61―11　　Ｐ　　特許出願の拒絶査定不服審判において、当該特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許に係る発明と同一であるときの特許権者への通知
61―12　　　Ｔ　引用商標が無効、取消審判に係属中の査定不服審判の取扱い

62　審査手続の効力、拒絶理由通知

62—02　P　原査定において新規性を否認して拒絶した出願を審判では進歩性がないとして拒絶するのが適当と判断した場合の取扱い
62—03　P　原査定において進歩性がないとして拒絶した出願を審判では新規性を否認して拒絶するのが適当と判断した場合の取扱い
62—04　P　公開実用新案公報を引用刊行物とする際の取扱い
62—06　P　ＤＴ　拒絶査定不服審判における、審査において通知されたが査定の理由とならなかった拒絶理由の取扱い

63　補正、補正却下の決定

63—04　P　特許出願の拒絶査定不服審判における審決と併せて補正却下の決定をするときの起案

66　商標登録異議の申立て

66—00　T　商標登録異議の申立て
66—01　T　商標登録異議の申立ての手続
66—02　T　商標権者、商標登録異議申立人、参加人
66—03　T　商標登録異議の申立ての方法
66—04　T　商標登録異議の申立てについての審理
66—05　T　商標登録異議の申立てについての審理の方式
66—06　T　商標登録異議の申立てについての決定
66—07　T　商標登録異議の申立てと審判との関係

67　特許異議の申立て

67—00　P　特許異議の申立て
67—01　P　特許異議の申立ての理由・申立てのできる期間
67—02　P　特許権者、特許異議申立人、参加人
67—03　P　特許異議の申立ての手続
67—04　P　特許異議の申立ての不備と補正

67―05　P　特許異議の申立てについての審理
67―05.1　P　取消理由通知
67―05.2　P　特許権者による意見書又は訂正請求書の提出
67―05.3　P　意見書又は訂正請求書提出後の審理
67―05.4　P　特許異議申立人による意見書の提出
67―05.5　P　取消理由通知（決定の予告）
67―06　P　特許異議の申立てについての決定
67―07　P　複数の特許異議の申立ての取扱い
67―08　P　特許異議申立期間経過前の審理
67―09　P　特許異議の申立てと無効審判の同時係属
67―10　P　特許異議の申立てと訂正審判の関係
67―11　P　特許権消滅後の特許異議の申立ての取扱い

69　補正却下決定不服審判

69―02　ＤＴ　補正却下決定不服審判事件の審決例

70　再審

70―00　ＰＵＤＴ　再審

78　再審の事例

78―00　ＰＵＤＴ　再審の事例

80　訴訟

80―00　ＰＵＤＴ　審決等取消訴訟
80―01　ＰＵＤＴ　訴え提起に伴う事務

83　訟務一般

83―00.5　ＰＵＤＴ　審判長のした却下の決定に対する不服申立て
83―02.2　ＰＵＤＴ　裁判所から差戻された審判事件の合議体編成

付　　録

1. 裁判所行政事件記録符号
2. 審判制度の併存状態
3. 特許法の運用関係一覧
4. 実用新案法の運用関係一覧

00—01　P U D T

審判等の種類

１．　審判

(1) 拒絶査定不服審判（特§121、意§46、商§44、商附則§13）

(2) 補正却下決定不服審判（意§47、商§45）

(3) 無効審判

① 特許（登録）無効審判（特§123、旧特§184 の 15①（H7.6.30 以前の出願）、実§37、旧実§48 の 12①（H7.6.30 以前の出願）、意§48、商§46）

② 延長登録無効審判（特§125 の 2、特§125 の 3）

③ 書換登録無効審判（商附則§14）

(4) 訂正審判（特§126）

(5) 商標登録取消審判

① 登録商標の不使用による取消審判（商§50）

② 登録商標の不正使用による取消審判（商§51、§53）

③ 類似商標の移転に伴う混同防止の取消審判（商§52 の 2）

④ 同盟の一国における標章の所有者の代理人または代表者による商標の不当登録に対する取消審判（商§53 の 2）

なお、防護標章登録に係る審判については、商標に関する規定及び商標法附則の規定を準用している（商§68④、商附則§23）。

２．　申立て、申請

(1) 異議の申立て（最終処分）

① 特許異議の申立て（特§113）

② 商標登録異議の申立て（商§43 の 2）

(2) その他申立て、参加申請（中間処分）

① 除斥又は忌避の申立て（特§139～§144、§144 の 2⑤、実§41、意§52、

商§56①、§68④）

② 参加申請（特§148、§149、実§41、意§52、商§56①、§68④）

③ 証拠保全の申立て（特§150、§151、実§41、意§52、商§56①、§68④）

３．再審（特§171①、実§42①、意§53①、商§57①）

４．判定（特§71①、実§26、意§25①、商§28①、商§68③）

５．裁判所からの鑑定の嘱託（特§71の2、実§26、意§25の2、商§28の2）

６．税関長からの意見照会（関税法§69の7①、§69の17①）

（改訂 R5.12）

00—02　ＰＵＤＴ

電子情報処理組織による審判手続

１．特許庁長官又は審判長に対する手続

特許庁長官又は審判長に対する手続であって、経済産業省令で定めるもの（特定手続）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法§3①、特例法施規§10）。

特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなされる（特例法§3③）。

令和６年１月からは無効審判請求書や異議申立書等の手続も、電子情報処理組織を使用して提出することができる（特例法施規§13②③）。この手続を「電子特殊申請」といい、詳細は、特許庁ウェブサイト掲載の「申請手続のデジタル化について」（https://www.jpo.go.jpsystem/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html）及び「審判手続の電子特殊申請について」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shinpan_digitalize.html）を参照。

２．特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官が行う処分等

特許庁長官、審判長、審判官又は審判書記官は、法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって、経済産業省令で定めるもの（特定処分等）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法§4①、特例法施規§23）。

特定処分等を行うときは、その記名押印に代えて、交付済みの識別カード又は生体認証、及び、暗証番号の入力により、審判官等を明らかにする（特例法施規§23の3）。

特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなされる（特例法§4

②）。

特許庁長官又は審判長は、法令の規定による通知又は命令であって、経済産業省令で定めるもの（特定通知等）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法§5①、特例法施規§23の4）。

電子特殊申請により提出された無効審判請求書等については、特許庁長官又は審判長は、当該審判請求書等の副本の送達等に代えて、当該送達等を受ける者の承諾を得て、当該審判請求書等の副本に記載すべき事項を電磁的方法（ＤＶＤ－Ｒ）により提供することができる。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該審判請求書等の副本の送達等を行ったものとみなされる（特例法§10②）。

３．審判種類ごとの運用

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判については、原則として、電子情報処理組織を使用して審判手続が行われる。

上記１のとおり、無効審判請求書、異議申立書等の申請手続は、書面、文書による手続のほか、電子情報処理組織を使用した手続（電子特殊申請）により行うこともできる。なお、本審判便覧の各節において、副本等の提出については書面等によるものを記載しているが、電子情報処理組織を使用した手続（電子特殊申請）においては、相手方及び審理用の副本の提出は不要である（特例法施規§10の3）。

（改訂 R5.12）

00—03　D

国際意匠登録出願に係る審判

国際意匠登録出願とは、日本国をジュネーブ改正協定第1条(xix)に規定する指定締約国とする国際出願であって、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第1条(vi)に規定する国際登録についてジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表がされ、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされた国際出願をいう（意§60の6）。

国際意匠登録出願に係る審判においては、以下の特別な取扱いを行う。

１．請求人又は被請求人

(1) 請求人又は被請求人の表記

ア 請求人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、申請書類（審判請求書、手続補正書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で併記する必要があり、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（意施規§2の3、意施規様式12）。なお、識別番号を記載するときには住所の記載を省略することができる（意施規様式12、特例法施規§2）。

イ 請求人又は被請求人は、上記以外の審判（無効審判、判定等）の手続において、申請書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する必要があり、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字で記載する（意施規§2の3）。日本語での記載は必要ない。

ウ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、発送書類（審決書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で記載する。

エ 特許庁は、上記以外の審判の手続において、発送書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する。

(2) 請求人又は被請求人の氏名（名称）変更・住所（居所）変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録簿に登録された名義人の氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、世界知的所有権機関の国際事務局（以下、単に国際事務局という。）に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則§21）。

イ 国際登録の名義人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、識別番号を使用するにあたり申請人登録された氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要がある。国際登録の名義人は、上記以外の審判においては、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要はない（特例法施規§4①）。

(3) 請求人又は被請求人の名義変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録の所有権の移転を行うためには、国際事務局に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則§21）。

特許庁は、国際登録簿に所有権の変更が記録されることにより、特許庁に対して名義変更が適正に行われたものとして取り扱い、日本においても意匠登録を受ける権利の承継又は国際登録を基礎とした意匠権の移転の効力が生じる（意§60の11、§60の19）。

ただし、日本においては、本意匠及びその関連意匠の意匠権は分離して移転することは認められないため、国際登録簿にこれに該当する所有権の変更が記録されたときには、特許庁は、国際事務局に国際登録簿に記録された所有権の変更が効果を有しない旨の宣言を送付する（ハーグ協定共通規則§21の2）。

イ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判においては、新たな名義人が識別番号を有していないときは、国際登録の所有権の変更があった後に新たな名義人が特許庁に対して最初に行う手続（代理人選任届の提出等）に基づいて識別番号の付与を行う（特例法§3③一四）。特許庁は、上記以外の審判においては、新たな名義人に対する識別番号の付与を行わない。

(4) 請求人又は被請求人の同一性の判断

ア 拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判において、請求人の同一性の判断は、申請書類における請求人の氏名（名称）・住所（居所）の原語表記、

及び日本語表記並びに識別番号の情報を国際登録簿及び当該事件にひも付けられた申請人登録情報と照合することにより行う。

イ 上記以外の審判において、請求人又は被請求人が国際登録の名義人であるときは、その者の同一性の判断は、申請書類におけるその者の氏名（名称）・住所（居所）の原語表記を国際登録簿と照合することにより行う。

２．願書記載事項の和訳

審判官は、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明について、審査においてされた和訳を確認する。審判でこれらの事項について補正がされたときには審判官がその補正の内容の和訳を行う。意匠が登録されたときは、この和訳は参考情報として日本の意匠公報（登録に係る意匠公報）に掲載される。

３．世界知的所有権機関の国際事務局に対する通報

(1) 特許庁は、拒絶査定不服審判において、登録をすべき旨の審決が確定し、設定登録がされたときは、国際事務局に対して「拒絶の取下げの通報」又は「保護の付与の声明」を行う（ハーグ協定共通規則§18、§18の2）。

(2) 特許庁は、無効審判において、登録を無効とすべき旨の審決が確定し、確定登録が行われたときは、国際事務局に対して「無効の通報」を行う（ハーグ協定§15、ハーグ協定共通規則§20）。

４．個別指定手数料の返還

(1) 特許庁は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する（意§60の22①）。

個別指定手数料を納付した者は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、返還の請求をすることができない（意§60の22②）。

(2) 登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

（個別指定手数料のうち登録料に相当する額）は、請求による返還請求の対象とならない（意§60の21③）。

（改訂 R5.12）

01—01　ＰＵＤＴ

書類の閲覧及び営業秘密の申出

１．書類の閲覧

何人も、特許庁長官に対し、審判事件、特許（商標登録）異議申立事件及び判定事件に係る書類の閲覧を請求することができる（特§186①本文）。ただし、特§186①一～六（実§55①で準用する場合を含む）、意§63①一～七及び商§72①一～四に掲げる書類については、方式審査便覧 58.20 に定めるところにより特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧をすることができない（特§186①ただし書）。加えて、審判事件の種別により、以下の書類は閲覧することができない。

(1) 拒絶査定不服審判事件、訂正審判事件、意匠（商標）補正却下決定不服審判事件又は被請求人のいない判定事件の書類

拒絶査定不服審判事件、訂正審判事件、意匠（商標）補正却下決定不服審判事件（注１）又は被請求人のいない判定事件の書類は、その書類の提出者を除き、審判請求書（判定請求書）の方式調査の終了後でなければ、閲覧をすることができない。

（注１）これらの事件の確定審決等に対する再審事件を含む。

(2) 無効審判事件、商標登録取消審判事件、特許（商標登録）異議申立事件又は被請求人のいる判定事件の書類

無効審判事件（延長登録無効審判事件を含む。以下、本節において同じ。）、商標登録取消審判事件若しくは特許（商標登録）異議申立事件（注２）又は被請求人のいる判定事件の書類は、その書類の提出者を除き、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書、判定請求書）の副本送達（送付）後でなければ、閲覧をすることができない。

（注２）これらの事件の確定審決等に対する再審事件を含む。

(3) 審判等共通のルール

ア 審決等起案書類に係わるものは、送達（発送によって送達の効力が生じるものは発送）後でなければ、閲覧をすることができない。

イ 録音テープ等で作成された調書の閲覧については、主に録音テープ等の複製物で行われる。

ウ　審判の執務に支障を来す場合は、閲覧の時期が別に指定される。

２．無効審判事件、商標登録取消審判事件又は判定事件の書類における営業秘密が記載された旨の申出

(1) 申出の概要

無効審判事件又は商標登録取消審判事件（注３）（以下、本節において「無効審判事件等」という。）の書類に当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載されている場合、当該書類の閲覧制限を求める当事者又は参加人は、当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出ることができる（特§186①四、実§55①→特§186①四、意§63①五、商§72①一、特施規§50の14、実施規§23⑫→特施規§50の14、意施規§19⑧→特施規§50の14、商施規§22⑥→特施規§50の14）。

判定事件の書類に当事者の保有する営業秘密が記載されている場合、当該書類の閲覧制限を求める当事者は、当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出ることができる（特§186①二、実§55①→特§186①二、意§63①三、商§72①二、特施規§40→特施規§50の14、実施規§23⑨→特施規§40→特施規§50の14、意施規§19⑤→特施規§40→特施規§50の14、商施規§22④→特施規§40→特施規§50の14）。

（注３）これらの審判の確定審決等に対する再審事件を含む。

(2) 申出の手続

無効審判事件等又は判定事件の書類について当該当事者（参加人）の保有する営業秘密が記載された旨の申出をする場合は、特施規様式第65の8に定められた様式（営業秘密に関する申出書）により行う。申出は、当該書類の提出と同時に又は当該書類の提出後できる限り速やかに行うことが望ましい。

（改訂 R1.6）

02—02　ＰＵＤＴ

審決分類及び判決分類

１．審決分類及び判決分類

審決分類及び判決分類は、審決、異議決定、判決など（以下「審決等」という。）を、事件の種類、審決等で主として論じられている事項（以下「判示事項」という。）並びに審決等の結論及び技術、物品又は商品の分類（区分）などの別によって分類した標識である。

審決分類及び判決分類は、過去の審決等を検索して参照する際の検索タグとして利用されるから、審決等の判断内容や文章表現が、その分類で検索した者にとって参考になるように付与する。したがって、原則として、審決等に記載した事項について付与し、審決等に記載しなかった事項（検討したにとどまる事項を含む）については付与しない。

２．審決分類及び判決分類の構成

審決分類及び判決分類は、「基本分類」に、ハイフン（-）を介して「補助分類」を接続したものである。

「基本分類」は、「事件の種類別分類」に、ピリオド（．）介して「判示事項別分類」を接続したものであり、この「事件の種類別分類」は、「産業財産権等の種類」と「審級の種類」と「審判等の種類」を順に接続したものである。

「補助分類」は、「第１補助分類」に、括弧書きで「第２補助分類」を接続したものである。

〔例：審決分類及び判決分類の構成〕

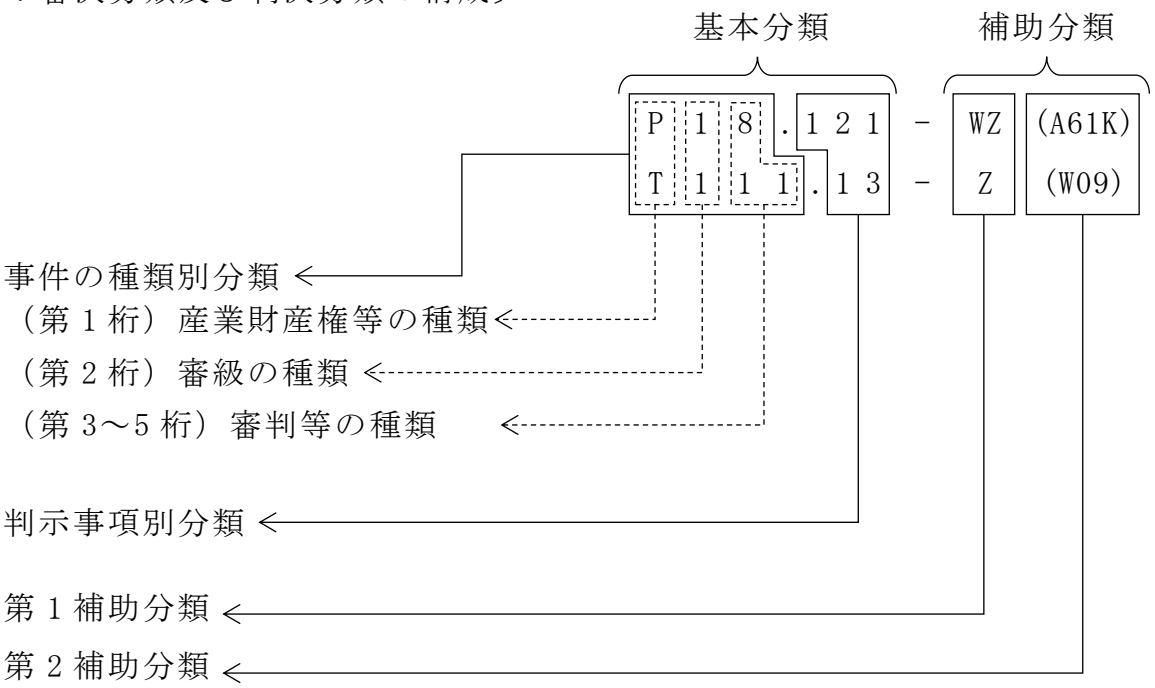

(1) 基本分類

ア　事件の種類別分類（→02—02.1～02—02.5 の 1.）

（ア）産業財産権等の種類

第 1 桁に、事件の争いの対象となった産業財産権等の種類（特許、実用新案、意匠、商標、その他）を、P、U、D、T、E（→02—03 のⅢ 5.）のいずかを用いて示す。

（イ）審級の種類

第 2 桁に、審級の種類（審判、再審、出訴など）を、1 桁の数字で示す。

（ウ）審判等の種類

第 3～5 桁に、審判等の種類（無効、異議の申立て、判定、取消し、査定不服など）を数字で示す。なお、審級の種類が再審である場合は、再審請求の対象となった審決等がされた審判の種類とする。

イ　判示事項別分類（→02—02.1～02—02.5 の 2.）

審決等で主として論じられている事項（進歩性、関連意匠、外観類似など）を、1～3 桁の数字で示す。

(2) 補助分類

ア　第 1 補助分類（→02—02.1～02—02.5 の 3.）

審決等の結論（却下、取り消して登録、無効など)を、大文字アルファベットで示す。

イ　第 2 補助分類

特許及び実用新案は、国際特許分類（IPC）のサブクラスまで、意匠は、意匠分類の初めの 4 桁、商標は、法区分及び商品・役務区分コードを示す。

３．審決分類及び判決分類の具体例

基本分類						補助分類	
事件の種類（3～5 桁）			判示事項（1～3 桁）			第 1 補助分類	第 2 補助分類
産業財産権の種類	審級の種類	審判・裁判の種類				結論	IPC 意匠分類 法区分及び商品・役務区分
↓	↓	↓	.	↓	-	↓	↓
P	1	8	.	121	-	Z	(B65H)
P	1	651	.	121	-	ZC	(F02D)
P	3	8	.	121	-	ZZ	(G11B)
U	1	112	.	13	-	Y	(A47J)
D	1	2	.	1	-	ZA	(J2－1)
T	1	652	.	271	-	Z	(W04)

（改訂 R5.12）

02—02.1 P
特許における審決の分類表

この節における分類表は平成８年１月１日以降の出願に適用される（ただし、特許異議の申立て関係の分類は平成27年４月１日より使用）。

１．事件の種類別分類（P　　.　　－　（　　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（審判等の種類）	
P	特　　許	1	審　　判（特許異議の申立て、判定を含む）		＜無　　効＞
				112	全部無効（平成15年以前請求）
				113	全　部　無　効
				122	一部無効（平成15年以前請求）
		5	再　　審	123	一　部　無　効
		9	そ　の　他		＜延長登録無効＞
				15	延長登録無効（全部）
				16	延長登録無効（一部）
				2	判　　定
				41	訂　　正
					＜除斥・忌避＞
				51	除　　斥
				52	忌　　避
					＜特許異義の申立て＞
				651	全　部　申　立　て
				652	一　部　申　立　て
				8	査　定　不　服
					＜中　間　決　定＞
				91	参加許否の決定
				93	補正却下の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定
				99	そ　の　他

（注）ａ．複数の特許異議の申立てを併合して審理する場合は、併合した状態で、全ての請求項に対して申立てがあるか否かを判断する。

ｂ．複数の特許異議の申立てを別々に審理する場合に、後でする異議決定については、当該決定時点で残存している請求項の全てに対する申立てとなるか、一部に対する申立てとなるかを判断する。

２．　判示事項別分類（P　　.□-　（　　））

（1）　査定不服、無効、訂正（注）、特許異議の申立て、判定

分類	判示事項	
0	審理一般（別表）	
1	特§29	特許要件
111	〃　①一	新規性　公知
112	〃　①二	新規性　公然実施
113	〃　①三	新規性　刊行物記載
121	〃　②	進歩性
14	〃　①柱書	産業上利用性
15		発明者・出願人
151	特§38	共同出願
152	特§49七（旧六）	特許を受ける権利を有しない者の出願
		非発明者・無承継の出願（平成24年3月31日以前出願）
	特§123①六	特許を受ける権利を有しない者の特許
		非発明者・無承継の特許（平成24年3月31日以前出願）
16	特§29の2	拡大先願
161	〃	発明同一
162	〃	発明者同一
163	〃	出願人同一
24	特§32	公序、良俗、衛生
4	特§39	先願
5		外国人の権利の享有、条約違反
51	特§25	外国人の権利の享有
	特§49三	条約違反の出願
	特§113三	条約違反の特許
	特§123①三	〃
	〃　七	特許後の条約違反
536	特§36　④	発明の詳細な説明の記載不備
537	〃　⑥一～三	請求の範囲の記載不備
538	〃　⑥四	請求の範囲の記載形式不備
54	特§49六（旧五）	原文新規事項
	特§113五	〃
	特§123①五	〃
55	特§17の2③	新規事項追加の補正（特§113一、特§159②、特§174①（旧②）で準用する場合を含む）
56	特§53①	補正の却下
561	特§17の2③	新規事項追加による補正却下（特§159①、特§174①で準用する場合を含む）
562	〃	翻訳文新規事項追加による補正却下（〃）
57	特§17の2	補正目的
571	⑤（旧④）一	請求項の削除
572	〃　二	請求項の限定的減縮
573	〃　三	特許請求の範囲における誤記の訂正
574	〃　四	特許請求の範囲における明りょうでない記載の釈明
575	⑥（旧⑤）	独立特許要件

分類	判示事項	
64	旧特§37	発明の単一性（平成15年12月31日まで）
641	〃　一	議題同一
642	〃　二	主要部同一
643	〃　三	物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
644	〃　四	方法の発明の実施に使用するもの
645	〃　五	その他政令で定めるもの
65	特§37	発明の単一性（平成16年1月1日以降）
7		延長登録
71	特§67の3①一	処分の必要性
	特§125の2①一	〃
831	特§123①八	訂正の適否
832	特§126①	〃
	特§120の5②	〃
	特§134の2①（旧§134②）	〃
841	特§126⑤（旧②、③項）	新規事項追加の訂正（特§134の2⑨（旧同条⑤、旧134⑤）で準用する場合を含む）
842	〃	原文新規事項追加の訂正（〃）
851	特§126①一	特許請求の範囲の減縮
	特§120の5②一	〃
	特§134の2①一	〃
	（旧§134②一）	〃
852	特§126①二	誤記又は誤訳の訂正
	特§120の5②二	〃
	特§134の2①二	〃
	（旧§134②二）	〃
853	特§126①三	明瞭でない記載の釈明
	特§120の5②三	〃
	特§134の2①三	〃
	（旧§134②三）	〃
857	特§126①四	他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること
	特§120の5②四	〃
	特§134の2①四	〃
	（旧§134②四）	〃
854	特§126⑥（旧③、④項）	特許請求の範囲の実質的拡張（特§120の5⑨、特§134の2⑨（旧134の2⑤、旧§134⑤）で準用する場合を含む）
855	〃	特許請求の範囲の実質的変更（〃）
856	特§126⑦（旧④、⑤項）	独立特許要件（〃）

（注）「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあっては、575又は856と共にこの分類表における分類１～645の該当分類を使用する。

(2)　判　　定

分類	判　示　事　項
0	審 理 一 般（別表）
1	同　　一
2	利　　用
9	そ　の　他

(3)　別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示（→02—03 のⅣ）

３． 第１補助分類（P　　.　　-□(　　)）

分類	第１補助分類（審決等の結論）					
	無効・延長 登録無効	訂正	査定不服	判定	除斥・忌避、 参加許否	特許異議の 申立て
W			取り消して差戻し			
WA			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、審査に差し戻す			
WB			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、審査に差し戻す			
WY 定型は WYF			取り消して特許登録			
WYA			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、特許すべきものとする			
WYB			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、特許すべきものとする			
WZ 定型は WZF			特許登録しない（前置又は当審で、拒絶理由）			
WZA			補正却下を取り消す 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			
WZB			補正却下を取り消さない 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			

分類	第1補助分類（審決等の結論）					
	無効・延長登録無効	訂　正	査定不服	判　定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下 （準用§135）		決定却下 （準用§135）
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 （準用§133の2）	決定却下	決定却下 （準用§133の2）
XA	訂正を認める 審判請求を却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）					訂正を認める 申立てを却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）
Y	無効としない	訂正を認める（全部認容）			認める、許可する	特許を維持する
YA	訂正を認める 無効としない ※1			属する （申立て成立）		
YAA	訂正を認める （全部認容） 無効としない ※2					訂正を全て認める 特許を維持する
YAB	訂正を認める （一部認容） 無効としない ※2					訂正を一部認める 特許を維持する
YB	訂正を認めない 無効としない			属する （申立て不成立）		訂正を認めない 特許を維持する
YC		訂正を認める（一部認容） ※3				
Z	無効とする（申立て全部成立）	訂正を認めない	特許登録しない		認めない、許可しない	特許を取り消す （申立て全部成立）
ZA	訂正を認める 無効とする（申立て全部成立） ※1		補正却下を取り消す 原査定の理由により拒絶すべきものである	属さない （申立て成立）		

分類	第1補助分類（審決等の結論）					
	無効・延長登録無効	訂　正	査定不服	判　定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
ZAA	訂正を認める（全部認容） 無効とする（申立て全部成立） ※2					訂正を全て認める 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZAB	訂正を認める（一部認容） 無効とする（申立て全部成立） ※2					訂正を一部認める 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZB	訂正を認めない 無効とする（申立て全部成立）		補正却下を取り消さない 原査定の理由により拒絶すべきものである	属さない（申立て不成立）		訂正を認めない 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZC	無効とする（申立て一部成立）					特許を取り消す （申立て一部成立）
ZD	訂正を認める 無効とする（申立て一部成立） ※1					
ZDA	訂正を認める（全部認容） 無効とする（申立て一部成立） ※2					訂正を全て認める 特許を取り消す （申立て一部成立）
ZDB	訂正を認める（一部認容） 無効とする（申立て一部成立） ※2					訂正を一部認める 特許を取り消す （申立て一部成立）
ZE	訂正を認めない 無効とする（申立て一部成立）					訂正を認めない 特許を取り消す （申立て一部成立）

※1　平成24年3月31日以前に請求された無効審判に用いる。
※2　平成24年4月1日以降に請求された無効審判に用いる。
※3　平成24年4月1日以降に請求された訂正審判に用いる。

（改訂 R5.12）

02—02.2 U
実用新案における審決の分類表

〔平成６年１月１日以降の出願〕

１．事件の種類別分類（U　.　－　（　））

第1桁（産業財産権等の種類）			第2桁（審級の種類）	第3～5桁（審判等の種類）	
U	実用新案	1	審判（判定を含む）		＜無　　効＞
				111	全部無効（平成１５年以前請求）
		5	再　　審	114	全　部　無　効
				121	一部無効（平成１５年以前請求）
		9	そ の 他	124	一　部　無　効
				2	判　　定
					＜除　斥　・　忌　避＞
				51	除　　斥
				52	忌　　避
				8	査　定　不　服
					＜中　間　決　定＞
				91	参加許否の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

2．判示事項別分類（U　.□−　（　））

(1) 登録無効

分類	判示事項	
0	審理一般（別表）	
1	実§3	登録要件
111	〃　①一	公知
112	〃　①二	公然実施
113	〃　①三	刊行物記載
121	〃　②	進歩性
13	〃　①柱書	物品
14	〃　①柱書	産業上利用性
15		発明者・出願人
151	実§11	共同出願
152	実§37①五	実用新案登録を受ける権利を有しない者の出願 非考案者・無継承の出願（平成24年3月31日以前出願）
16	実§3の2	拡大先願
161	〃	考案同一
162	〃	考案者同一
163	〃	出願人同一
2	実§4	登録を受けられない考案
24	〃	公序、良俗、衛生
4	実§7	先願
5		外国人の権利の享有、条約違反
51	実§2の5③	外国人の権利の享有
	実§37①三	条約違反の登録実用新案
	実§37①六	登録後の条約違反
531	実§5　④	詳細な説明の記載不備（平成7年6月30日まで）
534	〃　⑤一、二及び⑥	請求の範囲の記載形式不備（平成7年6月30日まで）
535	〃　⑤三及び⑥	請求の範囲の記載形式不備（平成7年6月30日まで）
536	〃　④	詳細な説明の記載不備
537	〃　⑥一、二及び三	請求の範囲の記載不備
538	〃　⑥四	請求の範囲の記載形式不備
556	実§2の2②	新規事項追加の補正

(2) 判　　定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	同　　一
2	利　　用
9	そ　の　他

(3) 別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示(→02—03 のⅣ)

3．第１補助分類（U　　.　　-□(　　)）

分類	第１補助分類（審決等の結論）		
	無　　効	判　　定	除斥・忌避、参加許否
X	審決却下	判定却下（特§135）	
XX	決定却下	決定却下（特§133）	決定却下
XA	訂正あり 審判請求を却下する（争いの請求項はすべて訂正により削除）		
Y	無効としない		認める、許可する
YA	訂正あり 無効としない	属する（申立成立）	
YB		属する（申立不成立）	
Z	無効とする（申立全部成立）		認めない、許可しない
ZA	訂正あり 無効とする（申立全部成立）	属さない（申立成立）	
ZB		属さない（申立不成立）	
ZC	無効とする（申立一部成立）		
ZD	訂正あり 無効とする（申立一部成立）		

（改訂 R5.12）

02—02.3　D

意匠における審決の分類表

１．事件の種類別分類（D　.　－　（　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（審判等の種類）	
D	意　匠	1	審　判		＜無　効＞
				11	無効（平成15年以前請求）
		5	再　審	113	無　効
				2	判　定
		9	その他		
					＜除斥・忌避＞
				51	除　斥
				52	忌　避
				7	補正却下決定不服
				8	査定不服
					＜中間決定＞
				91	参加許否の決定
				93	補正却下の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

2．判示事項別分類（D　　.□－　（　　））

(1) 無効、査定不服

分類	判示事項	
0	審理一般（別表）	
1	意§3	登録要件
11	〃	新規
111	〃 ①一	公知（類似も含む）
113	〃 ①二	刊行物記載（類似も含む）
12	〃	創作
121	〃 ②	容易に創作
13	〃 ①柱書	物品等
14	〃	工業上利用
15	意§15（→特§38）	共同出願
	意§17四	非創作者無承継出願
	意§48①三	非創作者無承継登録意匠
16	意§3の2	登録要件（先願意匠の一部）
2	意§5	登録を受けられない意匠
24	〃 一	公序、良俗
25	〃 二	出所混同
26	〃 三	機能不可欠形状のみ
3	意§10	関連意匠（類似意匠を含む）
4	意§9	先願
5	その他	
51	意§68③（→特§25）	外国人の権利の享有
	意§17二	条約違反の出願
	意§48①二	条約違反の登録意匠
	意§48①四	登録後の条約違反
52	意§7	一意匠一出願
6	意§8	組物意匠
62	意§8の2	内装の意匠

(2)　判　　定

分類	判　示　事　項
0	審 理 一 般（別表）
1	同一・類似
9	そ　の　他

(3)　補正却下不服、補正却下の決定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	図面（意匠の説明を含む）
2	物品等（物品の説明を含む）

(4)　別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

３．第１補助分類（D　．　-□(　))

分類	第1補助分類（審決等の結論）				
	無効	査定不服	補正却下不服	判定	除斥・忌避、参加許否
W		取り消して差戻し	取り消す		
WY		取り消して登録			
WZ		登録しない （当審拒絶理由）			
X	審決却下	審決却下	審決却下	判定却下 （特§135）	
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 （特§133）	決定却下
Y	無効としない				認める、許可する
YA				属する （申立成立）	
YB				属する （申立不成立）	
Z	無効とする	登録しない	取り消さない		認めない、許可しない
ZA				属さない （申立成立）	
ZB				属さない （申立不成立）	

（改訂 R5.12）

02—02.4　T

商標における審決の分類表

１．事件の種類別分類（T　.　－　（　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（審判等の種類）	
T	商　標	1	審　判		＜無　効＞
				11	全　部　無　効
		5	再　審	12	一　部　無　効
				13	更新登録無効（全部）（平成8年改正法前）
		9	そ の 他	14	更新登録無効（一部）（平成8年改正法前）
				17	書換登録無効（全部）
				18	書換登録無効（一部）
				2	判　定
					＜取　消　し＞
				31	全　部　取　消
				32	一　部　取　消
					＜除　斥　・　忌　避＞
				51	除　斥
				52	忌　避
					＜登録異議の申立て＞
				651	全　部　申　立　て
				652	一　部　申　立　て
				7	補正却下決定不服
				8	査　定　不　服
				81	書換査定不服
					＜中　間　決　定＞
				91	参加許否の決定
				92	登録異議についての決定（平成8年改正法前）
				93	補正却下の決定
				94	証拠保全の決定
				95	受継許否の決定

2．判示事項別分類（T　　.□—　（　　））

(1)　無効、査定不服、登録異議についての決定

分類	判　示　事　項	
0	審理一般・（別表）	
1	商§3　一般	商標の登録要件
11	〃　①一	普通名称
12	〃　①二	慣用されているもの
13	〃　①三	産地、販売地、品質、原材料など
14	〃　①四	ありふれた氏、名称
15	〃　①五	簡単でありふれたもの
16	〃　①六	1号から5号以外のもの
17	〃　②	使用による自他商品の識別力
18	商§3①柱書	業務の記載、商標の使用（意思）
2	商§4　一般	登録を受けられない商標
21	〃　①一	国旗、菊花紋章、勲章など
	〃　①二	条約国の紋章など
	〃　①三	国際機関の表示など
	〃　①四	赤十字の標章、記章など
	〃　①五	監督用、証明用の印章、記号など
	〃　①六	公益団体など営利を目的としないものの表示など
	〃　①九	博覧会の賞など
	〃　①十四	種苗法による登録名称と同一又は類似
22	〃　①七	公序、良俗
222	〃　①十九	不正目的の出願
23	〃　①八	他人の肖像、氏名、著名な芸名など
24	〃　①十三（平成23年改正法前）	消滅後1年を経過しない他人の商標
25	〃　①十　一般	周知商標
251	〃　①十	外観類似
252	〃　①十	称呼類似
253	〃　①十	観念類似
254	〃　①十	商品（役務）の類否
255	〃　①十	商標の周知
26	〃　①十一　一般	他人の登録商標
261	〃　①十一	外観類似
262	〃　①十一	称呼類似
263	〃　①十一	観念類似
264	〃　①十一	商品（役務）の類否
265	〃　①十一	商品と役務の類否
27	〃　①十一　一般	誤認混同一般
271	〃　①十五	出所の混同
272	〃　①十六	品質の誤認
28	〃　①十二	他人の登録防護標章
29	〃　①十七	ワイン・スピリッツの産地表示
3	商§7（平成8年改正前）	連合商標
4	商§8	先願
5	商§51②	悪意の使用により取り消された商標の再登録
	商§53②	使用権者の不正使用により取り消された商標の再登録
6	商§77③（→特§25）	外国人の権利の享有
	商§46①二～六	条約違反など、及び事後的無効事由
	商§15①二	条約違反など
7	商§21①（平成8年改正前）	更新登録
71	〃　一（同）	公益的不登録事由
72	〃　二（同）	登録商標の不使用
73	〃　三（同）	商標権者でない者の出願
74	商附則§13（平成8年法）	役務重複登録の更新
	商附則§17（同）	役務重複登録の更新無効

分類	判　示　事　項	
8	商§64	防護標章
81	〃	標章の同一
82	〃	商品（役務）の混同
83	〃	商標権者でない者の登録出願
84	〃	条約違反
9		その他
91	商§6	一商標一出願
92	商§15①四（平成8年改正前）	正当な権利者以外の代理人又は代表者による出願
93	商附則§6①（平成3年法）	使用に基づく特例の適用
941	商§4①十八 他	立体商標
942	商§7の2	地域団体商標
945	商附則§8①（平成18年法）	小売商標の使用に基づく特例の適用（平成19年4月1日から）
95	商附則§6（昭和34年法）	書換登録
951	〃　一（同）	商附則4条1項の要件
952	〃　二（同）	商標権者でない者の申請

(2)　取消し

分類	判　示　事　項	
0	審理一般（別表）	
1	商§50	不使用による取消し
11	〃	商標の同一性
12	〃	かけ込み使用を含めた商標の使用
3	商§51	権利者の不正使用による取消し
31	商附則§10（平成3年法）	〃
4	商§52の2	類似商標移転における混同による取消し
5	商§53	使用権者の不正使用による取消し
6	商§53の2	正当な権利者以外の代理人又は代表者による登録の取消し

(3)　判　　定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	同　　一
9	そ　の　他

(4)　補正却下決定不服・補正却下の決定

分類	判　示　事　項
0	審理一般（別表）
1	商　　標（役務）
2	商　　品

(5)　別表（審理一般の細分類）

分類	判　示　事　項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格（権利濫用に関する判断）、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

3．第１補助分類（T　．　-□(　))

分類	第１補助分類（審決等の結論）						
	無効、取消し	査定不服	補正却下不服	判　定	除斥・忌避、参加許否	付与前異議	付与後異議
W		取り消して差戻し	取り消す				
WY		取り消して登録				理由なし	
WZ		登録しない (当審拒絶理由)				理由あり	
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下 (特§135)			申立却下
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下 (特§133)	決定却下	申立て却下	申立書却下
Y	無効としない、 取り消さない				認める、 許可する		登録を維持
YA				属する (申立て成立)			
YB				属する (申立て不成立)			
Z	無効とする (請求全部成立) 取り消す (請求全部成立)	登録しない	取り消さない		認めない、 許可しない		登録を取消 (申立全部取消)
ZA				属さない (申立て成立)			
ZB				属さない (申立て不成立)			
ZC	無効とする (請求一部成立) 取り消す (請求一部成立)						登録を取消 (一部取消、 一部維持)

(改訂 R5.12)

02—02.5　P U D T
判決分類表

1．事件の種類別分類（　　.　－　（　　））

第1桁（産業財産権等の種類）		第2桁（審級の種類）		第3～5桁（裁判の種類）	
P	特　　許	3	高 裁 出 訴	X	審決及び決定の取消訴訟（注）
U	実 用 新 案	4	上　　告		
D	意　　匠	7	地 裁 出 訴	0	裁判
T	商　　標			01	通 常 訴 訟
E	そ　の　他			02	行政訴訟（審決等取消訴訟を除く）
				03	仮　処　分
				04	再　　審
				09	そ　の　他

（注）審決及び決定の取消訴訟判決の場合における第3～5桁は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の１．）の第3～5桁（審判等の種類）を使用する。また、審決取消訴訟判決の判示事項別分類は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の２．）を使用する。

〔例：特許全部無効審決維持の判決〕　P3112.121－ZZ（G11B）

2．判示事項別分類（注1）（　　.　－　（　　））

通常訴訟、仮処分、再審	
分類	判示事項
X	審理一般（注2）
1	権利範囲
11	同一、類似
12	利　　用
19	そ　の　他
2	先使用
3	差止請求権
4	侵害とみなす行為
5	推定
51	損害額の推定
52	過失の推定
53	生産方法の推定
6	信用回復の措置
9	その他

行政訴訟	
分類	判示事項
X	審理一般（注2）
1	処分取消
11	不受理処分取消
12	登録処分取消
2	不作為の違法確認
9	その他

（注１）審決取消訴訟判決の判示事項別分類は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の２．）を使用する。

（注２）審理一般の細分類は、審決分類の該当分類（→02—02.1～02—02.5の２．の別表）を使用する。

３．　第１補助分類（　　．　－□（　　））

判決の第１補助分類（結論）を付与するにあたって、前審（判）決を取り消す判決にはＷを、前審（判）決を維持する（請求棄却）判決にはＺを、却下の場合はＸを、それぞれ前審（判）決の第１補助分類の後に続けて記入する。

(1) 審決等取消訴訟関係の第一補助分類

a　査定系の審決又は決定に係る取消訴訟判決の例

審決		高裁判決		最高裁判決	
請求不成立	Z WZ	審決取消	ZW WZW	原判決取消	ZWW WZWW
				原判決維持	ZWZ WZWZ
		審決維持	ZZ WZZ	原判決取消	ZZW WZZW
				原判決維持	ZZZ WZZZ

（注）審決は、Z、WZ 以外の場合もある（→02—02.1、02—02.3、02—02.4 の３．の分類表）。

b　当事者系又は訂正の審決に係る取消訴訟判決・決定の例

審決		高裁判決･決定(注)		最高裁判決	
無効としない 訂正を認める 取り消さない	Y	審決取消	YW	原判決取消	YWW
				原判決維持	YWZ
		審決維持	YZ	原判決取消	YZW
				原判決維持	YZZ
無効とする 取り消す 訂正を認めない 一部無効とする 一部取り消す	Z ZC	審決取消	ZW ZCW	原判決取消	ZWW ZCWW
				原判決維持	ZWZ ZCWZ
		審決維持	ZZ ZCZ	原判決取消	ZZW ZCZW
				原判決維持	ZZZ ZCZZ

（注）平成 15 年改正特§181②に規定される差戻し決定による審決取消については、
審決の結論コードに「V」を付加し、YV、ZV、ZCV などとする。
審決は、Y、Z、ZC 以外の場合もある（→02—02.1～02—02.4 の３．の分類表）。

c　特許（商標登録）異議の申立てに係る取消決定取消訴訟判決の例

審決		高裁判決		最高裁判決	
取り消す 一部取り消す	Z ZC	決定取消	ZW ZCW	原判決取消	ZWW ZCWW
				原判決維持	ZWZ ZCWZ
		決定維持	ZZ ZCZ	原判決取消	ZZW ZCZW
				原判決維持	ZZZ ZCZZ

（注）審決は、Z、ZC 以外の場合もある（→02—02.1、02—02.4 の３．の分類表）。

(2) 通常訴訟、仮処分、再審判決の第一補助分類

地裁判決		高裁判決		最高裁判決	
侵害あり 不正競争あり （申立成立）	YA	原判決取消	YAW	高裁判決取消	YAWW
				高裁判決維持	YAWZ
		原判決維持	YAZ	高裁判決取消	YAZW
				高裁判決維持	YAZZ
侵害あり 不正競争あり （申立不成立）	YB	原判決取消	YBW	高裁判決取消	YBWW
				高裁判決維持	YBWZ
		原判決維持	YBZ	高裁判決取消	YBZW
				高裁判決維持	YBZZ
侵害なし 不正競争なし （申立成立）	ZA	原判決取消	ZAW	高裁判決取消	ZAWW
				高裁判決維持	ZAWZ
		原判決維持	ZAZ	高裁判決取消	ZAZW
				高裁判決維持	ZAZZ
侵害なし 不正競争なし （申立不成立）	ZB	原判決取消	ZBW	高裁判決取消	ZBWW
				高裁判決維持	ZBWZ
		原判決維持	ZBZ	高裁判決取消	ZBZW
				高裁判決維持	ZBZZ

(3) 行政事件訴訟判決の第一補助分類

(審決取消訴訟関係の第一補助分類 →３．(1)ａ、ｂ)

地裁判決		高裁判決		最高裁判決	
処分取消	W	原判決取消	WW	高裁判決取消	WWW
				上告棄却（高裁判決維持）	WWZ
		請求棄却（原判決維持）	WZ	高裁判決取消	WZW
				上告棄却（高裁判決維持）	WZZ
請求棄却	Z	原判決取消	ZW	高裁判決取消	ZWW
				上告棄却（高裁判決維持）	ZWZ
		請求棄却（原判決維持）	ZZ	高裁判決取消	ZZW
				上告棄却（高裁判決維持）	ZZZ

(改訂 R5.12)

02—03　ＰＵＤＴ

審決分類及び判決分類付与の指針

Ⅰ　一　般

１．審決、異議決定、判決など（以下「審決等」という。）の審決分類又は判決分類（→02—02 の１．）として、複数の「判示事項別分類」を付与する場合は、主要なものを主分類とし、それ以外のものを副分類とする。

副分類は、主分類の「判示事項別分類」の下に、以下のようにピリオド（．）の位置を揃えて併記する。

〔例１〕　P1651.113-Z（H04N）　…… 主分類
　　.02　　…… 副分類

〔例２〕　D1113.121-Z（L4-2）
　　.03

２．上位分類と下位分類がある分類項目について、上位分類は、下位分類のいずれにも属さない事項のみを分類する。

（注１）上位分類と下位分類の両方に該当する事項については、下位分類のみを付与する（上位分類は付与しない）。

（注２）付与対象の事項が複数あり、上位分類と下位分類の両方に該当する事項と、上位分類にのみ該当する（下位分類に該当しない）事項とがある場合は、下位分類と上位分類を併記する。

３．「審理一般０」の細分類の各項目の内容は、IV の表に掲げるとおりである。

Ⅱ　審決分類

１．各種中間決定における分類付与の注意

(1) 補正却下の決定には、第１補助分類（結論）は記入しない。

〔例１〕　T193.1-（103）

〔例２〕　D193.2-（L4-2）

(2) 参加許否の決定及び受継許否の決定には、判示事項別分類は記入しない。

参加許否の決定がされた事件の審決には、副分類として 091（→02—02.1～02—02.4 の別表（審理一般の細分類））を併記する。

〔例〕　D191.-Z　……　参加許否の決定
　　D1113.11-Z（117）…… 参加許否の決定がされた事件の審決
　　.091

前記各種決定の際に付与する審決及び決定分類を以下の表に例示する。

決定の種類	審決・決定別分類記載例
特許異議の申立てについての決定 （平成 27 年 4 月 1 日施行）	決定…… P1651.113-Y 決定…… P1652.121-Z
商標登録異議の申立てについての決定 （平成 9 年 4 月 1 日施行）	決定…… T1651.262-Y(011) 決定…… T1651.262-Z(040) 決定…… T1651.13 -ZC(038) 決定…… T1652.272-ZD(030)
参加許否の決定	決定…… D191.　　-Z
参加許否の決定がされた事件の審決	審決…… D1113.11 -Z(17) .091
受継許否の決定	決定…… D195.　　-Z

2．　査定系審判において、原査定の拒絶理由を支持することはできないが、当審若しくは前置審査における拒絶理由又は前審における他の拒絶理由によって審判の請求は成り立たない旨の審決をする場合には、結論の分類として WZ を記入する。

3．　除斥、忌避事件の決定には判示事項に関する分類は付与しない。
〔例〕　U151.-Y(D04H)

4．　「全部無効（取消し）」及び「一部無効（取消し）」に関する分類付与例
〔例〕

P1113.111-Z	(C07D)	全部無効の請求成立
P1123.111-Z	(C07D)	一部無効の請求成立
P1113.111-ZC	(C07D)	全部無効の請求一部成立
P1123.111-ZC	(C07D)	一部無効の請求一部成立
T131.1-Z	(4)	全部取消しの請求成立
T132.1-Z	(4)	一部取消しの請求成立
T131.1-ZC	(4)	全部取消しの請求一部成立
T132.1-ZC	(4)	一部取消しの請求一部成立

5．　特許において独立特許要件の「判示事項別分類」（575 又は 856）を付与する場合は、その下に、独立特許要件で判断した事項（例えば、進歩性であれば 121。複数ある場合は主要なもの全て）を付与する（→02—02.1 の 2．(1)(注)）（→ 9．(1)ア～ウ、オ、 9．(3)）。

6．　判定事件における留意点
(1) 判定事件における「判示事項」のうち「利用」とは、例えば（イ）号のものの実施が本件権利の実施を要するか否かというように、権利の利用関係を論じた場合

である。

(2) 判定事件において、対象物の双方が権利であって、両者の分類が同じときは、第2補助分類の末尾に=の記号を付記し、両者の分類が異なるときは、=のあとに他方の類付号を付記する。

〔例〕

- 分類を同じくする権利対権利の場合
  P 12.2-YA (A01D=)
- 分類を異にする権利対権利の場合
  P 12.1-ZB (D01H=B65H)

7． 「再審事件」の審決は、「審級の種類」を5とする（→02―02.1～02―02.4の1．）。

〔例〕 U 5112.01-X (B01J)

8． 審判官が指定した審決分類又は判決分類は、審判長が確認する。

9． 審決分類の使用例

(1) 特許拒絶査定不服審判についての事例

ア． 特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断し、

（イ）前審の拒絶理由（特§29①三）では拒絶すべきでないと判断し、

（ウ）当審の拒絶理由（特§29②）で拒絶査定を維持する審決をした。

P18.121-WZB
.575
.121

イ． 特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の拒絶理由（特§29の2）では拒絶すべきでないと判断し、

（イ）当審で拒絶理由（最後、特§29①三）を通知したところ、

（ウ）補正書が提出されたが、当該補正を補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113-WZ
.575
.121

ウ． 特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持

し、却下は適法と判断し、
（イ）前審の拒絶理由（特§29の2）では拒絶すべきでないと判断し、
（ウ）当審で拒絶理由（最後、特§29①三）を通知したところ、補正書が提出されたが、補正により新規事項が追加されたとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113-WZB
.575
.121

エ．特許拒絶査定不服審判において、
（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、
（イ）当審は、当該補正により新規事項が追加されたとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断し、
（ウ）前審の拒絶理由（特§29②）で拒絶査定を維持する審決をした。

P 18.121-WZB
.561

オ．特許拒絶査定不服審判において、
（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられ、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断に誤りがあったものと認め、却下を不適法と判断し、
（イ）却下された補正後の発明について、前審の拒絶理由（特§29②）では拒絶すべきでないと判断し、
（ウ）却下された補正後の発明を特許すべきものと認める旨の審決をした。

P 18.121-WYA
.575
.121

(2) 特許無効審判の事例
特許無効審判において、訂正請求を訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により認めず、特§29①三により、特許無効と審決した。

P 1112.113-ZB
.841

(3) 訂正審判の事例
訂正審判において、訂正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの理由により、訂正を認めない審決をした。

P 141.856-Z
.121

(4) 特許異議の申立ての事例
特許異議の申立てにおいて、訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により訂正を認めず、特§29②により、特許取消しの決定をした。

P 1651.121-ZB

.841

１０．　商標の場合、第２補助分類の記入内容と公報上の表示が異なる。

〔例〕　(103) →(3)、(211) →(旧 11)

記入　公報　　記入　　公報

Ⅲ　判決分類

１．　判決において、２以上の結論がある場合は、それぞれの分類を併記する。

２．　審決取消訴訟に関する判決の「裁判の種類」及び「判示事項」の分類標数は、02—02（P・U）、02—02（D）及び 02—02（T）の「審判の種類」及び「判示事項」に従う。

３．　審決取消訴訟以外の行政訴訟に関する判決の「裁判の種類」は、02 とする。

〔例〕　　P 702.11-Z（C08L）

４．　判決の第１補助分類（結論）は、前審（判）決の第１補助分類の後に続けて記入するが、この場合、「再審事件」の判決、審決、決定の第１補助分類には（　）を付す。

〔例１〕　　U 3112.01-（X）Z（G11B）

（再審事件の審決に対する出訴事件の高裁判決）

〔例２〕　　U 3112.01-Z（X）（G11B）

（審決取消訴訟に関する確定判決に対する再審事件の高裁判決）

〔例３〕　　U 4112.01-Z（X）Z（G11B）

（〔例２〕の高裁判決に対する上告事件の最高裁判決）

〔例４〕　　P 704.01-（X）（G11B）

（特許権侵害訴訟に関する確定判決に対する再審事件の地裁判決）

〔例５〕　　P 301.01-（X）Z（G11B）

（〔例４〕の地裁判決に対する控訴事件の高裁判決）

（改訂昭 60．3．30）

５．　産業財産権以外の関連判決（著作権関係判決、不正競争防止法関係判決など）の「産業財産権等の種類」は、E とする（→02—02.5 の１．）。

Ⅳ　審理一般の分類定義又は例示分類

<table>
<tr><th>分類</th><th>判示事項</th><th colspan="2">定義又は例示</th></tr>
<tr><td>0</td><td>審理一般</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">01</td><td>申立書請求書の表示</td><td colspan="2">料金不足；住所、氏名、権利番号などの相違；一定の申立てまたは理由の不備</td></tr>
<tr><td>請求</td><td colspan="2">審判管轄事項以外の請求（例えば先使用権確認の請求）；代理権（例えば委任状の不備）</td></tr>
<tr><td>02</td><td>利害関係
当事者適格
請求の利益</td><td colspan="2">実施権者の無効審判請求；査定、審決を受けた者または権利共有者の一部の請求；前権利者または法人権利者の代表者個人を相手とする請求；権利消滅後の判定請求</td></tr>
<tr><td>03</td><td>出願日、優先日
請求日、申立日</td><td colspan="2">出願日、優先日または請求日の認定；除斥期間または請求期間経過後の請求、異議申立期間経過後の申立て</td></tr>
<tr><td>04</td><td>対象物</td><td colspan="2">無効となった権利または出願中のものを対象とする請求；判定請求における（イ）号の不備、不明確、複数など；２個の権利を対象とする請求；補正書採否の形式的判断（08 を参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">05</td><td>審理方式</td><td>審理の一般的方針又は基準</td><td rowspan="2">ただし、01～04、06～08 に分類されるものを除く</td></tr>
<tr><td>審理手続</td><td>査定、審理手続の適法性</td></tr>
<tr><td>06</td><td>証拠</td><td colspan="2">証拠の採否、証拠調べ手続；実地検証、鑑定など</td></tr>
<tr><td>07</td><td>一事不再理</td><td colspan="2">一事不再理に関するもの</td></tr>
<tr><td>08</td><td>要旨認定</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>081</td><td>権利のもの</td><td>登録されて権利となったものの要旨認定</td><td rowspan="2">補正書採否の実質的判断（04 を参照）；請求範囲として記載された事項以外のものについての判断</td></tr>
<tr><td>082</td><td>権利でないもの</td><td>出願中、または（イ）号の要旨認定</td></tr>
<tr><td>09</td><td>その他</td><td colspan="2">01～08 に分類されない判示事項</td></tr>
<tr><td>091</td><td>参加</td><td colspan="2">各種の参加許否決定があったもの</td></tr>
<tr><td>092</td><td>異議</td><td colspan="2">各種の異議決定があったもの（平成 7 年 12 月までの異議の申立てのみ適用）</td></tr>
</table>

（改訂 R5.12）

07—01　P U D T

審判廷

1．　審判廷は、審判官が審判手続（特許（商標登録）異議の申立て、判定に関する手続を含む。）のうち口頭審理及び証拠調べを行う場所をいう。

2．　審判廷は、原則特許庁内で開くものとするが、審判長は、必要と認めるときは、特許庁外の適当な場所を審判廷に定めることができる。

3．　審判廷では、期日における口頭審理及び証拠調べを行う。

4．　審判廷は、三人又は五人の審判官及び審判書記官が列席して開かれる。
　審判廷における審判官などの定位置は、原則として別記審判廷構成図のとおりである。

5．　審判長は、開廷中審判の審理を指揮し、審判廷の秩序の維持に努める（特§138②、実§41、意§52、商§56）。
　審判廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない（特施規§54、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。
　審判長は、携帯電話等の電源を切ることを要請したり、大きな声で話をすることや大きな音を立てないように注意するなど、審判の審理進行や審判廷の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。なお、審判廷内での水分の補給は認められている。

6．　審判長は、口頭審理を公開しないで行う（特§145⑤ただし書、実§41、意§52、商§56①）ときは、傍聴人を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。

審判廷構成図（例）

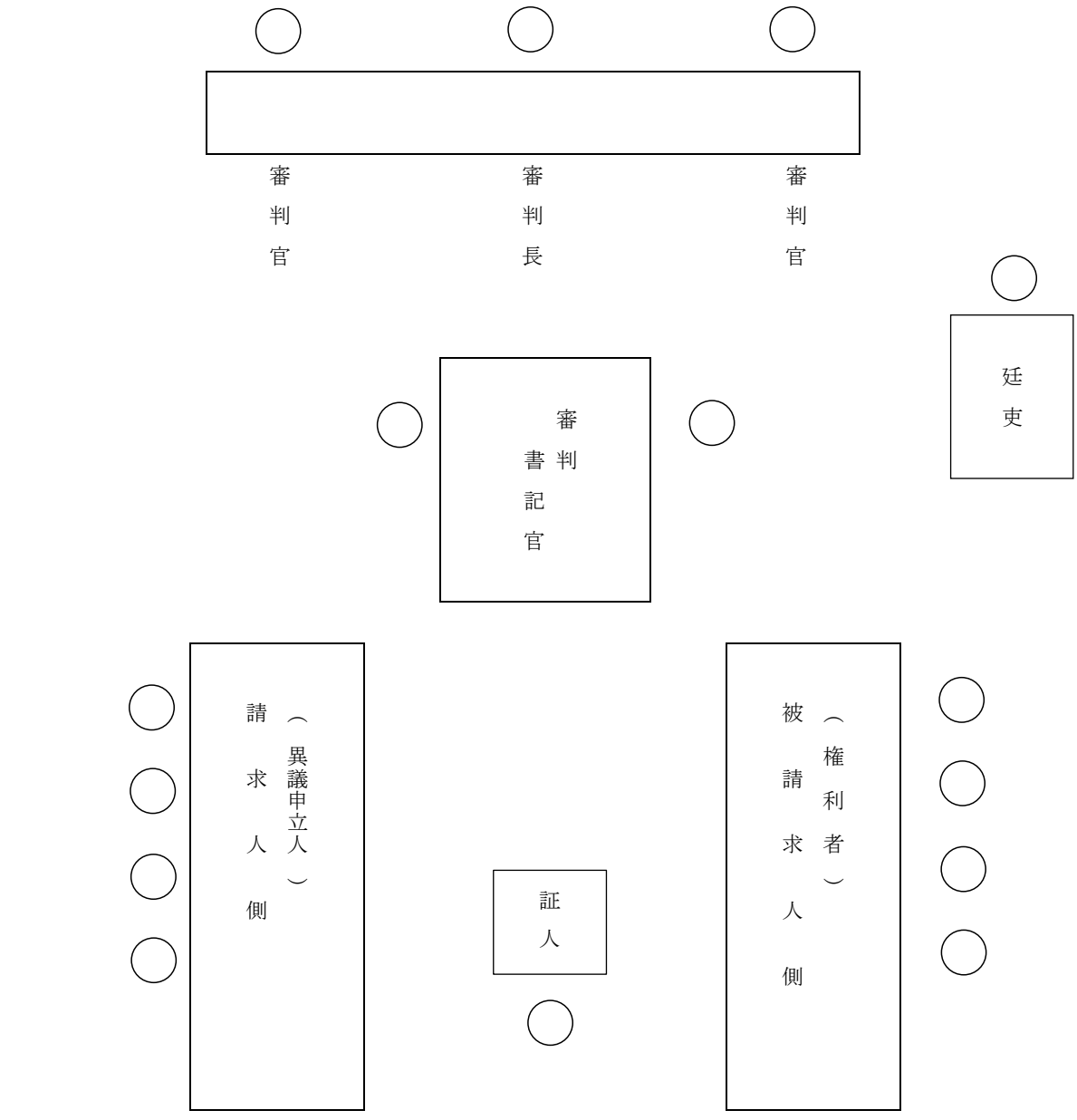

注）（　）内は、特許異議申立事件において証拠調べを行う場合、又は、商標登録異議申立事件において口頭審理若しくは証拠調べを行う場合。
廷吏の席には、審判廷の機器操作等のために特許庁職員が座ることがある。
廷吏の職務を審判書記官が代わって行うこともある。

（改訂 R5.12）

07—02　ＰＵＤＴ

審判廷における廷吏の職務

審判（特許（商標登録）異議の申立て、判定を含む）事件について、口頭審理又は証拠調べを行うため、審判廷を開廷するときは、廷吏は審判長の指揮に従い、以下の職務を行う。

１．審判書記官から口頭審理及び証拠調べの立ち会いの連絡を受けたときは、審判廷内廷吏席につく。

２．当事者などが入廷し始めたときは、それぞれ定位置に着席させたのち、審判書記官に出頭状況を連絡する。

３．審判官が入廷したときは「御起立願います。」と呼んで全員の起立を求める。

４．全員起立ののち、審判長の礼に倣い全員が礼をする。このとき「礼」という号令はかけない。

５．事件の呼上げをする（→33—05）。

６．証人尋問の初めに証人が宣誓書を読みあげるときは「御起立願います。」と呼んで全員の起立を求める。

７．証人が２名以上のときは、証人全員が宣誓書の署名を終えたのち、審判長の指示に従って、のちに尋問する証人を控室に案内して待機させ、審判長の指示に従って順次証人を審判廷に呼び戻す。

８． 証拠物件その他当事者、証人と審判官との間に往復する物件があるときは、審判長の指示に従ってすみやかにその持ち運びを行う。

９． 証人尋問を行ったとき、審判長が証人尋問を終了する旨を告げても、引き続き口頭審理に移行するときは、全員の起立を求めない。

１０． 証人に対する旅費、日当等の支払のため、尋問が終った証人に必要な措置をする（→35―01 の５．(3)）。

１１． 開廷中は制服、制帽を着用し、礼節を保持し、審判廷の秩序を乱すような言動のある者、不行儀な傍聴人などがあるときは、その者に対して「審判長から注意を受けるといけませんから、自重してください。」と小声で注意し、特に審判長から指示を受けたときは、その指示に従って言動を取り締り、退廷させるなどの処置をとる。

１２． 閉廷にあたって、審判長が口頭審理又は証拠調べを終了する旨を告げたときは「御起立願います。」と呼んで全員の起立を求める。全員起立ののち「礼」の号令をかけないことは開廷の際と同様である。

１３． 全員退廷のあと、遺失物の有無の点検、備品の整頓などを行う。

なお、以上の職務を審判書記官が廷吏に代わって行うこともある。

（改訂 R5.12）

10—02　ＰＵＴ

権利付与前の情報提供

１．意義

情報提供制度は、昭和45年の出願公開制度の導入に伴い、審査の的確性及び迅速性の向上に資することを目的として、特許法施行規則に規定された（特施規§13の2）。

また、商標についても、平成8年の登録異議申立制度の導入に伴い、審査の的確性及び迅速性の向上を図り、瑕疵ある商標権の発生を未然に防止することを目的として、商標法施行規則に規定された（商施規§19）。

２．概要

(1) 情報提供者

何人も情報提供をすることができる（特施規§13の2①、商施規§19①）。

また、情報提供者の氏名（名称）、住所（居所）などは省略することができるので、匿名での情報提供も可能である（特施規§13の2③、商施規§19③）。

(2) 情報提供の対象となる出願

情報提供は、特許庁に係属している特許出願及び商標登録出願についてすることができる（特施規§13の2①、商施規§19①）。特許庁に係属しなくなった特許出願及び商標登録出願（例えば、拒絶査定の確定した特許（商標）出願、放棄、取り下げられた特許（商標）出願、却下された特許（商標）出願又は既に特許権（商標権）の設定登録がされた特許（商標）出願）については、情報提供をすることはできない。なお、審査請求の有無は問わない。既に特許権の設定登録がされたものに対する情報提供については、権利付与後の情報提供制度（→10—04）を参照。

(3) 提供することができる情報の種類

特定の拒絶理由に限って情報を提供することができる（特施規§13の2①、商施規§19①）。

ア 特許

具体的には、新規事項追加の補正（特§17の2③）、非発明（特§29①柱書）、産業上利用可能性欠如（特§29①柱書）、新規性欠如（特§29①）、進歩性欠如（特§29②）、拡大先願（特§29の2）、先願（特§39①～④）、明細書の記載要件違反（特§36④）、特許請求の範囲の記載要件違反（特§36⑥一～三）、原文新規事項（特§36の2②）に限られる。

イ 商標

具体的には、商標登録の要件（商§3）、商標登録を受けることができない商標（商§4①一、六～十一、十五～十九）、地域団体商標の登録要件（商§7の2①）、先願（商§8②、⑤）に限られる。

(4) 提供することができる資料

情報提供に伴って特許庁に提出することができるものは「書類」に限られ、書類以外の物件（例えば、装置の動作を撮影したＤＶＤ）を提出することはできない。具体的には、「刊行物」や「特許出願･実用新案登録出願の願書に添付した明細書･特許請求の範囲･図面の写し」が代表例であるが、カタログ、実験成績証明書等の「その他の書類」も提出可能である（特施規§13の2①柱書、商施規§19①柱書）。

(5) 提供された情報に基づいて拒絶理由があるか否か決定するために、証拠調べを行う必要があるときの取扱い

無効審判制度や特許（商標登録）異議申立制度の趣旨を踏まえ、その提供された情報の採用により、事件に係る出願の発明の特許性（商標の登録性）が否定される蓋然性が高いときに限り、職権探知主義に基づき証拠調べを行う。

(6) 刊行物等提出書の方式

情報を提供するにあたっては、所定の様式により「刊行物等提出書」を作成する（特施規§13の2②様式20、商施規§19②様式20）。

その際、上記(4)の提出書類により当該特許（商標）が上記(3)の拒絶理由に該当するものであるとする理由を、明確に記載することが必要である。

匿名で提出するときは、刊行物等提出書の【提出者】及び【代理人】の【識別番号】、【住所又は居所】、【氏名又は名称】を「省略」と記載する。提出する刊行物等は引用箇所を下線、枠囲み等で指摘することが望ましい。

(7) 刊行物等提出書の提出方法

情報提供は、書面、あるいはインターネット出願ソフトを用いたオンライン手続によって提出可能であり、書面及びオンライン手続いずれの方法で情報提供をしても手数料は必要ない。なお、「刊行物等提出書」を書面で提出するときには以下の宛先に郵送する。

〒100-8915　東京都千代田区霞が関 3-4-3　特許庁長官

(8) 情報提供者へのフィードバック

情報の利用状況については、提供者の希望によりフィードバックを行う。

その内容は、

ア 提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知に既に利用されていたか、

イ 情報提供後の第 1 回目の拒絶理由通知に利用されたかどうか、

である（情報提供後の第 2 回目以降の拒絶理由通知に利用されたかどうか、及び最終的な審理の結果についてはフィードバックする必要はない。）。

(9) 審判請求人への通知

情報提供があった事実は審判請求人に通知する。

(10) 提供された情報の閲覧

提供された情報は閲覧に供する。

なお、電子出願事件に対して提供された情報のうち、電子化に適したものは電子化書類として閲覧に供する。

(11) 提供された情報についての審理での利用状況の記録の作成

出願書類の閲覧によって調べることが可能であるので、作成しない。

(12) 情報提供者の当該情報に関する釈明・面接等の機会

情報提供者は審判における当事者ではないので、当該情報に関する釈明や対象出願の特許（商標登録）の登録性についての説明等のために面接等により審判官と情報提供者とが連絡をとることは認められない。また、特§134④（商§56①で準用するときを含む）により審判長が書類等の提出を求める対象者とはしない。

（改訂 R5.12）

10—04　P U

権利付与後の情報提供

１．意義

特許（実用新案登録）を受けることができない発明（考案）に対して特許（実用新案登録）が付与されている事態は、あるべき姿とはいえない。その点では、権利の有効性についての情報を収集する手段を充実するために、特許（実用新案登録）付与後においても情報提供を認めることは有意義である。

そこで、特許法施行規則及び実用新案法施行規則に特許（実用新案登録）付与後の情報提供制度が規定されている（特施規§13の3、実施規§22の2）。

以下、特許についての権利付与後の情報提供制度について詳述し、実用新案登録については条文の参照にとどめる。

(1) 権利付与後の情報提供制度の利点としては、以下の点が挙げられる。

ア 特許権者が、特許の活用に際して提供情報を事前に検討することができるとともに、必要に応じて特許の瑕疵を訂正審判により解消することができるため、不要な紛争を事前に防止することができる。

イ 無効審判を請求しようとする者が、それまでに提供された情報を参考にして無効審判請求をし、より充実した無効理由･証拠を提示することができ、特許の見直し機能を補完することができる。

ウ 無効審判が請求された際又は特許異議の申立てがあった際には、合議体が職権審理の裁量権を有するところ、合議体が適切と認めた場合には、提供情報を職権審理の対象とすることもでき、より迅速･的確な審理が期待できる。

(2) 無効審判及び特許異議の申立てと権利付与後の情報提供との比較

	無効審判	特許異議の申立て	付与後情報提供
請求人・申立人・情報提供者	利害関係人のみ	何人も（匿名不可）	何人も（匿名可）
請求期間・申立期間・情報提供期間	権利設定後いつでも可	特許掲載公報発行の日から６月	権利設定後いつでも可
審理の有無	有り	有り	無し（無効審判、特許異議申立て事件において職権審理の対象になる可能性あり）
審理への関与	当事者として関与	訂正請求があった場合には意見書提出による関与	関与なし
処分に対する不服申立て	審決について東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴え提起可	取消決定については、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴え提起可 維持決定については訴え提起不可	不服申立ての手段なし
料金（円）	49,500＋（請求項の数×5,500）	16,500＋（請求項の数×2,400）	無料

２．概要

(1) 情報提供者

何人も権利付与後の情報提供をすることができる（特施規§13の3①、実施規§22の2①）。

また、情報提供者の氏名（名称）、住所（居所）などは省略することができるので、匿名での情報提供も可能である（特施規§13の3③、実施規§22の2③）。

(2) 情報提供の対象となる権利

全ての特許（実用新案登録）が対象となる。

(3) 情報提供ができる時期

権利の設定登録後はいつでも情報提供することができる（特施規§13の3①、実施規§22の2①）。

(4) 提供できる情報の種類

特§123①各号に掲げる無効理由の全てではなく、特定の無効理由に限って、当該特許がその無効理由に該当する旨の情報を提供することができる（特施規§13の3①各号、実施規§22の2①各号）。

具体的には、新規事項追加の補正（特§17の2③）、非発明（特§29①柱書）、産業上利用可能性の欠如（特§29①柱書）、新規性欠如（特§29①）、進歩性欠如（特§29②）、拡大先願（特§29の2）、先願（特§39①～④）、明細書の記載要件違反（特§36④一）、特許請求の範囲の記載要件違反（特§36⑥一～三）、原文新規事項（特§36の2②）、不適法訂正（特§120の5②ただし書、特§126①ただし書、⑤～⑦、§134の2①ただし書）に限られる。

これに対し、外国人の権利能力欠如（特§25）、公序良俗違反（特§32）、共同出願要件違反（特§38）、条約違反（特§123①三）、冒認出願（特§123①六）、後発的無効事由（特§123①七）については、提供できる情報とされていない。

(5) 提出することができる資料

情報提供に伴って特許庁に提出することができるものは「書類」に限られ、書類以外の物件（例えば、装置の動作を撮影したＤＶＤ）を提出することはで

きない。具体的には、「刊行物」や「特許出願･実用新案登録出願の願書に添付した明細書･特許請求の範囲･図面の写し」が代表例であるが、カタログ、実験成績証明書等の「その他の書類」も提出可能である（特施規§13 の 3①柱書、実施規§22 の 2①柱書）。

(6) 刊行物等提出書の方式

情報を提供するにあたっては、所定の様式により「刊行物等提出書」を作成する（特施規§13 の 3②様式 20、実施規§22 の 2②様式 15）。

その際、上記(5)の提出書類により当該特許が上記(4)の無効理由に該当するものであるとする理由を、明確に記載することが必要である。

匿名で提出するときは、刊行物等提出書の【提出者】及び【代理人】の【識別番号】、【住所又は居所】、【氏名又は名称】を「省略」と記載する。

提出する刊行物等は引用箇所を下線、枠囲み等で指摘することが望ましい。

(7) 刊行物等提出書の提出方法

情報提供は、書面、あるいはインターネット出願ソフトを用いたオンライン手続によって提出可能であり、書面及びオンライン手続いずれの方法で情報提供をしても手数料は必要ない。なお、「刊行物等提出書」を書面で提出する場合には以下の宛先に郵送する。

〒100-8915　東京都千代田区霞が関 3-4-3　特許庁長官

(8) 提供情報の格納と閲覧

情報提供の内容は、記録原本（システム）又は包袋に格納されて閲覧可能となる。

(9) 提供情報の合議体への配付

記録原本又は包袋に格納された情報提供の内容は、無効審判等の審判記録袋に出願記録とともに配付される。これにより、合議体が適切と認めた場合は、職権審理の対象とすることができる。

(10) 権利者への通知

特許庁は、権利者に対して、情報提供があった旨を通知する。

(11) 情報提供者の当該情報に関する釈明・面接の機会

情報提供者は、無効審判及び特許異議の申立ての当事者ではないから、当該情報に関する釈明や対象となる権利の登録性に関する説明等のために面接等

により合議体と情報提供者とが連絡をとることは認められない。

（改訂 R5.12）

11—01　P U D T

審判等の番号の通知

1．　特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたとき、特許（商標登録）異議の申立て等があったときは、その請求等に審判等の番号を付す。審判等の番号体系は、「審判番号体系一覧」のとおり。

2．　特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたときは、様式１により審判等の番号を当事者に通知する（特施規§48①、特施規§50の16、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、特施規§40、実施規§23⑨、意施規§19⑤、商施規§22④）。

3．　特許（商標登録）異議の申立てがあったときは、様式２により異議事件の番号を当事者に通知する（特施規§45の6、商施規§22⑤）。

　また、同一の特許（商標）権に対する異議の申立てごとに一連の番号として「申立番号」を設定する。最初の申立（申立番号０１）のときは、設定登録時の代理人にも異議事件の番号を通知する。

4．　拒絶査定不服審判請求について、請求人がオンラインで受領するときには、様式３の受領書が送信される。

5．　審判官・審判書記官の除斥・忌避の申立て又は証拠保全の申立てがあったときは、申立事件の番号を当事者に通知する。

6．　無効（延長登録無効、取消も含む。）審判の被請求人（権利者）に対しては、審判請求書副本を送達する（特§134①、実§39①、意§52、商§56①、§68④）ときに、審判番号並びに合議体を構成する審判官及び審判書記官の氏名（→12—01）を通知する。

審 判 番 号 体 系 一 覧

<table>
<tr><th colspan="2">種別</th><th>平成19年～</th><th>～平成5年</th><th>平成6～7年</th><th>平成8年</th><th>平成9年</th><th>平成10年</th><th>平成11年</th><th>平成12年</th><th>平成13～15年</th><th>平成16～18年</th></tr>
<tr><td colspan="2">拒絶査定不服審判</td><td>000001 ～ 199999</td><td rowspan="7">00001 ～ 50000</td><td colspan="3" rowspan="5">00001 ～ 40000</td><td colspan="4">00001 ～ 30000</td></tr>
<tr><td colspan="2">取消審判</td><td>300001 ～ 349999</td><td colspan="4">30001 ～ 35000</td></tr>
<tr><td colspan="2">無効審判（特許・旧実用）</td><td>800001 ～ 849999</td><td colspan="3" rowspan="3">35001 ～ 39000
（平成１６年３月受付分まで）</td><td>80001 ～ 88000</td></tr>
<tr><td colspan="2">無効審判（意匠）</td><td>880001 ～ 889999</td><td>88001 ～ 89000</td></tr>
<tr><td colspan="2">無効審判（商標）</td><td>890001 ～ 899999</td><td>89001 ～ 90000</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正審判</td><td>390001 ～ 399999</td><td colspan="4">39001 ～ 40000</td></tr>
<tr><td colspan="2">無効審判（新実用）</td><td>400001 ～ 409999</td><td colspan="7">40001 ～ 50000</td></tr>
<tr><td colspan="2">補正却下決定不服審判</td><td>500001 ～ 509999</td><td colspan="9">50001 ～ 60000</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定</td><td>600001 ～ 609999</td><td colspan="6">60001 ～ 70000</td><td colspan="3">60001 ～ 65000</td></tr>
<tr><td rowspan="10">マドリッドプロトコル</td><td>拒絶査定不服審判</td><td>650001 ～ 669999</td><td colspan="6" rowspan="10"></td><td colspan="3">65001 ～ 66000</td></tr>
<tr><td>取消審判</td><td>670001 ～ 679999</td><td colspan="3">66001 ～ 67000</td></tr>
<tr><td>無効審判</td><td>680001 ～ 684999</td><td colspan="3">67001 ～ 68000</td></tr>
<tr><td>異議申立て</td><td>685001 ～ 689999</td><td colspan="3">68001 ～ 69000</td></tr>
<tr><td>補正却下決定不服審判</td><td>690001 ～ 694999</td><td colspan="3">69001 ～ 69500</td></tr>
<tr><td>判定</td><td>695001 ～ 695999</td><td colspan="3">69501 ～ 69600</td></tr>
<tr><td>再審</td><td>696001 ～ 696999</td><td colspan="3">69601 ～ 69700</td></tr>
<tr><td>除斥</td><td>697001 ～ 697999</td><td colspan="3">69701 ～ 69800</td></tr>
<tr><td>忌避</td><td>698001 ～ 698999</td><td colspan="3">69801 ～ 69900</td></tr>
<tr><td>証拠保全</td><td>699001 ～ 699999</td><td colspan="3">69901 ～ 69999</td></tr>
<tr><td colspan="2">異議申立て（特許・旧実用）
（平成8年1月～平成15年12月）</td><td></td><td></td><td colspan="2">70001 ～ 95000</td><td colspan="4">70001 ～ 90000</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">異議申立て（特許）
（平成27年4月～）</td><td>700001 ～ 749999</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">異議申立て（商標）</td><td>900001 ～ 909999</td><td colspan="3"></td><td colspan="6">90001 ～ 95000</td></tr>
<tr><td colspan="2">再審</td><td>950001 ～ 959999</td><td colspan="2">70001 ～ 80000</td><td colspan="7">95001 ～ 96000</td></tr>
<tr><td colspan="2">除斥</td><td>960001 ～ 969999</td><td colspan="2">80001 ～ 85000</td><td colspan="7">96001 ～ 97000</td></tr>
<tr><td colspan="2">忌避</td><td>970001 ～ 979999</td><td colspan="2">85001 ～ 90000</td><td colspan="7">97001 ～ 98000</td></tr>
<tr><td colspan="2">証拠保全</td><td>980001 ～ 989999</td><td colspan="2">90001 ～ 95000</td><td colspan="7">98001 ～ 99000</td></tr>
<tr><td colspan="2">鑑定</td><td>990001 ～ 999999</td><td colspan="5"></td><td colspan="5">99001 ～ 99999</td></tr>
</table>

様式１　審判番号通知（審判、判定）

審判番号通知

令和　年　月　日
特許庁長官

（特許第１２３４５６７号）

請求日　令和　年　月　日
　審判（判定）請求書が提出されましたので、審判番号をお知らせします。

記
無効（判定）２０××－×００００１

お　知　ら　せ

１．審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。

２．電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。

３．相手方から特殊申請で提出された書面を電子媒体で受領する場合には、事前に受領する者の承諾が必要となります（特例法第 10 条第 2 項）。承諾に関しては特許庁 HP（制度・手続→審判→審判手続における電子特殊申請について）をご覧ください。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第×担当　審判　太郎
電話　03(3581)1101 内線 69XX
ファクシミリ　（　）

様式２　異議番号通知

異議番号通知

令和　年　月　日
特許庁長官

（特許（商標登録））第１２３４５６７号）

申立日　令和　年　月　日
上記に係る特許（商標）異議の申立ての番号は、下記のとおりですのでお知らせします。

記
異議２０××－×００００１
申立番号　０１

お　知　ら　せ

１．審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。

２．電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。

３．相手方から特殊申請で提出された書面を電子媒体で受領する場合には、事前に受領する者の承諾が必要となります（特例法第 10 条第 2 項）。承諾に関しては特許庁 HP（制度・手続→審判→審判手続における電子特殊申請について）をご覧ください。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第×担当　審判　太郎
電話　03(3581)1101 内線 69XX
ファクシミリ　（　）

（注）「記」の下の「異議２０××－×００００１」が異議番号。その下の「申立番号」は、同一の特許（商標）権に対する異議の申立てごとに付される一連の番号であり、異議番号ではない。

様式３　オンライン受領書

受領書

令和　　年　　月　　日
特　許　庁　長　官

識別番号　　１００ＸＸＸＸＸＸ
氏名（名称）　　基幹　太郎　　様

以下の書類を受領しました。

項番	書類名	整理番号	受付番号	提出日	出願番号通知（事件の表示）
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXXX	令和 XX.X.X	不服 20XX-XXXXXX (特願 20XX-XXXXXX)
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXXX	令和 XX.X.X	不服 20XX-XXXXXX (特願 20XX-XXXXXX)
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXXX	令和 XX.X.X	補正 20XX-XXXXXX (商願 20XX-XXXXXX)

以上

(改訂 R5.12)

11—02　ＰＵＤＴ

登録した権利を有する者への請求（申立て）の通知

審判長は、無効審判請求等（再審を含む）がされたときは、専用実施（使用）権者及びその他登録した権利を有する者（質権者など）に審判等の番号を通知する。

・無効（延長登録無効、取消も含む）審判請求がなされたとき、審判請求通知（様式１）

・特許（商標登録）異議の申立てがあったとき、異議申立通知（様式２、様式３）

（特§123④、特§115④、特§125の2③、実§37④、意§48④、商§46④、§43の4⑤、§55、§68④）。

（改訂 R5.12）

様式１
審判請求通知（当事者系：実施権者）

審判請求通知

令和　年　月　日
特許庁長官

（特許　第１２３４５６７号）

請求日　令和　年　月　日
　審判請求書が提出されましたので、審判番号をお知らせします。

記

無効２０××－×００００１

　この通知は専用実施権者である特許　太郎様に審判番号をお知らせするものです。

お　知　ら　せ

１．審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。

２．電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第×担当　審判　太郎
電話　03(3581)1101 内線 69XX
ファクシミリ　（　）

様式２
特許異議申立通知（異議：実施権者）

異議申立通知

令和　年　月　日
特許庁長官

（特許　第１２３４５６７号）

請求日　令和　年　月　日
　異議申立書が提出されましたので、異議番号をお知らせします。

記

異議２０××－７００００１
申立番号　０１

　この通知は専用実施権者である特許　太郎様に異議番号をお知らせするものです。

お　知　ら　せ

１．審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。

２．電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第×担当　審判　太郎
電話　03(3581)1101 内線 69XX
ファクシミリ　（　）

様式３
商標登録異議申立通知（異議：使用権者）

異議申立通知

令和　年　月　日
特許庁長官

（特許　第１２３４５６７号）

請求日　令和　年　月　日
　異議申立書が提出されましたので、異議番号をお知らせします。

記

異議２０××－９００００１
申立番号　０１

　この通知は専用使用権者である特許　太郎様に異議番号をお知らせするものである。

お　知　ら　せ

１．審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。

２．電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第×担当　審判　太郎
電話　03(3581)1101 内線 69XX
ファクシミリ　（　）

12—01　P U D T

審判官及び審判書記官の指定並びに指定変更通知

1．特許庁長官は、特許（商標登録）異議の申立て、審判、再審及び判定事件について、その審理を担当する合議体を構成する審判官、及び審判書記官を指定しなければならない（特§71②、§116、§117、§137①、§144の2①、§174①～④、実§26、§41、§45、意§25②、§52、§58②～④、商§28②、§43の5、§43の5の2①、§56①、§61、§68④⑤）。

2．当初指定又は指定の変更があったときはこれを通知しなければならない（特施規§40、§48②、§50の16、実施規§23⑨⑫、意施規§19⑤⑧、商施規§22④～⑥）

3．査定系事件のときは、審理開始の前に一定期間（上申書の提出や面接を要請するための期間）を確保して氏名を通知する。ただし、補正を命じるときや早期審理の対象とするとき、指定商品・役務の補正等により拒絶査定の理由が解消されるときなど、氏名通知後直ちに審理することがある。

4．当事者系事件及び異議申立事件のときは、答弁書等の手続を迅速に進めるため、審判請求書副本の送達等と併せて氏名を通知する。

5．特許出願の拒絶査定不服審判事件が、前置審査に付されたときは、審判官及び審判書記官の指定は前置解除後に行う。

6．参加人は除斥、忌避（→59—01）の申立てができる（特§140、§141①、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。したがって、参加人の参加が許可されたのちに指定の変更があったときは、参加人にもこれを通知する。

（改訂 H27.10）

12—04　P U D T

審判官の除斥・回避（前審関与）

1．審判官指定（→12—01）に当たっては、特§139①各号（実§41、意§52、商§56①、§68④）に定められた除斥の原因（→59—01）に該当する者は指定しない。

2．除斥の原因の一つとして、特§139①六（実§41、意§52、商§56①、§68④）には、「審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したときは、その職務の執行から除斥される。」と規定されている。よって、拒絶査定不服審判事件につき、審判官が以下のいずれかに該当するときには、指定しない。

(1) 特許

ア 拒絶査定前に

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）拒絶査定をした審査官

（ウ）補正却下の決定をした審査官

イ 前置審査で

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）前置報告をした審査官

(2) 意匠

拒絶査定前に

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）拒絶査定をした審査官

（ウ）補正却下の決定をした審査官

(3) 商標

拒絶査定前に

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）拒絶査定をした審査官

（ウ）補正却下の決定をした審査官

３．前記の法律上当然に除斥すべきもののほか、審判官の指定に当たっては除斥や忌避の原因（→59―01）に該当し得る場合を可及的に配慮し、原則、以下の者は指定しないこととする。

(1) 無効審判

ア 特許

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）特許査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）公告決定をした審査官

（オ）前置報告をした審査官

（カ）補正却下の決定をした審査官

イ 意匠

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）登録査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）補正却下の決定をした審査官

ウ 商標

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）登録査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）補正却下の決定をした審査官

(2) 実用新案登録無効審判

実用新案技術評価書を作成した審査官

(3) 特許（商標登録）異議の申立て

ア 特許

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）特許査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）前置報告をした審査官

（オ）補正却下の決定をした審査官

イ 商標

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）登録査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）補正却下の決定をした審査官

(4) 補正却下の決定不服審判

補正却下の決定の対象となった手続補正書に対して却下の決定をした審査官

(5) 前記２又は３(1)～(4)に該当する審査官を補佐し、該当する拒絶理由の通知等の審査に関する事務を処理した審査官補

４． 前審関与としない例

(1) 単に所属長として決裁をした審査長、室長等

５． なお、以下については、前審関与には当たらないため、実質上の回避（→59―01）はしない。

(1) 同じ権利に対する複数の無効審判事件

(2) 同じ権利に対する特許（商標登録）異議申立事件と無効審判事件

(3) 同じ権利に対する無効審判事件と訂正審判事件

(4) 拒絶査定不服審判事件と当該事件で権利化された権利に対する無効審判事件

(5) 拒絶査定不服審判事件と当該事件で権利化された権利に対する特許（商標登録）異議申立事件

(6) 同じ権利に対する判定事件と他の事件

(7) 審決が取り消されて裁判所から差戻された審判事件（→83―02.2）

（改訂 R5.12）

16—01　ＰＵＤＴ

ひな形、見本又は証拠物件の返還手続

審判事件（拒絶査定不服審判を除く）、判定事件、特許（商標登録）異議申立事件及びこれらの再審事件に提出された「ひな形、見本又は証拠物件」の返還は以下のとおり行う。

１．返還の手続

ひな形、見本又は証拠物件の返還を受けようとする者（以下、「返還申出人」という。）は、その提出の際に返還の申出をしなければならない（特施規§15①、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

事件の確定後に返還の手続を行う。なお、事件の確定前は、原則として返還しないが、申出に合理的な理由があり、審理に影響の無い場合は、一時的に返還することができる。

（１）返還の申出があったとき

ア　事件が確定した後に、返還申出人に返還する旨の通知（様式１）をする。

イ　返還申出人は返還する旨の通知（様式１）を受けた日から３０日以内に、受取の手続をしなければならない（特施規§15②、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。手続をしないときは、特許庁で一定期間保管後、処分することができる。（→１．（２）ア．イ.）

ウ　返還申出人は、以下の受領方法を申し出る。

①特許庁において受領する方法（あらかじめ日時を定めて返還を行う）。

②郵便等により特許庁以外で受領する方法。

なお、ひな形、見本又は証拠物件が著しく大型であり、その梱包及び運搬のために特殊な取扱いが必要である場合等で、郵便等として取り扱うことが困難なときは、返還申出人に運送業者の手配をさせ、特許庁職員の立会いの上で、当該運送業者が梱包及び搬出を行う。

エ　返還申出人は、ひな形、見本又は証拠物件の受領後、領収書（様式２）を

電子メール等で提出する。

（２）事件の確定までに返還の申出がないとき

事件の確定後、ひな形、見本又は証拠物件を提出した者に返還の要否を確認する。

返還をするときは、上記１.（１）のとおり行い、返還不要のときは以下のとおりとする。

ア　記録に連綴してあるひな形、見本又は証拠物件は、そのままとする。

イ　記録に連綴することのできないひな形、見本又は証拠物件は、特許侵害業務室の保管庫に保管し、保管庫の収容能力等を斟酌の上、適宜、処分することができる。

（改訂 R5.12）

（訂正 R7.3）

様式１（例　請求人宛ての場合）

ひな形・見本・証拠物件返還通知書

令和　　年　　月　　日

特　許　庁　長　官

審判請求の番号　　無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

(特許の番号)　　(特許第〇〇〇〇〇〇〇号)

請求人　　〇〇〇〇　　様

代理人弁理士　　〇〇〇〇（外〇名）　様

本件審判事件は確定しました。ひな形・見本・証拠物件の返還を希望される場合は本通知を受け取った日から３０日以内に以下の受取りの手続をしてください。

受取手続について

１．ひな形・見本・証拠物件を受領する方法を担当書記官に連絡してください。

特許庁で受領する場合は希望日時、特許庁以外で受領する場合はその旨を連絡してください。

(郵送の場合、郵送料分の切手を提出していただきます。)

２．ひな形・見本・証拠物件の受領後に領収書を電子メール等で提出してください。添付した領収書用紙を御利用ください。

※　審判課第〇担当電子メール　　〇〇〇@jpo.go.jp

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第〇担当　〇〇　〇〇

電話 03(3581)1101 内線 △△△△　　ファクシミリ　(　　)

様式２（例　特許庁長官宛ての場合）

ひな形・見本・証拠物件　受領書

令和　　年　　月　　日

特許庁長官　殿

１．審判番号　　無効○○○○－○○○○○○

２．返還申出人

住所　○○・・・・・・・・・・・・・○○

氏名　○○○○

３．代理人

住所　○○・・・・・・・・・・・・・○○

氏名　弁理士　○○○○

本事件における下記の物件を受領しました。

甲第○号証○○○○○のひな形（見本／証拠物件）１個

17—01　ＰＵＤＴ

書類の送達

１．送達する書類は、特許法、特許法施行令及び特許法施行規則に定められている書類のほか、当該書類を送付して送達を受けるべき者に手続上の権利・義務を生じさせる書類及び当該書類を送付して通知を受けるべき者に弁明若しくは意見を述べる機会を与える書類であり、特別の定めがあるときを除き、当該書類の謄本又は副本とする（特§189、実§55②、意§68⑤、商§77⑤、特施規§16①、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①、民訴規§40）。

２．審決、決定及び判定の謄本の当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者、特許（商標登録）異議申立人に対する送達は特別送達によって行う（特§190、実§55②、意§68⑤、商§77⑤、民訴§99、郵便法§49）。

３．ただし、特許（商標登録）異議の申立てについての決定、当事者系審判事件の審決について、審判課長が、当事者及び参加人等に特別の事情（訴訟事件に関し審決の謄本が早急に必要な場合など）があると認め、かつ、発送の段階にある場合は、当事者及び参加人等が審判課に出頭したときに限り、審判書記官は、前記決定、審決の謄本を当事者及び参加人等に対し交付して送達を行うことができる。

４．また、補充送達（特§190→民訴§106②）がされたときは、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官は、送達を受けた者にその旨を通知しなければならない（特施規§16③、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

（改訂 H27.2）

20—00　P U D T

審理事項の取扱い

1．審判請求、特許（商標登録）異議の申立ては、本案の審理に先だち、まず所定の方式要件を備えているか否かについて、審判書記官による方式調査、及び合議体による審理が行われる。

なお、当事者系審判、特許異議申立事件においては、審理用副本を用いて、方式についての調査、審理と並行し、本案審理の準備が行われる。

2．審判請求の方式についての調査、審理に伴う事務の流れは、以下に示す図のとおりである。

なお、図中には特許法の条文のみを示したが、これら条文は実§41、意§52、商§56①、§68④で準用されている。

3．審理の過程において提出される中間書類についても方式についての調査、審理を行う。

［査定不服］　特許（前置を除く）・意匠・商標

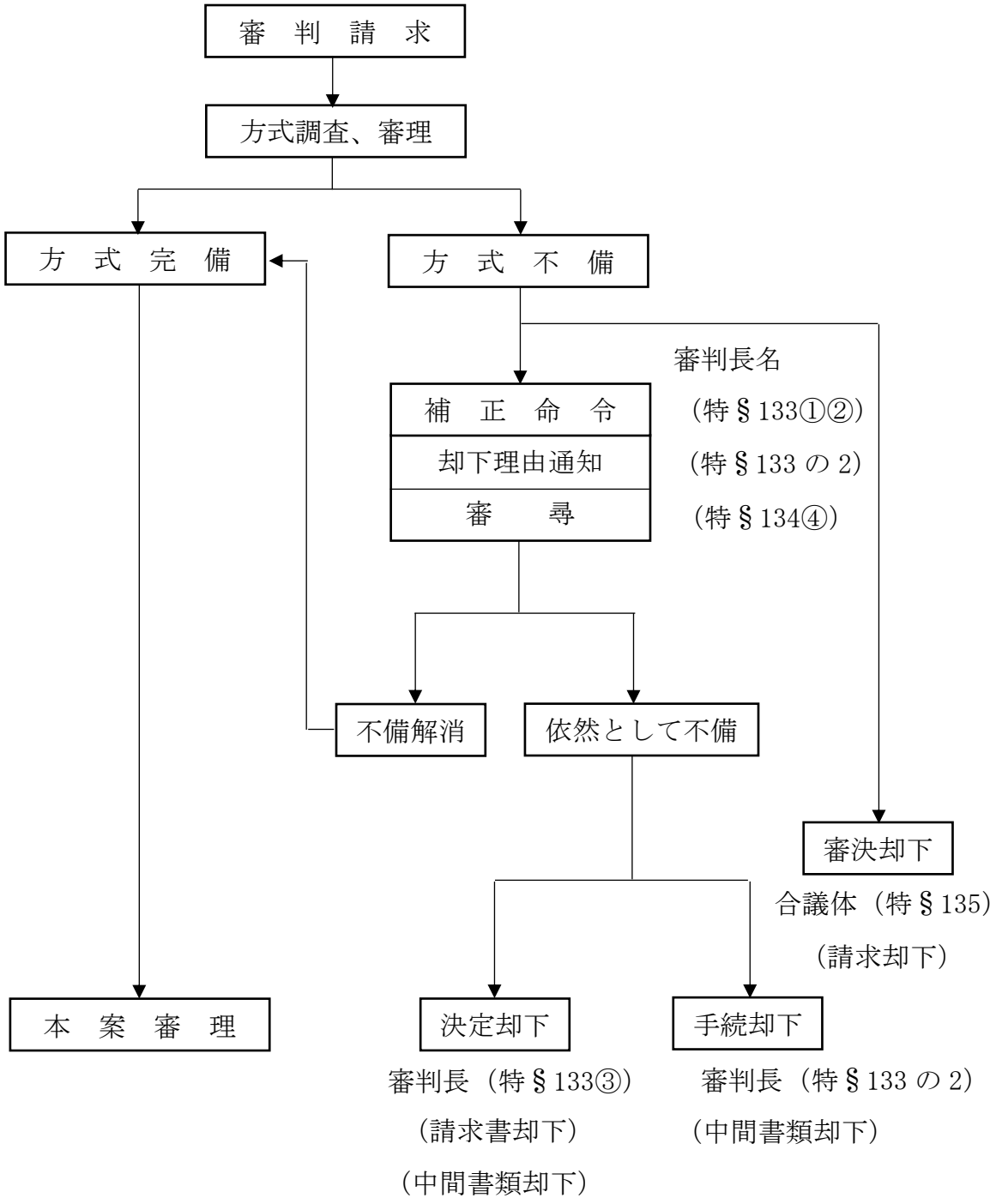

［査定不服］　特許（前置に係るもの）

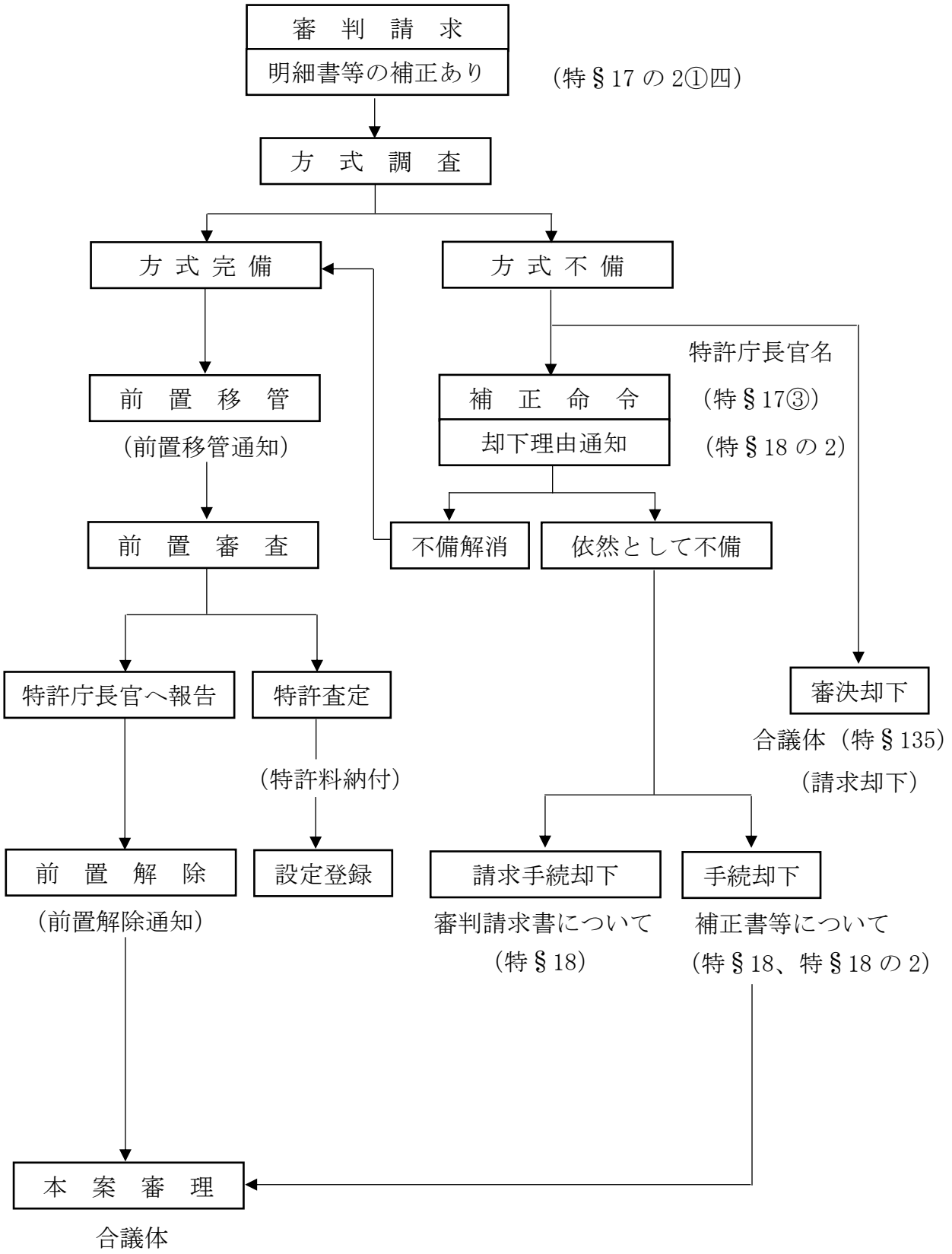

［当事者系］

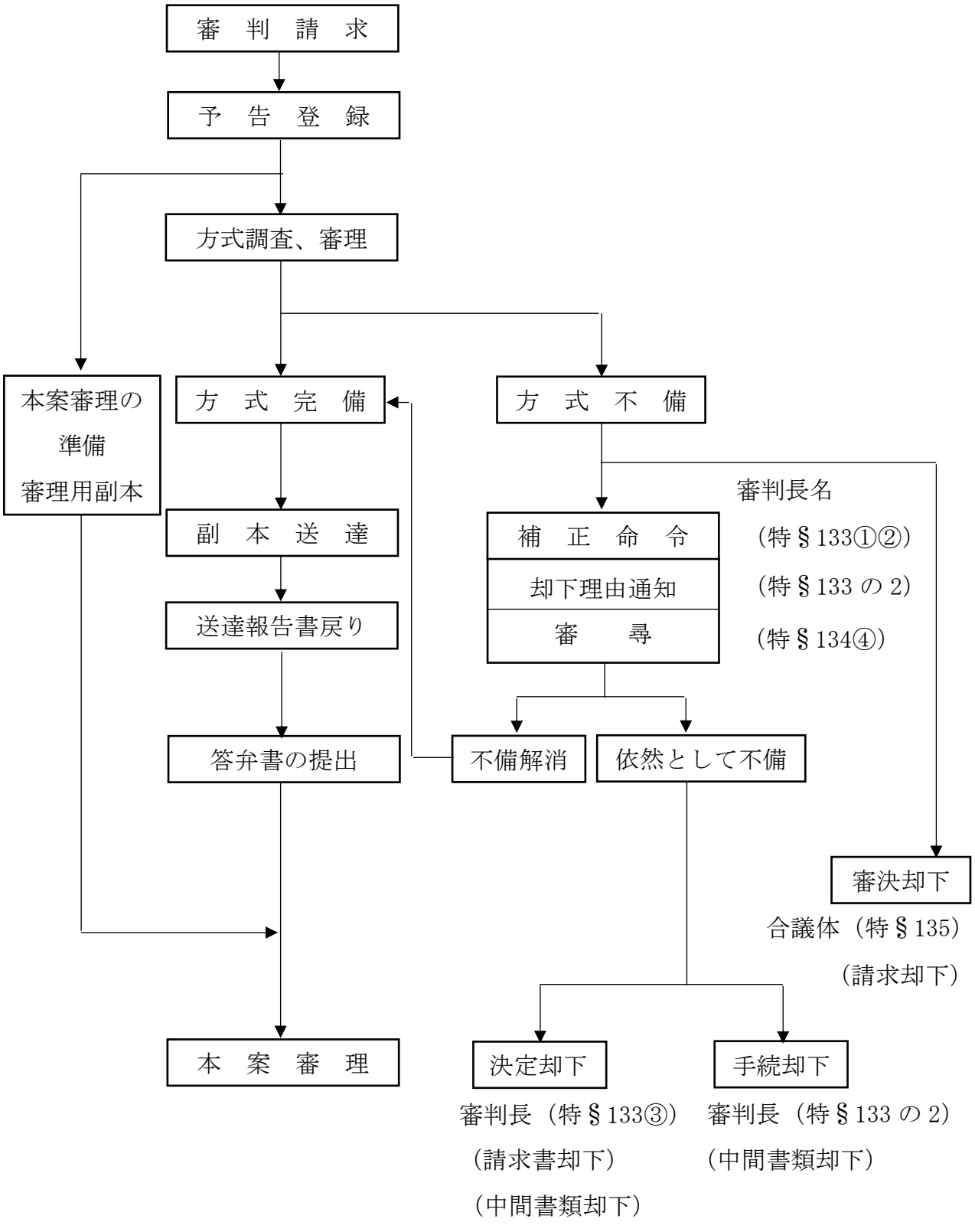
審　判　請　求
予　告　登　録
方式調査、審理
本案審理の
準備
審理用副本
方　式　完　備
方　式　不　備
副　本　送　達
送達報告書戻り
補　正　命　令
却下理由通知
審　　尋
審判長名
（特§133①②）
（特§133 の 2）
（特§134④）
答弁書の提出
不備解消
依然として不備
審決却下
合議体（特§135）
（請求却下）
本　案　審　理
決定却下
審判長（特§133③）
（請求書却下）
（中間書類却下）
手続却下
審判長（特§133 の 2）
（中間書類却下）

［異議］特許・商標

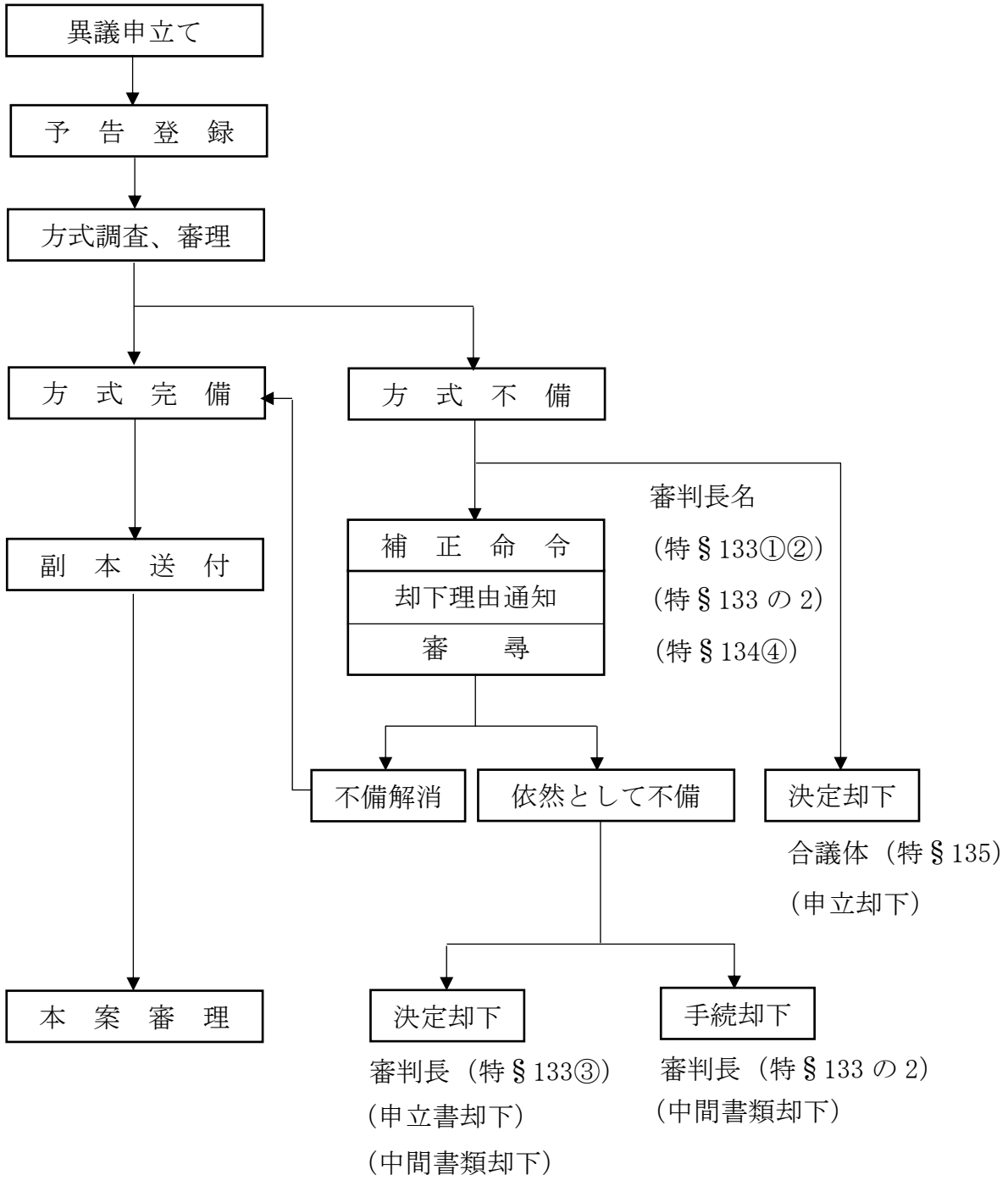

(改訂 H27.2)

21—00　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

方式違反の調査要領

１．基本的考え方

本案審理の前には、審判請求の方式が適法か否かを審理しなければならない。

審判事件（特許の前置審査に係るものを除く）、特許（商標登録）異議の申立て、判定事件の方式についての権限は、審判長にあり（特§133）、この権限の下、審判書記官による方式調査、合議体による審理がされる。

なお、特許の前置審査に係る審判事件の方式についての権限は、特許庁長官にある。

方式についての審理に当たっては、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書、判定請求書が、特§131①、特§115①、実§38①、意§52、商§43の4①、§56①、§68④に規定する形式的記載要件を具備しているか否かを調査する。調査項目は以下のとおりであり、その際に職権調査（→36—01の３．）事項である請求要件その他についても調査を行う。

「請求の趣旨及びその理由」も方式要件（特§131①三）であり、これが適切でないと、本案審理に支障を生じることがあるので、十分確認する。

２．当事者系審判

(1) 審判請求の方式（特§131①、実§38①、意§52、商§56①、§68④）

請求人、被請求人、法人又は法人でない社団などにあっては代表者（請求人のみ。ただし、代理人による手続の場合は記載不要。）、法定代理人（→23—01）、委任による代理人（→23—02）、審判事件の表示、請求の趣旨及び理由などの記載、請求の対象物（産業財産権）の確定（特許番号、登録番号）、手数料の納付（特許印紙貼付など）があるか、など

(2) 理由と証拠との関係

理由と証拠との関係（特§131②）が適切に記載されているか。

(3) 当事者の確認

実在するか、真実の当事者と一致するか、委任状、登録原簿などとの照合

(4) 手続をする能力（→22—01 の 6.）の有無（特§6～§8）

(5) 代理権の有無及びその範囲（特§7～§14（§10 を除く）、実§2 の 5②、意§68②、商§77②）

(6) 当事者適格の有無（→22—01 の７．）、必要的共同審判（→22—03）請求であるか（特§132②、③及び④、実§41、意§52、商§56①、§68④）

(7) 請求が法定期間内にされているか（特§126、§173①、②、④、実§45、意§58①、商§47、§52、§53③、§53 の 3、§61）

(8) 必要添付書類（→21—01）の有無、副本が被請求人の数に審理用の１通を加えた数だけあるか、特に訂正審判、無効審判における訂正した明細書及び特許請求の範囲の双方の全文（全文訂正明細書等）又は図面の有無（特§131④）

(9) 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、証拠保全事件の番号の表示の有無（特施規§46②、民訴規§54）。

３． 査定系審判

(1) 審判請求の方式（特§131①、意§52、商§56①）

請求の対象物が出願である点、被請求人が存在しない点、法人でない社団などは請求人となり得ない点を除き、上記２.(1)と同様。

(2) 請求人の記載と委任状、出願書類、申請人登録情報などとの照合

(3) 代理権の有無及びその範囲（特§7～§14（§10 を除く）、意§68②、商§77②）

(4) 当事者適格の有無、「拒絶査定を受けた者」である出願人（又は、その承継人）全員が共同して審判を請求しているか（特§121①、§132③、意§46①、§47①、§52、商§44①、§45①、§56①）。

(5) 請求が法定期間内にされているか（特§121、§173①、②、④、意§46、§47、§58、商§44、§45、§61）。

(6) 必要添付書類（→21—01）の有無。

４．特許（商標登録）異議の申立て

(1) 申立書の方式（特§115①、商§43の4①、§68④）

上記２．(1)と同様。

(2) 代理権の有無及びその範囲（特§7～§14（§10を除く））

(3) 申立てが、法定期間内にされているか（特§113①、商§43の2）

(4) 必要添付書類（→21—01）の有無、副本が権利者の数に審理用の１通を加えた数だけあるかなど。

５．判定

特§71③で、特§131等を準用しており、上記２．と同様。

（改訂 R5.12）

21—01　ＰＵＤＴ

審判請求書等に添付すべき必要添付書類（委任状など）

１．審判請求書

審判請求書に添付すべき書面は以下のとおり（法令条文順）

(1) 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものが手続をするとき（特§6、実§2の4、意§68②、商§77②）

審判請求書に代表者又は管理人の氏名を表示する必要があるが、手続の簡素化に伴い、代表者又は管理人の資格を証明する書面は、原則として求めない。

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人などが手続をするとき

法定代理権を証明する書面、後見監督人の同意書、保佐人の同意書（特§7、特施規§6、実§2の5②、実施規§23①、意§68②、意施規§19①、商§77②、商施規§22①）。

(3) 委任による代理人が手続をするとき

代理権を証明する書面（委任状は、原本（書面）だけでなく、その写しについても許容される。）（特§8、§9、特施規§4の3①、実§2の5②、実施規§23①、意§68②、意施規§19①、商§77②、商施規§22①）。

(4) ２人以上が共同して手続をする場合であって、その代表者を選定したときは当該事実を証明する書面（特§14、特施規§8、実§2の5②、実施規§23①、意§68②、意施規§19①、商§77②、商施規§22①）。

(5) 特許を受ける権利の承継人が手続をするとき

名義変更届に権利の移転を証明する書面、共有に係るときは他の共有者の同意書（特§33、§34④及び⑤、特施規§5、§12、意§15②、意施規§19①、商§13②、商施規§22①）。

(6) 訂正審判を請求するとき(注)

ア 専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾書（特§127、特施規§6）。

イ 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（特§131④）

（注） 無効審判及び特許異議の申立ての手続中で行われる訂正請求についても同様に、これらの書類の添付が必要である。

(7) 委任状、国籍証明書その他の書面であって外国語で書いてあるときその翻訳文（特施規§2、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

(8) 相手方に送付するため及び審理用に必要な数の請求書の副本（特施規§4、§50の4、実施規§23①⑩、意施規§19①⑧、商施規§22①⑥）

(9) 証拠説明書（特施規§50③、実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥）

（文書の記載から、文書の標目、作成者及び立証趣旨が明らかな場合を除く。）

２． 特許（商標登録）異議申立書

特許（商標登録）異議申立書についても審判請求書に準ずる（→66—03、67—03）。

（改訂 R5.12）

21—02　P U D T

補正命令及び審尋

1．21—00 により審判請求書などの方式を調査した結果、方式上の不備を発見したときは、原則として補正命令又は審尋を行う。

(1) 補正命令（特§17③、§133①、②、実§41、意§52、商§56①、§68④）

特許庁長官又は審判長がする命令であって、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書の方式上の不備（記載事項欠落、不明確、手数料未納（不足）等）の補正を命じるときに行う。

特許出願の拒絶査定不服審判における補正命令は、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされた審判事件については特§162 の前置審査が解除されるまでは特許庁長官が行い、解除後及びそれ以外の事件については審判長が行う。

(2) 審尋（特§134④、実§39④、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）

審判長がするものであって、請求の適法要件について事実関係を明らかにさせるため、事実関係は明らかであるが請求書などの表示を正確にさせるため、又は本案審理に入った後に事実関係を明らかにさせる必要が生じたときなどに行う（→37—02）。審尋によっても補正等がされず不備が解消しないときは、(1)の補正命令を行う。

2．方式上の不備に対して補正命令又は審尋を行う前に、審判書記官又は審判官からの連絡により、手続者が自発的に補正し、その補正により方式上の不備が解消されるときは、当該手続補正書を受理し、補正命令又は審尋を行わない。

3．方式上の不備が明らかな誤記又は軽微な誤り（例えば、「東京市千代田区・・・」、「株式会会〇〇〇〇」など。）であって、職権で訂正しても書類の趣旨が変わらないときは、補正命令又は審尋をすることなく、審判書記官は職

権で書類の訂正をすることができる。なお、職権で訂正するときは、電話・電子メールなどにより事前に手続者の了解を得る。

4． 無効、取消などの審判及び特許（商標登録）異議の申立てにおいて補正命令又は審尋を行うときは、請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本の相手方への送達（送付）は、原則としてこれを見合わせ、手続補正書により適法に補正されたのちに副本送達（送付）をする。

5． 合議体が、不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものであると判断したときは、補正命令又は審尋を行うことなく、直ちに当該審判請求を審決をもって却下する（特§135、→22—01 の 8.(2)、61—04 の 3. など）。

（改訂 R5.12）

21—03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

補正命令をすべき類型

１．審判長は、請求書（申立書）が以下に該当するときは、相当の期間を指定して請求人（申立人）に対して補正を命じる。

(1) 請求書に記載すべき次の事項に不備があるとき（特§133①、実§41、意§52、§68②、商§56①、§77②）

ア 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 審判事件の表示

ウ 請求の趣旨及びその理由

(2) 特許（商標登録）異議申立書に記載すべき次の事項に不備があるとき（特§120の8①、商§43の15①）

ア 特許（商標登録）異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 特許（商標登録）異議の申立てに係る特許（商標登録）の表示

ウ 特許（商標登録）異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(3) 訂正審判（特§126①、旧実§39①）又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおける訂正（特§134の2①、特§120の5②）を請求するときにおいて、次に掲げるとき

ア 請求の趣旨及びその理由が記載要件（特§131③）を満たさないとき

イ 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しないとき

２．審判長は、１．のときを除き、審判の手続が以下に該当するときは、相当の期間を指定して、手続者に対し、補正を命じる。（特§133②、特§120の8①、実§41、意§52、商§56①、商§43の15①）

(1) 手続が特§7①～③に違反しているとき（例：未成年者が法定代理人によらず手続しているとき）

(2) 手続が特§9に違反しているとき（例：拒絶査定不服審判の請求に係る委任が確認されていない代理人による拒絶査定不服審判の請求）

(3) 手続が法令で定める方式に違反しているとき

(4) 納付すべき手数料を納付しないとき

（注）特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされたものについて、方式違反があったときは、審判請求書が記載要件を満たさないときも含めて、特許庁長官は特§17③の補正命令を行う。

３． 補正命令の具体的事例

(1) 補正命令の対象となり得る補正事項は、以下のとおり、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書の記載を見て分かる範囲である。

(2) 当事者系審判

ア 当事者（請求人、被請求人）

（ア）住所（居所）の記載のないとき

（イ）氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

（ウ）法人又は法人でない社団などにあっては代表者の記載のないとき（請求人のみ。代理人により手続をしたときを除く。）

（エ）外国人であって国籍・地域の記載がないとき（請求人のみ。その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるときは記載しなくともよい。）

イ 代理人

（ア）住所（居所）の記載のないとき

（イ）氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

（ウ）弁理士法人などにあっては代表者の記載のないとき

ウ 事件の表示

（ア）記載はないが、書類全体から特許（登録）番号を特定することができるとき

（イ）記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 請求の趣旨

（ア）記載がないとき

（イ）記載はあるが、正確でないとき

オ 請求の理由（無効審判を除く）

記載がないとき

カ 手数料

（ア）法定の手数料を納付しないとき

（イ）法定の手数料に満たないとき

キ 訂正審判又は訂正請求

（ア）請求の趣旨及びその理由が記載要件（特§131③）を満たさないとき

（イ）訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の添付がないとき

(3) 査定系審判

ア 請求人

（ア）住所又は居所の記載のないとき（識別番号を記載したときを除く）

（イ）識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき

（ウ）法人にあっては代表者の記載のないとき（代理人により手続をしたときを除く）

（エ）外国人にあっては国籍・地域の記載のないとき（その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるとき又は識別番号を記載して住所を省略したときは記載しなくともよい）

イ 代理人

（ア）住所又は居所の記載のないとき（識別番号を記載したときを除く）

（イ）識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき

（ウ）弁理士法人などにあっては代表者の記載のないとき

ウ 事件の表示

（ア）記載はないが、書類全体から出願番号を特定することができるとき

（イ）記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 請求の趣旨

（ア）記載がないとき

（イ）記載はあるが、正確でないとき

オ 請求の理由

（ア）記載がないとき

（イ）記載はあるが、具体的に記載されていないとき

カ 手数料

（ア）法定の手数料を納付しないとき

（イ）法定の手数料に満たないとき

キ 手続補正書

手続補正書が証拠物件として提出されたとき（知財高判平 27.7.16（平 26（行ケ）10158 号））

(4) 特許（商標登録）異議の申立て

ア 特許（商標登録）異議申立人

（ア）住所（居所）の記載のないとき

（イ）氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

（ウ）法人又は法人でない社団などにあっては代表者の記載のないとき（代理人により手続をしたときを除く）

（エ）外国人にあっては国籍・地域の記載のないとき（その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるときは記載しなくともよい）

イ 代理人

（ア）住所（居所）の記載のないとき

（イ）氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

（ウ）弁理士法人などにあっては代表者の記載のないとき

ウ 特許（商標登録）異議の申立てに係る特許（商標登録）の表示

（ア）記載はないが、書類全体から登録番号（特許番号）を特定することができるとき

（イ）記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 手数料

（ア）法定の手数料を納付しないとき

（イ）法定の手数料に満たないとき

審判手続における却下処分等の規定及び不服申立について一覧表

指令	指令の内容		条文根拠	不服申立
長官	前置手続	方式不備	特§17③⇒特§18① （手続却下）	行政不服審査法による審査請求
			特§17③⇒特§18② （出願却下）	
		不適法手続 補正不可	特§18の2②⇒特§18の2① （手続却下）	
審判長	その他の手続	方式不備	特§133②⇒特§133③ （手続却下）	不服
		不適法手続 補正不可	特§133の2②⇒ 特§133の2① （手続却下）	
	請求手続	請求書の 特§131不備	特§133①⇒特§133③ （請求書却下）（注１）	東京高等裁判所 知的財産高等裁判所
		請求書の 手数料又は 添付書類等不備	特§133②⇒特§133③ （請求書却下）（注１）	
		不適法審判請求 補正不可	特§135 （請求却下）（注２）	

（注１）

平成 24 年 4 月 1 日以降の訂正請求（特§134 の 2①、特§120 の 5②）に係る訂正請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄（特§178①）。

（注２）

特許（商標登録）異議の申立ての却下の決定に対する不服申立ては不可（特§120 の 8②→特§114⑤、商§43 の 15②→商§43 の 3⑤）。

（改訂 R5.12）

21—03.1　P U D T

審判請求書の「請求の理由」欄の記載

審判請求の理由を記載することは、特§131①三、実§38①三、意§52、商§56①の規定によって義務づけられている。

1．無効審判を除く特許、意匠、商標の審判

審判請求の理由は、前置審査及び審判での審理において、審査官及び審判官が請求人の主張を迅速かつ的確に把握する上で重要であることから、審判請求時において審判請求の理由を実質的な内容をもって明確に記載することが必要である（東高判昭63.10.11（昭61（行ケ）96号）、最二小判平1.4.14（平1（行ツ）7号））、東高判平11.11.9（平10（行ケ）312号））。

審判請求書の「請求の理由」欄に実質的理由が記載されていないときには、特§131①三、意§52、商§56①の規定に違反するものとして、特§133①、意§52、商§56①（又は特§17③、意§68、商§77②）の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がされないときには、特§133③、意§52、商§56①（又は特§18①、意§68②、商§77②）の規定により決定をもって審判請求書を却下（又は請求手続を却下）する（→61—04）。

また、訂正審判請求書の「請求の理由」欄の記載が、その記載要件（特§131③、特施規§46の2②）を満たさないときにも、審判長は特§133①の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がされないときには、特§133③の規定により決定をもって訂正審判請求書を却下する。

特に、特許出願の拒絶査定不服審判事件については、次のとおりである。

(1) 手続の内容

ア 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が行われたものについては、特§17③により長官名による「手続補正指令書（方

式）」を通知し、該命令の指定期間内に補正がされていないときには、同§18①の規定により請求手続を却下とする。

イ ア以外については、特§133①の規定により審判長名による「手続補正指令書（方式）」を通知し、該命令の指定期間内に補正がされていないときには、同§133③の規定により、決定をもって審判請求書を却下する。

(2) 補正命令の基準

ア 「詳細な理由は追って補充する」等のように、後日補充する旨の意思のみが記述されているもの。

イ 「原査定は不服である」等のように、原査定の結論自体を承服できないとする旨の意思のみが記述されていて、具体的に承服できない点が記述されていないもの。

ウ 原査定に至った経過のみが記述されているもの。

エ ア～ウの組み合わせに相当するもののみが記述されているもの。

２． 無効審判（→51—04）

（改訂 R5.12）

21—03.3　T

商標の無効・取消審判において「請求の趣旨」欄に「類似する商品」等の表示がある場合の取扱い

１．基本的な考え方

商標登録の取消審判又は無効審判の請求に際し、指定商品又は指定役務の一部について審判を請求するとき、審判請求書の「請求の趣旨」の欄に「類似する商品」等（注）の表示を記載して、取消し又は無効を求める事案がある。

審判請求書の「請求の趣旨」は、請求人が記載するものであって、当該記載に基づいて審判請求の審理の対象となる範囲が決められるものであるが、「類似する商品」等の表示は、一部取消し又は一部無効となって事件が確定したとき、登録商標の効力の及ぶ指定商品又は指定役務の範囲があいまいとなることから、原則として認めない。

したがって、「請求の趣旨」の欄に「類似する商品」等の表示のある審判請求書については、以下のとおり取り扱う。

（注）ここでいう「類似する商品」等の表示には、例えば、「類似する役務」、「類似商品」及び「類似役務」等の表示が含まれる。以下同じ。

２．対応方法

(1) 手続補正命令

ア 審判請求書の「請求の趣旨」に「類似する商品」等の表示があるときは、方式調査の段階で、商§56①で準用する特§131①に違反するものとして、補正命令を行う。

イ 当該補正命令は、請求人に対し、「類似する商品」等の表示を要旨変更とならない範囲で明確な表示に補正するか、又は、不要な場合は当該表示を削除するか、若しくは、記載された「請求の趣旨」の客観的明確性についての釈明を求める。

ウ 請求人が、補正命令に対して何も応答しなかったときは、審判長は、商§56①の規定で準用する特§133③の規定により、決定をもって審判請求書を却下することができる。

(2) 審尋

ア (1)の手続補正命令に対し、「請求の趣旨」の補正又は釈明等により何らかの応答があったときは、合議体は、「請求の趣旨」の明確性についての実質的な判断を行う。

イ 合議体は、必要に応じて商§56①で準用する特§134④に基づき、審判長による審尋によって、請求人に対し、「請求の趣旨」の明確性についての釈明を求める。

ウ 合議体が「請求の趣旨」が補正又は釈明によって明確になったと認めたときは、商標登録原簿の予告登録の更正を行った上で、審判請求書の副本を相手方に送達する。

エ 請求人から審尋に対する応答がなく、合議体が依然として「請求の趣旨」の記載が不明確であると認めたときは、商§56①で準用する特§133③により、当該審判請求書を決定をもって却下する。

（参考裁判例）

1．知財高判平19.6.27（平19（行ケ）10084号）

2．知財高判平19.10.31（平19（行ケ）10158号）

3．知財高判平19.11.28（平19（行ケ）10172号）

（改訂 H27.2）

21—05　P U D T

出願番号又は登録番号の表示に誤りがある場合の取扱い

出願番号又は登録番号（特許番号等）の表示に誤りがあるときについては、審判長は、原則として、審尋等により請求人などの意思を確認し、以下のいずれかの方法をとる。

また、書類全体を総合的に判断し、誤記が推認されるときは補正命令（特§133①、特§120の8①、実§41、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）をする。

１．補正書の提出があった場合

(1) 補正が認められないとき

審判請求書・特許（商標登録）異議申立書に表示された出願番号又は登録番号の誤りを補正することが請求書・特許（商標登録）異議申立書の要旨を変更する（→30—01）こととなるときは審決・決定をもってその請求・申立てを却下する（特§135、特§120の8①、実§41、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）。

(2) 補正が認められるとき

審判請求書・特許（商標登録）異議申立書に表示された出願番号又は登録番号の誤りが単なる誤記であるときのように、その誤りを補正することが、請求書・特許（商標登録）異議申立書の要旨を変更するものでないとき、その補正を認める。

２．回答がない場合

審尋等に対し、請求人などから、何ら回答がないとき、又は、補正書の提出がないときは、その請求・申立ては審決・決定をもって却下する（特§135、特§120の8①、実§41、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）。

（改訂 H27.2）

21—06　P U D T

理由補充の取扱い

1．審判、再審、判定の請求においては、当事者は、その主張の理由を明らかにしなければならない（特§17①、§71③、§131①②、特施規§46、§46の2、実§38①②、意§25③、§52、§60の24、意施規§14、§19⑧、商§28③、§56①、§68④、§68の40①、商施規§14、§22⑥）（→51—07、58—01、70—00）。

特許（商標登録）異議の申立てにおいては、申立ての理由を記載しなければならない（特§115①、特施規§45の2、商§43の4①、§68④、商施規§12）（→66—03、67—03）。

2．審判等の種類によって請求の理由の補正に制限がある。

(1) 無効審判を除く特許、意匠、商標の審判

無効審判を除く特許、意匠、商標の審判の請求については、審理の終結までは請求の趣旨を変更しない限り最初に申し立てた理由の一部又は全部を補正し、さらに新しい理由を補充することができる（しかし、遅れた理由補充は審理の迅速化の観点からは好ましくない。）（特§131の2①ただし書一、意§52、商§56①、§68④）（→61—04の4．）。

(2) 無効審判

無効審判については、原則として、請求の理由の要旨を変更する補正はできない（特§131の2①、実§38の2、意§52、商§56①、§68④）が、審判長により請求の理由の要旨を変更する補正が許可されるときがある（特§131の2①ただし書二、実§38の2、平23附§19②旧実§41、意§52）（→30—01の1．、51—08、51—15）。

(3) 特許（商標登録）異議の申立て

特許（商標登録）異議申立書の補正期間内であれば、申立ての理由等の補

正（変更・追加など）が可能である（特§115②、商§43 の 4②③、§68④）（→66—03、67—04）。

特許：特許掲載公報の発行の日から 6 月を経過するとき又は特§120 の 5①の規定による通知のある時のいずれか早い時まで

商標： 商標掲載公報の発行の日から 2 月経過後 30 日（期間延長：国内居住者（標準）15 日、在外者 60 日）を経過するまで

3． 審理の終結の通知後、理由補充のための補正書が提出されたときは、その内容により審理再開の必要があるか否かを検討し、その必要があるときは審理を再開する（→42—00）が、その必要がないと認められるときは記録に連綴しておく。

4． 審決、決定等の送達後に提出された補正書は手続を却下する（特§18 の 2、実§2 の 5②、意§68②、商§77②）。

（改訂 R5.12）

21—08　P U D T

不適法な手続の却下

1．　審判請求書及び特許（商標登録）異議申立書以外の中間書類が以下に掲げる事項に該当するときは、却下理由を通知し、弁明書提出の機会を与えた上で、手続を却下する（特§18 の 2、§133 の 2、実§2 の 5②、§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）。

(1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき

(2) 手続をする者の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載されていない書面（刊行物等提出書を除く。）をもって手続をしたとき（手続書面全体から手続者の氏名（名称）を特定することができるときを除く。）

(3) 審決又は請求書の却下の決定の謄本送達後に意見書、答弁書などの書類を提出したとき

(4) 法定若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき（特§4、§5、実§2 の 5①、意§68①、商§77①）

(5) 手続が以下に該当するとき。

ア 手続補正書に補正の内容の記載がないとき（補正方法が「削除」のときを除く。）若しくは添付すべき書面（物件）が添付されていないとき

イ 物件提出書に物件が添付されていないとき

ウ 代表者選定届に何人が代表者となったのかの記載がないとき

エ 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき

オ 代理人受任届に受任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき

カ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届に選任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき

なお、上記ウ～カの届について添付された証明書などから届出の内容を特定することができるときは手続を却下しない。

キ 手続補足書に補足の内容の記載がないとき、若しくは添付すべき書面が添付されていないとき

ク 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき

ケ 意匠の特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき

コ 微生物の寄託についての受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき

(6) 日本語で書かれていない書面によって手続したとき（特施規§2①）

(7) 在外者が日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで手続をしたとき（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）

(8) 手続をする者が請求書、特許（商標登録）異議申立書などに記載された者と相違するとき（代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかなときを除く。）

(9) 手数料の補正をする場合において、以下に該当するとき

ア 予納を利用する場合

（ア）予納台帳番号が記載されていないとき

（イ）手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施規§41の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき

（ウ）予納台帳の残高が不足することにより、見込額から手数料の納付に充当が全くできないとき

イ 特許印紙により納付する場合

特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき

ウ 現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しないとき又は使用（返還）済みのとき

エ 口座振替により納付する場合

（ア）書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき

（イ）手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施規§41の規定による代理人届が提

出された者を含む。）でないとき

（ウ）預金口座又は預金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき

オ 指定立替納付者により納付する場合

（ア）書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき

（イ）クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき

(10) 手続をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に手続をしたとき

(11) 査定系（訂正審判を含む。）事件において、参加申請書の提出があったとき

(12) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。）

(13) 請求又は特許（商標登録）異議の申立てが取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は審決若しくは決定が確定した後に手続をしたとき（審決が確定した後の商§68の40②の規定の設定登録料の納付と同時の商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正を除く。）

(14) 共同でしなければならない手続において、請求人全員でしていないとき（代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）

(15) 特許出願の拒絶査定不服審判の請求と同時に提出された手続補正書（願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の補正を目的としたものに限る。誤訳訂正も含む。）において、その審判請求が取下げられたとき又は審決により却下されたとき（ただし、その出願に係属中の他の拒絶査定不服審判請求があるとき）（特§17の2①四）

（改訂 R1.6）

21—09　P

特許の審判の請求の手数料

1．特許の審判請求の手数料は、以下に示す請求項の数に基づいて徴収する。

(1) 拒絶査定不服審判（特§121①）においては、審判の請求の時点における特許請求の範囲（審判の請求と同時にした補正後の特許請求の範囲を含む。）に記載された請求項の数。

(2) 無効審判（特§123①）においては、審判の請求に係る請求項の数。

(3) 訂正審判（特§126①）においては、審判の請求に係る請求項の数。すなわち、特許権全体を訂正するときは、審判の請求の際、特許登録原簿に記録されている請求項の数。請求項ごとに訂正するときは、訂正の対象となる請求項の数（→38—06）。

2．拒絶査定不服審判の請求と同時の補正により、既に納付されている出願審査請求の手数料の基礎となった請求項の数よりも審判請求時の請求項の数が増加し、出願審査請求の手数料が不足するときは、これを徴収する。

ただし、請求項数を増加する補正は、本案審理において、不適法とされることが多いことに留意する。

3．拒絶査定不服審判の請求の後の補正により請求項の数が増加したときは、審判請求の手数料、出願審査請求の手数料を徴収する。

ただし、数回にわたり請求項の数が増減するときであって既に納付されている請求項の数以内の増減については徴収しない。

4．上記1．～3．に該当する手数料が不足するときは、手数料の補正を命じ、追納させる。

	命令権者	納付すべき者	納付がないときの処分
１．(1)に該当し、請求と同時の補正あり	特許庁長官（特§17③）	請求人（出願人）	審判請求手続の却下処分（特§18①）
１．(1)に該当し、請求と同時の補正なし	審判長（特§133②）	請求人（出願人）	審判請求書の却下決定（特§133③）
１．(2)、(3)に該当	審判長（特§133②）	請求人	審判請求書の却下決定（特§133③）
２．に該当（手続補正書に係る補正指令）	特許庁長官（特§17③）	請求人（出願人）	手続補正書の却下処分（特§18①）
３．に該当（前置審査中）	特許庁長官（特§17③）	請求人（出願人）	審判請求手続の却下処分（特§18①）※
３．に該当（審理中）	審判長（特§133②）	請求人（出願人）	審判請求書の却下決定（特§133③）

（注）表の３．のときは出願審査請求料と審判請求料を合算した不足手数料を一通で補正を命じる。

※　第三者による審査請求（特§195③）のときは出願却下（特§18②）となる。

５．　留意事項

拒絶査定不服審判において、審判請求と同時の補正により請求項の数が拒絶査定時の請求項の数よりも増加しており、審判請求の手数料の不足はないが出願審査請求の手数料に不足がある場合は手続補正書に対して手数料の補正を命じ、納付がないときは、手続補正書の手続却下を行う。

６．　過誤納の手数料は、納付した者からの請求により返還する（特§195⑪）。

過誤納の手数料の返還は、納付した日から１年を経過した後は、請求するこ

とができない（同§195⑫）。手数料の返還の請求は、既納手数料返還請求書の提出をもって行う（特施規§77、様式75）。

（改訂 H27.10）

22—01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

当事者

１．はじめに

当事者の問題は、広範多岐に及ぶものであるので、審判請求の要件に関する具体的事例については22—02に委ね、また共同審判に関するものについては、22—03で扱うことにし、ここではこれら以外の事項について扱う。なお、特許（商標登録）異議の申立てについても審判請求と同様に扱う。

２．当事者

当事者とは、法律上、特定の関係またはその原因たる法律要件ないし法律事実等に関与する者であって、審判における当事者は、審判請求人及び被請求人、再審請求人及び被請求人である。

なお、特許法上、参加人は当事者と区別されているが、当事者とほぼ同等の立場にある（→57—00～57—09）。

３．当事者の確定

(1) 当事者が何人であるかは、審決を何人にあてるかを知るばかりでなく、審判官の除斥（特§139、実§41、意§52、商§56①、§68④）、忌避（特§141、実§41、意§52、商§56①、§68④）、手続の中断又は中止（特§22～§24、実§2の5②、意§68②、商§77②）などの問題もこれによって決定され、権利能力、手続をする能力、当事者適格なども、その者について判断すべきことがらであるから、審判においてまず明確にしなければならない。

(2) 当事者の確定は、審判請求書の内容及び査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類を総合的に観察して確定する。

審判請求書には、当事者の表示が要求されているが（特§131①、実§38①、意§52、商§56①、§68④）、そこに記載された当事者の表示だけが唯一の

資料ではなく、審判請求書の全趣旨や査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類などから判断すべきである（→22—02 の 1．）。

４．当事者についての審判請求の要件

当事者については、当事者の実在、手続をする能力、当事者適格などの審判請求の要件を具備していることが要求される（→５．～８．）。

なお、審判請求の要件は、本案審理の前提要件であって、その不備が発見された以上は、本案の審理に立ち入り、又はこれを続けることは不要となる。

５．権利能力

権利能力とは、権利の主体となることのできる地位又は資格であって、権利能力を有するのは、自然人と法人である。

外国人については、民法は内外人平等主義を原則（民§3②、§35②）としているが、特許法においては、日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は特§25 一、二、三、（実§2 の 5③、意§68③、商§77③）のいずれか一に該当するとき以外は、権利能力が認められない。

６．手続をする能力

手続をする能力とは、手続の主体となりうる能力であって、原則として、権利能力（→５．）を有する者は、手続をする能力を有する。

特許法では、権利能力を有しない社団又は財団であっても、代表者又は管理人の定めがあるものは、出願審査の請求、特許（商標登録）異議の申立て、無効審判の請求など一定の手続に限って手続をする能力を認めている（特§6、実§2 の 4、意§68②、商§77②）。

また、未成年者、成年被後見人等（特§7①②、実§2 の 5②、意§68②、商§77②）及び在外者（特§8①、実§2 の 5②、意§68②、商§77②）については手続をする能力を制限する旨の規定がある（法定代理人、保佐人、特許管理人→23—01、23—06、23—04）。

なお、審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命じることができる（特§13①、実§2

の 5②、意§68②、商§77②）。

7． 当事者適格

(1) 当事者適格とは、請求として主張される特定の権利関係に関して、当事者として手続を遂行し、審決を受けるために必要な資格をいい、特別の場合には、破産管財人などについても当事者適格がある。

なお、当事者適格は、特定の権利関係で決められるもので、権利能力や手続をする能力のように特定の事件と関係なく一般的抽象的に定められる資格又は人格的能力とは区別しなければならない。

(2) 審判における当事者適格

ア 査定系審判の請求人

（ア）拒絶査定不服審判を請求できる者

拒絶をすべき旨の査定を受けた者（承継人を含む）である（特§121①、意§46①、商§44①）。

（イ）補正却下決定不服審判を請求できる者

補正の却下を受けた者（承継人を含む）である（意§47①、商§45①）。

イ 当事者系審判等の請求人

（ア）当事者系審判の請求人（訂正審判を請求できる者を除く。）

特許無効審判（特§123②）及び商標登録無効審判（商§46②）は利害関係が要求されるが（→31—00～31—02）、実用新案登録無効審判（実§37②）、意匠登録無効審判（意§48②）、商標登録取消審判（商§50、§51、§52 の 2、§53）は何人も請求することができる。ただし、権利帰属に係る無効理由についての特許、実用新案及び意匠登録の無効審判の請求人は、特許、実用新案及び意匠登録を受ける権利を有する者に限られ（特§123②ただし書、実§37②ただし書、意§48②ただし書）、また、代理人（代表者）の無断登録による商標登録取消審判の請求人は、無断登録された商標に関する権利を有する者に限られる（商§53 の 2）。

（イ）訂正審判を請求できる者

訂正審判を請求できる者は、特許権者である（特§126①）。

ウ 当事者系審判の被請求人

当事者系審判の被請求人は、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者である。

なお、特許（登録）原簿に登録している権利者が真の権利者ではないとき（例えば、権利者の死亡、合併による会社の消滅、会社分割などの事由により、相続人、合併後の存続会社、分割会社などに権利が承継されているとき）がある。審判請求前に行う請求人による被請求人の住所・氏名の確認作業において、このような事実が判明したときは、真の権利者を調査の上、住所・氏名を特定し、真の権利者を被請求人として審判を請求しなければならない。

８．当事者に関する審理

当事者に関する審理は、請求の当否に関する本案審理に先立って行われる審理であって、当事者に関しての要件の不備が認められたときには、以下のとおり扱う。

(1) 当事者の表示が方式に違反しているとき

当事者の表示が方式（特§131①、実§38①、意§52、商§56①、§68④）に違反しているとき（→9.）には、審判長は、請求人に対し、相当の期間を指定して補正を命じ（特§133①、実§41、意§52、商§56①、§68④）、その応答を待って処理する。

指定期間内に請求人が補正しないときには、決定をもって、その請求書を却下（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④）する。

(2) 当事者に関しての審判請求の要件を具備していないとき

(3) 一旦係属した審判事件において当事者に関しての審判請求の要件（→４．）を具備していない事件については、補正によって、その不備が是正されるときと是正の見込みのないときがあり、以下のとおり扱う。

ア 補正によって、不備が是正されるとき

審判長は請求人に対し、相当の期間を指定して審尋（特§134④、実§39④、意§52、商§56①、§68④）又は補正命令（特§133①、実§41、意§52、商§56①、§68④）を行う。

（ア）補正等によって、不備が是正されたときには審理を進める。

（イ）指定期間内に不備が補正されないとき又は提出した補正が認められな

いときには、決定をもって請求書を却下（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④）する。

イ 補正によって、是正の見込みのないとき

当事者の変更など補正によって是正の見込みのないときには、審尋又は補正命令を行うことなく、不適法な審判の請求として審決をもって却下（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）する。

9．当事者に関しての審判請求の要件を具備していないときの補正のできる例

(1) 査定系審判における請求人

ア 請求書の請求人の表示と請求書に添付した書類の請求人に関する表示からみて出願人と同一人であると認められるとき

イ 請求人と出願人が同一人であると認められないときで、以下の例に該当するもの

(ア) 審判請求書中に、相続その他の一般承継があった事実を適式な手続によらず、簡単に表示しているときには、補正を命じて、その応答を待って処理する。

(イ) 次のときには、そのまま審理を進める。

a 相続、その他の一般承継があった旨の届出が、審決による却下の謄本の送達前にされているとき（特§34⑤、意§15②、商§13②）。

b 審判を請求することができる法定期間内に権利の承継（相続その他の一般承継の場合を除く。）があった旨の届出がされているとき（特§34④、意§15②、商§13②）。

c 審判を請求することができる法定期間内に自発的な補正により正当な請求人となったとき（特§121、意§46、§47、商§44、§45）。

(2) 当事者系審判における請求人（→利害関係（→31—00～31—02））

訂正審判における請求人については(3)アの被請求人についてと同様に扱う。

(3) 当事者系審判における被請求人

ア 請求書の被請求人の表示と特許（登録）原簿の権利者の表示からみて同一人であると認められるとき。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→22—04）。

イ 被請求人と権利者が同一人であると認められないときで、次の例に該当するもの。

審判請求時に極めて近い時期に権利者の名義が変更されているときのように請求人の責に帰すことができない理由により被請求人が相違していることが想定されるときには審尋を行い、その応答を待って処理する。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→22—04）。

(4) 手続をする能力の欠陥

手続をする能力の欠けた者がした手続であっても追認（特§16、実§2の5②、意§68②、商§77②）又は補正ができる場合があるので、審尋（特§134④）又は補正命令（特§17③、§133②、実§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）を行い、その応答を待って処理する。

(5) 当事者の死亡又は消滅

事件が一旦係属した後に当事者が死亡又は合併によって消滅したときは事件は中断するが、その承継人があれば、これが当事者となって事件を承継することになるので受継手続を待って処理する（特§21～§24、§34⑤、実§2の5②、§11②、意§15②、§68②、商§13②、§77②、受継→26—02～26—05）。

ただし、委任による代理人がいるときには中断を生じないので受継を必要としない（特§11、§24〈民訴§124②〉、実§2の5②、意§68②、商§77②）（→26—04）。

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議申立人の地位は承継できないので、受継のための手続は不要である。取消理由を通知した後であれば、そのまま審理し、決定をするが、取消理由を通知する前のときには、当該特許（商標登録）異議の申立てを、不適法なものとして却下する。

（改訂 R5.12）

（訂正 R7.3）

22—02　P U D T

当事者に関連する裁判例

当事者に関連する事例は、当事者系審判における請求人適格を問題とするもの（→31—00～31—02）、共同審判に関するもの（→22—03）を除けば少なく、ここでは具体的な審判事件の審理上参考になる裁判例を掲載する。

１．当事者の確定は、審判請求書の請求人欄の表示のみによらず、審判請求書の全趣旨や出願から審判請求期間満了までに提出された書類を総合的に観察して判断すべきとした裁判例

(1) 東高判昭 53.10.25（昭 53（行ケ）45 号）

(2) 東高判昭 54.7.25（昭 53（行ケ）208 号）

(3) 東高判平 6.6.7（平 5（行ケ）197 号）

２．　無効の審判の被請求人の変更を認めた裁判例

(1) 東高判昭 47.10.24（昭 44（行ケ）62 号）

(2) 東高判昭 53.3.30（昭 45（行ケ）98 号）

（改訂 H27.2）

22—03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

共同審判

１．共同審判については、当事者適格（→22—01、22—02）や利害関係（→31—00）の問題とも関連するが、ここでは請求人又は被請求人が２名以上の審判事件を全て含めるものとし、参加人（→57—00）については別問題として取り扱う。

２．特許法では共同審判について以下のように規定している。

(1)「特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。」（特§132③、意§52、商§56①、§68④）

(2)「共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。」（特§132②、実§41、意§52、商§56①、§68④）

(3)「同一の特許権について第123条第１項の審判を請求する者が２人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。」（特§132①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

これらのうち、特§132②及び特§132③の規定は、民事訴訟法にいう固有必要的共同訴訟に相当する。

３．審判請求時に、上記(1)(2)の規定に違反して請求された審判事件については以下のように取り扱う。

(1) 査定系審判（補正の却下の決定に対する審判も含む。）

出願から審判請求期間満了までに提出された書類を総合的に観察することによって、実質上共同審判であるとの意思が表示されているか否かを推認（→22—01の３．(2)）し、以下のように取り扱う。

ア 意思が表示されていると認められるとき

審判請求期間満了までに提出された書面（出願書類も参照。）によって、実質上共同審判であることの意思が表示されているものと認められるときには、審判長は手続の補正を命じ（特§133①、意§52、商§56①、§68④）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは決定をもって却下（特§133③、意§52、商§56①、§68④）する（→22—01の８．）。

ただし、前置審査に係る事件については、長官名で手続の補正を命じ（特§17③）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは、請求手続を却下（特§18①）する。

なお、共同審判であると推認できるが確認が必要な場合には、審尋を行い、その回答を待って判断する。

イ 表示上から意思があると認められる具体例

(ア)審判請求に際し代表者選定届を提出した上で、その代表者だけを審判請求書に記載しているとき

(イ)審判請求書に代表者何某と記載しているとき

(ウ)審判請求書に何某外何名と記載しているとき

(エ)共同出願人の全員が一人の代理人に対して審判の請求を委任した（代理権を証明する書面を提出しているときのほか、請求書の全趣旨や当該出願について特許庁側の知り得た事情等により代理権を推認できるときを含む）にもかかわらず、代理人の過誤により審判請求人欄に一部のみしか記載しなかったとき（→裁判例③、④、⑩、⑪）

(オ)拒絶査定書の出願人欄の記載に遺漏があり、審判請求が拒絶査定書に記載された出願人のみでされているとき

(カ)相続その他の一般承継の事実を表示しているとき（注）

このとき、特§34⑤、意§15②、商§13②の規定により特許庁長官に遅滞なく届け出る義務があるが、審判請求書中に簡単に表示（死亡、会社合併によるなどの字句の記載）しているにすぎないときもある。

（注）一般承継がされたときの添付書面

a　会社合併（吸収合併、設立合併）により存続する会社が届け出るとき

合併事実を証する書面（登記事項証明書等）

b　相続によるとき

(a) 相続人全員が相続するとき

被相続人の戸籍謄本及び必要な除籍謄本並びに被相続人と相続人全員の住民票又は戸籍の附票

(b) 相続人全員が相続しないとき

前記（a）と遺産分割協議書（→裁判例⑤）

(c) 相続人の中で放棄した者があるとき

前記（a）と家庭裁判所の受理証明のある相続放棄申述書

(d) 共有者の一方が相続人なくして死亡したとき

相続人たる権利を主張する者のないことを証する証明書

ウ 表示上から意思があると認められないとき

手続の補正を命じ又は審尋（特§134④、意§52、商§56①、§68④）を行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって却下（特§135、意§52、商§56①、§68④）する（→裁判例①、②、⑥～⑨）。

(2) 当事者系審判及び訂正審判

手続の補正を命じ又は審尋（特§134④、実§39③、意§52、商§56①、§68④）を行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって却下（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）する（→審決例⑫）。

ただし、

ア 請求書の全趣旨から、実質上共同審判であることの意思が表示されていると認められるときは、手続の補正を命じ、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは決定をもって却下する（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

イ 請求人の責に帰することができない理由により特§132②、実§41、意§52、商§56①、§68④の規定に違反してされたことが予想されるとき（審判請求時に極めて近い時期において権利者の名義が変更されているときなど）には、審尋を行い、これに対する請求人の応答を待って処理する。

４． 裁判例、審決例

① 東高判昭 52.7.27（昭 51（行ケ）96 号）→最二小判昭 53.3.24（昭 52（行ツ）112 号

② 東高判昭 55.9.30（昭 53（行ケ）163 号）

③ 東高判昭 53.10.25（昭 53（行ケ）45 号）

④ 東高判昭 54.7.25（昭 53（行ケ）208 号）

⑤ 東高判昭 61.5.29（昭 57（行ケ）106 号）

⑥ 東高判昭 63.7.27（昭 63 年（行ケ）39 号）→最三小判平 2.10.2（昭 63（行ツ）158 号）

⑦ 東高判平 5.4.14（平 4（行ケ）228 号）

⑧ 東高判平 5.12.24（平 5（行ケ）93 号）

⑨ 知財高判平 17.6.22（平 17（行ケ）10243 号）

⑩ 知財高判平 21.11.19（平 21（行ケ）10148 号）

⑪ 知財高判平 23.5.30（平 22（行ケ）10363 号）

⑫ 昭 41 審 3304 号（昭 48.6.19）

５． 共同審判における費用の負担（→47―01）

審決の理由の記載や結論の表示（→45―20）

（改訂 R5.12）

22—04　ＰＵＤＴ

権利消滅後の無効審判における請求書の被請求人の住所

無効審判は、権利消滅後においても請求できる（特§123③、実§37③、意§48③、商§46③、§68④）。

一方、権利消滅後に提出された各種登録申請書は、全て却下されており、住所などの変更は閉鎖原簿に登録されない。

したがって、審判請求書の被請求人の住所などが閉鎖原簿のそれと相違しても住所等の変更事実を証明した場合は審判請求を認めることとする。

なお、被請求人に請求書の副本を送達できないときは、請求人にその旨を通知して釈明させる。

（改訂 H27.2）

23—00　P U D T

代理人一般

１．代理の意義

代理とは、他人（代理人）の独立の行為（意思表示）によって、本人が直接にその法律効果を取得する制度である。

２．代理人の能力

民法上では代理人は行為能力者（行為能力の制限を受けない者）であることを必要としない（民§102）と規定されているが、特許に関する手続については、特許法において、未成年者、成年被後見人は、法定代理人によらなければ手続できない（特§7①、実§2の5②、意§68②、商§77②）と規定していることからみて、行為能力の制限を受ける者が代理人となることは好ましくない。

もし、無能力者が代理人として手続したときは、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないとして改任を命じる（特§13②、実§2の5②、意§68②、商§77②）ことができると考えられる。

３．代理権

(1) 発生原因

ア 任意代理人（→23—02）

（ア）委任による代理人（→23—02）

（イ）特許管理人（→23—04）

（ウ）指定代理人（→23—03）

任意代理人の代理権は、本人、代理人間の授権行為により発生する。

イ 法定代理人（→23—01）

（ア）一定の地位にある者が法律上当然に法定代理人となるときは、その当該法規が代理権発生の原因である（民§818、§840）。

（イ）裁判所が決定し、選任し又は遺言者が指定したときには、この選任、

法定又は指定の行為が代理権発生の原因である（民§25、§26、§841、§918、§943、§952、§1010、§839、§1006）。

(2) 範囲

ア 任意代理人

(ア) 委任による代理人

授権の内容によって定まる。ただし、特別の授権を得なければ、出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、特許出願等に基づく優先権の主張（特§41①、国内優先権の主張）若しくはその取下げ、実用新案登録に基づく特許出願（特§46の2①）、出願公開の請求、特許権の放棄、拒絶査定不服の審判若しくは意匠、商標登録出願における補正却下の不服の審判の請求又は復代理人を選任することができない（特§9、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(イ) 特許管理人

特別授権（特§9）を含む一切の手続及び特許法又は特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（特§8②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(ウ) 指定代理人

授権の内容によって定まる。

イ 法定代理人

それぞれの法定代理人についての規定により定まる（例えば、民§28、§824、§859、特§7③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(3) 消滅

ア 任意代理人（→23—02の２．）

イ 法定代理人（→23—01の３．）

(4) 無権代理（→23—07）

代理人と称して行為をする者が正当なる代理権を有しないとき。

４． 代理行為

(1) 本人のためにする意思があること。
(2) 代理意思の表示があること。
(3) 代理人自身の法律行為であること。

５． 双方代理

双方代理とは、ある法律行為の当事者双方の代理人となることをいい、特許（商標登録）異議申立事件、審判請求事件において、双方代理は原則として不適法である。なお、双方代理は民法の規定でも禁止されている（民§108）。

当事者の指摘等により、この点が問題となったときには、これについて審理し、そのような事実が判明すれば不適法な申立て、請求として決定、審決をもって却下する（特§135、実§41、意§52、商§43 の 14①、§56①、§68④）。

（注） 弁理士法との関係において、弁理士及び弁理士法人が業務を行ってはならないと規定された「受任している事件の相手方からの依頼による他の事件」（弁理§31 三及び§48①三）には、特許（商標登録）異議申立事件、審判請求事件及び審決取消訴訟事件が含まれると解され、この規定に違反してなされた手続は、当事者適格を判断する以前に、無効な手続となると解され、当然不適法な申立て、請求となる。

しかし、相手方が異議を述べない場合は、手続を進めても問題はないと解されることから、特許庁側から当事者に対して、弁理士法違反について積極的に意見を求める必要はなく、一方当事者が申し立ててきた時点で審尋等の手続をとり、弁理士法違反の事実があるか否かを審理すれば足りる。

（参考）最一小判昭 44.2.13（昭 43（行ツ）78 号）
東高判平 4.9.16（平 4（行ケ）32 号）

６． 共同代理

共同代理とは、数人の代理人が共同してのみ代理権を行使できる代理をいう。ただし、特許に関する手続については、その手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては各人が本人を代表する（特§12、実§2 の 5②、意§68②、商§77②）。

（改訂 R5.12）

23—01　ＰＵＤＴ

法定代理人

１．法定代理人とは、代理権が直接法律規定によって与えられる代理人をいう。

２．法定代理人の種類(注)

(1) 親族、身分によって法律上当然なるとき

ア 親権者（民§818）

イ 法定後見人（民§840）

(2) 裁判所が選任するとき

ア 不在者の財産管理人（民§25、§26）

イ 選定後見人（民§841）

ウ 相続財産管理人（民§918、§943、§952）

エ 遺言執行者（民§1010、§1015）

(3) 一定の指定権者の指定によるとき

ア 指定後見人（民§839）

イ 指定遺言執行者（民§1006、§1015）

３．法定代理権

(1) 発生、消滅

代理権の発生、消滅は、民法などの定めに従うのを原則とするが、その消滅は民事訴訟法（民訴§36①）の例にならって相手方に通知するのが望ましい。

法定代理人が死亡し又は代理権を失ったときは手続は中断する（特§24、実§2の5②、意§68②、商§77②→民訴§124①三）。

なお、法定代理権の消滅理由としては、

ア 本人又は法定代理人の死亡、法定代理人の破産又は代理人が後見開始の審

判を受けたとき（民§111①）。

イ 後見人の辞任、選任、解任（民§844、§845、§846）

などがある。

(2) 範囲

法定代理権の範囲は民法などにより決まる。

〔例〕親権を行う者は、子の財産を管理し、また、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない（民§824）。

なお、法定代理人は、その責任をもって復代理人を選任することができる（→23―05）。

（改訂 H27.2）

23—02　P U D T

任意代理人（委任による代理人）

１．意義

任意代理人とは、本人の信任を受けて、つまり本人の意思に基づいて代理人となるものである。

したがって、任意代理人は「委任による代理人」のみではなく、委任契約以外の事務処理契約（例えば、組合契約、雇用契約）による代理人も含まれる。

なお、特許管理人（→23—04）、指定代理人（→23—03）も任意代理人に含まれると解されるが、本節（23—02）では委任による代理人を扱う。

２．代理権

(1) 発生

代理権は、本人が他人に代理権を授与したときに発生する。

(2) 消滅

代理権は、本人の解任があったときは当然消滅するが、民法上に規定する代理権の消滅事由（民§111①）とは異なり、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受諾者の信託の任務終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によっては、消滅しない（特§11、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

それは、民§111の理を貫くときは代理人が本人の死亡を知らないでした手続は無効となり、また、急速を要する手続もこれをすることができないこととなり、本人の相続人に不測の損害を与えることになるばかりでなく、審査、審判の諸手続の進行にも支障が生じることとなるからである。

したがって、産業財産権法では規定を設け代理権の不消滅を規定している（特§11、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(3) 範囲

日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有する者が特許庁に対し、出願、請求その他の手続をするために委任した代理権は、出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立の取下げ、特許出願等に基づく優先権の主張（特§41①、国内優先権の主張）若しくはその取下げ、実用新案登録に基づく特許出願（特§46の2①）、出願公開の請求、特許権の放棄、拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①、§68④）、若しくは意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判（意§47①、商§45①、§68④）の請求又は復代理人（→23—08）の選任については、特別の授権を必要とする（特§9、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

なお、本人死亡後の代理人の代理行為は、その権利の承継人のためにするものといわなければならない。

３．復代理人選任の権限（復任権）

指定遺言執行者は、遺言者の任意代理人として復任権（→23—05 の 1.(2)）を定めている（民§1016）。

（改訂 H24.3）

23—03　ＰＵＤＴ

指定代理人

１．指定代理人とは、国や行政庁等を当事者とする手続に行政庁等から指定されて手続を行う職員をいう。

２．指定代理人の代理権は、国や行政庁から指定又は選任により発生し、指定解除、解任により消滅する。

３．審決等取消訴訟における指定代理人について（→80—01）

（改訂 H14.10）

23—04　ＰＵＤＴ

特許管理人

１．意義

特許管理人の制度は、特許制度における手続の時間的効果が問題となることが多く、かつ、これが時間的制約のもとに進行するため、在外者（日本国内に住所又は居所、法人にあっては営業所を有しない者）にあっては地理的若しくは時間的障害が生じることから、その手続を日本国内に住所又は居所を有する代理人によることを強制することにより、手続の円滑な進行を図ろうとするものである。

在外者は、特定の場合を除き、特許管理人（在外者の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有する者）によらなければ、手続をし、又は特許法若しくは特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

この特定の場合とは、特許管理人を有する在外者（法人にあってはその代表者）が日本国に滞在している場合に限られる（特施令§1）。

２．権限

特許管理人は特別授権（特§9）を含む一切の手続及び特許法又は特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（特§8②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

したがって、代理権の範囲に制限を設けられていないときは、特許管理人は一切の手続について代理権がある。

また、平成８年特許法の一部改正により特許管理人の選任等についての登録制度が廃止され、出願中に特許庁に提出された代理権を証明する書面において、

委任事項に登録後についての授権（代理権の範囲に制限を設けていないときも含む）があれば登録後の手続及び特許権に関する手続においても代理権を有している。

３．特許管理人が死亡したとき（→23―11）

（改訂 H27.2）

23—05　ＰＵＤＴ

復代理人

１．定義

(1) 復代理とは、代理人が自分の権限内の行為を行わせるため、自分の名で更に代理人を選任して本人を代理させることであり、代理人によって選任された代理人を復代理人という。

(2) 復代理人を選任する権限（復任権）は、当然には代理権の一部ではなく、本人の許諾又は直接法律の規定によって付与される別個の権限である。

２．復代理人選任の権能

(1) 権能

ア 任意代理人

任意代理人は、特別の授権がなければ復代理人を選任することができない（特§9、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

なお、民法上では原則として任意代理人は、本人の許諾を得たとき又は止むを得ない事由がなければ復代理人を選任できない（民§104）と規定されている。

イ 法定代理人

法定代理人は、本人の意思に基づかずに代理人となったものであり、その権限も一般に広汎で辞任も自由ではなく、本人に許諾の能力のない場合も多いので、法定代理人は常に復任権を有し、その責任をもって復代理人を選定することができる（民§105）。

ただし、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない（特§7③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

３．復代理権の消滅

復代理権の消滅は、特§11（実§2の5②、意§68②、商§77②）の規定により消滅しないときを除き民§111による一般的消滅原因、又は、代理人、復代理人に対する委任若しくは授権の解除若しくは取消によっても消滅する。

特許手続は、民事訴訟法上の訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人を選任した代理人の死亡の場合には、復代理人の代理権は消滅しないものと解される（→方式審査便覧　02．26）。また、代理人が辞任し又は解任された場合の復代理人の代理権も、同様の観点から、当然には消滅しないものと解される。

４．本人による解任

復代理人は、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有し（民§107②）、復代理人といえども委任の本旨に従い善管注意義務（民§644）を負うことから、本人は復代理人をも解任できると解される（→方式審査便覧　02．26（代理―７））。

５．復代理人の権限

復代理人はその権限内の行為について本人を代表し（民§106①）、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有する（民§106②）。

６．復代理人の死亡（→23―11）

（改訂 R5．12）

23—06　P U D T

保佐人

1．保佐人とは、被保佐人（注）の保護機関をいう。

被保佐人が産業財産権に関し手続をするには、保佐人の同意（特§7②、実§2の5②、意§68②、商§77②）を得てその同意書を提出する必要がある（特施規§6、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、保佐人の同意を得て追認することができる（特§16③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。したがって、被保佐人が手続をするにあたって、代理人を選任する場合は、代理人の選任についても保佐人の同意を要するものと解される。

（注）　被保佐人とは、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた精神上の障害に因り事理を弁識する能力が著しく不十分な者。

2．審判請求書には、保佐人の表示は必要なく、表示されているときであっても、特許庁から発する文書には保佐人の表示をしない。

（改訂 H17.7）

23—07　P U D T

無権代理

1．代理権のない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人（→23—01）が追認することができる（特§16②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(1) 手続をする者の代理人の代理権を証明するときは、書面をもって証明しなければならない（特施規§4の3、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

(2) 代理人による手続であって代理権を証する書面（以下「委任状」という。）の添付がないとき、委任状に記載してある本人の氏名が異なるときなどは、無権代理とみなされる。

(3) この場合は、補正を命じ正しい委任状を提出させ（→21—00）、正しい委任状が提出されたときに本人の追認がされたこととなる。

(4) もし、追認がされなかったときは、決定をもってその手続を却下する（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④、→21—03の一覧表）。

（改訂 R2.12）

23—08　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

代理人の有無と審判手続

１．代理人のある場合

(1) 代理権を証する書面（特施規§4 の 3、実施規§23、意施規§19①、商施規§22）（以下「書面」という。）の有無を確認し、その書面が適正でない場合又は書面を欠く場合には、その補正を命じる（特§17③、§133②、実§2の2④、§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）。

(2) 任意代理人及び後見監督人がある場合の法定代理人は、補正の有無にかかわらず適正な書面を欠くときは、その代理人は無権代理人となる（→23—07）。

(3) 代理人の能力（→23—00）、委任能力の有無については、あまり詮索することなく、特に当事者の攻撃防御の間においてその有無が争われることになったときに限り、職権で調査し、判断すればよい。

２．必要な代理人のいない場合

(1) 日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者（在外者）の場合

ア 在外者が特許管理人（→23—04）によらないで手続をしたときは、その手続は不適法なものとして却下する（特§18 の 2、§133 の 2、§135、実§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）。

イ 審判被請求人が在外者であるとき

（ア）審判（特許（商標登録）異議の申立て）関係書類を送達（送付）するときまでに、当該事件の特許出願又は特§121①の審判請求の手続で提出された委任状若しくは特許権者から代理人選任届等の提出がされている場合には、代理人選任届等に添付された委任状（移転登録申請書の手続に添付された委任状も含む。）を確認して、特許（実用新案、意匠、商標）権に

関する言及があるときは、その関係書類を最新の特許管理人あてに送達（送付）する。

（イ）上記（ア）以外のとき又は委任状が提出されていないときは、当該事件の特許出願又は特§121①の審判請求の特許管理人若しくは移転登録申請の手続の特許管理人であった者に対し当該事件の受任の意思確認を行う。受任のないときは、権利者に関係書類を送付するとともに、以後の手続は特許管理人によらなければならない旨を通知する（→23—10）。

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人などの場合

ア 未成年者、成年被後見人が法定代理人によらないで手続をしたときは、法定代理人選任の補正を命じる（特§7①、§133②、実§2の5②、§41、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）。ただし、未成年者であっても、本人が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

イ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、保佐人の同意書の提出を命じる（特§7②、§133②、特施規§6、実§2の5②、§41、実施規§23①、意§52、§68②、意施規§19①、商§56①、§68④、§77②、商施規§22①）。

ウ 法定代理人が手続したときであっても、後見監督人があるときは、その同意書の提出を命じる（特§7③、§133②、特施規§6、実§2の5②、§41、実施規§23①、意§52、§68②、意施規§19①、商§56①、§68④、§77②、商施規§22①）。

エ ア～ウの補正命令に応じないときは、決定をもってその手続を却下する（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④、§77②）。

（改訂 H27.2）

23—09　P U D T

代理権を証明する書面

1．　出願の放棄、取下げのような請求人にとって不利益となる手続や代理人の選任・変更等の届出のような手続に限り、代理権の存否、範囲に関する争いが生じる可能性があることから、代理人がこのような手続を行うときは代理権を証明する書面を提出する（特施規§4の3、特登施規§13の5）。

審判長は、特施規§4の3①、③の規定にかかわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命じることができる（特施規§4の3④）。

2．　手続の種類

(1) 審判において委任状を必要とする手続

ア 特§9に規定する特別の授権の証明（特施規§4の3①、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

イ 法定代理権の証明（特施規§4の3①、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

ウ 手続の途中、特許付与後における代理人の選任・変更等の届出（中途受任）（特施規§4の3②、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

エ 代理人の選任等の届出をすることなく、出願時の代理人と異なる代理人により行われる中間手続（特施規§4の3③、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

オ 特許を受ける権利の承継の届出、手続の受継の申立て（特施規§4の3①一、二）

カ 判定の請求（特施規§4の3①六、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

キ 特許異議の申立て（特施規§4の3①九）

ク 商標登録異議の申立て（商施規§22①）

ケ 意見書（特§120の5①、§174①、商§43の12、§60の2①、§68④、§68⑤）の提出（特施規§4の3①十一、商施規§22①）

コ 審判（拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判を除く）の請求（特施規§4の3①十二、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

サ 答弁書（特§71③、実§26、意§25③、商§28③、特§84、§92⑦、§93③、実§21③、§22⑦、§23③、意§33⑦、特§134①、実§39①、意§52、商§56①、特§174③、意§58④、商§61）の提出（特施規§4の3①八、十三、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

シ 参加（特§119①、§148①、③、§174①、③、実§41①、§45①、意§52、§58④、商§43の7、§56、§61）の申請（特施規§4の3①十、十四、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

ス 証拠保全の申立て（特施規§4の3①十五、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

セ 再審の請求（特施規§4の3①十六、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）

ソ 微生物の寄託についての受託番号の届出（特施規§4の3①十七）

タ 商標権の存続期間の更新登録の申請（商品及び役務の区分数を減じて申請する場合に限る。）（商施規§22①）

チ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（商施規§22①）

ツ 書換登録の申請（商施規§22①）

テ 特例法における氏名（名称）、住所（居所）、包括委任状の提出等（特例法施規§5①）

ト 特例法における識別番号付与の請求、入出力装置の届出、予納の提出等（特例法施規§5①）

ナ 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（現金手続省令）の§3の2①の規定による識別番号付与の請求等

(2) 委任状を必要としない手続

ア 早期審理の事情説明書の提出

イ 刊行物等提出書（特施規§13の2、§13の3）の提出

３． 代理権を証明する書面

(1) 法定代理人

ア 未成年者の法定代理人の代理権を証明する書面は、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票

イ 成年被後見人の法定代理人の代理権を証明する書面は、後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がされていないときは、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票）

なお、後見人が法定代理人の場合において、後見監督人があるときは、その者の同意書及び住民票

(2) 任意代理人

ア 委任による代理人、特許管理人

委任状(注)

（注） 委任状には、事件を特定した個別の委任状（その写しも含む）と、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない委任状（包括委任状）とがあり、包括委任状で代理権の証明をするときは、当該包括委任状を援用する旨の表示をしなければならない（特施規§9 の 3①、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①、特例法施規§6①④）。

イ 指定代理人

指定書

４． 代理権の範囲

(1) 法定代理人（→23―01）、特許管理人（→23―04）、指定代理人（→23―03）については、それぞれ、民法、特許法などで規定されている。

(2) 委任による代理権を証明する書面としての委任状で代理権の範囲を示すときは、「何某氏を代理人として下記事項を委任する」と委任する代理人の氏名を記載し、次に委任事項として「事件番号」「○○に関する件」と記載して委任すべき事項を特定する。

委任状が提出されている出願の代理人の代理権については、委任状に特許

権（実用新案権、意匠権、商標権）に関する手続についての言及があれば、代理人の代理権の範囲に特段の制限を設けたときを除き、権利消滅まで継続しているので、改めて委任状を提出することなく、特許（商標登録）異議の申立て及び無効審判、訂正審判、商標取消審判等の権利者の代理人として手続ができる。

なお、出願の取下げ、特許権の放棄、拒絶査定不服審判請求、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判請求又は復代理人の選任など特別の授権を要する事項（特§9、実§2の5②、意§68②、商§77②）をも併せて委任するときは、委任状にその旨を明記する。

５．委任文言とその範囲の解釈

(1)「審判」の解釈

査定系審判請求事件における委任状の扱いについて、原審において提出された委任状に「審判」の文言の記載があるとき、審判部においては「審判請求に関する事項」も委任しているものとする。

(2)「参加申出」の解釈

参加の申出を委任すれば、参加決定後の攻撃防御の代理委任をも受けているとする。

(3)「口頭審理への出廷陳述」の解釈

口頭審理における陳述のみで、以後の代理については委任がないものとする。

(4)「その他」「その他一切」の解釈

本人の不利益行為、例えば、出願の取下げ、請求の取下げ、権利の放棄などは含まないとする。

在外者の特許管理人（→23—04 の２．）のときは、特別の授権を要しない。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（特§8②）。

（改訂 R5.12）

23—10　P U D T

特許管理人のない場合の手続

1．　特許管理人によらないで手続をした場合

(1) 請求人の場合

　国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）の手続は特許管理人によらなければならない（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）から、特許管理人によらないで手続をした場合は審決により却下する（特§135 、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(2) 被請求人の場合

　在外者は、特許管理人によらなければ手続を進めることができない点は(1)と同様である。

(3) 特許管理人が審判請求後に死亡（→23—11）、その他によって存在しなくなった場合も前記(1)、(2)と同様に取り扱う。

　ただし、死亡、辞任、解任等により特許管理人が存在しなくなった場合は特許管理人の選任をする機会を与え、新たな特許管理人を選任させるべきである。

(4) 在外者が特許管理人によらないでした手続は、前記(1)、(2)によるが、特許庁から請求人、被請求人に対し、直接通知等を送付することはできる。

　なお、除斥又は忌避の申立て（→59—01～59—05）ができないことは明らかである。

2．　特許管理人のない場合の当庁側の手続については、以下の点に留意する。

(1) 代理権を証する書面（以下「委任状」という。）が提出されていない特許権に対し審判の請求（特許（商標登録）異議の申立て）がされたときは、特許管理人であった者に対し、特許管理人として受任するか否かを確認する（様式１）。

　特許管理人として受任する旨の回答又は代理人受任届の提出があった場合

は、特許管理人に対し、受任できない旨の回答があった場合は、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

(2) 委任状が提出されてはいるが、特§8②ただし書の規定により特許（実用新案、意匠又は商標）権に関する手続に制限を設けているときは、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

(3) 特許管理人が選任されていない場合は、審判官及び審判書記官の氏名通知（→12—01）、書面審理通知（→32—01）、審理終結通知（→42—00）などは、その次に発送する決定、審決などの送達（送付）する書類（→17—01）と一括して発送する。

(4) 審決（特許（商標登録）異議の申立てについての決定）は、訳文を添付しないでそのまま発送することができる。

3． 書類の発送については次の点に留意する。

(1) 特許管理人のない在外者には、航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう）に付して発送する（特§192 ②、実§55②、意§68⑤、商§77⑤）。

(2) 書類等を(1)により発送したときは、発送の時に送達があったものとみなされる（特§192③、実§55②、意§68⑤、商§77⑤）。

4． 権利者に対し審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）するとき（→2．(1)、(2)）は、「当該審判請求に対し被請求人として手続を進めるときは、特§8（実§2の5②、意§68②、商§77②）により特許管理人を選任し、以後の手続はすべて特許管理人によらなければならない」との意味の英文（様式2）を添付する。

様式１（特許無効審判の例）

特許管理人の選任届等の依頼

令和○○年○○月○○日

○○国際特許事務所　　ﾌｧｸｼﾐﾘ番号（03)○○○○－○○○○
○　○　○　様　　電　　話（03)○○○○－○○○○
送信枚数　　○○枚
特許庁審判部審判課第○担当(特許侵害業務室)

記

特許第○○○○○○○号
権利者　住所
名称　○　○　○　○

無効２０ＸＸ－８００○○○

上記の特許権に対して、令和○○年○○月○○日に無効審判請求がされました。

つきましては、貴方が設定登録時の代理人であったので、その選任（受任）届等を依頼します。

なお、必ず特許権者に特許法第８条により管理人によらなければ審判の手続きをすることができないことを説明し、特許管理人受任の回答をこの通知の到達後○○日以内に審判課第○担当(特許侵害業務室)あてに電子メール等（別紙の用紙）によって送付願います。

また、特許管理人受任の回答の場合には、この回答と併せて特許管理人の選任（受任）届等の提出をしてください。○○日以内に特許管理人の選任（受任）届等がない場合には、審判請請求書副本を権利者あてに直送いたします。

注）不明な点がありましたら特許庁審判部審判課第○担当(特許侵害業務室)までご連絡ください。

電　　話（03)3581－1101（内線）○○○○
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号（03)3501-○○○○　　担当○○○○

特許管理人の選任届等の依頼に対する回答

令和○○年○○月○○日

特許庁審判部審判課第○担当（特許侵害業務室）　○○○○あて

特許第○○○○○○○号

無効２０ＸＸ－８００○○○

識別番号　　電話　(03)○○○○－○○○○
特許管理人氏名（○○○○○○○○○○）　　○　○　○　○

記

該当番号を○で囲んでください。

1.　上記の件について受任します。
2.　上記の件について受任できません。

受任する場合

特許管理人の選任（受任）届等の提出をお願いします。

なお、「代理権を証明する書面」は、新たに書面（委任状）を添付するか、もしくは既に提出済みのもの（委任状）又は包括委任状を援用してください。

受任できない場合

権利者に直接送付するに当たり、貴事務所において把握されている最新の名称及び住所をお知らせいただきますようお願いいたします（名称及び住所のアルファベット表記及び訳文）。

（　　）

様式２

Japan Patent Office
3-4-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku
Tokyo, Japan, 100-8915

November 21, 2014

To：○○○○○（特許権者）

Dear Sir/Madam:

The Japan Patent Office hereby notifies you that a request to hold a trial for patent invalidation has been filed against your patent No. ○○○○○ As a result of this request being filed, you are required to submit to the Japan Patent Office your response in writing, in duplicate, against the request within ninety (90) days from the date on which this notice was sent.

In submitting your response in writing, however, you first will need to designate a representative domiciled or residing in Japan, who is a qualified patent administrator such as a patent attorney, as defined in Article 8 of the Patent Law of Japan. Only your qualified patent administrator will be authorized to deal with the Japan Patent Office and conduct the necessary procedures on your behalf.

Please note that the Japan Patent Office is unable to extend the deadline for you to submit your response in writing, unless you can prove any specific and reasonable grounds for the need to extend the deadline.

Yours faithfully,

Chief Administrative Judge

（訳文）

日本国特許庁
日本国東京都千代田区霞が関３－４－３

日付

○○○○○（特許権者）様

あなたの特許第○○○○○○○号を無効とする審判請求に関して、あなたは特許庁からのこの通知の発送日から９０日以内に副本とともに答弁書を提出することを求められております。

答弁書を提出するときは、特許法第８条に規定されている日本国内に住所または居所を有する代理人（すなわち特許管理人）を選任し、あなたに代わって、その代理人により必要な手続をなさなければなりません。

なお、期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由を証明できないかぎり、この期間の延長はできないことに注意してください。

敬具

特許庁審判長

（改訂 R5.12）

23—11　P U D T

代理人死亡の場合の取扱い

1．代理権は、代理人の死亡によって消滅する（民§111①二）ので、審判請求後に当該事件の代理人が死亡したのちにされる審決又は決定には、請求人又は被請求人の氏名及びその住所又は居所のみを記載し、死亡によって代理権の消滅した代理人の氏名及び住所又は居所は記載しない。

2．代理人死亡の場合の手続

(1) 法定代理人が死亡したときは、法定代理人又は能力を有するに至った当事者（→22）がその手続を受継ぐまで中断（→26—01）する（民訴§124①三、特§24、実§2の5②、意§68②、商§77②で準用）。

(2) 任意代理人が死亡したときは、以後当事者に対して手続を行う。

ただし、特許管理人（→23—04）の場合は、在外者は特許管理人によらなければ手続を行うことができない（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）ので、直接当事者に送付するとともに特許管理人を選任するよう通知する（→23—10）。

(3) 復代理人が選任されている場合

復代理人の代理権は、代理人の死亡によって消滅しない。ただし、本人が復代理人を解任することは妨げない。

ア 民事訴訟法においては、訴訟の円滑、迅速な運行という訴訟代理の目的等に照して、訴訟代理人が死亡しても、当然には復代理人の代理権は消滅しないものと解されている。

イ そこで、特許の手続は、出願、審査、審判等一連の流れにおいて行われ、訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人の代理権は、代理人の死亡によっては、消滅しないものとする。

３． 復代理人が死亡した場合

復代理人が死亡したときは、以後代理人に対し手続を行う。

（改訂 H27.2）

23—12　P U D T

法人の代表者とその表示

法人は、法令に従い定款、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（民§34）ものであるが、この権利を主張し義務を履行するために代表者を置き、その事務につき法人を代表するのである。したがって、審判事件においてその当事者が法人である場合には、その審判請求書に当事者の名称及び住所並びに代表者（請求人のみ）の氏名を記載しなければならない（特§131①一、特施規§46、実§38①一、実施規§23⑫、意§52、意施規§14①、商§56①、§68④、商施規§14）。

なお、代理人により手続を行う場合には、手続書類に代表者の氏名の記載は要しない（特施規§46、様式61の2備考12→様式2備考17、様式62備考12→様式3備考11）。

（改訂 H27.2）

23—13　ＰＵＤＴ

代理人の中途受任の手続

１．審判請求を特許庁に対し行っている途中で代理人を選任した場合又は代理人を変更した場合においては、委任状を添付した代理人選任届等を提出させる（特施規§９の２）。

２．中間書類に委任状（審判に関する一切の件を委任した旨の記載のある場合を含む。）のみを添付して、その代理人により手続がされた場合は、代理人選任届等の提出がなくても当該中間手続（同時に他の中間手続がされている場合には、その中間手続を含む。）に関する限り代理権があるものとして取り扱う。

以後、その代理人が手続をする場合は、特施規§９の２の規定による届出をしなければならない。この場合の証明書は、先に提出した証明書の内容に変更がない場合には、当該届出においてその旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができる（特施規§10、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

（→方式審査便覧　02．24（代理—5））

（改訂 H24.3）

25—01　P U D T

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間は本節(25—01)に記載したとおりである。本節(25—01)が適用されない以下の事件については、それぞれ参照先の節を参照されたい。

なお、査定系審判及び商標登録異議の確定審決に対する再審についても同様とする。

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判における指定期間（→25—01.2）

特許異議の申立てにおける指定期間（→25—01.4）

指定期間の延長（→25—04）

Ⅰ　原則

指定期間については、原則として以下のとおり取り扱う（商標登録異議申立事件についても同様）。

ただし、請求人と合意したとき等は、指定期間は以下とは異なる期間が指定されることがある。

１．手続をする者が国内居住者（在内者）の場合

(1) 法律及び省令の規定により特許庁長官又は審判長が指定する期間（指定期間）は、以下を除き、特許に関しては 60 日、意匠、商標に関しては 40 日とする。

(2) 補正命令又は却下理由通知（特§17③、§18の2②、§133①、②、§133の2②、これらの規定を準用する規定（特§174②、意§52、§58②、③、§68②、商§43の15①、§56①、§60の2①、§62①、②、§68④、⑤、§77②）に対する手続の補正又は弁明書の提出のための指定期間は、30 日とする。

(3) 審尋（特§134④、特§134④を準用する規定（特§174②、意§52、§58②、③、商§43の15①、§56①、§62①、②、§68④、⑤）に対する回答書の提出を求められた者が提出する実験成績証明書又は特殊なひな形若しくは見本の

提出期間については、それぞれの場合を考慮して、(1)に定める期間と異なる期間を指定することができる。

(4) 郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭なため、期間内に差し出されたものであるか否かが不明であるため書留郵便物受領書、特定記録郵便物受領証等の提出を求める（特§134④、§174②）ときの指定期間は10日とする。

(5) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって(1)及び(2)に定める期間内に手続をすることができないと認めるときは、(1)及び(2)に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができる。

(6) 遠隔又は交通不便の地にある者のための延長（特§5、特§5を準用する意§68①、商§77①）は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、15日とする。

２．　手続をする者が在外者である場合

(1) 以下に掲げる書類その他の物件の提出についての指定期間は、特許、意匠、商標に関しては3か月とする。ただし、代理人だけでこれらの物件を作成することができると認めるときは、１．の(1)に規定する期間とする。

ア 意見書

イ 協議指令（特§39⑥、意§9④、商§8④）に応答する届出書

ウ 上記１．(3)の物件

エ 手続補正書（特§17③、特§133①、②及びこれらを準用する規定（特174②、意§52、§58②、③、§68②、商§43の15①、§56①、§60の2①、§62①、②、§68④、⑤、§77②）により手続の補正を命じられた者が提出する手続補正書を除く。）

(2) 上記１．(2)の手続の補正、弁明書の提出のための指定期間は、30日とする。

(3) (1)の各号に定める物件以外の物件の提出についての指定期間は、１．の(1)に規定する期間とする。

(4) １．の(3)から(5)までの規定は、在外者が手続をするときに準用する。

Ⅱ　判定の指定期間

１．判定についての意見書の提出、答弁書の提出及び弁駁書の提出のための指定期間（各法共通）は、手続をする者が国内居住者の場合は30日、在外者の場合は60日（請求による延長はしない）とする。

２．在外者の手続の補正及び弁明書の提出については、30日（上記Ⅰ２．(2)に記載された期間）とする。

（→ 期間一般について、方式審査便覧（04. 期間））

別　　表

東 京 都	伊豆諸島・小笠原諸島
石 川 県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖 縄 県	沖縄本島を除く周辺諸島
北 海 道	北海道周辺諸島

（改訂 R5.12）

（訂正 R7.3）

25—01.1 ＰＵＤＴ

主要期間一覧（１）（査定系審判、商標登録異議、判定）

（特許関係（無効・訂正審判を除く））

手　　続	根拠条文（準用・類規）	初　　日	期　　間（延　　長）		備　考
			国内居住者	在外者	
【法定期間】					
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の2	出願日	特許査定謄本到達日（拒絶理由通知を受けた後を除く。）		
	17の2①四	拒絶査定不服審判の請求と同時	ー	ー	
要約書の補正	17の3	出願日又は優先日	１年３月	１年３月	
新規性例外適用出願	30①、②	喪失該当に至った日	１年	１年	
同上証明書の提出	30③	出願日	30日	30日	
優先権主張を伴う出願	43①、43の2①、② パリ条約４条Ｃ(1)	第１国出願日	特12月 意→特６月	特12月 意→特６月	
優先権証明書の提出	43②、43の2③	優先日	１年４月	１年４月	
	44③、46⑤	優先日	１年４月又は新たな出願の日から３月のいずれか遅い日＊		分割・変更出願の場合
国内優先権主張を伴う出願	41①	先の出願日	１年	１年	
外国語書面出願に係る翻訳文	36の2②	出願日又は優先日	１年２月☆	１年２月☆	
出願変更（実→特）	46①	出願日	実願の係属中ただし出願の日から３年		
出願変更（意→特）	46②	ｲ.意願出願日 ﾛ.意願の拒絶査定謄本の送達日	３年 ３月	３年 ３月	 最初の査定
特許料の納付	108①	査定又は審決の謄本の送達日	30日（求30日）	30日（求30日）	
拒絶査定不服審判の請求	121①	拒絶査定謄本の送達日	３月	３月（職１月）◇	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30日（職15日）※	30日（職60日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30日（附15日）※	30日（附90日）	
【指定期間等】					
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の2①ー、三	拒絶理由通知の発送日	60日又は75日※（求１月）	３月（求３月）	
命令による方式補正	17③、133①、②、71③、174②	指令書の発送日	30日	30日	

弁明書の提出	18の2②、133の2②、71③、174②	却下理由通知の発送日	30日	30日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令書の発送日	60日又は75日※	３月	
意見書の提出（意見の申立て）	50、159②、163②、174②	拒絶理由通知の発送日	60日又は75日※（求１月）	３月（求３月）＃	
	150⑤、153②、174②	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	60日又は75日※	３月＃	
判定における意見書の提出	71③、150⑤、153②	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30日	60日	
判定における答弁書の提出	71③、134①、規40、規47の2①	答弁指令書の発送日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	規40、規47の3①	弁駁指令書の発送日	30日	60日	
審尋書に対する回答書	134④、174②	審尋書の発送日	60日又は75日※（求１月）	３月（求３月）＃	異なる期間指定可能
	71③	審尋書の発送日（判定）	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	71③、134④、174②	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注１．※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。
注２．（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間
注３．＃は代理人だけで意見書を作成することができると認めるときは６０日（審判便覧25-01 Ⅰ2.(1)参照）
注４．＊は原出願日が平成１０年１２月３１日以前の場合は、「１年４月」
注５．☆は分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から１年以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から２月以内
注６．◇は延長登録出願に係る拒絶査定不服審判の場合は、職権による請求期間の延長は行わない。

（意匠・商標関係（無効・取消審判を除く））

手　　続	根　拠　条　文 （準　用・類　規）	初　　日	期　　間　（延　　長） 国内居住者	 在　外　者	備　考
【法定期間】					
補正	意 60 の 24、商 68 の 40①、商附 24		審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している間		
	商 68 の 40②		商標の設定登録料の納付と同時（商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正）		
新規性例外適用出願	意 4①、②	喪失該当に至った日	１年	１年	
同上証明書の提出	意 4③	出願日	30 日	30 日	
出願時の特例適用出願	商 9①	博覧会等に出品又は出展した日	６月	６月	
同上証明書の提出	商 9②	出願日	30 日	30 日	
優先権主張を伴う出願	意 15①、商 13①、商 68①、パリ条約４Ｃ、Ｅ１	第１出願日	意・商６月 特・実→意６月	意・商６月 特・実→意６月	
優先権証明書の提出	意 15①、商 13①、商 68①	国内出願の日（擬制不適用）	３月	３月	
出願変更（特→意）	意 13①	拒絶査定謄本の送達日	３月	３月	最初の査定
出願変更（実→意）	意 13②		実願が係属している間		
補正却下（審査段階）後の新出願	意 17 の 3①、商 17 の 2①、商 68②	補正却下決定謄本の送達日	３月	３月	
補正却下（審判段階）後の新出願	意 50①、商 55 の 2①、商 68③	補正却下決定謄本の送達日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
登録料の納付	意 43①、商 41①、商 65 の 8①、②	査定又は審決謄本の送達日	30 日（求 30 日）	30 日（求 30 日）	
出願書類等の縦覧	商 18④、商 68③	商標公報発行日	２月	２月	
商標登録異議の申立て	商 43 の 2、68④	商標公報発行日	２月	２月	
商標登録異議申立理由等の補正	商 43 の 4②、商 68④	異議申立てができる期間の末日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
拒絶査定不服審判の請求	意 46①、商 44①、商 68④、商附 13、商附 23	拒絶査定謄本の送達日	３月	３月	
補正却下不服審判の請求	意 47①、商 45①、商 68④	補正却下決定謄本の送達日	３月	３月	
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商附 20	審決等の確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決等に対する訴え	意 59②、商 63②、商 68⑤、商附 22② 、商附 23	審決等謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	

（意匠・商標関係（無効・取消審判を除く））

【指定期間等】					
命令による方式補正	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の 15①、商 56①、商 60 の 2①、商 62①、②、商 68④、⑤、商 77②、商附 17①、商附 21、商附 23、商附 27②	指令書の発送日	30 日	30 日	
判定における意見書の提出	意 25③、商 28③、商 68③	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30 日	60 日	
判定における答弁書の提出	意 25③、意規 19⑤、商 28③、商 68③、商規 22④	答弁指令書の発送日	30 日	60 日	
判定における弁駁書の提出	意規 19⑤、商規 22④	弁駁指令書の発送日	30 日	60 日	
拒絶理由通知又は取消理由通知に対する意見書の提出（意見の申立て）	意 50③、意 57①、商 15 の 2、商 15 の 3①、商 43 の 12、商 55 の 2①、商 60 の 2①、②、商 65 の 5、商 68②、④、⑤、商附 7、商附 16①、商附 19、商附 23、H8 改正附 12	拒絶理由通知の発送日 取消理由通知の発送日	40 日又は 55 日※	３月（求１月） ただし、理由により 40 日	
職権証拠調べ又は職権証拠保全したときの意見の申立て	意 52、意 58②、③、商 43 の 8、商 56①、商 62①、②、商 68④、⑤、商附 17①、商附 21	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	40 日又は 55 日※	３月（求１月）	
弁明書の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の 15①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68③、④、⑤、商附 17①、商附 21、商附 23、商附 27②	却下理由通知の発送日	30 日	30 日	
手続補完書	商 5 の 2②	指令書の発送日	１月又は１月+15 日※	２月	
命令による受継のための期間	意 68②、商 77②	受継命令の発送日	60 日又は 75 日※	３月	
審尋書に対する回答書	意 52、意 58②、③、商 43 の 15①、商 56①、商 62①、②、商 68④、⑤	審尋書の発送日	40 日又は 55 日※	３月（求１月）	異なる期間指定可能
	意 25③、商 28③、商 68③	審尋書の発送日（判定）	30 日	60 日	

書留郵便物受領証等の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の 15①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68④、商附 17①、商附 23、商附 27②	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注１．※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。
注２．(職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 R5.12)
(訂正 R7.3)

25—01.2　ＰＵＤＴ

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の指定期間

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判において、法律及び省令の規定により審判長が指定する期間（指定期間）について、標準的な指定期間（標準指定期間）を以下のとおり定める。

なお、無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の確定審決に対する再審についても同様とする。

１．国内居住者（在内者）についての標準指定期間

(1) 実質的な攻撃防御機会についての標準指定期間

ア 権利者の実質的な攻撃防御機会

（ア）無効審判及び商標登録取消審判の請求がされた後、権利者に最初に与えられる法定答弁期間（訂正請求期間）（特§134①、実§39①、意§52、商§56①）については、特許の場合 60 日、実用の場合 30 日、意匠・商標の場合 40 日とする。

（イ）２回目以降の答弁機会については、請求の理由の要旨を変更する補正がされた場合の法定答弁機会（特§134②、実§39②、意§52）、施行規則上の答弁機会（特施規§47の2①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑧）、最初の法定答弁機会の再適用（特§134①、実§39①、意§52、商§56①）のいずれの場合であっても、30 日とする。

（ウ）審決の予告に対する権利者の訂正の機会（特§164の2②）については、60 日とする。

イ 無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の実質的な攻撃防御機会

（ア）権利者の答弁に対する無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の弁駁の提出を促す応答期間（特施規§47の3①、実施規§23⑫、意施規§19

⑧、商施規§22⑥）については、30日とする。

ウ 職権審理結果通知への応答期間

（ア）職権審理結果通知が発せられたときに権利者が応答するための意見申立期間（特§153②、実§41、意§52、商§56①）、訂正請求についての訂正拒絶理由通知に対する意見申立期間（特§134の2⑤）、訂正審判における訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間（特§165）、及び職権証拠調べ結果通知に対する意見申立期間（特§150⑤、実§41、意§52、商§56①）については、30日とする。

（イ）書面審理における審尋書が発せられたとき（特§134④、実§39③、意§52、商§56①）の回答期間は、15日程度を目安とし、審尋の内容に応じて審判長が相当と認める回答期間を指定する。

(2) 既に権利者の準備が整っている手続についての標準指定期間

ア 審決取消訴訟で特許維持審決の取消判決が確定したときにおいて、再係属の特許無効審判の審理開始時に特許権者が訂正を請求するための指定期間（特§134の3）については、10日程度のごく短期間とする。

(3) 実質的な攻撃防御とは直接関係しない応答についての標準指定期間

ア 無効審判請求人がした請求の理由の要旨を変更する補正に対して権利者が同意するか否かを確認する同意確認通知に対する応答期間（特§131の2②二、特施規§47の4①、実§38の2②、実施規§23⑫、意§52、意施規§19⑧）については、10日とする。

イ 参加申請について当事者等が意見を述べるための指定期間（特§149②、実§41、意§52、商§56①）については、15日とする。

ウ 方式要件違反の場合の補正命令に対する応答期間（特§133①②、実§41、意§52、商§56①）については、10日～20日とする。

ただし、方式要件違反のうち、無効審判請求書の請求の理由の記載要件違反（特§131②、実§38②、意§52）、及び、訂正の請求をする場合の請求の趣旨及びその理由の記載要件違反（特§134の2⑨→§131③）については、30日の応答期間とする。

エ 却下理由通知に対する弁明書提出期間（特§133の2②、実§41、意§52、商§56①）については、20日とする。

オ 審判等の手続の受継命令に対する受継のための指定期間（特§23①、実§2の5②、意§68②、商§77②）、及び、その他の施行規則に規定されている手続期間（特施規§50③ただし書、§50の8①、§58の2①ただし書、§58の17③、§60①等、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑧）については、一律に標準指定期間を定めることなく、個々の事情を考慮した期間を指定する。

(4) 遠隔又は交通不便の地にある者についての標準指定期間

遠隔又は交通不便の地（→25―01の別表）にある当事者又は参加人については、各標準指定期間に一律15日を加えた期間とする。

2. 在外者についての標準指定期間

在外者についての標準指定期間は、上記1.の国内居住者の標準指定期間に対し以下のとおりとする。

(1) 権利者の最初の法定答弁期間については30日を加える。

(2) 権利者の第2回目以降の答弁期間については20日を加える。

(3) 審決の予告に対する権利者の訂正の請求のための指定期間については30日を加える。

(4) 無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の弁駁期間については20日を加える。

(5) 職権審理結果通知に対する応答期間については20日を加える。

(6) 審尋に対する回答期間については10日を加える。

(7) 既に権利者の準備が整っている手続については差異を設けない。

(8) 攻撃防御と直接関係しない手続における応答期間については、基本的に差異を設けないが、参加申請に対する意見申述、及び委任状不備への対応については、10日を加える。

3. 標準指定期間と異なる期間の指定

(1) 標準指定期間よりも短い期間の指定

以下の場合には、審判長が、個々の事情を勘案して、上記各標準指定期間よりも短い期間を指定することができる（各法共通。ただし、職権又は手続者の

請求による指定期間の延長を指定後に行うことがある。）。

標準指定期間よりも特に短い期間を指定するときの考え方は、国内居住者と在外者とで同じとする。

ア 手続書類について、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意しているとき。

イ 事件の内容･性質からみて、標準指定期間よりも短い期間で当事者が対応できると認められるとき。

ウ 事件が相当程度熟した局面において攻撃防御の提出のための期間を指定する場合であって、当事者が全く新たな攻撃防御方法を準備するとは考えにくいとき。

エ 特に迅速な審理の進行が必要なとき。

オ 審判の両当事者間での侵害訴訟において、審判で申し立てられた無効理由に基づく無効の抗弁を巡る攻撃防御が既にされているために、短い期間で当事者が対応できると認められるとき。

カ 特許及び意匠無効審決並びに商標登録を取り消す旨の審判の取消判決の確定により再係属した無効審判において、審理開始時に無効審判請求人に弁駁書の提出機会を与えるとき。

(2) 標準指定期間よりも長い期間の指定

標準指定期間を適用した場合にその応答期間の途中に年末年始や大型連休の行政機関の休日を含み指定期間中の執務日の大部分が侵食されるときは、審判長は、侵食される日数におおむね相当する期間だけ標準指定期間を延長した応答期間を指定してもよい（なお、期間の途中ではなく終期が行政機関の休日に当たるときはむしろ期間が実質的に延長されるので、このときには延長を行わない。）。

４． 既に指定した期間の請求又は職権による延長（→25—04）

（改訂 H27.2）

25—01.3 ＰＵＤＴ
主要期間一覧（２）（無効・訂正・取消審判）

（特許関係（無効・訂正審判））

手　　続	根　拠　条　文（準　用・類　規）		初　　日	期　　間（延　　長）		備　考
				国内居住者	在　外　者	
【法定期間】						
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5②		訂正審判請求時	審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）		
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134 の 3 (平 15)134 の 3①		判決の確定日	１週間	１週間	
再審の請求	173①		審決確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	178③		審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】						
訂正請求書の提出	134 の 2	134①	答弁指令書の発送日 （134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は134②と同じ）	60 日又は 75 日※ 新実は 30 日又は 45 日※	90 日 新実は 60 日	
		164 の 2②	審決の予告の謄本の送達日	60 日又は 75 日※	90 日	
		134② 153②	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
審決取消しによる再係属の審理開始時における訂正請求の提出		134 の 3 (平 15)134 の 3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5②	134① 164 の 2②	答弁指令書の発送日 （134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は134②と同じ） 審決の予告の謄本の送達日	60 日又は 75 日※	90 日	
		134② 153② 134 の 2⑤	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
		134 の 3 (平 15)134 の 3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	

第1回目の法定の答弁書の提出	134①、174③	答弁指令書の発送日	60日又は75日※ 新実は30日又は45日※	90日 新実は60日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134②	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の2①、規50の16	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134①	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
弁駁書の提出	規47の3①、規50の16	弁駁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	153②、134の2⑤、165	無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	150⑤、174③、④	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149②、174③	参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134④、174③、④	審尋書の発送日	15日又は30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	133①、②、174③、④	指令書の発送日 ｲ.料金不足の場合 ﾛ.委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ﾊ.審判請求理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ﾆ.その他の方式違反	 10日又は25日※ 10日又は25日※ （20日又は35日※） 30日又は45日※ 20日又は35日※	 10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	18の2②、133の2②、174③、④	却下理由通知の発送日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2②、規47の4①	同意確認通知の発送日	10日又は25日※	10日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50③ただし書、規50の8①、規58の2①ただし書、規58の17③、規60①など	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134④、174③、④	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注１．※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。
注２．(職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

（意匠・商標関係（無効・取消審判））

手続	根拠条文（準用・類規）	初日	期間（延長）		備考
			国内居住者	在外者	
【法定期間】					
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商附 20	審決等の確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	意 59、商 63、商 68⑤、商附 22②	審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
第 1 回目の法定の答弁書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	40 日又は 55 日※	70 日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第 2 回目以降の法定の答弁書の提出	意 52	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
施行規則上の答弁書の提出	意規 19⑧、商規 22⑥	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
第 1 回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
弁駁書の提出	意規 19⑧、商規 22⑥	弁駁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
意見書の提出（意見の申立て）	意 52、商 56①、商 68④、商附 17①	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
参加申請に対する意見書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日※	25 日	
審尋書に対する回答書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	審尋書の発送日	15 日又は 30 日※程度	25 日程度	
命令による方式補正	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	指令書の発送日 ｲ. 料金不足の場合 ﾛ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人が複数） ﾊ. その他の方式違反	 10 日又は 25 日※ 10 日又は 25 日※ （20 日又は 35 日※） 20 日又は 35 日※	 10 日 20 日 30 日 20 日	
	意 52	指令書の発送日 請求理由の記載要件違反	30 日又は 45 日※	30 日	
同意回答書の提出	意 52、意規 19⑥	同意確認通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	

弁明書	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	却下理由通知の発送日	20 日	20 日	
命令おける受継のための期間	意 68②、商 77②、商附 27②	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規 19、商規 22⑧	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意 52、意 58②、③、商 43 の 15①、商 56①、商 62①、②、商 68④、商附 17①、商附 27②、商附 23	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注１．※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。
注２．(職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 R5.12)
(訂正 R7.3)

25—01.4　P

特許異議の申立ての指定期間

特許異議の申立てにおいて、法律及び省令の規定により審判長が指定する期間（指定期間）について、標準的な指定期間（標準指定期間）を以下のとおり定める。

なお、特許異議の申立てについての確定した決定に対する再審についても同様とする。

１．標準指定期間

(1) 取消理由通知（決定の予告として行うものを含む）に対する特許権者の意見書の提出期間（特§120の5①）は、国内居住者の場合は60日、在外者の場合は90日とする。

(2) 特許権者の訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出期間（特§120の5⑤）は、国内居住者の場合は30日、在外者の場合は50日とする。

(3) 訂正拒絶理由通知に対する特許権者の意見書の提出期間（特§120の5⑥）は、国内居住者の場合は30日、在外者の場合は50日とする。

(4) 手続をする者又はその代理人が日本国内の遠隔又は交通不便の地（→25—01の別表）にある場合の指定期間は、上記(1)～(3)の各期間の国内居住者に対する指定期間に15日を加える。

(5) 審尋に対する回答書の提出期間（特§120の8①→特§134④）は、国内居住者の場合は15日程度、在外者の場合は25日程度とする。

(6) 参加申請について当事者等が意見を述べる期間（特§119②→特§149②）、方式要件違反の場合の補正命令に対する応答期間(特§120の8①→特§133①、②)、却下理由通知に対する弁明書提出期間（特§18の2②、特§120の8①→特§133の2②）、手続の受継のための指定期間（特§23①）（→25—01.2の１．(3)イ～エ）

２．既に指定した期間の請求又は職権による延長（→25―04）

（追加 H27.2）

（訂正 R7.3）

25—01.5　P
主要期間一覧（３）（特許異議）

（特許異議の申立て）

手　　続	根　拠　条　文（準　用・類　規）		初　　日	期　　間　（延　　長）		備　考
				国 内 居 住 者	在　外　者	
【法定期間】						
特許異議の申立て	113①		特許掲載公報の発行日	6 月	6 月	
再審の請求	173①		取消決定確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
取消決定に対する訴え	178③		取消決定の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】						
訂正請求書の提出	120 の 5②	120 の 5①、174①	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日	
訂正請求に添付した明細書･特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5①	120 の 5①、174①	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日	
		120 の 5⑥、174①	訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
意見書の提出（意見の申立て）	120 の 5①、174①		取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日	
	120 の 5⑥、174①		訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
	120、150⑤、174①		職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出	120 の 5⑤、174①		取消理由を記載した書面の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
参加申請に対する意見書の提出	119②、149②、174①		参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日 ※	25 日	
審尋書に対する回答書の提出	120 の 8①、134④、174①		審尋書の発送日	15 日又は 30 日 ※程度	25 日程度	
命令による方式補正	120 の 5⑨、120 の 8①、133①、②、174①		指令書の発送日 ｲ. 料金不足の場合 ﾛ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ﾊ. 申立ての理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ﾆ. その他の方式違反	 10 日又は 25 日 ※ 10 日又は 25 日 ※ 20 日又は 35 日 ※ 30 日又は 45 日 ※ 20 日又は 35 日 ※	 10 日 20 日 30 日 30 日 20 日	
弁明書	18 の 2②、120 の 8①、133 の 2②、174①		却下理由通知の発送日	20 日	20 日	
命令による受継のための期間	23①		受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規 50③ただし書、規 50 の８①、規 58 の２①ただし書、規 58 の 17、規 60①など		通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	120 の 8①、174①		物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注１．※は日本国内の遠隔又交通不便地居住者のため。
注２．（職）は職権延長、（附）は附加期間

（追加 H27.2）

（訂正 R7.3）

25—02　ＰＵＤＴ

期間の計算

１．期間の計算は、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期間の末日とする（特§3、実§2の5①、意§68①、商§77①）。

２．延長された期間（特§4、実§39の2④、§54の2⑤、§45②、意§68①、商§77①、特§5、実§2の5①、意§68①、商§77①）は延長前の期間と一体をなし、合計された一つの期間として手続のできる期間が定まるものであり、「期間の末日」とは、もとの期間の起算日から計算し合計された一つの期間の末日を指称する。

したがって、延長前の期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等に当たっても、そこに特§3②の規定が適用されることはない（東高判昭 57.10.21（昭 57（行ケ）94 号）、東高判平 16.4.27（平成 16（行ケ）61 号））。

（改訂 H27.2）

25—03　ＰＵＤＴ

答弁書等の副本送達時の期間指定

審判長は、請求書副本の送達に対して、被請求人から答弁書又は訂正請求書（以下「答弁書等」という。）を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない（特§134③、実§39③、意§52、商§56①、§68④）。

意見を述べる機会を与えるために、答弁書、訂正請求書又は弁駁書の副本を相手方に送達するために以下の手続きをとる。

１．期間を指定して意見を述べる機会を与える場合には、答弁書副本送付通知の起案において当該期間を指定し、答弁書等の副本を請求人に送達する。

２．期間を指定する必要がない場合には、答弁書副本送付通知を起案し、答弁書等の副本を請求人に送達する。

３．請求人から弁駁書を受理した場合の、その副本の被請求人への送達（送付）についても前記１又は２と同様とする。

（注）当事者系審判において期間を指定することは、審判の審理の促進と便宜をはかるためであり、当事者は特§156による審理終結通知がされるまでは、答弁書等の書面を提出することができる（東高判昭49.9.3（昭40（行ケ）5号））ので、指定した期間が経過した後に提出された書面であっても、これを審理の対象とすることができる。

（改訂 R5.12）

25—04　ＰＵＤＴ

期間の延長・期日の変更

１．期間の延長一般

法定期間及び指定期間は、請求により又は職権で延長することができる。期間の延長請求は、本来の法定期間、指定期間の満了前にしなければならず、本来の期間の満了日が休日に当たるときは、その翌日にすることができる。

２．法定期間の延長

(1) 法定期間の延長は、手続をする者（手続者）又はその代理人が遠隔又は交通不便の地（→25—01 の別表）に居住するときは、次の期間に限り職権で延長することができる。

ア 再審の請求（特§173①、意§58①、商§61、§68⑤）についての期間　15日

イ 審判における補正却下後の新出願（意§50①、商§55の2③）についての期間　15日

拒絶査定不服審判の請求期間（特§121①、意§46①、商§44①）、補正却下決定不服審判の請求期間（意§47①、商§45①）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（特§121②、意§46②、意§47②→§46②、商§44②、商§45②→§44②）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意§17の3①、商§17の2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意§50①、商§55の2③）は延長することができる（意§17の4②、商§17の2②）。

(2) 手続者が在外者のときは、次の期間に限り認めることができる。

ア 特許出願の拒絶査定不服審判の請求（特§121①）についての期間（存続期間の延長登録出願の拒絶査定不服審判についての期間を除く）　1月

イ 再審の請求（特§173①、意§58①、商§61、§68⑤）についての期間　60日

ウ 審判における補正却下後の新出願（意§50①、商§55の2③）についての期間　60日

エ 商標登録の登録異議申立書について要旨を変更する補正が可能な期間（商§43の4②ただし書き）　60日

意匠出願及び商標出願の拒絶査定不服審判の請求期間（意§46①、商§44①）、補正却下決定不服審判の請求期間（意§47①、商§45①）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（特§121②、意§46②、意§47②→§46②、商§44②、商§45②→§44②）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意§17の3①、商§17の2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意§50①、商§55の2③）は延長することができる（意§17の4②、商§17の2②）。

3．指定期間の延長

指定期間の延長は、請求により又は職権で行う（特§5①、実§2の5①、意§68①、商§77①）。

(1) 手続者の請求による延長

ア 請求による延長一般（以下のイ、ウを除く）

請求による延長は、在外者が意見書（特許法第48条の7に規定するものを除く。）、審尋により実験成績証明書又はひな形・見本等を提出するために指定された期間に限り認めることができる。

なお、特定の手続（→25—01のⅠの1.(1)及び(2)）において、手続者及びその代理人の責めに帰することができないと認めるときは、国内居住者、在外者の区別なく、必要な期間の延長を認めることができる（→25—01のⅠの1.(5)）。

イ 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおける手続者の請求による指定期間の延長は原則として行わないこととしつつ、

例えば、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たす場合には、請求による延長を行うことができる。延長すべき期間は、標準指定期間に 20 日を加える延長をおおむねの限度とし、必ずしも請求されたとおりの期間を延長する必要はない。

(ア) その指定期間を経過した後は、重要な攻撃防御に係る手続をすることが法律上禁止されるような指定期間についての延長請求であること。

具体的には、「訂正の請求」（特§134の2①、特§120の5②）及び「訂正請求書に添付した訂正明細書等の補正」（特§17の5①②）が、その期間内に限って認められているような指定期間、すなわち、特許法及び旧実用新案法の無効審判における法定の答弁書提出期間、審決の予告に対する訂正の請求のための指定期間、無効理由通知への応答期間、特許異議の申立ての取消理由通知への応答期間、訂正の請求についての訂正拒絶理由通知への応答期間、再係属時の訂正の請求のために指定された期間についての延長請求に限られる。

(イ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、所定の手数料（特§195①一、実§54①一、意§67①三、商§76①二）を支払って期間延長請求書（特施規§4の2②（様式 3）、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）を提出するとともに、当該期間延長請求書の「請求の内容」の欄において以下の事項を記載したこと。

a 期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由（手続者及び代理人の責めに帰することができない理由や客観的に判断可能な理由）。

b 請求する延長期間の特定。

c 請求する延長期間が合理的なものである具体的理由。

ウ 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判における拒絶理由通知及び審尋に対する指定期間の請求による延長は、原則として行わないこととしつつ、以下の（ア）及び（イ）のときは認める。

(ア) 特許出願

以下の a、b のいずれかの要件を満たすときは認める。

a 拒絶理由通知書等で示された引用文献に記載された発明との対比実験データの取得

b 審判手続書類の翻訳

延長する期間は１請求あたり最大１か月とし、国内居住者は a について１回のみ、在外者は最大３回まで延長を認める。ただし、a については１回のみ延長を認める。

ただし、手続者は指定期間の経過前（在外者が２回目以降の請求を行うときは延長された指定期間の経過前）に十分な余裕を持って期間延長請求書を提出する。

（イ）意匠・商標出願

在外者に限り最大１か月の延長を認める。

エ 早期審理対象事件

早期審理対象事件として選定された特許の事件において、応答期間延長の請求がされたときは原則として早期審理の対象として扱わず、通常の事件と同様に扱う。

(2) 職権による延長

ア 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおいては、指定期間の職権による延長は原則行わない。ただし、以下の(ア)又は(イ)のときにおいて所定の要件を満たすときに限り、指定期間を職権で延長することができる。

（ア）標準指定期間より短い指定期間だったとき

以下の a 及び b を満足するとき、延長後の指定期間は標準指定期間を限度として、期間延長を行うことができる。

a 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、標準指定期間程度の期間が必要である合理的かつ具体的な理由を示した上申書が提出されたこと。

b 上申書等の内容からみて、標準指定期間程度の指定期間とすることが相当であったと認められること。

（イ） 証拠等の量や性質に起因して長期の応答期間を要するとき

以下の a～c を満足するとき、標準指定期間に 30 日を加える延長をおおむねの限度として期間延長をすることができる（ただし、商標登録取消審判については、被請求人が在外者の場合において、国内の使用権者等への連絡、

当該使用権者と被請求人（権利者）との関係を明らかにする証拠の収集等、在内者と比較して相当の期間を要する合理的な事情があるときは、第 1 回目の法定の答弁書提出のための指定期間は、標準指定期間に 50 日を加える期間をおおむねの限度とする。）。

a 「自己提示の証拠の収集」のときは、指定期間に実験成績証明書その他の証拠を提出する必要性と、証拠収集活動に極めて長い期間を要する必然性の双方が認められること。「相手方又は特許異議申立人提示の証拠の分析」のときは、相手方又は特許異議申立人が提示した証拠の量が膨大（数百頁）であったり、証拠の性質が極めて複雑高度であり、その証拠の分析と防御方法の準備に極めて長い期間を要する必然性が存在すること。

b 「自己提示の証拠の収集」のときにおける無効審判請求人の応答期間（弁駁機会等）の延長については、請求理由の補正の制限に違反する証拠の提出を目的とするものでないこと。

c 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、以下の事項を記載した上申書を提出したこと。

・期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由。

・必要とする延長期間の特定。

・必要とする延長期間が合理的なものである具体的理由。

(3) 請求延長と職権延長とは、重ねては行わず、いずれか満了日の遅い方とする。

(4) 指定期間の延長のための特許庁に対する手続及び庁内事務

ア 上記(1)イの期間延長請求書、及び上記(2)イを目的とする上申書は、「特許庁審判長」宛とし、郵送又は特許庁受付窓口に指定期間の経過前に十分な余裕をもって提出する。

イ 期間延長に係る上申書又は期間延長請求書が提出されたときは、審判書記官は直ちに当該上申書又は期間延長請求書を審判長に送付し、期間延長の可否についての判断を仰ぐ。

ウ 期間延長を認めるときは、手続者にその旨を通知し、以後、延長された期間に基づいて期間管理を行う。なお、当該期間の延長が明細書等の訂正を請求することができる期間の延長と関連がない場合は、期間延長を認めるとき

であっても、電話や電子メール等による連絡のみも可である。

エ 期間延長を認めないときは、審判書記官は、手続者に対し、その旨の電話連絡をした上で、応答期間を延長しない旨を通知する。

４． 附加期間

審決等に対する訴えについての不変期間に附加期間を定めることができ（特§178⑤、実§47②、意§59②、商§63②、§68⑤）、審判長が職権で、遠隔又は交通不便の地に居住する者について定めている（→25—01 の別表の地の居住者は15日、在外者は90日）。その期間は、延長期間と同様に本来の期間と一体となる。

５． 期日の変更

審判長は、特許法の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる（特§5②、実§2の5①、意§68①、商§77①）。

上記の期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない（特施規§4の2③、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

以下の(1)、(2)のときはやむを得ない事由があるときを除き、許してはならない（特施規§4の2④、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

(1) 当事者の一方に代理人が複数いる場合に、その一部の代理人について変更の事由が生じたとき

(2) 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたとき

６． 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく延長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであって、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

平成23年東北地方太平洋沖地震が、特定非常災害に指定された際は、特許庁に対する手続に関し、特に大きな被害を受けたために本来の期間内に所定の手続ができなくなった者を対象に、法定期間及び指定期間の延長の措置が図られた。

指定期間については、手続が可能となり次第、手続ができなかった事情を説明する文書を添付して速やかに手続を行うことにより、有効な手続として取り扱った。

法定期間については、その手続期間の満了日を平成24年3月31日を限度として延長する措置を受けた。

延長対象となった審判関連の主な手続は以下のとおりである。

(1) 拒絶査定不服審判の請求

（特§121①、意§46①、商§44①、§68④、商附則§13）

(2) 訂正審判の請求

（特§126②）

(3) 訂正請求の申立て

（特§134の3）

(4) 再審の請求

（特§171①、§172①、実§42①、§43①、意§53①、§54①、商§57①、§58①、§68⑤、商附則§18）

(5) 補正却下決定不服審判の請求

（意§47①、商§45①、§68④）

(6) 商標登録異議申立書の補正

（商§43の4②、§68④）

今後、大規模災害が発生し、特定非常災害に指定されたときは、同様の措置がとられることになると解される。

（改訂 R5.12）

（訂正 R7.3）

26—01　P U D T

手続の停止（中断、中止）

１．　手続の停止

手続の停止とは、一定の事由が存在する場合に、それが消滅するまで一切の手続を停止することをいう。

停止は、法律上の効果を伴い、停止中にされた特許庁及び当事者の手続は、当事者双方又は相手方との関係で無効であることを原則とし、期間の進行も停止される。進行を停止された期間は、手続の受継の通知又は続行のときから、改めて全期間の進行を開始する（特§24→民訴§132②、実§2の5②、意§68②、商§77②で準用）。

停止には、中断と中止とがある。

２．　中断

中断とは、審判手続中に、当事者が交代しなければならない事由が発生したとき、新しい当事者が手続に関与できるようになるまでの間、手続の進行を停止して、その当事者の利益を保護するための制度である。法定の中断事由の発生によって当然に発生するものであり、中断事由の発生についての特許庁や当事者の知・不知とは関わりがない。

法定の中断事由は、以下のとおりである。

(1) 死亡による中断

ア 当事者が死亡したときは、相続人、相続財産管理人その他法令により手続を続行すべき者がその手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①一、実§2の5②、意§68②、商§77②）。もっとも、相続放棄（民§938）のできる間は、相続が不確定な状態にあるから、手続の受継はできず（特§24→民訴§124③、実§2の5②、意§68②、商§77②）、相手方からも受継の申立てをすることはできない。

イ 民事訴訟法とは異なり、補助参加の場合においても、参加人に中断の原因があるときには、審判手続は中断する（特§148⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

なお、被参加人は審判手続の当事者であるから、被参加人に中断の原因が生じたときは、参加人にもその効力は生じる。

ウ 当事者死亡の場合の受継手続（→26―04）

エ 裁判例

① 当事者が死亡したとき、その相手方がその訴訟の唯一の承継人である場合には、対立当事者の地位が１人に帰すため訴訟は終了し、中断を生じない（大判昭10.4.8（民集14巻511頁））。

② 特許無効審判の請求人が被告となっている審決取消訴訟の係属中に、当該被告が死亡した場合には、民訴§124に基づき、その相続人その他法令により訴訟を続行すべき者においてその訴訟の手続を受け継ぐべきものであって、訴訟が終了するものではない（最一小判昭55.12.18（昭52（行ツ）130号））。

(2) 法人の合併による中断

当事者である法人が合併により消滅したときは、合併により設立された法人又は合併後存続する法人が、その手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①二、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(3) 破産法による中断

ア 破産手続開始の決定による中断

当事者が、破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人がその手続を受継ぐまで中断する（破産法§46→同§44①、②）。

（裁判例）

共同出願に係る拒絶査定不服審判の審理中に、請求人の一人が破産手続開始の決定を受けた事案において、請求人の一人が破産手続開始決定を受けたことにより審判手続は当然に中止し、共同審判請求人の一人に生じた中断は請求人全員についてその効力を生じているため（特§132④）、その間にされた本件審決は、無効である（知財高判平22.10.25（平22（行ケ）10270号））。

イ 破産手続終了による中断

破産手続開始の決定により中断した手続であって、破産管財人によりその手続の受継がされた後に破産手続が終了したときは、破産者である当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法§46→同§44④、⑤）。

(4) 手続能力の喪失、法定代理人の死亡、法定代理権の消滅による中断

ア 当事者が手続能力を失い、又は法定代理人が死亡し、若しくはその代理権が消滅したときは、法定代理人又は手続能力を有するに至った当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①三、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

イ 法定代理権の消滅は、本人または代理人から相手方に通知しなければ、効力を生じない（民訴§36①）。この規定は、法人その他の団体の代表者または管理人の権限の消滅にも準用がある（民訴§37、民訴規§18）。

ウ 官庁が当事者であるときに、その長の変更は、法定代理権の消滅になる。ただし指定代理人がいれば中断は生じない（特§24→民訴§124②、実§2の5②、意§68②、商§77②）（大判大4.10.16（大4（オ）572号、民録21編1644頁）。

エ 会社が解散し、従来の取締役が法定清算人となるときは、法定代理権の変更にはならない（会社法§478）。

(5) 信託任務終了による中断

当事者である受託者の信託の任務が終了したときは、新受託者がその手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①四、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(6) 資格変更による中断

一定の資格を有する者が自己の名で他人のために手続の当事者（一定の資格に基づく当事者、いわゆる職務による当事者などを含む。以下この項において「資格当事者」という。）となる場合において、その資格を失ったときは、同一の資格を有する者がその手続を受け継ぐまで中断する。資格当事者が死亡したときも同じである（特§24→民訴§124①五、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(7) 会社更生法による中断

ア 更生手続開始の決定による中断

当事者である会社が、裁判所により更生手続開始の決定（会社更生法§41）を受けたときは、手続は、管財人などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法§53→同§52①、②）。

イ 更生手続終了による中断

更生手続開始の決定により中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に更生手続が終了したときは、会社などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法§53→同§52④、⑤）。

(8) 民事再生法による中断

ア 管理命令による中断

再生手続開始の決定があったときには中断しないが、管理命令が発せられたときには、再生債務者の財産関係の訴訟手続で再生債務者が当事者であるものは、中断する（民事再生法§69→同§67②）。

イ 再生手続終了による中断

管理命令による中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に再生手続が終了又は管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、再生債務者がその手続を受け継ぐまで中断する（民事再生法§69→同§68②、③及び④）。

(9) 裁判所の保全管理命令による中断

破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあった場合に、裁判所が保全管理命令を発したときは、保全管理人がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法§96②→同§44、会社更生法§34③→同§52、民事再生法§83③→同§67、§68）。

（注）

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議の申立ての承継が認められないので、特許（商標登録）異議申立人側については、上記（1）～（9）の中断事由は適用されない（→66—02の２．、67—02の２．）。

３．中断適用除外

(1) 上記１．の(1)ア、(2)、(4)、(5)、(6)のときは、委任による代理人がある間は、適用しない（特§24→民訴§124②、実§2の5②、意§68②、商§77②）

（→26―04 の１．(3)）。

(2) 中断適用除外に関する裁判例

① 訴訟代理人が上訴提起の特別授権を有しない場合は、当該審級における判決の送達とともに上級審の訴訟行為に関する限り訴訟代理人を欠くを以って、爾後訴訟手続は上訴の関係においては中断する（大決昭 6.8.8（昭 6（ク）788 号）。

② 控訴、上告の特別委任がある場合なら終局判決の確定、すなわち訴訟の終了まで中断は生じない（大判昭 8.7.27（昭 8（ク）1059 号））。

(3) 代理人死亡の場合の取扱い(→23―11)

４． 中止

中止とは、特許庁又は当事者において審判手続の続行が不能又は不適当となった場合に法律上当然に又は特許庁長官又は合議体の決定によって生じるもので、法定の中止事由は、以下のとおりである。

(1) 特許庁の職務執行不能による中止

天災その他の事由によって、特許庁が職務を行うことができないときは、手続はその事由が消滅するまで中止する（特§24→民訴§130、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(2) 次の場合、合議体は申立てにより又は職権をもって手続を中止することができる。

ア 当事者の故障による中止

当事者が不定期間の故障により手続を続行することができないときは、その故障の止むまで中止することができる（特§24→民訴§131①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

イ 共同審判等の手続の中止

共同審判又はその再審において、その一部の者について、不定期間の故障があるため、手続を続行することができないときは、その手続の全体を中止することができる（特§132④、§174②～④、実§41、意§52、§58④、商§56①、§68④）。

(3) 裁判所の命令による中止

裁判所の中止命令があったときは、手続を中止する。

（例）

更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続の中止を命ずることができる（会社更生法§24①）。

５．決定による中止命令

当事者が不定期間の故障により審判手続を続行することができないときは、特許庁長官又は合議体は決定をもってその中止を命ずることができる（特§24→民訴§131①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

６．他の審判又は訴訟による中止

(1) 審判において必要があると認めるときは、特許（商標登録）異議の申立てについての決定若しくは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特§168①、実§40①、意§52、商§56①、§68④）。

（例）特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い（→51—22）

(2) 中止に関する裁判例

ア 民事、刑事の訴訟手続の完結に至るまで、審判手続を中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられていて、必ず中止しなければならないものでない（東高判昭23.5.28（昭22（オ）11号）、東高判昭32.3.12（昭31（行ナ）15号））。また中止申立権を認めたものでもない（大判昭13.11.28（昭13（オ）1270号））。

イ 無効審判事件の係属中に、その権利についての訂正許可の審判を請求した者が、無効審判の審理中止願を提出したからといって、この申立てに拘束されないし、その許否の決定を要するものでもない（大判昭11.7.11（昭10（オ）2143号））。

７．中断、中止の効力

(1) 期間進行の停止、開始

手続の中断又は中止があったときは、期間はその進行を停止するが、受継又は中止の解消により手続が再び進行したときには、その続行のときから改めて全期間が進行する（特§24→民訴§132②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

なお、中断又は中止によって期間の進行が停止するのは手続に関する期間のみであり、例えば、中断または中止中に特許権の存続期間（特§67）が満了すれば、当該特許権は消滅する。

(2) 共同審判

共同して審判を請求した者、又は共有に係る特許権に対し審判を請求された者の一人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる（特§132④）。

(3) 続行禁止

合議体又は当事者は、中断又は中止の間、その事件に関する手続を続行することができない。

(4) 中断又は中止中に行われた手続

中断又は中止中にされた手続は違法であるが、受継又は続行の申立者がその申立て（名義変更届により受継申立てをするときも含む。）の際に、中断又は中止中に当事者又は当庁が行った手続（以下「中断中の手続」という。）の効力について争わないときは、中断中の手続の無効又は取消を主張することは認めないこととする（→方式審査便覧　05．11（中間手続―8））。

(5) 中断、中止の効力に関する裁判例

訴訟手続中断中、本案についてした当事者の訴訟行為は相手方に対する関係では無効であるが、相手方がその行為を明認し、又はこれに対してなんらの異議を主張しないで、そのまま訴訟行為を続行したときは、いわゆる責問権の放棄により爾後同人はその無効を主張する権利を喪失するものと解する（大判昭14.9.14（昭13（オ）2445号））。

共同審判請求人の一人であるYが破産宣告を受け、審判手続が中断していたが、これを看過して審決を送達した事案において、Yについて生じた上記中断は、共同審判請求人である被告ら全員についてその効力を生ずる（特§132④）（東高判平13.1.31（平12（行ケ）227号））。

８．　中断、中止した手続の受継

中断又は中止した手続の受継は申立てによって行われ、具体的には、その旨を記載した書面を特許庁に提出してなされる。

申立権者は、新追行者及びその相手方である（特§24→民訴§126）。

９．　中断、中止した手続の受継申立て通知

前項の受継の申立てがあったときは、審判長はその旨を相手方に通知しなければならない（特§24→民訴§127、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

１０．　中断、中止した手続の受継についての決定

(1) 特許庁長官又は審判官（合議体）は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立てについて、受継を許すかどうかの決定をしなければならない（特§22①、実§2の5②、意§68②、商§77②）（→26―05の１．）。

特許庁長官又は審判長からの受継の通知によって、中断が解消し手続が再開される（特§24→民訴§132②）。

(2) 審判手続の受継の申立ては、特許庁長官又は合議体が職権をもってこれを調査し、理由がないと認めたときは決定をもって却下する（特§24→民訴§128①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。却下されたときは中断はなお継続することとなる。

１１．　中断、中止した手続の受継命令

特許庁長官又は合議体は、中断した審査、特許（商標登録）異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、相手方の申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない（特§23①、実§2の5②、意§68②、商§77②）（→26―04の１．(1)イ）。

この場合において、指定した期間内に受継がなかったときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特§23②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。この場合、特許庁長官又は審判長は、その旨を当事者に通知

しなければならない（特§23③、実§2の5②、意§68②、商§77②）（→26―04の１．(1)ウ、エ）。

１２．参加人の中断、中止の効力（→57―05の3.）

１３．除斥、忌避関係による中止

除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定があるまで、審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない（特§144、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

１４．意匠・商標登録出願についての補正の却下による中止

意§17の2④（同§50①で準用）並びに商§16の2④（同§55の2②で準用）には、同条第１項の規定による補正の却下の決定に対し、意§47①若しくは商§45①の審判を請求したとき、又は、意§59①若しくは商§63①の訴えを提起したときは、その審判の審決又は訴の判決が確定するまで、その意匠登録出願又は商標登録出願の審査若しくは拒絶査定に対する審判を中止しなければならない旨規定されている。

（注）　意§17の2③並びに商§16の2③には、「第１項の規定による却下の決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から 3 月を経過するまでは、当該意匠登録出願又は商標登録出願について査定をしてはならない」と規定されている。これは、審査（審判）の中止を規定しているものではない。

したがって、前記 3 月の期間内に、意匠、商標登録出願について査定（審決の場合は 30 日の期間内）以外の手続（例、拒絶理由通知、補正命令）をしても違法ではないし、補正の却下の決定と前後して、又は同時にした手続についての指定期間等は、審判の請求又は訴えの提起がない限り期間の進行を停止しない。

（改訂 R5.12）

26―01.1　ＰＵＤＴ

手続中断の状態が長期間続いた結果、権利期間の上限を過ぎ、権利の取得ができなくなった場合の取扱い

１．取扱い

何らかの原因により手続中断の状態が長期間続いた結果、権利期間の上限を過ぎ、登録されても権利を取得できない状態となった審判事件については、職権をもって審判手続を終了させる。

（参考）長期間手続が中断され、権利期間の上限を過ぎる事例

(1) 特許管理人の死亡により手続が中断した後、手続の受継がされない事例（平成６年以前の出願）。

(2) 会社清算後、清算当時の清算人の協力が得られず、特許を受ける権利を受け継いだ者の有無が不明の状態に陥った事例。

（改訂 H27.2）

26—02　P U D T

権利の承継と手続の続行

１．手続の効力の承継

特許権若しくは特許に関する権利を有する者のなした、又はその者に対しされた手続の効力は、その特許権または特許に関する権利の承継人に及ぶ（特§20、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

「特許権若しくは特許に関する権利」とは、特許権、専用実施権、通常実施権、これらを目的とする質権が挙げられる。また、「特許権とその他特許権に関する権利についてした手続」には、特許権等を有する者がした手続だけでなく、特許庁がした手続も含まれる。

２．手続の続行

特許庁に事件が係属している場合において、特許権又は特許に関する権利の移転があったときは、特許庁長官又は審判長はそれらの承継人に対し、手続を続行することができる（特§21、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

ただし、本条は、本人の死亡等により手続が中断したときにまで、承継人を相手に手続を続行できることを規定したものではない。

３．続行通知

審判長は上記の規定により承継人に対し手続を続行しようとするときは、その旨を当事者に通知する（特施規§17、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

(1) 続行通知の起案

事件に関し登録担当部署より審判長あての権利異動通知書を受け付けたときは、審判書記官において手続続行通知書を起案して、これを記録とともに合議体に回送する。

(2) 続行通知の決裁

合議体が、上記手続続行通知をすべきものと認めたときは、所要の決裁をする。

４．裁判例

(1) 意匠権に関し、特許庁に無効審判が係属している場合において、意匠権の移転があったため、審判長が職権により当該譲受人に対して手続を続行することを通知したときは、当該意匠権の譲受人は、当事者の地位を取得し、当該事件の手続の効力は、譲渡人が当該事件の係属に既に知っていたか否かに関係なく、すべて譲受人に及ぶ（東高判平 12.1.27（平 10（行ケ）391 号））。

(2) 特許出願の拒絶査定の名宛人である者から当該特許を受ける権利を特定承継した者がした拒絶査定不服審判請求について、特§121①所定の期間内にされ、かつ、特§34④所定の特許を受ける権利の承継についての特許庁長官への届出がされた場合には、拒絶査定の名宛人でない者からの審判請求であるとの欠缺は補正されるが、当該期間経過後にされた場合には、右の欠缺は補正されない（東高判昭 60.12.24（昭 60（行ケ）134 号））。

（改訂 H27.2）

26—03　P U D T

審判（再審）請求期間の特例

１．　審判（再審）請求人が、その責に帰することができない理由により法定期間（特§121①、§173①、実§45、意§46①、§47①、§58、商§44①、§45①、§61、§68④、⑤）内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から 14 日（在外者にあっては 2 か月）以内で、その期間の経過後 6 か月以内にその請求をすることができる（特§121②、§173②、実§45、意§46②、§47②、§58、商§44②、§45②、§61、§68④、⑤）。

２．　裁判例

ア 法人の工業所有権関係の保全管理業務の責任者が多忙であったというだけでは「その責に帰することができない理由」には当たらない（東地判昭 48.11.16（昭 47（行ウ）110 号））。

イ 請求人が入院手術を受けても、手術後の苦痛の激しい時期を除く期間に審判請求書を作成し提出することに著しい困難があったといえず「その責に帰することができない理由」には当たらない（東高判昭 56.1.27（昭 55（行ケ）227 号））。

ウ 在外者である請求人の本国における代理人の病気は「その責に帰することができない理由」に当たらない（東高判昭 57.10.28（昭 57（行ケ）91 号））。

エ 代理人事務所の事務員の過失に基づくものである場合は「その責に帰することができない理由」に当たらない（最三小判平 1.4.11（平 1（行ツ）8 号）。

（改訂 H27.2）

26—04　P U D T

受　継　手　続

1．　当事者の死亡

(1) 代理人が選任されていない場合

受継手続の完了するまで手続を中断（→26—01）することになるが、その死亡事実が確認されないとき、及び受継手続のための事務処理は以下のとおりである。

ア 当事者の死亡が推認できても、以下のようにその死亡が確認できないときは、別紙様式１の嘱託書により当該地区市区町村あてに戸籍謄本及び戸籍の附票を請求する。

（ア）当庁より送達した郵便物が、受取人死亡につき配達不能として差出人戻しとなったとき（昭 30 抗審 2837 号）

（イ）当事者の縁故者などから、上申書などによって当事者の死亡が通知されたが、これを証するに足りる証拠の差出がないとき（昭 28 抗審 618、619 号）

イ 当事者が死亡した結果、受継手続の必要を認めたとき、特許庁長官又は審判官（合議体）は、相手方の申立てにより又は職権で相当の期間を指定してアに準じて確認した相続人に対し、様式２の手続受継指令書により審判手続の受継を命じなければならない（特§23①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

ウ 特許庁長官又は審判官（合議体）は、イに指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特§23②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

エ 特許庁長官又は審判長は、ウにより受継があったとみなしたときは様式３の手続続行通知書によりその旨を当事者に通知しなければならない（特§23③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(2) 受継手続の実例

ア 無効審判における権利者Aの死亡のうわさを聞知した審判官は、M市役所にその死亡並びに相続人を確認するための戸籍謄本の送付方を、様式第1の書面によって嘱託した。

イ 戸籍謄本によって死亡を確認したのち、相続人と思われる6名全員に対し30日の期間を指定して、様式第2の書面によって審判手続を受継するよう命じた。

ウ 相続人6名全員はAの相続を放棄したというので、共同相続人全員の住所、氏名を記載し全員が押印した相続放棄を証する書面の差出しを命じた。

エ 本件特許より生じる一切の権利の相続を放棄した旨の相続放棄書の提出はあったが、民法上の効果を確認するため次のような措置をとった。

オ M家庭裁判所あてに、特許権者A（住所記載）の死亡（年月日記載）により、その相続人は自己の相続を知ったときから3か月以内に民§915、同§938による相続または放棄の申出をなしたか否かを調査の上、通報あるよう嘱託した。

カ M家庭裁判所より、相続放棄、限定承認の申述はない旨回答があったため、相続がなかったとは認める由なく、のちにその審決において「特許権の相続が一旦なされたのち、これら各号の特許権より生じる一切の権利が放棄された」と認定している。

(3) 代理人が選任されている場合（→26―01の3．(1)）

本人が死亡しても代理権は消滅しない（特§11、実§2の5②、意§68②、商§77②）から、特§24（実§2の5②、意§68②、商§77②）によって準用される民訴§124②の適用により手続の中断を生じないが、次の諸点に注意する。

ア 代理人の辞任、死亡その他の事由でその訴訟代理権がなくなるか、あるいはその本来与えられた代理権の範囲に属する事項を完了すると、その時点で手続は中断する。

たとえば、代理人の代理権は審級限りを原則とするため（審級代理の原則）、審決取消訴訟の提起について特別の授権がある場合等上級審についての代理権限がある場合を除き、代理人が選任されているときでも、審決謄本

の送達とともに、手続は中断する（東京高判昭 48.6.29（昭 47（行ケ）12号）、東京高判昭 42.11.21（昭 42（行ソ）1 号））。

イ 中断事由によって当事者の交代が生ずるときは、代理人は新当事者の代理人として審判手続にあたる。もっとも、このとき、審判は従来の当事者の名でそのまま追行でき、誰がその承継人かがその当時明確にならなくとも、審判の続行は妨げられない。

ウ 死亡者の名で下された審決については、最初から死者を当事者としたときとは異なり、その承継人に対する審決として有効である。

また、当事者が死亡等した場合であっても、その承継人が自己の名で改めて委任状を提出したときは、その承継適格を調査し、これを肯定するときは、その名で審決することは妨げられず、もしそれが誤ってしたとしても、真の承継人に対する審決として同様に有効である。

２． 当事者である法人の破産等

(1) 当事者に対する破産手続開始の決定（破産法§30①）、更生手続開始の決定（会社更生法§41①）又は管理命令（民事再生法§64①）により中断した手続（破産法§46 で準用する同§44①、会社更生法§53 で準用する同§52①、民事再生法§69 で準用する同§67②）は、管財人などにおいてこれを受け継ぐことができる（破産法§46 で準用する同§44②、会社更生法§53 で準用する同§52②、民事再生法§69 で準用する同§67③）。

(2) (1)の受継があるまでに破産手続又は更生手続が終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、破産者等である当事者が当然手続を受継する（破産法§46 で準用する同§44⑥、会社更生法§53 で準用する同§52⑥、民事再生法§69 で準用する同§68④①）。

(3) (1)の受継があった後、破産手続又は更生手続の終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定の確定により中断した手続は、破産者等である当事者が受継しなければならない（破産法§46 で準用する同§44⑤、会社更生法§53 で準用する同§52⑤、民事再生法§69 で準用する同§68⑤③）。

（改訂 R5.12）

様式１（その１）

嘱　　託　　書

令和　　年　　月　　日

○　○市区町長　殿

特　許　庁　審　判　長

不服２０ＸＸ－○○○○○○（特願２０ＹＹ－△△△△△△）事件について、請求人である下記の者の死亡事実並びに相続人を確認するための戸籍謄本及び戸籍の附票各１通御送付願いたく嘱託いたします（戸籍法第 10 条の 2 第 2 項）。

記

住　所
氏　名

様式１（その２）

嘱　　託　　書

令和　　年　　月　　日

○　○市区町長　殿

特　許　庁　審　判　長

当庁における無効２０ＸＸ－８００○○○（特許第○○○○○○○号）の特許無効審判．事件に関し、登録された権利者である下記の者の所在を確認するための住民票の写し、転出している場合は除かれた住民票の写し御送付を嘱託いたします（住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項）。

記

住　所
氏　名

様式２

発送番号　１２３４５６　１／Ｅ
発送日　令和　　年　　月　　日

手続受継指令書

令和　　年　　月　　日
特　許　庁　審　判　長

審判請求の番号	不服２０ＸＸ－○○○○○○
（特許出願番号）	（特願２０ＹＹ－△△△△△△）
推定相続人	○　○　○　○　様

この審判事件について、当庁が行った職権調査の結果、請求人であります○○○○氏は令和　　年　　月　　日に死亡されていることが判明しました。

貴方はその第一順位の推定(共同)相続人と認められますので、この指令の発送の日から６０日以内に審判手続の受継をしなければなりません。

上記期間内に受継をしないときは、特許法第２３条第２項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

外第一順位推定相続人　○　○　○　○
○　○　○　○

（実）平成５年改正前の実用新案法第５５条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（意）意匠法第６８条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（商）商標法第７７条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第○○担当　○○　○○
電話 03(3581)1101　内線 XXXX　　ファクシミリ　（　　）

様式３

発送番号　１２３４５６　１／Ｅ
発送日　令和　　年　　月　　日

手続続行通知書

令和　　年　　月　　日
特　許　庁　審　判　長

審判請求の番号	不服２０ＸＸ－○○○○○○
（特許出願番号）	（特願２０ＹＹ－△△△△△△）
相続人	○　○　○　○　様

この審判事件について、請求人であります○○○○氏が死亡（令和　　年　　月　　日）のため、貴方に対し審判手続の受継を指令しましたが、指定した期間内に受継の申し立てがされませんでしたので、特許法第２３条第２項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

（実）平成５年改正前の実用新案法第５５条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（意）意匠法第６８条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（商）商標法第７７条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第○○担当　　○○　○○
電話 03(3581)1101　内線 XXXX　　ファクシミリ　（　　）

26—05　P U D T

受継許否の決定

１．　特許庁長官又は審判官（合議体）は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続について受継の申立てがあったときは、受継を許す（許可）か否（却下）かの決定をしなければならない（特§22①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

民訴§128に同趣旨の規定があるが、これは、判決の効力を受ける者を明らかにするとともに、上訴期間を明確にするためのものとされる。

２．　上記１．の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない（特§22②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

３．　決定の謄本は当事者に送付される。

４．　決定の例

昭44審3541号

（改訂 H27.2）

30—01　P U D T

審判請求書の補正と要旨変更

１．審判請求書の補正

(1) 審判を請求する者は請求書を特許庁長官に提出するが、その請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。

したがって、特許、実用新案（平成５年法前の旧実用新案を含む）、意匠、商標の審判では、次の事項についての補正で請求書の要旨を変更するものは認められない。

ア 当事者など

イ 事件の表示

ウ 請求の趣旨及びその理由

(2) ただし、無効審判を除く特許、旧実用新案、意匠、商標の審判の請求の理由については、この限りでない（特§131の2①ただし書一、平５附４旧実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(3) 無効審判の請求の理由については以下のとおり（→51—04）。

ア 特許、旧実用新案、意匠、商標の無効審判においては、請求の理由の補正であっても、請求書の要旨を変更するものであってはならない（特§131の2など）。

イ 平成６年１月１日以降に新実用新案として登録されたものに対して請求された登録無効審判においては、請求の理由の補正は、請求書の要旨を変更するものであってはならない（実§38の2①）。

ウ 特許、新実用新案、旧実用新案、意匠の無効審判においては、審判長により請求の理由の要旨を変更する補正が許可される場合がある（特§131の2①ただし書二、実§38の2ただし書、平23附§19②旧実§41、意§52）。

(4) 訂正審判請求書の記載が、記載要件（特§131③）を満たさないときには、審判長は特§133①の規定により補正を命じるが、当該命じられた事項につい

てされる補正に限り、要旨を変更する補正が認められる（特§131 の 2①ただし書三）。

２． 当事者などの補正

(1) 請求人

請求人の補正は、請求人の同一性が失われないとき（例えば誤記の訂正）を除いて要旨変更となる（→22—01 の９．）。

(2) 被請求人

被請求人の補正は、被請求人の同一性が失われないときを除いて要旨変更となる（→22—01 の９．）。

共有者の一部のみを被請求人として表示した無効審判の請求において、被請求人に残りの共有者を補充することは原則として要旨変更となる（→22—03、51—05 の２．）。

(3) 法人の代表者

当事者が法人であって、代理人がいないときに請求書にその請求人の代表者名が欠落していることを補充し、また表示されている代表者名を変更する補正は、要旨変更とならない。

(4) 代理人

代理人の氏名の誤記を補正することは要旨変更とならない。弁護士・弁理士の場合、住所についての補正は要旨変更とならない。また、代理人が弁理士法人等であって、請求書にその代理人の代表者名が欠落していることを補充し、また表示されている代表者名を変更する補正は、要旨変更とならない。

３． 事件の表示及び請求の趣旨の補正

(1) 出願番号又は権利番号の補正

出願番号又は権利番号の表示に誤りがあり、それを補正した場合、その誤りが単なる誤記などのように、その補正によって審判請求の対象の同一性を失わないときに限って要旨変更とならない（→21—05）。

(2) 請求の趣旨及びその理由の補正

ア 審判請求の対象である権利番号の補正（→(1)）

イ 特許（実用新案登録）無効審判の対象を特許（実用新案登録）請求の範囲に記載されたある請求項に係る発明（考案）から別の請求項に係る発明（考案）に変える補正は要旨変更となる。

ウ 特許（実用新案登録）無効審判の請求の対象が、ある請求項に係る発明（考案）であったが、審判による訂正（訂正請求）の結果によって別の請求項に係る発明（考案）となったとき、訂正後の請求項に係る発明（考案）を請求の対象とする補正は要旨変更とならない。

エ 商標登録の無効の審判の請求を商標登録の取消の審判の請求とする補正は要旨変更となる。

オ 訂正審判における添付明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（→54―05.1）

カ 訂正請求における添付明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（→51―14の３．）

キ 意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判において、補正の却下の決定の日付を変更する補正は要旨変更となる（明白な誤記の場合を除く）。

４．　請求の理由の補正（→１．(2)(3)）

５．　商標登録異議申立書の要旨の変更（→66―03の３．）

６．　特許異議申立書の要旨の変更（→67―04の２．）

（改訂 R5.12）

30—02　P U D T

一事不再理

１．　一事不再理

次に掲げる審判の審決が確定（→46—00）したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判（この節 30—02 において「同一審判」という。）を請求することができない（特§167、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(1) 無効審判

(2) 延長登録無効審判

(3) 商標登録取消審判

この規定をおいた理由は、同一の事実及び同一の証拠に基づく２個以上の矛盾する確定審決の発生を防止すると同時に、乱訴を防いで同一審判について同じ手続を繰り返す煩わしさを免れさせようとするものである。

この一事不再理の効力は確定審決の効力の一つである。

一方、審判に関与していない者にまで確定審決の効力が及ぶとすることは、民事訴訟の例と比較した結果、妥当でないため、第三者については同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができる（※）。

※第三者にまで効力が及ぶことについては、第三者の審判で争う権利を制限することは不合理であるとの指摘があり、この点、民事訴訟において判決の効果が第三者にも拡張される場合との対比によっても、その妥当性が認められないことなどから、平成 23 年の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）において第三者効が廃止された（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 22 版〕）。

２．　同一審判の定義

同一審判とは、請求の趣旨が同一である審判、言い換えれば請求の趣旨の対象となっている権利が同一であり、かつ種類が同じである審判と解される。

３．同一の事実、同一の証拠

(1) 同一の事実

同一の事実とは、無効、取消審判において無効、取消事由として主張する事実が同一であることをいう(東高判昭 44.6.28（昭 39（行ケ）161 号、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件）、東高判昭 54.2.28（昭 46（行ケ）128 号、「ダクト等の素板端辺におけるハゼ形成装置」事件））。

例えば、確定審決が、本件考案が刊行物記載の考案と同一であるとの請求理由についてされたものであるのに対し、本件考案が同じ刊行物記載の考案からきわめて容易に考案をすることができたものであるという請求理由による審判の請求は、異なる事実に基づく審判の請求とされる(昭 45 審 3957 号（昭 50.4.2、「金属編籠の縁編組装置」事件））。

(2) 同一の証拠

同一の証拠とは、同一性のある証拠の意味である。

証拠自体が異なっていても、内容が実質的に同一である場合には同一の証拠と解した裁判例(後掲裁判例①、知財高判令 2.6.11（令 1（行ケ）10077 号、「平底幅広浚渫用グラブバケット」事件）、同旨大判大 9.10.19（大 8（オ）184 号））がある。

また、同一刊行物であっても、引用部分を異にし、立証しようとする技術内容が異なる場合には同一の証拠であるとはいえない(東高判昭 44.6.28（昭 39（行ケ）161 号、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件））。

なお、特§167 に関する審決又は裁判例のうち、後の無効審判請求で初めて提出された証拠を新証拠と認めなかったものがある（後掲裁判例②、③）。

４．同時係属の他の審判事件に対する適用

特§167 の規定の趣旨は、ある特許につき無効審判請求が成り立たない旨の

審決（請求不成立審決）が確定した後に新たに上記無効審判請求におけるのと同一の事実及び同一の証拠に基づく無効審判請求をすることが許されないとするものであるので、請求不成立審決の確定時点（審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日よりも前である場合は、確定審決の登録時点（最一小判平 12.1.27（平 7（行ツ）105 号、「クロム酸鉛顔料およびその製法」事件））において既に係属している無効審判請求に対し特§167 の規定は適用しない。

５．確定審決が却下の審決である場合

特§167 の規定は、審判請求人の提出した一定の事実並びに証拠をしん酌して特許の効力その他同条所定の事項に関する審判請求の実体に付き審理を遂げたのち審判されたことを前提（→１．）として適用されるべきものであるから、審判請求がその他の理由例えば利害関係人でない者の提起にかかわるとの理由で排斥（却下）されたような場合には、前示法条の適用はないと解すべきであるとした裁判例(大判昭 5.12.24（昭 5（オ）693 号、「扱歯製造機」事件）)がある。

６．請求人適格とその一事不再理

請求人適格としての利害関係なしとの理由をもってされた審判請求却下の審決が確定したとき（審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日よりも前である場合は、確定審決の登録があったとき）は、請求人適格としての利害関係に関し同一の事実を主張し、かつ同一の証拠を提出して同一審判を請求することはできないとされた裁判例(大判昭 17.11.10（昭 17（オ）187 号、「液體ト瓦斯トノ接觸ヲ爲サシムル装置」事件）)がある。

７．判定の一事不再理

判定には一事不再理の適用はない（→58—03 の１．(6)）。

８．特許（商標登録）異議の申立ての一事不再理

特許（商標登録）異議の申立てには一事不再理の適用はない。

９．繰り返し請求される無効審判事件への対応

ほぼ同一の無効理由によって先の審決と異なる判断を求めることは、信義則の観点からも不適切である。よって、合議体は、先の審決と矛盾した判断を行わないよう、一事不再理とすべきとまでは言えない場合（例えば、先の審判の確定前に同一内容の無効審判の請求があったとき又は確定後にほぼ同一の無効理由の審判請求があったときなど）であっても、先の審決とほぼ同一の論理構成で結論を導けるものに対する審理は、先の審理結果を踏まえて行う。その際、口頭審理を行わずに書面審理とするなど、当事者の負担に配慮し効率的審理指揮を行うことが望ましい。

先の審判の審決確定前に請求されたものについては、信義則に関して、原告が既に先行事件において無効理由として主張し、先行事件審決及び先行訴訟判決で退けられた主張について、本件無効審判の請求が先行事件審決（先行事件判決）の確定前になされたものであり、特§167 が定める効力が本件無効審判に及ばないとしても、これを奇貨として、先行事件におけるのと同様の主張を（本件審決の取消事由として）本件訴訟において行うことは、実質的に前訴の蒸し返しに当たり、訴訟上の信義則に反するものとして許されないとした裁判例（知財高判平30.6.19（平 29（行ケ）10153 号、「熱間プレス用めっき鋼板」事件））がある。

なお、本件審判請求における請求の理由が先の確定審決において判断された請求の理由に対して要旨を変更するものとなっている場合には（→51—16）、先の審判において主張・立証が尽くされたものを蒸し返すものではないから、信義則の問題は生じない。

同一の事実及び同一の証拠に関する裁判例

内容	関連項目
①　知財高判平 26.3.13(平 25（行ケ）10226 号、「ＫＡＭＵＩ」事件) 無効審判請求においては、「同一の事実」とは、同一の無効理由に係る主張事実を指し、「同一の証拠」とは、当該主張事実を根拠づけるための実質的に同一の証拠を指すものと解するのが相当である。そして、同一の事実（同一の立証命題）を根拠づけるための証拠である以上、証拠方法が相違することは、直ちには、証拠の実質的同一性を否定する理由にはならないと解すべきである。このような理解は、平成２３年法律第６３号による特許法１６７条の改正により、確定審決の第三者効を廃止することとし、他方で当事者間（参加人を含む。）においては、紛争の一回的解決を実現させた趣旨に、最も良く合致するものというべきである。	3.(2)
②　知財高判平 18.4.11（平 17（行ケ）10467 号、「包装」事件） 本件審判請求において、原告が確定した先の審決と「同一の事実」に基づく主張をしている以上、特許法１６７条に反しないのは、それが新たな証拠に基づくときに限られる。ここにいう新たな証拠とは、被告特許の無効理由を立証するための証拠であって、先の審判請求におけるものとは実質的に異なるものをいう。・・・しかし、甲第８ないし第１０号証（審判甲７ないし９）は、先の審決の判断の誤りを指摘し、立証するために提出するものであり、被告特許の明細書に物を作る方法が記載されていないことを立証するためではないと、原告自身が主張している。・・・そもそも、審決の取消事由を立証するための証拠は、当該審決に対する取消訴訟を提起して、その訴訟において提出すべきであって、審決が確定した後に、先の審判請求の請求人（原告）が同じ特許について再度の無効	3.(2)

審判請求をして、既に確定した審決の取消事由を立証するための証拠を提出することは、特許法１６７条の趣旨に照らして許されないと解される。	
③　東高判平16.3.23（平15（行ケ）43号、「金属触媒担体を膠着しろう付けする方法」事件） 本件無効審判請求が先の無効審判請求と同一の証拠に基づくものであるかをみるに、先の無効審判において審判請求人（原告）の主張が排斥された争点は、審判甲第１号証、第２号証及び第３号証に記載されているところから導かれる公知技術との対比における「本件発明の構成Ｃの容易想到性」である。審決は、「二つの部材を接着する際に、必要に応じて任意の形状の接着領域で部分的に接着することがあることは、当業者のみならず、一般に慣用されている」との事実を認定しており、そこに誤りがあると認めることはできないのであって、先の無効審判では、上記対比において勘案されるべき一般慣用技術の有無も、審理の対象となって、当該公知技術からの容易推考性の有無が審理され、判断されたと認めるべきであり、そのような一般技術常識を証明すべき証拠のないことも、審理の結果判断されたというべきである。したがって、上記一般技術常識を証明すべき証拠を、前記同一の事実に基づく後の審判において提出することは許されず、上記一般技術常識を証明するにすぎない審判甲第５号証及び審判甲第６号証を新たな証拠とすることはできないとした審決の判断に誤りはない。	3.(2)
④　知財高判平28.9.28（平27（行ケ）10260号、「ロータリーディスクタンブラー錠及び鍵」事件） ア　特許法１６７条・・・の趣旨は、排他的独占的権利である特許権（同法６８条）の有効性について複数の異なる判断が下されるという事態及び紛争の蒸し返しが生じないように特許無効審判の一	3.(1) 及び(2)

回的紛争解決を図るために、当事者及び参加人に対して一事不再理効を及ぼすものと解される。 先の特許無効審判の当事者及び参加人は、同審判手続において無効理由の存否につき攻撃防御をし、また、特許無効審判の審決の取消訴訟が提起された場合には、同訴訟手続において当該審決の取消事由の存否につき攻撃防御をする機会を与えられていたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」について狭義に解するのは、紛争の蒸し返し防止の観点から相当ではない。 イ　この点に関し、平成２３年法律第６３号による改正前の特許法１６７条においては、一事不再理効の及ぶ範囲が「何人も」とされており、先の審判に全く関与していない第三者による審判請求の権利まで制限するものであったことから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義を拡張的に解釈することについては、第三者との関係で問題があったということができる。しかし、上記改正によって第三者効が廃止され、一事不再理効の及ぶ範囲が先の審判の手続に関与して主張立証を尽くすことができた当事者及び参加人に限定されたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義については、前記アのとおり、特許無効審判の一回的紛争解決を図るという趣旨をより重視して解するのが相当である。	
⑤　知財高判平 27.8.26（平 26（行ケ）10235 号、「洗浄剤組成物」事件） 特許発明が出願時における公知技術から容易想到であったというためには、当該特許発明と、対比する対象である引用例（主引用例）に記載された発明（主引用発明）とを対比して、当該特許発明と主引用発明との一致点及び相違点を認定した上で、当業者が主引用発明に他の公知技術又は周知技術とを組み合わせることによって、主引用発明と、相違点に係る他の公知技術又は周知技術の構成を組み合わせることが、当業者において容易に想到することができたことを示すことが必要である。そして、特許発明と対比する対象	3.(1)及び(2)

である主引用例に記載された主引用発明が異なれば、特許発明との一致点及び相違点の認定が異なることになり、これに基づいて行われる容易想到性の判断の内容も異なることになるのであるから、主引用発明が異なれば、無効理由も異なることは当然である。 （中略） また、主引用例は、特許発明の出願時における公知技術を示すものであればよいのであるから、甲１文献のように出願時における周知技術を示す文献であっても、主引用例になり得ることも明らかであり、これを主引用例たり得ないとする理由はない。さらに、主引用発明が同一であったとしても、主引用発明に組み合わせる公知技術又は周知技術が実質的に異なれば、発明の容易想到性の判断における具体的な論理構成が異なることとなるのであるから、これによっても無効理由は異なるものとなる。 よって、特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なる場合も、主引用発明が同一で、これに組み合わせる公知技術あるいは周知技術が異なる場合も、いずれも異なる無効理由となるというべきであり、これらは、特許法１６７条にいう「同一の事実及び同一の証拠」に基づく審判請求ということはできない。	

（改訂 R5.3）

30—03　ＰＵＤＴ

審理の併合又は分離

１．審理の併合

(1) 審理の併合の意義

ア 審理の併合の定義

審理の併合とは、二以上の審判事件を同一の審判手続によって審理することをいい、当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる（特§154①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

ただし、適用される法律が異なるため、無効審判における当事者の攻撃防御に関する手続が大きく異なる事件の併合は原則として行わない。

イ 審理の併合の目的

審理の併合は、審理の重複を避けて審理手続を簡素化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことを目的として行われる。

（例）特許について複数の無効審判が請求されたとき、それぞれの審判ごとに訂正請求が提出されると、審決の確定の先後により審理の対象が異なり錯綜するので、審理の併合を活用し、訂正請求等の手続を共通化する。

(2) 審理の併合の要件

ア 当事者の双方又は一方の同一性

「当事者の双方」又は「当事者の一方」が同一人であれば良く、当事者系の審判事件であっても、査定系の審判事件であっても、それぞれ審理を併合することができる。

イ 二以上の審判

審理の併合をすることができる「二以上の審判」は、同種類の審判とする。

なお、再審については、特許無効審判及び、延長登録無効審判の確定審決に対する再審に併合・分離についての規定を準用している（特§174③、実

§45、意§58④、商§61）。

ウ 審理の併合の必要性

審理の併合により前記審理の併合の目的を達成することが期待できると判断されることが必要である。併合の目的を達成することが期待できるものとしては、例えば、次のものが考えられる。

（ア）同様な証拠調べがあるもの。

（イ）対象となる発明の技術的な基礎が共通しているもの。

（ウ）引用例・証拠方法が同じであるもの。

（エ）同一の権利に対する複数の無効審判。

特許、新実用新案、旧実用新案、意匠、商標の無効審判の請求の理由は、その要旨を変更する補正は認められないので、無効理由を異にするものについては、併合審理の目的に沿い審理の迅速化の観点から、併合審理とするか否か判断する。

エ 審理を併合する時期

審理の併合をすることができる時期は、審理の終結前までである。

(3) 審理の併合の手続

ア 審判官（合議体）による判断

審理の併合をするか否かの判断をする権限を有する者は合議体であり、合議体は自由な判断に基づいて職権でその決定をすることができる。

イ 審理の併合の通知

審判長は、審理を併合するときは、その旨を当事者に通知する。

(4) 審理の併合の効果

ア 審決

審理を併合した審判事件については、同時に同一の審決書で併合された事件ごとに審決することができる。

イ 提出書類、証拠方法等の利用

二以上の審判の審理が併合された場合には、併合前にそれぞれの審判事件について提出又は提示された書類その他の物件、それぞれの審判事件の審理において得られた証拠方法等は、併合された審判事件において利用することができる。

ただし、前記の証拠方法を併合された審判事件の審理において採用する場合には、特§153（職権による審理）、特§150（証拠調及び証拠保全）、特§134（答弁書の提出等）、特§159②の規定により準用する特§50（拒絶理由の通知）の規定の趣旨からみて、当事者に対して、関連する特許等について意見を申立て又は答弁書を提出する機会を与えなければならないと解する。例えば、A、Bの二特許無効審判事件を併合し、A審判事件について提出された無効理由Xにより、B審判事件に係る特許B1をも無効にしようとする場合であって、B審判事件について無効理由Xに対する答弁書を提出する機会が与えられていないときは、併合された審判事件の審理において特許B1について前記の趣旨の答弁書を提出する機会を与えなければならない。

(5) 判定における審理の併合

判定については、二以上の判定について、その審理を併合し、またさらにその審理の分離をすることができる（特§71③、実§26→特§71③、意§25③、商§28③）。

なお、目的、要件、手続及び効果については、審判の例による。

(6) 便覧中の審理の併合に関係する項目一覧

ア 審決の手続	（→45—01の4.）
イ 当事者系審決の記載事項	（→45—03の2.）
ウ 審決、決定の結論の表示方法	（→45—04の5.(3)）
エ 特許（登録）無効審判の審理	（→51—09の5.）
オ 訂正審判の審理	（→54—06の4.）
カ 判定の審理	（→58—02の2.(4)）
キ 商標登録異議の申立てについての審理	（→66—05の1.(2)）
ク 特許異議の申立てについての審理	（→67—07）

2. 審理の分離

(1) 審理の分離の意義

審理の分離とは、審理の併合をしたもの、すなわち、二以上の審判事件を同一の審判手続によって審理することとしたものを分離することを言い、審

理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができる（特§154②、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

これは、ある審判事件が他の審判事件と関連性がないと認められ、したがって同一手続で審判する必要がないのみならず、かえって審理の複雑化及び遅延の原因になっていると認められる場合に、審理を分離し、各別の手続によって審理することにより、手続の簡明と促進を図るものである。

(2) 審理の分離の要件

審理の分離をすることができるのは、審理を併合した場合に限られる。

(3) 審理の分離の手続

ア 審判官（合議体）による判断

審理の分離をするか否かの判断をする権限を有する者は合議体であり、合議体は自由な判断に基づいて職権でその決定をすることができる。

イ 審理の分離の通知

審判長は、審理を分離するときは、その旨を当事者に通知する。

(4) 審理の分離の効果

分離された審判事件は、別個独立の審理手続で審理判断され、審決も別々にされることになる。

分離までに提出された書面等の証拠資料は、双方の手続に共通に効力を有する。

（改訂 R5.12）

30―04　ＰＵＤＴ

合議体（審判官）の面接

「面接ガイドライン【審判編】」（特許庁ウェブサイト、https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/mensetu_guide_sinpan.html）を参照のこと。

（改訂 R5.12）

30—07　ＰＵＤＴ

手続をする者が不適切な場合の取扱い

１．審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすることを命じることができる（特§13①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

２．審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命じることができる（特§13②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

３．審判長は、上記１．、２．の場合は弁理士を代理人とすべきことを命じることができる（特§13③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

４．審判長は、上記１．、２．の命令をした後に上記１．の者、上記２．の代理人が特許庁に対してした手続を却下できる（特§13④、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

（改訂 H14.10）

31—00　P U D T

無効審判における請求人適格

１．無効審判における請求人適格

無効審判を請求することができる者（請求人適格）は、特許無効審判、延長登録無効審判、商標登録無効審判が「利害関係人」と規定され（特§123②、§125の2②、商§46②）、実用新案登録無効審判、意匠登録無効審判が「何人も」と規定されている（実§37②、意§48②）。ただし、特許、実用新案、意匠において、権利の帰属を理由とする無効審判の請求人適格については、それぞれ特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利を有する者と規定されている（特§123②、実§37②、意§48②）。

２．請求人適格の規定の変遷と解釈

無効審判の請求人適格は表１に示すように変遷してきたが、「何人も」と改正された平成15年法改正後の特許無効審判等を除き、明文の規定がないときであっても、裁判例は一貫して「利害関係人」であることを要するとしてきた。

平成26年改正法において、特許異議の申立て制度が創設され、申立人適格が「何人も」とされたことと併せ、特許無効審判の請求人適格は「利害関係人」であることが確認的に規定されたが、請求人適格に関する判断基準や運用は、平成15年法改正前のものから変更するものではない。

延長登録無効審判、商標登録無効審判の請求人適格についても、「利害関係人」であることを確認的に規定したが、特許無効審判と同様に、請求人適格に関し当時の判断基準や運用を変更するものではない。

（注）審判における当事者適格　→22—01の７．(2)

表１　無効審判における請求人適格の変遷

<table>
<tr><th></th><th>大正 10 年法</th><th>昭和 34 年法</th><th>昭和 62 年法</th><th>平成 15 年法</th><th>平成 26 年法</th></tr>
<tr><td>特許無効審判（特§123）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td>「何人も」</td><td>「利害関係人」</td></tr>
<tr><td>延長登録無効審判（特§125の2、特§125の3）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td>「利害関係人」</td></tr>
<tr><td>実用新案登録無効審判（実§37）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td colspan="2">「何人も」</td></tr>
<tr><td>意匠登録無効審判（意§48）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="2">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td colspan="2">「何人も」</td></tr>
<tr><td>商標登録無効審判（商§46）</td><td>「利害関係人及審査官」</td><td colspan="3">条文に規定なし（判例上、利害関係人と解釈）</td><td>「利害関係人」</td></tr>
<tr><td>（参考）特許異議の申立て（特§113）</td><td>「何人ト雖」</td><td colspan="2">「何人も」</td><td></td><td>「何人も」</td></tr>
</table>

（改訂 R5.12）

31—01　ＰＴ

利害関係人

１．利害関係人

無効審判を請求し得る利害関係人（特§123②、§125 の 2②、商§46②）とは、特許（商標）権などの存在によって、法律上の利益や、その権利に対する法律的地位に直接の影響を受けるか、又は受ける可能性のある者をいう。

利害関係人として認められるか否かは、権利内容や請求人の事業内容等との関係において個別具体的に判断されるべきものであって、手続をする能力のように個別の事件と離れて一般的な能力として判断されるものではない。

２．審判請求書における利害関係の記載

無効審判請求人は、審判請求書に利害関係を記載する必要はなく、合議体は、審判請求書に利害関係が記載されていなくても、補正を命じる必要はない。

なお、審判請求書の様式（特施規§46①様式第 62、商施規§14 様式第 15）には、利害関係を記載する欄は設けられていない。

３．利害関係についての審理

ア 被請求人が利害関係について争う場合であって、請求人が利害関係を有することが合議体において明らかであるときは、合議体は、請求人に釈明を求めることなく審理を進める。

イ 被請求人が利害関係について争う場合であって、請求人の利害関係が明らかでないときは、合議体は、請求人に利害関係の釈明を求める。例えば、被請求人が利害関係について争う旨を主張する答弁書を請求人に送達し、請求人に弁駁書の提出を求める。その上で、当事者の主張によっても利害関係に疑義があるときは、審尋等により職権で利害関係について調査を進める。

ウ 被請求人が利害関係について争わない場合は、合議体は、請求人に釈明を求めることなく審理を進める。ただし、請求人が利害関係を有しないことが

合議体において明らかであるときは、合議体は、イと同様に、請求人に利害関係の釈明を求める。

（参考）

請求人に利害関係を有することが求められる場合、当該利害関係については職権調査事項であるが、従来利害関係の有無についていたずらに多くの時間と労力を費し、本案審理に入るのを妨げていた実状を改める昭和 34 年法改正のいきさつ（注１．～２．）から、相手方が特に争わない限り、問題とならないので、利害関係については調査しない。

注１．特許庁編「工業所有権制度改正審議会答申説明書」1957 年 2 月、発明協会、115～116 頁

注２．第 31 回国会衆議院商工委員会議事録第 37 号

４．利害関係を有すると認められない場合の取扱い

審理の結果、審判請求が利害関係を有すると認められないときは、請求人適格を欠くから、当該審判請求は不適法であるとして、審決をもって無効審判請求を却下する（特§135、商§56①、§68④）。

５．利害関係の判断の基準時

審決の時を基準とする。

（裁判例）

「商標法第四六条の規定に基づき商標登録を無効にすることについての審判を請求するためには、請求人に右審判請求をするについての法律上正当な利益が存することを必要とするものと解すべきであるが、無効審判請求の利益は、審判請求を適法なものとして取り上げ、請求の当否について審決を得るために具備すべき要件であるから、審決時を基準として判断すべきであり、審決時に存在することを必要とするとともにこれをもつて足りるというべきである。」東高判平 1.10.19（平 1（行ケ）65 号）

特許権の範囲確認審判請求の利益の有無について、・・・請求の時に利益を有しなくても、審決の時までに利益を有するに至つたときは、審判請求を却下することなく、特許権の範囲について審決すべきものと解するのが相当であ

る。」最二小判昭 37.12.7（昭 36（オ）465 号）

６．審決における利害関係の記載

被請求人が利害関係を争わないときは、審決の理由に利害関係についての判断を記載する必要はない。

（改訂 H27.2）

31—02　P T

利害関係人の具体例

無効審判の請求人適格については、「何人も」と改正された平成 15 年法改正後の特許無効審判等を除き、明文の規定の有無に関わらず「利害関係を有すること」が求められていたことから、利害関係については、その当時の裁判例が蓄積されている（後述の裁判例参照）。そして、これらの裁判例を審判請求人本人が利害関係を有するか否かという観点で類型化すると、以下の(1)～(7)のように整理することができる。

これらの裁判例は、各事件について個別具体的に争われたものではあるが、平成 26 年法改正においては、利害関係を有するか否かの判断基準や運用を変更するものではないから、これらの裁判例における利害関係についての判示内容は、平成 26 年法改正後の利害関係の考え方に用いることができる。

すなわち、審判請求人が、これら(1)～(7)の類型のいずれかに該当するときは、通常は利害関係を有すると考えることができる。

また、これらは例示であって、利害関係を有する者をこれらに限定するものではない。利害関係を有する者であるかは個別事件ごとに判断されるべきものである。

(1) 当該特許発明と同一である発明を実施している／していた者

当該登録商標と同一又は類似である商標を同一又は類似の商品等に使用している／していた者

（裁判例①～③を参照）

(2) 当該特許発明を将来実施する可能性を有する者

当該登録商標と同一又は類似の商標を将来使用する可能性を有する者

ア 当該特許発明に類似する発明を実施している者

イ 当該特許発明の実施を準備している者（必要な機械や材料を購入したり、設備の建設や設計に着手しているなど）

当該登録商標と同一又は類似の商標の使用を準備している者

ウ 当該特許発明を実施できる設備を有する者

（裁判例④、⑤を参照）

(3) 当該特許権に係る製品・方法と同種の製品・方法の製造・販売・使用等の事業を行っている者

（裁判例⑥～⑨を参照）

(4) 当該登録商標により商品の出所の混同による不利益を被る可能性を有する者

（裁判例⑩を参照）

(5) 当該特許権の専用実施権者、通常実施権者等

当該商標権の専用使用権者、通常使用権者等

（裁判例⑪を参照）

(6) 当該特許権について訴訟関係にある／あった者又は警告を受けた者

当該商標権について訴訟関係にある／あった者又は警告を受けた者（

裁判例⑫～⑯を参照）

(7) 当該特許発明に関し、特許を受ける権利を有する者

（裁判例⑰～⑲を参照）

なお、上記類型(1)～(7)に該当するような場合であっても、当該特許権等について紛争の和解が成立した者については、和解の内容により、利害関係を有するとは認められない場合がある（裁判例㉒、㉓）。

また、審判請求書の書面に表れる形式上の審判請求人と実際の利害関係を有する者とが異なる場合について、以下の裁判例がある。

まず、利害関係を有する者から依頼を受けた場合であっても弁理士や弁護士が（代理人ではなく）審判請求人本人となることは、弁理士や弁護士個人には無効審判を請求する法律上の利益がないとして認められていない（裁判例㉔、㉕）。同様に、利害関係を有する法人の代表者や被使用者についても、個人としては利害関係を有するものではないとして、審判請求人となることは認められていない（裁判例㉖）。

他方、当該特許権等に利害を有する組合の構成員／団体の構成員のために、当該組合／団体が審判請求人となることが認められた例がある（裁判例⑳、㉑）。

また、上記類型の他、利害関係について想定される事例として、（ａ）～（ｅ）については、これらの裁判例の考え方を踏まえ、以下のように扱うこととする。

（ａ）当該特許発明の利用発明に係る特許権者又はその特許権の専用実施権者若しくは通常実施権者については、当該特許発明の利用発明の実施に当たり、当該特許について無効審判を請求する法律上の利益が認められるから、利害関係を有するとして扱う。当該特許権と抵触する意匠権を有する者又はその意匠権の専用実施権者若しくは通常実施権者についても、同様とする。

（ｂ）大学や大学の研究者については、自ら事業等を実施しない場合であっても、当該大学や大学の研究者が企業等と共同で研究・開発を行い、かつ当該企業等に当該特許について無効審判を請求する法律上の利益が認められるとき（典型的には当該企業等が上記類型の(1)～(4)等に該当するとき）は、利害関係を有するとして扱う。

（ｃ）当該特許権に係る特許異議申立人については、特許を維持すべき旨の決定がなされたということのみでは無効審判の請求人適格は認めず、別途、請求人適格の有無（典型的には上記類型(1)～(7)に該当するか否か）を判断する。

（ｄ）親子関係にある会社については、相互に利害関係を有するとして扱う。

（ｅ）当該特許権に係る製品と同種の製品を用いて、該製品等の集合である完成品の製造をおこなう者、該完成品を販売する者については、利害関係を有するとして扱う。

利害関係に関する裁判例

［利害関係ありとされた裁判例］

内容	対象	類型
①　東高判昭 38.7.18（昭 37（行ナ）188 号） 登録商標と同一または類似の標章を指定商品と同一または類似の商品について使用している者は利害関係人にあたる。	商標	(1)
②　東高判昭 28.12.22（昭 27（行ナ）4 号） 曼珠沙華の球根の処理により澱粉等を採取することを目的とする本件特許に対し、曼珠沙華の球根の処置による澱粉の採取、石鹸等の製造の事業を営んでいる者は、本件特許により不利益を蒙る虞のある場合を含むから、利害関係を有する。	特許	(1)
③　知財高判平 19.1.23（平 18（行ケ）10307 号） 被告は、本件商標が引用商標と類似し、指定商品も同一又は類似する等の理由により本件審判請求をしたこと、被告は現在引用商標の商標権者ではないものの、その商標権の移転先が被告の全額出資に係る子会社であること、被告が引用商標と同一の構成に係る商標を使用する者であることを併せ考えれば、被告は本件商標の登録無効について利害関係を有するといえる。	商標	(1)
④　東高判昭 42.11.18（昭 40（行ケ）73 号） 利害関係人とは、必ずしも、当該特許発明にかかる物を製造販売する者またはその実施の設備を有する者などに限られず、ひろく、将来これを製造販売しもしくは実施の設備をしようとする者、当該特許発明と何らかの関連ある事業を営む者等、その特許発明が特許され保護を受けることによって不利益を被るおそれのある者が含まれる。	特許	(2)
⑤　知財高判平 22.11.8（平 22（行ケ）10040 号） 本件商標と文字部分が共通する標章もしくは商標を用いて事業を行っていた者で、当該事業を現在は行っていないものの、事業再開	商標	(2)

のために第三者と連絡を取っているなど当該事業の再開を計画している者は、本件各商標はその妨げとなるものとして、本件各商標の無効審判を請求するについて利害関係がある。		
⑥　東高判昭 43.9.14（昭 37（行ナ）97 号） 一眼レフレックスカメラに係る特許に対し、一眼レフレックスカメラの製造・販売を業とし、現実に当該カメラを製造している者は本件特許を無効とする審判を請求するにつき利害関係を有する。	特許	(3)
⑦　東高判昭 60.9.25（昭 58（行ケ）181 号） 色鉛筆に係る登録実用新案に対し、鉛筆製造業を営む者は、登録が無効とされることにより、原告から、差止請求、損害賠償請求を受けることなく、本件登録実用新案と同一の色鉛筆を製造することができる立場にあるから、無効審判請求の利益を有する。	実用新案	(3)
⑧　東高判昭 63.3.30（昭 60（行ケ）191 号） 本件特許発明と請求人の研究開発、製造販売するものとは技術分野を同じくし、競業関係にあって、本件発明の特許の有効無効は請求人の業務の遂行に直接影響を及ぼす関係にあるから、無効審判請求の法律上の利益がある。	特許	(3)
⑨　東高判平 9.9.25（平 7（行ケ）228 号） 飲料水等の水質改良材に係る特許において、家庭用・業務用浄水器の製造及び販売を目的とする会社（Ａ社）には無効審判請求の利益がある。	特許	(3)
⑩　東高判平 10.9.17（平 10（行ケ）77 号） 本件商標と引用商標が酷似するため、被告（引用商標の商標権者）は、本件商標の存在によって、被告の業務に係る商品との混同による不利益を被る可能性があるから、本件商標の登録の無効審判を請求する法律上の利益がある。	商標	(4)
⑪　東高判昭 38.1.31（昭 31（行ナ）48 号） 無効とせられるべき特許権の存在により直接不利益を被っている者が利害関係人に該当することは疑いない。	特許	(5)

実施権者としての立場は、特許権による独占がない場合と比較して甚だしく不利益であるから、審判事件係属中に原被告間で実施許諾の約定が成立しても本件特許発明の対象である合成樹脂積層板の製造販売を業とする被告は利害関係を有する。		
⑫　東高判昭 36.4.27（昭 35（行ナ）106 号） ある商標の登録の存在することによって直接不利益を被る関係にある者は、その商標の登録の無効審判を請求する利害関係を有する。 原告は、被告から被告の有する商標との類似を理由として、自己の有する商標登録の無効審判を請求されているから、その存在によって直接重大な不利益を被るものであることは疑いない。	商標	(6)
⑬　東高判昭 41.12.13（昭 33（行ナ）30 号） i)原告との間で、侵害訴訟等が係属中である者、ii)手編機の製造を業とし、原告から本件特許の実施許諾を受けていない者であって、その製造する手編機の販売が本件特許権の存在により妨げられている者は、無効審判を請求し、また同審判に参加する利害関係を有する。	特許	(6)
⑭　東高判昭 62.6.18（昭 57（行ケ）269 号） 原告は被告らの本件製品の製造等の差止めを求める仮処分を申請し、これに対して被告らは本件特許権に無効とすべき瑕疵があると主張している以上、被告らは利害関係を有する。なお、原告と被告とが従前協力関係にあつたとしても、被告に対してした原告の仮処分申請を契機として両者の協力関係が既に解消したという事情のもとでは、被告が防禦方法の一つとして本件無効審判請求に及んだこと自体は信義則に反するものとは認め難い。	特許	(6)
⑮　東高判平 9.9.25（平 7（行ケ）228 号） 原告から警告を受け、浄水用濾材の製造及び販売等を業とし、各種浄水材を製造・販売する会社（Ｂ社）には無効審判請求の利益がある。	特許	(6)

⑯　知財高判平 25.5.30（平 25（行ケ）10028 号） 原告が被告に対し本件商標権の侵害訴訟を提起していることは当裁判所に顕著である。被告に本件無効審判請求の利益があるとした審決の判断に誤りはない。	商標	(6)
⑰　東高判昭 37.12.25（昭 36（行ナ）32 号） 審決の時点で未だ本件実用新案権の共有権者でない請求人は無効審判をするについての利害関係を失ったものとはいえない（本件実用新案権の一部譲渡の契約をなしたのは審決の日より前であるが、譲渡についての登録申請及びその登録があったのは審決の日より後）。	実用新案	(7)
⑱　東高判平 16.10.18（平 15（行ケ）156 号） 原告が「被告は、本件明細書に記載されているラッセル経編機の改造を請け負うなど、本件発明に関連する装置の改造で原告に協力しておきながら、本件特許が成立すると、第三者にも当該装置及び関連装置を販売する意図で、本件特許につき無効審判を請求した」として、「信義則に反することが明らかであり、被告には本件特許を無効にすることについて法律的な利害関係が存在しない」旨主張した事案。 被告の事業活動に関連して、本件特許の特許権者である原告から特許権侵害の権利主張を受けたり、本件特許の存在により編み機の生産、販売に関する事業活動上何らかの制約を受ける可能性がある以上、被告が本件特許の無効審判を請求するについて法律上正当な利益を有することは明らかである。信義則違反の有無は、無効審判請求についての被告の法律上の利益に消長を来すものではない。	特許	(7)
⑲　東高判平 17.1.31（平 16（行ケ）219 号） 被告Ｒ社が被告Ｃ社に提供する時計には被告Ｒ社の商標とともに被告Ｃ社の商標（本件商標と同一又は酷似の商標）が付されており、該時計が現に市場に流通している、などの諸事情に照らすと、被告Ｃ社が被告Ｒ社と共同して本件商標の登録無効審判を請求する	商標	(7)

ことについて、何らの利害関係も有しないということはできない。		
⑳　東高判昭 42.12.19（昭 39（行ケ）20 号） 中小企業等協同組合法に基づく協同組合は、その定款に工業所有権に関する規定がなくても、組合の目的を達成するために組合員に対して無効審判の請求をすることができる。	特許	
㉑　知財高判平 22.3.29（平 21（行ケ）10226 号） 被告は、国内コーヒー関連業界の健全な発展を図るとともに、国民食生活の向上発展に寄与することを目的としているから、会員が本件商標を使用することができるかどうかは、上記目的の実現に関連した事項であるといえる。したがって、被告は、「その他本会の目的を達成するために必要な事業」として、本件無効審判請求を行うことができるというべきであるから、本件商標登録無効審判請求をするにつき利害関係を有する。	商標	

［利害関係なしとされた裁判例］

内容	対象
㉒　東高判昭 54.11.28（昭 52（行ケ）127 号） 原告ら（審判被請求人）と被告（審判請求人）との間においては、本件特許無効審判手続の係属中、本件審決時前において、すでに和解が成立し、被告は審判請求を取下げる旨の合意が成立していたと認められるから、上記合意の時点において被告が本件審判を請求する法的利益は消滅したものというべきである。	特許
㉓　東高判昭 59.12.20（昭 59（行ケ）228 号） 本件審判事件の審理中に原告と被告の間で本件審判請求を取下げる旨の合意が成立したことにより、審判請求人たる被告は本件審判請求の利益を喪失したものというべきである。	商標
㉔　東高判昭 45.2.25（昭 44（行ケ）81 号） 特許無効の審判を請求しうる者は当該審判請求について法律上正当な利益を有することを必要とする。	特許

㉕　東高判平 11.11.4（平 11（行ケ）105 号） 商標登録無効審判においては民事訴訟に類似した手続を規定しており、これらの規定の仕方からは、商標法は、商標登録無効の審判について民事訴訟に準じた手続構造を採用していることが明らかであるから、「利益なければ訴権なし」という民事訴訟法の原則が本来的に当てはまるものとみるのが自然である。そして、商標登録無効審判の請求人適格を請求につき法律上の利害関係を持たない者にまで認めることを正当化するためには、上記行政不服審査法や民事訴訟法の原則を排除しなければならないような特別の理由が必要であるが、このような特別の理由を見出すことはできない。原告が、商標登録無効の審判の請求人として法律上の利益を有することを認めるに足りる証拠はない。	商標
㉖　東高判昭 41.9.27（昭 40（行ケ）65 号） 被告が、個人として特許発明の侵害となりうる装置について製造販売を行った事実がなく、個人営業の請求人が無効審判請求後に、事業を法人（会社）組織に改め、その代表者となった場合に、会社とその代表者個人とは法律上人格を異にするものであるから、特段の事情がない限り、代表者個人としては利害関係がない。	特許

（改訂 H27.2）

32—01　ＰＵＤＴ

無効審判事件における書面審理通知

１．審判長は、無効審判（商標登録取消審判を含む。）事件において、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権により書面審理によるものとするときは（特§145①、実§41、意§52、商§56①、§68④）、当事者及び参加人に書面審理の通知をする。

ただし、口頭審理をした後、書面審理によるものとする際、口頭審理期日において当該事件について出頭した当事者及び参加人に、以後書面審理による旨を告知したときには、文書により通知をする必要はない。なお、当事者の一方若しくは双方又は参加人が口頭審理期日に出頭しなかったときには出頭しなかった者に通知をする必要があろう。

２．書面審理によるときは、書面審理の通知はなるべく早くする。

３．特§133③（実§41、意§52、商§56①、§68④）により審判長の決定をもって審判請求書を却下する場合には書面審理の通知をする必要はない。

４．特§135（実§41、意§52、商§56①、§68④）により不適法として審決をもって審判請求を却下する場合には、次のとおりとする。

(1) 被請求人に答弁書提出の機会を与えていないときには、書面審理の通知をする必要はない。

民訴§140においては、「訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる」とされていることから、必要ないものと考えられる。

(2) 被請求人に答弁書提出の機会を与えているときには、当事者双方及び参加人に書面審理の通知をしなければならない。

（改訂 H27.2）

33—00　ＰＵＤＴ

口頭審理方式

１．口頭審理方式とその長所

審判の審理の方式については、書面審理のほか、口頭審理によることもできるとされており、特に無効審判については、口頭審理が原則とされている（特§145、実§41、意§52、商§56）。

口頭審理は、書面では、十分に言い尽くせない当事者の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立つものであり、また、当事者の説明を受けることで、技術内容の正確な把握にも役立つものである。

そして、口頭での主張が十分にできることから、２回目の答弁書や弁駁書等の提出をする必要がなくなり、結果的には、書面審理よりも早く審理できるという一面がある。

さらに、積極的な審理指揮が行われることにより、当事者は必要な争点についてのみ主張すればよいので、争点以外についての主張立証を省略できるという面もある。

２．民事訴訟における口頭弁論との違い

特許庁の口頭審理は、民事訴訟における口頭弁論と異なり、職権主義に基づく審理指揮が行えることから、事件に応じた様々な工夫をすることにより最適な事件の解決に導くことができるものである。

また、特許庁における審理は口頭でも書面でも行うことができるので、口頭審理が行われたときであっても、書面で提出されたものは全て審判において有効に陳述されたことになる。

したがって、特許庁における口頭審理は、民事訴訟における口頭弁論とは異なり、書面で提出されたものを審判官の前で改めて口頭で陳述することが法律的

に意義をもつものではなく、審判長が審尋し、争点を整理することで、当事者の適切な主張立証を実現することに意義がある。

（改訂 H27.2）

33―00.1　ＰＵＤＴ

対象となる審判事件及び選定時期

１．対象となる審判事件

口頭審理の活用は、特に以下の事件種別について有効と考えられる。

① 無効審判（特許、実用新案、意匠、商標）

② 取消審判（商標）

③ 商標登録異議の申立て（商標）

④ 判定（特許、実用新案、意匠、商標）

無効審判事件については、迅速な争点整理及び適確な審理の遂行のため、また、当事者間の信頼性及び納得感を高めるため、以下に該当する事件を除き、原則全件口頭審理を行う（→51―09 の３．）。

(1) 審判請求又は審判請求に係る手続（審判請求書）を却下すべきとき

例：同一特許権について別件無効審判で無効が確定したため、本件無効審判請求が却下されるとき、等

(2) 当事者が争わないことが明らかなとき

例：答弁書や弁駁書が不提出のとき、訂正請求により無効審判の対象となった請求項の全てが削除されたとき、当事者が争わないことを主張しているとき、等

(3) 当事者（及び参加人）の全てが書面審理を申し立てているとき

(4) その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

２．選定時期

口頭審理の時期は以下のように選定することが望ましい。

(1) 当事者系審判事件

ア 被請求人から答弁書が提出された段階（請求書に対して応答がなかったときを含む。訂正請求がされたときは必要に応じて弁駁後）

イ 答弁書提出前、答弁書（訂正請求書）提出直後など、審理の早い段階

以下のときには、当事者の説明を中心とした口頭審理を、審理の早い段階で行うことが考えられる。

（ア）本件の技術内容が複雑高度であり、内容理解に時間がかかるとき

（イ）主張の前提となる背景技術・理論などが複雑で分かりにくいとき

（ウ）当事者の主張が不明瞭であったり、相互に矛盾するとき

（エ）提出された証拠が多く、その内容の整理･理解に時間がかかるとき

（オ）提出された証拠の立証趣旨が明瞭でないとき

(2) 商標登録異議の申立て

ア 本案審理に着手するとき

イ 取消理由通知書に対して権利者から意見書が提出されたとき

（改訂 R5.12）

33—01　ＰＵＤＴ

口頭審理の期日指定

１．請求人、被請求人、商標登録異議申立人、権利者、参加人又は代理人と口頭審理の期日を調整する。期日の調整は、期日調整の依頼（様式１）と、原則として口頭審理で審理する予定事項を記載した審理事項通知書（→33—08）等を当事者に電子メール等により送信する。なお、審理事項通知書の送信に先立って期日を決めるときもある。

２．期日呼出しは電話・電子メール等を利用した簡易な方法で行う（特§145④→民訴§94、実§41、意§52、商§56）。出頭を担保するため、様式２による期日請書を電子メール等にて当事者に依頼する。しかし、次のときについては、当事者に様式３による口頭審理期日呼出状を送達する。

① 当事者に電話であらかじめ連絡がとれないとき

② 当事者が呼出状を求めたとき

３．口頭審理期日呼出状は、原則として期日の２週間前までに送達する。

４．口頭審理期日呼出状の送達が不能であるときは、公示送達する。

公示送達の効力が発生する日（官報公告の日から20日を経過した日）より前に期日が指定されているときは、期日を変更（→33—02の２．）したのち、公示送達する。

５．口頭審理を行ったが再度口頭審理を行う必要があるとき、出頭した当事者に対し、期日を告知することが望ましい（→33—01.1）。

（改訂 R5.12）

［様式１］期日調整の依頼（無効審判事件の期日調整を電子メールで行う例）

件名：　【特許庁】無効２０２●－８０００●●の期日調整について

○○○○特許法律事務所
弁理士　□□　□□　様

無効２０２●－８０００●●につきまして、口頭審理の開催を予定します。
つきましては、以下の＜１＞～＜４＞についてご確認のうえ、回答をお願いします。
ご参考に当該事件の審理事項通知書（案）を添付します（正式な審理事項通知書は、別途郵送します）。
また、相手方から提出された審判事件答弁書副本（弁駁書副本）は、令和○年○月○日（　）に発送を予定しています。
【回答期限】回答の返信は、「令和○年○月○日（　）」までにお願いします。

＜１＞　期日調整
下記の期日候補日で都合がつかない日があれば、回答欄＜　＞に「×」を記入してください。

口頭審理の期日候補日時		回答
令和○年○月　○日（月）	１４：００～	＜　＞
令和○年○月　○日（火）	１４：００～	＜　＞
令和○年○月　○日（水）	１４：００～	＜　＞
令和○年○月　○日（木）	１４：００～	＜　＞
令和○年○月　○日（金）	１４：００～	＜　＞

■開廷予定場所：特許庁審判廷（又は特許庁第１審判廷）、口頭審理時間：約２時間
案内図
特許庁審判廷　https://www.jpo.go.jp/introduction/access/map.html
特許庁第１審判廷　https://www.jpo.go.jp/introduction/access/shinpan/1-2-hantei.html

＜２＞　オンライン出頭、オンライン配信について

添付資料「オンライン出頭について」及び「当事者等の関係者に限定したオンライン配信について」をご確認のうえ、以下（１）～（３）について回答をお願いします。

（１）オンライン出頭を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン出頭を希望する場合は、「オンライン出頭について」の「別紙１　オンライン出頭希望書」に必要事項（「省令要件等の事前確認」の省略を申出場合も含む）を記載して提出してください。なお、「別紙１　オンライン出頭希望書」の提出が間に合わない場合は、その旨をご連絡ください。

（２）オンライン配信について、「同意します」／「同意しません」

※オンライン配信は当事者等の関係者に限定して行いますが、同意できない場合はその理由の記載をお願いします。

「同意しない理由：　　」

（３）（上記（２）で同意したうえで）オンライン配信を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン配信は、両当事者の同意が得られた場合に可能となるため、オンライン配信を希望されても相手方の同意が得られない場合は実施できないこともあります。

※「オンライン配信希望書」は、両当事者の「同意」が得られた場合に提出をしていただきますので、今後の連絡をお待ちください。

＜３＞ライブ配信について

添付資料「口頭審理傍聴研修（ライブ配信）への御協力のお願い」をご確認いただき、特許庁職員に限定したライブ配信を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

ライブ配信を望まない特段の理由がある場合はご連絡ください。

＜４＞相手方への書類の送付について

添付の「審理事項通知（案）」に記載のとおり、相手方当事者へ口頭審理陳述要領書（写し）をメール等で送信していただくことになります。そのため、相手方当事者と送受信可能なメールアドレス等をご提示いただければ、審判書記官から相手方へお知

らせします。
以下（1）～（3）から選択して回答してください。
（1）本メール送信者のメールアドレスを、相手方との送受信に使用します
（2）次のメールアドレスを相手方との送受信に使用します
　　利用するメールアドレス：（　　）担当者：（　　）
（3）その他
　（具体的に使用する手段を記入：　　）

ご不明な点、確認したい事項等ありましたらご連絡ください。
以上、よろしくお願いいたします。

特許庁審判部審判課特許侵害業務室
審判書記官　○○　○○
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
電話　03－3581－1101（内線○○○○）
メール　PA6C●●@jpo.go.jp

［様式２］期日請書

期　日　請　書

令和　　年　　月　　日

特 許 庁 審 判 長　○○　○○　殿

請求人　　○○○○○○○○○
請求人代理人　弁理士　○○　○○

被請求人　　○○○○○○○○○
被請求人代理人　弁理士　○○　○○

上記当事者間の、無効２０ＸＸ－　８００○○○、
特許第○○○○○○○号の無効審判事件について、
令和　　年　　月　　日（○）午前・午後　　時　　分の
特許庁審判廷（特許庁庁舎１６階）での口頭審理の期日を請けました。

※担当審判書記官　○○　○○

（注）簡易な呼出し、口頭で期日を通知された場合等に用いる。

［様式３］　口頭審理期日呼出状

口頭審理期日呼出状

審判請求の番号　　無効２０２●－８００●●
(特許の番号)　　(特許第○○○○○○○号)
起案日　　令和○○年○○月○○日
審判長　特許庁審判官　　○○　○○
請求人代理人弁理士　　○○　○○　様

審判請求人　　○○　○○
審判被請求人　　○○　○○

この審判事件について、口頭審理期日を令和○○年○○月○○日（○）午後○時○○分に指定しましたので、当日特許庁審判廷（特許庁○階）に出頭してください。

なお、呼出しを受けた者が、正当な理由がないにもかかわらず出頭しない場合は、１０万円以下の過料に処せられることがあります。

(備考)

この呼出状に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課特許侵害業務室　○○　○○
電話 03(3581)1101　内線 XXXX　FAX　(　　)

(改訂 R5.12)

33—01.1　P U D T

口頭審理の期日の告知

審判長は、当該事件について出頭した当事者又は参加人に対し口頭審理の期日を告知することができる。このときには、口頭審理期日呼出状を送達する必要はない（特§145④→民訴§94、実§41、意§52、商§56）。

１．告知する者

審判長が告知しなければならない。

２．告知を受ける者

当該事件について出頭した当事者若しくは参加人、又はその代理人である。

「当該事件について出頭した」とは、当該審判事件の審理、審尋、面接、記録の閲覧など、当該審判事件に関連した用件を達成することを目的として特許庁に出頭している場合をいう。

他の事件について出頭しているときに、告知することはできない。

３．告知する事項

期日及び場所を告知する。

期日は、合議体、両当事者及び審判書記官の都合を調整して決定しなければならないので、期日の告知は、原則として、両当事者が当該事件について出頭しているときに行うこととする。

場所は、原則として特許庁の審判廷のいずれかを指定する（→33—05の１．）。

４．期日の告知にあたっての注意

審判長は、期日を告知するときは、事前に審判書記官と審判廷等の使用状況等口頭審理期日について十分協議しておく。

口頭審理が証人尋問等証拠調べを伴うときであっても、出頭した当事者に対しては、期日の告知が可能である。

５．期日告知の記録

審判長は、期日を告知したときは、調書、又は面接記録にその旨を指定した期日とともに記録する。

（改訂 R5.12）

33—02　ＰＵＤＴ

口頭審理の期日の変更

審判長は、期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる（特§5②、実§2の5①、意§68①、商§77①）。

１．請求による期日の変更

期日の変更請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない（特施規§4の2②③、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①、民訴規§36）。

(1) 期日の変更を認めるとき

ア 期日変更請求書に相手方(注１)の同意が表示されているとき。

イ 期日変更請求書に正当な理由(注２)が具体的に記載されているとき。このときは、相手方の同意の有無を問わない。

(2) 期日の変更を認めないとき（特施規§4の2④、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①、民訴規§37）

ア 当事者の一方に代理人が２人以上あり、そのうちの１人に期日変更請求の理由が生じたとき。

イ 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたとき。

ウ 指定した期日の直前に期日変更の請求があり、これを証人その他指定期日に呼び出した者に連絡できる見込みがないとき。このときは相手方の同意の有無を問わない。

２．職権による期日の変更

審判長は、やむを得ない事由があるときに限り、職権で期日の変更をする。

３．期日変更の手続

(1) 請求により、又は職権をもって期日を変更するときは、特別の事情のない限り、指定期日後のなるべく早い日を新期日として指定する。

(2) 新期日指定の手続（→33―01）

（注１） 相手方とは、当事者としての相手方を意味し、参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人を含まない。

ただし、参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人が申し出た証人を尋問する期日の変更を当事者が請求するときは、その参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人を相手方とする。

（注２）〔正当な理由の例〕

(1) 代理人のない当事者、代理人又は証人が病気であって、医師の診断書の添付があり、出頭できない理由が明らかなとき。

(2) 期日が先に指定された裁判所、審判口頭審理の期日と競合する場合。

(3) 代理人のない当事者、代理人又は証人が公務若しくは、その他やむを得ない事情により出頭できない理由が明らかなとき。

(4) その他(1)、(2)、(3)に準じる理由で第三者の証明書の添付があり、審判長が正当な理由と認めたとき。

（改訂 H24.3）

33—03　ＰＵＤＴ

口頭審理の出頭者、期日に出頭しない場合の手続

１．出頭者

(1) 口頭審理に出頭し得る者は当事者（法人にあっては代表者）、代理人、参加人及び通訳人である。

代理人としては次の者が挙げられる。

ア すでに特許庁に対し代理人としての手続をした弁理士、弁護士、指定代理人等

イ 委任状を持参した弁理士、弁護士

望ましい出頭者は以上のとおりであるが、やむを得ない事情を当事者が疎明し、審判長が認めたときは、委任状を持参した当該当事者の従業者等も許容する。例えば、専門性の高い技術事項を説明する発明者が該当する。

(2) 出廷した者が委任状を示さず、かつ口頭審理に出頭したい旨申し出た場合において、審判長が、出頭させることが適切と認めたときは、相手方の意見を聞いたうえで、委任状を後から提出させることにして審理する。委任状の提出がないとその陳述が無効になることから、その事情を調書に明記する。

(3) 出頭者となり得ない者は、傍聴人として扱う。

弁理士又は弁護士事務所の、弁理士又は弁護士等の資格を有しないスタッフは出頭者となれない。

弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士も出頭者となれない。

当事者と法人の異なる法人に属する従業者は出頭者となれない。

２．期日に出頭しないとき

特許庁から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭しないときは十万円以下の過料に処せられる（特§203、実§63、意§76、商§84）。

３．口頭審理期日に当事者の双方が出頭しないとき

口頭審理期日に当事者の双方が出頭しないときは実質的に口頭審理を行うことができない。そこで、

(1) その期日に証人尋問を併せて行う予定がなかったときは、不出頭の事実を記載した口頭審理調書（→33―04）のみを作成する。

(2) その期日に証人尋問を併せて行う予定があったときにおいて、

ア 証人が出頭しなかったときは、前記(1)に準じる。

イ 証人が出頭したときは、証人尋問のみを行うことができる（特§151、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴§183）。このときには、主として証人尋問の申出をした者から提出されている尋問事項を記載した書面に基づいて、審判長が証人を尋問する。そしてその結果、口頭審理に関する不出頭の事実を記載した口頭審理調書と証人尋問調書とを作成する。

４．口頭審理期日に当事者の一方が出頭しないとき

口頭審理期日に当事者の一方が出頭しないときは、原則として口頭審理を行う。

(1) その期日に証人尋問を併せて行う予定がなかったときは、口頭審理調書のみを作成する。

(2) その期日に証人尋問を併せて行う予定があったときであって、

ア 証人が出頭しなかったときは、前記３.(1)に準じる。

イ 証人が出頭したときには、併せて証人尋問を行うことができる（特§151、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴§183）。そしてその結果、口頭審理調書と証人尋問調書とを作成する。このときの証人尋問において、

(ア) 証人尋問を申し出た側の当事者が出頭しているときは、主としてその当事者に尋問させる。

(イ) 証人尋問を申し出た側が不出頭で、その相手方が出頭しているときは、前記３．(2)イと同様にして証人尋問を行う。ただし、前記の相手方にも反対尋問の機会を与えることはいうまでもない。

（改訂 R5.12）

33—04　ＰＵＤＴ

口頭審理調書の作成要領

１．　口頭審理調書は、審判書記官が、期日ごとに作成する（特§147①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

２．　口頭審理調書は、口頭審理の内容を公証するために作成される公文書である。

３．　口頭審理調書は、様式１による口頭審理調書の所定箇所に、審判事件の番号、期日、審理の公開又は非公開（その理由）、場所、出頭者、合議体（審判官の氏名）、審判書記官等の形式的記載事項を記入し、ついで陳述者と陳述の内容の要点を簡潔に記録する。

調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープ、その他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる（特施規§56、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤⑥、民訴規§69）。

陳述内容の記載に当たっては次の点に注意する。

(1) 審判請求書、答弁書等の書面に基づいて陳述したときは、必要に応じてその書面、書面の提出日、該当箇所（頁、項目）を明示して、書面記載のとおり陳述した旨を記載する。

その他審判長の審理指揮の内容、当事者の意見の陳述、主張及び異議などについても、その要領を明確に記載する。また、当事者、審判長の発言で時系列が必要なときは、発言をした順序どおり記載する。

主張、証拠方法の撤回、証拠の成立の認否が行われたときは、その内容を記載する。

(2) 審判請求書、答弁書等に含まれていない事項についての陳述があったとき、審判長は、当事者の陳述内容を確認するためにそれを復唱し、審判書記官に対

してその旨調書をとるように指示する。

陳述しようとする内容が長文にわたるもので、その内容が複雑であるか又は不明確となるとき、審判長は、後日書面で提出するように指示することもできるので、その場合には、そのような指示があった旨と当事者が後日提出する旨（提出期限及び提出方法）を記載する。

(3) 口頭審理を終了する際に、審判長が本件の審理を終結する旨、審決をするのに熟した旨、又は、今後書面審理による旨告知したときは、その旨を記載する。

(4) 書面ですることを要しない補正許否の決定、無効理由通知、訂正拒絶理由通知等がされたときは、その旨記載する。

(5) 口頭審理の際には、併せて証拠調べが行われる（→35―01）ことがある。その場合は、口頭審理調書とは別に作成される証拠調べ調書（→35―02）に記載のとおり証拠調べが行われた旨を記載するとともに、口頭審理のどの段階において行われたかを示して記載する。

(6) 除斥、忌避の申立てが口頭でされたときには、これに関する審判長の審理に関する指揮内容を特に正確綿密に記録し、3 日以内に疎明書が差し出されて除斥、忌避審判（→59―01～59―05）が立件されるときには、調書におけるこの部分の記録を複製して立件記録に連綴する手続をとる。

４． 審判書記官は、調書作成後両当事者に調書の写しを電子メール等で送付する（証拠調べ調書、録音テープ等を引用した調書は除く）。

（改訂 R5.12）

［様式１］口頭審理調書

第１回口頭審理調書

審判番号	無効２０〇〇－８００〇〇〇	
期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分	
場所及び公開の有無	特許庁審判廷で公開	
審判長審判官		〇〇　〇〇
審判官		〇〇　〇〇
審判官		〇〇　〇〇
審判書記官		〇〇　〇〇
出頭した当事者等	請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇
	請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇
	被請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇
	被請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇

陳述の要領

請求人

１　＜当事者の陳述の要領＞
２　＜審判長が記載を命じた事項＞
３　＜当事者の請求により審判長が記載を許した事項＞
４　＜その他の必要な事項＞

被請求人

１　＜当事者の陳述の要領＞
２　＜審判長が記載を命じた事項＞
３　＜当事者の請求により審判長が記載を許した事項＞
４　＜その他の必要な事項＞

審判長

１　＜審判長が記載を命じた事項＞
２　＜当事者の請求により審判長が記載を許した事項＞
３　＜その他の必要な事項＞

以上

審判長	特許庁審判官	〇〇〇〇	XXXX
	審判書記官	〇〇〇〇	YYYY

（改訂 R5.12）

33—05　ＰＵＤＴ

口頭審理の順序

１．準備

(1) 開廷場所

ア 原則として、特許庁の審判廷にて行う。ただし、公開性を担保できれば、会議室又は面接室も可とする（→07—01）。

イ オンライン口頭審理（→33—09）を行うときは、特許庁の、ウェブ会議システム等のＩＴ機器を備えた審判廷を使用する。

ウ 証拠調べを伴うときは、特許庁の審判廷等を使用する。なお、上記のウェブ会議システム等のＩＴ機器を備えた審判廷では、動画等による技術説明、書画カメラを用いた現物・対象物の検証が可能である。

エ 上記ア～ウに加えて、合議体が全国各地に出向いて口頭審理を行う巡回審判も開廷できる。

(2) 口頭審理前の事前打合せ及び審理事項の通知

ア 審判長、合議官、審判書記官は、事件内容の簡単な説明等を含む口頭審理の進め方、主要争点、記録のポイント等について事前の打合せを行う。

イ 充実した審理を円滑に実施するために、合議体が、期日当日に審理を予定する事項を審理事項通知書（→33—08）等により、あらかじめ当事者に通知し、それを踏まえた口頭審理陳述要領書の作成等の準備を促す。なお、審理事項通知書は、原則、期日決定後に送付するが、口頭審理の準備期間を確保するため、期日決定前にも、その後に郵送される審理事項通知書の内容を電子メール等で送付する。

(3) 口頭審理の公開

ア 審判の公平性を担保するために、口頭審理は公開して行う。ただし、公序良俗を害するおそれのあるとき、又は当事者若しくは参加人が保有する営業秘密が公となるおそれのあるときは非公開で行う。

イ 個々の事件につき、公開か否かの判断は、口頭審理によるものとした後、合議体が行う。

ウ 透明性を担保するために、口頭審理の期日・場所などを公示する。

(4) 審判書記官の準備作業

ア 特許庁本庁舎１階ロビーに１か月分の開廷予定表を掲示する。また、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/kousyo.html）にも掲載する。

イ 期日当日の朝、当日の開廷事件について、各審判廷前の掲示板にその旨表示する。

２．開廷から閉廷まで

(1) 開廷

廷吏が事件の呼上げをしたのち、審判長は、当事者及び代理人の出頭者を個別に確認する。なお、事件の呼上げは審判書記官がすることもできる（→07—02）。

(2) 請求人の陳述

ア 請求の趣旨及び理由について

審判長は、請求人又はその代理人に対して請求の趣旨及び理由を陳述させる（口頭審理陳述要領書→33—07）。

（ア）請求の理由が審判請求書などに記載したところと同じであれば、特に陳述する必要はない。あえて、「審判請求書のとおり陳述します。」等の儀式的な陳述は不要である。

（イ）請求人又はその代理人は、請求の趣旨及び理由において強調したいこと、整理して陳述したいことを主張することができる。

（ウ）審判請求書、弁駁書、口頭審理陳述要領書等に記載されている事項は、陳述しなくても審決の基礎となる。

イ 争点についての釈明をすることが望ましい。

ウ 本件技術、背景技術、商品取引実態等の説明をすることができる。

(3) 被請求人の陳述

ア 答弁の趣旨及び理由について

審判長は、次いで、被請求人又はその代理人に対して答弁の趣旨及び理由を陳述させる（口頭審理陳述要領書→33—07）。

（ア）答弁の理由が答弁書などに記載したところと同じであれば、特に陳述する必要はない。あえて、「答弁書のとおり陳述します。」等の儀式的な陳述は不要である。

（イ）被請求人又はその代理人は、答弁の趣旨及び理由において強調したいこと、整理して陳述したいことを主張することが望ましい。

（ウ）答弁書、口頭審理陳述要領書等に記載されている事項は、陳述しなくても審決の基礎となる。

イ 争点についての釈明することができる。

ウ 本件技術、背景技術、商品取引実態等の説明をすることができる。

(4) 弁駁及び再答弁

更に、被請求人又はその代理人が陳述した答弁に対する請求人又はその代理人の弁駁及びその弁駁に対する答弁があれば、それを陳述させる。

(5) 審判長の尋問

審判長は、請求人の請求の趣旨及び理由、並びに被請求人の答弁の趣旨及び理由について、不明瞭な陳述（記載）の釈明を命じる。

(6) 相手方の陳述

釈明に対する相手方の意見の陳述を求める。

(7) 証拠の扱い

必要があれば、証拠の原本の確認、成立の認否をさせる（→34—01）。

(8) 在廷証人の採否決定

在廷証人の申出があれば、合議によりその採否の決定をする。

(9) 審理終結、期日指定又は書面審理の告知

審理終結（なるべく口頭審理は１回で終ることが望ましい）、次回期日若しくは続行期日の指定、又は以後書面審理によるときは、これを告知する。何らかの文書を提出させる時は、当事者の合意のもと、できるだけ短い期間（標準指定期間→25—01.2）を指定することが望ましい。

(10) 証拠調べ

口頭審理期日において併せて証拠調べを行うときは、当事者の陳述の前に行

うこともできる。

証人尋問（→35―05）を行うときは、35―04 の順序による。

(11) 証拠調べの結果に対する意見陳述

審判長は、証拠調べの結果について、当事者双方に意見の陳述をさせる。

(12) 閉廷

主張が十分された後、審判長は、当事者に対し、調書（→33―04）に記載を求める事項を確認する。

審理を終結することができる又は審決をするのに熟した場合は、その旨を口頭で通知し、調書に記載する。また、後日に書類の提出を求める場合は、当該書類の提出期限を指定する。以後書面審理とする場合は、さらに、書面審理通知をする。例外的な場合、次回口頭審理期日を指定することもある。

その後、審判長は、閉廷を宣する。

（改訂 R5.12）

33—06　ＰＵＤＴ

口頭審理における録音装置などの使用

１．審判長は、必要があると認めるときは、申立てにより、又は職権をもって録音装置を使用して、口頭審理（証拠調べを含む）における陳述の全部又は一部を録音させることができる（特施規§53、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§76、刑訴規§40）。

２．当事者が録音装置を使用して口頭審理（証拠調べを含む）における陳述の全部又は一部を録音しようとするときは、審判長の許可を受けなければならない。なお、相手方の承諾書を添付した使用許可申請書を審判長に差し出すことが望ましい（特施規§53、§54、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§76、§77、刑訴規§215）。

３．前項の使用許可申請書を差し出す余裕のないときには、使用前に、なるべくは開廷前に審判長に対し、その旨を口頭で申請しても良い。このとき、審判長は相手方（証人調べの場合は相手方のほか証人本人）の意向も確かめた上で、その採否を決定するとともに、必要に応じて審判書記官に命じて証拠調べ調書にその経過を記載させる。

４．当事者又は参加人は、証拠調べ（証人尋問）の証人等の陳述の録音テープにつき、申請により交付を受けることができる。また、審決の謄本が送達されるまでに「証人等の陳述を記載した書面」を作成することを申し出ることができる。

（改訂 H27.2）

33—07　P U D T

口頭審理陳述要領書

口頭審理陳述要領書（特施規§51、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）は、事実関係が複雑多岐にわたるときでも、当事者の陳述とその聴取を脱落なく確実に行い、さらに、陳述における精緻な理論構成を可能とし、口頭審理を効率よく行うためのものである。

したがって、請求書、答弁書等、すでに提出されている書類が適切、明確に記載されているとき、あるいは、所定期日までに口頭審理陳述要領書の提出がないときは、必ずしも義務的に提出させる必要はない。

したがって、提出がないときも、命令等をすることを要しない。

口頭審理陳述要領書の提出は、以下のようにする。

(1) 口頭審理陳述要領書の提出要請は、原則として、審理事項通知書の送付の際に行う。

口頭審理陳述要領書の提出期限は、該陳述要領書の作成に要する期間、相手方の検討に要する期間、合議体が予めその内容を把握するのに要する期間などを考慮して、通常、期日の1～2週間前に設定する。

当事者は、口頭審理陳述要領書を提出する場合、正本（1通）、副本（相手方用○通＋審理用1通）を提出すると共に、その写しを特許庁及び相手方に電子メール等で送信する。

(2) 無効審判等における口頭審理陳述要領書は、特許法施行規則の様式65の10に従い、以下の様式１（請求人用）、様式２（被請求人用）のように作成する。

(3) 当事者は、口頭審理において、プロジェクター、スクリーン等の特別な機器を用いるときは事前に審判書記官に相談する。

（改訂 R5.12）

［様式１］　口頭審理陳述要領書［請求人用］

口頭審理陳述要領書

令和　　年　　月　　日

特 許 庁 審 判 長　　殿

1.　審判の番号
　　無効２０○○－８００○○○
2.　請求人
　　住　　所
　　氏　　名（名称）
3.　代理人
　　住　　所
　　電　　話
　　（ファクシミリ）
　　氏　　名
4.　被請求人
　　住　　所
　　氏　　名（名称）

上記審判事件に関し、令和　　年　　月　　日午前・午後　時期日の口頭審理において、請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。

5.　陳述の要領

6.　証拠方法

7.　添付書類の目録
　　口頭審理陳述要領書　　副本　○通

（注）「5.陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。

一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②請求の理由の補足、③被請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

［様式２］　口頭審理陳述要領書［被請求人用］

口頭審理陳述要領書

令和　　年　　月　　日

特 許 庁 審 判 長　　殿

1.　審判の番号
　　無効２０○○－８００○○○
2.　被請求人
　　住　　所
　　氏　　名（名称）
3.　代理人
　　住　　所
　　　　電　　話
　　　（ファクシミリ）
　　氏　　名
4.　請求人
　　住　　所
　　氏　　名（名称）
　上記審判事件に関し、令和　　年　　月　　日午前・午後　時期日の口頭審理において、被請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。
5.　陳述の要領

6.　証拠方法

7.　添付書類の目録
　　口頭審理陳述要領書　　副本　○通

（注）「5.陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。
　一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②答弁の理由の補足、③請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

（改訂 R5.12）

33—08　ＰＵＤＴ

審理事項通知書

１．審理事項通知書の意義

審理事項通知書は、合議体が口頭審理期日に予定している審理事項を期日前に当事者に伝え、それを踏まえた口頭審理陳述要領書の作成等の準備を促すことにより、口頭審理を円滑に行い、審決に必要な資料を収集するためのものである。

審理事項通知書は、他の通知（→37—00 の２.）と同様に記録につづり、閲覧請求の対象とすることで、手続の透明性を高める。審決にも手続の一つとして記載する。

２．審理事項通知書の記載事項

審決に必要な資料を収集するため、審理事項通知書（様式１）には、以下の(1)～(3)を中心に記載することが考えられるが、具体的な記載事項は、事案に応じて、合議体の判断に基づき記載する。

(1) 合議体の暫定的な見解

その時点における合議体の本件発明、引用発明、両者の一致点、相違点等の事実認定に関する暫定的な見解を記載する。

(2) 当事者の主張に関して

上記(1)の事実認定に関する合議体の暫定的な見解について当事者に意見を求める。また、当事者が争点としている事項及び合議体が審決を起案する上で論点となる事項について、それらの争点等を具体的に指摘し、それに対する当事者の主張・立証が尽くされるようにする。

さらに、審判請求書、答弁書、訂正請求書、弁駁書等において、明瞭でない点等を指摘し、釈明を求め、場合によっては主張の撤回を促す。

(3) その他

必要に応じて、本件特許発明及びその背景等の技術説明を促す。

特許無効審判において、関連する侵害訴訟があり、無効の抗弁があるときは、理由・証拠の異同について説明を求める。

原本確認を要する証拠があれば、期日に持参するよう促す。

また、審理事項通知書の末尾に、「同内容の審理事項通知書が相手方にも通知されています。」等と記載するのが望ましい。

３．審理事項通知書の送付手続

(1) 審判書記官は、期日調整の依頼書（→33—01 の様式１）及び合議体が起案した審理事項通知書（期日は決定前なので未記入）を当事者に電子メール等で送付する。

なお、審理期間の短縮を図るため、審判書記官による期日調整と合議体による審理事項通知書の起案を並行して行ってもよい。このとき、合議体は、当事者の口頭審理前の準備期間が不当に短くならないよう留意しなければならない。

(2) 審判書記官は、当事者と期日を調整し、合議体の了承が得られた後、期日請書ひな形（→33—01 の様式２）を当事者に電子メール等で送付する。

(3) 審判書記官は、両当事者からの期日請書が揃った時点で、決定した期日を合議体に連絡する。

(4) 合議体は、原則当該連絡を受けた日に期日を審理事項通知書に記入し、決裁する。

(5) 審判書記官は、期日が記入された審理事項通知書を当事者に送付する。

（改訂 R5.12）

［様式１］　審理事項通知書

審理事項通知書

令和〇年〇月〇日
特 許 庁 審 判 長

審判請求の番号	無効20XX－800〇〇〇
(特許の番号)	(特許第〇〇〇〇〇〇〇号)
請求人	〇〇〇〇様
代理人弁理士	〇〇〇〇様

令和〇年〇月〇日に行う口頭審理における審理事項をお知らせします。

口頭審理陳述要領書を提出する際には、下記の点を踏まえて作成し、期日の２週間前までに特許庁出願窓口に提出又は送付してください。また、それと同日に当該口頭審理陳述要領書を、担当審判書記官の指示に従い、担当審判書記官及び相手方へ電子メール等で送付してください。

記

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡下さい。

審判部第〇部門　審判官　〇〇〇〇
電話 03(3581)1101 内線〇〇〇〇　ファクシミリ　　(　　)

(改訂 R5.12)

33—09　ＰＵＤＴ

オンライン口頭審理

１．オンライン口頭審理

（１）合議体及び審判書記官並びに当事者及び参加人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって手続を行う口頭審理（特§145⑥）を、オンライン口頭審理という。

（２）当事者及び参加人が、審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して、オンライン口頭審理の期日における手続に関与することを、オンライン出頭といい、オンライン出頭した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなされ、審判廷に出頭した当事者及び参加人と同様に取り扱われる（特§145⑦）。

（３）合議体及び審判書記官は、オンライン口頭審理においても審判廷に列席する。また、審判廷の廷吏の席には、機器操作等のために特許庁職員が座ることがある。

２．当事者の関係者に限定したオンライン配信

審判長は、当事者の関係者に限定して口頭審理のオンライン配信を認めることができる。なお、オンライン配信は口頭審理の公開（特§145⑤）を目的とするものではない。

（注）オンライン口頭審理等についての詳細は「口頭審理実務ガイド」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/koutou_shinri.html）、「オンライン口頭審理に関するＱ＆Ａ」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf）、「オンライン出頭の実施要領」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-kot

o/document/index/online-shuttou.pdf）、「オンライン配信の実施要領」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/online-haishin.pdf）等（特許庁ウェブサイトで公開している「オンライン口頭審理・関連資料」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryo.html））を参照のこと。

（追加 R5.12）

34—01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

証拠提出に関する書類の点検と注意事項

１．　証拠方法

証拠方法とは、証拠調べの対象となる有体物をいい、文書、証人、鑑定人、当事者本人、検証物がある。

２．　証拠の提出及び撤回

(1) 原則

証拠の提出ができるのは審理の終結時までである。したがって、当事者系審判において、審理の終結後に証拠の提出の申出を採用するときには、審理を再開の上（→42—00 の２．）、相手方に答弁並びにこれに係る証拠提出の機会を与える必要がある（特施規§47 の 2①、§47 の 3①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

証拠の撤回は、証拠調べ開始までは自由に行えるが、証拠調べ開始後は、相手方当事者の同意が必要である。相手方にも有利となる証拠の撤回などについては同意を得られないこともあるので、証拠の提出においては慎重に提出証拠を選定する必要がある。なお、証拠調べ終了後は、合議体がすでに心証を得ているため撤回の余地はない。

(2) 異議申立てにおける証拠の追加・変更

特許異議の申立てについての証拠の追加・変更は、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までであれば認められる（特§115②ただし書）（→67—04）。

商標登録異議の申立てについての証拠の追加・変更は、登録異議申立期間経過後３０日までであれば認められる（商§43 の 4②ただし書）（→66—03）。

３．　証拠提出手続

審判請求書、答弁書その他審判に関して、特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない（特施規§

50①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

証拠物件が文書であるときはその写し、証拠説明書等が電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）をもって提出することができる（特施規§50⑥、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。この場合、提出する光ディスクは１枚でよい。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

合議体は、文書、証人等、証拠の種類に応じて提出書面に不備がないか確認し、必要ならば自発補正を促すか、補正を命じる（→35—01の１．）。

なお、無効審判請求等に当たっては、審判請求書の請求の理由において、無効の根拠となる具体的事実を特定したうえ、証拠方法の欄に、当該具体的事実（立証事項）とその証拠との関係を具体的に明示して記載しなければならない（特§131②、実§38②、意§52、特施規様式62 備考8）。

４． 文書

文書を証拠方法として、記載されている思想内容を証拠資料とする証拠調べを書証という。実務上、文書そのものを書証ということがある。

(1) 証拠番号

証拠文書には、提出する者が請求人、被請求人又は参加人のいずれであるかによって、甲、乙又は丙を頭に付け、提出順に第何号証と番号を付す。例えば、請求人が提出する最初の証拠文書は「甲第１号証」である。

(2) 写しの提出

文書を証拠方法として証拠の申出をする者は、文書の写しを特許庁及び相手方（参加人を含む）の数に応じた通数だけ提出する（特施規§50②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

文書の写しは、立証に必要なページのほか、図書等の表紙、見返り表紙、奥付頁、裏表紙、背表紙等、文書を特定するのに必要な部分も提出する。これらが完備されていないときは、補正が命じられる。

(3) 原本、写し

書証の申出としての文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本（以下、本節34―01において「原本等」という。）でしなければならない。審判官は、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる（特施規§61の5、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§143）。原本は、審理後に返還を求めることができ（特施規§15）（→16―01）、その際、写しが原本と相違しないことを確認の上、写しにその旨を記録する。

実務上、原本等に代わる写し（認証のないコピー。以下本節34―01において同じ。）の提出による書証の申出も認められているが、写しのみをもって対応する原本の存在を認定できないときには、職権や反対当事者の申出により、口頭審理等において、原本等の提出を促すことがある。写しを提出するときは、立証事項が記載されているページのほか、当該文書を特定するのに必要な部分を提出する。

原本等が滅失しているときや、原本等が提出できずかつその存在が確認できないときなどには、特許庁に提出した写しそれ自体を証拠とすることもできる。

原本等を直接提出するか、写しの提出によって証拠である原本の存在を推認させる（原本等に代わる写しを提出する）こととするか、提出した写し自体を証拠とするかは、証拠申出者の判断による。

実務上は、おおよそ、以下のとおり扱われている。

ア 特許公報類、特許原簿、独立行政法人工業所有権情報・研修館所蔵の刊行物

原本の照合が容易にできるため、原本に代えて写しを提出すれば足りる。

イ 図書、雑誌、学会誌、カタログ等、多数頒布された文書

原本（例えば、カタログそれ自体）の提出が望ましいが、ページ数が多い等、原本の提出に支障があるとき、写しが提出されることが多い。

ウ 設計図、仕様書、注文書・納品書等取引書類

原本が現存するときには、原本（例えば、設計図それ自体）の提出が望ましい。

業務上必要がある等、原本の提出に支障があるとき、写しが提出されることがあるが、職権や当事者の申出により、原本の提出を求めることが多い。

エ 証明書等、本件請求・申立てのために作成された文書

通常は、原本の提出を求める。

(4) 刊行物

刊行物とは「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体」をいう（最二小判昭 55.7.4（昭 53 年（行ツ）69 号））。

（刊行物とされた裁判例）

（例１）仕様書（知財高判平 21.1.28（平 20（行ケ）10180 号））

（例２）製造業者がサービス業者に配付したテクニカルガイド（知財高判平 22.6.29（平 21（行ケ）10323 号））

（例３）編地見本の実物が貼付されたカタログ（知財高判平 26.10.15（平 25（行ケ）10204 号））

(5) 翻訳文の添付

外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない（特施規§61①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤⑥、民訴規§138①）。すなわち、証拠が外国文献のときは、引用する箇所の翻訳文を必ず添付する必要がある（書証の写し、証拠説明書と同時に翻訳文を提出する）。

相手方は、この翻訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を提出しなければならない（特施規§61②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§138②）。

(6) 証人尋問等の利用

原本等が提出できないとき、又は文書が次に掲げるもの以外のときは、文書の成立や証明内容につき明らかにするため、証人尋問の申請を併せて行うことも考えられる。

ア 頒布された日が明らかな刊行物

イ 証明事項を所管事項とする官公署の証明した公文書

ウ 施設並びに専門技術者が揃っている大学又は研究所の正式な証明書

エ その医薬が病院の施療に使用されていることが明らかなときなどにおける、その病院の正式な医療効果証明書

(7) 証拠説明書

文書の記載から明らかなときを除き、文書の標目、作成年月日、作成者、立証趣旨を記載した「証拠説明書」（様式１）を提出しなければならない（特施規§50③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。証拠説明書は、実務上、審判請求書、答弁書、弁駁書、口頭審理陳述要領書等の提出とともに提出するため、個別の書類としてではなく前記書類の添付書類として提出する例が多い。

「証拠説明書」は、特許庁及び相手方の数を提出する。

(8) 文書提出命令の申立て（特§151、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴§221、特施規§61の2、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§140）

文書が、特§151で準用する民訴§220に規定の文書提出義務を有する他人の所有物であるとき、当事者は、合議体から民訴§223①による提出命令を発することを求める申立て（文書提出命令の申立て）をすることができる。

文書提出命令の申立ての際には、書面により文書を特定して申し立てる必要がある。

（記載事項）

・文書の表示
・文書の趣旨
・文書の所持者
・証明すべき事実
・文書の提出義務の原因

相手方は、文書提出命令の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

(9) 提示文書の保管（特施規§61の3、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§141）

審判官は、文書提出命令の申立てに係る文書が民訴§220四イ～ホに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができ（特§151→民訴§223⑥）、また、必要があると認めるときは、提示された文書を一時保管することができる。

＊民訴§220四（概要）

イ　文書の所持者等が刑事訴追、有罪判決を受けるおそれがあることが記載されている文書

ロ　公務員の職務上の秘密に関する文書

ハ　弁理士、弁護士等が職務上知り得た事実で黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ　専ら文書の所持者の利用に供するための文書

ホ　刑事事件に係る訴訟に関する書類等

(10) 録音テープ等の反訳文書（特施規§61の6、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§144）

録音テープ等の反訳文書の書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない（例えば、反訳書面の内容と録音テープの内容の一致を確認する際に求められる）。

(11) 文書の成立を否認する場合における理由の明示（特施規§61の7、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§145、特§151、実§41、意§52、商§56、§68④、民訴§228）

文書の成立とは、挙証者が作成者であると主張する特定人（作成名義人）の意思に基づいてその文書が作成されたということが確認されることであり、これにより文書の形式的証拠力が備わる。相手方が文書の成立を否認する場合は、その文書が偽造文書であると主張するに等しいから、その理由を明らかにさせなければならず、合議体はその結果を見て成立性を判断する。

文書の成立が認められるとしても、文書の記載事項や内容までが真実であると認められるわけではない。

(12) 筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る調書（特施規§61の8、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、特§151、民訴§229、民訴規§146）

筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。

(13) 文書に準ずる物件（特§151→民訴§231、特施規§61の9、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§147）

図面、写真、録音テープ、ビデオテープ、下足札、手荷物の割符、界標その他

標識等は、文書とはいえないが、文字その他の符号を用いていないがそれらを作成した者の思想を表現したものである点，又は何らかの思想を表現したものではないが文字その他の符号を用いている点で文書と共通しているので、文書に準ずる物件（「準文書」という。）として、書証と同様の手続きによって取り調べる。

(14) 写真、録音テープ等（特施規§61の10、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§148）

写真、録音テープ等の証拠調べの申出をするときは、証拠説明書において、撮影、録音、録画等の対象、日時、場所並びに撮影者及び録音者（作成者）を明らかにしなければならない。なお、これらが提出されたときは、必要に応じて証拠調べにおいてテープの再生又は上映をすることがある。

(15) 録音テープ等の内容を説明した書面（特施規§61の11、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§149）

録音テープ等の証拠調べの申出をした当事者又は参加人は、審判官又は相手方の求めがあるときは、当該録音テープ等の内容を説明した書面を提出しなければならない。

相手方は、上記書面における説明の内容について意見があるときは意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

準文書として書証の申出がされた録音テープ等は、再生して証拠調べされる。その際、発言者を特定し、発言内容を明確にできるように、当該録音テープ等の内容を説明した書面を予め提出することが望ましい。録音テープ等の内容を説明した書面としては「反訳書面」が典型的であり、その内容・範囲は必要に応じて決められる。

５． 証人（→35—01）

自己が認識した過去の事実及び状態を審判廷において供述する第三者である証人を証拠方法とするときには、証人尋問を申し出る書面（証人尋問申出書（特施規§58）、審判請求書、答弁書等）において、当該証人を特定するため、氏名、職業及び住所などを明示するとともに、尋問事項書を特許庁、証人及び相手方の数に応じて提出する必要がある（特施規§58の2）。

６．　鑑定人（→35—12）

審判官の知識経験を補充するために、特別の学識経験に基づき審判廷において意見を述べる第三者である鑑定人を証拠方法とするときには、鑑定人の指定は合議体が行うので（特§151→民訴§213、実§41、意§52、商§56、§68④）、必ずしも当事者が鑑定人を指名する必要はないが、当事者が鑑定人を指名しているとき(注)、鑑定の申出書（特施規§60⑤、様式65の19、様式65の20）において、当該鑑定人を特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示する必要がある。

鑑定人の指名の有無にかかわらず、鑑定の申出をするときは、鑑定事項書を提出する必要がある（特施規§60①、⑥、様式65の21、様式65の22）。

（注）　相手方の同意が得られ、合議体も適当と認めたときには、当事者が指名した鑑定人が指定されることになる。

７．　鑑定証人

特別の学識経験により知り得た事実を審判廷において供述する第三者である鑑定証人のとき、当該尋問には証人尋問の規定が適用される（特施規§60の7）。

鑑定証人のときには、鑑定証人尋問を申し出る書面において、当該鑑定証人を特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示するとともに、鑑定証人尋問事項を記載した書面を特許庁、証人及び相手方の数の数に応じて提出する必要がある。

８．　当事者尋問

他に証拠方法がないとか、他の証拠方法だけでは十分に事実確定ができないときなどに、補充的に、自己が認識した過去の事実及び状態を審判廷において供述する当事者本人、その法定代理人、又は当事者である法人若しくは団体の代表者を証拠方法とするとき、その手続は証人尋問に準ずる（特施規§59の2、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

尋問を申し出る書面において、尋問を受ける当事者本人などを特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示するとともに、当事者尋問事項を記載した書

面を特許庁、証人及び相手方の数の数に応じて提出する必要がある。

なお、参加人の場合も当事者に準じた取扱いを行うのが適当である。

９． 検証（→35—06）

(1) 審判官が五感によって直接に性状、現象を検する物件、すなわち検証物を検証するときには、検証をする場所が特許庁審判廷である廷内検証と、審判廷外である廷外検証とがある。

検証物が提出されたときには、検証が特許庁審判廷で行われることになる（廷内検証）。

検証物が提出できないものであるとき、その他必要があるときには、検証がその検証物の所在場所にて行われる（廷外検証、実地検証、又は現場検証などともいう。）。この場合には、検証を申し出る書面（検証申出書（特施規§62 実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）、審判請求書、答弁書など）において、検証物を特定するため、検証物の所在場所が明示されていなければならない。

(2) 検証の申出は、目的物である検証物を表示して行う必要があり（特施規§62、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§150）、検証物の提示又は送付については、書証についての民事訴訟法の規定が準用される（特§151→民訴§232①、実§41、意§52、商§56、§68④、民訴規§151）。

検証の申出をした当事者は、検証物を特定するのに必要な図面又はひな形若しくは見本を（ひな形又は見本のときは、それに図面又は説明書を添付して）特許庁及び相手方の数に応じた数だけ提出しなければならない（特施規§50②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

(3) 検証の際には、検証の申出をした当事者が検証物について具体的に指示説明をする必要があるので、その用意があるか否かに留意する。

(4) 検証物及びそのひな形、見本などには、申出をした者が請求人、被請求人、又は参加人のいずれであるかによって、検甲、検乙、又は検丙を頭に付し、提出順に第何号証であるかを標記する。

(5) 検証の申出には、同時に行うべき証人尋問や鑑定人立会いの申出が伴っていたり、見取図や写真などが証拠として提出されたりすることが多いので、検証を行う前提として、これらの申出や提出の手続の不備についても注意する。

１０．証拠方法の採用及び補充

(1)「証拠方法は追って提出する。」旨の申出がある場合であって、相当の期間経過後も提出がないときは、証拠方法の補充を命じることなく、そのまま審決した例もある。相当の期間とはその事件によって異なるが、１月から３月程度が普通であろう。

(2) 証拠の提出に関する補正命令に対して、相手方が応じなかったときは、手続を却下するか、又は証拠の提出を認めないで審理を進めるなど、合議体の判断するところによる。

(3) 証拠方法の補充が要旨変更となり、認められないこともある。

【様式１】【証拠説明書の見本】

証 拠 説 明 書

令和○○年○○月○○日

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

無効○○○○－○○○○○○

２　請求人

住所（居所）　　東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

氏名（名称）　　特許株式会社

代表者　　審判　太郎

３　代理人

（識別番号　　１００ＸＸＸＸＸ）

住所（居所）　　東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

電話番号　　０３－○○○○－○○○○

ファクシミリ番号　　０３－○○○○－○○○○

氏名（名称）　　弁理士　特許　一郎

４　証拠の説明

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証の趣旨
甲１	ＡＢＣ００１部品図面	写し	令和○○年○○月○○日	○○社開発課特許太郎	ＡＢＣ００１部品の構造
甲２	○○社製品カタログ	原本	令和○○年○○月○○日	○○社営業部	ＡＢＣ００１部品の不特定多数への

					販売
甲３	注文伝票	原本	令和○○年○○月○○日	××社資材課	ＡＢＣ００１部品の取引状況
甲４	請求書	写し	令和○○年○○月○○日	○○社営業部	ＡＢＣ００１部品の取引状況

５　添付書類又は添付物件の目録

なし

（注）証拠（甲第１号証等）は、通常、審判請求書等、それぞれの書類の添付書類として提出される。

（改訂 R5.12）

34—01.1　ＰＵＤＴ

無効審判、特許（商標登録）異議の申立ての証拠における外国語文献の取扱い

無効審判、特許（商標登録）異議の申立ての証拠として外国語文献が提出されたが、翻訳文が添付されていない、あるいは証拠として引用した箇所に対して翻訳していない箇所があるときは、以下のとおり取り扱う。

１．無効審判

請求の理由が不備として補正を命じ（特§133①、実§41、意§52、商§56、§68④）、応答無し等のときは、決定をもって請求を却下する（特§133③）。

２．特許異議の申立て

申立ての理由が不備として補正を命じ（特§120の8①→特§133①）、応答無し等のときは、決定をもって申立てを却下する（特§120の8①→特§133③）（→67—04の１．）。

３．商標登録異議の申立て

申立ての理由が不備として補正を命じ（商§43の15①→特§133①）、応答無し等のときは、決定をもって申立てを却下する（商§43の15①→特§133③）。

＜理由は以下のとおり＞

証拠が外国語文献の場合は、翻訳文を添付することとされている（特施規§61①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤⑥、民訴規§138①）。

公平性を担保し、特許（実用新案、意匠、商標）権者へ翻訳文を送付するため、翻訳文は正式な書類として提出することを求める。証拠の言語に堪能であって審理に支障がないなどの理由で看過することは、公平性の観点から適切でない。

なお、合議体は、手続の迅速を図るため、電話等により申立人・請求人、代理人に対し、翻訳文に係る補正書、上申書の提出を要請してもよい。

また、合議体は、電話により申立人・請求人、代理人に対し、正式な書類の提出に先立ち、電子メール等による翻訳文の提出を求め、これをもとに、あるいは、翻訳文の有無にかかわらず、審理を進めることができる。ただし、後日、正式な書類の提出がなかったときには、申立書・請求書を却下する。

（改訂 R5.12）

35—00　P U D T

証拠調べ一般

1．直接主義、間接主義

証拠調べにおいて、直接主義とは、審決すべき合議体が自ら証拠調べを行う原則をいい、間接主義とは、合議体の構成員の一部である審判官（受命審判官）または合議体を構成しない審判官（受託審判官）その他の合議体以外の機関が証拠調べを行い、その結果の報告に基づいて合議体が心証を形成する原則をいう。前者は合議体が直接証拠に触れ、新鮮で正確な心証形成が可能になるが、後者は直接証拠に触れないため、一般に前者がより優れているとされる。

民事訴訟法は原則として直接主義を採用し（民訴§249①）、例外として、審理の機動性の確保や訴訟経済の観点から、受命・受託裁判官による証拠調べ（民訴§185、§268）、裁判官の交代があった場合の弁論の更新（民訴§249②）を認めている。

審判手続も、原則として直接主義を採用するが、受命審判官における証拠調べ（→35—11）及び裁判所による嘱託尋問（→35—03）に、間接主義が採用されている。

2．証拠調べと事実認定

(1) 審判の審理と結論が適正であるためには、「事実認定」（事実の存否の確定作業）の根拠と過程が公正かつ合理的でなければならない。そして、事実を認定するためには原則として証拠が必要であるから、その証拠の取調べ、すなわち「証拠調べ」の手続にも、公正さと合理性が必要となる。

違法な証拠調べの結果を用いた事実認定や、適法な証拠調べの結果を無視した事実認定は、いずれも違法である。事実認定にそのような違法が存在しないことを担保し、審判に対する当事者や第三者の信頼を確保するために、事実認定の資料とその資料に基づく推論の過程が審決中で明らかにされなければな

らない（そのために、審決には「理由」を記載すべきことが求められている（最三小判昭 59.3.13（昭 54（行ツ）134 号）参照）。）。

(2) 審理の結論に影響する事実の存否については、当事者間に争いが生じるのが通常である。その争いの本質は、証拠である証人の証言、文書の記載、検証物の評価の相違にあることが多い。

証拠の評価は、最終的に合議体が判断すべき事項であるから、合議体は、当事者の主張に不当に左右されることなく、自由な心証に基づき、証人の証言、文書の記載、検証物などを理解・把握し、事実を認定しなければならない。ただし、証拠の評価は、社会的な常識や経験と技術常識に沿ったものでなくてはならないことはいうまでもない。

３．事実認定と法的評価の峻別

(1) 審判の審理は、次のような過程をたどる。

① 審判に提出された「証拠」をもとに、具体的事実の存否を確定する（事実認定）。

② 存在が確定した具体的事実が、特許法（実、意、商）に定められた法律要件を充足するか否かを判断する（法的評価）。

③ 一定の行政処分（法律効果）を結論として導きだす。

このように、「具体的事実の存否（①）」と、「法律要件を充足するか否か（②）」は別の問題である。「証拠調べ」は、前者の「具体的事実の存否（①）」を認定するためにされるものである。

(2) しかし、当事者の証拠調べの申請などにおいては、「立証しようとする事実」と「法的効果の主張」が区別されない場合がある。

例えば、『証人Ａの証言により、本件発明が公然実施された事実を立証する』といったような証拠調べの申請は、法律要件であって具体的事実でない「公然実施」という「事実」を立証するとしている点で不適切である。

審判官はこのような申請に翻弄されることなく、証人Ａによって立証すべきは、たとえば、「△製品が○年○月○日にＢへ販売された事実」であって、「その販売が「公然実施」にあたるか否か」は事実認定の結果から審判官自身が解釈（判断）する事項であることを理解し、当事者に対しては、証拠調べによっ

て立証しようとする具体的事実が何であるかを明確にさせ、法的評価の主張と峻別させるべきである。

(3) 以上のように、当事者は、① 証拠に基づいて具体的事実の存在を立証し、②その事実が法に定められた構成要件に当てはまること（逆に、当てはまらないこと）を、両者を区別したうえで主張しなければならない。もっとも、前記のとおり、証拠の評価及び事実の認定（①）は合議体の自由な心証によって判断されるところ、当該事実の法的評価（②）もまた、合議体の専権事項であり、合議体は、いずれの判断にあたっても、当事者の主張に不当な影響を受けないようにしなければならない。

４．複数の証拠方法と事実認定

(1) 一つの具体的事実について、複数の証拠が提出され、これらについて証拠調べが行われることがある。この場合、合議体は、証拠調べから得た複数の証拠資料を基に、整合性のある事実認定を行うことになる。特に、ある事実につき立証責任を負う当事者が提出する証拠方法（本証）と、事実を否認する相手方が提出する証拠方法（反証）について証拠調べがされたとき、審判官の心証形成に当たっては、各証拠が示す事実の関係及び反証により示される反対事実の存在可能性が問題となる。

(2) 反対事実の存在可能性があることをもって直ちに「事実を認めることができない」とすべきではない。たとえ反対事実の存在可能性が僅かに残ったとしても、全証拠を総合的に検討し、経験則に照らして反対事実を検討した結果、「通常人」が合理的疑いを差挟まない程度に立証すべき事実が存在するという確信がもてれば「事実を認めることができる」として、審決することとなる。

（改訂 H27.10）

35—01　ＰＵＤＴ

証人尋問などの準備のための手続

１．立証計画の策定、要証事実と主張の整理及び峻別

(1) 立証事項（立証事実）・証拠の整理

ア 当事者による整理

無効審判請求等に当たっては、審判請求書の請求の理由において、無効の根拠となる具体的事実を特定したうえ、証拠方法の欄に、当該具体的事実（立証事項）とその証拠との関係を具体的に明示して記載しなければならない（特§131②、実§38②、意§52、特施規様式 62 備考 8）。また、証拠調べを申し出るときには、証拠申出書等により、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない（特施規§57の3、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

イ 合議体による整理

請求人や被請求人から多数の立証事項及び証拠が提出されることがあるが、「顕著な事実」や本件と無関係な事実等は証拠による認定が不要であり、本件と無関係な証拠は証拠調べが不要である。

したがって、合議体は、当事者が申し出た立証事項（立証事実）のうち、要件事実との関係で何が必要であり、当該事項につきどの証拠によって証明すべきかを整理しておくことが円滑・効率的な証拠調べの実施に当たって重要である。

以上の整理の結果、当事者の主張・申出と異なる審理手続を行うときは、事前に当事者の同意を得ておくことが好ましい。

ウ 証拠の採否

証拠の採否は、証拠の取調べを行う範囲、時期、順序などとともに、職権で決定できる事項である。

ただし、合議体は、証拠の証拠力が薄弱だろうとの予断で、その取調べを

拒否すべきではない。証拠の採否を検討するに当たっては、以下の観点が有用である。

(ア) 複数の証拠について、立証しようとする事実が同一であると考えられるときは、当事者にそのことを確認して、主要な証拠に限定してもらうことが有効である。

(イ) 証拠方法には次のようにそれぞれの特徴があり、その特徴をいかした立証が効率的な審理の助けとなる。

- 書証は取調べがしやすく、また、事実の確定に有効である。
- 検証は構成を把握することが容易である。
- 人証は事実の細部や、多くの証拠相互の関係を把握するために有効である。

(ウ) 人証、検証による立証よりも他の証拠方法が適切であるものについては、その点を挙証者に指摘し、他の証拠方法の追加と不適切な証拠方法の撤回を促す。他方で、人証以外の証拠により認定できない事項につき、人証によって決着をつけることが効率的である（したがって、証人尋問の実施の前に他の証拠調べが終了していることが望ましい。）。

エ 間接事実の取扱い

一つの具体的事実の存在を証明するために複数の間接事実が主張されている場合で、当事者が主張する間接事実に審判官が不要と判断できるものがあるときは、その間接事実の検討及びこれに係る証拠調べを行う必要がない(この点について、挙証者に理由を説明し、証拠調べの申請を取り下げてもらうとよい。）。

(2) 申請された立証事項と証拠方法の検討

ア 主張と証拠との関係が明らかでないとき

当事者は、前記のとおり、その主張に係る具体的事実と証拠との関係を具体的に明らかにすべきであるが、その関係が明らかでない又は関係がないことが明らかであるとき、合議体は、当事者に対し、補正を命じるか、自発的に補正するよう促す（審判請求書の補正。なお、審判請求書として記載不備が著しいときには答弁指令前に審判請求書を審決により却下することも検討する。）。

イ 主張又は証拠が不足しているとき

当事者の主張では、法律要件を判断するのに必要な具体的事実（主要事実）が欠けていることが明らかであるときには、この点についての主張を補充させる。また、後日補助事実についての証拠が補充される蓋然性が高いものについては、それらの指摘を早期にすることが審理期間の短縮につながる。

さらに、主張された具体的事実が立証を要するものであるにもかかわらず証拠に基づかないときには、必要に応じ、証拠の提出を促す。

ウ 尋問事項書等の記載が不明確なとき

人証・検証が申請されているときには、証拠調べの具体的内容を記載した「尋問事項書」、検証物の検証事項を記載した「指示説明書」が添付書類として提出される。具体的に記載されていないとまでは言えなくとも、不明瞭と考えられるときは、合議体から当事者に対し、補正を命じるか、尋問事項書等を自発的に補正してもらう（→21―02）。

(3) 要証事実と主張の整理、峻別

請求人や被請求人の立証事項の中に、法的評価（事実が法律要件を充足するか否かの判断）や事実の評価（適切か不適切か、同じか異なるか等の判断）が含まれていることがある。そのまま証拠調べを実施しても混乱を引き起こしたり、争っている本質部分とずれた証拠調べを行ってしまうおそれがある。事実と主張の区別が明確でないと、証人に対して本件発明との異同を尋問したり、取引が公然実施にあたるか否かを尋問し、証人が無意味な抽象概念（経験した事実以外のこと）を証言する等の無駄を発生させ、審決の起案に支障が生じる結果となりかねない。

このような場合は、要証事実と、当該事実を前提とした法的評価を峻別・整理し、立証事項には事実を示し、その事実の評価やこれに基づく法的評価は別途書面により主張させるように促すことが円滑・効率的な証拠調べの実施のために重要であり、審決を起案するにあたっても有用なことである。また、これにより、立証すべき事実・証拠の不足が判明することもある。

(4) 最初の答弁機会の付与前の証拠調べの実施

証拠調べは、被請求人からの答弁（訂正請求）や請求理由の補正許否の決定がされた後、すなわち、両当事者からの立証事項、証拠、主張が揃った段階に

おいて実施することが通常であるが、例えば、証拠方法が実質的に人証と検証とによる場合で、それらの証拠調べを行わないままに被請求人に答弁の機会を与えても、被請求人が実質的な反論・反証をすることが困難であるときには、答弁の機会付与前に証拠調べを行うことができる。

請求書の方式審理（「請求の理由」の記載要件の調査）の際に、人証や検証による立証事項を確認し、被請求人への答弁指令の前にそれらの証拠調べを行うべきかを検討するとよい。

２．口頭審理と証拠調べ

口頭審理（→33—00）を原則とする（特§145①、実§41、意§52、商§56①、§68④）当事者系審判においては、要証事実、証拠、主張を当事者に峻別・整理させること、証人が何を知っており何を立証するのかを整理させることを、口頭審理で行い、後日、尋問事項書として提出させ、それを相手方に示し反対尋問の準備をさせたうえで証拠調べを行うとしてもよい。

しかしながら、口頭審理と証拠調べを別の日に実施しようとすると手続が煩雑となるばかりでなく審理期間が長くなる問題があるので、口頭審理と証拠調べを同日に行うべく、事前に双方に電子メール等で証拠調べに係る事項を確認、準備させ、実施期日には、先ず、口頭審理を開始して「要証事実と証拠との関係、証拠調べに要する時間、証拠調べの場で行う事項と、その後の口頭審理の場で行う事項との区別」等を、合議体と当事者で確認し、→ 口頭審理中断 → 証拠調べ → 口頭審理再開 → 口頭審理終了、とすることが実務上されている。

また、査定系審判は書面審理を原則とするが（特§145②、意§52、商§56①、§68④）、仮に証人尋問等の証拠調べを行うときには、上記と同様な理由から、口頭審理としてもよい。

なお、口頭審理と証拠調べを同日に行うか否かは、合議体がその有効性や必要性を考慮して判断し、当事者双方に了解を得ておく。

３．証人尋問の事前手続

(1) 申出による証人尋問

ア 証人尋問の申出を採用してこれを行うことに合議で決したときは、

次のとおり措置する。

(ア) 尋問事項書（特施規§58の2、様式65の16）

a 提出がないときは、提出するように補正を命じる。

b 尋問事項の内容に不備があるときは、その点を補正したものを提出するように補正を命じる。

c 必要部数が不足しているときには、これを充足するように補正を命じる。必要部数は、拒絶査定不服審判の場合は1通、それ以外の場合は特許庁分の1通に、証人及び相手方の数に応じた通数である。

d 補正命令に応じなかったときは、合議体の判断により証人尋問申出の採用を見合わせる、あるいは採用するとしてもその手続を進めることなく、重ねて同様なあるいは他の適当な命令を発する等の措置をとる。審判請求を審決で却下することはしない。

(イ) 申出による証人が多数あるときには、証人尋問をすべき者の氏名と、その申出をした側の当事者がいずれであるかを摘記したメモを記録に付しておく

(ウ) 証人尋問に要する費用（証人旅費、日当、宿泊料。以下「旅費等」という。）の予納通知を発するよう審判書記官に指示する。なお、査定系審判においても、証拠調べ費用の予納を命じることができる（特§169③、意§52、商§56①、§68④）。

(エ) 査定系審判にあって証人尋問と口頭審理を同時に行うときには、審判書記官にその旨を指示する。また、当事者系審判にあって、口頭審理を同時に行わないときにもその旨を指示する。

イ ア（ウ）の指示を受けた審判書記官は、証人尋問を申し出た者に、証人が旅費等を請求するか放棄するかを確認し、以下のとおり措置する。

(ア) 証人が旅費等を放棄する場合は、予納手続を省略して、記録を保管する（証人尋問終了時に証人から旅費等の放棄書の提出を求める。）。

(イ) 証人が旅費等を請求する場合は、以下のとおり措置する。

a 証人尋問申出書の記載に基づき、民事訴訟費用等に関する法律の例により証人旅費、日当、宿泊料を計算する（特§169⑥、実§41、意

§52、商§56①、§68④）。

b 保管金受払簿に必要事項を記入し、予納通知（様式１）を起案して、特別送達をもって申出人に送達する。

c 記録を保管したうえで、予納金の納付を確認し、予納金を領収した旨の通知書を歳入歳出外現金出納官吏から受け取り、記録に連綴する。

d 保管金受払簿に予納済のゴム印及びそれを確認した者の印を押す。

ウ イの措置を終えた審判書記官は、以下のとおり措置する。

（ア）口頭審理期日呼出状（様式２、なお口頭審理を行わないときは同様式に準じた証拠調べ期日通知）を起案し、決裁の上、特別送達をもって両当事者に送達する。なお、送達不能のときは、公示送達する。（期日の指定→33―01）

（イ）証人呼出状（様式３）を起案し、決裁の上、尋問事項を記載した書面を添付して（特施規§58の3）、特別送達をもって証人あてに送達する。ただし、証人尋問を申し立てた当事者が証人を「同行」する旨を申し出たときは、送達しない。なお、送達不能のときは、その書類を記録に連綴する。

エ イの措置を終えた後に証人尋問の必要がなくなった場合は、その旨を保管金受払簿に記載した上、申出をした者に対して通知する。この場合において、すでにウの措置を終えていたときは、他の当事者及び証人に対しても通知する。その通知が間に合わず、期日に証人が出頭したときは、開廷して期日の延期を宣し、旅費等を請求する証人にはこれを支払う。

(2) 職権による証人尋問（→36―01）

手続や注意事項は(1)の場合に準じるが、次の点において相違がある。

ア 証人は合議により選定の上、指定する。

イ 尋問事項書は合議体が、又はその指示によって審判書記官が作成し、(1)ウの手続を進める。

4. 尋問事項書

(1) 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書を特許庁、証人及び相手方の数に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すればよい（特施規§58の2①）。

(2) 尋問事項書はできる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない（特施規§58の2②）。

（注）特許異議申立事件（特§120）、商標登録異議申立事件（商§43の8→特§150、§151）において証人尋問などの証拠調べを行うときは、上記審判事件における証拠調べに準じて取扱う。

5. 出頭した証人に対する費用の支出に関する手続

(1) 審判書記官は証人尋問の前日までに、証人に対して支払うべき旅費、日当、宿泊料の金額を記入した証人尋問通知書を会計課主計係に提出しておく。

(2) 審判書記官は証人旅費、日当、宿泊料の請求書及び振込請求書の各用紙に必要事項を記入した上で、当日出頭した証人に記載内容の確認を求める。確認後、証人は日付・氏名を記入する。

(3) 証人尋問が終了したとき、審判書記官は会計課主計係に上記(2)の各用紙を提出する。

6. 鑑定証人、鑑定人、当事者尋問の準備手続

(1) 鑑定証人の尋問には、事前手続に限らず、証人尋問の規定が適用される。

(2) 鑑定人の呼出しには証人尋問手続の規定が準用され、鑑定人の旅費等、鑑定料及び鑑定に必要な費用については証人の旅費等と同様の手続による。鑑定を求める事項を記載した書面の提出その他の手続については35—12参照。

(3) 当事者本人尋問には、証人尋問に関する規定が準用される。ただし、旅費等については、尋問を受ける者が証人ではないから、予納しなくて

よい。

7．検証の手続

廷内における検証でない廷外検証（実地検証）における審判官及び審判書記官の旅費等については予納を要する。その他の手続については 35―06 及び 35―07 参照。

8．在廷証人

予定された証人尋問が進行し、なお不明の点について在廷証人につき尋問することを当事者の一方から申し出たような場合において、他方の当事者も同意し、その証人尋問が既に行われた証人尋問の補足的なものと認められるときは、これを採用して差し支えない。

ただ他方の当事者が同意しないときには、反対尋問の準備において欠けるところがあるとも考えられるので、補足的なものであることが明らかでなければ採用しない方が好ましい。

9．書面尋問

(1) 書面尋問

合議体は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて、書面の提出をさせることができる（以下「書面尋問」という。特§151→民訴§278、特施規§58の17）。

書面尋問は、宣誓がなく、反対尋問もないので、信用性の評価にあたっては十分に留意する。

(2) 書面尋問の手続

ア 書面尋問を行うにあたり、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を許諾する事項を記載した書面を提出させることができる。

イ 審判長は証人が尋問に代わる書面の提出すべき期間を定める。

ウ 証人は、当該書面に署名しなければならない。

１０．映像等の送受信による通話の方法による尋問（特§151→民訴§204、特施規§58の16）

(1) 尋問の方法

この方法による尋問は、遠隔地の証人（当事者本人、鑑定人）とウェブ会議システム（→37―02）を通じて行う。ウェブ会議システムとは、遠隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法である。

(2) 当事者の意見

この方法による尋問は、新しいタイプの証拠調べの方法であり、当事者の理解を十分に得た上で行うことが望ましいから、実施にあたり、当事者の意見を聴いて行う。

(3) ウェブ会議システムの具体的な利用方法

ア 必要な機器

・パソコン

・インターネット回線

・ウェブカメラ

・マイクとスピーカー

イ 手続

① 利用時間が確定したら、出席者の電子メールアドレスあてに招待メールが届く。招待メールには、開催日時と招待URLが含まれる。

② 招待メールに示された開催日時以降、招待URLへのアクセスが可能。招待URLへアクセスし、ウェブサイト上の会議室へ入室する。

ウ 尋問において文書の写しを送信してこれを提示するため、電子メール等を利用することができる。

エ ウェブ会議システムを利用した場合には、その旨及び証人等が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

１１．証人尋問における証人保護のための措置

(1) 付添い（特§151→民訴§203の2、特施規§58の15の2）

審判長は、証人が著しい不安・緊張を覚えるおそれがあるときは、その不安・

緊張を緩和するのに適当であり、証言に不当な影響を与えるなどするおそれのない者を、尋問中、証人に付き添わせることができる。

この措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かなければならない。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(2) 遮へい（特§151→民訴§203の3、特施規§58の15の3）

審判長は、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合であって、相当と認めるときは、証人と当事者本人又はその法定代理人との間に衝立を置くなどの措置をとることができる。また、事案の性質等を考慮し、証人と傍聴人との間に衝立を置くなどの措置をとることができる。

当該措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かなければならない。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(3) ウェブ会議システム（特§151→民訴§204、特施規§58の16等）

証人が遠隔地に居住する場合に限らず、事案の性質等を考慮し、証人が審判長及び当事者が証人尋問を行う場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる場合であって、相当と認めるときには、ウェブ会議システムによる尋問をすることができる。

当該措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴き、証人を適切な場所に出頭させる。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(4) 傍聴人の退廷（特§151→民訴§203の3②、§204、特施規§58の14）

証人と傍聴人との間の遮へい措置をとる場合及びウェブ会議システムによる尋問をする場合であっても、証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。

（改訂 R5.12）

様式１

予　納　通　知

令和　　年　　月　　日

特許庁　審　　判　　長

殿

無効２０××－８００×××につき申出があった
証人　　尋問の費用金　　円
を本書発送の日から　　日以内に限り当庁歳入歳出外現金出納官吏に現金をもって予納してください。

おって、先に提出のあった上記証人に対する尋問事項を掲載した書面の副本２通を提出してください。なお、この指定期間の延長は認めません。

予納金明細

証　　人	金　　額
計	

なお、予納金の提出後において、審判請求の取り下げ、証人尋問の申出を伴った特許（登録）異議申立ての取下げ又は証人尋問の申出の取下げをした場合は、予納金は還付しますから、歳入歳出外現金出納官吏（当庁会計課）に請求してください。

様式２

口頭審理期日呼出状

令和　　年　　月　　日

特　許　庁　審　判　長

請求人代理人　　殿

被請求人代理人　　殿

無効２０××－８００×××

請求人
被請求人

上記当事者の特許第○○○○○○○号審判事件（無効２０××－８００×××）につき口頭審理期日を令和　　年　　月　　日　　午　時に指定したから、当日特許庁審判廷に出頭してください。
おって、　　月　　日までに口頭審理陳述要領書を差し出してください。
なお、当日尋問する証人は次のとおりです。

証　　人

様式３

証人呼出状

令和　　年　　月　　日

特　許　庁　審　判　長

殿

無効２０××－８００×××

請 求 人

被請求人

上記事件につき別紙の尋問事項に関して証人として尋問するから、令和　年　月　日午　時、本状持参の上、特許庁審判廷に出頭してください。

正当の理由がないのに呼び出しに応じないときは 10 万円以下の過料に処せられることがあります。

（改訂 R5.12）

35—02　P U D T

証拠調べ調書の作成要領

1．証拠調べ調書は、口頭審理調書と同様、審判書記官が作成する（特§151→特§147①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

証拠調べの調書に記載される事項（特施規§57の5、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）

(1) 審判番号
(2) 審判官及び審判書記官の氏名
(3) 出頭した当事者本人、代理人、参加人、通訳人、証人、鑑定人の氏名
(4) 証拠調べの日時、場所
(5) 証拠調べを公開したこと又は公開しなかったときは、その旨及びその理由
(6) 証人、当事者本人、鑑定人の陳述の要領
(7) 証人、当事者本人、鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓させなかった理由
(8) 検証の結果
(9) 審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項
(10) その他必要な事項

2．証拠方法（→34—01）より証拠調べの結果得られる資料、すなわち証言又は供述の内容、鑑定意見、文書の記載内容、検証の結果から合議体の心証が形成されるので、その資料を記録する証拠調べ調書は重要な文書である。

3．留意事項

(1) 証拠調べ調書の形式は様式1のとおりであり、その作成要領は口頭審理調書の場合（→33—04）に準じるが、特に証人など証拠方法を明確にしなければな

らない。

(2) 調書には、書面、写真、録音テープ等（例えばＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ）その他審判官（合議体）が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる（特施規§57の7→§56、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

(3) 文書成立の真正の証明のため、筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない（特施規§61の8①、特§151→民訴§229①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

(4) 審判長の許可があったときは、証人等の陳述を録音テープ等に記録することにより、証拠調べの調書の記載に代えることができる（特施規§57の6、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。この場合、陳述の部分については、録音テープ等が調書となる。当事者又は参加人は、審判長が許可する際に、意見を述べることができる。

また、審決の謄本が送達されるまでに当事者又は参加人の申出があったときは、証人等の陳述を記載した書面（この書面は、当該録音テープ等の内容を理解する際の参考とするための説明資料的な性質しかない）を作成しなければならない。

ただし、審判の請求が取り下げられたときは、この書面を作成する必要はない。

４．証拠調べ調書は、証拠方法の種類によって、証人調書、（当事者）本人調書、鑑定人調書、検証調書などと呼ばれる。

５．証人調書

(1) 様式１により、まず証人の氏名の項に所定事項を記載し、証人の宣誓と審判長の偽証の罰の告知（特§151→民訴§201①、民訴規§112以下）及び尋問すべき他の証人が審判廷に在廷したか否かを記載する。なお、通訳人などが立ち会ったときはその旨を記載する。また、証人保護のための措置（→35―01の１１．(1)～(3)）をとったときは、以下の事項を記載する。

ア 付添い（特§151→民訴§203の2、特施規§58の15の2）

その措置をとった旨並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係

イ ウェブ会議システム（特§151→民訴§204、特施規§58の16①、②等）

その措置をとった旨及び証人が出頭した場所

ウ 遮へいの措置

その措置をとった旨

(2) 申立てによる証人尋問のときは、尋問の順序（→35―04）に従ってされた尋問（質問）と証人の証言（陳述）の要領を記載する。

なお、当事者の不用意な質問に対する審判長の制限、これに対する異議などが活発に行われたときには、一問一答式が望ましいことが多い。

(3) 審判書記官は、(1)及び(2)に従って、“調書原案”を作成し、審判長は、その“調書原案”について、必要に応じて補完あるいは要約して、調書作成の参考のため審判書記官に提供する。

(4) 調書には、審判書記官が記名押印し、審判長が認印する（特施規§57の5②→特施規§55②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

なお、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印する。両者に支障があるときは審判書記官がその旨を記載すればよい（特施規§55③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

(5) 証人調書に添付される書類として次のようなものがある。

ア 証人の署名した宣誓書

ただし、証人が署名できないときは、その事由を明記し審判書記官が代書したものに証人の指印を押したものを添付する。

イ 審判長が適当と認めたときは、証人の署名した手記を調書の一部に引用することができる。

6． （当事者）本人調書

5.の場合に準じるが次の相違がある。

宣誓をした当事者が虚偽の陳述をした場合は証人の場合と異なり、懲役の制裁がない（10万円以下の過料）。

７． 録音テープ等で作成された調書の閲覧、複写について

「調書」について、主に録音テープ又はビデオテープの複製物で交付される。

８． 検証調書

(1) 審判廷でされる検証の調書の記載は５.及び６.の場合と同様であり、検証の目的に加えて、経過及び結果を記載することができる。

ア 検証の目的は具体的に記載する。

イ 検証の目的によっては簡単な視覚判断でわかる場合もあるので、そのような点の必要な記載を脱落させない。

(2) 現場検証の調書の記載は(1)のほか、検証の場所及び検証物を記載し、かつ、原則として添付図面として図示することを要する。これは検証物を客観的に特定することが必要であるという要請に基づくものである。

(3) 検証には通常当事者も立ち会うが、この場合、検証物に関する当事者双方の意見又は陳述を求め、審判長が審判官とともに検証物を検証し、その結果を確認する。

補充的に審判長が質問する場合は、居合わせた者に対してされるので、居合わせた者の住所、氏名を調書に記載する。

(4) 検証物の説明のため在廷証人（現場証人）の申立てがあったとき、又は職権で証人を尋問するときは、５.に準じて処理する。

(5) 検証の結果は、検証の実施の結果に基づいて審判長が認識確認した事項を記載する。必要を認めたときは、時刻、天候、見取図、写真、距離関係の場合などはその基点、方位なども記載する。

なお、検証の結果には、検証から直ちに推測できる事実の結論を記載してもよいと考えられている。

（改訂 R7.3）

様式１

第１回証拠調べ調書

審　判　番　号	無効２０○○－８００○○○	
期　　日	令和○○年○○月○○日　午後○時○○分	
場所及び公開の有無	特許庁審判廷で公開	
審判長審判官		○○　○○
審　判　官		○○　○○
審　判　官		○○　○○
審判書記官		○○　○○
出頭した当事者等	請求人代理人弁理士	○○　○○
	被請求人代理人弁理士	○○　○○
	証人	○○　○○

証拠関係　　下記証人調書記載のとおり。

証人調書

証人の表示

氏　名　　○○　○○

審判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証した場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

請求人代理人○○○○

００１　　○○○○○○○○

・

・

・

以上

審判長	特許庁審判官	○○	○○	XXXX
	審判書記官	○○	○○	YYYY

35—03　ＰＵＤＴ

証拠調べの嘱託尋問

１．　証拠調べの尋問は、これを地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託できる（特§150⑥、実§41、意§52、商§56①、§68④）。もっとも、この手続は間接主義（→35—00の１．）に基づくものであり、直接尋問するのではなく尋問調書（→５．）のみによって事実を判断するため、２.に掲げるときなどの例外的な場合に限定して採用すべきである。

２．　嘱託尋問をするべきか否かは合議によって決定することとなるが、上記１.より、以下の場合等に限定して採用すべきである。

(1) 次の条件を全て具備しているとき

ア 検証物が地方にだけ存在する。

イ 検証物の当庁への持込みが困難である。

ウ 合議体が地方へ出向き難い事情がある。

(2) 証人が地方に在住し、老齢又は病弱等のため状況に耐えられないとともに、(1)ウのような事情のあるとき

(3) 全国的にあるいは特に多数の場所において証拠調べをする必要があると　ともに、証拠物を全て当庁に集めることも、合議体が全ての地方に出向くことも費用、時間などの関係で困難と認められるとき

(4) 文書の成立などきわめて簡単で嘱託尋問調書のみによっても十分に心証が得られると予測されるとき

３．　尋問事項の決定に当たっては、１.に述べた欠点に対処するため、特に次の点に注意し、十分な心証が得られるよう慎重にしなければならない。

(1) 尋問すべき証人（鑑定人、本人尋問）の順番（→35—04）

(2) 尋問事項の内容の平明さとその順序

(3) 証言などが肯定否定のいずれかでされるような尋問事項があり、かつそのいずれの場合であるかによって次の尋問事項が変わる場合には、前の尋問事項に対する証言が肯定否定のいずれの場合の尋問事項であるかを明示する。

(4) 内容的には同様な尋問事項であっても必要に応じて表現を変え、繰り返し尋問事項の適当な場所に入れることも必要である。

４． 審判書記官は、申出による場合も職権による場合も審判長の指示によって、以下のように手続を進める。

(1) 費用の計算及び予納

証人尋問などの準備手続（→35―01）に準じて、裁判所における呼び出しの費用（当事者、証人、鑑定人）２回分、証人の旅費、日当、宿泊料を計算し、申出人に予納させる。

(2) 嘱託事項の決定

証人尋問にあっては尋問事項、鑑定又は検証にあっては鑑定物又は検証物を決定するほか、嘱託の内容を決定する。

(3) 嘱託書の作成

ア 様式１の証拠調べ嘱託書を作成し、審判長名をもって名あて裁判所あてに送付する。

この場合証人及び鑑定人として尋問を受ける者の普通裁判籍を調査し、名あての裁判所を定めるよう留意する。

なお、この証拠調べ嘱託書には、当庁から尋問費用を移送する場合には様式２、名あて裁判所で予納指令を発してもらう場合には様式３の追って書を付記する。

イ 添付書類及び添付物（鑑定物、検証物）は添付書類又は添付目録として記載し、名あて裁判所から証拠調べの内容を明らかにした調書を当庁あてに送付する際に併せて還付されるよう請求する（→様式２、又は３）。

ウ 添付書類として更に尋問事項及び鑑定事項、検証の目的を記載した書類を必要部数添付する。

エ 費用の送付

嘱託尋問に要する費用を送付するときには、名あて裁判所の歳入歳出外現金出納官吏

に送付（隔地払い）するよう会計課に依頼する。

オ 記録から取り外して嘱託書に添付された書類が、もともと連綴されていた記録箇所には、該書類が嘱託による証拠調べのため裁判所に送付された旨を記載した書面を連綴する。

５． 調書の処理

名あて裁判所から尋問を終えて当庁あてに調書の送付（→４．(3)イ）があった場合はこれを記録に連綴する。還付された添付書類及び添付物はこれも同じく調書に連綴するか、あるいは元の連綴場所又は保管場所に連綴又は保管する。

６． 合議体はこの調書を証拠調べ調書と同じように取り扱って判断の資料とすればよいが、文字の上からだけで心証を得なければならないところに、尋問事項の決定（→３．）に当たって慎重でなければならない理由がある。

７． 嘱託尋問によらないで、合議体の構成員の一部を受命審判官として指定し、この受命審判官によって尋問を行うこともできる（特§151→民訴§195、特施規§57、民訴規§31、受命審判官→35―11）。

様式１

証拠調べ嘱託書

令和　　年　　月　　日

裁判所民事部御中

東京都千代田区霞が関3-4-3　　特許庁審判部

審判長特許庁審判官　　氏　　名

令和　　年　　審判第　　号

住　所

請 求 人　　氏 名

住　所

代 理 人　　氏 名

住　所

被請求人　　氏 名

住　所

代 理 人　　氏 名

上記の当事者間の　　審判事件について別紙尋問事項に基づき、

下記証人の御尋問を嘱託します。

記

証 人　　住 所

氏 名

様式２

なお、この尋問は別紙尋問事項に記載する内容よりも一層詳細に、次のとおりの順序に従い、証人にはのちの尋問内容を予知させることなく尋問されるように御配慮願います。

１．

１．

添　付　書　類

１．　甲第　　号証

１．　乙第　　号証

上記添付書類について御用済みの節は返還して下さい。

なお、下記の計算に基づく尋問費用は当庁歳入歳出外現金出納官吏から貴庁会計係あて移送手続中です。

１．　当事者期日呼び出しの費用　　円

１．　証人呼び出しの費用　　円

１．　証人の日当　　円

旅　　費　　円

宿　泊　料　　円

１．　当庁あて書類の送達の費用　　円

計　　円也

様式３

追って証拠調べ費用は貴庁において予納指令書を発して下さい。
なお、この尋問は別紙尋問事項に記載する内容よりも一層詳細に
次のとおりの順序に従い、証人にはのちの尋問内容を予知させる
ことなく尋問されるように御配慮願います。

１．
１．

添　付　書　類

１．　甲第　　号証
１．　乙第　　号証

上記添付書類について御用済みの節は返還して下さい。
なお、下記の計算に基づく尋問費用は当庁歳入歳出外現金出
納官吏から貴庁会計係あて移送手続中です。

１．　予納指令送達の費用　　円
１．　当事者期日呼び出しの費用　　円
１．　証人呼び出しの費用　　円
１．　当庁あて書類の送達の費用　　円
計　　円也

（改訂 R1.6）

35—04　ＰＵＤＴ

証人尋問の順序

１．　呼上げ、点呼

証人尋問期日において審判長は事件の呼上げをしたのち、点呼により当事者及び代理人の出欠を個別に確認する。

なお、証人は、期日に出頭することができない事由が生じたときは、直ちにその事由を明らかにして届け出なければならない（特施規§58の4、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

２．　証人の人定質問

審判長は、出頭した証人の持参した証人呼出状を原本と照合したのち、証人の氏名、年令、職業及び住所を尋問する。出頭した証人が証人呼出状を持参していないとき又は証人呼出状の提出が不要であるときは、証人等出頭カードの記載を求める。

持参された証人呼出状又は証人等出頭カードの記載内容が証人尋問申出書に記載されたものと異なっているときは、直ちに証人又は当事者に対して釈明を求める。町名、地番が変更されているときや、居所あるいは勤め先の所在地を住所としているときなど、住所に関する相違が比較的多い。その結果、尋問すべき証人であることが認められたときは、当事者に対して証人尋問申出書の補正を命じるとか、審判書記官に対して釈明の内容を調書に記載するように指示を与えるなど、必要な措置を行ったのち、審理を進める。

３．　宣誓書の朗読

(1) 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる（特施規§58の5①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§112①）。

(2) 審判長は、宣誓前に宣誓の趣旨の説明、偽証の罰（特§199、実§59、意§72、商§

81）の警告、及び証言を拒絶できる範囲（特§151→民訴§196、§197）の説明を行ったのち、在廷者全員を起立させて、「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。」と記載した宣誓書を証人に朗読させ、これに署名させる（特施規§58の5②～⑤、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§112②～⑤）。

(3) 証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない（特施規§58の5③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§112③）。

(4) 証人に日本語が通じない場合又は証人が耳の聞こえない者若しくは口がきけない者である場合であって、通訳人を立ち会わせるとき（特§146→民訴§154）、当該通訳人は、証人の場合に準じて宣誓を行う（特§151→民訴§216、§201）。通訳人が虚偽の通訳をしたときは虚偽通訳罪が適用される（特§199、実§59、意§72、商§81）。

４． 証言の際の注意事項の告知等

(1) (i)審判長の方を向いてはっきり、ゆっくりと証言すること、(ii)自己の経験したことだけを証言し、自分の意見は述べないこと、(iii)聞かれたことだけに答えること、(iv)自己の秘密に関することや、自己に不利な証言等は拒むことができるが、その申し出に際しては理由を聞かれること等、必要な注意事項を告知する。

(2) 複数の証人がいる場合は、どの証人より尋問するかを予め申請者側と相談しておいた順序で行うが、相談しておかなかったときはその場で相談して決定する。

(3) 調書の証人の陳述部分は、通常は録音テープに代える。そこで、審判長は、その旨を最初に告知する。

５． 証人の隔離

証人が数人いるときは、後に尋問する証人は退廷させ別室で待たせる隔離尋問が原則であるが、審判長は、必要があると認めるときは、後に尋問する証人を在廷させてもよい（特施規§58の13、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§120）。後に尋問する証人を在廷させるときは、両当事者に意見を聴く。

６． 尋問の順序

尋問は、以下の順序により行う（特施規§58の6、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴§202①、民訴規§113）。ただし、審判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて以下の順序を変更することができる（特施規§58の6③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴§202②）。

(1) 主尋問

証人尋問の申出をした当事者又は参加人が、尋問事項に従って立証すべき事項及びこれに関連する事項について尋問する。

(2) 反対尋問

主尋問に現れた事項及びこれに関連する事項並びに証人の証言の信用性に関する事項について尋問する。

(3) 再主尋問

反対尋問に現われた事項及びこれに関連する事項について尋問する。

(4) 補足尋問

当事者又は参加人は、審判長の許可を得て更に尋問することができる。

(5) 職権尋問

審判長は、必要があると認めるときはいつでも、自ら証人を尋問することができる（特施規§58の6③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§113③）。

陪席審判官は、審判長に告げて証人を尋問することができる（特施規§58の6④、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§113④）。

(6) 対質尋問

審判長は、証言や供述が食い違う場合など、必要と認めたときは、証人と他の証人との対質を命じることができる（特施規§58の11、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§118）。対質を命じたときは、その旨を調書に記載しなければならない。また、対質を行うときは、審判長がまず証人を尋問することができる。

7．　質問の制限

審判長は、当事者の質問が上記6．(1)～(3)に記載した事項以外の事項に関するものであって相当でないと認めるとき、又は禁止される質問（→35―05の2．）にあたるときは、申立てにより又は職権で、その質問を制限することができる（特施規§58の

7②、§58 の 8③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§114②）。

８． 当事者の異議

当事者の尋問に対する審判長の許可又は不許可（→６．(4)）、又は上記７．に記載した質問の制限について当事者から異議の申立てがあったときは、合議により直ちに採否を決定し、この経過を証人尋問調書に記載する（特施規§58 の 10②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§117②）。

９． 当事者尋問

(1) 証人尋問の順序と同様であるが、宣誓をした上で当事者が虚偽の陳述をしたときは、証人と異なり過料の制裁を受ける（特§202→§151、民訴§207①、実§62、意§75、商§83）旨を諭示する。

(2) 証人尋問では、原則として証人に宣誓させる義務があるのに対し、当事者尋問では、当事者に宣誓させるか否かは審判長の裁量による（特§151→民訴§207①）。実際には、出頭した当事者本人に宣誓するかを聞いてから、審判長が裁量により宣誓させるか否かを決めればよい。

(3) 尋問を受ける当事者本人に代理人がいないときは、審判長がその当事者本人に尋問する。

(4) 当事者本人は、手続の主体であるから、他の当事者又は証人の後に尋問する場合であっても，当該他の当事者又は証人の尋問中，在廷できる（特施規§59 の 2、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§127）。

１０． 鑑定人の陳述（→35—12）

（改訂 R2. 12）

35—05　P U D T

証人尋問の要領

１．審判長の審理指揮

審判長は、証人尋問を円滑に行うため、以下２.及び職権（補充）尋問を含めて審理指揮（審判廷内での指揮）を積極的に行うよう努めなければならない（特§138②、実§41、意§52、商§56①）。

なお、写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は審判長の許可が必要である。

２．禁止される質問

質問は、できる限り具体的かつ個別的にしなければならないから、一問一答形式でない包括的・抽象的な質問や、証人に物語形式で語らせる質問がされた場合には、審判長から尋問者に対し、質問の仕方を変えさせるなどの対応をとるべきである（特施規§58の8①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§114、§115）。また、次の(1)～(6)のような質問は禁止されており（ただし、(1)の類型を除き、「正当な理由」がある場合には許される。）、審判長は、そのような質問が行われたときは、申立てにより又は職権で質問を制限することができる（特施規§58の8②、③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§114、§115、質問の制限（→35—04の７．）、当事者の異議（→35—04の８．））。

(1) 証人を侮辱し又は困惑させる質問

(2) 誘導質問

不当な暗示を与えて証言内容が操作される危険があるため原則として禁止されているが、争いのない前提事項に関する誘導や、記憶喚起のための誘導は、正当な理由があるといえるし、審理の効率化に資する。

(3) 既にした質問と重複する質問

ただし、明らかな誤解又は忘却により前の証言と矛盾した証言をしたときなどは、正

当な理由があるといえる。

(4) 意見の陳述を求める質問

事実ではない単なる意見や感想、資格のない者に専門的知見を必要とする意見を聞くことは許されない（鑑定証人については許される）。ただし、人または物の同一性、筆跡、性質、能力、年齢などについての判断を聞くことは許される。なお、証人が意見（例えば、容易性など）を陳述しても、要証事実の立証に役立たないことが多いばかりか、尋問者と証人との無益な議論になり、尋問時間の浪費となりがちであるから、注意が必要である。

(5) 証人が直接経験しなかった事実の陳述を求める質問

伝聞証言を求める質問がこれにあたり、原則として禁止される。ただし、当該事実を直接経験した第三者が死亡して証言を得られないなどの事情があるときは、正当な理由があるといえる。

(6) 争点に関係のない質問

３．証人尋問の円滑な進行

審判長は、証人尋問を円滑に行うため、以下の点に留意して審理指揮を積極的に行う。

(1) 実際の尋問で当初予定より時間がかかりそうなときは、尋問を促進するように促す。

(2) 証人尋問の進め方等で当事者が折り合わないとき、審判長は、その場で判断して告知するか、又は休廷して控え室で合議した上で結論を告知する。不測の事態で判断できないときは、直ちに休廷して合議を行う（必要であれば、控え室から関係者に電話等で問い合わせて結論をだすようにする）。

(3) 休憩は 1～2 時間に 1 度はとる必要がある（通常 45 分から 90 分で休憩する）

(4) 審判長は、当事者同士が言い合いになったり、陳述がだらだらしているとき、尋問内容が不明瞭なときは、発言をさえぎって的確な指示をする。

(5) 尋問者が証人に詰め寄って質問しているとき（特に、証人が不愉快に感じていると察知した場合には）、審判長は尋問を自分の席から行うように促す。

(6) 審判長は、廷内の秩序の維持を図るため、あるいは、証人が特定の傍聴人の面前において威圧されて十分な陳述ができないときは、当事者及び参加人の意見を聴いてその証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる（特施規§58 の 14、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

(7) 開廷中の写真撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可があれば認められるが、通常は許可をせず、実際にそのような行為をする当事者・傍聴人を発見した時は、「廷内秩序が乱れるおそれがありますので、写真撮影は行わないでください」とことわって、制止、あるいは、退廷させる（すでに撮影した者については、廷吏にまかせる。なお、ビデオ録画、写真撮影、録音について、開廷前は可能である。）。

４． 証言の仕方

(1) 証人が、発問者の方へ向直って証言することがあるが、そのときは、正面（審判長）の方に向かって証言するように注意する。

(2) 証人の陳述は証人の記憶に基づくべきであるから、口頭によることが原則である。しかし、技術的な内容が複雑なときなど、適当な書類を参照するか、図などを筆記しながら陳述させた方が正確な証言が得られる場合もあるため、以下のような尋問の方法が認められている。

ア 証人は審判長の許可がある場合には書類に基づいて陳述することができ（特§151→民訴§203）、尋問者は審判長の許可を得て文書，図面，写真，模型，装置その他の適当な物件（この節35―05において、「文書等」という。）を尋問に利用することができる（特施規§58の9①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。尋問に利用する文書等は原本又は現物によるべきであり、これらが証拠調べを経ていないときは、原則として質問前に相手方に当該文書を閲覧する機会を与えなければならない。なお、証人が文書等に基づいて陳述したときは、その旨を調書に記載する。調書への添付その他必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、提示した文書等の写しの提出を求めることができる。

イ また、審判長は必要があると認めるときは、証人に対し、文字、数式、構造式、概略図の筆記など、必要な行為を命じることができる（特施規§58の12、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。このとき、機械の名称、部品の名称及び簡単な説明を加えさせ、必ず署名させる。

(3) 録音テープ等を調書の一部に代えたときには、テープおこし（反訳）された書面が作成される。その反訳書面の作成を容易にし、テープや反訳書面から発言の内容が明確に把握できるように、以下の点に注意することが望ましい。

ア 審判長は尋問を行う者が変わるごとに、次に尋問する者の名前を述べておく。

イ 証言で、技術的な用語や専門の学術用語が述べられたときは、できるだけはっきりと明確に、場合によっては繰り返し述べてもらう。

ウ 「それ」等の指示代名詞を用いた証言があると、対象が不明瞭となる恐れがあるので、なるべく対象を具体的に特定させるようにする。

５． 証人尋問の終了

立証事項について一定の心証が得られ、その結果、予定していたその余の証人の尋問が必要でなくなったときは、その時点で証人尋問を終了する。

６． その他

(1) 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、または口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる（特施規§58の15、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§122）。

(2) 受命審判官（→35―11）が証人尋問をする場合には、審判官及び審判長の職務は、その審判官が行う（特施規§58の18、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§125）。

(3) 審判長は証人尋問における証人保護のための各種措置をとることができる（→35―01の１１．）。

（改訂 R5.12）

35—06　P U D T

検証

１．検証の概念

検証は、審判官がその五感によって、直接に事物の性状、現象を検査してその結果を証拠資料にする証拠調べである。視覚による場合に限らず、聴覚、味覚、嗅覚、触覚による場合も含まれる。検証の対象となる物件を検証物という。

検証が人証や書証と異なるのは、後者は供述や記載の内容である人の思想を証拠にするものであるのに対し、前者が感覚によって得たところを直接判断の資料に供する点にある。したがって、証拠が文書の形態を備えていても、その記載内容を証拠方法とするものでなく、その性質又は状態などが審判官の心証形成の根拠となるものは、文書ではなく検証物である。

２．検証の申出

(1) 書証に関する手続が準用される（特§151→民訴§232①、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§150、§151、→34—01の９．）。

(2) 検証の申出には証明すべき事実のほか、検証物を表示しなければならない（特施規§62、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

検証物の表示に当たっては，当該検証の申出をした者が請求人、被請求人又は参加人のいずれであるかによって、検甲、検乙又は検丙を頭に付し、提出順に第何号証であるかを標記する。

(3) 指示説明者から検証物件につき、検証を求める箇所、その趣旨の説明を求めるが、その説明は要領を得ていなければならないので、実務上、事前に「検証物指示説明書」（様式１）の提出を求める。当日も、審判長は適宜、指示説明者に対し釈明を求めることができ、相手方にも十分検証物を理解させるようにする。必要があれば、相手方の反対意見を求め、それに対する挙証者の釈明を求める。

(4) 廷外検証の場合は、検証物の特定のために必ず所在場所を明示し、またその

場所において申出をした者が指示説明する必要があるので、検証を申し出る書面（検証申出書（特施規§62）、審判請求書、答弁書など）に検証物の所在が明記されているか確認する。なお、第三者の管理する施設内に検証物が保管されているときは、事前にその管理者の了解を得なければならない。

(5) 廷内検証にするか、廷外検証（実地検証）とするかを判断する（→34―01）。

(6) 検証期日の指定は、口頭審理と同様である（→33―01）。

３．検証の実施

(1) 検証の実施時期が答弁書提出時期の前後に係わらず、多くの場合、口頭審理と同日に行われるので、検証に先立ち口頭審理を行い、立証事実と検証物との関係を当事者に確認したり、検証の進行について確認しておくとよい。検証の進行などについて、適宜当事者に協議するよう求めてもよい。

(2) 検証を行うに当たっては、以下の場合を除き、非公開にすべき理由はないと思われる。

ア 査定系の事件で未公開のもの、あるいは工場などの検証で営業秘密を含むとき

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき

ウ 検証現場の秩序を乱すおそれがあるとき

(3) 検証においては特別の学識経験が必要となって鑑定人の立ち会いを命じたり、証人や鑑定人の尋問の申請が伴っていたり、検尺、写真撮影の補助、又は、機械操作のために必要な技術者などを事件の関係者として立ち会わせることもできる。検証物の説明のために検証に立ち会っている第三者に意見を聞き、説明を求めることができる。

(4) 当事者の一方または双方の出頭がないときは、当事者の出欠確認後、本日は当事者Ａの出席はないが検証を実施する旨を告げる。例えば職権による検証を行った場合に両当事者の出席がないときも、検証を実施して調書を作成する（職権による検証→８．）。

(5) 検証の結果をいかに調書に記載するかが、最も重要な点であるので、審判長は審判書記官が調書をとりやすいように、各部分を指示しつつ、具体的にその構造を説明し、合議体の知覚したところを的確に伝達する。

４． 廷外検証（実地検証）実施の留意点

(1) 廷外検証においては、検証を開始するに当たり、出頭すべき当事者、参加人及び代理人、その他関係者（上記(3)記載の者）を確認する。前記の以外の者は検証の邪魔にならないところへ退去させる。また、検証現場において検証を妨害したり、または用もないのに現場に立入ったりする者に対しては、退去を命じたり、または適当な措置をとる。検証物の所在地の位置、状況、必要があれば温度、湿度、明暗度、天候などを調査する。

(2) 廷外検証への携行品の例として、当該事件関係書類、宣誓書、予納指令書、審判長印、白紙、筆記具、地図、磁石、巻尺、分度器、温度計、写真機、録音・録画機器などが挙げられる。

(3) 現場に到着してから直ちに検証物所在地に出向し、検証物管理者と連絡をとり、あらかじめ、検証現場の下見を行う。検証物管理者と事前に打合せを行い、検証の準備に万全を期す。出発に際しては上記準備の時間を考慮しなければならない。

５． 検証後の証人、鑑定人尋問

34―01、35―01、35―04 などに準じる。

６． 検証調書の作成（→35―02 の８．）

審判官が説明に従って検証し、五感によって知覚した結果を調書に記載する。当事者の主張や検証の結果を明確にするため、設計図、工作図面、写真、見取図、地図など適当なものを引用して検証調書に添付して、これを調書の一部とすることができる。なお、検証調書は、その検証が口頭審理又は証人尋問と併せて行われるときには別紙として作成することなく、それらの調書中に、検証物の表示、検証の目的、当事者の指示説明、検証の経過、検証の結果を記載することもできる。

〔参考〕　裁判所書記官研修所「民事検証の手続と調書」1975 年 12 月、法曹会、300～311 頁

検証の結果の記載にあたっては、以下の点に注意する。

(1) 合議体のその時点における客観的認識を報告するものである。

(2) 結果は要証事項ごとに、又は検証によって明らかにしようとする事項ごとに、「項目的記載」にするのがよい。

(3) 検証から直ちに推測できる事実の結論（推測にあたっては、合議体の判断が加味される。）を記載してもよい。

(4) 法適用の結論は絶対に避ける（これは審判官が審決の段階においてするべきことである）。

(5) 距離関係を記載するにはなるべく基点、方位を明確にすべきである。

(6) 各事案による特質によって重点が異なる点に注意する。

(7) 物の名称などは独自の表現方法を避け、一般呼称に従う。

(8) 調書に添付する図面（見取図や写真など）は、調書の文字と同じく検証の結果を表すものであるから、調書に図面を添付する場合は、以下のとおりに扱う。

ア 文章よりも図面の方が理解しやすい事項（距離関係など）は、検証の結果の本文ではなく、図面に記載する方が好ましい。

イ 図面に記載する距離関係は、メートル法に従う。また、図面はなるべく縮尺図とする。

その他、必要があれば断面図、立体スケッチ図などとしてもよい。

ウ 写真を利用するときは、その写真ごとに、被写体は何か、撮影年月日、時刻、要すれば天候などを明らかにしなければならない。

7． 費用の予納

廷外検証において検証を実施する特許庁職員（合議体及び審判書記官）の旅費、宿泊費は、検証申立人（職権で検証を実施するときは合議体が相当と認める者）に予納させなければならない。

8． 職権による検証

職権で検証を実施したときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない（特§150⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

【様式１】【指示説明書の見本】

検証物指示説明書

令和　　年　　月　　日

特許庁審判長　殿

１　審判の番号

　　無効２０ＸＸ－８０ＸＸＸＸ

２　検証申立人

　　住所（居所）

　　氏名（名称）

　　（代表者）

３　代理人

　　住所（居所）

　　氏名（名称）

４　被請求人

　　住所（居所）

　　氏名（名称）

５　検証の目的

　　・・・の構造／形状／個数を明らかにする。

６　検証により明らかにする事項

　　検甲第１号証が以下の構造を備えていることを明らかにする。

　　(1) ・・・が、・・・開閉可能に取り付けられていること。

　　(2) (1)の取付構造が、・・・であること。

　　:

　　(m) ・・・に銘板が添付されておること。

　　(n) ・・・銘板には、・・・と記載されていること。

７　指示説明者

　　氏名　○○○○

８　検証物及び所在地

　　検証物検甲第１号証　○○○○○

　　所在地　○○県○○市○○区・・・

９　指示説明内容

検甲第１号証の構造を、下記（1)～(n）につき検証物を指示し、説明する。

(1)・・・に・・・が開閉可能に取り付けられたものであることを、・・・を開閉して「図写真・・・」の状態をとることを説明する。

(2）・・・・・。

：

(n）・・・・・。

１０　添付書類の目録

(1）図、写真

(2）検証物指示説明書　副本〇通

（改訂 R5.12）

35―07　ＰＵＤＴ

廷外検証の手続とその事例

１．廷外検証（実地検証）には証拠保全のための廷外検証が含まれるが、普通の廷外検証と証拠保全のための廷外検証とは、以下２．の点を除き相違しない。手続も同様である（→34―01 の９．、35―06、35―08、35―09）。

２．相違するところは、証拠保全のための廷外検証が緊急性を必要とするため、証拠保全の決定をするに当たって、その事情の疎明があるか否か、及びその当否について審理することである。したがって、普通の廷外検証の準備手続も、証拠保全の特殊性に関するものを除けば、証拠保全のための廷外検証の準備手続（→35―08 の４．）と同様である。

３．廷外検証の実例

無効２００４－３５１４４（特許）

無効２００３－３５０７９（実用新案）

無効２００３－３５００２（特許）

異議２０００－７０７０３（特許）

異議　平１１－７３９５２（特許）

（改訂 H27.2）

35—08　P U D T

証拠保全

1．意　義

(1) 証拠保全とは、審判における通常の証拠調べまで待っていたのでは、その取調べが不能又は困難になるおそれのある特定の証拠についてあらかじめ取り調べて、その結果を保全しておくための審判手続をいう（特§150、§151→民訴§234、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(2) 通常は、まず審判の請求及び答弁等が行われ、これを受け、立証を要する事項及び争点を整理し、証拠調べが必要な証拠を検討したうえで、証拠調べの期日を指定するため、審判請求から証拠調べが行われるまでに、一定の期間を要する。しかし、このような時間的経過を待っていたのでは、疾病等による証人となるべき者の死亡、証拠となるべき物件の改ざん、隠匿、隠滅、滅失又は損壊等により、証拠調べが不可能又は困難になるときがある。このような特別の事情があるときは、上記のような手続を待たずにその証拠調べをして証拠を保全しておく必要がある。

2．証拠保全の手続

証拠保全の申立ては、既に審判が請求されているときは審判長に、未だ審判の請求がされていないときは特許庁長官に、申立人及び相手方、証明すべき事実、証拠、証拠保全の事由を明示した証拠保全申立書を提出し、併せて証拠保全の事由を疎明しなければならない（特§150②、③、実§41、意§52、商§56①、§68④、特施規§50、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、特施規§64、民訴規§153）。

(1) 申立人及び相手方の表示

それぞれの住所、氏名を記載しなければならない。申立人は審判請求前は利害関係人であり、審判の係属中は請求人、被請求人、又は参加人である（特§

150②）。

(2) 証明すべき事実

申立人の主張の立証に必要なものでなければならない。

(3) 証　拠（→34―01、35―06）

証拠方法には制限がないと解されているので、証人、鑑定人、文書、検証物、当事者本人のいずれでもよい。

ア 証　人　住所、氏名で特定する。

イ 鑑定人　審判の合議体が指定するため、特定する必要はない。

ウ 文　書　作成日、作成者、標題、記載事項の要領又は概略、現に文書を所持する者の表示が必要である。

エ 検証物　その名称、内容、所在場所の表示が必要である。申立人以外の者の支配に属するものであるときは、その者の承諾を得て提示してもらうことになるので、その者の住所、氏名の記載も必要である。

オ 当事者本人　証人の場合に準ずる。

なお、証拠方法が、証人又は当事者本人のときはその尋問事項、鑑定人のときは鑑定事項、検証物のときは検証事項をそれぞれ明示しなければならない。

(4) 証拠保全の事由

あらかじめ証拠調べをしておかないと、その証拠を使用することが困難あるいは不能になるおそれがあるという事情が明確に記載されていなければならない。

例えば、証人の余命が少ない、外国人で近いうちに帰国する等のとき、鑑定人が１人しかいない場合で上述の証人のような事情があるとき（当事者本人も証人と同様）、検証物や文書について現状が変更されるおそれがあるとき、特に文書では改ざんされるとか、隠匿若しくは隠滅されるおそれがあるとき等、具体的な事情に基づく必要性が記載されていなければならない。

(5) 証拠保全の事由の疎明方法

疎明は、即時に取り調べることができる証拠によらなければならない（特§151→民訴§188）。実際には、私人の報告（証明）書のようなものが添付されることが多く、証人等の人証は、その場にいる者に限られる。疎明とは、審判官において証拠保全の事由が存在することにつき、一応確からしいとの心証に

達することをいう。

３．証拠保全の決定

(1) 申立書については、緊急処理を必要とする関係上、審判書記官による方式調査をあとにして、記録を作成し、直ちに先に指定された合議体（→12—01）に回付する。

(2) 証拠保全の申立てが適式で、その要件を具備しているものであって、証拠が申立人あるいは提出義務がある者の支配に属し、証拠保全の事由の疎明があり、それらによって証拠保全をすべきものと判断したときは、証拠保全をすべき旨の決定をする。証拠保全の決定に対しては不服を申し立てることができない（特§151→民訴§238）。

(3) 証拠保全の対象となる証拠が相手方又は第三者の支配に係るものであるときは、証拠保全決定にあわせて文書の提出命令又は提示命令をする。

しかし、特許法は、民事訴訟法における文書提出命令に従わない場合の制裁に関する規定等（民訴§224、§225、§232②③、及び特§151）を準用していないから、文書や検証物の所持者が提出（提示）を拒んだときは、証拠保全決定の効果が達せられない。また、検証物設置場所の管理人などがその場所に立入ることを拒んだときは検証を実施することができず、同様の事態が生じる。

したがって、証拠保全の決定に当たっては、上述のような事態に陥ることを避けるため、証拠調べの方法につき申立人と事前に打ち合わせをしておく。

４．実施前の準備手続

証拠保全の決定は、通常申立てのあった日から１か月以内にする。決定後は、直ちに期日を指定（→33—01）する。決定から期日までの期間もまた短いから、証拠調べの準備手続は以下の順序により早急に行う。

(1) 決定謄本の送達

証拠保全の決定をしたときは、審判書記官に回送する。審判書記官は認証ののち、申立人及び相手方（参加人も含む）にその謄本を送達する。送達時期につき、以下(4)も参照。

(2) 期日の決定と費用

その後直ちに証拠調べ期日を指定するについて合議体と打合せの上、期日を決め、証拠保全に要する費用を算出する。この費用は、審判官３～５名、審判書記官２名及び証人尋問等のための旅費等を指す。具体的な内訳及び手続は35—01参照。

証拠保全に要する費用の予納は、適宜電話などにより代理人と連絡し、直ちに行うように依頼する。

特に相手方を呼び出すことができないほど急速を要するときには、相手方を呼び出すことなく実施することができる（特§151→民訴§240）。

しかし、せっかくの証言などが、相手方のいないために、反対尋問にさらされず、証拠力が弱いというようになっては、本来の目的を達成することができないので、できるだけ相手方も立ち会わせるべきである。

(3) 費用の支払

審判廷外で行われる証拠調べのときの証人の費用は、会計課歳入歳出外現金出納官吏発行の小切手を受取り、現場において証人に手交しなければならない。

(4) 期日指定通知

審判書記官は直ちに実地検証期日指定通知（証人尋問のみのときは証拠調べ期日通知）及び、証人尋問を併行するときは証人呼出状（→35—01の様式３）を起案し、決裁ののち当事者及び証人に送達する。

この送達（→35—01の３．(1)ウ）は、証拠調べ期日までの期間を考慮する。

なお、申立ての日から期日までの期間が短いので、通常、証拠保全申立書副本、証拠保全決定書謄本、実地検証期日指定通知などの書類を一括して送達する。

(5) 検証出張の手続

費用の予納があったときは、総括係に出張命令書作成を依頼する。この依頼に当たっては担当官名（審判官３～５名、審判書記官２名）、事件名、検証期日及び場所、宿泊地、交通関係並びに予納者名、予納日を記載したメモを送付する。

(6) 検証の場所、用具などの検討

証拠保全申立人（代理人）と検証に関する次の点の打ち合わせを行う。

ア 検証場所

なるべく到着駅からの道順を記載した略図を提出してもらう。交通の便、旅館所在地などを聞いておくとよい。

イ 相手方あるいは第三者の建造物に立ち入るとき及び検証物の所有者又は管理人などの許諾について

ウ 検証当日必要と認められる用具

（ア）証人尋問が併行されるときは、尋問を行う場所、机、椅子など。

（イ）屋外の検証であって雨天のおそれがあるときは、その用具（シートなど）。

（ウ）検証物が建造物などのときは梯子など。

（エ）意匠事件など、特に接写が必要とされるときは、適宜専門家を依頼する。

５． 証拠調べの実施

証拠保全における証拠調べについても本来の証拠調べの規定に従って行われるから、その実施も証人尋問、検証などと同様である。

６． 証拠保全の記録の送付

証拠保全のため、証拠調べが行われたときには、その証拠調べを行った審判官は、本案の審判の記録の存する審判官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない（特施規§65、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§154）。

７． 審判請求前に証拠保全

審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、請求人は、審判請求書に、証拠保全事件番号等の表示を記載しなければならない。

（改訂 R5.12）

35—09　ＰＵＤＴ

証拠保全事件の実例

１．　審判請求前の申立て（→特§150②、実§41、意§52、商§56①、§68④）

(1) 昭和 37 年証拠保全第 1 号（特許）

「即席ラーメンの製造法」

申立ての要旨

ア 対象の特許発明の製造法は冒認による出願であるから、権利者の工場で行われている製造法につきその証拠を保全しておかないと変更されるおそれがある。

イ 冒認であることの立証のため証人尋問（３名）を申請する。

疎明方法

特に疎明書を提出していないが、証人中１名は外国人であり帰国手続を申請していて近く帰国すると申し立てた。

決　　定

証人中、帰国手続申請中の者のみの尋問を当庁審判廷で行い、その他の検証及び証人尋問の申立ては採用しなかった。

申立て　　昭 37.7.11

決　定　　昭 37.8.14

期　日　　昭 37.8.23

(2) 昭和 42 年証拠保全第 1 号（実用新案）

「家具用折畳自在脚」

申立ての要旨

検証物の販売はだいぶ以前にさかのぼるので、無効審判の請求後では事実を詳らかにすることが困難である。

疎明方法

証人の年令を示す住民票などを提出している。

決　　定

証人はさほどの高齢でもなく、また証拠品も当庁に提出されており、紛失のおそれもないので、証拠保全の申立ては採用しなかった。

(3) 昭和 43 年証拠保全第 3 号（特許）

「蓄　積　管」

申立ての要旨

該蓄積管を使用したオッシロスコープは既に４年半も使用されており、いつ新品と交換されるかわからない。

疎明方法

申立人関連会社社員が、上記事情を述べている報告書を提出した。

決　　定

実地検証並びにオッシロスコープの購入の時期、経過等に関して、使用者の一人である大学助手の証人尋問の申立てを採用した。

２．審判事件係属中の申立て

(1) 昭和 39 年証拠保全第 3 号（実用新案）

「写真植字機」

申立ての要旨

長年の使用により多少狂いが来ており、また旧式になったので、近く新品と交換の予定である。

疎明方法

上記事情を述べた機械の持主の証明書を提出している。

決　　定

検証物の機械製作番号と、関連無効審判の証拠のそれと、前記持主の証明書に記載されたそれとが全部相違しているので、証拠保全の実質的要件を欠如しているとして証拠保全の申立てを採用しなかった。

(2) 昭和 43 年証拠保全第 1 号（実用新案）

「風呂釜」

申立ての要旨

据えつけてから 5 年たっており、廃棄されるおそれがある。

疎明方法

風呂釜の現況を示す写真を数葉提出し、それが設置されている社宅の持主会社の検証承諾書中で、設置時期について言及している。

決　　定

実地検証並びに証人２名の尋問の申立てを採用した。

(3) 証拠保全 2003-98001 号（特許）

「多段圧縮機」

申立ての要旨

検証物は約 16 年も継続使用されており、使用不可能な状態に至れば、直ちに廃棄処分となるおそれがある。

決　　定

検証を早期に実施すべき必要性を認め、実地検証の申立てを採用した。

（改訂 H27.2）

35—10　ＰＵＤＴ

証拠調べのために予納された保管金の返還

１．証拠調べに要する費用として予納された保管金（予納金）が必要でなくなったとき

(1) 以下のとき、予納者へ返還する。

ア 審判事件が審決により終了したとき、審判請求の取下げがあったとき、及び証拠調べの申立てを伴った特許（商標登録）異議の申立て、又は証拠調べの申立ての取下げがあったとき。

イ 審判事件が係属中であっても、以後証拠調べを行う必要がないと審判長が判断したとき。

(2) 証拠調べが終了し、所定の支払をしてもなお残額があるときも予納者へ返還する。

２．返還不可能な保管金（予納金）は、保管義務解除の日の翌日より起算して５年経過後、国庫に帰属させる（保管金規則§1）。予納金の保管義務解除の期日は、審判事件が審決により終了した日、審判請求が取り下げられた日、証拠調べの申立てを伴った特許（商標登録）異議の申立てが取り下げられた日、又は証拠調べの申立てが取り下げられた日のうちの最先のものとする（保管金規則）。

〔保管金返還請求権の失権〕

第１条　法律勅令又ハ従来ノ規則ニ依リ政府ニ於テ保管スル公有金私有金ハ左ノ計算法ニ従ヒ満五年ヲ過キテ払戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得トス但別ニ法律ヲ以テ失権ノ期限ヲ定メタルモノハ各其定ムル所ニ依ル

第一　保管業務解除ノ期アルモノハ其業務ヲ解除シタル翌日ヨリ起算ス

第二　保管業務解除ノ期ナキモノハ保管ノ翌日ヨリ起算ス

第三　訴訟事件ノ為ニ払戻ヲ請求スル能ハサル場合ニ於テハ裁判確定ノ翌日ヨリ起算ス

〔保管金と利子〕

第２条　保管金ハ法律勅令又ハ従来ノ規則若クハ契約ニ依ルノ外利子ヲ付セス

〔保管金証書の不流通性〕

第３条　保管金ノ証書ハ売買譲与又ハ書入質入スルコトヲ得ス

３．上記、２．の手続に関する事務は審判書記官が担当する。

（改訂 R5.12）

35—11　P U D T

受命審判官

審判における証拠調べ、又は証拠保全（特§150、実§41、意§52、商§56①、§68④）を当庁外で行う場合等であって適切なときには、審判長は、合議体のうちから証拠調べ又は証拠保全を行うべき審判官を指定することができる（特施規§57、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

1．受命審判官は審判長が指定する（特施規§57①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

2．受命審判官は、合議体の補助機関として、本来ならばその合議体の行うべき証拠調べ、証拠保全を行う。

3．受命審判官が行う手続の期日は、受命審判官が指定する（特施規§57の2、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

4．受命審判官は証拠調べについての調書に記載すべき事項を定めることができる。審判書記官は、受命審判官がした調拠調べの調書に文書の写しを添付することができる（特施規§61の4、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

受命審判官の制度は、単審制の長所である機動性、経済性を合議制に採り入れるものであるから、それが合議制を乱すことがあってはならない。したがって、受命審判官による証拠調べ、証拠保全は簡単なものに限り行う。

（改訂 H27.10）

35—12　ＰＵＤＴ

鑑定

１．鑑定事項（特施規§60、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥（以下、準用関係は省略）、民訴規§129）

(1) 当事者又は参加人が鑑定の申出をするときは、同時に鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただしやむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

(2) 相手方は、この書面について意見があれば、意見書を審判長に提出しなければならない。

(3) 審判長は職権により又は申出により、意見書を考慮した上で鑑定事項を定める。

(4) 審判長は、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

２．鑑定人（→34—01の６．）に対する忌避の申立て（特施規§60の２の２、民訴規§130）（→59—01）

(1) 鑑定人に対する忌避の申立ては、原則として、書面（特§142の類推により、例えば特施規§48の２（様式64）に準じた書面）により行う。

(2) 口頭審理又は証拠調べにおいては口頭でも可能である。

３．鑑定人の宣誓（特施規§60の３）（類規：民訴規§131）

(1) 宣誓書には良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載しなければならない。

(2) 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方法も可能である。このとき、審判長の宣誓の趣旨の説明、虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法も可能である。

４． 鑑定人の陳述の方式（特施規§60の4、民訴規§132）

審判長は鑑定人に、共同して又は個別に意見を述べさせることができる。

５． 鑑定人の発問（特施規§60の5、民訴規§133）

鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、証拠調べに立ち会い、審判長に証人若しくは当事者本人に対する尋問を求め又は審判長の許可を得て、これらの者に対し直接質問することができる。

６． 準用規定（特施規§60の6～§60の8）（類規：民訴規§134～§136）

(1) 鑑定

呼出状、不出頭の届け出、宣誓、口頭での意見陳述、及び尋問に代わる書面の提出については、証人尋問に関する規定を準用する。

(2) 鑑定証人尋問（特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問）については、証人尋問に関する規定を適用する。

(3) 鑑定の嘱託については、宣誓に関する規定を除き、鑑定に関する規定を準用する。

（改訂 H27.10）

36—01　P U D T

職権主義と職権調査事例

1．職権主義

民事訴訟法においても、裁判所が職権によって訴訟を進行することなど、職権主義による規定が少なからず見受けられるが、民事訴訟は、本来当事者が自由に処分し得る個人の利益に関する紛争の解決を目的とすることから、「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない」とする規定（民訴§246）をはじめ、主要な条項（たとえば、民訴§179、§267、§296①、§320、§348①）において、いわゆる当事者主義の比重が、職権主義のそれよりも大きいということができる。

これに対して審判においては、無効の審決の効力の対世的な影響が大きいことから、これらの当事者主義的規定を準用することなく、審判の請求があったのちは、取下げがない限り、当事者の意思とはある程度無関係に、審判官が職権によって積極的に事件に介入し、かつ主導して審理を進めるべき旨を規定した条項が、特許関係法に多く設けられており、職権主義の比重がきわめて大きい（なお、再審においては、特§174⑤（実§45①、意§58①、商§61）において前記民訴§348①を準用しており、この点で審判とは多少趣きを異にする。）。

このことから、審判手続の特徴の一つは、職権主義を基調とし、特に後述の職権探知主義を大幅に採り入れている点にあるといえるが、この審判手続における職権主義は、職権進行主義と職権探知主義の二つに分けて考えることができる。

(1) 職権進行主義

審判手続を進行する行為を審判官が職権で行い、これに関して当事者の申立てを必要とせず、あるいは申立てを許さない方針のことをいう。

法定期間又は指定期間の職権による延長（特§4、§5、実§2の5①、意§68①、商§77①→25—04）、審理の方式の選択（特§145、実§41、意§52、商§

56①、§68④）、審理の進行（特§152、実§41、意§52、商§56①、§68④）、中断又は中止した手続の受継命令（特§23、実§2の5②、意§68②、商§77②）等に職権進行主義が採られている。

(2) 職権探知主義

当事者の主張による拘束を受けることなく、審判官が審決の基礎となる資料を職権によって積極的に収集する方針のことをいう。

職権証拠調べ（特§150①、§151後段、実§41、意§52、商§56①、§68④）、職権証拠保全（特§150②、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴§237）、当事者又は参加人の申し立てない理由についての審理（特§153①、②、実§41、意§52、商§56①、§68④）、査定の理由と異なる拒絶の理由の発見（特§159②、意§50③、商§55の2①、§68④）等に職権探知主義が採られている。

(3) 職権調査

民事訴訟等において、当事者の異議や申立てによる指摘がなくとも裁判所が自ら取り上げて調査することを職権調査といい、職権調査に服するべき事項（例えば、管轄、当事者適格などの訴訟要件、訴訟能力、代理権の有無等、裁判の運用に関わるため当事者の支配になじまない事項）を職権調査事項という。他方、当事者の申立て等を待って取り上げるべき事項（仲裁契約や不起訴合意の存在など，当事者の利益のための訴訟要件がある）を抗弁事項という。

審判においては、職権探知主義がはるかに広い範囲にわたって行われることもあって、職権調査は上記のものに限らず、職権によって行われる調査一般、及び職権探知主義による探知行為（例えば、職権証拠調べ）の全てを含めた意味で使用されている。

ただし、請求人が申し立てない請求の趣旨については審理をすることができず（特§153③、実§41、意§52、商§56①、§68④）、ここに職権調査の限界が見られる。

(4) 職権探知主義の制限

当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知して、意見を申し立てる機会を与えなければならない（特§153②、同§150⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。拒絶査定不服審判並びに訂正審判及び訂正の請求にあっては、拒絶理由を通知し

て、意見書を提出する機会を与えなければならない（特§159②、意§50③、商§55の2①、§68④、特§165、§134の2⑤）。

なお、職権探知にどの程度努力すべきかは、公益に及ぼす影響、審理の迅速性、真実発見の可能性等諸般の事情を考慮すべきである。

２．方式的事項に関する職権調査の事例

(1) 審判請求書の方式（特§133、実§41、意§52、商§56①、§68④）

ア 権利等の表示に誤記がある場合の調査（→21―05）

イ 拒絶査定不服審判又は意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判の請求年月日の適否の調査

法定期間内に請求されたものでないとの疑いがある場合には、郵便局に対して拒絶査定又は補正却下の決定の謄本の配達証明書を請求する（→45―20）。

この証明書は一年を経過すると発給されないから、審判請求受理後速やかに調査する必要がある。

(2) 中断した審判又は再審の手続の受継者の調査

市町村長に対する戸籍謄本の交付依頼（→26―04の１．(1)）

(3) 登録原簿の調査

照合又は登録事項の調査に際して、登録原簿を調査する。

(4) 無効審判請求人が当事者適格を有するか否かの調査（→31―01の３．）。

相手方がこの点について争わない限り、審判請求書など、当事者が提出した資料に基づいて判断してよいものといわれている（職権探知主義によらない職権調査の例）。

３．実体的事項に関する職権調査の事例

(1) 原査定の拒絶理由が不適当であるときの、適当な拒絶理由の有無の調査

(2) 原査定の拒絶理由が不十分であるとき

ア 原査定に例示されていない慣用手段又は公知事実が査定不服の争点になっており、その例示が必要と認められる場合における慣用手段又は公知事実の有無の調査

イ 原査定の引用刊行物の国内に頒布された年月日が査定不服の争点になっている場合における上記年月日の調査

（ア）当該刊行物を保管している図書館又は官公署に対する証明書の交付依頼

（イ）職権証拠調べ

例えば､原査定で採用した刊行物の受入年月日が査定不服の争点になっている場合における職権証人尋問。

ウ 原査定で採用した証拠の不備が査定不服の争点になっており、職権調査により証拠の不備を補充する場合の調査

例えば、刊行物等提出書により提出された証拠について証拠調べを行うことにより原査定が維持されるとき

(3) 当事者又は参加人が申し立てない理由の審理（特§153、実§41、意§52、商§56①、§68④）

４． 職権証拠調べの手続と費用

準備手続→35—01 の３．(2)

費用の支出→35—01 の５．

当事者系の事件について職権証拠調べ、職権証拠保全を行うときは、その費用は最終的には敗れた側の当事者の負担となるべきものであるが、一応、証拠調べをすることにより有利になるべき一方の当事者に予納を命じる。しかし予納指令に応じない当事者があり得るし、また特許庁として後日その費用を請求しておらず、かつまた、査定系の事件（特許異議申立事件、商標登録異議申立事件を含む）についても３．(2)イ(イ)の場合に職権証拠調べを必要とすることがあるので、特許庁予算において必要経費が計上されている。

５． 職権証拠調べの種類

(1) 特§150①（実§41、意§52、商§56①、§68④）による職権証拠調べ

審判長は、職権で証拠調べをしたときは、相当の期間を指定して、当事者に意見を申し立てる機会を与えなければならない。

職権証拠調べ通知は、証拠調べの結果、新たな無効・取消理由とまではいえ

ないが、審決の結論に影響を及ぼすときに行われる。

なお、新たな無効・取消理由となるときは、改めて無効・取消理由を通知する。

（裁判例）「弁論の全趣旨によれば、審判体は、本件の審判手続において、本件刊行物１ないし１４について職権により証拠調べをしながら、審判長は、その結果を当事者である原告に通知して意見を申し立てる機会を与えることをしていないことが認められる。

審決が、「ＰＯＬＯ」ないし「Ｐｏｌｏ」の文字と「ｂｙ　ＲＡＬＰＨ ＬＡＵＲＥＮ」の文字とから成る標章、「馬に乗ったポロ競技のプレーヤーの図形」から成る標章及びこれらを組み合せた標章であって、【Ｅ】のデザインに係る被服等に使用されるもの（以下、これらを総称して「ラルフ・ローレン標章」という。）の周知性その他の事実を認定し、この認定を根拠に、本願商標が商標法４条１項１５号（審決は、引用商標の周知性自体を要件とする同法４条１項１０号は問題にしていない。なお、１５号括弧書き参照）に該当するとの結論を導いたものであることは、審決の理由自体で明らかである。

そうすると、本件の審判手続には瑕疵があり、その瑕疵は、審判の結果である審決の結論に一般的にみて影響を及ぼすものであったものというべきである。」（東高判平 13.2.15（平 12（行ケ）6 号））

(2) 特§150⑥（実§41、意§52、商§56①、§68④）による嘱託職権証拠調べ

(3) 特§151 前段（実§41、意§52、商§56①、§68④）において準用する民訴§184（外国における証拠調べ）、§185（裁判所外における証拠調べ、受託裁判官による証拠調べ）、§186（調査の嘱託）による職権証拠調べ

(4) 特§151 後段（実§41、意§52、商§56①、§68④）において、民訴§179 の準用除外となっている当事者が自白した事実についての職権証拠調べ

民事訴訟においては、当事者が自白した事実については、証明を要せずに、そのまま判決の基礎とすることになるが、審判においては、事実について当事者が自白しても、審判官が合理的判断に十分の心証を得るためのより確かな証拠を必要とし、また、当事者間に争いのない事実も、特許庁において顕著な事実を除いて、他の具体的事実に基づく確認を要する。

このように審判においては、特許権の対世的効力（対世効）を考慮して、事実について審判官が十分な心証を得るための証拠と、その取調べを必要とする。

６．職権証拠保全の種類

(1) 特§150②（実§41、意§52、商§56①、§68④）による職権証拠保全

(2) 特§150⑥（実§41、意§52、商§56①、§68④）による嘱託職権証拠保全

（注）無効審判における職権主義（→51―18）

（注）特許異議の申立てにおける職権主義（→67―05、67―05.4）

（注）商標登録異議の申立てにおける職権主義（→66―04）

（改訂 H27.10）

37—00　ＰＵＤＴ

命令、審尋、通知など

審判長名で当事者並びに事件関係者に対してする審判手続のうち、法令に定められた審決及び決定以外のものは、その目的に従って、当事者などに指示して応答させる命令、審尋と、単に知らせる通知とに分けられ、それについて書面を発するときは、それぞれ以下のように取り扱う。

１．命令、審尋

審判長又は合議体が、当事者などに対して、特定の手続を遂行させ、回答させ、あるいは見本、実験成績書などの提出などの応答を求めることを目的とするもの。

命令、審尋（→37—02）においては、当事者などの応答を求める関係上必ず期間を指定し、かつ次項の通知と区別するため、書面に命令などの内容を示す適切な表示をつけるものとし、単なる通知書とはしない。

例えば、本件出願の内容の不明瞭な点について釈明を求めるときには、審尋と表示し、その提出を求める文書の表示を回答書などのように指示する。

〔例〕

補正命令　審尋

予納命令

見本又は実験成績書などの提出命令

２．通知

審判長又は合議体が、当事者などに対して、審判係属の発生及びその内容、審判手続の進行及びその内容、決定事項あるいは審判長又は合議体の見解などを単に知らせるか、又は当事者などの意見を述べる機会を与えるために知らせることを目的とするもの。

単に知らせるときは、通知を送るだけとし、当事者などの意見などの応答を求めることはしない。また、当事者などに意見を述べる機会を与えるために通知するときには、期間を指定して、当事者などから例えば「これに対して意見があれば」というような消極的な意味での回答を求めるようにする。

〔例〕

無効審判請求通知　書面審理通知

口頭審理、証拠調べ期日通知

併合審理通知　拒絶理由通知

査定系審判関係諸通知（出願変更、分割などの出願日の遡及を認めない場合の通知など）

職権による証拠調べ、証拠保全の結果通知

副本の送付　受継通知

手続続行通知　審理終結通知

審理再開通知

出訴期間に対する付加期間通知

（注）　審判長名で当事者以外の者に対して書面を発行する行為（例えば、証人呼出し命令、証拠調べの嘱託、実地検証に関する問合せなど）は本節（37―00）から除外する（→35―01、35―03、35―06）。

（改訂 H27.2）

37—02　P U D T

審尋

１．審尋

審判長は、審判の種類（拒絶査定不服審判、無効審判等）、審理の方式（書面審理、口頭審理）を問わず、口頭や文書により、当事者及び参加人を審尋することができる（特§134④、実§39④、意§52、商§56①、§68④）。

(1) 請求書の方式調査にあたり、当事者の手続意思を確認するために審尋することができる（→21—02）。

(2) 当事者等の主張などを明確にする必要があるとき、例えば、補正・訂正が適法か疑義があるとき、主張の根拠を明確にしたいとき、技術常識・周知技術を確認したいときなどは、審尋することができる。

(3) 特許の拒絶査定不服審判において、審判請求と同時に補正があったときは、審査官による前置審査（特§162）に付され、特許査定されるときを除き、補正の適法性、発明の特許性等を含む審査の結果が記載された報告書（特§164③）が提出される。合議体は、かかる報告書に基づいて請求人の見解を求めることが必要と認められるときは、報告書を利用して審尋することができる。

２．審尋の形式

審尋は「審判に関し」することができ、口頭又は文書により行われる。

文書により審尋するときは、審判長名の審尋書（様式１）による。

また、審尋の際にウェブ会議システム（→35—01 の１０．）や電子メール等を利用することができる。その場合、面接記録、応対記録を作成する。

なお、口頭審理に関し、特施規§52 の 2①には、「審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる」と、特施規§52 の 2②には、「陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をする

ことができる」と規定されている。

３．審尋に応じない場合の取扱い

審尋に対して当事者等が応答しないときは、そのまま審理を進め、応答しないことを理由として却下の審決・決定をしたり、あるいはその当事者等に不利な結論を出してはならない。

４．証言拒絶についての審尋

特§151（実§41、意§52、商§56①、§68④）において、民訴§199①「第197条第1項第1号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。」を準用しているから、審判での証人尋問において、証言拒絶について、審尋することがある。

（参考）

特許異議の申立てにおける審尋　（→67—05 の５．(2)）

商標登録異議の申立てにおける審尋（→66—04 の４．(3)）

（改訂 R5.12）

（様式１）

審　尋

審判請求の番号	不服２０ＸＸ－１２３４５６
（特許出願の番号）	（特願２０ＸＸ－１２３４５６）
起案日	令和　　年　　月　　日
審判長　特許庁審判官	○○　○○
審判請求人	○○○○株式会社　様
代理人	○○　○○（外４名）　様

この審判事件について、下記の点に対する回答書（下記の趣旨に添う上申書）を、この審尋の発送の日から　　日以内に提出してください。

記

○○

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判部第○○部門　審判官　ＸＸ　ＸＸ
電話 03(3581)1101　内線 XXXX　　ファクシミリ　（　　）

38—00　P

訂正一般

１．概要

訂正審判は、特許権の設定の登録後に特許権者が自発的に明細書、特許請求の範囲又は図面を訂正するための制度であり、無効審判又は特許異議の申立てにおける訂正の請求は、無効審判等に対する特許権者の防御手段として明細書等を訂正するための制度である。

訂正の対象となるのは、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」である。特許権者は、訂正審判にあっては、当該審判を請求することができる（特§126①）。また、特許権者は、無効審判又は特許異議の申立てにあっては訂正を請求することができるが（特§134の2①、§120の5②）、先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなされる（特§134の2⑥、§120の5⑦）。

訂正を認容する旨の訂正審判、無効審判、特許異議の申立ての審決又は決定が確定したときは、その訂正後における明細書等により、特許出願、出願公開、特許査定等がされたものとみなされる（特§128、特§120の5⑨→特§128、特§134の2⑨→特§128）。

２．訂正の請求単位

(1)「特許権全体に対して請求」又は「請求項ごとに請求」

ア「特許権全体に対して請求」又は「請求項ごとに請求」の選択

訂正は「特許権全体に対して請求」する（訂正の請求単位を特許権全体とする）方法と、「請求項ごとに請求」する（訂正の請求単位を請求項ごととする）方法がある（特§120の5③④、§126③、§134の2②③）。

訂正に際しては、訂正の請求単位ごとに訂正の認否が判断され、請求単位ごとに審決等が確定する（特§120の7、§167の2）。

訂正前の請求項の数が１つであるときは、訂正を「特許権全体に対して請求」する必要がある。訂正前の請求項が２つ以上であるときは、「特許権全体に対して請求」するか、「請求項ごとに請求」するかを特許権者は選択することができる。しかし、無効審判や特許異議の申立てにおける訂正請求については、無効審判等が請求項ごとに請求された場合、訂正も「請求項ごとに請求」する必要があるため（特§134の2②、§120の5③）、「特許権全体に対して請求」するか「請求項ごとに請求」するか請求人の意思表示がない場合は、「請求項ごとに請求」されたものと解する（表１参照）。無効審判、特許異議の申立ては、それぞれ、特許権全体に対して行うことが可能であるものの、特許権全体に対して行う場合、一部でも不成立になると全体が不成立となり請求人又は申立人にとってメリットがないため、通常は請求項ごとに請求されるからである。

表１　訂正の請求単位の選択

	訂正審判	訂正の請求
訂正前の請求項が１	「特許権全体」	「特許権全体」
訂正前の請求項が２以上	請求人が選択可能	通常「請求項ごと」

イ　「特許権全体に対して請求」について

「特許権全体に対して請求」するとは、添付された訂正明細書、特許請求の範囲又は図面のとおりに、全ての訂正事項を一括で訂正することを求めるものである。

したがって、その訂正の一部でも要件を満たさないものがあれば、全ての訂正が一体的に認められない。これにより、複数の請求項に係る訂正において、その一部の請求項に係る訂正のみが認められることがないから、現在の特許明細書等の記載を確認するにあたり、1 つの特許権について常に１組の明細書、特許請求の範囲又は図面を確認するだけでよく、権利の管理が容易となる。

ただし、「特許権全体に対して請求」するとは、添付した訂正特許請求の範囲等のとおりに訂正すること、すなわち、訂正前の特許請求の範囲に記載の全請求項に対して訂正の請求をしたことになるため、仮に１つの請求項に

ついての記載事項のみを訂正する場合であっても、特許登録原簿に記載された請求項の数の分の手数料を必要とする（→38—06）。

ウ 「請求項ごとに請求」について

「請求項ごとに請求」するとは、訂正前の特許請求の範囲の請求項のそれぞれを請求単位として訂正することを求めるものである。請求項ごとに訂正の認否の判断をするため、ある請求項の訂正が認められない場合でも、他の請求項の訂正については認められることがある。

ただし、請求項ごとに訂正の認否の判断がされることから、１つの請求項に係る訂正事項が複数あり、そのうちの一つでも訂正要件を満たさない場合は、当該請求項に係る全ての訂正事項は一体的に認められないことになる。

なお、訂正する請求項の中に一群の請求項（所定の引用関係を有する請求項の群のこと）があるときには、それらの請求項については、「一群の請求項」ごとに訂正を請求する必要があり（特§120の5③④、§126③、§134の2②③）、その訂正の認否の判断も、その「一群の請求項」という請求単位ごとにされる（→38—01）。

訂正を「請求項ごとに請求」するときは、一部の請求項についてのみ訂正を請求することができる。そのため、「特許権全体に対して請求」するときと比較して、手数料が安価になる場合がある（→38—06）。

（改訂 H30.9）

38—01　P

一群の請求項

１．　一群の請求項

記載を訂正する請求項とその引用形式請求項（従属項）の群を「一群の請求項」という。一群の請求項となる関係は、特§120の5④及び特施規§45の4に規定されている。

「一群の請求項」を特定するには、まず、訂正前の請求項のうち、記載を訂正する請求項を特定し、次に、訂正前の引用関係において、記載を訂正する請求項を直接的又は間接的に引用する全ての引用形式請求項（従属項）を特定する。そのような引用形式請求項（従属項）は、通常、記載を訂正する請求項の訂正事項を含むことになるので、引用形式請求項（従属項）の記載の訂正の有無にかかわらず、記載を訂正する請求項と連動して訂正するものとして扱う。

例：特許請求の範囲が、請求項１と請求項１を引用する請求項２からなり、請求項１の「Ａ」という記載を「Ａ’」に訂正する場合を仮定する。このような場合、請求項１の記載を訂正する訂正事項によって請求項２も連動して訂正されるから、請求項１及び２が「一群の請求項」を構成する（図１）。

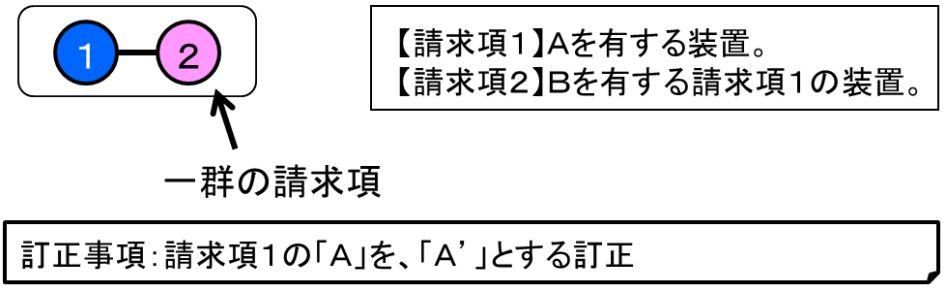

図１「一群の請求項」の基本的な考え方

「一群の請求項」は、訂正前の引用関係に基づいて特定され、ある訂正事項

によって連動して訂正される請求項の群によって構成される。したがって、訂正前に引用関係がある請求項であっても、訂正事項の対象とならない請求項は、「一群の請求項」を構成しないことに注意を要する。

例：特許請求の範囲が、請求項１と、請求項１を引用する請求項２と、請求項２を引用する請求項３からなり、請求項２の「Ｂ」という記載を「Ｂ’」に訂正する場合を仮定する。このような場合、請求項２の記載を訂正する訂正事項によって請求項３も連動して訂正されるから、請求項２及び３が「一群の請求項」を構成する。しかし、訂正事項の対象とならない請求項１は、訂正前に請求項２と引用関係があるものの、請求項２の記載を訂正する訂正事項によって連動して訂正されるものではないため「一群の請求項」を構成しない（図２）。

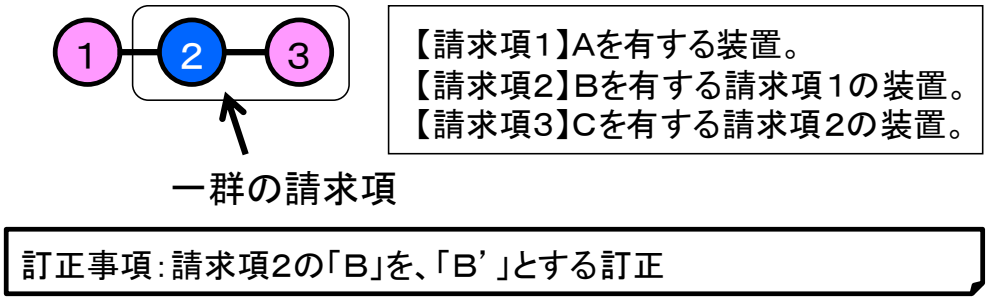

図２「一群の請求項」を構成しない請求項がある例

以上のようにして特定された「一群の請求項」が複数あり、共通の請求項を有する（範囲が一部重複する）「一群の請求項」が２つ以上ある場合、これらの「一群の請求項」は組み合わされて、１つの「一群の請求項」となる（特施規§45の4）。

例：特許請求の範囲が、請求項１と、請求項２と、請求項１又は２を引用する請求項３からなり、請求項１の「Ａ」という記載を「Ａ’」に訂正する訂正事項１と、請求項２の「Ｂ」という記載を「Ｂ’」に訂正する訂正事項２がある場合を仮定する。このような場合、上記の説明のとおり、請求項１及び３が「一群の請求項」を構成するとともに、請求項２及び３も「一群の請求項」を構成する。このとき、共通する請求項３を有す

るこれらの「一群の請求項」は組み合わされて、請求項１～３が１つの「一群の請求項」になる（図３）。

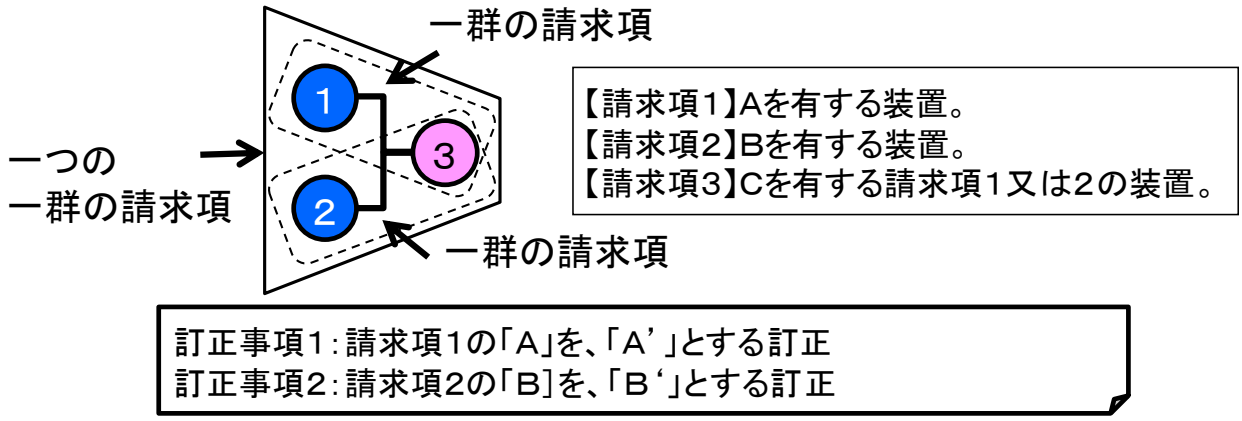

図３　二以上の「一群の請求項」が組み合わされる例

２．　別の訂正単位とする求め

請求項間の引用関係を解消する訂正（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする訂正）、引用形式請求項（従属項）を削除する訂正又は複数の請求項を引用している請求項について引用請求項の数を減少する訂正等がされれば、その訂正後に請求項間の引用関係が解消されることがある。

平成２３年法改正により、他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすることを目的とする訂正（特§120の5②四、§126①四、§134の2①四）が導入された趣旨を踏まえ、訂正前の引用関係において「一群の請求項」を構成する特定の請求項について引用関係を解消する訂正等をする場合は、別途、所定の求めをすることにより当該特定の請求項に係る訂正事項を「一群の請求項」とは別の訂正単位として扱うこととした。

このような求めを「別の訂正単位とする求め」と呼ぶ。

特定の請求項に係る訂正事項について、「別の訂正単位とする求め」をすることにより、当該特定の請求項に係る訂正事項は、その他の「一群の請求項」に係る訂正の認否の判断の影響を受けずに、独立して訂正が認められ得る。このように、「別の訂正単位とする求め」がされた当該特定の請求項は、その他の「一群の請求項」に係る訂正とは別の訂正単位として取り扱われることから、

当該特定の請求項に関して、「一群の請求項」に影響されず、審決等が確定することになる。

例：特許請求の範囲が、請求項１と請求項１を引用する請求項２からなり、請求項１の「Ａ」という記載を「Ａ’」に訂正する訂正事項１と、請求項１を引用する請求項２を独立形式請求項（独立項）に訂正する訂正事項２（引用関係を解消する訂正）と、請求項２の「Ｂ」という記載を「Ｂ’」に訂正する訂正事項３があり（訂正事項２、３は、分けずに１つの訂正事項とされることもある）、訂正事項１が新規事項の追加等に当たり訂正要件に違反する場合を仮定する（図４）。

請求項２に係る訂正事項２及び３について「別の訂正単位とする求め」がない場合、請求項１、２は一群の請求項であるため、訂正事項２及び３も訂正事項１と一体の訂正事項として取り扱われる結果、訂正が認められず、また、審決等は、一群の請求項を構成する請求項１、２について一体的に確定する。他方、「別の訂正単位とする求め」がある場合は、訂正事項２及び３が訂正要件を満たすときは、請求項２に係る訂正事項が、「一群の請求項」の他の請求項とは別の訂正単位として扱われるため、訂正事項２及び３は訂正事項１の判断とは独立して、その訂正が認められることになり、また、審決等は、請求項１とは別に独立して確定する。

ただし、訂正事項１がそれ自体では認められる場合であっても、請求項２に係る訂正事項３が認められなければ、請求項２に係る訂正事項２も一体的に認められず、その結果、請求項２についての「別の訂正単位とする求め」も認められなくなる。さらに、「別の訂正単位とする求め」が認められないので、請求項２と共に「一群の請求項」を構成する請求項１に係る訂正事項１も一体的に認められないことになる。

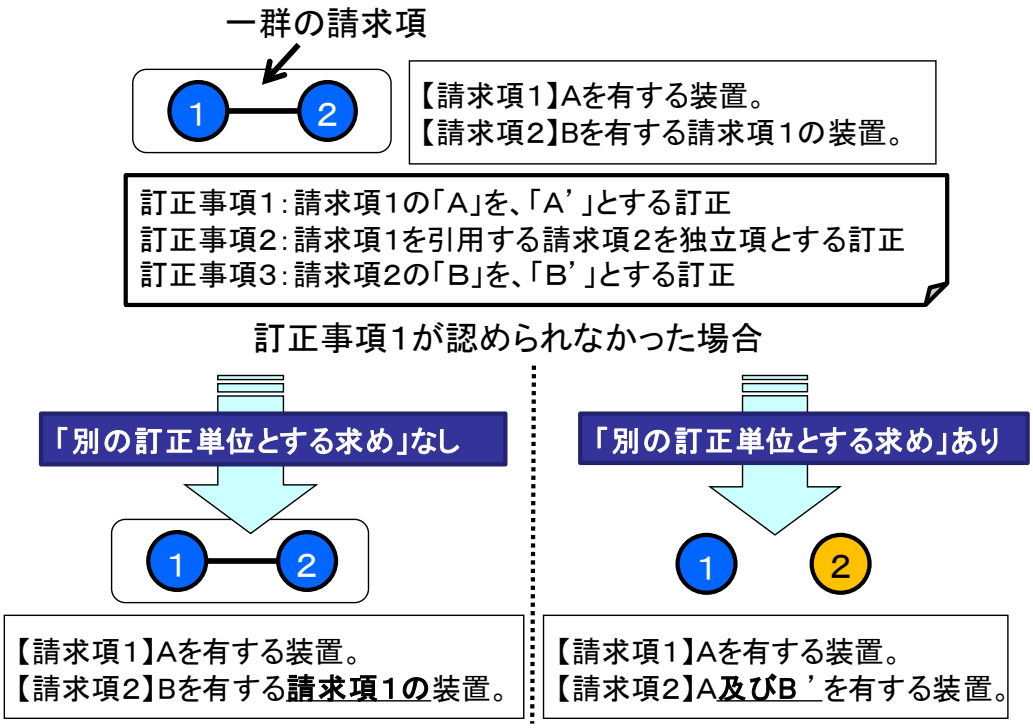

図４　「別の訂正単位とする求め」の効果

この「別の訂正単位とする求め」は、特許権者の求めに応じ、「一群の請求項」の例外として認めるものであるため、訂正審判の請求書又は無効審判等の訂正請求書に明示的に記載されている必要がある。すなわち、引用関係を解消する訂正等をした場合であっても、「別の訂正単位とする求め」が行われていないときは、「一群の請求項」のまま、一体で認否の判断が望まれているものと解する。

３．　手続上の留意点

「別の訂正単位とする求め」は、訂正審判請求書、訂正請求書の「請求の理

由」に記載する（→38―04の２.(3)ウ）。

別の訂正単位とする求めについて不備がある場合、審判長は、特許権者に対し相当の期間（標準30日→25―01.5）を指定して補正を命じる。

（改訂 H30.9）

38—02　P

明細書又は図面の訂正

１．明細書又は図面の訂正と関係する請求項

訂正を「請求項ごとに請求」する場合であって、明細書又は図面の訂正をするときは、その明細書又は図面の訂正に係る請求項の全てについて行う必要がある（特§126④、§134の2⑨→§126④、§120の5⑨→§126④）。

明細書又は図面の訂正と対応関係がない請求項（一群の請求項）については、通常、明細書又は図面の訂正を考慮せず、訂正前の明細書又は図面により解釈する。

例えば、図１の明細書の段落【0011】に記載される事項の訂正を行うときは、この明細書の段落【0011】の訂正と関係する請求項１及び請求項２について行う必要がある。

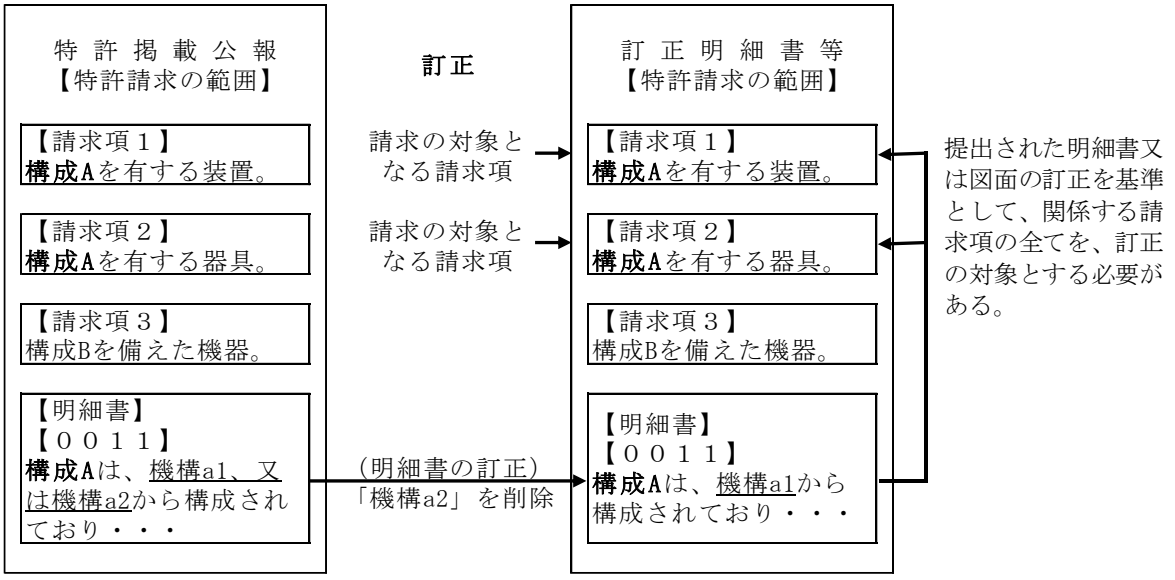

図１　訂正明細書と請求項との関係

特定の請求項と関係する明細書（又は図面）が訂正されたときは、その明細

書（又は図面）中の訂正事項は、当該請求項についての訂正事項として扱う。

例えば、特許請求の範囲が

「【請求項１】Ａ機構とＢ機構を有するエアコン装置。

【請求項２】さらにＣ機構を有する請求項１記載のエアコン装置。

【請求項３】さらにＤ機構を有する請求項１又は請求項２記載のエアコン装置。

【請求項４】Ｄ機構の冷媒はＥ製法で製造されることを特徴とする請求項３記載のエアコン装置。」

であって、明細書の【００２０】に

「Ｄ機構の冷媒はＥ製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の艦橋不可が極めて高い。」

という記載があり、これを

「Ｄ機構の冷媒はＥ製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の環境への負荷が極めて高い。」

とする訂正（誤記の訂正）を、冷媒についての記載がある請求項４のみについて請求したと仮定する。

この場合は、請求項４に関する明細書のみが訂正されることとなり、請求項３に関する明細書には「艦橋不可」が残ることとなる。明細書の訂正を全請求項に反映させるには、明細書の訂正は、その訂正に係る全請求項について行う必要がある。

また、請求項ごとに訂正の請求をする場合であって、「発明の名称」を訂正するときは、明細書の「発明の名称」の記載は全請求項に係るものであるため、全請求項について行う必要がある。

２．明細書又は図面の訂正と関係する請求項がないとき

明細書又は図面の訂正が、例えば、それらの誤記を訂正するものであって、訂正後のいずれの請求項に記載の発明の認定においても考慮する必要がないものであるときは、そのような明細書又は図面の訂正は、任意の請求項又は一群の請求項について行うことも、全請求項について行うこともできる。

ただし、いずれの請求項に記載の発明の認定においても考慮する必要のない明細書等の記載を訂正することは、通常必要がない。

（改訂 H30.9）

38—03　P

訂正要件

1．訂正要件（訂正審判について：特§126①⑤⑥⑦、平5附§4②旧実§39①②③、無効審判について：特§134の2①、§134の2⑨→§126⑤⑥⑦、平23附§19②旧実§40の2①、§40の2⑨→実§39⑤⑥⑦、特許異議の申立てについて：特§120の5②、§120の5⑨→§126⑤⑥⑦）

特許権者が願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての訂正の要件は、特§126、§134の2、§120の5に定められている。

訂正は、特許の一部についての瑕疵を事前に取り除くことにより無効審判などの攻撃に備えるものであるから、そのような目的を達するために最小限の範囲で認めれば十分である。そこで、訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限ることとされている（特§126①、平5附§4②旧実§39①、特§134の2①、§120の5②）。

(1) 特許請求の範囲の減縮（ただし書一）（→2．）

(2) 誤記又は誤訳の訂正（ただし書二）（→3．4．）

(3) 明瞭でない記載の釈明（ただし書三）（→5．）

(4) 請求項間の引用関係の解消（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること）（ただし書四）（→6．）

また、訂正は、願書に添付した明細書等に記載された事項の範囲内でしなければならず（→7．）、実質的上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならず（→8．）、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際に独立して特許を受けることができるものでなければならない（→9．）。

2．特許請求の範囲の減縮（特§126①一、旧実§39①一、特§134の2①一、

§120 の 5②一）

(1)「特許請求の範囲の減縮」とは、特許請求の範囲の記載がそのままでは公知技術を包含する瑕疵がある、同一人の他の発明と同一であるとして特許無効又は特許取消の理由がある等と解されるおそれがあるときに、請求項の記載事項を限定すること等を指す。請求項の削除（全請求項の削除を含む）も、これに該当する。

(2) 特許請求の範囲には、請求項に区分して、請求項ごとに特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項の全てが記載されなければならない。したがって、「特許請求の範囲の減縮」についての判断は、基本的には、各請求項（その請求項自体の記載を訂正しない引用形式請求項（従属項）を含む）について行うものとする。

(3)「特許請求の範囲の減縮」に該当しない具体例

ア 直列的に記載された発明を特定するための事項の一部の削除

イ 択一的記載の要素の追加

ウ 請求項を増加する訂正（(4)カ及び６.に該当するときを除く）

(4)「特許請求の範囲の減縮」に該当する具体例

ア 択一的記載の要素の削除

イ 発明を特定するための事項の直列的付加

ウ 上位概念から下位概念への変更

エ 請求項の削除

オ 多数項を引用している請求項の引用請求項数の削減

例：特許請求の範囲の記載「Ａ機構を有する請求項１から請求項３のいずれか１項に記載のエアコン装置」を「Ａ機構を有する請求項１又は請求項２に記載のエアコン装置」とする訂正。

カ ｎ項引用している１の請求項をｎ―１以下の請求項に変更

例：特許請求の範囲の一つの請求項の記載「Ａ機構を有する請求項１から請求項３のいずれか１項に記載のエアコン装置」を「Ａ機構を有する請求項１記載のエアコン装置」と「Ａ機構を有する請求項２記載のエアコン装置」の二つの請求項に変更する訂正。この場合、さらにこれらの請求項を引用せずに書き下したときも含まれる。

３．誤記の訂正（特§126①二、旧実§39①二、特§134の2①二、§120の5②二）

(1)「誤記の訂正」とは、本来その意であることが明細書、特許請求の範囲又は図面の記載などから明らかな内容の字句、語句に正すことをいい、訂正前の記載が当然に訂正後の記載と同一の意味を表示するものと客観的に認められるものをいう（注１、２）。

（注１）登録実用新案の願書に添付した図面に誤記がある場合において、訂正審決がなくても、その誤記を訂正して実用新案権の権利範囲を解釈することが許される（青森地弘前支判昭47.5.22（昭46（ヨ）2号）無体集4巻1号313頁）。

（注２）特許請求の範囲の記載に関する限り、誤記の訂正は、訂正前の記載が当然に訂正後の記載と同一の意味を表示するものと当業者その他一般第三者が理解する場合に限って許され、発明の詳細な説明の項の記載は、この点の判断の資料となる限度においてのみ斟酌されねばならない（最一小判昭47.12.14（昭41（行ツ）1号）民集26巻10号1888頁､判時692号18頁､判タ297号220頁、東高判昭48.12.25（昭44（行ケ）10号）無体集5巻2号530頁、知財高判平18.10.18（平18（行ケ）10204号））。

(2) 誤記の訂正が認められるためには、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書、特許請求の範囲又は図面中の記載に誤記が存在することが必要である。

(3) 請求項中の記載が、それ自体で、又は設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書の記載との関係で、誤りであることが明らかであり、かつ、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載全体から、正しい記載が自明な事項として定まるときにおいて、その誤りを正しい記載にする訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでない。

これに対し、出願当初の明細書又は外国語書面を参酌して、初めて正しい記載が定まるときは、改めて訂正前と訂正後の特許請求の範囲を対比し、訂

正が実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものか否かを審理することを要する（→８.）。

(4) 「て、に、を、は」についても、誤記の訂正を目的とするならば、その旨を明らかにする必要がある。

ただし、「および」を「及び」とするような訂正であって、他の訂正に付随するものであるときには、訂正の目的が示されていなくてもよいこととする。

４. 誤訳の訂正（特§126①二、§134の2①二、§120の5②二）

「誤訳の訂正」とは、翻訳により外国語書面における意味とは異なる意味を有するものとなった記載（誤訳）を、外国語書面における意味を表す記載に訂正することをいう。

誤訳の訂正が認められるためには、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書、特許請求の範囲又は図面中の記載の意味が、外国語書面における意味と異なることが必要である。

５. 明瞭でない記載の釈明（特§126①三、旧実§39①三、特§134の2①三、§120の5②三）

(1) 「明瞭でない記載の釈明」とは、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書、特許請求の範囲又は図面中のそれ自体意味の不明瞭な記載、又は、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書、特許請求の範囲又は図面中の他の記載との関係で不合理を生じているために不明瞭となっている記載等、明細書、特許請求の範囲又は図面に生じている記載上の不備を訂正し、その本来の意を明らかにすることをいう。

(2) 明瞭でない記載の釈明が認められるためには、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書、特許請求の範囲又は図面に明瞭でない記載が存在することが必要である。

(3) 「明瞭でない記載の釈明」に該当する場合の類型

ア それ自体記載内容が明らかでない記載を正すとき。

イ それ自体の記載内容が他の記載との関係において不合理を生じている記載を正すとき。

ウ 発明の目的、構成又は効果が技術的に不明瞭となっている記載等を正し、その記載内容を明確にするとき。

エ 作用効果の加入

オ 当然備えている条件の特許請求の範囲への加入

特許請求の範囲の訂正に伴い、特許請求の範囲と整合させるために行う明細書の訂正は、上記イの類型に該当する。エについて、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書等に発明の構造や作用・機能が明示的に記載されており、この記載から当該作用効果が自明な事項であるときは、訂正は許される。

新たな実施例、実施の形態の追加は、通常、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その確定時）の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内のものとは認められない。

6． 請求項間の引用関係の解消（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること）（特§126①四、平 24 附則§19 旧実§39①四、特§134 の 2①四、§120 の 5②四）

「請求項間の引用関係の解消（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること）」とは、特許請求の範囲の訂正について、訂正対象とされている複数の請求項のうち、ある請求項の記載を他の請求項が引用するような引用関係がある請求項の記載を、その内容を変更することなく当該請求項の記載を引用しない形へと書き替えることをいう。

この訂正は、ある請求項が「一群の請求項」として扱われないようにするために、請求項間の引用関係を解消することを目的としてされるものである。（→38—01）

請求項間の引用関係の解消と特許請求の範囲の減縮とが、特定の請求項について行われた場合は、訂正後における当該特定の請求項に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない場合がある点に留意する（特§126⑦、特§134 の 2⑨→§

126⑦、§120の5⑨→§126⑦）。

（訂正が認められる訂正の例：上位請求項の削除に伴う引用関係の解消）

＊当初の請求項

【請求項１】Ａ機構とＢ機構を含むエアコン装置。

【請求項２】さらにＣ機構を含む請求項１記載のエアコン装置。

【請求項３】さらにＤ機構を含む請求項１又は２記載のエアコン装置。

【請求項４】さらにＥ機構を含む請求項１、２又は３記載のエアコン装置。

＊訂正後の請求項（元の請求項１削除）

【請求項１】（削除）←特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正

【請求項２】Ａ機構とＢ機構とＣ機構を含むエアコン装置。

【請求項３】Ａ機構とＢ機構とＤ機構を含むエアコン装置。

【請求項４】Ａ機構とＢ機構とＥ機構を含むエアコン装置。

【請求項５】Ａ機構とＢ機構とＣ機構とＤ機構を含むエアコン装置。

【請求項６】Ａ機構とＢ機構とＣ機構とＥ機構を含むエアコン装置。

【請求項７】Ａ機構とＢ機構とＤ機構とＥ機構を含むエアコン装置。

【請求項８】Ａ機構とＢ機構とＣ機構とＤ機構とＥ機構を含むエアコン装置。

←請求項２～８は、請求項間の引用関係の解消を目的とする訂正

７．新規事項を追加する訂正の禁止（特§126⑤、§134の2⑨→§126⑤、§120の5⑨→§126⑤）

訂正をするときは、特許がされた明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した範囲内においてしなければならず、新規事項を追加するような訂正は認められない。

訂正において、新規事項を追加しているか否かの判断の基準となる明細書等は、設定登録された時点の明細書、特許請求の範囲又は図面（既に他の訂正審判や無効審判の訂正の請求による訂正が確定しているときは、確定した明細書、特許請求の範囲又は図面）であるので、例えば、出願時の明細書から記載の一部を削除した明細書で特許されているときは、その削除部分を復活させる訂正をすることはできない。

ただし、誤記又は誤訳を目的とする訂正のときは、設定登録された明細書、特許請求の範囲又は図面ではなく、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願に係る特許にあっては外国語書面）に記載した事項の範囲内においてすることができる（→３.、４.）。

８． 実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでないこと（特§126⑥、旧実§39②、特§134の2⑨→特§126⑥、特§120の5⑨→特§126⑥）

(1)「実質上特許請求の範囲を拡張する」とは、特許請求の範囲の記載自体を訂正することによって特許請求の範囲を拡張するもの（例えば、請求項に記載した事項をより広い意味を表す表現に入れ替える訂正）のほか、特許請求の範囲については何ら訂正することなく、ただ発明の詳細な説明又は図面の記載を訂正することによって特許請求の範囲を拡張するようなものをいう。

「実質上特許請求の範囲を変更する」とは、特許請求の範囲の記載自体を訂正することによって特許請求の範囲を変更するもの（例えば、請求項に記載した事項を別の意味を表す表現に入れ替えることによって特許請求の範囲をずらす訂正）や、発明の対象を変更する訂正のほか、特許請求の範囲については何ら訂正することなく、ただ発明の詳細な説明又は図面の記載を訂正することによって特許請求の範囲を変更するようなものをいう。

実質上特許請求の範囲を拡張又は変更する訂正の例

ア 請求項に記載された発明を特定するための事項において、直列的要素を一部削除するもの

イ 請求項に記載された発明を特定するための事項において、択一的記載の要素を追加するもの

ウ 請求項に記載された発明を特定するための事項の上位概念への変更

エ 請求項に記載された発明を特定するための事項の入れ替え

オ 請求項に記載された数値限定が広がるか又はずれるもの

カ 「方法の発明」又は「物を生産する方法の発明」を「物の発明」へカテゴリーを変更するもの

キ 発明の詳細な説明中の記載の訂正が、請求項に記載された事項の解釈に影響を与え、その結果、実質上、上記ア～カのいずれかに該当するに至ったも

の。

(2) 実施の形態又は実施例を追加すること、特許の対象である物又は方法の達成する効果を疎明するための説明や、理論及び実験データなどを追加することは、特許請求の範囲を実質上変更しないものであっても、一般的にみて願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内のものとは認められない。

9．特許出願の際独立して特許を受けることができるもの（独立特許要件：特§126⑦、旧実§39③、特§134の2⑨→§126⑦、§120の5⑨→§126⑦）

(1) 特許請求の範囲の減縮（特§126①一、§134の2①一、§120の5②一）及び誤記又は誤訳の訂正（特§126①二、§134の2①二、§120の5②二）を目的とする訂正がされたときは、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。ただし、この要件は、無効審判の請求がされている請求項、特許異議の申立てがされている請求項に対しては課されない。

また、この要件は、請求項の削除による訂正、訂正が求められていない請求項（注１）、明瞭でない記載の釈明又は請求項間の引用関係の解消を目的とする訂正のみがされた請求項に対しては課されない。

（注１）訂正が求められているかは実質的に訂正が求められているかで判断する。例えば、引用形式の請求項は、それ自体直接訂正されていなくても、引用する請求項が訂正されることで、間接的に訂正されると解される。

(2) 訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が、特§49の規定により特許を受けることができないときは、原則として、その訂正は独立特許要件に違反する。

しかし、特§36④二、§36⑥四及び§37の規定については、これらの規定が無効理由（特§123①）や取消理由（特§113①）とされていないことを比較考量して、特§126⑦に規定する「特許出願の際独立して特許を受けることができるもの」に違反しないものと考え、適用しない。

(3) 独立特許要件の判断対象の事例（訂正審判）

以下の例では、独立特許要件の判断対象は、請求項１～３である。

訂正の目的を踏まえると、請求項１及び請求項３は独立特許要件の判断対象となり、請求項４及び請求項５は判断対象外となる。請求項２については、明示的な訂正事項は存在しないが、訂正後の請求項２は減縮された訂正後の請求項１を引用しているから、実質的には訂正前の請求項２から減縮されている。したがって、請求項２は判断対象となる。

（例）

	訂正前		訂正後	（訂正の目的）
請求項１	Ａを有する装置	→	ａを有する装置	（特許請求の範囲の減縮）
請求項２	さらにＢを有する請求項１記載の装置			
請求項３	Ｃを有する装置	→	Ｃ’を有する装置	（誤記の訂正）
請求項４	Ｄを有する装置	→	Ｄ’を有する装置	（明瞭でない記載の釈明）
請求項５	Ｅを有する装置			

１０．判断手順

訂正が特§126、§134の2、§120の5に規定する要件を満たしているか否かを判断するときには、特§126⑤～⑦の要件（§134の2⑨→§126⑤～⑦、§120の5⑨→§126⑤～⑦）の判断に先立ち、特§126①の目的要件を満たしているかを判断する。

１１．一事不再理

特§167〔一事不再理〕の規定は適用されないが、全く同一の訂正の請求を繰り返すものについては、同じ結論となる可能性が高い。

（改訂 H30.9）

38—04　P

訂正（審判）請求書の請求の趣旨、理由

１．「請求の趣旨」の記載方法

訂正審判の審判請求書又は訂正請求書における「請求の趣旨」には、特許権者が、訂正の対象とする特許権を示し、その特許権についての訂正の内容、範囲を特定するとともに、どのような審決等（訂正）を求めるかを記載する。

この「請求の趣旨」の欄は、「特許権全体に対して請求」するのか、「請求項ごとに請求」するのかを明示し、「請求項ごとに請求」するときは、その請求の単位（請求項ごと又は一群の請求項ごと）が明確になるように記載する。（→38—00）

請求の趣旨は、具体的には、以下の表１、２に示されるように記載する（特施規§46の2①、様式第61の4備考1、様式第62備考5、様式63の2備考2）。

「請求の趣旨」の記載は、訂正を求める内容に応じて記載する。例えば、訂正を求める内容が、特許請求の範囲のみであるときは、「請求の趣旨」は、「添付した訂正特許請求の範囲」と記載する（訂正明細書、特許請求の範囲の作成については、38—05を参照）。

「請求項ごとに請求」する場合には、訂正の対象となる請求項を訂正後の請求項の番号で特定する。このとき、請求項Ａを削除するときは、その請求項Ａについても記載する。

なお、一群の請求項については、訂正前の特許請求の範囲の記載に基づいて、その請求対象の請求項が一群の請求項であるか否かを判断するが、引用関係を解消するときは、「別の訂正単位とする求め」により、引用関係のあった他の請求項とは別の請求単位として取り扱われることを求めることができる。ただし、引用関係を解消する訂正を行った請求項についての訂正が認められなければ、別の訂正単位とする求めも認められない。審決又は決定の結論における訂正を認める旨の記載においては、訂正を認める訂正単位ごとに区別して表示さ

れる。例えば、一群の請求項は、請求項〔３～５〕のように、〔〕により表示される。

表１ 訂正審判請求書の「請求の趣旨」欄の記載例

請求の単位	「請求の趣旨」欄
訂正審判を「特許権全体に対して請求」する場合	特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める、との審決を求める。
訂正審判を「請求項ごとに請求」する場合	特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項○、○、○～○について訂正することを認める、との審決を求める。

表２ 訂正請求書の「請求の趣旨」欄の記載例

請求の単位	「請求の趣旨」欄
訂正を「特許権全体に対して請求」する場合	特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。
訂正を「請求項ごとに請求」する場合	特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項○、○、○～○について訂正することを求める。

２．「請求の理由」の記載方法

「請求の理由」の欄は、「設定登録の経緯」、「訂正事項」、「訂正の理由」のように項分けをして記載する。訂正を請求項ごとに請求するときは、請求書の「請求の理由」を訂正の請求単位（請求項ごと又は一群の請求項ごと）に項分けした上で、「設定登録の経緯」、「訂正事項」、「訂正の理由」のように

項分けして記載する（特施規§46の2②、様式第61の4備考２、様式第62備考７ハ、様式63の2備考３）。

(1)「設定登録の経緯」

「設定登録の経緯」の欄には、訂正審判又は訂正を請求している特許（又はその請求の対象となる特許権の請求項等）について、その出願から特許権の設定の登録に至るまでの経緯（出願日、登録日等を含む）を記載する。

また、当該特許について、それまでに先の訂正審判又は訂正の請求で訂正が認められている場合には、その訂正に関する手続についても経緯を記載する。

(2)「訂正事項」

訂正が多岐にわたる場合には、各訂正事項を正確に特定できるようにするため、「訂正事項」の欄を、訂正事項ごとに項分けして、訂正の内容を具体的かつ明確に記載する。

なお、請求項数が増減するようなときは、この欄において、訂正前後の請求項の対応表を作成することが望ましい。

(3)「訂正の理由」

以下の各項目についての説明を記載する。

ア 一群の請求項についての説明

一群の請求項に係る訂正があるときには、訂正明細書等により訂正した特許請求の範囲の記載に基づいて、いずれの請求項が「一群の請求項」を構成しているかを説明する(特§120の5④、§126③、§134の2③、特施規§46の2)。

イ 訂正事項が全ての訂正要件に適合している事実の説明

「訂正の理由」の欄には、各訂正事項に対応するように項を分けて記載する。具体的には、上記(2)のように記載した訂正事項ごとに、その訂正事項が訂正要件の全てに適合している事実を説明する（特§126、§120の5及び§134の2で準用する場合を含む）。例えば、訂正の目的、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する訂正ではないこと、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正であること、特許出願の際に独立して特許を受けることができることなどを説明する。

ウ 別の訂正単位とする求め

引用関係を解消する訂正又は請求項を削除する訂正をする場合であって、引用元の請求項が属する請求単位とは別に扱われることを求めるときは、ここで「別の訂正単位とする求め」も記載する（→38―01）。

エ 明細書又は図面の訂正と関係する請求項についての説明

訂正を「請求項ごとに請求」する場合であって、明細書又は図面の訂正が複数の請求項に関係するときは、その明細書又は図面の訂正に関係する「全ての請求項」について行うことが必要である（特§126④）。

そして、訂正を「請求項ごとに請求」するときは、その明細書又は図面の訂正と関係を有する全ての請求項（又は一群の請求項）との対応関係を明記し、その「明細書又は図面」の訂正が、関係する全ての請求項（又は一群の請求項）について行われていることを説明する（特§131③、特施規§46の2②）。

なお、「明細書又は図面」の訂正との関係を明記しなかった請求項の解釈などにおいては、当該「明細書又は図面」の訂正が考慮されないとも考えられるので、当該対応関係については慎重に検討することが重要である。

（改訂 H30.9）

38—05　P

訂正明細書、特許請求の範囲又は図面

１．　訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の記載方法について

訂正審判又は訂正を請求するときは、請求書に訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（訂正明細書等）を添付しなければならない（特§131④（特§120の5⑨又は特§134の2⑨で準用する場合を含む））。ただし、上記いずれかの書類のみ、例えば特許請求の範囲のみを訂正するときは、訂正した特許請求の範囲を添付すれば足りる。このときは、請求書の「請求の趣旨」における「添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）」の記載は、「添付した訂正特許請求の範囲」のように、添付した書類に合わせる。

この訂正明細書等を記載するときは、明細書、特許請求の範囲又は図面における「一覧性の欠如」の発生（図1を参照）を防ぐために、訂正の前後で、請求項番号や段落番号、図面番号等にズレが生じないような方法で記載する（図２を参照）（特施規様式29備考19、様式29の2備考15）。

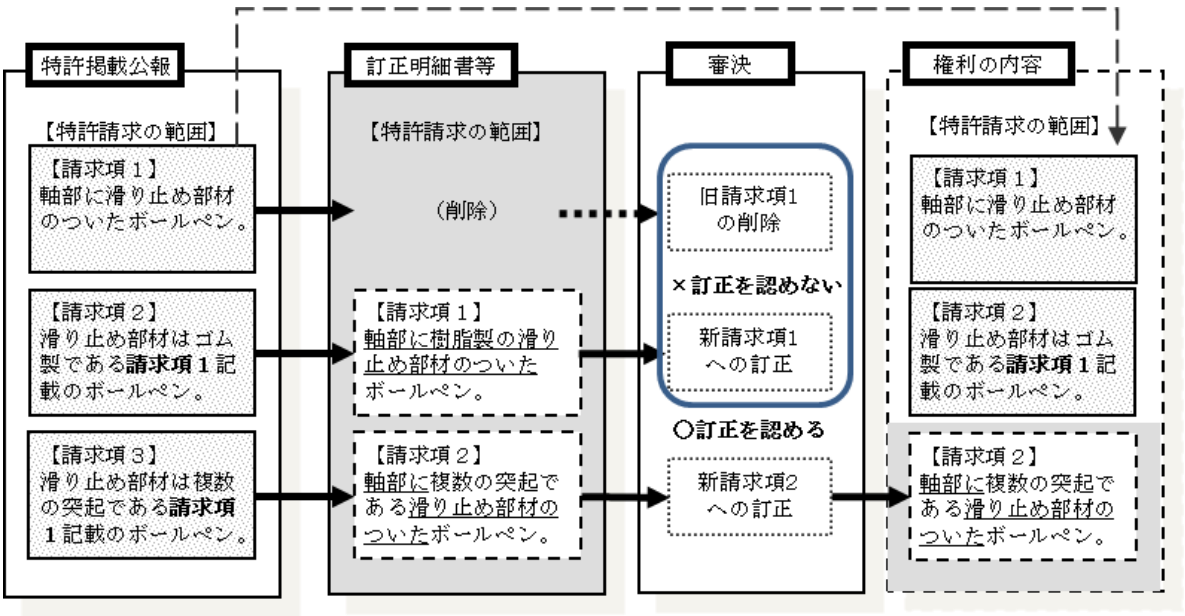

図１　「一覧性の欠如」の発生例（「請求項２」が二つ発生）

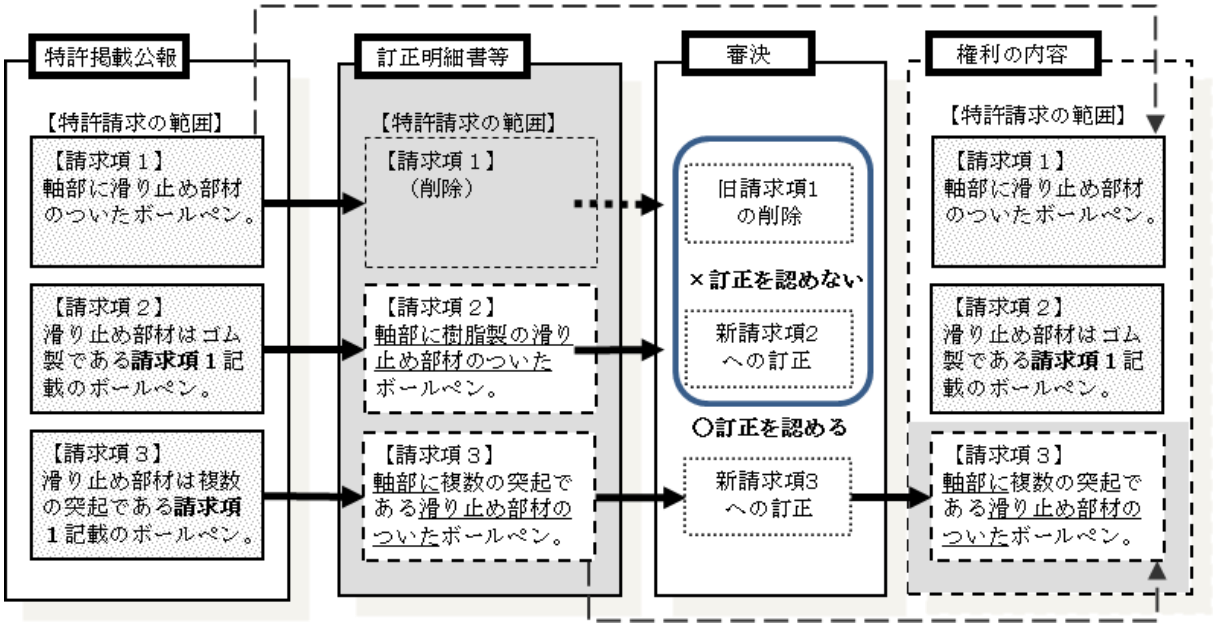

図２　「一覧性の欠如」の発生を防ぐための記載例

図１，２に記載のとおり、訂正箇所には下線を引く。また、複数回訂正する場合、先の訂正は取り下げられたものとみなされるため、下線を引く訂正箇所は、設定登録時（図１，２では特許掲載公報。既に確定した訂正がある場合は、その確定時。）からの変更部分になる点に注意する。

２．削除の訂正をする場合の記載方法について

(1) 特許請求の範囲に記載された請求項を削除するときは、項番号の繰り上げを行わずに、「【請求項○】（削除）」のように記載し、削除された請求項番号を特許請求の範囲や明細書に残す（特施規様式29の2備考15イ）。

(2) 明細書に記載された段落を削除するときは、「【○○○○】（削除）」のように記載する（特施規様式29備考19イ）。

(3) 図面に記載された図を削除するときは、「【図○】（削除）」のように記載する（特施規様式30備考13イ）。

(4) 特許請求の範囲や明細書等に記載された化学式・数式・表・文献・実施例等を削除するときは、既に付されている化学式番号・数式番号・表番号・文

献番号・実施例番号等が不連続になっても、既に付された番号はそのままの記載とし、番号を繰り上げる訂正はしない（特施規様式29備考14ハホ、備考16、様式29の2備考16）。

３．追加の訂正をする場合の記載方法について

(1) 新たな請求項を追加するときは、末尾の請求項に続けて新たに記載するようにし、請求項間に番号を割り込ませる訂正にはしない（特施規様式29の2備考15ロ）。

(2) 新たな図を追加するときは、末尾の図に続けて新たに記載するようにし、図の間に新たな図を割り込ませる訂正にはしない（特施規様式30備考13ロ）。

(3) 新たな段落・化学式・数式・表・文献・実施例等を追加するときは、既に付された段落番号・化学式番号・数式番号・表番号・文献番号・実施例番号等にズレや変更が生じないように訂正する。なお、訂正の結果によって、これらの番号が不連続になっても差し支えない（特施規様式29備考14ハホ、16、19ロ、様式29の2備考16）。

４．訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の記載例

削除の訂正をする場合の訂正明細書等の記載例

訂正前の明細書等	訂正明細書等（訂正後）
特許請求の範囲 【請求項１】 軸筒の先端側の把持部分に、軸筒部とは異なる材質であって、多孔性チューブからなる滑り止め部材を嵌設したボールペン。 【請求項２】 チューブは、外表面に多数の小突起を有する請求項１記載のボールペン。 【請求項３】 チューブは、外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を有する請求項１記載のボールペン。	**特許請求の範囲** 【請求項１】 軸筒の先端側の把持部分に、軸筒部とは異なる材質であって、ゴム製の多孔性チューブからなる滑り止め部材を嵌設したボールペン。 【請求項２】　（削除） 【請求項３】 チューブは、外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を有する請求項１記載のボールペン。

明細書（発明の詳細な説明） ・・・ 【実施例１】 【００１２】・・・多孔性チューブからなる滑り止め部材が、ボールペンの軸筒の先端側の把持部分に嵌設されており、把持部分に汗の吸収作用を持たせることができる。 【実施例２】 【００１３】・・・図２のように、多孔性チューブの外表面に、多数の小突起を設けることで、滑り止めの機能を高めるとともに、良好な把持感覚を得ることができる。・・・ 【実施例３】 【００１４】・・・多孔性チューブの外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を設けることで、表面のベタつきを抑え、快適な把持感覚を継続させることができる。・・・ **図面** ・・・ 【図２】 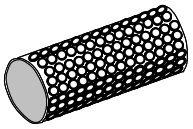	**明細書（発明の詳細な説明）** ・・・ 【実施例１】 【００１２】・・・ゴム製の多孔性チューブからなる滑り止め部材が、ボールペンの軸筒の先端側の把持部分に嵌設されており、把持部分に汗の吸収作用を持たせることができる。 【実施例２】 【００１３】　**（削除）** 【実施例３】 【００１４】・・・多孔性チューブの外表面に、軸方向に対して同一間隔で複数の通気溝を設けることで、表面のベタつきを抑え、快適な把持感覚を継続させることができる。・・・ **図面** ・・・ 【図２】　**（削除）**

上記の例では、請求項２の記載を削除するとともに、請求項２に係る発明に対応して、発明の詳細な説明中の実施例２が記載された段落【００１３】を削除し、さらに、その実施例２を説明している【図２】を削除する訂正をしている。

① 請求項の削除

【請求項２】の削除に伴って、請求項３を請求項２に繰り上げる訂正をせずに、削除された請求項２を、「【請求項２】（削除）」と記載し、削除された請求項番号を特許請求の範囲に残す。

②段落の削除

段落【００１３】の削除に伴って、段落【００１４】以降を一つずつ繰り上げる訂正はせずに、削除された段落【００１３】を、「【００１３】（削除）」と記載し、削除された段落番号を明細書に残す。

なお、この段落の削除に伴い、実施例番号等が不連続となる（実施例２が削除される）が、そのままで差し支えない。

③図の削除

図２の削除に伴って、図３以降を一つずつ繰り上げる訂正はせずに、削除された【図２】を、「【図２】（削除）」と記載し、削除された図の番号を図面に残す。

このような訂正とすることにより、訂正の前後で、請求項番号や段落番号、図面番号等にズレが発生することを防止し、「一覧性の欠如」の発生を防ぐことができる。

（改訂 H30.9）

38—06　P

訂正に係る手数料

訂正審判を請求するときは、特施規§46の2①様式62備考4による「審判の請求に係る請求項の数」に応じた手数料が必要である（→21—09の１.(3)）。

無効審判又は特許異議の申立てにおいて訂正するときも、訂正審判と同様に、特施規§46の2①様式63の2（無効審判）、様式61の4（特許異議の申立て）による「訂正の請求に係る請求項の数」に応じた手数料が必要である。

すなわち、特許権全体を訂正するときは、審判の請求の際、特許登録原簿に記録されている請求項の数に応じた手数料が必要である。

また、請求項ごとに訂正するときは、訂正審判請求書又は訂正請求書の「請求の趣旨」欄に記載する請求項の数（→38—04）に応じた手数料が必要である。

例えば、特許請求の範囲が請求項１～３からなり、全て独立項の場合に、請求項３のみを訂正するときは、１項分のみの手数料が必要となる。

また、例えば、特許請求の範囲が請求項１～５からなり、請求項４，５がともに請求項３を引用している場合に、請求項３のみを訂正しようとするときは、請求項３～５の一群の請求項ごとに訂正するか、又は、請求項３の訂正及び請求項４，５を請求項３の記載を含む形で書き下すことにより請求項３との引用関係を解消する訂正をすることになるので、訂正する請求項分として３項分の手数料が必要となる。

さらに、請求項を削除する訂正を請求する場合、例えば、特許請求の範囲が請求項１～５であり、請求項５を削除する訂正を請求するときは、訂正する請求項分として１項分の手数料が必要となる。

なお、複数回訂正する場合、先の訂正は取り下げられたものとみなされるため（特§120の5⑦、§134の2⑥）、訂正の度に改めて手数料が必要となる。

（改訂 H30.9）

42—00　P U D T

審理の終結及び再開

１．審理の終結（結審）

(1) 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人（以下、本章 42 において「当事者」という。）に通知しなければならない（特§156①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。また、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であって審決の予告（→51—17）をしないとき、又は審決の予告をした場合に指定期間内に被請求人が訂正の請求若しくは補正をしないときは、審理の終結を当事者に通知しなければならない（特§156②）。当事者系審判において、審決却下を行う場合も（請求書の副本を被請求人に送達していないものも含めて）、当事者双方へ審理の終結を通知する。

(2) 審理終結の通知は、当事者に対し、近く審決がされることを知らせるものであって、この通知がされた以後に当事者が攻撃防御方法を提出しても、それを審理の対象にすることができない（東高判昭 40.7.29（昭 39（行ケ）17 号）参照）。なお、審理終結の通知をした後に、さらなる審理の必要があるときは、審理の再開（→２.）を当事者に通知した上で審理する。また、審理の終結に至った後は、その審判に参加（→57—01）することができない（特§148①、③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(3) 審理終結の通知があった後でも、審決が確定するまでは、審判の請求を取り下げることができる（→43—02）。

(4) 「審決をするのに熟したとき」とは、審理に必要な事実を全て参酌し、取り調べるべき証拠を全て調べて、結論を出せる状態に達したことをいう。

したがって、審理終結の通知後は、原則として審理はしない。

(5) 審理終結の通知の効力は、当事者に告知したときから生じると解されるので、書面で通知した場合には、当事者に到達したときに審理終結の通知の効力

が生じる。したがって、審理終結の通知が当事者に到達する前に、当事者から書面が提出された場合は、当該書面について審理した上で審決をする必要がある（東高判昭 38.5.23（昭和 36 年（行ナ）88 号）、東高判昭 46.3.23（昭 41（行ケ）184 号）参照）。

(6) 審決は、審理終結の通知を発した日から二十日以内にしなければならない（特§156④、実§41、意§52、商§56①、§68④）と規定されているが、これは訓示規定であって、この期間内に審決をしなかった場合でも手続の違法の問題は生じない（大判大 14.4.17（大 14（オ）165 号）参照）。

２．審理の再開

(1) 審判長は、必要があるときは、審理終結の通知をした後であっても、当事者の申立てにより、又は職権で、審理の再開をすることができる（特§156③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

審理の再開は、審理の完全を期するためにするものであって、重大な証拠の取調べが未済であったとか、審理終結の通知と入れ違いに請求の理由の補充、明細書の補正がされていた場合などであって、審判長が必要と認めたときに行う。

(2) 審理の再開をするときは、当事者に審理を再開する旨の通知をする。

(3) 審理終結の通知後に、審理再開申立書とともに書面が提出されたときは、審判長は、必要により他の合議官に諮った上で、慎重にその許否を検討する。その結果審理再開の必要を認めないときには、書面の内容と重要性に応じて、その旨、申立てた者に連絡するとともに、応対記録を作成する。

補正の機会を要望するなど、審理に影響しない内容であれば、連絡等を行うことなく、審理再開の必要を認めない旨、審決に付記すれば足りる。

(4) 審理再開申立書のみが提出されたときも、上記(3)と同様である。

（裁判例）

［補正可能期間を過ぎた後の補正を認めるための審理再開の申立て］

経緯によれば、特許庁が申し立てに応じて審理を再開しなかったことの手続違背をいう原告主張は、法の定める補正可能期間を過ぎたのちに終結された審理を、補正可能期間を過ぎた後の補正を認めるために再開せよと

いうことに帰し、このような主張は、補正を補正可能期間に限って認めることとした特許法の定める補正制度と相容れないものである。

特許法の定める審理再開制度は、審理の万全を期するために、審判長が特に必要と認めた場合に行われるべきものと解するのが相当であるから、このような補正を認めるための審理再開は、審理再開の制度の予定していないところである。（東高判平 7.1.25（平 4（行ケ）239 号））

（改訂 H27.10）

42—04　T

商標拒絶査定不服審判における審理の再開

商標においては、審判係属中は指定商品等の補正が可能（商§68の28①、§68の40①）であることから、審理終結通知があった後に拒絶理由を解消するための指定商品等の補正がされたときは審理を再開する。

しかし、審理終結通知後にされた以下のような事案については、審理を再開するための合理的な理由に該当するものではなく、時機に後れた対応であるから審理を再開しない。

(1) 指定商品の補正をする旨を主張するのみで、具体的な補正手続がされていないもの。

(2) 請求の理由又は証拠の補充をするため審決の猶予を求めるもの。

(3) 引用商標の商標権者と譲渡交渉するため審決の猶予を求めるもの。

(4) 引用商標に対して不使用取消審判等を請求した旨を主張するもの。

ただし、当該審判請求を審理終結通知後にする合理的理由があるものを除く。

（改訂 H27.2）

43—01　ＰＵＤＴ

取下書の採否の権限

取下書の差出しがあったとき、その採否を決定する権限は合議体としての審判官にある。

合議体が指定された以上､その事件の最終まで審理を尽すべきものであるから、事件の審理を打ち切るか続行するかを決定する基礎となる取下書の差出しがあった場合は、合議体が、その採否を決定する。

（裁判例）

「上告人が原抗告審判手続において、被上告人が第１審で本件無効審判の請求を取下げたにも拘らず第１審が登録の有効無効について審決したのは違法だという主張をしたことは記録上明らかである。取下げの有無の如きは、原審としては、当事者の主張がなくとも進んで、調査すべき事項であるが、当事者からかような主張があった以上は、先ずこの点について判示すべきであることは今さらいうまでもないことである。」（東高判昭 23.5.28（昭 22（オ）11号））

（改訂 H27.2）

43—02　ＰＵＤＴ

審判請求（特許（商標登録）異議の申立て）の取下げに関する手続

審判請求（異議の申立て）の取下げとは、請求人（申立人）のする一方的な請求（申立て）の撤回行為である。

審判請求を取り下げると、その請求がなかったと同一の状態に復するから、後日に至って、同一の請求の趣旨で同じ被請求人に対しても、再び審判を請求することができる。

１．　取下書の処理

取下書を受け付けたときは、以下の手続によって処理する。ただし、取下書の採否の権限については、43—01 を参照すること。

(1) 取下書の方式調査

取下書の記載の内容を次のように調査する。

ア 事件の表示、当事者の住所、氏名等を調査し、本文の内容が取下げの趣旨であることを確認する。

イ 審判請求は、審決が確定するまでは取り下げることができる（特§155①、実§39の2①、意§52、商§56①、§68④）。

無効審判、商標取消審判の請求については、答弁書の提出があった後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができない（特§155②、実§39の2②、意§52、商§56①、§68④）ので、取下書提出の日をそれらとの関連において確認する。

異議申立てについては、取消理由の通知後は取り下げることができない（特§120の4①、商§43の11①）ので、取り下げることのできる期間内の差出しであるかを確認する。

ウ 添付書類については以下のとおり調査する。

（ア）取下書の差出しが委任による代理人、又は指定代理人によってされた場合は、取下げについての特別の委任事項が、委任状に又は指定書に記載されていること（特§9、実§2の5②、意§68②、商§77②）を確認する。

（イ）当事者が在外者であって特§8により選任された者（特許管理人）が取下書を差し出している場合には、委任状に取下げについての特別の委任事項の記載がなくても、例えば「一切の手続について……」の如き、一般的な委任事項の記載があれば取下げを認める（特§8②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

（ウ）無効審判、商標取消審判において、答弁書提出後に取下書が差し出された場合は、相手方の承諾が必要である（特§155②、実§39の2②、意§52、商§56①、§68④）から、この承諾書についても調査をする必要がある（承諾書の記載例については別紙記載例参照）。

なお、この場合の相手方については、調査実務上、被請求人の参加人を含まないものとして処理する。

（エ）請求人が請求を取り下げるに当たり、被請求人代理人にその手続を委任し、その代理人が取下書及び承諾書を作成して差し出すことは、民§108で禁じられている双方代理に該当するかに見えるが、同条ただし書の趣旨から類推して、差支えがないものと判断し、取下げを認めても良い。

取下げを認めた例：昭31審644号
昭32審373号

（参考）民法第108条「同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。」

(2) 取下書の不備の取扱い

(1)による調査の結果、不備がある場合は、補正を命じる。

方式不備の理由の代表的な例は以下のとおり。

ア 取下げの対象が不明のもの

イ 請求人（申立人）の住所、氏名等の脱落又は相違

ウ 委任状の不備

エ 承諾書の不備

2． 当事者系審判請求又は異議申立てにおける取下げの通知（特施規§50の5、特施規§45の6→§50の5、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）

(1) 取下げが認められる、以下のときは、相手方に取下通知書を送付する。

ア 答弁書未提出により、相手方の承諾を要しないで取下げが認められるとき。

イ 相手方の承諾を得て取下書が差し出され、それを認めるとき。

(2) 参加人のあるときは、各参加人にも通知する。なお、特§148①の規定による参加の場合は、被参加人が審判請求を取り下げても、その審判は終了しない（特§148②、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

3． 共同請求人（申立人）の一部取下げ

(1) 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（特§132③、実§41、意§52、商§56①、§68④）ことから、訂正審判及び拒絶査定不服審判の共同請求人の一員がその請求から脱退（請求取下げ）することはできない。

(2) 訂正審判及び拒絶査定不服審判以外の審判請求、異議申立てにおいて、共同請求人（申立人）の一員がその請求（申立て）から脱退するときは、取下書を提出する。

無効審判、商標取消審判において、答弁書提出後に共同請求人の一部が請求取下書を提出するときは、相手方（共同請求人ではなく、被請求人のこと）の承諾書が必要である。

（改訂 R5.12）

承諾書の記載例

承 諾 書

令和○○年○○月○○日

請求人

住所 ： ○○○○○○○○○○○○

名称 ： ○○○○○○ 殿

審判事件の番号：*無効２０○○－○○○○○○

（*特許第○○○○○○○○号に対する）上記審判事件に関し、被請求人は請求人が審判請求を取り下げることについて承諾します。

被請求人

住所 ： ○○○○○○○○○○

名称 ： ○○○○○

被請求人代理人

住所 ： ○○○○○○○○○○○

氏名（弁理士）： ○○ ○○

*「取消２０○○－３０○○○○」、「（商標登録第○○○○○○○号に対する）

※代理権（取下げについての特別の委任事項）に注意。

（改訂 R5.12）

43—03　ＰＵＤＴ

審判請求の放棄

１．審判請求の放棄

審判では民訴§266にいう請求の放棄についての規定がなく、かつ職権審理主義をとっており、当事者の自由な処分は許されないから、請求の放棄によって審判は終了しない。

審判請求の放棄届を単なる上申書とみて、その記載内容によって次のように処置した例がある。

(1) 人証による公知事実の立証並びに主張が錯誤に基づくものであることが判ったので請求を放棄するとあったので、請求人はこれ以上証人調べの手続を遂行する意思がないものと認め、予納指令を出さずに結審した。

(2) 公知事実の立証が刊行物によった場合及び公知事実に関する証人調べが済んだのちに放棄届が出された場合、放棄届にかかわりなく証拠に基づいて本案審理をした。

(3) 取下げの意味に解されたので、取下げの意思があるならその正規の手続をとるように促した結果、相手方の同意書をつけた取下書の提出があり、審判を終了した。

２．審判請求権の放棄

審判請求権の放棄届が提出されたときにも、それを単なる上申書として取り扱う。取扱いは１．に準じる。

（改訂 R5.12）

43—05　P U D T

審判請求（特許（商標登録）異議の申立て）の一部取下げ

1．審判請求（異議申立て）の一部取下げというのは、審判（異議）の対象の一部を請求人（申立人）の自由意思に基づいて撤回することで、たとえば、A・B２個の発明に係る特許権の特許の無効（異議）を請求（申立て）したのち、その一部ＡまたはＢについての請求（申立て）を撤回するのがこれに当たる。

2．審判請求（異議申立て）の一部取下げの可否

(1) 特許（実用新案登録）請求の範囲に記載された２以上の請求項に係る特許（実用新案登録）無効審判の請求は、請求項ごとに取り下げることができる（特§155③、実§39の2⑥）。

昭和62年12月31日以前の出願に係る特許については、特許請求の範囲に記載された２以上の発明に係る特許無効審判の請求は、発明ごとに取り下げることができる。

(2) 意匠登録無効審判については、一部取下げはできない。

(3) 商§46①に規定する無効審判は、商§56②で準用する特§155③の規定により、指定商品又は指定役務ごとに、その請求を取り下げることができる。

(4) 商§50①、§51①、§52の2①、§53①及び§53の2にそれぞれ規定する取消審判については、特§155③の規定の準用がなく、請求の一部取下げはできない。

(5) 特許請求の範囲に記載された２以上の請求項に係る特許異議の申立ては、請求項ごとに取り下げることができる（特§120の4②→特§155③）（→67—03）。

(6) ２以上の指定商品又は区分に係る商標登録異議の申立ては、指定商品又は指定役務ごとに取り下げることができる（商§43の11②→特§155③）。

(7) 拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①）、補正却下決定不服審

判（意§47①、商§45①）については、規定がないので、それらの審判請求の一部を取り下げることはできない。

(8) 訂正審判（特§126①）についても、規定がないので、それらの審判請求の一部を取り下げることはできないが、２以上の訂正事項について、一つの訂正審判が請求されている場合において、そのうちの一部の事項について削除する補正を認めることがある（→54―05.1の２．(3)）。

また、２以上の請求項に係る特許について、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない（特§155④）。

３．審判請求（申立て）の一部取下げに際しての注意事項

取下げの要件、審判書記官及び審判官の手続は43―01及び43―02と同様であるが、一部取下げの場合、職権により、取り下げた部分についての申立ての理由について審理されることがある（特§153①）。

（改訂 R5.12）

44—01　P U D T

決定の記載事項

１．決定の種類

決定には、特許（商標登録）異議の申立てについての決定と、審判による中間決定と、審判長名による請求書の却下の決定と、除斥、忌避審判の審判による決定（特§143、実§41、意§52、商§56①、§68④）とがあり、決定に記載すべき事項については、特施規に規定されている。

２．記載事項の詳細（当事者系審決の記載事項→45—03）

(1) 特許異議の申立てについての決定（特§120の6）

決定に記載すべき事項（→67—06の２．）

(2) 商標登録異議の申立てについての決定（商§43の13）

決定に記載すべき事項（→66—06の４．）

(3) 参加許否の決定（特施規§50の6）（→57—07の３．）

ア 許可の場合はその結論に費用の負担について記載しない（→47—01の３．(3)）。

イ 参加申請人は当事者の表示の最後に記載する。

ウ 参加者の態様、特に当事者のいずれの側に参加を申請するかについては当事者の表示又は結論のいずれにも記載しないのが普通である。

(4) 補正の却下の決定（特施規§33）

(5) 請求書の却下の決定（無効審判については、特§134の2⑨で準用する場合を含む）

ア 請求書が決定によって却下される事由については、特§133①②（実§41、意§52、商§56①、§68④）に規定されている（→21—03）。

イ 特§133③（実§41、意§52、商§56①、§68④）により審判長が審判請求書を却下する決定をするときは、特§133④により理由を付さなければならな

い。

ウ 却下の決定書における当事者などの表示（→45―10）

エ 却下の決定書の記名押印

(6) 除斥、忌避の決定

除斥、忌避の決定における記載事項とその注意（→59―05）

３． 記名押印

合議体の各審判官は、全員記名押印しなければならない（特施規§50の13①）（押印代替措置→00―02の２．）。

（改訂 R5.12）

45—01　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

審決の手続

１．　却下決定（→44—01 の２．(5)）、審判請求の取下げ（→43—01、43—02）、出願の放棄、取下げ及び変更（→61—05 の９．）による審判の終了以外は通常、審理の終結通知を発した日から 20 日以内に審決がされ（特§156①、④、実§41、意§52、商§56①、§68④）、審判事件は終了する。

２．　審決には、不適法な審判請求の審決による却下（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）及び本案審理を行った審決（特§156①、③、実§41、意§52、商§56①、§68④）がある。

３．　審決に記載すべき事項（特§157②、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→45—03）

４．　審決の併合

(1) 当事者の双方又は一方が同一である２以上の審判については、その審理の併合又は審理の併合をしたものを分離することができる（特§154①、②、実§41、意§52、商§56①、§68④）ことから、併合審理の結果、１通の審決書で審決をすることが可能である。

(2) 審決の併合の場合の記載要領（→45—03 の２．）

５．　審決があったときは、審決の謄本を、当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達する（特§157③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

６．　提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、当事者又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その当事者又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（特施規§50の11、実施規§23⑫→特施規§50の11、意施規§19⑧→特施規§50の11、商施規§22⑥→特施規§50の11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/kami_form/index.html）を参照。）

（改訂 R5.12）

45—03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

当事者系審判及び訂正審判における審決の記載事項

１．　審決に記載すべき事項（特§157②、実§41、意§52、商§56①、§68④）

記載事項の詳細及び注意事項は以下のとおりである。

また審決の末尾には審決をした合議体に属する審判官全員が記名押印しなければならない（特施規§50の10、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）（押印代替措置→00—02の２．）。

(1) 審判の番号は無効２０〇〇－８００〇〇〇などと記載する。除斥又は忌避の審判の場合は単に審判と記載しないで、除斥２０〇〇－９６０〇〇〇、忌避２０〇〇－９７０〇〇〇と表示する（→11—01）。

(2) 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所の表示については次による。

審決書における当事者等の表示（→45—10）

代理人の記載不要の事例（→45—11）

(3) 審判事件の表示

ア 審判事件は、その権利の番号と事件の種類（無効、存続期間延長登録無効、訂正、取消、存続期間の更新無効の審判）とを表示し、審決する旨を記載する。

イ 審判事件の表示における権利の表示は、次のとおりに記載する。

特許第〇〇〇〇〇〇〇号発明「（発明の名称）」

登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案「（考案の名称）」

登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠「（意匠に係る物品）」

登録第〇〇〇〇〇〇〇号商標

(4) 審決の結論及び理由

ア 審決の結論（→45—04）

（ア）当事者系審判の場合も査定系審判と同様に請求が不適法で却下される

場合と、本案に入って審理された結果、請求が成り立たない場合と成立する場合とがあるので、その旨と審判費用の負担(→47―01)について記載する。

ただし、請求が成立する場合は、その内容を具体的に記載する(→45―04)。

(イ) 特許、実用新案及び商標においては無効請求の一部を認める審決(全部無効の請求に対し、一部無効とする審決、一部無効の請求に対し、その一部の更にある部分についてのみ無効とする審決)をする場合がある。

(文例) 登録第○○○○○○○号商標の登録は指定商品中「○○」につきこれを無効とする。

イ 理由

当事者系審判においては、その権利内容の要旨認定が審理の前提となるほか、出願年月日、特許、又は登録の年月日の明確な認定が必要であるから、この点をまず明記する。

ウ 特許無効審判に訂正請求がある場合の審決

訂正を認める場合は、その旨を審決の結論中に記載し、訂正を認めない場合は、その旨を審決の結論中には記載せず、理由中で記載する(→51―19の3.(3))。

(5) 審決の年月日

2. 審理を併合の上、審決をする場合の注意

(1) 併合した事件の審判番号は上下に並列して記載する。

(2) 審理の併合ができるのは当事者の双方又は一方が同一の場合であるから、その同一でない方の当事者の表示(→1.(2))は当事者に頭記する「請求人」又は「被請求人」との記載の前に対応する事件番号を記入付加して、例えば「無効２０○○－８００○○○の請求人」のように記載して列記する。

(3) 通常審決における前文中「次のとおり審決する」の前に「併合の上」を記入する。

なお、その権利が異なっている場合には、その権利の表示(→1.(3)イ)を列記する。

(文例) 登録第○○○○○○○号実用新案「(考案の名称)」

登録第×××××××号実用新案「（考案の名称）」
の登録を無効とする各審判事件について実用新案法第41条で準用する特許法第154条の規定によって審理を併合の上、次のとおり審決する。

(4) 審決の結論については、併合した各々の事件ごとに記載する（→45―04の５．(3)）。審決に一部の審判事件に対応する結論しか記載しなかったときは、脱漏審決となり（民訴§258）、残りの審判事件は、依然として特許庁に係属していることになる（知財高判平19.10.31（平18（行ケ）10129号）参照）ので、全ての事件に対応して各々の結論を記載する。

審決の理由については、併合した事件に共通する事項は事件を特に表示しないで、併合しないときと同様に記載し、併合した事件により異なる事項は、例えば（文例１、２）のようにその事件又は対象物などを特示してそれぞれ記載することが必要である。なお、異なる部分が多いときには審決の簡素化の意味は少なくなる。

（文例１）請求人は甲第１～８号証（ただし、無効２０××－８００×××においては甲第８号証を欠き甲第１～７号証）を提出しているが、……

（文例２）なお、無効２０××－８００×××の請求人は甲第○号証を提出して……と述べており、無効２０××－８００×××の請求人は……と述べて、証人尋問の申請をしているが、しかし……、

(5) 審理を併合の上、審決をしたとしても、各事件で申立てられた全ての理由について判断を示すことが必要である。

「本件審決は，別件審判Ａ事件における無効理由の一つについてのみ認定判断し、審判Ｂ事件についても別件審判Ｃ事件についても、その取消理由につき何らの認定判断もしていないことは，審決書の記載自体から明らかであり，当事者間にも争いがないところである。そうすると，本件審決中の審判Ｂ事件に係る部分に、判断遺脱の重大な違法があることは，明白である。」　（東高判平14.7.18（平13（行ケ）79号）参照）

（改訂 R5.12）

45—04　P U D T

審決、決定の結論の表示方法

１．審決、決定の結論の表示

審決、決定の結論というのは、事件の当事者の請求の趣旨、申立て又は申請に対してどんな範囲で容認又は排斥したかを示す審判の合議体又は審判長の判断の結果である。

審決、決定の結論の項には請求、申立てなどの不適法却下、請求の趣旨に応じその全部又は一部の容認又は排斥を簡潔明瞭にしかも完全に記載し、それにより、その審決、決定の効力及び範囲が一見して明らかになるように記載する。

特に、訂正審判、訂正請求があるときには、審決、決定による確定範囲は請求単位（請求項ごと又は一群の請求項ごと）ごとになるから、これを特定できるように記載する。

２．審判における費用の負担の表示

(1) 特許（登録）無効審判（特§123、実§37、意§48、商§46、§68④）又は商標登録取消審判（商§50、§51、§52の2、§53、§53の2）に関する費用の負担については、当事者の申立ての有無にかかわらず職権をもって、どちらに負担すべきかを結論の項で明瞭に表示しなければならない（特§120の8①、§169①、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）（費用の負担→47—01）。

(2) 拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①、§68④）、補正却下決定不服審判（意§47①、商§45①、§68④）、特許異議の申立て（特§113①）、商標登録異議の申立て（商§43の2）、訂正審判（特§126①）又は判定（特§71①、実§26①→特§71①、意§25①、商§28①）に関する費用は、請求人（申立人）の負担とすると法文上規定（特§120の8①、§169③、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）されているので、結論に表示する必要がない。

(3) 参加許否の決定の際、参加申請に反対する意見により生じた費用の負担につ

いて結論の項に記載する（→47―01 の３．(3)）。

３．結論の表示方法の基本方針

(1) 結論には請求の趣旨、申立て又は申請の範囲を越えた判断を表示してはならない。ただし、請求書の却下及び費用の負担についてはこの限りではない。

(2) 当該事件の請求人の請求（申立て又は申請）を排斥するときには、その請求（申立て又は申請）が成り立たない旨を表示し、容認するときには請求の趣旨（申立て又は申請）を容認することを具体的に表示する。

(3) 一部却下のときには、一部却下、本案についての判断の結果、費用負担の順に併記する。

(4) 結論は、他の必要記載事項と必ず分離し、かつ理由の項の直前に記載する。

(5) 結論の更正について、特許法には審決の更正決定の規定はないが、裁判例は一貫して審決は更正できるとしている（→45―06 の１．）。

(6) 種々のときの結論の表示方法（→45―03 の１．(4)）

(7) 訂正審判、訂正請求があるときは、結論において、その確定範囲である請求単位を特定する。具体的には、訂正後の請求項１、請求項３、４、請求項６～９がそれぞれ訂正単位であるときには、「訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について」と記載して特定する（一群の請求項ごとに確定するときは、それがわかるように〔〕で単位を特定する）。

４．特許無効審判の手続中に訂正請求がある場合の審決（→45―03 の１．(4)ウ，51―19 の３．(3)）

５．審決の結論の実例

(1) 請求却下の審決

ア 全部却下

本件審判の請求を却下する。

審判費用は、請求人の負担とする。

イ 一部却下（→５．(2)ウ(イ)c）

(2) 本案審決

ア 拒絶査定不服審判

（ア）成立

a 原査定を取り消して自判する場合

「原査定を取り消す。」と記載して、以下自判審決の結論を次の文例に従って併記する。

(a) 一般のときの文例

本願の発明（意匠、商標）は、特許（意匠登録、商標登録）をすべきものとする。

(b) 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願のときの文例

登録第○○○○○○○号商標の商標権の存続期間の更新登録をすべきものとする。

(c) 防護標章のときの文例

本願標章は、登録第○○○○○○○号商標の防護標章として登録をすべきものとする。

b 原査定を取り消し、差し戻す場合

原査定を取り消す。

本願は、更に審査に付すべきものとする。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

イ 意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判

（ア）成立

原決定を取り消す。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

ウ 特許（登録）無効審判

（ア）通常の審判の場合

a 成立

<u>全部無効：</u>特許請求の範囲の全請求項について審判請求があり、当該全請求項を無効とする場合

(a) 特許第○○○○○○○○号の請求項１～３に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は、被請求人の負担とする。

(b) 実用新案（意匠、商標）登録第○○○○○○○号の請求項１～５に係る考案についての実用新案登録（意匠登録、商標登録）を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

一部無効：特許請求の範囲の一部の請求項について審判請求があり、請求のあった当該一部の請求項の全てを無効とする場合

特許第○○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

b 不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

c 一部成立

(a) 特許第○○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

その余についての審判請求は、成り立たない。

（同請求項２に係る発明についての審判の請求は成り立たない。）

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

(b) 登録第○○○○○○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○○」についての登録を無効とする。

その余の指定商品（及び指定役務）についての審判請求は、成り立たない。

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

（イ）特殊な場合

a 共同審判

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、その三分の二を請求人甲の負担とし、三分の一を請求人乙

の負担とする。

b 参加人がある場合

(a) 請求人側に参加があって、成立のとき

意匠登録第○○○○○○○号の登録を無効とする。

審判費用及び参加により生じた費用は、被請求人の負担とする。

(b) 請求人側に参加があって、不成立のとき

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は参加によって生じた費用を含めて、請求人及びその参加人の負担とする。

(c) 被請求人側の参加があって、成立のとき

特許第○○○○○○○号発明の特許を無効とする。

審判費用は、参加によって生じた費用を含めて被請求人及びその参加人の負担とする。

(d) 被請求人側に参加があって、不成立のとき

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用及び参加によって生じた費用は、請求人の負担とする。

c 一部却下、一部認容の場合

登録第○○○○○○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○」についての登録を無効とする。

その余の指定商品（及び指定役務）についての審判の請求は却下する。

審判費用は、・・・・の負担とする。

(ウ) 訂正請求を伴う特許無効審判の場合

上記(ア)、(イ)の特許無効審判について訂正を認める場合は、上記各結論の前に訂正を認容するとの結論を以下のように併記する。

例.

a 成立（訂正の全部認容）

(a) 特許権全体に対して訂正の請求のあったとき

特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める。

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

(b) 請求項ごとに訂正の請求があったとき（一群の請求項ごとに確定するときは、それがわかるように〔〕で単位を特定する）

特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認める。

特許○○○○○○○号の請求項１、３、４、６～９に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

b 成立（訂正の一部認容）

特許第○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を、令和○○年○○月○○日に提出された訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の〔３、４〕について訂正することを認める。特許第○○号の請求項１～４に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

c 不成立

訂正の適否判断に関する記載については上記 a、b と同様。

d 無効を申し立てられた請求項を全て削除する訂正を認め、特許無効審判の請求を却下する場合

請求項○～△を削除する訂正を認める。

本件審判の請求を却下する。

審判費用は請求人の負担とする。

（なお、費用負担は被請求人に一部又は全部を負担させる場合等もあり得る（特§169②→民訴§62、§63）（→47—01）。）

e 無効を申し立てられた請求項の一部を削除する訂正を認める場合

訂正請求書に・・・のとおり、訂正することを認める。

請求項○～○に係る発明についての特許を無効とする。

請求項○～○に係る発明についての審判の請求は成り立たない。

請求項○～○についての本件審判の請求を却下する。

審判費用は、その○分の○を請求人の負担とし、○分の○を被請求人の負担とする。

（削除された請求項に対する部分は請求を却下する。削除された請求項分に関する費用負担は、上記ｃと同様。）

エ 商標登録取消審判

（ア）成立

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を取り消す。

審判費用は、被請求人の負担とする。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

オ 特許（商標登録）異議の申立て

（ア）通常の申立ての場合

ａ 維持決定

（全部維持）

特許第○○○○○○○号の請求項１～２に係る特許を維持する。

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を維持する。

（一部維持）

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る特許を取り消す。

同請求項２に係る特許を維持する。

ｂ 取消決定

特許第○○○○○○○号の請求項３に係る特許を取り消す。

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を取り消す。

（イ）訂正請求を伴う特許異議の申立ての場合

上記(ア)の特許異議の申立てについて訂正を認める場合は、上記各結論の前に訂正を認容するとの結論を以下のように併記する。

例.

a 維持決定（訂正の全部認容）

(a) 特許権全体に対して訂正の請求があったとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項１に係る特許を維持する。

(b) 請求項ごとに訂正の請求があったとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項１、３、６に係る特許を維持する。

b 維持決定（訂正の一部認容）

令和○○年○○月○○日付け訂正請求において、特許第○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〔３、４〕について訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項３に係る特許を維持する。

c 取消決定

訂正の適否判断に関する記載については上記 a、b と同様。

カ 訂正審判

（ア）成立（訂正の全部認容）

a 特許権全体に対して訂正審判が請求されたとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲及び図面を本件審判請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり訂正することを認める。

b 請求項ごとに訂正審判が請求されたとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認め

る。

（イ）一部成立（訂正の一部認容）

令和○○年○○月○○日付け本件訂正審判請求において、特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり、訂正後の請求項１について訂正することを認める。

請求項１、〔６～９〕に係る訂正についての審判請求は成り立たない。

（ウ）不成立（訂正を認めない）

本件審判の請求は、成り立たない。

(3) 審理併合した場合の審決

（併合した事件ごとに各々の結論を記載する。）

結論

無効２０ＸＸ－８００００１号審判事件

特許第○○○○○○○号の請求項１～３に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効２０ＸＸ－８００００２号審判事件

特許第○○○○○○○号の請求項１～４に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効２０ＸＸ－８００００３号審判事件

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

(4) 再審

ア 審決却下

本件再審の請求を却下する。

イ 本案審決

（ア）成立

令和○○年審判第○○号事件につき令和○年○月○日にした審決を取り消す。

（当該審判請求が成立する場合の審決の結論を併記する。）

（イ）不成立

本件再審の請求は、成り立たない。

（注）判断遺脱、又は詐害審決を事由とする再審請求で、その事由の有無が本案審理の結果はじめてわかるときには、事由があればイ、なければアの結論とする。費用の負担その他は当該審判の審決の結論に準ずる。

６．決定の結論の実例

(1) 審判長による決定却下

ア 本件審判請求書を却下する。

イ 本件特許異議申立書を却下する。

ウ 本件商標登録異議申立書を却下する。

エ 本件参加申請書を却下する。

(2) 審判による決定却下

本件特許異議の申立て（商標登録異議の申立て、参加の申請、除斥の申立て、忌避の申立て）を却下する。

(3) 本案決定

ア 参加許否の決定

（ア）成立

（例１）本件参加を許可する。

（例２）参加申請人が（被）請求人を補助するための本件参加を許可する。

（注）特§148①又は③の規定（実§41、意§52、商§56①、§68④）に基づいて参加の態様を表示しても良い。

（イ）不成立

参加申請人の申立ては、成り立たない。

参加の申立てによって生じた費用は、参加申請人の負担とする。

イ 補正の却下の決定

令和○年○月○日付けの手続補正を却下する。

(4) 証拠保全の決定

ア 成立

（ア）別紙記載事項につき証人の尋問をする。

（イ）本件につき鑑定人として、東京都文京区湯島１の９何某を指定する。

（ウ）相手方の事務所及び工場において検証、鑑定人の尋問をする。

イ 一部成立

特許庁審判廷において、別紙記載事項について、証人尋問を行う。

その他の申出に係る証拠調べは行わない。

(5) 受継許否の決定

ア 手続を受継人が受継することを許可する。

イ 本件受継の申立ては、成り立たない。

(6) 除斥、忌避の決定

ア 本件除斥（忌避）の申立ては、理由があるとする。

イ 本件除斥（忌避）の申立ては、成り立たない。

７．判定の結論の実例

(1) 却下

本件判定の請求を却下する。

(2) 本案判定

ア 以下に判定の結論の文例を示す。

（ア）（特・実）イ号図面及びその説明書に示す○○は、

本件発明

の技術的範囲に属する（属しない）。

本件考案

（イ）（意）　イ号図面及びその説明書に示す意匠は、意匠登録第○○○○○○○号の登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）。

（ウ）（商）　商品○○に使用するイ号標章は、登録第○○○○○○○号商標の商標権の効力の範囲に属する（属しない）。

（改訂 R5.12）

45—06　P U D T

審決等の更正

1．民事訴訟法においては「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権でいつでも更正決定をすることができる。」と規定しているが（民訴§257①）、特許法にはこのような規定がなく、法文上審決等の更正をすることができるかどうか必ずしも明らかでない。しかし裁判例は一貫して審決は更正することができるものとしている（大判大12.12.3（大12（オ）602号）、大判昭4.10.16（昭4（オ）673号）、大判昭9.5.8（昭8（オ）3120号）、東高判平7.10.31（平4（行ケ）245号））。

2．特§157（実§41、意§52、商§56①、§68④）に示すように審判は審決をもって終了する。したがって、この重要な処分である審決を、その送達後に取り戻すことはしない。

3．更正決定は、表示上の誤謬を訂正する場合で、かつ、その誤謬が明白な場合に限られる。更正決定により、審決の内容を実質的に変更させてはならない。

4．更正決定は、職権又は申立てにより当該審決をした部門の合議体が行う。

5．更正決定を行う場合は、更正決定書の謄本を審決を送達した者に送達する。

6．決定（特許（商標登録）異議決定、却下決定を含む）も審決と同様に更正することができる。

（例）更正決定（査定系）（原本）

発送番号　112233　　1／

更正決定

不服２０ＸＸ－○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○
請　求　人　　○○　○○
○○○○○○○○○○○○○○○
代理人弁理士　○○　○○

特願２０ＸＸ－○○○○○○号拒絶査定不服審判事件について、令和　　年　　月　　日付けでなされた審決中に明白な誤りがありましたので、職権によって、下記のとおり更正決定します。

記

審決書の○○の欄における「△△△」を「□□□」とする。

令和　　年　　月　　日

審判長　特許庁審判官　　○○　○○
特許庁審判官　　○○　○○
特許庁審判官　　○○　○○

（改訂 R5.12）

45—10　ＰＵＤＴ

審決書等における当事者等の表示

１．審決書等における当事者等の表示は、事件の表示の前に文例のように記載する（国際意匠登録出願に係る事件→00—03）。

２．当事者及び参加人が法人である場合、その代表者の氏名の記載は省略する。

３．当事者及び参加人が複数ある場合、全員を列記し、代理人がいれば、各授権者の次に、代理人全員を列記する。

４．法定代理人がある場合には、「法定代理人○○」と記載する。

５．破産、更生管財人などがある場合には、「管財人○○」と記載する。

６．指定代理人のときは指定代理人の職名及びその名前を記載する。

〔説明〕

「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第５条によれば、「……所部の職員でその指定するものに……」と規定されているので、これに準じて職名及び氏名を記載することになるが、事務処理上の理由から上記のように記載する。

７．当事者の住所等が変更されていることが、特許原簿等により判明した場合、変更後の住所で表示されることがある。

記載例

東京都○○区・・・・・
請求人　　A　社
東京都○○区・・・・・
代理人弁理士　　甲
東京都○○区・・・・・
代理人弁理士　　乙
東京都○○区・・・・・
請求人　　B　社
東京都○○区・・・・・
代理人弁理士　　甲

（文　　例）

住所又は居所
請求人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称
住所又は居所
参加人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称

住所又は居所
被請求人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称
住所又は居所
参加人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称

（改訂 H27.2）

45—11　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

審決書に代理人の記載が不要の事例

以下のときには審決書にその代理人を記載しない。

(1) 審決時において代理人が解任されているとき

(2) 審決時において代理人が死亡していることが特許庁において顕著なとき

(3) 代理人の死亡届が提出されているとき

(4) 代理権を証する書面（委任状）が適式に提出されていないとき

ただし、請求人側の代理人全員について、代理権の不存在を理由に却下すべきときは、この限りではない。

(5) 中途受任の場合には、委任状の提出があっても受任届が提出されていないとき

（改訂 R5.12）

45—19　P U D T

審決による却下

審判請求が、以下に掲げる事由に該当するときは、補正を命じることなく、不適法な請求として審決をもって却下（審決却下）される（特§135、実§41、意§52、商§56）。

(1) 審判請求期間外の請求（→45—20）

(2) 共同出願人の一部の者がした請求（→45—20、22—03）

(3) 共有者の一部の者を被請求人とした請求（→45—20）

(4) 特許権者でない者を被請求人とした請求（→45—20）

(5) 対象物のない請求

(6) 在外者が特許管理人によらないでした請求

(7) 除斥期間を経過した後の請求

(8) 商標権の不使用による取消しの審判において、商標権の設定の登録の日から3年以上経過していないものに対しての請求

(9) 一つの特許出願に対して重複してした拒絶査定不服審判請求（取下げ等により審判に係属しなくなった請求を除く）のうち最初のもの以外の請求

（改訂 H27.2）

45—20　P D T

却下審決の文例

１．請求期間経過

査定系審判の請求が期間（特§121、意§46、§47、商§44、§45）を経過しているため却下すべきとき（特§135、意§52、商§56①）は、審決の理由を文例のように記載することができる。

（文　例）

理　　由

本願（令和　年　月　日出願）に対して令和　年　月　日付けで拒絶査定がされ、その査定の謄本は令和　年　月　日に本件審判請求人である出願人（の代理人）に電子情報処理組織により送達されている。

（注）

その拒絶査定不服審判の請求は、特許法第121条の規定により査定の謄本の送達があった日から３月以内である令和　年　月　日（特許法第３条の規定に基づく期間計算による。）までにされなければならないところ、本件審判の請求は令和　年　月　日にされているので、上記法定期間を経過したのちの不適法な請求であり、その補正をすることができないものである。したがって、本件審判請求は、特許法第135条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注）　送達が郵便によって行われた場合は、「その査定の謄本は」以降を「令和　年　月　日に本件審判請求人である出願人（の代理人）に送達されたことは郵便物配達証明書によって明らかである。」と置き換える。

２．　共同出願人の一部の者がした審判請求の却下審決の文例

拒絶査定（意匠、商標登録出願における補正却下の決定）に対する審判において、共同出願人の一部の者がした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22―01の３．、22―03の３．(1)）は、審決の理由を文例のように記載することができる。

なお、共同出願人の全員が一人の代理人に対して審判の請求を委任したにもかかわらず、代理人の過誤により審判請求人欄に一部のみしか記載しなかったときなど、実質上共同審判であるとの意思が表示されていると推認されるときは、審判長は手続の補正を命じるべきであるから、特許法第 135 条の規定による却下はできない（→22―03の３．(1)イｄ）。

（文　例）

理　　由

本件審判は、特許を受ける権利が　　及び　　の共有に係る特許出願の拒絶査定不服審判であるから、この請求は、特許法第 132 条第３項の規定によって、上記共有者の全員が共同して請求しなければならないところ、本件審判の請求は、その一部の者である　　によってされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。

（注）

したがって、本件審判の請求は、特許法第 135 条の規定によって却下すべきものである。

（注）　審判請求後に、請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30―01）は、「～ものである。」の次に「なお令和　年　月　日付けで提出された手続補正書による請求人を変更する補正は、請求書の要旨を変更するものであり、特許法第 131 条の２第１項の規定に違反する。」を挿入する。

３．　共有者の一部の者を被請求人とした審判請求の却下審決の文例

共有に係る特許権についての無効審判において、共有者の一部の者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22―03 の 3.(2)）は、審決の理由を文例のように記載することができる。（注１）

（文　例）

理　　由

本件審判は、特許権が　　及び　　の共有に係る特許の無効審判であるから、審判を請求するときは、特許法第 132 条第２項の規定によって、上記共有者の全員を被請求人としなければならないところ、本件審判の請求は、その一部の者である　　を被請求人としてされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。（注２）

したがって、本件審判の請求は、特許法第 135 条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注１）　商標登録取消審判において、共有者の一部の者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきときも、審決の理由を文例と同様の趣旨に記載することができる。

（注２）　審判請求後に、被請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30―01）は、「～ものである。」の次に「なお、令和　年　月　日付けで提出された手続補正書による被請求人を変更する補正は、請求書の要旨を変更するものであり、特許法第 131 条の２第１項の規定に違反する。」を挿入する。

４．　特許権者でない者を被請求人とした審判請求の却下審決の文例

無効審判において、特許権者でない者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22―01 の７．、22―02）は、審決の理由を文例のように記載することができる。（注１）

（文　例）

理　　由

本件審判は、特許権者が　　である特許の無効審判であるから、特許権者を被請求人として請求しなければならないところ、本件審判の請求は、特許権者でない　　を被請求人としてされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。（注２）

したがって、本件審判の請求は、特許法第 135 条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注１）　商標登録取消審判において、商標権者でないものを被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきときも、審決の理由を文例と同様の趣旨に記載することができる。

（注２）　審判請求後に、被請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30―01）は、「～ものである。」の次に「なお、令和　年　月　日付けで提出された手続補正書による被請求人を変更する補正は請求書の要旨を変更するものであり、特許法第 131 条の２第１項の規定に違反する。」を挿入する。

（改訂 R5.12）

46—00　P U D T

確定

１．審決等の確定

審決及び決定は、それに対して不服のある者により法の規定する期間内（特§178③、実§47②、意§59②、商§63②）に訴えが提起されず、又は提起されても終局的にその審決等が支持されて、通常の不服申立ての方法で取り消すことができない状態になったとき確定する。

また、拒絶査定不服審判において特許（登録）すべきものとする審決、訂正審判において訂正が認められた場合の審決は、不服を申し立てる法律上の利益を有する者が存在しないことから、審決の謄本の送達があったときに確定する。

２．審決等の一部確定

各種審判等（→00—01）に係る審決等のうち、特許（登録）無効審判（特§123、実§37）、特許異議の申立て（特§113）、訂正審判（特§126）、登録異議の申立て（商§43の2）、商標登録無効の審判（商§46）及び書換登録無効審判（商附則§14）の審決等は、以下に示すとおり、その一部が確定（部分確定）することがある。

(1) 特許（登録）無効審判（特§123、実§37）の審決の部分確定（特§167の2、実§41）（→51—19の４．）、特許異議の申立て（特§113）の決定の部分確定（特§120の7）（→67—06の５．）

二以上の請求項に係る特許（登録）については、請求項ごとに特許（登録）無効審判を請求することができ、二以上の請求項について特許（登録）無効審判が請求された場合においては、原則、個々の請求項ごとの審判が同時に進行しているものと解される。そして、無効審判請求に対する審決（請求成立・不成立）は、各請求項についての判断ごとに可分な行政処分であり、その審決取消訴訟において、審決の一部のみが支持されたときや、複数の請求項の一部に

ついて審決取消訴訟が提起されなかったときは、審決のうち、当該請求項に関係する部分は、別個に確定する。

また、「一群の請求項」ごとに訂正の請求がされたとき（特§134の2③）における特許の審決については、その一群の請求項の全ての請求項が確定する状態になったときに、その一群の請求項ごとに確定する。

ここで「一群の請求項」は、訂正前のもので判断する。ただし、「一群の請求項」を構成する特定の請求項について、引用関係を解消する訂正又は請求項を削除する訂正が認められ、当該特定の請求項に係る訂正事項について「別の訂正単位とする求め」（→38―01）をしていた場合は、当該特定の請求項は別の訂正単位として取り扱われ、一群の請求項を構成する他の請求項とは別個に確定する。

特許異議の申立てにおいても同様である。

(2) 訂正審判（特§126）の審決の部分確定（特§167の2）

二以上の請求項に係る特許については、請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求することができ、このときは、原則、請求項ごと又は一群の請求項ごとの審判が同時に進行しているものと解される。そして、訂正審判の請求に対する審決（訂正認容・不認容）は、請求項ごと又は一群の請求項ごとの判断ごとに可分な行政処分であり、その審決取消訴訟において、審決の一部が支持されたときや、審決の一部について審決取消訴訟が提起されなかったときは、当該一部のうち、当該請求項に関係する部分は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに確定する。「一群の請求項」の考え方については上記(1)と同様である。

(3) 商標登録異議の申立て（商§43の2）、商標登録無効審判（商§46）及び書換登録無効審判（商附則§14）の部分確定（商§43の14、§55の3、商附則§16の2）

二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに、商標登録異議の申立て又は商標登録無効の審判請求をすることが可能であり、その決定又は審決は、特許（登録）無効審判と同様に、指定商品又は指定役務ごとに部分確定する。

３．特許無効審判の審決及び特許異議の申立てについての決定の確定と訂正認容の確定

請求項ごとに特許無効審判の請求がされたときは、以下のとおり確定する。

(1) 審決のうち、請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正を認めた部分と、当該請求項ごと又は一群の請求項ごとの審判請求の成立・不成立に係る部分は、一体不可分的に確定する。

(2) 審決のうち、審決取消の訴えの提起がなかった請求項又は一群の請求項について訂正を判断した部分は、訴え提起が可能な期間を経過した時点で、その請求項又は一群の請求項に対する審判請求の成立・不成立に係る部分の確定とともに確定する。

(3) 審決のうち、無効審判の請求がされていない請求項又は一群の請求項について訂正を認めた部分は、審決の送達とともに確定する。なお、訂正を認める旨の審決が送達された後に無効審判の請求が取り下げられたときであっても、当該訂正を認める旨の審決の確定に影響しない。

(4) 特許異議の申立てについての決定の確定も同様である。

（改訂 R1.6）

47—01　P U D T

審判等の費用の負担

１．無効審判に関する費用の負担の原則

特許（登録）無効審判、商標登録取消審判に関する費用の負担は、合議体が審判をもって（結論中に記載して）、職権で定める。ただし、審判が審決によらないで終了するとき（審判請求の取下げ、特§133③の却下など）は、審判による決定をもって定める（特§169①、実§41、意§52、商§56①、§68④）こととなっているが、このような場合は、請求人側の負担になるのであるから、実務上は決定を行わない。

負担の原則は、特§169②（実§41、意§52、商§56①、§68④）によって準用される民訴§61により敗者負担と定められているが、民訴§62、§63の例外（→２．）が認められている。

２．無効審判に関する費用の負担の例外（勝者の負担）

(1) 勝者となった当事者の不必要な行為によって生じた費用の全部又は一部を、勝者となった当事者に負担させることができ、敗者となった当事者の行為によって生じた費用であっても、その行為が、敗者側の権利の伸長又は防御に必要なものであるときは、それを勝者となった当事者に負担させることができる（民訴§62）。

ア 証人尋問の結果、証人が立証を必要とした事項と全く無関係の者であることが判明した場合などには、その証人尋問に要した費用を、前記不必要な行為によって生じた費用と認めて、証人尋問を申請した当事者が勝者となった場合であっても、その者に、その費用を負担させることができる。

イ 訂正請求により特許に係る請求項のうち無効審判の対象となっている請求項が全て削除された場合には、無効審判の対象が存在しなくなり、当該無効審判が却下されるので、勝者である権利者側にその費用を負担させても良い

と考えられる。

ウ 公知の発明と同一であることを理由とする特許無効審判の請求後に、その特許発明の特許請求の範囲が、訂正審判により訂正された結果、前記無効理由が消滅した場合は、民訴§62後段を適用して、勝者である被請求人に、その費用を負担させても良いと考えられる。

(2) 勝者となった当事者の責に帰すべき事由によって、審理を遅延させ、それにより余分の費用を要した場合は、その費用を勝者となった当事者に負担させることができる（民訴§63）。

3. 無効審判における特殊な場合の費用の負担

(1) 一部無効

全部無効の請求に対して、一部無効の審決をするときには、審判の費用を両当事者に分担させ、その分担割合を審決で定めることができ、費用の全部を当事者の一方に負担させることもできる（民訴§64）（文例→45—04）。

(2) 共同審判

ア この場合は、敗者となった共同当事者に、平等の割合をもって負担させるのが原則であるが、それを連帯して負担させても良く、他の方法で負担させても良い（民訴§65①）。

イ 審判の請求が、甲、乙によって共同してされた場合において、甲が請求人適格を有しないものであり、乙のみによる請求を理由があるものとするときには、甲と被請求人との間に生じた費用は、甲の負担とし、その他の費用は、敗者となった被請求人の負担とする。

ウ 共同審判においても権利の伸長又は防御に必要でなかった行為によって生じた費用は、その行為をした者に負担させることができる（民訴§65②）。

(3) 参加

参加申請に対して、当事者から反対意見があった場合には、その参加申請人と反対意見を述べた者との間において、それによって生じた費用を敗者負担の原則で負担させる（民訴§66前段）。

参加によって生じた費用の負担は、共同審判の場合と同様であり（民訴§66後段）、審決をもって定めるが、参加申請の反対意見により生じた費用の負担

は、参加許否の決定に際し、その結論中に記載して定める。

(4) 利害関係

審判請求の利害関係について当事者間に争いがあって、そのための証拠調べなどに費用を要したときには、その費用の負担は、利害関係について争った当事者のみの間において、本案審理における勝敗とは別に、その争いの勝敗により定めることができる。

(5) 代理人

代理権を証明することができない審判の請求についての費用は、その代理人の負担とする（民訴§69②、§70）。

（裁判例）

甲、乙、２名の共同訴訟において、甲についての代理権は証することができたが、乙についての代理権を証することができないため、その代理人が乙の負担分を負担すべきものとされた（東高判昭 33.6.17（昭 32（行ナ）12 号））。

４．拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判、訂正審判等に関する費用の負担

拒絶査定不服審判、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判、訂正審判に関する費用は請求人の負担であり（特§169③、意§52、商§56①、§68④）、特許異議の申立て、商標登録異議の申立てに関する費用は、異議についての決定の結論にかかわらず、申立人の負担と定められている（特§120 の 8①、商§43 の 15①→特§169③）。

また、それらの請求、申立てが共同でされた場合は、各請求人、申立人が平等の割合で負担する（特§169④、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

５．判定に関する費用の負担

判定に関する費用の負担については、何も規定がないが、各当事者が支出した費用は、その当事者の負担とし、判定の結論には、費用の負担については判断を示さない。

（改訂 H27.2）

（訂正 R7.3）

47—02　P U D T

審判の費用の額の決定

１．一般事項

(1) 審判に関する費用の額は、請求により特許庁長官が決定する（特§169⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

その額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合であって、記録上、費用負担額が明らかなときは、催告をするには及ばない（特施規§50の8①）。

(2) 請求は、当該審決又は参加許否の決定の確定後であって、その審判記録が保存されている期間内にしなければならない。

(3) 審判の費用の額の決定を請求する者は、様式１による審判費用額決定請求書に様式２による費用計算書及び費用の額の疎明に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない（特施規§50の7、民訴規§24②）。

(4) 請求があったときは、審判書記官がその事務を行う。

２．請求書の方式審査

請求があったときは、その事件の記録を工業所有権情報・研修館から借り受け、請求書の必要的記載事項につき、記録との照合を行い、不備の有無を審査して、不備があるときは次の区分に従い却下理由通知又は補正命令の手続をする。

(1) 費用の負担につき、審決の結論と請求書における申立てとの照合不一致のものは、審決の結論と一致させるよう補正を命じる。

(2) 請求人及び相手方の住所及び氏名

不備があるものについては、補正を命じる。

(3) 代理人があるときは、その委任状

委任状（ただし、当該事件について授権があるものを除く。）のないものは、補正を命じる。

(4) 費用計算書につき、相手方の数に相当する部数の副本の提出の有無

部数不足のときは、補正を命じる。

(5) 費用計算書の請求項目が費用の範囲（→47—03）を越え、又は請求価額が所定の額を超えるときは、補正を命じる。

(6) 事件の確定の有無

事件が係属中のときは、却下理由を通知し手続却下する。

３．催告書の作成、送達

(1) 請求書の方式が完備したときは、様式３による催告書を作成し、決裁を得た上、請求書計算書及び費用額を疎明する書面の各副本を添えて相手方に送達し、事情を考慮して適宜期間を指定して意見書提出の機会を与える。 ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなとき（例えば、商標登録取消審判における手数料のみの請求など）は、この限りでない（特§169②、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§25①）。

(2) 催告に対し相手方が意見を提出したときは、その副本を請求人に送達したのち、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を基礎として審判の費用を計算し、相手方が意見書を提出しないときは、請求人の費用計算書のみを基礎として計算し、決定する（特§169②、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§25②、特施規§50の8）。

４．審判の費用の額の決定

費用の額が決定したときは、様式４による審判の費用の額の決定書を作成し、決裁を得たのち、その謄本は割印して認証の上、当事者に送達する。

（改訂 R2.12）

様式１

審判費用額決定請求書

（令和○○年○○月○○日）

特許庁長官　殿

１．審判の番号
　無効２０○○―８００○○○

２．請求人（審判請求人）
　住所
　名称

３．代理人
　住所
　氏名

４．被請求人（審判被請求人）
　住所
　名称

５．請求の趣旨
　上記審判事件について、○○年○○月○○日付け審決があったので、審判費用計算書のとおりの費用額の決定を求める。

６．添付書類の目録
（１）審判費用計算書　　通
（２）費用額を疎明する書面　　通
（３）審決書謄本の写し　　通
（４）審判費用額決定請求書副本　　通
（５）委任状　　通

様式２

審判費用計算書

事件の表示

無効２０○○—８００○○○

請求額　５６，５００円

（内訳）

１．	審判請求書貼付印紙代（審判手数料）	５５，０００円
２．	審判請求書その他の書類の作成及び提出費用	
	（ 基本額 ＋ 加算額 ＋ 加算額 ）×○	１，５００円

様式３

催　　告　　書

令和　　年　　月　　日

相手方（審判（被）請求人）
　　○○○○○○○○　　殿

特　許　庁　長　官

無効２０○○－８００○○○

請求人（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名
請求人代理人弁理士
　　住　　所
　　氏　　名

相手方（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名

上記事件に関し、審判（被）請求人から審判の費用の額の決定を求める申立があり、別紙計算書を提出されましたので、この催告書発送の日から６０日以内に意見書を提出してください。

なお、期間内に意見書を提出されないときは、請求人（審判（被）請求人）が提出した資料のみを基礎として決定をすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

以　上

この催告に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。
特許庁審判部審判課特許侵害業務室　○○　○○
電話 03(3581)1101 内線 xxxx

様式４

無効２０○○－８００○○○

審判の費用の額の決定

請求人（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名
請求人代理人
　　住　　所
　　氏　　名

相手方（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名

　請求人から、審判の費用の額の決定の請求があったので、請求を相当と認め、次のとおり決定する。

主　　文

　令和○○年○○月○○日の審決によって相手方が負担すべき審判の費用の額は、別紙計算書のとおり、○○，○○○円と決定する。

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示）
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記１及び２の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

○○○○○○○○特許○
令和　　年　　月　　日

特　許　庁　長　官　　氏　　名　㊞

　この決定に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。
特許庁審判部審判課特許侵害業務室　○○　○○
電話 03(3581)1101 内線 xxxx

（改訂 R5.12）

47—03　P U D T

審判の費用の範囲と計算

１．審判費用の範囲

審判に関する費用の範囲は、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（以下、この節47—03において「民訴費法」という。）中、これに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による（特§169⑥、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

審判の費用として計算される項目は以下のとおりである。

(1) 審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用

(2) 翻訳料

(3) 審判手数料

(4) 期日に出頭した当事者及び代理人の日当、旅費、宿泊費

(5) 証人、鑑定人、通訳人、及び民訴§218②に定める鑑定書の説明者の日当、旅費、宿泊費

(6) 鑑定料、通訳料

(7) 実地検証のための審判官及び審判書記官の旅費、宿泊費

(8) 証拠保全に要した費用

(9) 特§13（実§2の5②、意§68②、商§77②）により、審判長が弁理士に代理を命じたときの報酬

(10) その他

なお、(6)、(7)、(8)、(9)、については、その概算額を証拠調申出人に予納させる（特§169⑥、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴費法§12）。

２．審判費用の計算

審判の費用は、審判費用の額の決定の請求があった事件の審判記録、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を照合、調整し、費用の範囲内の項目（→１．）

につき民訴費法、及び民事訴訟費用等に関する規則（以下、この節47―03において「民訴費則」という。）に定める基準に従い、以下の手続によって計算する。その価額は、費用支出当時の価額による。

(1) 審判記録に基づき、請求人が支出した個々の費用の項目及びその額を調査、計算する。

(2) 請求人が提出した費用計算書の費用の項目及びその額を(1)の計算と照合して、項目違い、計算違いがあるときは、補正を命じる。

(3) 相手方に催告書を発して、意見書が提出された場合は、その意見書を請求人の費用計算書と照合し、理由ありと認められる事項については、相手方の意見書に基づいて請求人の費用計算を訂正する。

(4) 以上の手続により、請求人の費用計算書の各項目及び額が適正なものとなったときは、その総計額を求めて、費用額を決定する。ただし、この総計額は、請求人の請求額を超える額であってはならない。

３． 留意事項

(1) 官庁等から書類の交付を受けるために要する費用については、民訴費法第2条第7号に規定されているところ、書証として利用するため官庁等から書類（例えば、所有権を立証するための登記簿謄本や相続を立証するための戸籍謄本等など）の交付を受ける場合の手数料は本号の適用を受けず、訴訟費用には含まれないと解されている。

　そのため、特許原簿謄本は、通常は書証として利用するために官庁から交付を受けたものであり、その交付の手数料については、本号の適用を受けず、審判費用には含まれない。

（参考：「民事実務講義案Ⅱ（三訂版）137頁（第3章訴訟費用　第5訴訟費用額確定手続　4(3)ｳ(ｲ)ｄ）」）

(2) 当事者等の旅費の計算方法における最短距離については、民訴費法第2条第4号の規定に準じて算出することとし、出頭地が特許庁の場合は東京簡易裁判所、巡回審判の場合は巡回審判の地の管轄の簡易裁判所を基準とする。

　代理人の旅費についても同様とする。

(3) 審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用については民訴費則で定め

られた以下の計算方法により算出する。

「｛基本額❶＋（訴訟、準備書面等の通数に基づく加算❷）＋（書証の写しの通数に基づく加算❸）｝×送付すべき相手方の数を５で除して得た数❹」

（別表参照）

民訴費則によると、最終的には「相手方数」を加味した額の算出が行われることとなるから、対象となる書面は基本的に相手方に送付される書面であると考えられる。してみると、特許庁における審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用の額の算出にあたっても、基本的に相手方に送達、送付されるものを対象とすべきである。

したがって、当該民訴費則における訴状、準備書面等に対応するものとしては、審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面が挙げられ、同様に、当該民訴費則における書証に対応するものとしては、前述の審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面に添付された甲第１号証などの書証（参考資料であっても、相手方に送達される書証は全て含む）が挙げられる。

また、相手方数の計算に際しては、特施規第 50 条の 4 において審理用副本 1 通の提出を求めていることから、送付すべき相手方の数に＋1（特許庁分）をするのが妥当である。

別　表

❶基本額		１，５００円
❷請求書等	書面の通数が 5 を超えるときは、その超える通数 15 までごと	１，０００円
❸書証の写し	書面の通数が 15 を超えるときは、その超える通数 50 までごと	１，０００円
❹相手方数	送付すべき相手方の数を 5 で除して得た数（1 未満の端数を生じたときは、1 に切り上げ）	

（具体例）

例えば、請求書等を 4 通、書証の写しを 20 通提出し、請求書等を送付すべき相手方の数が 2 であった場合には、次のとおり、書類の作成及び提出の費用を算出することになる。

*(2+1)/5=0.6 切り上げて 1

（１，５００円 ＋　　０円 ＋ １，０００円）× １* ＝ ２，５００円

↑　　↑　　↑　　↑

基本額❶　通数加算❷　通数加算❸　相手方数❹

（改訂 R5.12）

50—00　P U D T

破産した会社を被請求人として請求された審判請求の取扱い

当事者系審判請求事件において、被請求人に審判請求書の副本が届かない場合で、被請求人の破産の事実が確認されたときは、以下のように取り扱う。

１．請求人に対し、被請求人に係る清算人選任の手続を促し（会社法§478②）、かつ、審判請求書について、当該清算人を被請求人の手続者とする旨の補正をすることを通知する。

２．請求人から何らの応答がないとき、又は、清算人選任の申立てを行う意思のないことが明らかになったときには、当該審判請求に不備があるものとして、審判長名による補正を命じる（特§133①、実§41、意§52、商§56①）。

３．請求人から補正書の提出がないときは、審判請求書を決定をもって却下する（特§133③、実§41、意§52、商§56①）。

（改訂 H27.2）

51　P U D T

無効審判（小目次）

51—00　無効審判
１．　制度の趣旨
２．　法改正の経緯
　　無効審判の手続フロー
51—03　無効審判の四法別フロー
51—04　無効審判の請求の対象、無効事由
１．　審判請求の対象
２．　無効事由
３．　無効理由
４．　無効事由存否判断の基準時
５．　実用新案における基礎的要件の審査との関係
　　特許、実用新案登録無効審判における無効理由一覧
　　意匠登録無効審判における無効理由一覧
　　商標登録無効審判における無効理由一覧
51—05　無効審判の当事者、参加人
１．　当事者
２．　参加人
51—06　無効審判の請求の制限等
１．　審判請求できる期間
２．　後発的無効事由により無効にされ、又は放棄された権利に対する無効審判の請求
３．　請求の制限
４．　予告登録

51—07　無効審判の請求書
１．　一般的事項
２．　請求の趣旨
３．　請求の理由
51—08　無効審判の請求の不備と補正
１．　請求（書）の不備と処分
２．　補正命令と審判請求書の決定却下
３．　審決却下
４．　その他の不適法な手続の却下
５．　審判長・合議体の裁量
６．　不服申立て
51—09　無効審判の審理の方式
１．　審判合議体の指定
２．　無効審判事件の審理の進行について
３．　審理方式
４．　職権審理
５．　併合審理
51—10　無効審判の審理開始
１．　審理開始に伴う手続
２．　答弁書、訂正請求書
51—11　特許権者による訂正の請求
１．　訂正の請求
２．　訂正の請求の方式
３．　訂正の請求が複数行われた場合の取扱い
４．　訂正の請求の取下げ
５．　訂正の効果
６．　訂正の請求の予告登録
51—13　最初の答弁後の審理
１．　被請求人の最初の答弁後の審理
51—14　訂正請求書提出後の審理

１．　訂正請求書の方式と補正
２．　訂正の内容の審理
３．　訂正拒絶理由通知に対する特許権者の応答
51—15　請求人の弁駁後の審理
１．　請求人の最初の弁駁（答弁書に対する主張）後の審理
２．　請求の理由の要旨を変更する補正事項を含まない場合
３．　請求の理由の要旨を変更する補正事項を含む場合
４．　補正許否の決定
５．　被請求人の再答弁後の審理
６．　請求人の再弁駁後の審理
７．　後発的な不登録理由を無効理由とする審判請求
51—16　「請求の理由」の要旨変更
１．　基本的考え方
２．　判断手法
３．　請求の理由の要旨変更となる例
４．　請求の理由の要旨変更とならない例
51—17　審決の予告
１．　審決の予告にかかる審理手順の概要
２．　審決の予告の概要
３．　審決をするのに熟したときの審理
51—18　無効審判における職権審理、無効理由通知
１．　無効理由通知
２．　職権審理の発動の基本的考え方
３．　不許可決定した補正に係る請求の理由の職権による採用
４．　実用新案登録無効審判における技術評価書の取扱い
51—19　無効審判の審決、審決の原簿登録等
１．　審決の時期
２．　無効審判の審決
３．　審決の記載
４．　審決の確定

５．　審決の効果
６．　登録等
７．　手数料と費用負担
８．　その他
51—20　訂正請求についての一事不再理の取扱い
51—21　無効審判審決後の手続
１．　審決取消訴訟の提起
２．　審決取消訴訟の判決と無効審判の再係属後の審理
３．　訴訟当事者が無効審判の当事者又は参加人の一部のみである場合の取扱い
51—22　特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い
１．　特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い
２．　同一合議体による審理
３．　無効審判と訂正審判が同時係属するときの扱い
４．　後続の審判の審理
51—22.1　複数の無効審判事件の同時係属
１．　複数の無効審判事件が同時係属した場合の審理
51—22.2　審決取消訴訟の係属中に請求された無効審判
１．　審決取消訴訟の係属中に請求された無効審判の審理
２．　具体的取扱い
51—23　実用新案登録無効審判
１．　適用対象
２．　実用新案登録無効審判の特徴
３．　平成 17 年 4 月 1 日以降に出願された実用新案登録の取扱い
51—23.1　特許無効審判と実用新案登録無効審判の比較表
51—23.2　実用新案登録無効審判における訂正
１．　訂正
２．　実用新案登録無効審判と訂正の関連的な取扱い
51—23.3　同一発明に係る特許出願を理由とする実用新案登録無効審判の審理
１．　審理の進め方

２．　同日出願に係る特許出願人に対する通知

３．　答弁書が提出された後の審理の進め方

51—25　計画審理

１．　審理計画を作成する事件の指定

２．　審理計画書の様式

３．　審理計画の作成方法

４．　審理計画の作成時期

５．　無効審判合意スケジュール

（改訂 R5.12）

51—00　P U D T

無効審判

１．　制度の趣旨

権利に瑕疵がある場合、権利者には不当な権利を与え、本来何人も当該発明等について実施、使用できるにもかかわらず、それを禁止することになり、産業の発達を妨げるなどの弊害を発生させることがある。このような場合には、その権利を無効とし、権利を初めから存在しなかった、又は後発的無効理由（特§123①七、実§37①六、意§48①四、商§46①五等）に該当するに至った時から存在しなかったとさせる必要があるので、これに応じて設けられたものが無効審判制度である（特§123①、実§37①、意§48①、商§46①、§68④）。

２．　法改正の経緯

特許法等は、以下のとおり、改正されているが、原則、無効審判の手続については審判請求時の法律、無効理由については出願時の法律が適用される。

(1) 平成５年法律第 26 号（平成６年１月１日施行）

実用新案について、実体審査を行うことなく権利を付与する制度が導入され、無効審判手続についても改正が行われた。

実用新案においては、登録後、訂正書の提出により、本案審理をすることなく、訂正ができる。

特許（平５附§4②、平23附§19②）については、無効審判手続中で明細書又は図面の訂正を可能とする訂正請求制度が導入され、無効審判が特許庁に係属するとき訂正審判の請求ができなくなった。

特許について、訂正無効審判が廃止され、新規事項を追加する補正及び新規事項を追加する訂正は、無効理由となった（平23附§19②旧実§37①二の二）。ただし、平成５年12月31日以前に請求された訂正審判によりされた不適法な訂正は、無効理由とならず、訂正無効審判で争う（平５附§2⑤旧特§129、平５附§4①旧実§40）。

(2) 平成6年法律第116号（平成8年1月1日施行分）

特許については、付与後の特許異議申立制度が導入され、出願公告制度が廃止されたことに伴い、公告後補正についての無効理由が削除された。

平成6年法改正のうち、明細書の記載要件、外国語書面出願関連の規定については、平成7年7月1日以後にした特許出願及びそれに係る特許に対して適用される（平6附§6、§7）。

(3) 平成8年法律第68号（平成9年4月1日施行）

商標については、商標法条約の要請に伴い更新登録の無効審判を廃止することとしたため、商§46①の無効理由に、後発的な公益的不登録理由を第5号として追加した。

(4) 平成10年法律第51号（平成11年1月1日施行）

特許、旧実用新案、意匠、商標の無効審判の請求の理由の要旨を変更する補正は認められなくなった。

(5) 平成15年法律第47号（平成16年1月1日施行）

特許について、付与後の特許異議申立制度が廃止され、無効審判制度へ統合された。無効審判は何人も請求し得ることとした。また、審判請求書の請求の理由の記載要件を明確化するとともに、当初記載の請求の理由の要旨を変更する新たな攻撃が例外的に許可されることとなった。さらに、無効審判の審決取消訴訟において、訂正審判が請求された場合には、裁判所の決定により審決を取り消して特許庁に差し戻すことができる規定を置き、差し戻された無効審判事件に「訂正審判の請求」を「訂正請求」として吸収することとした。

(6) 平成16年法律第79号（平成17年4月1日施行）

実用新案について、無効審判が係属した場合、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を、最初の答弁書提出期間内に1回に限り認めることとし、要件を満たさない訂正がされた場合を、新たに無効理由に加えた。

(7) 平成23年法律第63号（平成24年4月1日施行）

ア 特許無効審判手続において、「審決の予告」を行い、訂正の請求ができるとし、無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止した。

イ 二以上の請求項に係る特許無効審判について、訂正の請求単位及び審決の確定範囲に係る規定等を整備した。

ウ 無効審判の審決の確定後に、当事者及び参加人以外の者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができることとした。

エ 特許、実用新案登録、意匠登録が、特許等を受ける権利を有しない者の出願に対してされたとき又は共同出願違反に該当する出願に対してされたときは、特許等を受ける権利を有する者は、その権利者に対して権利の移転を請求することができるものとされたことに伴い、権利帰属に係る無効理由についての請求人適格の見直しを行った。

オ 平成23年改正前の法律に基づく訂正をした特許についての、不適法な訂正を理由とする無効審判（特§123①八）における訂正の目的要件の規定の適用については、平成24年4月1日以降に請求された無効審判であっても平成23年改正前の規定を適用することとした（平23附§2㉑）。

(8) 平成26年法律第36号（平成27年4月1日施行）

特許異議申立制度の導入に伴い、特許無効審判について、利害関係人のみが請求できることとした。商標登録無効審判についても、利害関係人のみであることを確認的に明確化した。

無効審判の手続フロー

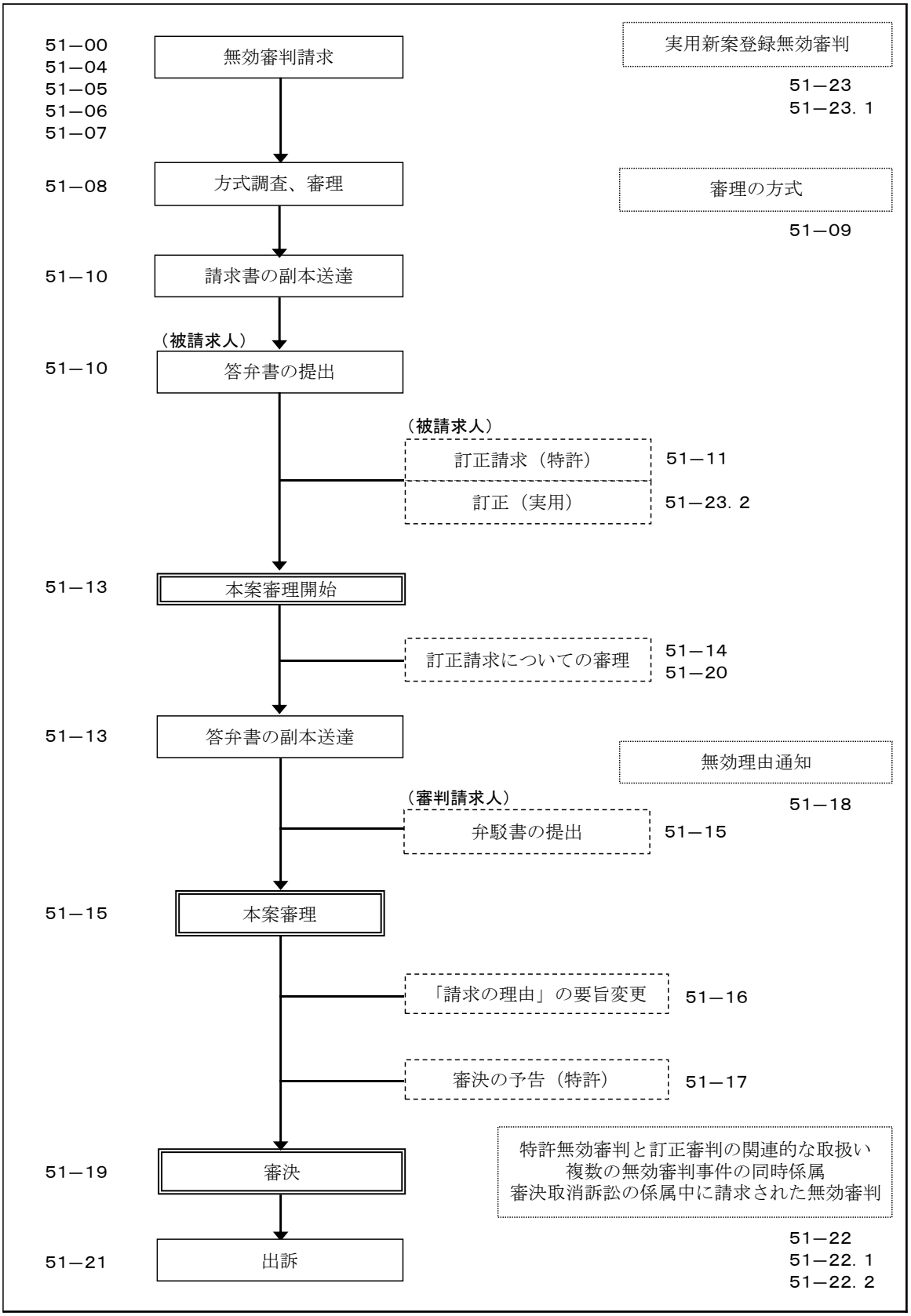
51—00
51—04
51—05
51—06
51—07
無効審判請求
実用新案登録無効審判
51—23
51—23. 1
51—08
方式調査、審理
審理の方式
51—09
51—10
請求書の副本送達
（被請求人）
51—10
答弁書の提出
（被請求人）
訂正請求（特許）
51—11
訂正（実用）
51—23. 2
51—13
本案審理開始
訂正請求についての審理
51—14
51—20
51—13
答弁書の副本送達
無効理由通知
51—18
（審判請求人）
弁駁書の提出
51—15
51—15
本案審理
「請求の理由」の要旨変更
51—16
審決の予告（特許）
51—17
51—19
審決
特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い
複数の無効審判事件の同時係属
審決取消訴訟の係属中に請求された無効審判
51—22
51—22. 1
51—22. 2
51—21
出訴

（改訂 R1.6）

51—03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

無効審判の四法別フロー

［特許］

図１－１　：特許無効審判の基本フロー図（審決の予告まで）

図１－２　：特許無効審判の基本フロー図（審決の予告後）

図２　　：審判請求書の「請求の理由」の要旨を変更する補正があった場合のフロー図

図３　　：職権で無効理由を発見した場合のフロー図

図４　　：職権で訂正要件違反を発見した場合のフロー図

図５　　：特許無効審判の審決後の基本フロー図

［実用新案］

図６　　：実用新案登録無効審判の基本フロー図

［意匠］

図７　　：意匠登録無効審判の基本フロー図

［商標］

図８　　：商標登録無効審判の基本フロー図

特許無効審判の基本フロー図（審決の予告まで）

図1－1

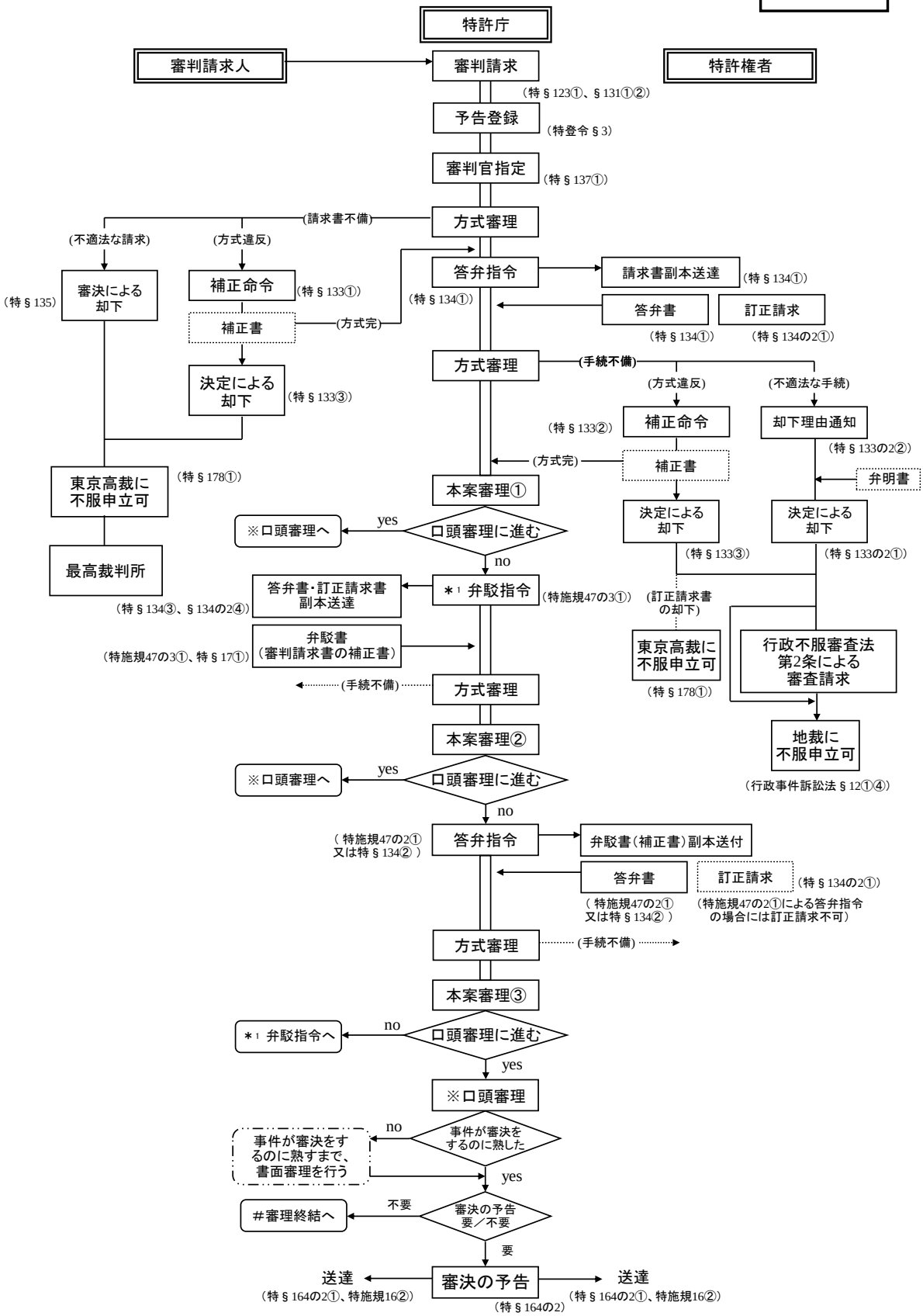

特許無効審判の基本フロー図（審決の予告後）

図1－2

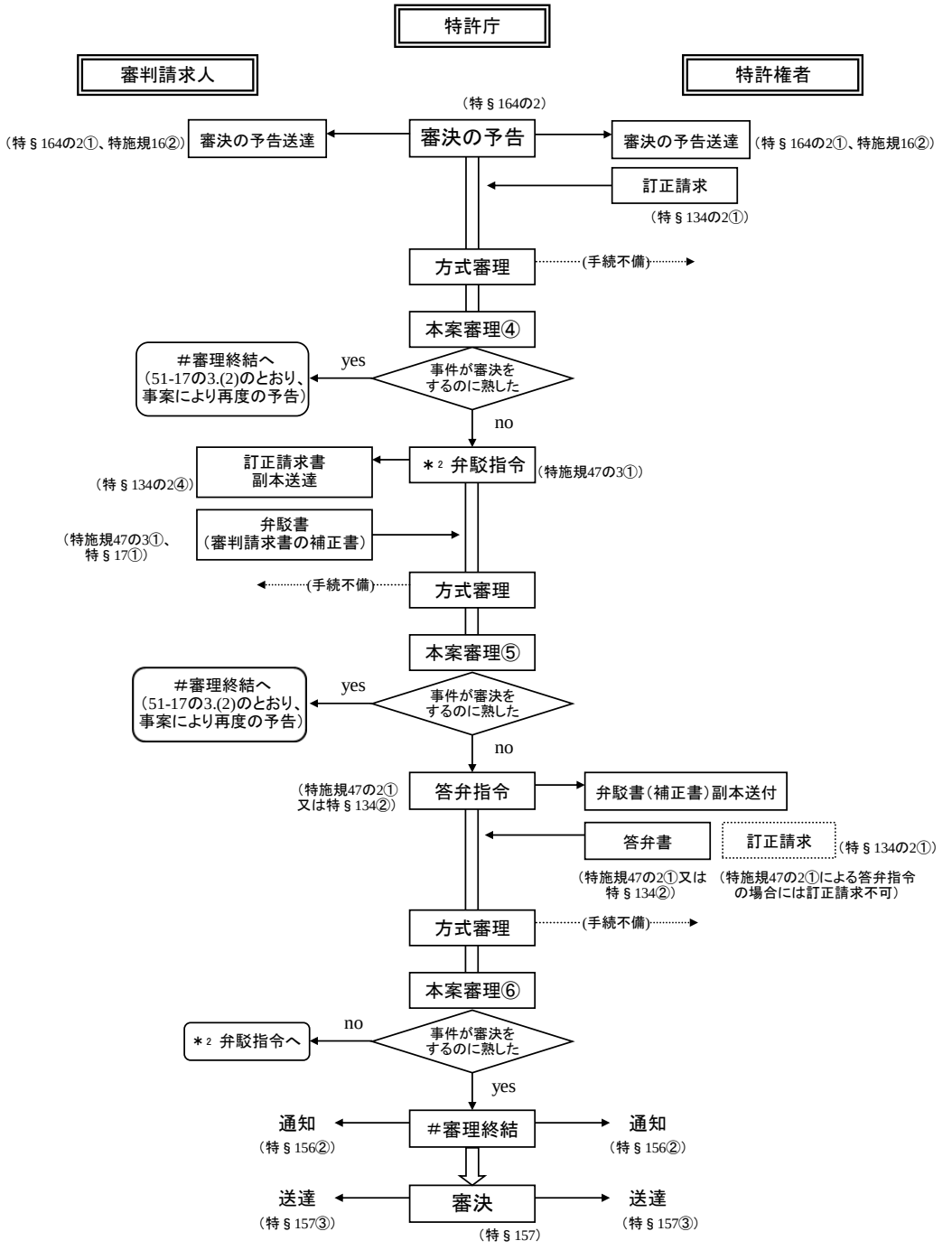

図2

審判請求書の「請求の理由」の要旨を変更する補正があった場合のフロー図

（口頭審理前の場合）

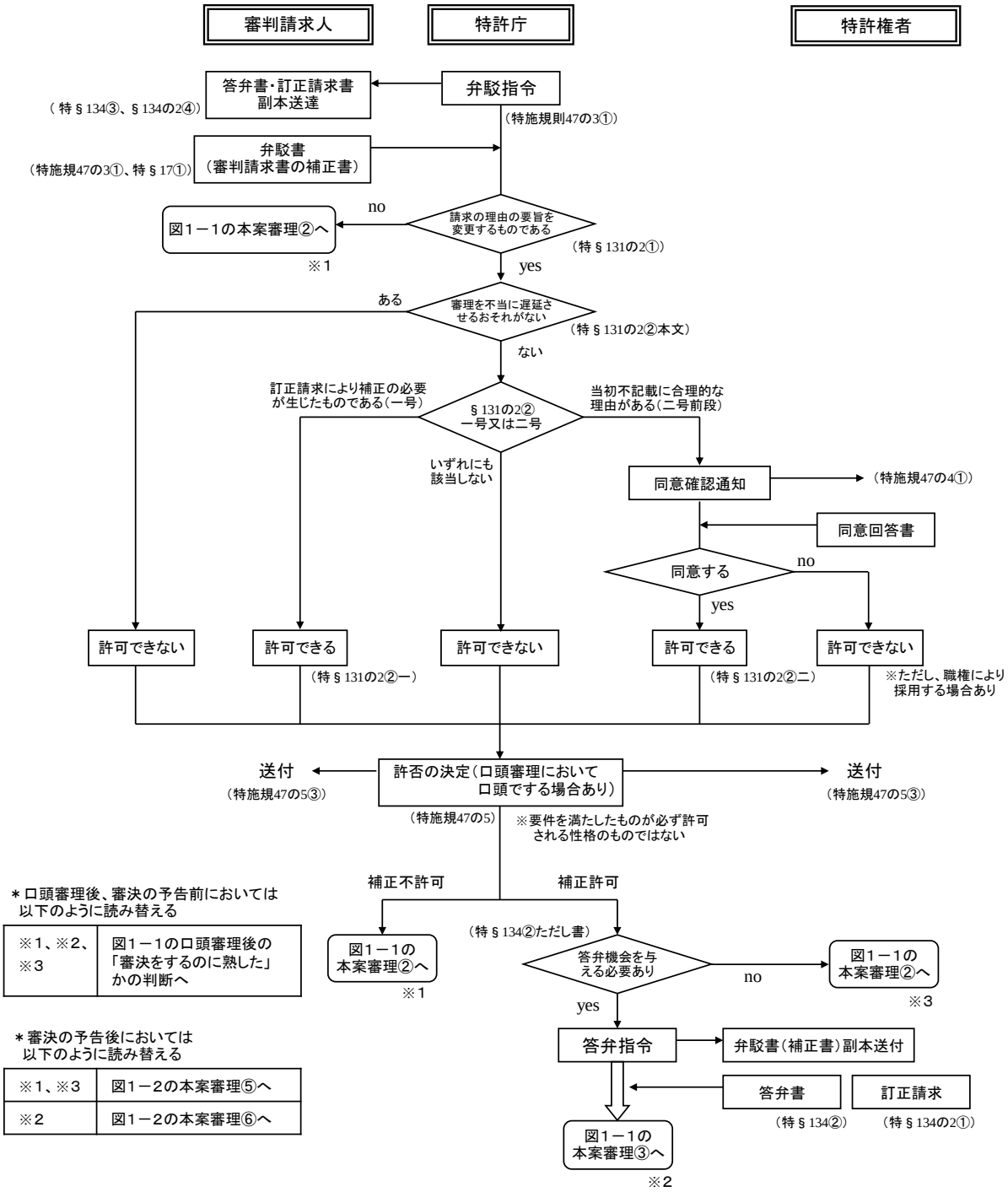

＊口頭審理後、審決の予告前においては以下のように読み替える

※1、※2、※3	図1－1の口頭審理後の「審決をするのに熟した」かの判断へ

＊審決の予告後においては以下のように読み替える

※1、※3	図1－2の本案審理⑤へ
※2	図1－2の本案審理⑥へ

図3

職権で無効理由を発見した場合のフロー図

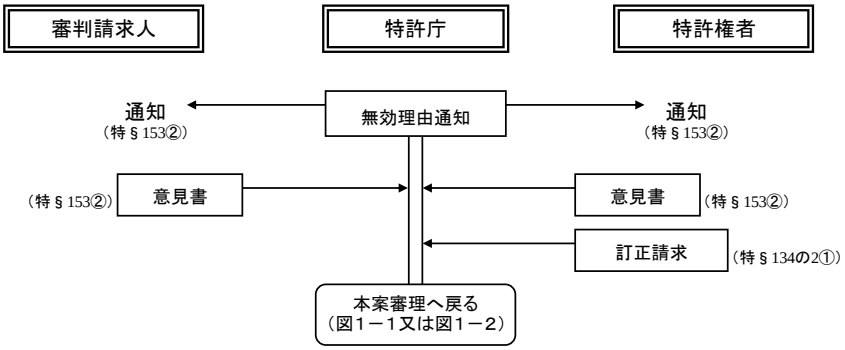

図4

職権で訂正要件違反を発見した場合のフロー図

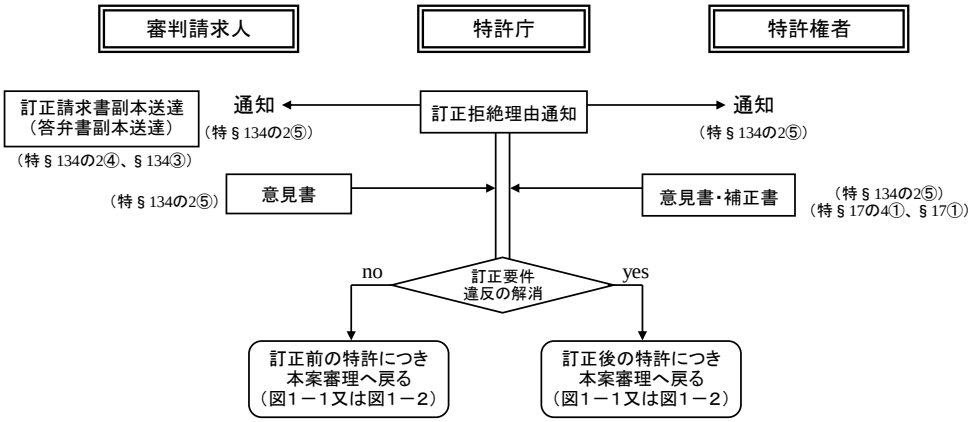

図5

審決後の基本フロー図

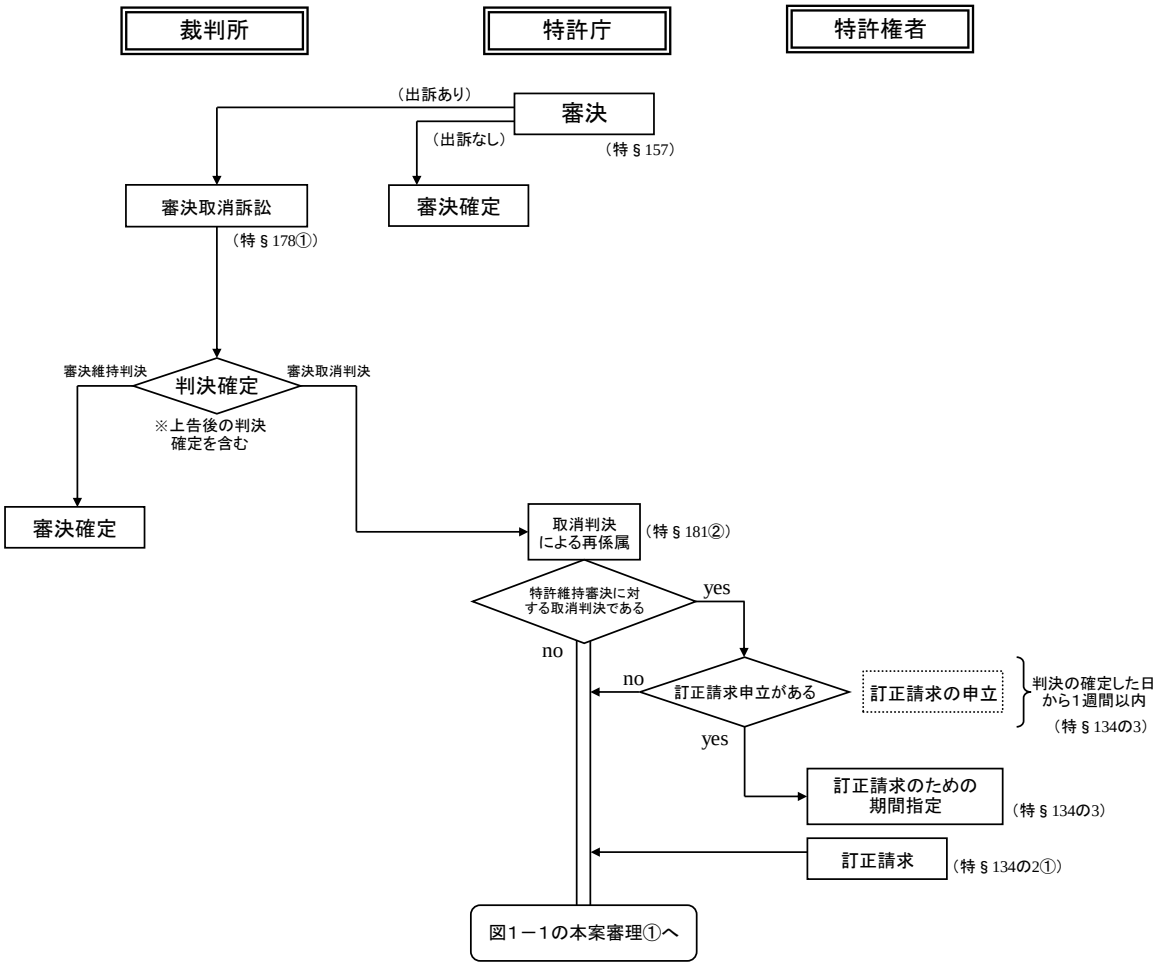

実用新案登録無効審判の基本フロー図

図6

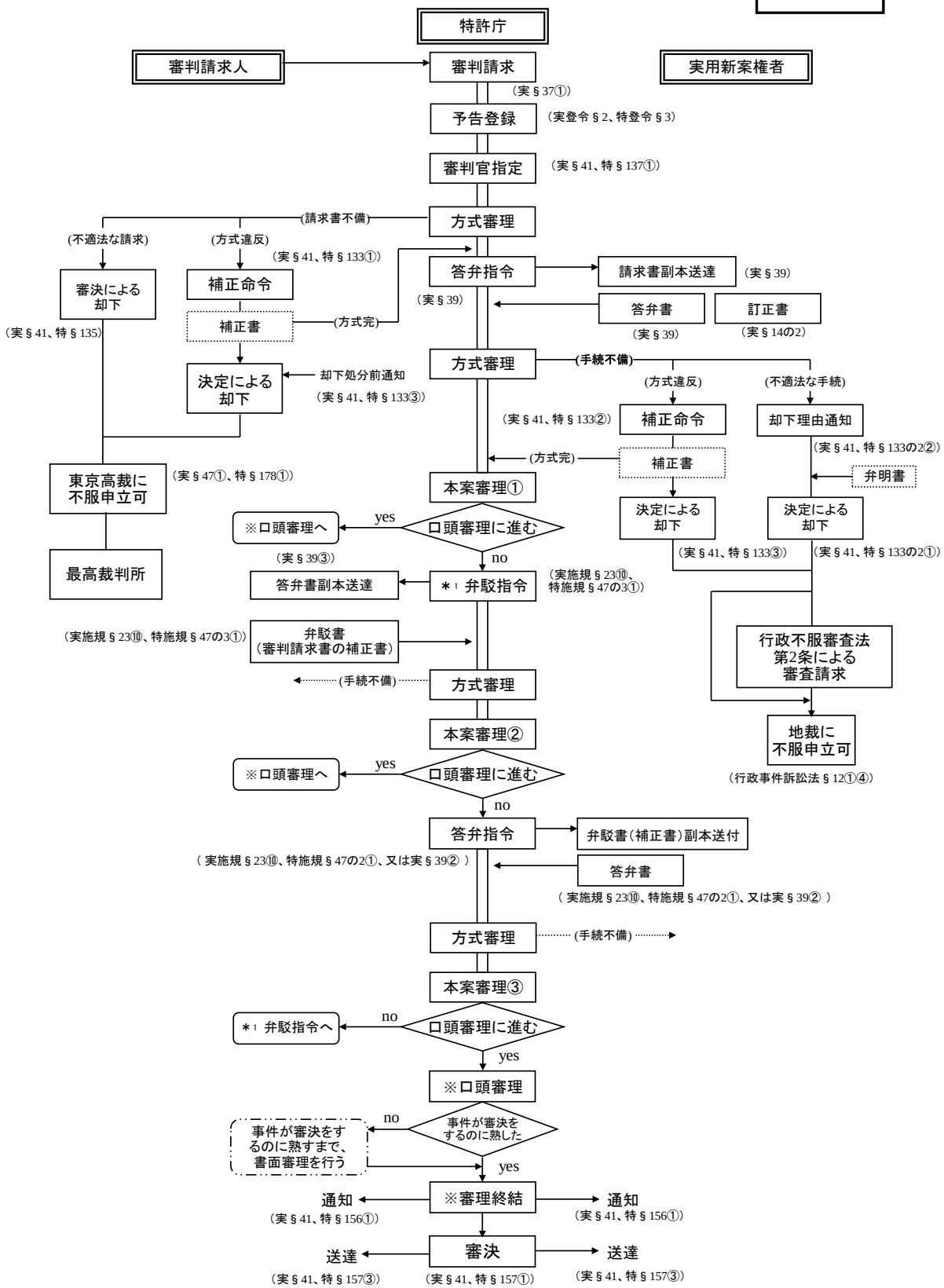

意匠登録無効審判の基本フロー図

図7

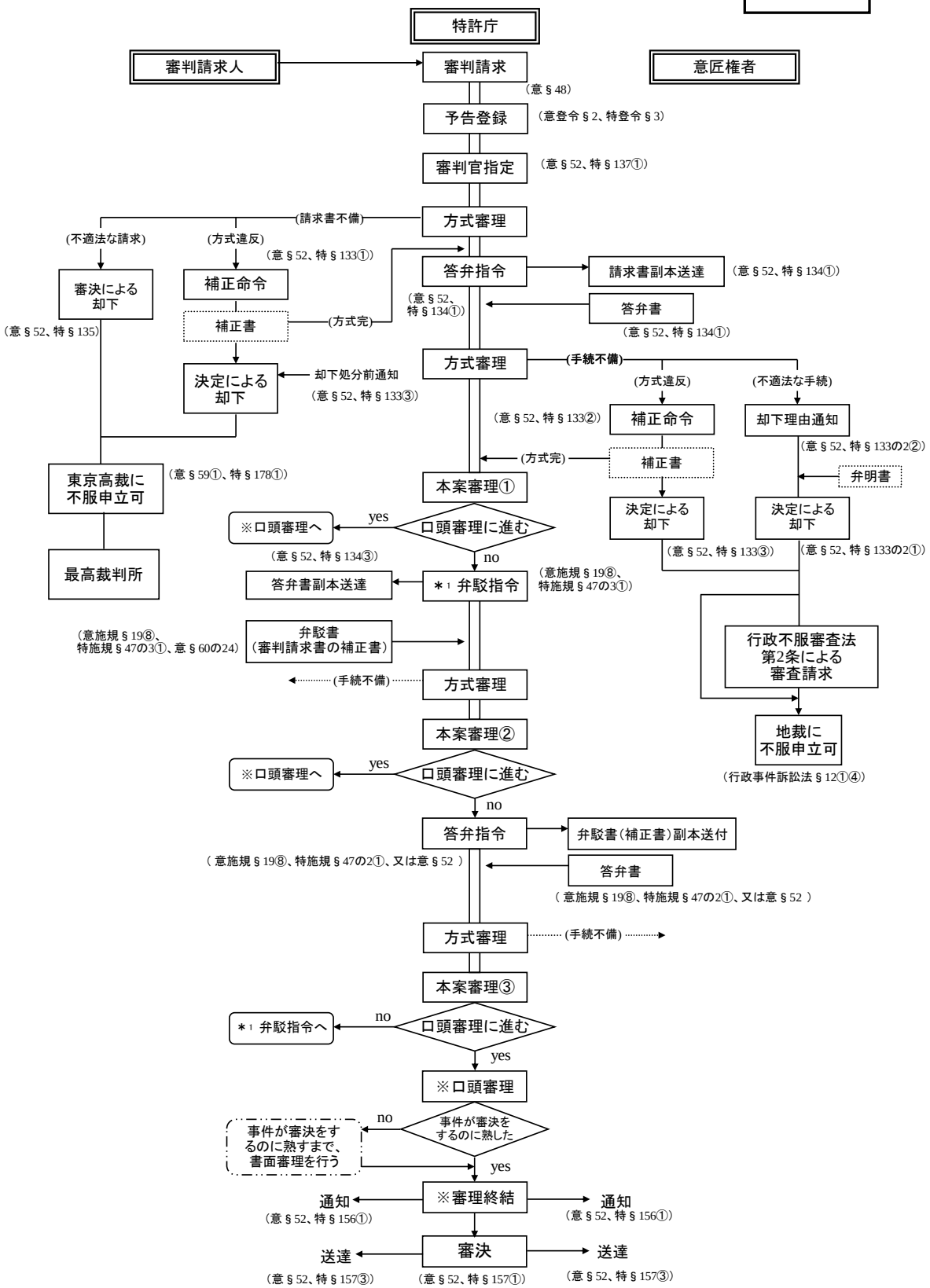

商標登録無効審判の基本フロー図

図8

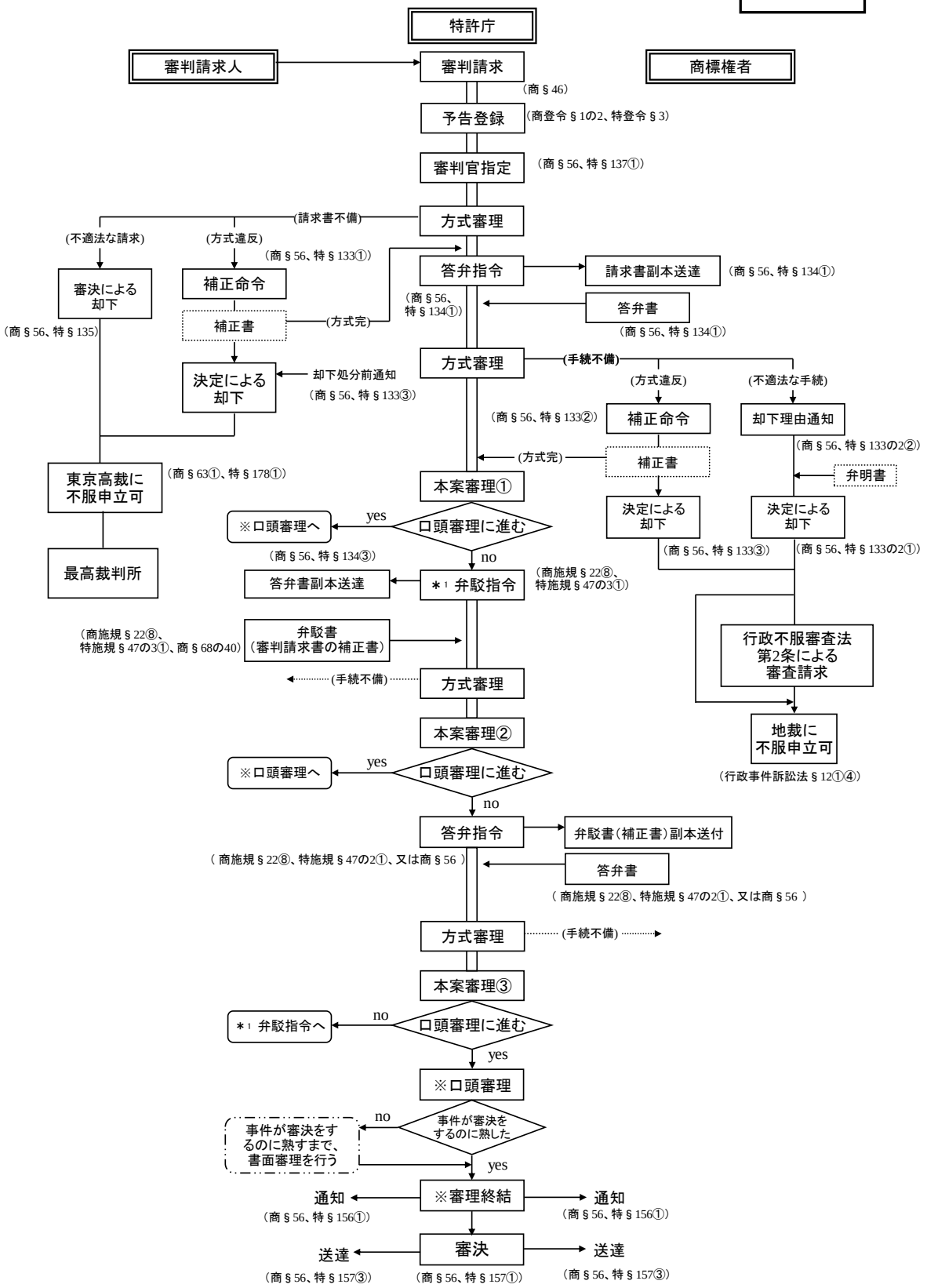

（改訂 R5.12）

51—04　P U D T

無効審判の請求の対象、無効事由

１．　審判請求の対象

無効審判の請求の対象は、行政処分としての一つの特許（登録）処分である（特§123①、実§37①、意§48①、商§46①、§68④）。

(1) 特許・実用新案登録において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに無効審判を請求することができる。

(2) 商標登録において、指定商品、役務が二以上のものについては、指定商品、役務ごとに無効審判を請求することができる。

２．　無効事由

無効事由は、権利を無効にする理由及び事実である。その理由は、法定（特§123①、実§37①、意§48①、商§46①、§68④）のものに限られ、これ以外のものを理由として無効審判を請求することができない。いわゆる制限列挙規定である。

３．　無効理由（後掲の無効理由一覧参照）

無効の理由は、拒絶の理由とほぼ同じであるが、一部相違する。

(1) 特許、実用新案

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

（ア）単一性違反（特§37、実§6）

（イ）特許請求の範囲の省令違反（特§36⑥四、実§5⑥四）

（ウ）シフト補正要件違反（特§17の2④）

（エ）文献公知発明に係る情報の記載不備（特§36④二、§48の7、§49五）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

（ア）後発的無効理由（特§123①七、実§37①六）

（イ）不適法訂正（特§123①八、実§37①七）

（注）経過措置により、平成7年6月30日以前に出願された外国語特許出願については、旧特§184の15①に基づく無効理由が存在する。

(2) 意匠

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

一意匠一出願（意§7）、組物（意§9）、関連意匠（意§10①）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

後発的理由（意§48①四）

(3) 商標

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

一商標一出願（商§6①②）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

後発的理由（商§46①五、六、七）、無権利者登録（商§46①四）、先願（商§8①）

４．無効事由存否判断の基準時

無効事由の存否について、いつの時点における法律及び事実状態に照らして判断すべきかという問題があり、これは、無効理由ごとに異なる。

特許、実用新案、意匠では通常、出願時、商標では通常、登録査定時（最三小判平16.6.8（平15（行ヒ）265号））であるが、例えば、特§123①七、実§37①六、意§48①四、商§46①五の後発的無効理由のように、特許（登録）がされた後において、無効理由を有することとなったときにおける判断時点は、後発的無効理由に該当するに至った時である。

５．実用新案における基礎的要件の審査との関係

実用新案の無効理由（実§37①）と基礎的要件（実§6の2、§14の3）は、独立した要件であるが、基礎的要件を満たさない登録実用新案は、考案の単一性（実§6）不備及び請求項が省令で定めるところにより記載（実§5⑥四）されて

いないことを除き、無効理由を有することになる。

例えば、請求項が方法で記載されていることによる基礎的要件の不備は、実§3柱書違反の無効理由になり、明細書等の記載が著しく不明確であることによる基礎的要件の不備は、実§5違反（明細書等の記載不備）の無効理由となる。

（参考）商標における除斥期間（→51―06）

特許、実用新案登録無効審判における無効理由一覧

新規事項の追加 （特§123①一） （実§37①一）	出願明細書等の補正が、特§17の2③、実§2の2②に違反して新規事項を追加するものであったにもかかわらず特許（実用新案登録）が与えられたこと
外国人の権利能力違反 （特§123①二） （実§37①二）	特§25、実§2の5③に違反して、権利を享有できない外国人に対して特許（実用新案登録）が付与されたこと
非発明 （特§123①二） （実§37①二）	特§2①及び§29①でいう発明、実§2①及び§3①でいう考案でないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
産業上利用可能性違反 （特§123①二） （実§37①二）	特§29①、実§3①の産業上利用可能性の要件を満たさないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
新規性違反 （特§123①二） （実§37①二）	特§29①、実§3①に規定する新規性を欠如する発明（考案）に対して特許が与えられたこと
進歩性違反 （特§123①二） （実§37①二）	特§29②、実§3②に規定する進歩性を欠如する発明（考案）に対して特許が与えられたこと
拡大先願 （特§123①二） （実§37①二）	特§29の2、実§3の2に規定する後に公開された先願に記載された発明（考案）と同一の後願発明（考案）に対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
公序良俗違反 （特§123①二） （実§37①二）	特§32、実§4に規定する公序良俗等に反する発明（考案）に特許（実用新案登録）が与えられたこと
共同出願要件違反 ※ （特§123①二） （実§37①二）	特許（実用新案登録）を受ける権利を共有する発明（考案）については共同出願しなければならない旨の特§38、実§11①の規定に反して特許（実用新案登録）が与えられたこと
先願 （特§123①二） （実§37①二）	特§39①～④、実§7①～③の後願排除等の規定に反して特許（実用新案登録）が与えられたこと
条約違反 （特§123①三） （実§37①二）	条約に違反して特許（実用新案登録）が与えられたこと
明細書の記載要件違反 （特§123①四） （実§37①四）	特§36④一、実§5④に規定する明細書の記載要件を満たさないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと

特許請求の範囲の記載要件違反 （特§123①四） （実§37①四）	特§36⑥一～三、実§5⑥一～三に規定する特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）の記載要件を満たさないものに対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
原文新規事項 （特§123①五）	外国語書面に新規事項を加えた外国語書面出願に対して特許が与えられたこと
冒認出願　※ （特§123①六） （実§37①五）	特許（実用新案登録）を受ける権利を有しない者の出願に対して特許（実用新案登録）が与えられたこと
後発的無効理由 （特§123①七） （実§37①六）	特許（実用新案登録）後に事後的に、上記の「外国人の権利能力欠如」又は「条約違反」の特許（実用新案登録）になったこと
不適法訂正 （特§123①八） （実§37①七）	特許（実用新案登録）に対して特§126、§134の2、実§14の2に規定する訂正要件を満たさない訂正がされたこと

※ 権利帰属に係る無効理由については、特許法第74条第1項の規定による請求に基づき、特許権の移転の登録があった時は無効理由から除かれる。

意匠登録無効審判における無効理由と適用条文一覧

無効理由	適用条文
意匠登録要件違反 （意§3、§3の2）	意§48①一
不登録事由違反 （意§5）	意§48①一
先願違反 （意§9①、②）	意§48①一
本意匠に専用実施権が設定されているにもかかわらず意匠登録がされた関連意匠（意§10②）	意§48①一
意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠 （意§10⑥）	意§48①一
共同出願違反 （意§15①で準用する特§38）	意§48①一
外国人の権利享有違反 （意§68③で準用する特§25）	意§48①一
条約違反	意§48①二
無権利者登録	意§48①三
後発的外国人の権利享有違反・条約違反	意§48①四

商標登録無効審判における無効理由と適用条文一覧

無効理由	適用条文	除斥期間（商§47）（注1）
商標登録要件違反（商§3）	商§46①一	○
不登録事由違反（商§4①）	商§46①一	○（第8号、第10号、第11号～第15号、第17号）（注2）
地域団体商標登録要件違反（商§7の2①）	商§46①一	○
先願違反（商§8①、②、⑤）	商§46①一	○
登録取消における再登録禁止違反（商§51②、§52の2②、§53②）	商§46①一	×
外国人の権利享有違反（商§77③で準用する特§25）	商§46①一	×
条約違反	商§46①二	×
商§5⑤の要件違反	商§46①三	×
無権利者登録	商§46①四	○
後発的外国人の権利享有違反・条約違反	商§46①五	×
後発的不登録事由違反（商§4 ① 一～三、五、七、十六）	商§46①六	×
後発的地域団体商標要件違反	商§46①七	×
防護標章登録要件違反（商§64）	商§68④	×

注1：○印は、商標権の設定登録の日から5年を経過した後は請求することができないもの。

注2：第4条第1項第10号及び第17号については不正競争の目的で商標登録を受けた場合、及び第15号については不正の目的で商標登録を受けた場合は、この限りではない。

（改訂R5.12）

51—05　P U D T

無効審判の当事者、参加人

1．　当事者

無効審判における当事者は、請求人、被請求人である。

なお、当事者の確定、手続をする能力の有無については職権調査事項であるから、当事者の不確定等について被請求人が指摘した場合に、職権調査で十分審理できるときは、当事者尋問等の証拠調べをする必要はない。

(1) 請求人について

ア 無効審判の請求の手続をする者は、手続をする能力（権利能力）を認められた者でなければならない（→22—01）。

イ 自然人、法人、法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものは、無効審判を請求することができる（特§6①三、実§2の4、意§68②、商§77②）。

ウ 同一の権利について請求人が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる（特§132①、実§41、平23附§19②実§41、意§52、商§56①、§68④）（→22—03）。

エ 無効審判の請求人適格は、以下のとおり。

（ア）平成27年4月1日以降の請求

特許、商標登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる（特§123②、商§46②）（→31—00～31—02）。

特許の権利帰属に係る無効理由（共同出願要件違反（特§123①二、§38）及び冒認（特§123①六））について無効審判を請求するときは、特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

実用新案、意匠登録無効審判は、権利帰属に係る無効理由以外の無効理由について請求するときは、何人も請求することができる（実§37②、平23附§19②実§37②、意§48②）。権利帰属に係る無効理由（共同出願要件違

反（実§37①、実§11①→特§38、意§48①、意§15①→特§38）及び冒認（実§37①五、意§48①三））について無効審判を請求するときは、利害関係人に限り請求することができる（実§37②ただし書、意§48②ただし書）。ただし、平成24年4月1日以降の出願に係る実用新案・意匠登録については、登録を受ける権利を有する者に限り無効審判を請求することができる（実§37②ただし書、意§48②ただし書）。

（イ）平成27年3月31日以前の請求（特§123②、実§37②、意§48②、なお、商標には適用されないため、利害関係人に限られる）

a 権利帰属に係る無効理由以外の無効理由

権利帰属に係る無効理由以外の無効理由について無効審判を請求するときは、何人も請求することができる。

b 権利帰属に係る無効理由

権利帰属に係る無効理由について無効審判を請求するときは、利害関係人に限り請求することができる。

ただし、平成24年4月1日以降の出願に係る特許については、特許を受ける権利を有する者に限り無効審判を請求することができる（平23附§2⑨）。

オ 請求人に関し、留意すべき点は、以下のとおりである。

（ア）非実在者による無効審判請求

実在しない者の名前（匿名）での無効審判の請求は、無効審判の当事者たる請求人が存在しないので当事者が確定できず、請求行為が成立していない。かかる無効審判請求は、不適法なものであってその補正ができないものとして審決をもって却下する（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

（イ）氏名冒用の無効審判請求

実在する者の名前を無断で使用して無効審判を請求したり、あるいは名前の使用を許諾したものの実際には手続をする意思がない者の名前で無効審判を請求したりするなどの氏名冒用行為は、被冒用者本人（表示上の請求人）の意思に基づかない審判請求であるので、本人の審判請求行為としては成立しておらず、かつ、冒用者の行為は無権代理であって被冒用者に効果帰属する余地がないから、やはり不適法な審判請求として審決をもって却下する

（民事訴訟法における氏名冒用訴訟も、同様に取り扱われる）。

氏名冒用による無効審判請求であることが特許庁と請求人との間のやり取りや口頭審理の手続等を通じて判明したときは、審判長は、被冒用者（表示上の請求人）が冒用者のそれまでの手続を追認して手続を継続する意思があるか確認する。代理権がない者がした手続の追認は、手続をする能力のある被冒用者本人（又は法定代理人）のみが追認することができる。追認する意思があるときは、手続の追認を認め（特§16②、実§2の5②、意§68②、商§77）、その後の審判手続は被冒用者本人を請求人として進める。被冒用者にその意思がないときは、当該無効審判請求は不適法なものであってその補正ができないものとして審決をもって却下する（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

不備の看過により審判請求が却下されずに審理後の審決に至ったときでも、不適法な手続によって自己の有する特許について無効審決を受けた特許権者は、審決取消訴訟によって無効審決の取消しを求めることができる（特§178、実§47、意§59、商§63）。さらに、無効審決が確定した後においても、特許権者は審決の取消しに利益を持つから、無効審決の取消しを求めて再審を請求することもできる（特§171②→民訴§338①三の類推適用）。

したがって、氏名冒用による無効審判請求を行っても、結局のところ特許無効の効果を得ることはできない（なお、氏名冒用者の行為は、刑事上の観点からも有印私文書偽造・同行使等の違法行為となり得る）。

（ウ）報酬に基づく代理行為

もともと手続遂行の意思を明確に有する者が、無効審判請求を欲する第三者からの委任を受けて自己の名において無効審判請求をするときは、氏名冒用とはいえないから、無効審判請求を審決をもって却下することはしない。しかし、弁理士･弁護士のような職業代理人でない者が、金銭ほかの何らかの報酬を得て他人のために審判請求をするときは、その行為が弁理士法･弁護士法違反の問題を生じる可能性があるので注意する必要がある（弁理§75、弁護§72）。

(2) 被請求人

ア 被請求人は、権利者である。

（ア）権利が共有されているものであるときは、共有者の全員が被請求人である（特§132②、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→22—03）。

共有者の全員を被請求人として請求していないときは、原則として、審決をもって却下する。

a 共有者の全部又は一部が在外者であって、特許管理人を選任していないときの手続（→23—10）

b 共有者の一人の死亡中断は、他の共有者全員に効力を生じる（→26—01）。

（イ）信託法により信託財産に属する権利の信託の登録がされているときは、被請求人は受託者である。

なお、権利消滅後に無効審判を請求するとき（特§123③、実§37③、意§48③、商§46③、§68④）の被請求人は、消滅時の権利者である。このときにおいて、被請求人の現在の住所等が登録原簿のそれと相違するときの扱いは、22—04 参照。

イ 被請求人の表示を誤ったときにこれを補正することは、特§131の2①、実§41、意§52、商§56①の請求書の要旨変更に当たらず、これによって不備が解消されることがある（→22—01 の９．(3)）。

２．参加人（→57—00）

(1) 共同審判請求人としての参加（当事者参加）

共同審判請求人になることができる者は、審理の終結までは請求人として参加することができる（特§148①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

共同審判請求人としての参加人の手続をする能力や請求人適格は、請求人と同様である。

共同審判請求人としての参加の申請（特§149①、実§41、意§52、商§56①、§68④）を認めるか否かの審理に当たっては、審判長が当事者の意見を聴いたうえで合議体が決定する（特§149②③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

共同審判請求人は「請求人として」の参加人であるから、当初の請求人と同様の手続ができるのが原則である。しかし、請求の理由の要旨を変更する新たな無効理由を共同審判請求人が主張した場合、所定の要件を満たし、審判長が許可したときのみ、合議体はその無効理由を審理の基礎とすることができる

（特§131の2②）。

(2) 補助参加

審判の結果について利害関係を有する者は、審理終結まで、当事者の一方を補助するため無効審判に参加（補助参加）することができる（特§148③、実§41、平23附§19②実§41、意§52、商§56①、§68④）。

また、権利者側の補助参加について利害関係を要求しているのは、権利者が処分権を有する私権である権利の帰趨について、関与できる者を限定することが適切であるためである。

補助参加の申請（特§149①、実§41、意§52、商§56①、§68④）を認めるか否かの審理に当たっては、審判長が当事者の意見を聴いたうえで合議体が決定する（特§149②③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

（改訂 R5.12）

51—06　P U D T

無効審判の請求の制限等

1．審判請求できる期間

(1) 権利の設定登録後であれば、いつでも、権利の消滅後でも無効審判を請求することができる（特§123①③、実§37①③、平23附§19②実§37①③、意§48①③、商§46①③、§68④）。

(2) 無効審判は、権利の消滅後でも、請求することができる。例えば権利期間満了による消滅後に権利の存続期間中の侵害行為に対する損害賠償の請求がされたとき、請求をされた相手方は、この権利を無効にすることについて審判を請求できる。

(3) 権利消滅後20年を経過し、損害賠償請求権や告訴権などが全て時効により消滅したとき、又は審判事件が係属していないときには、この権利についての無効審判の請求は、その請求の利益がないという趣旨で却下することがある（特登施規§5、実登施規§3②、意登施規§6②、商登施規§17②、→51—19の6．(4)）。

(4) 商標権については、商§3、商§4の一部を理由とするものについては、商標権の設定登録の日から5年経過後は請求することができない（商§47①）。ただし、商§4①十、十七、同4①十五については、「不正競争の目的、不正の目的で商標登録を受けた場合」には、除斥期間がない。また、商§46①五に掲げる後発的な不登録事由を無効事由とする無効審判の請求についても除斥期間がない。

2．後発的無効事由により無効にされ、又は放棄された権利に対する無効審判の請求

後発的無効事由（特§123①七、実§37①六、意§48①四、商§46①五等）に該当するとして無効にされたときは、該当するに至った時以前の権利について

は無効審判を請求することができる。

権利が放棄されたときは、放棄に至った時以前の権利については無効審判を請求することができる。

（裁判例）

特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係るものの無効審判の係属中に、そのうちの一つについて放棄があり、その放棄に係る発明について審理判断しなかった審決は違法である（東高判昭 53.4.26（昭 52（行ケ）161 号））。

３．請求の制限

権利を維持する審決が確定したときは、一事不再理の適用により審判請求が制限されることがある（特§167、実§41、意§52、商§56①、§68④。→30—02、51—00 の２．(7)ウ、51—19 の５．(3)）。

４．予告登録

特許原簿に記載の予告登録された無効審判請求日と審判官が認定した無効審判請求日とが符合しないときは、審決後、その旨を審判書記官へ通知する（→51—19 の６．）。

（改訂 R1.6）

51—07　ＰＵＤＴ

無効審判の請求書

１．　一般的事項

(1) 無効審判請求に当たり、請求人は、特§131①②（実§38①②、意§52、商§56①）に定める記載要件を満たした請求書を提出しなければならない（特施規§46①、実施規§23⑩、意施規§14①、商施規§14）（→21—00）。

(2) 副本（送付用･審理用）の提出数

請求書及び添付書類については、相手方（参加人を含む。審理が併合された場合、他の事件分も）の数に応じた副本（特施規§4、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①、特施規§50②、実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥）及び審理用の副本１通（特施規§50の4、実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥）を、それぞれ提出しなければならない。

これは、無効審判に関する全書類（証拠物件、特§134の2の訂正請求書も含む。）について、同様である。

なお、証拠物件が文書の写し等であって、それが電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）をもって提出することができる（特施規§50⑥、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。この場合、提出する光ディスクは１枚でよい。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

２．　請求の趣旨

(1) 請求人の請求の内容（請求人が得ようとする審決の結論）を特定するものであって、そこには、請求の対象が明確に特定されていなければならない。

(2) 通常は、「特許第○○号の特許（実用新案登録第○○号の実用新案登録、意匠登録第○○号の意匠登録、商標登録第○○号の商標登録）を無効とする、審

判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように表示される。

２以上の請求項、指定商品・役務に係るものについて、請求項、指定商品・役務ごとに無効審判の請求がされるときは、「特許（実用新案登録）第○○号の特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）の請求項○に係る発明（考案）についての特許（実用新案登録）を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」、「商標登録第○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○」についての商標登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように表示される。

特許無効審判においては、請求の趣旨の欄に請求項が特定されていなくても、「請求項ごと」に請求されているものとして取り扱う。商標無効審判においては、請求の趣旨の欄に指定商品及び指定役務が特定されていなくても、「指定商品及び指定役務ごと」に請求されているものとして取り扱う。

(3) 特許無効審判については、訂正審判等によって、請求項の数に変動があり、それに伴い無効審判の請求の趣旨が変更されても、請求書の要旨を変更するものとは扱わない。

３．請求の理由

特許、実用新案、意匠登録無効審判における「請求の理由」は、権利を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載しなければならない（特§131②、実§38②、意§52）。

(1)「権利を無効にする根拠となる事実を具体的に特定する」

ア「権利を無効にする根拠となる事実」　－主要事実の網羅性－

「権利を無効にする根拠となる事実」とは、無効理由の根拠となる法条の要件（「要件事実」）を構成する具体的事実（「主要事実」）のことである。

通常は、特定の無効理由の法条は複数の要件から構成されていて、「権利を無効にする根拠となる事実」もそれぞれの要件に対応して複数あるので、その全ての要件について網羅して、対応する「事実」が記載されていなければならない。例えば、以下のとおりである。

(ア) 出願日の繰下げ等の基準日の変動が生じる事実を前提として当該権利を無効にすべきことを主張するときは、その前提となる出願日の繰下げ等に

関する根拠法条（例：特§44②など）の要件が主要事実となる。

（例）分割要件違反（特§44②）、変更出願要件違反（特§46⑤→特§44②）、優先権主張の無効性（特§41②③等）、新規性喪失の例外要件の不適合（特§30①②）等

（イ）周知の事実（周知技術･慣用技術等）であっても、それが無効理由の根拠となる法条の要件を構成する主要事実である限り、「権利を無効にする根拠となる事実」として請求の理由の欄に記載されていなければならない。

（ウ）主要事実を推認させる間接事実や必要な証拠の証明力等を明らかにする補助事実は、主要事実ではないから当初の請求の理由に記載する義務はないが、それらがあるときは必要に応じて記載されていることが望ましい。ただし、事案の性質から主要事実の存在を直接に示せないために、主要事実の記載に代えて主要事実を推認させる間接事実を示すほかないときには、実質的に見てその間接事実は主要事実を主張するものであるから、当初の請求の理由において当該間接事実が記載されていなければならない。

イ 「具体的に特定する」　－主要事実の具体性･特定性－

権利を無効にする根拠となる事実を「具体的に特定する」ことが記載要件とされているから、主要事実は十分に具体化して記載されなければならない。

例えば、新規性違反に基づく無効理由の場合、出願前に頒布された刊行物に特許発明が記載されている事実を主張するときは、その発明の内容を具体的に記載し（発明の特定）、それがいつ（先行の事実の特定）、どこで（頒布場所の特定）発行されたどの刊行物（刊行物の特定）のどの頁のどこにどのような事項が（記載の具体的特定）記載されているのかが具体的に記載されていなければならない。

先行技術として刊行物名のみを挙げてそれが存在することのみを事実として記載されているだけのときは、権利者が対応することができるように具体的に事実を特定しているとはいえないため、記載要件を満たさない（先行の事実を基礎付ける具体的事実がない点で具体性･特定性を欠く。）。

換言すれば、証拠たる刊行物を精査しなくても、請求の理由の記載だけで、権利を無効にする根拠となる事実が把握できる程度に具体的に、主要事実が特定される必要がある。

請求人が、証拠の提示を後の証拠調べ等で行うことを前提として、当初の審判請求書に証拠の添付をしないときは、被請求人が証拠となる事実の内容を把握できないので、請求の理由の記載のみによって主要事実が十分に把握できるように、具体的に特定される必要がある。

(2)「立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載する」

請求の理由の記載には「立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載する」ことが求められる（特§131②、実§38②、意§52）。

ア「立証を要する事実」（「要証事実」）

無効審判における「立証を要する事実」とは、請求人の主張する主要事実（上記(1)にしたがって具体的に特定した「権利を無効にする根拠となる事実」）の全てである。

ただし、合議体に顕著な事実については証明が不要であるから要証事実ではない。また、法律の適用などはそもそも事実問題ではないので要証事実ではない。

職権主義を採る無効審判においては、民事訴訟と異なり、自白の効力を認めていないから（特§151における民訴§179の読替え規定参照）、権利者が争わない主要事実であっても証明することが必要であり、主要事実の全て（合議体に顕著な事実を除く）が要証事実となる。

イ「（要証）事実ごとに証拠との関係を記載する」

「（要証）事実ごとに証拠との関係を記載する」とされているのは、通常は無効理由の根拠法条は複数の要件から構成されていることから、要証事実（≒主要事実）も複数あることを前提としているためである。

複数の要証事実に対して複数の証拠があるときには、要証事実と証拠との関係が不明確になるおそれがある。そのときは、権利者の対応負担や審理遅延が生じるため、要証事実のそれぞれと証拠のそれぞれがどのように対応しているかが記載されていなければならない。

（例）進歩性違反に基づく無効理由の根拠となる事実を主張しつつ証拠として先行技術文献が提出される場合、その文献が特§29①三に規定される刊行物であるとして、特§29②でいう「前項各号に掲げる発明」の存在を立証しようとしているのか、それとも、その文献が当業者の知識レベルを

示すものであるとして、特§29②でいう「当該発明の属する技術の分野における通常の知識」を立証しようとしているのかが明確にされる必要があることがある。こうしたときには、その証拠によってどの要証事実を証明しようとしているかが特定できるように記載されていなければならない。

また、ある要証事実の立証のために極めて大部の証拠の一部のみを用いるときは、当該大部の証拠全体に付された証拠番号の引用によって要証事実との関係が記載されるだけではなく、より具体的に、その証拠中のいずれの部分が要証事実と対応するかが特定される必要がある。

(3) 「請求の理由」の記載例（特許、実用新案）

特許発明について、進歩性違反に基づく無効理由を主張するときは、「本件発明が、特許出願前に当業者が特許法第 29 条第 1 項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができた」ものであるという特§29②の規定の要件（要件事実）に則した形で、当該無効理由に係る事実関係（主要事実）を具体化して記載する。

ア 請求の対象となる特許発明（本件特許発明）の特定

どの請求項に係る特許発明についての無効理由かを明確にし、当該特許発明に係る特許請求の範囲（請求項）の記載を摘記することにより当該特許発明を特定する。また、進歩性違反に基づく無効理由の主張立証に必要なときは、その特許発明の解決すべき課題や効果などを記載する。

イ 先行技術発明の存在

当該特許発明に係る出願の前に特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する先行技術発明が存在した事実を具体的に記載する。例えば、特§29①三の刊行物記載発明の存在により先行技術発明の存在を立証しようとするときには「本件発明に係る出願の日である○○年○月○日前の○○年○月○日に○○に頒布された刊行物である△△著、「○○○○」、第□□版、△△社の第○○頁第○行から第○行には○○と記載されている。」のように、刊行物の著者、書名、版数、発行国、発行所、発行年月日、を特定し、かつ関係する記載箇所と記載内容とを具体的に特定するとともに、その記載から把握できると主張する先行技術発明を特定する。

ウ 本件特許発明と先行技術発明の対比

本件特許発明に係る特許請求の範囲の記載に基づいて、必要に応じて特許発明を分説するとともに、先行技術発明との対比を行い、両者の一致点及び相違点を特定する。

エ 相違点についての当業者の容易想到性

両者の相違点が、当業者にとって容易に想到し得るとの主張の根拠となる事実について記載する。特§29②の要件に合致するためには、その特許出願前において当業者が容易に発明をすることができたといえなければならないから、必要に応じ、当該特許出願前における当業者（その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者）を定義する（「その発明の属する技術分野」の特定や「その出願前における」「通常の知識」の特定など）。そして、その当業者が特許発明を容易に発明することができたと主張する根拠となる事実（容易想到性の論理構成を含む）を記載する。

オ 結論

本件特許発明は、その特許出願前に頒布された刊行物である甲○号証に記載された発明及び甲○号証に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許は、特許法第29条第2項の規定に違反してされたものであり、特許法第123条第1項第2号の規定に該当し、特許を無効とすべきである旨の結論を記載する。

（参考）「証拠一般」（→34—01～34—01.1）

（改訂 R5.12）

51—08　P U D T

無効審判の請求の不備と補正

1．請求（書）の不備と処分

方式についての権限は審判長にあり（特§133）、この権限の下、審判請求では本案審理に先立って、下図のように、審判書記官による方式調査、合議体による方式審理が行われる（→21—00）。

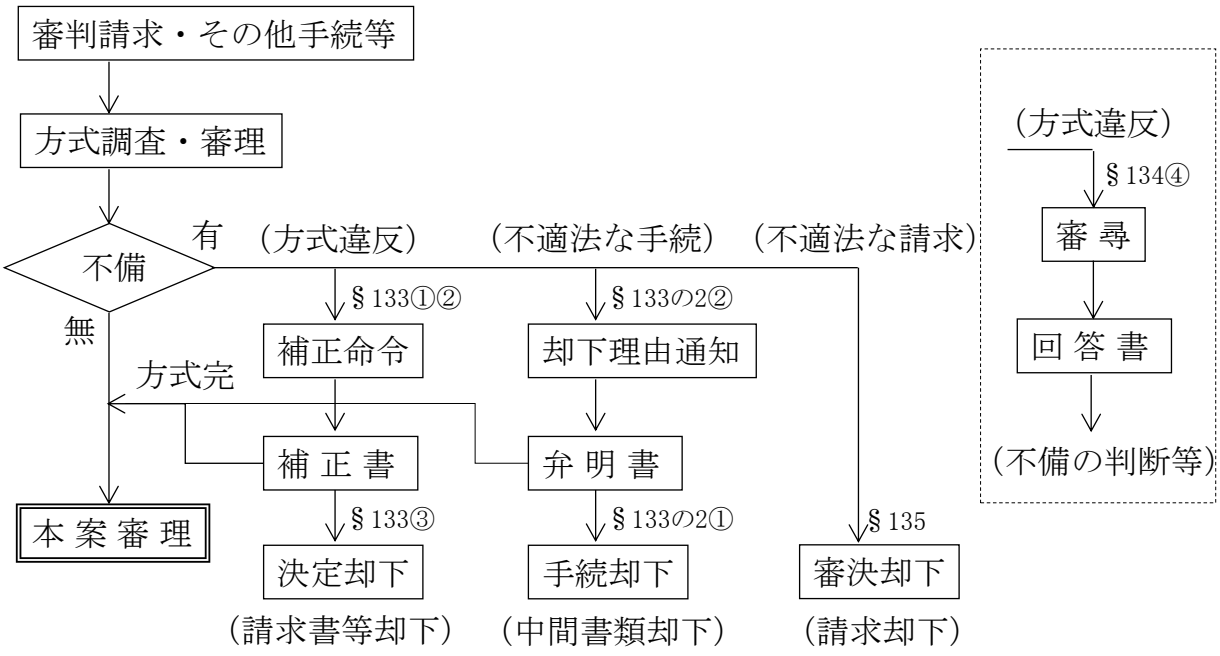

請求人は、事件が特許庁に係属しているときは、審判請求書の補正をすることができる（特§17①、実§2の2、意§60の24、商§68の40①）。

審判請求書に記載要件違反があり、自発的に補正がされない場合、①審判長は、補正命令により補正の機会を与えた後、記載要件違反が解消されないときは、決定をもって審判請求書を却下する（特§133①③、実§41、意§52、商§56①、§68④）、②合議体は、補正の機会を与えることなく審決をもって審判請求を却下する（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）、③事実関係を明らかにする

等のため審尋を行う（特§134④、実§41、意§52、商§56①、§68④）のいずれかの措置をとることができる。

どの措置をとるかは、審判請求書の記載要件違反が適法な補正によって解消できる可能性があるかに応じて決める。

（注）　当事者の補正（→22—01 の９．(2)）

a 請求人・被請求人の同一性が失われない場合を除いて要旨変更となる。

b 共有者の一部のみを被請求人として表示した場合、残りの共有者を補充することは原則として要旨変更となる（全趣旨により総合的に判断）。

c 法人の代表者名が欠落しているのを補充し、また表示している代表者名を変更する補正は、要旨変更としない。

d 代理人の氏名の誤記の補正、弁理士の住所の補正は要旨変更としない。

２．補正命令と審判請求書の決定却下

(1) 審判請求書の「請求の理由」以外の記載について

審判請求書の「請求の理由」以外の記載要件違反が比較的軽微であり、補正により記載要件違反を解消できる可能性があるときは、補正を命じる（特§133①、実§4、意§52、商§56①、§68④）。

補正命令の例は、以下のとおり。

ア 手続能力を欠く者（未成年者・成年被後見人等）による請求

イ 代理権の範囲の規定に違反してされた請求

ウ 特許法等の各法律又は政省令で定める方式に違反してされた請求

エ 所定の手数料が支払われていない請求

オ 証拠が外国語であるが、訳文がない請求

(2) 「請求の理由」について

「請求の理由」の記載要件（特§131②、実§38②、意§52）は、請求の理由の当初記載が不十分であることにより被請求人に生じる不必要な対応負担を軽減すること、記載要件違反の結果生じ得る審理の遅延を未然に防止することを狙いとしている。

したがって、「請求の理由」の記載要件を満たすか否かを判断するにあたっては、①その請求の理由の記載によって被請求人が反論の対象を特定できるか、

②反論の対象を一応特定できるとしても、それが被請求人にとって不合理な負担になるか、③請求の理由の記載不備により、被請求人の的外れな対応を引き起こすなど、実質的な反論が期待できないものであるか、等の観点から判断する。

なお、請求の理由が、記載要件を満たすか否かは、その無効理由の根拠法条の要件の内容･性格や、当該事件における事実関係の内容･複雑さなどに応じて、個別に判断すべき性質のものであるから、その判断にあたっては、個々の事件の事情に応じた合理的な判断が求められる。

「請求の理由」の記載要件は、方式上の要件であって、記載された主要事実に基づき請求が認容されるか否かは関係しない。同様に、事実と証拠の関係の記載についても、要証事実と立証に用いる証拠との対応関係が明確になっていれば足り、その証拠によって要証事実の立証が成功しているか否かは関係がない。

補正命令の例は、以下のとおり。

ア 先行技術文献等の証拠が長大又は大量な場合において、証拠中の先行技術発明の存在を示す記載箇所が特定されていないとき

イ 要証事実や証拠が多数に渡る場合に、それらの関係が具体的に特定されていないとき

ウ 要証事実と証拠との関係は一応記載されているものの、その証拠のどの部分によりその事実を立証しようとしているのかが具体的に特定されておらず、審判請求書及び添付書類を全体的に考察してもそれが不明なとき

(3) 審判請求書の決定却下

上記（1）、（2）の補正命令に対し、請求人が補正をしないとき、補正をしたが依然として記載要件違反を解消しないとき、特§131 の 2①に違反する補正であるとき（例えば、補正が請求の理由の要旨を変更するときや請求の趣旨の要旨を変更するとき等）は、その無効審判請求書を決定をもって却下できる（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

３． 審決却下

審判請求書に著しい記載要件違反があり、それを解消するための補正をしよ

うとすると、審判請求書の要旨を変更せざるを得ないことが明らかなとき、又は請求が本質的要件を欠くときは、「不適法な審判請求であってその補正をすることができないもの」として、補正を命じることなく、また権利者に答弁機会を与えるまでもなく、審決をもって無効審判請求を却下（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）する。

（説明）

審判請求書を補正する場合には、請求書の要旨を変更してはならないとされているから、審判請求書の記載要件違反を解消するための補正が審判請求書の要旨を変更するものである場合には、その補正をすることができず、結果として記載要件違反は解消されない。

ただし、請求の理由については、例外的に要旨変更の補正が審判長により許可される場合があるが（特§131の2②、実§38の2②、意§52）、審判請求書の副本を被請求人に送達する前の段階で、請求の理由の記載要件違反を解消するために要旨を変更する補正がされたとしても、審判長はその補正を許可することができず（特§131の2③、実§38の2③、意§52）、結果として記載要件違反は解消されない。

よって、上記のように扱う。

以下の場合、審判請求書の記載が著しい記載要件違反のとき、又は請求が本質的要件を欠くときに該当するため審決をもって却下する。

ア 請求の理由が全く記載されていないとき

（例１）審判請求書に請求の理由が全く記載されていないか、「追って補充する」とのみ記載されているとき。

（例２）法定無効理由のいずれにも該当しないものを無効理由として主張しているとき。

イ 実質的に請求の理由が記載されていないに等しいとき

（例１）無効理由について抽象的に記載されているものの、当該無効理由の根拠となる具体的事実が何ら記載されておらず、証拠の提示もないとき。

（例２）一応は具体的事実が記載されたり証拠の提示はあるものの、その具

体的事実又は証拠により、本件特許（登録）がいずれの無効理由に該当するものであると主張しようとしているのかが特定できないとき。

ウ 重要な要件についての主要事実が記載されていないとき

（例１）進歩性違反の無効理由（特§29②）における「前項各号に掲げる発明（先行技術発明）」の存在についての事実が記載されていないとき。

（例２）本件特許発明と先行技術発明との比較について記載されていない結果、請求の理由が具体的に理解できないとき。

（例３）本件特許発明が先行技術発明に基づいて容易に想到できたとする理由（容易想到性の論理構成を含む）が記載されていない結果、請求の理由が具体的に理解できないとき。

エ 主要事実の記載が具体性を欠き、しかも証拠の提示がないとき

（例）審判請求書に証拠物件が添付されていない場合において、証拠物件の添付なしに主要事実が把握できるように請求の理由が十分具体的に記載されていないとき（後の証拠調べにおいて証拠を提示することを前提に審判請求当初には証拠を提示しないこと自体は記載要件違反にはならないところ、そのようなときは、証拠の提示なしに主要事実が把握できるように請求の理由を具体的に記載する必要性が通常事件よりも一層大きいことに留意。）。

オ その他

（例１）権利の共有者全員を被請求人として特定されていないとき（特§132②、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→22—03の２．、51—05の２．、審決の文例45—20）。

（例２）権利者でない者が被請求人として特定されているとき（特§132②、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→22—01、51—05の２．、審決の文例45—20）

（例３）特許無効審判、商標登録無効審判において、請求人が利害関係人ではないとき（特§123②、商§46②）（→31—01）

（例４）特許無効審判において無効を申し立てた請求項が、訂正により全て削除されたとき（→51—19の３．）

（例５）特許無効審判において無効を申し立てた請求項の一部が、訂正によ

り削除されたとき（削除された請求項について審決却下→51—19 の３．）

（例６）別の無効審判事件又は異議申立事件で、その権利の無効又は取消が確定したとき

（例７）除斥期間経過後に審判請求がされたとき（商標）

４．その他の不適法な手続の却下

審判請求書以外の審判事件に係る手続に方式不備がある場合には補正を命じ、指定した期間に補正がされなかったときに審判長により決定をもって手続を却下し（特§133、実§41、意§52、商§56①）、また、審判請求書以外の不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、却下理由通知による弁明の機会を経た後、却下の決定をする（特§133の2①、実§41、意§52、商§56①）。

５．審判長･合議体の裁量

(1) 補正命令、却下

請求の理由の記載要件の方式審理は職権調査事項であり、記載要件違反を発見した場合には、審判長はその審判請求書について補正を命じる。補正命令は、記載要件違反の解消の機会を保障するためのものであるから、最終的に決定却下しないものについては補正を命じる必要はなく、補正を命じるかどうかについては、審判長の裁量である。

補正命令の結果、補正によっても記載要件違反が解消しないときは、「決定をもってその手続を却下することができる」（特§133③、実§41、意§52、商§56①、§68④）とされていることから、最終的に決定をもって却下するかどうかは審判長の裁量である。

審判請求書に著しい記載要件違反が存在し、かつ、補正により解消することができないものは、審決をもって却下することができるが（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）、審決をもって直ちに却下するか、補正を命じるかについては、審判合議体の裁量である。

したがって、記載要件違反がごく軽微であって、実質的な問題がないようなときは、審判長･合議体は、補正命令･決定却下や審決却下をしなくても差し支

えない。同様に、補正を命じた事項の一部のみが補正により解消されていないときは、違反の重大性等を考慮して、決定をもって却下するかどうかを判断する。

(2) 要旨変更補正がされた場合の取扱い

審判請求書の副本を特許権者に送達する前における請求の理由の要旨を変更する補正は、本案審理前の段階のものであるから、それにより大幅な審理の遅延が生じないこともあり得る。そこで、審判請求書の副本を特許権者に送達する前において記載要件不備の補正を命じた場合において、それに応答する補正が、請求の理由の記載要件違反を解消するものであり、しかも著しく要旨を変更するものでないときには、補正を認めても差し支えない(→51—16 の１.)。

他方、請求の理由の要旨を変更する補正を禁止する原則を維持した趣旨に鑑みれば、本案審理後における請求の理由の補正については、本案審理前に比べて、要旨変更禁止の規定をより厳格に判断することが適切である。

６． 不服申立て

特§135 による審判請求の却下審決、特§133③による審判請求書の却下の決定について不服があれば、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）へ訴えを提起できる（特§178①、実§47①、意§59①、商§63①）。

一方、その他の手続の却下について不服があれば、行政不服審査法§2 による審査請求ができ、又は地方裁判所へ訴えが提起できる。

（改訂 R5.12）

51—09　P U D T

無効審判の審理の方式

１．審判合議体の指定

無効審判事件は、特許庁長官が指定する三人又は五人の審判官からなる合議体が審理を行う。この際、同一権利に対する複数の無効審判事件は、原則として同一合議体が指定される。（→前審関与（→12—04））

２．無効審判事件の審理の進行について

特許権等の設定登録された権利については、同時に複数の事件が係属することがあるから、無効審判事件の審理にあたっては、他の同時係属している審判事件がある場合には、どの事件を優先して審理を行うかなど、審理の進行には注意が必要である。

審判において必要があるときは、他の審決が確定するまで又は訴訟手続が完結するまで、その手続を中止することができる（特§168①、実§40①、意§52、商§56①、§68④）。

（参考）

訂正審判が係属しているときの審理の順序（→51—22）。

複数の無効審判が同時係属しているときの審理（→51—22.1）。

特許異議の申立てと無効審判の同時係属（→67—09）。

手続の終始（→26—01　6.）

３．審理方式

(1) 口頭審理

無効審判は、口頭審理（→33—00）による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる（特§145①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

書面審理によるとしたのち、再び口頭審理によるとすることもできる。このときは、口頭審理の通知を行う。

当事者対立構造をとる無効審判においては、口頭審理を活用することにより、事実認定を正確に行い、当事者間の争点を整理することによって、迅速・的確な審理ができる。

(2) 書面審理

ア　無効審判は、原則として、口頭審理によるが、以下のときは、例外的に、書面審理によるものとすることができる（→33—00.1）。

・審判請求又は審判請求に係る手続（審判請求書）を却下すべきとき
・当事者が争わないことが明らかなとき
・当事者（及び参加人）の全てが書面審理を申し立てているとき
・その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

イ　書面審理通知

書面審理によるときは、書面審理の通知をしなければならない。ただし、審判長の決定をもって審判請求書を却下する場合や、被請求人に答弁書提出の機会を与えずに審決をもって審判請求を却下する場合は、書面審理の通知をする必要はない（→32—01）。

4．　職権審理（→36—01、51—18、51—14 の２．）

審判においては、職権主義が採られている。これは、審判が当事者のみでなく、広く第三者の利害に関する問題の解決をも目的としていることによる。したがって、請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することができない（特§153③、実§41、意§52、商§56①、§68④）なかで、当事者の主張に基づかず、又はこれに拘束されず、職権で、事実の調査及び証拠調べや証拠保全を行うことができ、必要があるときは手続の中止（特§168①、実§40①、意§52、商§56①、§68④）、審理終結通知後の審理の再開を、職権ですることができる（特§156③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

しかし、当事者対立構造のもとでは、基本的には請求人の主張立証に基づいて審理を進めることが適切と考えられるので、合議体による職権審理を行うことは例外的であり、かつ審理を補完する程度で発動すべきものと解される（→51—

18）。

５．　併合審理

(1) 併合審理の一般事項（→30—03 の１．）

(2) 無効審判における併合審理

複数の無効審判において当事者の双方又は一方が同一のとき（権利が同一であることは要件とされていない。）、これらを併合して審理することにより、審理の重複を省き、手続を効率化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことができる（特§154①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(3) 併合審理に適する場合

併合審理に適するものとしては、例えば、以下が考えられる。

ア　同様な証人尋問等の証拠調べがあるもの。

イ　対象となる発明の技術的基礎が共通しているもの。

ウ　証拠物（証拠方法である文書、検証物）が同じであるもの。

エ　同一の権利に対するもの

ただし、上記の例に該当する場合であっても、例えば、同一の特許に対して、複数の無効審判が請求されたとき、それらのうちの一つの事件においてのみ訂正の請求がされている場合や、複数の事件においてそれぞれ異なる訂正の請求がされている場合など、複数の事件の審理を併合することに支障がある場合には、無理に併合をせず、いずれかの事件の審理を優先し、その他の事件を中止することなどを検討することが適切である（→51—22.1　複数の無効審判事件の同時係属）。

(4) 実用新案登録無効審判における併合審理

同一の実用新案登録に対する無効審判が複数同時係属しているときは、原則として、併合せず、請求順に審理する。証拠が共通している等により併合（実§41、特§154①）して審理を行った方が事件を迅速・的確に処理することができると判断したときのみ、併合審理を行う。

（説明）実用新案登録の訂正は、実用新案登録無効審判とは別個の手続であり、訂正書の受理によりその効果が発生する（実§14の2③）から、特許のように複数の無効審判に対応する複数の訂正請求がされ、手続

が錯綜することはない。

したがって、証拠が共通している等、併合審理をした方が迅速・的確な審理ができるなどの事情がない場合には、併合審理をする必要性がない。

(5) 併合審理ができる時期

審理を併合することができる時期は、審理の終結前である。

(6) 併合の効果

ア 併合された複数の事件の審決は、一つの審決書によりすることができる。ただし、当該審決書には、併合審理をしたそれぞれの事件ごとの結論及び理由を記載する必要がある。

イ 審理を併合する複数の事件で共通に必要となる証拠調べを、一度に行うことができる。

ウ 併合前にそれぞれの審判事件において提出又は提示された書類その他の物件、それぞれの審判事件の審理において得られた証拠方法等は、審理を併合された各審判事件の審理において利用できる。ただし、一つの事件で提出された証拠方法を他の事件で採用するときは、他の事件の当事者に対して意見を申し立てる機会を与えなければならない。

(7) 併合審理の進め方

ア 合議体は、複数の無効審判の請求について併合の要件を具備するかどうかを調査するとともに、当該複数の審判を併合して審理することにより、審理の重複を省き、手続を効率化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことができるか等の観点から検討して、併合審理とするか否かを判断する。

イ 審判長は、併合審理とするときは当事者双方に審理を併合する旨を通知する。

ウ 併合して審理する複数の審判については、答弁書副本等関係文書の当事者への発送、通知、合議、口頭審理（口頭による尋問、面接を含む。）、証拠調べ、審決の予告等の審判に関する手続及び審理は、同一の手続で行われることになる。

このとき、通知書その他書面の審判番号、特許番号、当事者名の欄等には併合して審理を行う各審判事件の記載事項を全て併記しなければならない。

エ 併合して審理する審判の全てについて審決をするのに熟したときに、審決

の予告を行うか、審理を終結する。

(8) 併合して審理した場合の審決

審理を併合の上、審決をする場合の注意（→45—03 の 2.）

(9) 審理の分離（→30—03 の２.）

審理の併合をしたときは、更に、その審理の分離をすることができる（特§154②、実§41、意§52、商§56①、§68④）。審理の分離は、合議体の裁量により、職権によってすることができる。併合した審理を分離する必要がある場合とは、例えば、審理の過程で、併合して審理した事件間に関連性がないものと認められ、同一手続で審判する必要がない場合のほか、審理を分離しないと、かえって審理が複雑化したり遅延したりすると認められる場合等である。

（改訂 R1.6）

51—10　P U D T

無効審判の審理開始

1．　審理開始に伴う手続

(1) 請求書副本の送達

審判長は、無効審判の請求があったときは、審判請求が適式であるか否かを点検（無効審判の請求の不備と補正→51—08）した上で、請求書副本を被請求人に送達し、相当の期間（→25—01.2）を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない（答弁指令）（特§134①、実§39、意§52、商§56①、§68④）。

(2) 専用実施権者などへの通知

無効審判の請求があったときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有するものに通知する（特§123④、実§37④、意§48④、商§46④、§68④、→11—02）。

(3) 提出書類の送付

提出された書類の副本は相手方に送付する。

(4) 請求人から証拠調べの申出があるとき

請求人が審判請求当初から証人尋問等の証拠調べの申出をしており、証拠調べにおいて請求人の主張を立証する証拠を提示させた後に被請求人に答弁機会･訂正の請求の機会を与えることが適切と認められるときにおいては、最初に請求書の副本を送達し、次いで証拠調べを行い、さらにその後に答弁機会･訂正の請求の機会を与えることとしても差し支えない。

このとき、請求書の副本を送達する通知書に、証拠調べを行った後に答弁･訂正請求のための期間を指定する旨を付記する。なお、期間指定前に被請求人が答弁書を提出することは妨げられないが、訂正の請求をすることはできない。

（参考）参加申請があったとき（→57—00～57—09）

２．　答弁書、訂正請求書

(1) 答弁機会

被請求人（権利者）は、以下の答弁機会に答弁書を提出して、請求人が主張する無効理由に対して反論をすることができる。

ア 法定の答弁機会

被請求人は、請求書の副本が送達されたとき、指定期間（→25—01.2）内に答弁書を提出することができる（特§134①、実§39①、意§52、商§56①、§68④）。

また、審判長が審判請求書の請求の理由の要旨を変更する補正（弁駁書又は口頭審理陳述要領書により実質的に請求の理由の要旨が変更されるときを含む。）を許可するときも、原則として指定期間内に答弁書を提出する機会が与えられる（特§134②、実§39②、意§52）。

特許無効審判においては、これらの指定期間内に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について訂正の請求をすることができる（特§134の2①）（→51—11）。

イ 施行規則上の答弁機会

上記の法定の答弁機会だけでなく、審判長は、必要と認めるときは、相当の期間を示して、被請求人に答弁書の提出を求めることができる（特施規§47の2①、実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

被請求人は、審判長に示された期間内に答弁書を提出することができるが、その期間であっても訂正の請求をすることはできない。

(2) 答弁書の様式

答弁書は、特施規様式第63により作成しなければならない（特施規§47①、実施規§23⑬、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

（改訂 R1.6）

51—11　P

特許権者による訂正の請求

１．訂正の請求

特許無効審判において、特許権者は、無効審判の手続中に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる（特§134の2①）。

(1) 訂正の請求ができる期間

訂正の請求ができる期間は、以下の指定期間に限られる（特§134の2①）。なお、指定期間外に提出された訂正請求書は、不適法なものとして、却下理由を通知した後、却下する。

ア 無効審判請求書副本の送達に伴う答弁書提出期間（特§134①）

イ 審判長が審判請求書の「請求の理由」の要旨を変更する補正を許可したときにおいて、その審判請求書の手続補正書の副本送達後における答弁書提出期間（特§134②）。

ウ 審決取消訴訟において権利維持審決が判決により取り消されたときに権利者の求めに応じて行う訂正の請求のための指定期間（特§134の3）。

エ 職権によりされた無効理由通知に対する意見書提出期間（特§153②）。

オ 審決の予告に対する訂正の請求のための指定期間（特§164の2②）。

(2) 訂正の請求の対象（→38—00）

無効審判の係属中は訂正審判請求の機会を制限していることから、無効審判が請求されていない請求項についても訂正の請求をすることができる（特§134の2⑨、§126⑦）。

ア 訂正の請求単位と一群の請求項（→38—00～38—01）

イ 明細書又は図面の訂正（→38—02）

(3) 訂正要件（→38—03）

訂正の請求における訂正要件は、訂正後における発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものであること（独立特許要件。特許請求の範囲

の減縮、誤記又は誤訳の訂正を目的とする訂正に限る。）を要求されるのが、無効審判の請求がされていない請求項のみであること以外は、訂正審判における訂正要件と同じである（特§134の2⑨、§126⑦）。

2．訂正の請求の方式

(1) 訂正請求書

訂正の請求は、所定の訂正請求書を提出することによりしなければならない（特施規§47②、様式63の2）。また、訂正請求書の請求の趣旨及びその理由は、訂正請求書の記載要件（特§134の2⑨、§131③、特施規§46の2）を満たすように記載されなければならない。

訂正の請求は、訂正審判と同様に、専用実施権者又は質権者の承諾（特§127）、審判請求の方式（特§131）及び共同審判（特§132③）の規定が準用される（特§134の2⑨）。

(2) 請求の趣旨、理由（→38—04）

(3) 訂正明細書等（→38—05）

(4) 手数料（→38—06）

(5) 訂正請求書等の副本の提出

被請求人（特許権者）は、訂正請求書及び訂正明細書等を提出するときは、必要な数の副本（請求人の数＋参加人の数＋1（審理用））を提出しなければならない（特施規§4、§50の4）。

3．訂正の請求が複数行われた場合の取扱い

一つの無効審判事件において複数の訂正の請求がされたときは、先にされた訂正の請求は取り下げられたものとみなされる（特§134の2⑥）。

ただし、先にした訂正の請求に係る訂正が確定した場合（その一部が確定した場合はその部分）は、その確定した訂正に係る訂正の請求は、取り下げられたものとはみなされない。

したがって、二回目以降の訂正の請求についても、訂正の基準となる特許請求の範囲、明細書及び図面は、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その訂正時。）の特許請求の範囲、明細書及び図面であって、直前の訂正請求書に添

付された訂正特許請求の範囲、訂正明細書及び図面ではない。

この「みなし取下げ」の規定は、一つの無効審判事件において訂正の請求が複数回されたときに適用され、同一の権利に対する複数の無効審判事件において別々に訂正の請求がされた場合には適用されない。

したがって、一つの無効審判事件における訂正の請求と前後して、当該権利に対する別の無効審判事件において訂正の請求がされたとしても、それを原因として当該一つの無効審判事件における訂正の請求が取下げとみなされることはないから、それぞれの事件における訂正の請求はそれぞれの無効審判の手続として存在し、審理対象となる。

（参考）一の特許権について複数の審判等が係属している場合の留意点

訂正を認める旨の審決が確定すると、特§128の規定により、その訂正の効果は、特許出願の時点まで遡及することになる（訂正の効果→46—00の３．）ので、同一の特許権についての複数の審判等（無効審判、訂正審判、特許異議の申立て）が係属している場合に、いずれか一つの事件で、訂正を認める旨の審決が確定した場合には、確定した当該特許権についての訂正の効力は、他の全ての事件にも及ぶことになる。

例えば、その他の事件において訂正の請求がされていた場合に、確定した訂正により当該訂正の対象が変更されることとなるため、その訂正請求の適否の判断が変わるなど影響が生じる可能性がある。

審判長は、このような事態を防ぐために、他の無効審判事件の審理を中止（→26—01の６．）あるいは併合（→30—03の１．）するなど、審理の進行を適切に行うことが必要となる。

４．訂正の請求の取下げ

訂正の請求は、特§17の5②の補正ができる期間内に限り、取り下げることができ（特§134の2⑦）、訂正の請求の取下げがあったときは、その旨が相手方に通知される（特施規§50の5の2）。

訂正の請求の取下げは、その請求の全てについて行わなければならない（特§134の2⑦）。

したがって、訂正の請求の一部を取りやめたいときは、訂正の請求の一部を取り下げるのではなく、訂正請求書の補正（特§17①）及び訂正に係る明細書、特許請求の範囲、図面の補正（特§17の5①）により訂正事項の一部を削除することにより行わなければならない。

なお、訂正の請求は、無効審判の請求を前提とするものであるので、無効審判請求が取り下げられたときは、訂正の請求も取り下げられたものとみなされる。同様に、無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときも、訂正の請求が当該請求項ごとに取り下げられたものとみなされる（特§134の2⑧）（なお、このときには、「一群の請求項」（→38—01）を構成していても、当該請求項に係る訂正の請求のみが取り下げられたものとみなされるから、訂正の請求で意図したものとは異なる訂正となる可能性がある。答弁書提出後の無効審判請求の取下げにあたっては被請求人である特許権者の承諾が必要となるため（特§155②）、特許権者は、無効審判請求の取下げに承諾するか否かにより、それに対応する訂正請求をみなし取下げとするか否かの実質的な選択をすることができるといえる。）。

５．訂正の効果（→46—00の３．）

訂正を認める旨の無効審判の審決が確定したときは、訂正明細書等により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特§134の2⑨、特§128）。

訂正の請求は訂正審判とは異なり、「訂正を認める旨」の結論のみの審決がされることはなく、無効審判の審決の結論において訂正を認める旨の判断がされるため、訂正の効力が生じるのは、訂正を認める旨の審決が確定した時点、すなわち無効審判の審決が確定した時点である。したがって、訂正の請求がされた無効審判の審決に対する審決取消訴訟が提起されたときには、訴訟の結果を待たなければ無効審判の審決が確定せず、訂正の効果が発生しない。

６．訂正の請求の予告登録

無効審判の予告登録（特登令§3）により、第三者は明細書等の訂正が請求される可能性を予測できることから、訂正審判と異なり、訂正の請求があった旨の

予告登録は行わない。

（改訂 R5.12）

51—13　P U D T

最初の答弁後の審理

1．被請求人の最初の答弁後の審理

(1) 方式審理

審判長・合議体は、最初の答弁の段階で被請求人が提出した答弁書、訂正請求書の方式について審理し、不備があれば補正命令等を行う（→21—00、51—08）（訂正請求書が提出されたときの審理→51—14）。

(2) 本案審理の基礎

答弁書、訂正請求書の方式に不備がないとき、及び不備が解消されたときは、審判請求書で主張立証された無効理由と、被請求人の答弁書、訂正請求書、訂正明細書、訂正特許請求の範囲又は図面とを基礎として、審理する。

(3) 最初の答弁後の手続

被請求人の答弁書の提出により、請求人の主張とそれに対する被請求人の反論は一応提出されたことになるから、通常は、争点が明らかとなったこととなる。

無効審判においては、この後口頭審理（→33—00）が行われることになる。

口頭審理を行う際には、それに先立って、必要に応じて合議体の心証を示すなどして、争点を明瞭にするとともに、口頭審理において審理する事項を明らかにした審理事項通知（→33—08）を当事者に通知し、その通知した内容に関する当事者の主張を口頭審理陳述要領書として提出させるなどして、口頭審理において、事件を判断するにあたり必要となる事実関係を明らかにする。したがって、通常は、口頭審理の期日調整の際に、期日は未記入とした審理事項通知書を両当事者に電子メール等で送付するとともに、答弁書副本等を請求人に送達し、期日が決定した後、期日を記入した審理事項通知書を両当事者に送付する（→33—08）。

口頭審理より前に請求人に意見を求める必要があるなど特段の事情がある

場合には、口頭審理の期日調整の前に答弁書副本等を請求人に送達し、期間を指定して弁駁機会を与えることもできる。

例外的に口頭審理を行わず書面審理とするときは、書面審理通知を行う。そして、審決をするのに熟したか否かを判断し、熟していれば審決の予告（特許）をするか、又は審理を終結して審決をする。

審決の予告又は審理終結を通知するときは、その時までに請求人に対して答弁書の副本を送達する。

被請求人の反論に対して請求人に反論させることが必要であるなど審決をするに熟しているといえない場合は、請求人に答弁書副本等を送達し（特§134③、実§39③、意§52、商§56①）、弁駁機会を与える（特施規§47の3①、実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

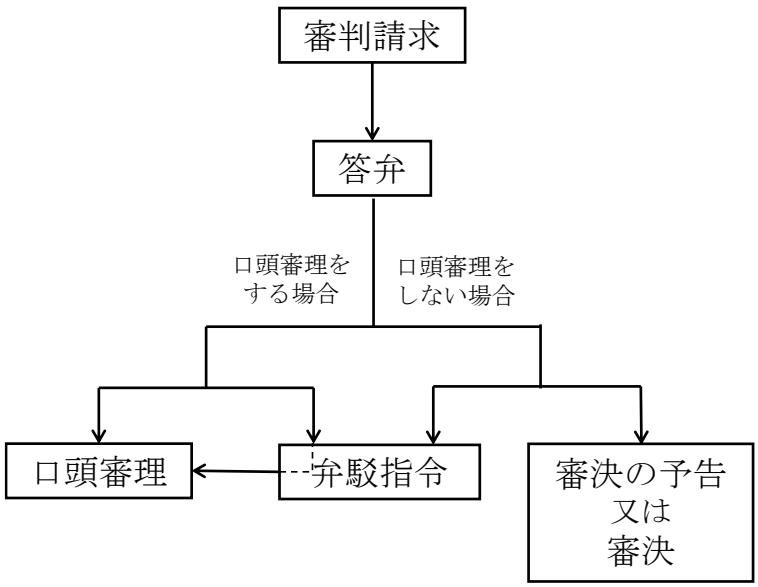

(4) 他の事件との関係

答弁書の内容が、同一特許権に係る他の事件（無効審判事件、特許異議申立事件、侵害事件等）における主張と矛盾する内容を含む場合には、その矛盾する事項に係る主張が包袋禁反言として扱い得る場合には、その主張を採用しないとすることも考えられる。

（裁判例）

「特許権者が判定請求書、特許異議答弁書及び特許無効の審判請求に対する答弁の理由補充書においてした主張と矛盾することは許されない。」（東地判昭45.3.25（昭39（ワ）3746号）判タ247号263頁）

（改訂R5.12）

51—14　P

訂正請求書提出後の審理

1．訂正請求書の方式と補正

(1) 訂正の請求の方式審理事項

審判長・合議体は、訂正の請求やその添付書類等が、特§134の2⑨で準用する特§131の規定（特§131①③④）に違反しているか、特§133②各号の規定に該当するか又はその他事項（特§134の2⑨→特§127、特§132③等）に違反しているかについて方式審理を行う（訂正審判の請求の手続→54—04）。

(2) 補正可能な方式違反（特§133）

訂正請求書が、手数料不足、委任状不備、又は専用実施権者等がいるときにおける承諾書不備など方式に違反し、補正が可能なものに対して、自発的に補正がされない場合は、審判長は特許権者に対し相当の期間（不備の内容により、標準10日から30日。→25—01.2）を指定して補正を命じる（特§134の2⑨→特§133①、特§133②）。

訂正請求書の請求の趣旨及び理由が、記載要件（特§131③、特施規§46の2）を満たさないとき（例えば、無効審判の請求が請求項ごとに請求されているのに、訂正の請求が請求項ごとに請求されていないときや、一群の請求項が正確に特定されていないとき、明細書又は図面の訂正と関係する全ての請求項が請求の対象とされていないときなど）は、審判長は、特許権者に対し相当の期間（標準30日（在外者50日）→25—01.2）を指定して補正を命じる。

補正を命じられた事項について、特許権者が必要な補正をしないときは、審判長は決定をもって訂正請求書を却下する（特§134の2⑨→特§133③）。

特許権者は、訂正請求書の却下の決定に対して、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（特§178①）。

(3) 補正をすることができない不適法な訂正請求（特§133の2）

方式違反が補正をすることができないものであるとき（期間経過後の請求、

共有者全員が共同して手続をしていないなど）は、特許権者に対し却下の理由を通知し、弁明書提出の機会を与えた後に、審判長は決定をもって当該訂正の請求を却下する（特§133の2①）。

特許権者は、訂正の請求の却下の決定に対して、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

合議体は、訂正の請求の却下の決定をした事件について、審決をするときは、その理由中に、訂正の請求が却下された旨を記載する。

(4) 命令に応じた訂正請求書の補正

訂正請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならないが、補正を命じた事項についてする補正は、訂正請求書の要旨を変更する補正であっても、当該補正命令に応じる場合に限り認められる（特§131の2①三）。

(5) 審尋（特§134④）

審判長は、訂正要件の適合性の審理にあたり、事実関係を明らかにしたり、請求の内容を明確にする等、訂正請求人に釈明を求める必要があるときには、審尋を行うことができる。

2．訂正の内容の審理

(1) 訂正要件（→38—03）

ア 訂正の目的（特§134の2①ただし書）

（ア）特許請求の範囲の減縮（特§134の2①ただし書一）

（イ）誤記又は誤訳の訂正（特§134の2①ただし書二）

（ウ）明瞭でない記載の釈明（特§134の2①ただし書三）

（エ）請求項間の引用関係の解消（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること）（特§134の2①ただし書四）

イ 新規事項の追加禁止（特§134の2⑨→特§126⑤）

ウ 特許請求の範囲の実質拡張・変更禁止（特§134の2⑨→特§126⑥）

エ 独立特許要件（無効審判の請求がされていない請求項、かつアの(ア)(イ)のみ）（特§134の2⑨→特§126⑦）

(2) 訂正の検討、訂正拒絶理由通知

合議体は、訂正請求書及びこれに添付した全文訂正明細書等の記載をもとに、訂正の請求が訂正要件を満たしているかについて、審理する。

訂正要件を満たしているかを判断するときには、一つ一つの訂正事項ごとに訂正要件の適合性の判断を行う。

イ～エの要件の判断に先立ち、訂正後の請求項について、アの訂正の目的の要件を満たしているかを判断する。その結果、一見して明らかに目的の要件を満たさない訂正事項については、その余の判断をしなくても差し支えない。

また、無効審判が請求されていない請求項に係る訂正については、アの(ア)(イ) の目的に係る訂正事項であっても、イ、ウの要件のいずれかに違反するときには、エの独立特許要件の判断をする必要はない。

最終的な訂正の適否判断については、訂正の請求の単位に応じて行う。つまり、請求項ごとの請求については請求項ごとに、一群の請求項ごとの請求については一群の請求項ごとに、特許全体に対しての請求についてはその特許全体に対して、それぞれ訂正の適否を判断する（一群の請求項→38—01、明細書又は図面の訂正→38—02）。例えば、一群の請求項については、訂正要件違反が一部の請求項のみにあるときであっても、全体として訂正を認容しない。

訂正の請求が訂正要件に適合しないことが明らかであって、請求人の主張を待たずに職権の訂正拒絶理由を通知することが迅速・的確な審理に資するときは、審判長は、当事者の双方及び参加人に対して、訂正要件違反の訂正拒絶理由（職権審理結果）を通知し、相当の期間（標準 30 日（在外者 50 日）→25—01.2）を指定して意見申立ての機会を与える（特§134 の 2⑤）。訂正拒絶理由の通知は、以下（3）の弁駁機会と並行して行っても差し支えない。

なお、以下（3）により、請求人が、訂正の不適法について主張している場合は、必ずしも訂正拒絶理由を通知する必要はない。

(3) 請求人による意見の機会

訂正の請求がされたときは、請求人に副本を送付し、弁駁書、口頭審理陳述要領書等により、請求人に訂正の請求についての意見を申し立てる機会（弁駁機会）を与える。

ただし、以下のときは、請求人に意見の機会を与える必要はない。

ア その訂正の請求によっても審判請求書で主張立証された無効理由を解消し

ていないと認められるとき。

イ 無効審判の請求の理由が、そもそも訂正前の特許について適切な無効理由を構成していないとき。

例１：訂正の請求がされたかどうかに関わらず、もともと請求人の主張する請求の理由が適切な無効理由を構成していないとき。

例２：無効理由が主張されていなかった部分についてのみ訂正の請求がされている場合であって、訂正の請求をしていない部分については適切な無効理由が構成されていないとき。

ウ 訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたとはいえず、かつ、仮に請求人に意見の機会を与えて新たな無効理由が追加されたとしても、当該無効理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことに合理的な理由があったとはいえないとき（特§131の2②）。

例１：請求された訂正が軽微なものであるとき。

例２：請求された訂正が、択一的に記載された発明特定事項の削除や、請求項の削除のみであるとき。

３．訂正拒絶理由通知に対する特許権者の応答

(1) 訂正拒絶理由通知を受けた被請求人（特許権者）は、指定期間内に意見書の提出及び訂正請求書に添付された訂正明細書等の補正をすることができる（それに併せて整合をとるために訂正請求書の補正もすることができる。）。特許権について専用実施権者等があるときは、補正をすることについて承諾が必要である（特§127）。

指定期間内に再度の訂正の請求をすることはできない。

(2) 訂正請求書に添付した訂正明細書等についての補正は、以下に掲げる期間に限ってすることができる（特§17の5②）。

ア 答弁書提出期間（特§134①②）

イ 職権による特許無効理由通知に対する意見書提出期間（特§153②）

ウ 訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間（特§134の2⑤、平15特§134の2③）

エ 取消しの判決等があった場合における訂正の請求のための指定期間（平23

特§134の3、平15特§134の3①②）

オ 審決の予告に対する訂正の請求のための指定期間（特§164の2②）

訂正請求書は、審理終結通知（特§156②）があるまでは、補正をすることができる（特§17①）。しかし、訂正請求書の請求の趣旨と訂正明細書等は一体のものであり、両者を同時に補正しなければならないことが多いから、訂正請求書の補正をすることができる時期は、事実上は訂正明細書等の補正可能時期に限られる。

(3) 訂正拒絶理由通知に対しては、訂正事項の削除、軽微な瑕疵の補正等、訂正請求書の要旨を変更しないものであれば補正をすることができる。

訂正審判の請求書の補正と同様に、新たに訂正事項を加えることや、訂正事項を変更することは、訂正請求書の要旨を変更するものとして取り扱う（特§134の2⑨→特§131の2①）。

ただし、①ある請求項の訂正事項を当該請求項の削除という訂正事項に変更する補正及びそれに整合させるための訂正明細書等についての訂正事項の補正、並びに②請求項の削除という訂正事項を追加する補正及びそれに整合させるための訂正明細書等についての訂正事項の補正は、訂正請求書の要旨を変更するものとは取り扱わない（→54—05.1）。

(4) 訂正拒絶理由通知に対する意見書及び補正書を検討した結果、依然として訂正の請求が訂正要件に適合していないと判断したときは、当該訂正がなかったものとして、訂正の請求が訂正要件に適合すると判断したときは、当該訂正を認めることを前提に、無効理由について判断する。

（改訂 R1.6）

51—15　P U D T

請求人の弁駁後の審理

1．請求人の最初の弁駁（答弁書に対する主張）後の審理

(1) 方式審理

審判長・合議体は、請求人が提出した弁駁書（特施規§47の3①）、審判請求書の補正書、意見書等の方式について審理し、不備があれば補正命令等を行う（→21—00）。

(2) 本案審理の基礎

書面の方式に不備がないとき、及び不備が解消されたときは、これら書面を基礎として、審理する。

この段階では、審判請求書の要旨を変更する補正が例外的なときを除いて禁止されていることから（特§131の2①②、実§38の2①②、意§52）、まず、請求人が提出した攻撃方法（弁駁書、口頭審理陳述要領書、審判請求書の補正書、意見書等）が、当初の審判請求書に記載された請求の理由の要旨を変更する補正に相当する新たな無効理由を構成するものであるかについて、また、請求の理由の要旨を変更するときはそれを許可すべきか否かについて、審理する（要旨変更について→51—16）。

請求人の攻撃方法が弁駁書、口頭審理陳述要領書等によりされたときであっても、実質的には当初記載の請求の理由を補正するのに等しいので、手続補正書と同様に、要旨を変更する補正の許可の要件と同じ要件が課される。

その結果、請求の理由の要旨変更に相当する新たな無効理由を構成するものでないとき、又は、請求の理由の要旨変更ではあるが許可すべきものであるときは、それを審理の基礎とする。一方、請求の理由の要旨変更に相当する新たな無効理由を構成するものであって審判長が許可すべきでないものであるときは、それを審理の基礎とはしない。

２．　請求の理由の要旨を変更する補正事項を含まない場合

請求人の攻撃方法が請求の理由の要旨を変更する補正事項を含まないときは、通常、被請求人に対して再度答弁書の提出を求める必要はないから、口頭審理に進む。特段の事情により、再度答弁書の提出を求める必要がある場合は、口頭審理前に被請求人に対して弁駁書･補正書等の副本を送付し、相当の期間を指定して再度答弁書の提出を促すこともできる。この場合は新たな無効理由を構成しないから、通常は、訂正の請求をすることができない施行規則上の答弁機会の規定（特施規§47の2①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）を適用する。

一方､例外的に書面審理とするときは､審決をするのに熟したか否かを判断し、熟していれば審決の予告（特許）をするか、又は審理を終結して審決をする。このとき、審決の予告であればこれと同時に、審理を終結するのであればその通知と同時に、被請求人に弁駁書･審判請求書補正書等の副本を送付するが、答弁書の提出は促さない。また、熟していなければ、弁駁書･補正書等の副本を被請求人に送付し、相当の期間（標準30日（在外者50日）→25—01.2）を指定して再度答弁書の提出を促す（特施規§47の2①）。

弁駁時の主張立証が、要旨変更に当たらないときは、通常、施行規則上の答弁機会の規定（特施規§47の2①）を適用すればよい。しかし、このようなときにおいても、最初の法定答弁機会の規定（特§134①）を再度適用して訂正の請求の機会を与えることが適切なときもある点に留意する。

３．　請求の理由の要旨を変更する補正事項を含む場合

(1) 要旨変更の補正を許可しうる要件（「補正許可要件」ともいう。）（特§131の2①ただし書、同②、実§38の2①ただし書、同②、意§52→特§131の2（§131の2②一を除く））

要件１：「当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなもの」であり、かつ

要件２：「一　当該特許無効審判において第百三十四条の二第一項の訂正の請求があり、その訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたこと。二　当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたこと

につき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。」のいずれかに該当する事由がある

と審判長が認めること

ア 審理遅延のおそれがないこと（要件１）（特§131の2②柱書）

与えられた弁駁機会に請求の理由の補正をせず遅れて補正をしたときや、適正な無効理由を構成しないことが明らかな請求の理由を追加する補正は、いたずらに審理の遅延を招くだけであるので、この要件に違反する（例１～３参照）。

（例１）補正により差し替え･追加された請求の理由が、適正な無効理由を構成しないと認められるとき。

（例２）追加された請求の理由が、それ以前に提出されている事実又は証拠により構成される無効理由と実質的に同程度のものであるとき。

（例３）与えられた弁駁機会に請求の理由の補正をせず遅れて補正をした場合において、その補正を許可すると被請求人に更なる答弁機会を与える必要があるとき。

イ 訂正の請求に起因したもの（要件２）（特§131の2②一）（特許）

あくまで特許の訂正が請求されたことに起因して必要になった請求の理由の補正でなければならず、訂正の請求で訂正を求めていない請求項などについて新たな無効理由を「便乗的」に追加すること等は認められない。

（例１:許可）無効審判の対象の請求項に係る発明特定事項（A･B）を、特許請求の範囲の減縮に相当する訂正の請求によって（A･B･C）と訂正しようとした場合に、(C)に相当する先行技術の証拠とともに訂正後の発明(A･B･C）が進歩性違反に基づく無効理由を有することを新たに主張するときは、訂正に起因して請求の理由の補正の必要性が生じたといえる。

（例２:不許可）請求項１についてのみ訂正の請求がされた場合において、訂正後の請求項１に対して新たな証拠Ａに基づき進歩性違反に基づく無効理由を主張するだけでなく、便乗的に、訂正されていない請求項２についても新たな証拠Ｂに基づく進歩性欠如の無効理由を主張するときは、後者については、訂正に起因して請求の理由の補正が必要になったものとはいえない。また、それ自体訂正されておらず、また請求項の訂正の影響も受けていない明

細書の記載について新たに記載不備の無効理由を主張するときも、訂正に起因して請求の理由の補正の必要性が生じたものとはいえない。

ウ 不記載の合理的理由（要件２）（特§131の2②二）

（ア）特許権者の答弁書によってはじめて特許権者の主張する本件特許発明の請求項等の解釈が明らかになり、その解釈についての特許権者の見解に従うと別の無効理由を構成し得る場合において、請求人がその無効理由を追加主張するとき。ただし、請求項等の記載が明瞭であって、特許権者の主張する請求項等の解釈が通常の解釈であり、無効審判の請求人が当然にその解釈を予測できたときは、この限りでない。

（例）当初記載の請求の理由で進歩性違反（特§29②）に基づく無効理由が主張されていたのに対し、特許権者が当該請求項は限定的に解釈されるべきであり、したがって先行技術からみて進歩性がある旨の答弁をした場合において、請求人が、特許権者が主張する請求項の解釈に従えば特許付与前にした請求項の補正は新規事項追加禁止の補正要件（特§17の2③）に違反する旨の弁駁をするときは、その弁駁の主張を当初の審判請求書に記載しなかったことに合理的理由があるといえる。

（イ）無効審判の請求の理由の根拠として第三者（例えば無効審判の請求人の顧客）の管理下にある情報が必要で、その情報を無効審判において提示することについて当該第三者の同意を得るのに時間を要したとき。ただし、同意を得る前に無効審判を請求した合理的理由が必要である（なお、無効審判請求書の当初の請求の理由に、その情報に基づく請求の理由以外の請求の理由を「特許を無効にする根拠となる事実」として記載要件を満たす形で記載していなければ、そもそも請求の理由の記載要件に違反する。）。

（ウ）証拠が希少言語の先行技術文献であるために審判請求当初の請求の理由に記載できなかったとの主張がされたときについては、証拠が希少言語であるという理由だけでは当初の無効審判請求書にその請求の理由を記載しなかった合理的な理由があるとはいえず、その希少言語の先行技術文献の入手を待たずに審判請求する必要があったことについて合理的理由が説明されなければならない。

(2) 補正を許可しないとき

請求人の攻撃方法が、書面が何であるかを問わず、請求の理由の要旨を変更する補正事項を含む場合において、上記補正許可要件を満たさないときは、審判長はその補正事項を許可することができない。

一方、補正許可要件を満たすときは、通常は補正を許可することになるが、補正許可は審判長の裁量であるから、個別の事情により、審判長が補正を許可すべきでないと認めるときは、不許可としてもよい。

補正を許可しないときは、許可されない補正事項に相当する主張立証は有効な攻撃方法として審理の基礎に採用されないから、それまでの有効な攻撃防御のみを考慮して審理する。

両当事者に書類を送付する際には、補正不許可の補正許否の決定書（特施規§47の5）を作成し併せて送付するか、口頭審理において補正許否の決定をする。

(3) 被請求人の同意確認を要しない補正を許可するとき

請求人の攻撃方法が請求の理由の要旨を変更する補正事項を含む場合であっても、それが審理を遅延させるおそれがないことが明らかであり（特§131の2②本文）、しかも訂正の請求に起因して必要になった補正であるとき（特§131の2②一）は、審判長はその補正事項を許可することができる。

請求の理由の要旨を変更する補正を許可するときは、通常は訂正の請求をすることができる法定の第二答弁機会の規定（特§134②）を適用して、相当の期間（標準30日（在外者50日）→25—01.2）を指定して被請求人に再度答弁書の提出を促す。その際には、補正を許可する補正許否決定書（特施規§47の5）を作成して両当事者に送付するとともに、弁駁書・審判請求書補正書等の副本を被請求人に送付する。

ただし、例えば以下(ア)、(イ)に挙げる「被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるとき」（特§134②ただし書）等は、口頭審理に進むことが適切である。

(ア) その補正事項に係る主張立証によっても特許を無効にすることができないと認められるとき

(イ) 被請求人がそれまでの答弁機会において既に反論や訂正等の防御の機会を与えられていた無効理由に基づいて、特許無効と判断されるとき

上記「特別の事情があるとき」に該当するが、なお意見を聴くことが適切と認めるときは、施行規則上の答弁機会の規定（特施規§47の2①）を適用して再答弁書の提出を促すとともに、上記書類を送付する。

審決をするのに熟したと判断するときは、審決の予告（特許）をするか、又は審理を終結して審決をするが、審決の予告であればこれと同時に、審理を終結するのであればその通知と同時に、上記書類を送付する。

(4) 被請求人の同意確認をしたうえで補正許否の決定をするとき

請求人の攻撃方法が請求の理由の要旨を変更する補正事項を含む場合において、その補正事項が審理を遅延させるおそれがないことが明らかであり（特§131の2②本文）、しかも、その補正に係る請求の理由を審判請求当初に記載しなかったことにつき合理的な理由があるとき（特§131の2②二前段）は、審判長は、被請求人の同意（特§131の2②二後段）を条件にして、その補正を許可することができる。

この場合、審判長は、被請求人の同意を確認する（特施規§47の4）。ここで、補正許可要件の適合性についての被請求人の意見を先に聴いた後に補正許否の決定をすることが適切と考えるときは、同意の確認と併せて補正許可要件の適合性についての被請求人の意見を求めることもできる（この場合は、同意確認において、その旨の意見の申立てを求める記載をする。）。

(5) 同意の確認の手続

審判長が請求人の攻撃方法が記載された書面（弁駁書、口頭審理陳述要領書、補正書、意見書等）を被請求人に送付するとともに「同意確認」を通知し、相当の期間（標準10日（在外者10日）→25—01.2）を示して、被請求人が「同意回答書」を提出する機会を与える（特施規§47の4①、意施規§19⑧）。なお、口頭審理において同意を確認するときは、口頭審理において同意の意思を確認すれば足り、書面でする必要はない（特施規§47の4①ただし書、意施規§19⑧）。

審判長の同意確認の通知に対し、被請求人は、補正への同意・不同意の別を明確に記載した同意回答書を、応答期間内に提出する必要がある（特施規§47の4①②様式63の5、意施規§19⑧）。

被請求人は、同意回答書に同意・不同意の別のほか、その他の補正許可要件の

適合性についての意見（例えば、当初不記載の合理的理由が存在しない旨や、適切な無効理由を構成しないから審理を不当に遅延させるものである旨の意見）を記載することもできる。

被請求人が不同意を明確にしたときは、補正許可要件を満たさないから、審判長は補正を許可することができない。他方、被請求人が補正に同意したときは、その他の補正許可要件を満たす限り、審判長は補正を許可することができる。

被請求人が応答期間内に補正に対する同意･不同意の別を明確にしないときは、審判長は、同意があったときのようにその補正を許可して審理を進めることができる。ただし、職権無効理由と同様に、当該補正許可に係る請求の理由によって特許を無効にするときは、被請求人にその請求の理由に対する答弁と訂正の請求の機会（特§134②）を与えなければならない。

4．補正許否の決定

(1) 補正許否決定の単位

請求人の攻撃方法が、請求の理由の要旨変更に相当する補正事項と相当しない補正事項を含んでいるときや、請求の理由の要旨を変更する補正事項のうち許可できる補正事項と許可できない補正事項を含んでいるときに、攻撃方法の全体を不許可とすると、請求人に酷であるとともに的確な審理を阻害するおそれもある。

したがって、要旨変更の判断及び補正許否の決定は、補正事項単位で行うこととし、一部の補正事項が要旨変更であって許可できないものであったとしても、その補正全体を不許可とはしない。

(2) 請求の理由の補正許否の決定（特§131の2②、意§52）

請求の理由の補正許否の決定は、文書をもって行い、その決定の謄本は当事者及び参加人に送付する（特施規§47の5、意施規§19⑧）。

補正許否の決定にあたって、補正を不許可とする決定をする場合は、その決定の対象となる補正事項である、請求書の要旨を変更するとの判断（特§131の2①、意§52）を行った補正事項であって不許可とするものを特定したうえで、それら補正事項を不許可とする旨の結論を記載する。

補正を許可する決定をする場合は、特に必要があるときを除き、許可する補正事項を特定せずに当該補正事項を含む攻撃方法（弁駁書、補正書、意見書等）を特定して、それに含まれる補正事項を許可する旨の結論を記載すれば足りる。

補正許否の決定においては、結論を記載すればよく、結論に至った具体的理由を記載する必要はない。ただし、審決においては、補正を不許可とする決定をした場合、不許可の決定の前提となった、請求の理由の補正が請求書の要旨を変更するとの判断を記載するとともに、そのように判断した理由を示す（請求人が要旨変更との判断に対して争っていないときには、簡潔な記載でよい）。

なお、上記の特許法 131 条の 2 第 2 項に基づく補正の許否決定に対しては不服申立てができない（特§131 の 2④、意§52）。

(3) 口頭審理における扱い

同意確認、同意回答、補正許否の決定は、口頭審理においては、口頭をもってすることができ、その旨、調書に記載する。調書に記載する補正許否の決定の内容については、(2)と同様のものとする。

５．被請求人の再答弁後の審理

再答弁段階での審理の進め方は、「最初の答弁後の審理」（→51—13）と基本的に同様であるが、再度の答弁段階であることから特に以下の点に留意する。

(1) 方式審理

再答弁指令が、施行規則上の答弁指令（特施規§47 の 2①）であった場合には、訂正の請求をすることができないから、過って訂正の請求が提出されたときは、審判長は、不適法な訂正の請求として却下理由を通知した後、決定をもって却下する（特§133 の 2、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(2) 補正許否決定に対する当事者の対応

既にされた補正許可決定について、被請求人が再答弁において不服を申し立てたときであっても、審判長の決定には不服申立てができない（特§131 の 2④、実§38 の 2④、意§52）ことから、合議体はその申立てについて考慮する必要はない。

一方、既に補正不許可の決定がされたときにおいて、被請求人が、不許可決定された補正事項に係る請求人の主張立証に対して予備的に反論をしておく

ことは妨げられない。

(3) 再度の訂正の請求があった場合の取扱い

再度の訂正の請求がされた場合は、先にした訂正の請求は取り下げられたものとみなされる（特§134の2⑥）。通常は、特許明細書を基準明細書として、最新の訂正について審理する。

(4) 再答弁後の手続

合議体は「最初の答弁後の審理」（→51—13の１．(3)）の考え方に基づいて審理を進める。なお、この段階でさらに請求人に弁駁の機会を与えることについては、請求人には当初の無効審判請求書の提出のほかに既に弁駁の機会が与えられていること等を考慮して判断することとし、迅速な審決を目指す。

６．請求人の再弁駁後の審理

再弁駁段階での審理の進め方は、上記１．における進め方と基本的に同様であるが、再度の弁駁段階であることから特に以下の点に留意する。

(1) 補正許否決定に対する当事者の対応

既にされた補正不許可決定について、請求人が再弁駁において不服を申し立てることも考えられる。しかしながら、特許法第131条の2第2項に基づく補正の許否決定に対しては不服申立てができないため（特§131の2④、意§52）、かかる申立てについて考慮する必要はない。

(2) 再弁駁後の手続

この段階でさらに被請求人に答弁の機会を与えることについては、被請求人には既に答弁と訂正の請求の機会が与えられていることや、審決の予告に対する訂正機会が与えられること等を考慮して判断することとし、迅速な審決を目指す。

７．後発的な不登録理由を無効理由とする審判請求

(1) 商標登録が商§46①六の後発的な不登録理由に該当するものであることを理由とする無効審判を請求するときは、その審判請求の理由に請求に係る指定商品又は指定役務について登録商標が当該無効理由に該当するものになっている事実関係が記載されているとともに、それを立証する証拠方法が提出され

なければならない。具体的には、その請求の理由及び証拠方法においては、当該後発的な無効理由に該当するに至った時（年月日）、及びその無効理由に該当している事実が審判請求の時においても継続していることが明らかにされることが必要である。

(2) 商§46①五の後発的な無効理由については、当該後発的無効理由に該当するに至った時（年月日）を立証する証拠方法が必要である。

(3) 商§46①五又は六の後発的な無効理由に該当するものとなっているとしても、当該無効理由に該当するに至った時（年月日）を特定できないときがある。例えば、商標登録後の商品取引の実情等の変化によって当該登録商標は商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標（商§4①十六）となっているときには、該当するに至った時を特定する証明は極めて困難と考えられ、このようなときは、少なくともその無効審判の請求の時には該当していたことの事実が明らかにされていることが必要である。

（改訂 R1.6）

51—16　ＰＵＤ

「請求の理由」の要旨変更

１．基本的考え方

無効審判請求書に記載した請求の理由の補正を制限（特§131の2、実§38の2、意§52）する趣旨は、請求の理由の補正に起因する審理のやり直しに伴う審理遅延が生じることを防ぐ点にある。

したがって、当初の審判請求書に記載された「権利を無効にする根拠となる事実」の存否を判断するのに必要な審理範囲が、請求の理由の補正に起因して実質的に変更され、それにより大幅な審理のやり直しや権利者の実質的反論を必要とするようになるかの観点から、請求の理由の要旨変更の有無を判断する。

２．判断手法

要旨変更の判断にあたっては、当初の審判請求書の請求の理由において具体的に特定した「権利を無効にする根拠となる事実」（特§131②、実§38②、意§52）を実質的に変更するかの観点から判断する。

証拠の追加や変更についても、その証拠の追加や変更に伴って、当初の請求の理由において具体的に特定した「権利を無効にする根拠となる事実」を実質的に変更する主張をすることになるかの観点から判断する。

３．請求の理由の要旨変更となる例

(1) 新たな無効理由の根拠法条の追加や差し替え

権利を無効にする根拠として当初の審判請求書に記載していた特定の無効理由の根拠法条とは異なる根拠法条に基づく無効理由を追加的に主張したり、異なる根拠法条に基づく無効理由に差し替えたりすることは、請求の理由の要旨を変更する補正となる。根拠条文を明示しない補正であっても、「権利を無効にする根拠となる事実」を事実上追加･変更するものである場合は要旨変更

となる。

（要旨変更となる例）

（例１）当初は進歩性（特§29②）違反に基づく無効理由を主張し、その事実関係を記載していたが、その後に明細書の記載要件（特§36④一）違反に基づく無効理由を主張し、記載要件違反の根拠となる事実関係の記載を追加したとき。

（例２）当初は新規性（特§29①）違反に基づく無効理由を主張し、その事実関係を記載していたが、その後に進歩性（特§29②）違反に基づく無効理由に変更し、進歩性違反である根拠となる事実関係の記載を追加したとき。

(2) 主要事実の差し替えや追加

当初請求書に記載した「権利を無効にする根拠となる事実」それ自体を差し替え・追加・変更する補正は、通常は要旨変更となる（不明瞭な請求の理由の記載を明瞭にすることにより「権利を無効とする根拠となる事実」を実質的に変更する補正を含む。他方、請求の理由の軽微な補正であって、それによって「権利を無効とする根拠となる事実」を実質的に変更しないものはこの限りでない。）。

（要旨変更となる例）

（例１）当初は明細書の記載要件（特§36④一）違反の無効理由の根拠として明細書中の特定箇所Ａの記載が記載要件を満たさない旨の事実を主張していたものを、他の特定箇所Ｂの記載が記載要件を満たさない旨の事実に変更したとき。

（例２）当初は新規事項追加禁止の補正要件（特§17の2③）違反の無効理由の根拠として特許明細書中の特定箇所Ｃの記載が新規事項である旨の事実を主張していたものを、他の特定箇所Ｄの記載が新規事項である旨の事実に変更したとき。

(3) 直接証拠の差し替えや追加

当初の請求の理由に記載した「権利を無効にする根拠となる事実」を立証するための「直接証拠」を差し替え･追加することに伴って、当初の請求の理由に記載した「権利を無効にする根拠となる事実」を、当該差し替え･追加した証拠に基づく別の「権利を無効にする根拠となる事実」に変更するときは、結局上

記（2）と同じことであるから、要旨変更となる。

また、形式的には当初の請求の理由における「権利を無効にする根拠となる事実」についての記載を変更せずに、直接証拠の差し替え・追加のみを行った場合であっても、実質的に見て、当該差し替え・追加された証拠を根拠にして新たな「権利を無効にする根拠となる事実」の主張を行っているときは、上記（2）と同じことであるからから、やはり要旨変更となる。

なお、追加したものを単なる「参考資料」と称している場合も、その参考資料を立証資料として新たな「権利を無効にする根拠となる事実」を主張しているときは、要旨変更となる。

（要旨変更となる例）

（例１） 当初は進歩性（特§29②）違反を無効理由の根拠として、先行技術発明ＥとＦとを証拠として容易に発明できた旨の事実を主張しており、更に先行技術発明Ｇに係る証拠を追加して、容易想到性を主張したとき。

（例２） 当初は拡大先願（特§29の2）を無効理由の根拠として、先願Ｈを証拠として先願開示発明と同一である旨の事実を主張していたが、証拠を先願Ｊに差し替えて、拡大先願の無効理由を主張したとき。

４． 請求の理由の要旨変更とならない例

(1) 周知事実の追加的な主張立証

「周知技術」「慣用技術」「技術常識」は、誰でも知っているはずの「周知の事実」と同様に、本来当業者が熟知しているべき事項であって、逐一示されなければその存在が分からないというものではない。したがって、周知技術、慣用技術、技術常識等が存在する事実を追加的に主張することや、その事実を立証する証拠（例えば周知技術･慣用技術等であることを示す先行技術文献等）を提出することは、通常は、請求の理由の要旨変更とならない。

ただし、周知事実を追加的に主張立証することによって、主要事実の存否を判断するのに必要な審理範囲が実質的に変更された結果、大幅な審理のやり直しや権利者の実質的反論が必要となるようなときは、請求の理由の要旨変更に該当するものとして取り扱う。また、請求人が周知技術、慣用技術等と主張するものが、真実は周知の事実ではなく、直接証拠の追加であるときに、それを主張

立証するときも要旨変更となる。

(2) 間接事実、補助事実、間接証拠の追加

「主要事実を間接的に推認させる事実（間接事実）」を追加すること、「主要事実を証明する証拠の証拠能力や証明力を明らかにするための事実（補助事実）」を追加すること、「間接事実又は補助事実を立証するための証拠（間接証拠）」を追加することは、いずれも主要事実や直接証拠の追加ではない。したがって、これらは「権利を無効にする根拠となる事実（主要事実）」を実質的に変更する補正にはあたらない（例１～例３参照）。

（例１）当初の請求の理由の「権利を無効にする根拠となる事実（主要事実）」においては、カタログを証拠として先行技術発明に基づいて公知の発明である旨が主張されており、権利者がカタログに記載された発行時期について争う答弁をしたときにおいて、請求人が当該カタログの印刷を受注した印刷所の受注書の日付を証拠として発行時期が出願前である旨を主張することは、間接事実、間接証拠の提出に該当し得る。

（例２）当初の請求の理由の「権利を無効にする根拠となる事実（主要事実）」を立証する先行技術文献（直接証拠）について、その文献に記載された技術内容を正確に理解するための資料を追加提出することは、補助事実、間接証拠の提出に該当し得る。

（例３）当初の請求の理由で「権利を無効にする根拠となる事実（主要事実）」として主張した「公然実施」の事実を証明する証人について、その証人の性格（信頼できる旨）や、請求人との利害関係（利害関係がない旨）等を示す事実を提示することは、補助事実、間接証拠の提出に該当し得る。

ただし、間接事実、補助事実、間接証拠の追加の名を借りて、実際には主要事実を実質的に変更する補正がされたときは、請求の理由の要旨変更にあたる。また、当初の請求の理由において主要事実の記載が欠落していたとき（通常は記載要件違反にあたる）に、後の間接事実、間接証拠の追加によって当該欠落していた主要事実が推認できる旨の主張を行うことも請求の理由の要旨変更となる。

(3) 審判請求後に行う証拠調べ等における証拠の提示

当初の請求の理由で「権利を無効にする根拠となる事実」を十分に具体的に

記載していたときにおいて、後の証拠調べや弁駁機会等においてその主要事実を立証するための証拠を提示することは、立証活動であって、当初の請求の理由に記載した「権利を無効にする根拠となる事実」自体を変更したり追加するものではないから、要旨変更とならない。

例えば、当初の請求の理由において本件特許発明が、その出願前に公然実施されていた発明に基づいて新規性違反である旨の事実（その発明製品が販売されていた事実等）を具体的に記載するとともに、その事実の立証を後の証人尋問によって行う旨が記載されていた場合において、後日の証人尋問の申立てをするとき等は、主要事実それ自体は変更されておらず、後の証拠調べにおいて主要事実を立証する証拠を提示しただけであるため、そのような証拠が提示されたとしても、請求の理由の要旨変更とならない。

ただし、当初に「権利を無効にする根拠となる事実」を具体的に特定せずに後に証拠を提示するなど、証拠を提示することが、実質的に見て、新たな「無効にする根拠となる事実」を主張するのに等しいときは、請求の理由の要旨変更となる。

なお、当初の請求の理由に「権利を無効にする根拠となる事実」を具体的に特定しないことは、請求の理由の記載要件違反にもなり得る（→51—08）。

(4) 訂正要件違反の主張立証（特許）

訂正の請求が訂正要件違反であるから認められるべきでなく、その結果訂正前の原特許は当初の審判請求書に記載した「特許を無効にする根拠となる事実」によって無効にされるべきである旨の主張立証をするときは、当初の請求の理由として記載した「特許を無効にする根拠となる事実」それ自体は何ら変更していない。したがって、請求の理由の要旨変更とならない。

他方、訂正要件違反の主張立証ではなく、訂正の請求により訂正された特許が新たな無効理由を有することとなる旨の主張立証をするときは、当初に記載していなかった「特許を無効にする根拠となる事実」を追加的に主張立証するものであるから、要旨変更となる（ただし、特§131の2②一に該当するものとして、審判長の補正許可の対象となり得る。）。

(5) 権利者が主張立証する反対事実に対してのみ反論する主張立証

請求人が請求の理由で主張立証した事実に対し、権利者が答弁書等により当

該事実を否認する目的で反対事実を主張したり反証を挙げたりしたときにおいて、請求人がその反対事実の存在を否定するための主張立証をすることがある。このとき、請求人の反論が、もっぱら権利者の主張立証する反対事実の存在を否定するための反論であって、当初の請求の理由とした「権利を無効にする根拠となる事実」を変更するものでないときは、請求の理由の要旨変更とはならない。

他方、権利者が主張立証する反対事実に対する反論の名を借りて、当初の請求の理由として記載した「権利を無効にする根拠となる事実」とは実質的に異なる無効事由の事実を主張する場合は、請求の理由の要旨変更となる。

（例１）実施可能要件違反の請求の理由に対し、特許権者が実験データを証拠として実施可能である旨の事実（反対事実）を主張立証した場合において、請求人がその反対事実の存在を否定するために、特許権者の実験データが不正確又は誤りであることを示す反対実験データの提出をしたときは、もっぱら特許権者の主張立証する反対事実の存在を否定するための反論であって、当初の請求の理由として記載した「特許を無効にする根拠となる事実」を変更するものでないから、請求の理由の要旨変更とならない。他方、特許権者の実験データとは無関係な実験データを提出して、当初とは異なる別個の実施可能要件違反の具体的事実を主張するときは、当初の請求の理由として記載した「特許を無効にする根拠となる事実」とは実質的に異なる無効理由の事実を主張することであるから、請求の理由の要旨変更となる。

（例２）複数の先行技術文献の組み合わせに基づき容易に発明できた旨の進歩性違反の請求の理由に対し、特許権者が先行技術の組み合わせの阻害要因（例えば、副引用発明が主引用発明に適用されると、主引用発明が機能しなくなること）が存在する事実（反対事実）を主張した場合において、請求人がその反対事実の存在を否定するための反論（例えば、副引用発明の適用により主引用発明が機能しなくなることはない旨の主張）をしたときは、もっぱら特許権者の主張立証する反対事実の存在を否定するための反論であって、当初の請求の理由として記載した「特許を無効にする根拠となる事実」を変更するものでないから、請求の理由の要旨変更とならない。他方、特許権者の阻害要因の主張とは無関係に、当初の進歩性違反の事実とは別の事実

（別の先行技術文献等に基づく事実）を主張するときは、当初の請求の理由として記載した「特許を無効にする根拠となる事実」とは実質的に異なる無効事由の事実を主張することであるから、請求の理由の要旨変更となる。

(6) 特許権者の抗弁に対する否認であって請求の理由を何ら変更しないもの

当初の審判請求書において、ある先行技術文献を証拠として新規性違反の請求の理由を主張したのに対し、特許権者が、その先行技術文献は「特許を受ける権利を有する者の意に反する開示」（特§30①）に相当するから新規性喪失の例外の規定により、新規性を喪失しない旨の抗弁をした場合において、請求人が、特許権者の抗弁に対する否認として、意に反する開示ではないことを示す事実･証拠等を提示したときは、当初の請求の理由に記載した「特許を無効にする根拠となる事実」は何ら変更されていないから、請求の理由の要旨変更とならない。

(7) 法律の適用条文の修正

当初の審判請求書に記載した「権利を無効にする根拠となる事実」に係る主張をそのまま維持したうえで、単に適用条文の誤り（改正法の選択の誤り等を含む）を修正する補正や弁駁は、請求の理由に記載した「権利を無効にする根拠となる事実」を実質的に変更するものではないことから、要旨変更とならない。

ただし、適用すべき法律の誤りを修正するとの名目で、新たな無効理由（「権利を無効にする根拠となる事実」）を追加することは、請求の理由の要旨変更となる。

なお、請求人が、適用すべき法律の規定の誤りを修正する補正や弁駁をしなかったときにおいても、法律の適用は審判官の専権事項であることから、審判官は、請求人の主張する事実を認定しつつ、その主張とは別の根拠条文を適用して特許の無効審決をすることができる。

たとえば、当初から新規性（特§29①）違反に基づく無効理由の根拠となる主要事実が「特許を無効にする根拠となる事実」として記載されていた場合において、その主要事実の記載や証拠等を総合的に見れば、進歩性（特§29②）違反に基づく無効理由の根拠となる主要事実についても実質的に記載していたに等しいと見られるときは、合議体は、その事実を認定して、進歩性違反の

無効理由の規定（特§29②）を適用して審決をすることができる。

ただし、特許権者の反論を必要とする場合は、既に実質的な反論機会が与えられていたときを除き、審決の前に答弁機会を与えることが適切である。

（改訂 R1.6）

51—17　P

審決の予告

１．審決の予告にかかる審理手順の概要

特許無効審判において、事件が審決をするのに熟した場合であって、省令で定めるとき（審判の請求に理由があると認めるとき、訂正の請求を認めないとき等）には、「審決の予告」をする（特§164の2①、特施規§50の6の2）。

「審決の予告」をしないときには、審理を終結して審決をする（特§156②④）。

「審決の予告」に対して、被請求人は訂正の請求または訂正明細書等の補正ができるが（特§164の2②、特§134の2①、特§17の5②）、これらがされないときには、審理を終結して審決をする（特§156②④）。

【図】審決をするのに熟してからの手続概略

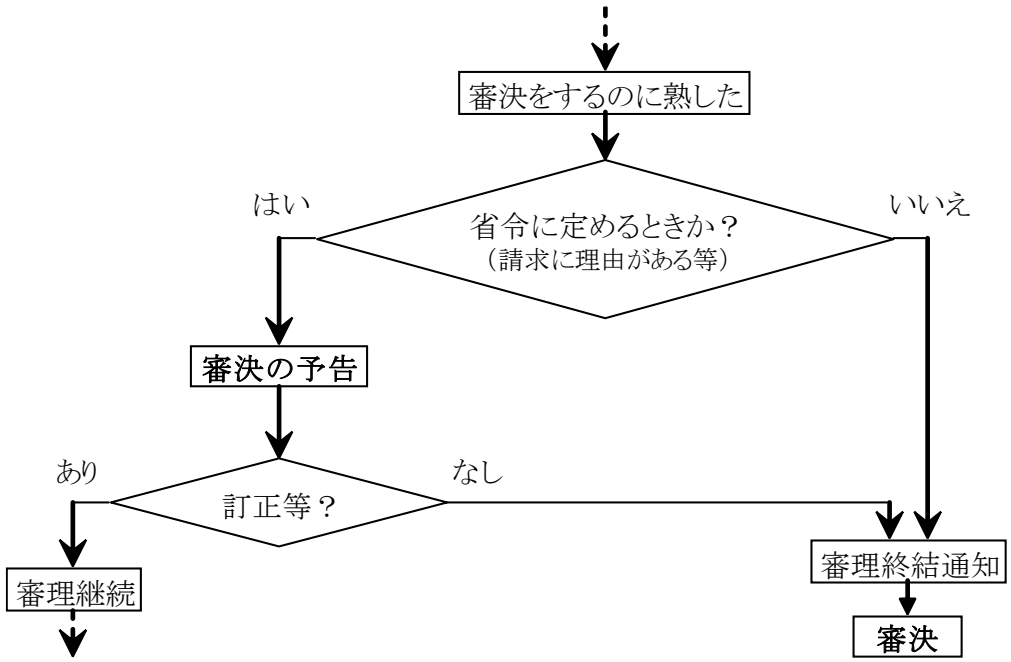

２．審決の予告の概要

審決の予告は、裁判所と特許庁との間で「キャッチボール現象」が発生しない

ようにするために創設された手続であり、被請求人に合議体の判断を示し、これに基づいて訂正をする機会を付与するためのものである。

(1) 審決の予告の記載内容

審決の予告には、審決と同じ事項を記載する（特§164の2③→§157②）。結論及び理由には、全ての訂正事項についての適否判断と、審判請求された全ての請求項についての有効性の判断を、審決と同程度に詳細に記載する（審決の記載→51—19の３．）。このうち、有効性の判断にあたっては、原則として全ての理由（請求人が申し立てた理由及び職権で無効理由を通知していたときはその理由）を審理判断し、審決の予告に記載する。

(2) 審決の予告に対する当事者の手続

改めて両当事者に期間を指定して主張を求めることはせず、被請求人に対して訂正の請求をするための期間の指定（標準60日（在外者90日）→25—01.2）のみを行う（特§164の2②）。

３．審決をするのに熟したときの審理

(1) 審理を開始してから最初に審決をするのに熟したとき

審理を開始してから最初に審決をするのに熟したときは、原則として審決の予告をする（特§164の2①、特施規§50の6の2一）。

ただし、被請求人に訂正の機会を与える必要がない以下のときは、審決の予告をせず、審決をする（特施規§50の6の2一、特§156②）。

・審決の予告を希望しない旨の被請求人の申し出があったとき
・訂正の請求がされておらず、審判請求された請求項が全て有効と判断されるとき
・審判請求された請求項に係る訂正が全て認められ、かつ、審判請求された請求項が全て有効と判断されるとき

審決の予告をしたときは、それに対して被請求人が訂正の請求をしたか否かに応じて、以下のように手続を進める。

ア 訂正の請求をしたとき

通常は請求人に対して弁駁の機会を与える。

審決の予告をした後にあっては、口頭審理は必要と認めるときにのみ行え

ばよい。

イ 訂正の請求をしなかったとき

審理の対象が変更されないため、他に事情の変更がなければ、通常は審理を終結し（特§156②）、審決の予告に記載した判断内容で審決をする。

基本的には審決の予告に記載した内容を審決に記載すればよいが、審決の予告の後に出された上申書への言及等をすることは差し支えない。また、改めて訂正の機会を与えることが適当と認めるとき（例えば、証拠の追加や変更を伴うとき）には、審決の予告を再度行う。

(2) 再び審決をするのに熟したとき

上記(1)アにしたがって審理した結果、当該事件において再び審決をするのに熟したときは、上記2.に記載した審決の予告の趣旨により、原則として審決をする。

ここで、先の審決の予告に対する訂正の請求の後に、請求人により無効理由の追加や変更がされることがあるが（審判請求書の要旨を変更する補正がされ、訂正に起因するものとして審判長に許可されたとき等）、これらの無効理由については、審決の予告はしない。なお、要旨変更の補正が許可されたときは訂正・答弁の機会を与える（特§134②）。

一方、先の審決の予告をしたときまでに申し立てられた理由又は職権審理結果として通知された理由（当該理由により審決の予告をしていないものに限る）によって、審判の請求に理由があると認めるときは、審決の予告をする（特§164の2①、特施規§50の6の2三）。

○訂正の機会を与えることが適切な例

文献証拠に基づく無効理由Ａと共に、審理に証拠調べを伴う無効理由Ｂが申し立てられていたとき、審理を効率的に行うという観点から、証拠調べに時間のかかる無効理由Ｂの審理判断を留保して、無効理由Ａのみで審決の予告を行うことがあり得る。このとき、先の審決の予告に記載していた無効理由Ａが維持できなくなり、留保していた無効理由Ｂの審理をした結果、無効の心証となったとき、無効理由Ｂについて心証を開示せず、訂正の機会を与えることなく審決をすると、被請求人にとって不意打ちとなるため、無効理由Ｂで審決の予告を行う。

このようなケースは例外であり、請求人が申し立てていた理由については、先の審決の予告をする時点で全て審理判断することが原則である。

(3) 審決が取り消されて特許庁に差し戻され、審理を開始してから最初に審決をするのに熟したとき

それまでの手続や審理をやり直すこととなるため、上記(1)のときと同様であり、差戻し後に審理を開始してから最初に審決をするのに熟したときは、原則として審決の予告をする（特§164の2①、特施規§50の6の2二）。その後の審理手続については、上記(1)(2)を参照。

（改訂 R5.12）

51—18　P U D T

無効審判における職権審理、無効理由通知

１．　無効理由通知（特§153、実§41、意§52、商§56）

審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由（例えば、異なる条文）についても、審理することができるから、無効審判において、請求人が主張していない無効理由を職権で探知することもできる。ただし、請求人の申し立てない請求の趣旨については審理をすることができないから、無効審判が請求されていない請求項、指定商品・役務について無効理由を職権探知することはできない。

当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、審判長はその審理の結果を、被請求人（権利者）には無効理由として、請求人及び参加人には職権審理結果として通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。これに対応して、両当事者及び参加人は、通知された無効理由について、意見を述べることができる。

特許無効審判において、被請求人は、無効理由通知において指定された期間（標準 30 日（在外者 50 日）→25—01.2）内に訂正の請求をすることもできる（特§134の2①）。

２．　職権審理の発動の基本的考え方

職権審理の発動は合議体の義務ではなく裁量権とされているから、必ず職権審理をしなければならないわけではない。合議体が職権審理の権限を発動するか否かは、その事件が公益に及ぼす影響、職権探知をすることによる審理遅延の可能性、職権探知の結果としての真実発見の可能性、等を総合的に考慮し事案に応じて合議体が決定すべきものである。

無効審判制度は、当事者対立構造であるから、基本的には請求人の主張立証に基づいて審理を進め、職権審理は審理を補完する程度にとどめることが適切と

考えられる。

そこで、原則として以下の例を限度として、無効理由の存否に係る職権審理の裁量権の発動をする。

ア 無効審判の請求人の主張する事実及び証拠に基づいては適切な無効理由が構成されないと認める場合であって、当該無効審判事件において申し立てられた複数の証拠の組み合わせを修正すること、又は、周知事実を補完することなどによって適切な無効理由が構成でき、的確な審理に資すると認めるとき。

イ 当該権利についての他の事件（他の無効審判、侵害訴訟等）において示された事実又は証拠を併せて考慮することによって、より適切な無効理由が構成できる場合であって、当該他の事件との結論の齟齬を回避することが必要と認めるとき。

ウ 請求人が申し立てた請求の理由が適切な無効理由を構成しない場合において、権利付与後の情報提供制度（→10—04）に基づき提出された情報であって請求人が請求の理由として援用しなかったものが、一見して明らかに適切な無効理由を構成するものであり、しかもそれを職権審理の対象としないことは公益上の観点から容認しがたいような事案であるとき。

エ 請求人が申し立てた請求の理由が適切な無効理由を構成しない場合において、その他に適切な無効理由を構成する先行技術等が存在する可能性が非常に高く、かつ、それを職権で探知することが比較的容易であり、しかも職権探知しないとすることは公益上の観点から容認しがたいような事案であるとき。

３．不許可決定した補正に係る請求の理由の職権による採用

不許可の決定をした無効審判の請求の理由の要旨を変更する補正（特§131の2②）を、「当事者が（適法に）申し立てない理由」として職権審理の無効理由に採用することについても、補完的なものと位置付けるべきであり、職権審理の対象とすることは、それまでの請求人の対応内容等（請求人が審判請求当初から請求の理由を十分に記載していたか、その後の審理過程で適時かつ適切に攻撃をしていたか等）を考慮して慎重に決定することが適切である。

(1) 不許可決定した補正の類型ごとの留意事項

ア 審理遅延要件に違反するもの

審理を不当に遅延させるおそれがあるとして不許可とした補正に係る請求の理由を職権探知の無効理由として後に採用することは一貫性がないから、特段の事情変更があったときや職権審理の対象にする方が迅速な審理に資すると認めるときを除き、職権審理の無効理由とはしない。

イ 訂正起因要件・当初不記載の合理的理由要件に違反するもの

訂正の請求に起因して必要になったものではなく、しかも当初の請求書に記載しなかったことに合理的な理由もない請求の理由に係る補正は、要旨変更が認められるべきでない補正の典型例であるから、それを職権で採用して特許を無効にすべき旨の審決をしないとすることが公益の観点から容認しがたいような事案であるときを除き、職権審理の無効理由とはしない。

ウ 被請求人の同意要件のみに違反するもの

審理遅延のおそれがなく、また当該請求の理由を当初の請求書に記載しなかったことに一応の合理的な理由が認められる場合において、被請求人が不同意だったことのみを理由に請求の理由の補正を不許可としたときについては、そうした補正に対して私人たる被請求人が不同意であったとしても、合議体が公益の立場からする職権の発動を妨げるものとはいえない。したがって、上記２．ウと同様に、その請求の理由が適切な無効理由を構成することが一見して明らかなものであり、しかもそれを職権審理の対象としないことが公益上の観点から容認しがたいような事案であるときは、職権探知の無効理由として採用して差し支えない。

(2) 無効理由通知書における補正書等の援用

不許可とした補正に係る請求の理由を職権探知の無効理由として採用するときは、その補正事項を記載した補正書や弁駁書等の記載を援用することもできる。このようにすれば、請求人の意図が被請求人に伝わりやすい無効理由通知とすることができる。

４．実用新案登録無効審判における技術評価書の取扱い

実用新案登録無効審判において、実用新案技術評価書に記載された先行技術

文献に請求人が言及していないときは、必要に応じて当該先行技術文献を職権審理の対象とする。

なお、審決は当事者の主張を考慮して合議体が独立の判断に基づき行うものであるから、当該評価書の評価は審決の結論を左右するものではない。

（改訂 R1.6）

51—19　P U D T

無効審判の審決、審決の原簿登録等

１．審決の時期

事件が審決をするのに熟した（審理に必要な事実を全て参酌し、取り調べるべき証拠を全て調べて、結論を出せる状態に達した）ときは、審決の予告（特§164の2①）をするか、審理の終結を通知して審決をする（特§156②④、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

事件が審決をするのに熟したかについては、合議体が以下の点などを総合考慮して決定する。

(1) 当事者間で事実の認否が噛み合うとともに、争いのある事実が何であるかが両当事者及び合議体に明らかになっているか（通常は第一答弁段階までで完了）。

(2) 当該争点について、立証責任のある側の当事者によって立証がされ、それについて反対当事者に反論･反証の機会があったか（通常は、口頭審理、第一答弁段階又は第一弁駁段階までで完了。なお、反対当事者の「請求の趣旨」又は「答弁の趣旨」どおりの審決をするときは、反論･反証の機会を与える必要はない）。

(3) 訂正の請求（特許）、訂正（実用）や新たな無効理由の提示等により、相手方にさらなる反論機会を与える必要が生じているか（通常は第一答弁段階又は第一弁駁段階で検討）。

(4) 合議体の心証形成のために、一方当事者の主張立証に対する相手方の反論をさらに聴く必要があるか。

２．無効審判の審決

(1) 特許、実用新案、商標

無効審判の審決には、以下の４とおりがある。

ア 請求人の請求を全部認める（特許、実用新案については、請求人が無効を

主張する請求項の全てに係る特許（又は実用新案登録）を無効とする。商標登録については、請求人が無効を主張する指定商品又は指定役務の全てについて無効とする。）。

イ 請求人の請求を一部認める（特許、実用新案については、請求人が無効を主張する請求項の一部に係る特許（又は実用新案登録）を無効とし、他の請求項については無効としない。商標登録については、請求人が無効を主張する指定商品又は指定役務の一部を無効とし、他の指定商品又は指定役務は無効としない。）（特§125、特§185、商§46の2①、§69）。

ウ 請求人の請求を認めない（特許、実用新案については、請求人が無効を主張する全ての請求項に係る特許（又は実用新案登録）を無効としない。商標登録については、請求人が無効を主張する全ての指定商品又は指定役務について無効としない。）。

エ 審判の請求を却下する（→51—08、45—04の５．）。

(2) 意匠

無効審判の審決には、以下の３とおりがある。

ア 請求人の請求を認める。

イ 請求人の請求を認めない。

ウ 審判の請求を却下する（→51—08、45—04の５.）。

３． 審決の記載

(1) 審決の記載にあたっての一般的事項（→45—03）

審決の「結論」は、事件の当事者の請求の趣旨に対してどのような範囲で認容又は排斥したかを示す合議体の判断の結果であるから、結論には、請求の趣旨を超えた判断を記載してはならない。

無効審判（特§123）に関する費用の負担については、当事者の申立ての有無にかかわらず職権をもって、どちらが負担すべきかを結論の項で明瞭に表示する。

審決の理由には、争点及びそれに対する判断を記載する。その際、原則として、全ての理由（請求人が申し立てた理由及び職権で無効理由を通知していたときはその理由）を審理判断し、判断の結論とその具体的理由を示す。ただし、

審決の結論に直結しない無効理由については、その判断の結論を示すものの、その理由の記載の程度等は、合議体が適当と考えるものとすることができる。

請求の理由の補正許否の決定（→51—15 の４．(2)（特§131 の 2②、意§52））を行った場合であって、補正を不許可とする決定をしたときには、不許可の決定の前提となった、請求の理由の補正が請求書の要旨を変更するとの判断を記載するとともに、そのように判断した理由を示す（請求人が要旨変更との判断に対して争っていないときには、簡潔な記載でよい）。

(2) 後発的無効理由に基づいて無効とするとき

後発的無効理由（特§123①七、実§37①六、意§48①四、商§46①五～七）に基づいて権利を無効とするときの審決の結論には、その権利が同号に該当するに至った時を明示することが望ましい（特登令§9③、特登施規§37、実登令§3③、実登施規§3④、意登令§3③、意登施規§6④、商登令§3④、商登施規§16 の 2）。

(3) 特許無効審判において訂正請求があるとき（→45—04 の５．(2)ウ（ウ））

ア 無効審判手続中に請求した訂正を認める場合又は訂正を一部認める場合、その旨を審決の結論中に記載することによって、訂正請求によりされた訂正の効果を生じさせる（特§134 の 2⑨→特§128）。

無効を主張する請求項を全て削除する訂正を認めるときは、無効審判の請求を審決により却下する（→51—08 の３．オ）。

無効を主張する請求項の一部を削除する訂正を認めるときは、削除された請求項についての無効審判の請求を審決により却下する（→51—08 の３．オ）。

イ 無効審判手続中に請求した訂正を認めないときは、審決の結論中には訂正を認めないことを記載せず、理由中でその旨記載する。これは、「訂正を認めない」ことだけを争う利益はないからである。

４． 審決の確定

部分確定が生じるときがある（特§167 の 2）（→46—00）。

５． 審決の効果

(1) 無効とする旨の審決の効果

ア 無効審決が確定したときは、権利は初めから存在しなかったものとみなされる（特§125、実§41、意§49、商§46の2①、§68④）。

イ 後発的無効理由（特§123①七、実§37①六、意§48①四、商§46①五～七）に基づいて、その権利を無効にすべき旨の審決が確定したときは、権利は、同号に該当するに至った時から存在しなかったものとみなされる（特§125ただし書、実§41、意§49ただし書、商§46の2①ただし書）。

ウ 民事訴訟法上、刑事訴訟法上の再審事由となり得る（民訴§338①八、刑訴§435五）。ただし民事訴訟法上の扱いについては、侵害訴訟等（特§104の3①の規定が適用されているとき）の判決確定後に無効にすべき旨の審決が確定した場合、当該審決が確定したことを理由とする確定判決の再審は制限される（特§104の4一、平23附§2⑮）。

エ 特許、実用新案の一部無効の審決が確定したときは、該当する請求項に係る特許のみが無効となる（特§123①、§185）。意匠については本意匠と関連意匠であっても無効請求された意匠のみが、商標については指定商品、役務ごとに無効となる。

(2) 特許無効審判における訂正を認める旨の審決の効果

ア 訂正請求による訂正を認める旨の無効審判の審決が確定したときは、訂正された明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特§134の2⑨）。

イ 侵害事件等の判決確定後に訂正をすべき旨の審決（政令で定めるものに限る）が確定したときには、訂正が確定したことを理由とする確定判決の再審は制限される（特§104の4三、特施令§8）。

(3) 無効審判の審決についての一事不再理

ア 無効審判の確定審決の登録が平成24年4月1日以降である場合

無効審判の審決が確定したときは、当該審判の当事者及び参加人は同一の事実及び同一の証拠に基づいて、その審判を請求することができない（特§167、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→30—02）。

イ 無効審判の確定審決の登録が平成24年3月31日以前である場合

無効審判の確定審決の登録があったときは、何人も同一の事実及び同一の証拠に基づいて、その審判を請求することができない。

(4) 後発的な無効理由により商標登録を無効にすべき旨の審決の確定の効果

商標登録が商§46①五～七に該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が当該無効理由に該当するに至った時から存在しなかったものとみなされる（商§46の2①ただし書）。

また、商標登録が、商§46①五～七に該当するに至った時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判請求の登録の日（予告登録の日）から存在しなかったものとみなされる（商§46の2②）。

６．登録等

(1) 審判請求の予告登録

無効審判の請求があったときは、特許原簿に予告登録される（特登令§3四、実登令§2、意登令§1の3三、商登令§1の2三）。

予告登録は、表示部に審判の請求があった年月日、審判の番号及び請求の趣旨を記録することによってされる（特登施規§38、実登施規§3④、意登施規§6④、商登施規§16の3）。

(2) 確定審決の登録

無効審判の確定審決は、特許庁長官の職権で登録され（特登令§16十、実登令§6五、意登令§6三、商登令§7五）、その登録の方法は、表示部に審判の番号、審決が確定した旨及びその年月日、並びに確定審決の概要を記録することによってされる（特登施規§37、実登施規§3④、意登施規§6④、商登施規§16の2①）。また、審決が部分確定したとき（→46—00）は、「審決の一部確定登録」として登録する。

審決の原本は、特許原簿の一部とみなされる（特登令§9③、実登令§3③、意登令§3③、商登令§3④）。

(3) 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録

特許・実用新案登録無効審判による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、特許庁長官の職権で登録される（特登令§16二、実登令§6二）。特許発

明の名称に変更があったときは、変更後の名称を登録する（特登施規§31、実登施規§2の5②）。

また、審決の部分確定に伴う訂正請求の確定があったとき（→46—00の２．(1)）は、「審決の一部確定登録」として特許原簿に登録がされる。

なお、特許を受けた発明の当該明細書、特許請求の範囲及び図面は、特許原簿の一部とみなされる（特登令§9②、実登令§3②、意登令§3②、商登令§3②）。

(4) 権利が消滅したときの取扱い

権利の消滅（無効によるときを含む）は、特許庁長官の職権で登録される（特登令§16一、実登令§6一、意登令§6一、商登令§7一）。

権利の消滅を登録したときは、登録原簿における当該権利に関する登録は閉鎖原簿に移される（特登令§12、実登令§4、意登令§4、商登令§5）。

閉鎖原簿の保存期間は20年である（特登施規§5①、実登施規§3②、意登施規§6②、商登施規§17②）。

７．手数料と費用負担

(1) 手数料

審判請求の手数料は、特§195②（実§54②、意§67②、商§76②）の規定に従って納付する。

ア この際、特許無効審判については、無効を申し立てる請求項の数に応じた手数料を納付しなければならない。

イ 訂正審判又は訂正請求における訂正によって、上記請求項の数が増加した場合、その増加した請求項（発明）についても無効審判を請求するときは、増加した請求項（発明）についての手数料を請求人に納付させる。

(2) 費用負担（→47—01～47—03）

無効審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもって、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもって、職権で、定めなければならない（特§169①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

この場合の費用の負担については、特§169②の規定で準用する民訴§62な

どの適用について配慮する。

８．その他

(1) 特許（登録）証

特許庁長官は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の審決が確定した場合において、その登録があったときは、特許権者に対し、特許（登録）証を交付する（特§28①、特施規§66、実§50①、実登令§1一、実施規§19、意§62①、意施規§16、商§71の2①，商施規§16の2）。

(2) 審決公報、特許公報

特許無効審判において明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正がされたときは、審判の確定審決並びに訂正した明細書、特許請求の範囲に記載した事項及び図面の内容が、特許公報（特許訂正明細書）に掲載される（特§193②七、八）。

上記公報は事件が確定した段階で発行され、事件に係る全ての請求が確定した時に発行される審決公報では、全文訂正明細書（訂正明細書が複数存在するときは複数）を連綴する形態で行われる。また、部分的に確定したときには、部分確定審決公報が発行され、部分確定情報が掲載される。

（改訂 R1.6）

51—20　P

訂正請求についての一事不再理の取扱い

無効審判の手続中に請求された訂正（特§134②）を認める審決が確定したとき（確定審決の登録が平成24年3月31日以前のときは「無効審判の確定審決の登録があったとき」）、当該訂正の適否の判断についても一事不再理（特§167、実§41）を適用し、先の無効審判の当事者及び参加人は（確定審決の登録が平成24年3月31日以前の場合は「何人も」）、同一事実・同一証拠を根拠として訂正が不適法である旨主張する無効審判（特§123①八）は請求できないこととし、当該請求があったときは審決をもって却下する。

(1) 特許法第167条によれば、特許無効審判又は延長登録無効審判の審決について一事不再理が適用される。

(2) そして、特許無効審判手続中に請求された訂正を認めて権利を維持する審決が確定したとき、訂正に関しては、不適法な訂正であることを理由とする無効審判が審理された場合と実質的に同等の審理が行われているから、上記審決中に記載されている、訂正を認める根拠として採用された事実・証拠に対しては、一事不再理の法理が適用されると考えるのが合理的である。したがって、当該事実・証拠を持ち出しては、不適法な訂正を理由とする無効審判を請求することはできないこととし、当該請求があったときは審決をもって却下する。

(3) なお、一事不再理（特§167）の適用により禁止されるのは、特許無効審判又は延長登録無効審判であるから、訂正を認めないで権利を維持する審決が確定したとき、後の訂正審判において、当該審決で採用された事実・証拠と同じものに反駁する形で同じ内容の訂正を請求することに対しては、一事不再理の適用はない。

(4) また、一事不再理の適用により禁止されるのは、審判の請求であり、訂正の請求ではないから、訂正を認めないで権利を維持する審決が確定したとき、後

の他の無効審判手続中での訂正において、当該審決で採用された事実・証拠と同じものに反駁する形で同じ内容の訂正を請求することに対しても、一事不再理の適用はない。

（改訂 R1.6）

51—21　P U D T

無効審判審決後の手続

１．審決取消訴訟の提起

無効審判の審決に不服の者は、審決の取消しを求めて審決取消訴訟を提起することができる（特§178②、実§47①、意§59①、商§63①）。

(1) 訴訟当事者

無効審判の当事者（請求人又は被請求人）、参加人、又は当該審判に参加を申請して拒否された者は、訴訟を提起することができる。

無効審判の相手方当事者（被請求人又は請求人）が被告となる。被告は、応訴をしなければ、訴訟において自白が擬制され、審決を取り消す旨の判決がされる場合がある。

(2) 出訴期間

出訴は、無効審判の審決の謄本の送達があった日から 30 日以内にすることができる。この期間は不変期間である（特§178③、実§47②、意§59②、商§63②）。

遠隔又は交通不便の地にある者については、審判長の職権で附加期間（国内居住者は 15 日、在外者は 90 日）が与えられ、審決の送達とともに告知される（→25—04 の４．）。

(3) 裁判管轄

無効審判の審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱う（特§178①、実§47①、意§59①、商§63①、知的財産高等裁判所設置法§2）。

２．審決取消訴訟の判決と無効審判の再係属後の審理

(1) 審決を維持する旨の判決（請求棄却判決）が確定したとき

裁判所が請求を理由がない（無効審判の審決に違法性はない）と認めて請求

を棄却する判決をしたときは、その判決の確定時点で審決も確定するから、その後の審判の審理は行われない。

(2) 審決を取り消す旨の判決（請求認容判決）が確定したとき

裁判所が請求を理由がある（無効審判の審決に違法性がある）と認めるときは、請求を認容して審決を取り消す旨の判決がされる（特§181①、実§47②、意§59②、商§63②）。審決を取り消す旨の判決が確定したときは、依然として無効審判事件に対する行政処分（審決）がされていない状態になるから、無効審判事件は特許庁に再係属し、合議体は更に審理をする（特§181②、実§47②、意§59②、商§63②）。

確定判決は当該事件について特許庁を拘束するため（行訴§33①）、合議体は、当該確定判決で示された結論（判決主文）と、その結論の導出に必要な事実認定及び法律判断として判決理由中に記載された事項とにしたがって、再度の審決をする。ただし、別の理由で同一の結論の審決をすることは妨げられない。

(3) 再係属後の審理

審決は請求項（指定商品又は指定役務）ごとに可分な行政処分であり、判決もこれに対応してなされ、確定する。どのような結論の審決を取り消す判決が確定したのか、また、審決の取消しの判決がどの部分について確定したのかに応じて、以下のように審理を進める。なお、再係属後では、口頭審理は必要と認めるときにのみ行えばよい。

ア 再係属後の審理開始までの手続（特許）

(ア) 権利を維持する審決を取り消す判決が確定したとき

権利を維持する審決を取り消す判決が確定して無効審判が特許庁に再係属するときは、その判決の確定の日から1週間以内に、被請求人（特許権者）は訂正の請求のための指定期間を求める申立てをすることができる（特§134の3、特施規§47の6様式63の6）。

審判長は、申立てがあったときは、被請求人に対して訂正の請求をするための指定期間（標準10日（在外者10日）→25—01.2）を与えることができる（特§134の3）。指定期間を与えるか否かは審判長の裁量権の範囲であり、必ず指定期間が与えられるものではないが、審決後に訂正の機会がない

ことに鑑みれば、審決までの訂正の機会は被請求人に有効に利用されるべきである。したがって、訂正をせずとも権利を維持する審決をできるとき（例えば、権利を維持する審決が取り消された理由が単なる手続違背等であったとき、再係属の無効審判において手続違背を除去した後に再度の権利を維持する審決をできるとき等）を除いて、申立てを認めて指定期間を与えることとし、審理再開通知等にその旨を記載する。

ここで、合議体が特に答弁書の提出を促すことが必要と認めるときは、訂正の請求のための指定期間を通知する際に、答弁を促す旨を記載する。

（イ）取消判決が一群の請求項のうち一部の請求項について確定したとき

「一群の請求項」のうちの一部の請求項について出訴され、審決を取り消す判決が確定したとき、その他の部分の請求項についての審決は取り消されずに未確定のまま残された状態にある。一群の請求項については一体的に取り扱うが、この状態では審決が未確定のまま残されている部分について、併せて審理をすることができない。そのため、審理を再開するにあたっては、審判官は当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない（特§181②）。この場合、審理再開通知等において、審決を取り消す部分を記載する。

イ 審決をするのに熟すまでの手続

（ア）権利を維持する審決を取り消す判決が確定したとき

合議体は取消判決に拘束されるから、例えば審決において無効理由を構成しないと判断した理由について、審決に示された判断が誤りである旨の判断が判決で示されたときは、通常は、権利を無効にする審決をする。ただし、特許においては、上記ア(ア)の指定期間内に訂正請求書が提出された場合には、その訂正により当該無効理由を解消しているかについて審理する。

審理の結果、その訂正により当該無効理由を解消していないと認めるときは、請求人に反論の機会を与える必要はなく、審決をするのに熟したと判断できる。その後の手続については、以下ウを参照。

一方、その訂正が訂正要件を満たしており、かつ、当該無効理由を解消していると認めるときは、訂正請求書及び訂正明細書等を請求人に送達して反論の機会を与える。

他方、被請求人が特§134の3に基づく申立てをしなかったとき、又は、特許において、上記ア(ア)の指定期間内に訂正請求書が提出されなかったときは、審決をするのに熟したと判断できる。

(イ) 権利を無効にする審決を取り消す判決が確定したとき

このときには、合議体は判決に拘束されて、通常は権利を維持する審決をすることになるから、被請求人に訂正の機会(特許)や答弁書を提出する機会を与える必要はなく、また、請求人にも改めて弁駁書を提出する機会を与える必要もない。

一方、例外的ではあるものの、判決を踏まえると、先の審決では成立すると判断しなかった別の無効理由が成立すると合議体が判断する場合等においては、判決の拘束力の範囲に属しない限りにおいて、別の理由で再度の権利を無効にする審決をすることは可能である。合議体が、原審決において採用した無効理由以外の無効理由について請求人に主張立証させることが適切と考えるときは、弁駁の機会を与えてもよい。しかし、原審判において主張立証が尽くされていないと認められる場合に限ることとし、また、既に判決から十分な時間が経過していることから、弁駁指令の応答期間はごく短いものとして差し支えない(→25—01.2)。

ウ 審決をするのに熟した後の手続(特許)

再係属後に初めて審決をするのに熟したときは、原則として審決の予告をする(特§164の2①、特施規§50の6の2二)。このとき、審決の予告と審決のいずれとするかについては、審理を開始してから最初に審決をするのに熟したときと同じである(→51—17の3.)。

3. 訴訟当事者が無効審判の当事者又は参加人の一部のみである場合の取扱い

(1) 権利が共有されているとき

ア 権利を無効にする審決に対する訴え

権利を無効にする審決に対して、共有者の一部のみが原告となって審決取消訴訟を提起することができる。この場合、審決は、共有者全員との関係において確定せず、審決を取り消す判決が確定したときには、その効力は原告にならなかった共有者にも及ぶ(行訴§32①)から、共有者全員に対して審判を再開

する（→２．）。

（参考）最二小判平 14.2.22（平 13（行ヒ）142 号）
最一小判平 14.2.28（平 13（行ヒ）12 号）
最二小判平 14.3.25（平 13（行ヒ）154 号）

イ 権利を維持する審決に対する訴え

権利を維持する審決に対する、共有者の一部のみを被告とする審決取消訴訟は、不適法な訴えであるとして却下され（特§132②、実§41→特§132②、意§52→特§132②、商§56①→特§132②の類推適用）、審決は確定する。

（参考）最高裁判所判例解説　民事篇　平成 14 年度（上）　第 204～238 頁

(2) 無効審判の請求人側が複数いるとき

ア 権利を無効にする審決に対する訴え

権利を無効にする審決に対する、請求人側の当事者又は参加人（→51—05 の３．(1)）（以下「請求人側当事者等」という。）の一部を被告としない審決取消訴訟は、出訴期間が経過すると、被告でない請求人側当事者等との関係で権利を無効にする審決が確定し、その結果、対世的に、権利が初めから存在しなかったものとみなされると考えることができ（特§125、実§41→特§125、意§49、商§46 の 2）、訴えの利益を欠く不適法なものとして却下され得る。その場合、審決は確定し、審決の確定日は、上記取消訴訟の却下が確定する日とされる。

（参考）知財高判平 30.12.18（平 30（行ケ）10057 号）

イ 権利を維持する審決に対する訴え

権利を維持する審決に対して、請求人側当事者等の一部のみが原告となって審決取消訴訟を提起することができる。

この場合、出訴期間が経過すると、審決は、原告にならなかった請求人側当事者等との関係において確定するが、原告になった請求人側当事者等との関係において確定しない。そして、権利を維持する審決を取り消す判決が確定した場合には、原告となった請求人側当事者等との関係のみで審判を再開する（→

２．）。

（参考）最一小判平 12.1.27（平 7（行ツ）105 号）
最二小判平 12.2.18（平 8（行ツ）185）
東高判平 15.10.16（平 13（行ケ）356 号）

また、権利を維持する審決を取り消す判決が確定した場合に、原告にならなかった請求人側当事者等については、権利を維持する原審決の確定に伴う一事不再理（→30—02）の効力が働くため、再開した審判への参加も認められないことがある。ただし、特許権者から訂正請求があった場合などであって、請求人側当事者等が主張する無効理由が、同一事実及び同一証拠（→30—02 の３．）に基づくものといえなくなり、一事不再理の効力が働かなくなったときは、参加が認められる場合もある。なお、一事不再理の効力が働くか否かによらず補助参加（→51—05 の３．（2））は認められる。

（改訂 R5.12）

51—22　P

特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い

１．特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い

無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、同一の権利に係る訂正審判を請求することができない（特§126②）。

しかし、「無効審判が特許庁に係属した時」は、審判請求書の副本が被請求人に送達された時であるから（→54—03）、無効審判が請求され請求書副本が被請求人に送達される前に、訂正審判が請求されたときには、無効審判と訂正審判が特許庁に同時に係属することとなる。

このとき、無効審判と訂正審判の審理を迅速・的確に行うためには、両審判を関連的に把握し、審理する必要がある。

２．同一合議体による審理

訂正審判と無効審判は上級審・下級審の関係になく、また別事件であるので、前審関与（→12—04）は問題とならない。このため、無効審判と訂正審判の審理は、原則として、同一合議体が行う。

３．無効審判と訂正審判が同時係属するときの扱い

(1) 原則として無効審判を優先

訂正審判（特§126）と無効審判（特§123）が同時に特許庁に係属しているときは、原則として無効審判を優先して審理する。

なお、一方の審判の審理を優先したときは、必要に応じて他方の審判の審理を中止し（特§168①）、当事者に対して中止通知を行う。

このようにする理由は、(ア)無効審判の係属中は無効審判手続の中でそれまでの全事情を考慮して訂正の請求をすることが可能であり、その訂正の請求を

審理することが権利者の意図に沿う、(イ)当事者対立構造の無効審判においては請求人が訂正の請求についての反論を述べることができ、より的確な審理に資する、ということによる。これにより、以下のような事例が生じることを防ぐことができる。

下図において、図１の場合は、訂正審判による訂正Ａ＋αは無効審判に必要な訂正Ａ＋βにより減縮されるから、訂正審判を行う必要性に乏しい。また、図２の場合は、訂正Ａ＋αが確定すると、訂正Ａ＋βを行うことはできない。

事例

特許発明Ａ

図１

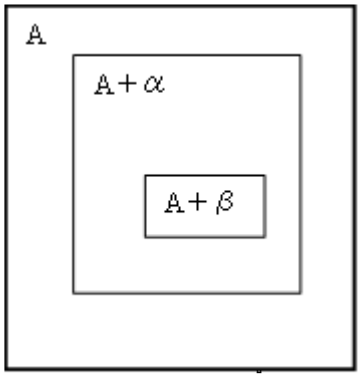

図２

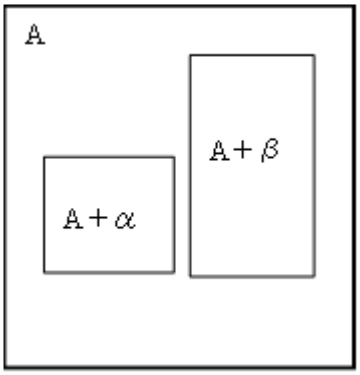

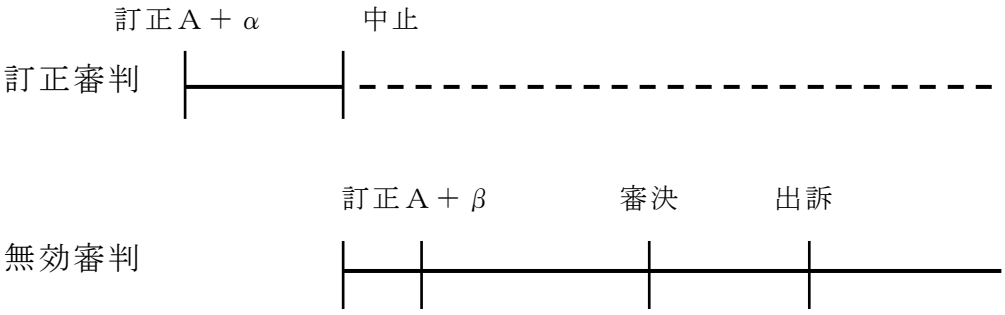

(2) 訂正審判を優先して審理するとき

他方、権利者が答弁書中で、訂正審判の訂正内容で十分に無効理由に対抗し得るため、訂正審判を先に審理すべき旨を主張している場合などにおいて、合議体がその方が妥当であると判断したときは、訂正審判の審理を優先する（ただし、権利者が訂正審判を先に審理すべき旨を主張しても、訂正審判の訂正内容が明らかに認容できないときや、訂正審判の結果に関係なく明らかに無効審判の請求が成り立たないと認められるときは、無効審判を優先して審理す

る。）。

また、訂正審判の審理終了間際に無効審判が請求された場合のように、既に訂正審判の審理が相当程度進捗しているときも、訂正審判の審理を優先して差し支えない。

４．　後続の審判の審理

原則として、優先して審理した審判の審決が確定した後に速やかに他方の審判の審理を続行する。その際、以下の点に留意する。

(1) 無効審判を優先して審理したときにおいて、権利を無効にする審決が確定したときは、訂正審判の請求は不適法なものとして審決をもって却下する（特§135）（参考：最三小判昭 59.4.24（昭 57（行ツ）第 27 号））

また、無効審判中の訂正の請求を認容して権利を維持する審決が確定したときは、原特許を前提とする訂正審判の請求の内容が訂正確定後の特許と整合せず、訂正要件を満たさないことがある点に注意する。

(2) 訂正審判を優先して審理した場合において、訂正を認める旨の審決が確定し、これにより無効審判の対象に変更が生じたときには、当該訂正の内容を無効審判の請求人に通知し（→様式１）、審判の対象となる訂正された後の特許について、無効審判の請求人に相当の期間を指定して意見を申し立てるための弁駁機会を与える（特施規§47 の 3）。

その弁駁機会までに特許権者が無効審判中の訂正の請求を行わなかった場合において、弁駁機会に無効審判の請求人が請求の理由の要旨を変更する補正をしたときは、特§131 の 2②一（訂正の請求により必要となった補正）の規定ではなく、特§131 の 2②二（当初不記載の合理的理由･被請求人（特許権者）の同意）の規定に基づいて、要旨変更補正の許否を決定する（そもそも訂正の請求が存在しないこと、及び、無効審判の請求前に訂正審判を請求していたものであるため、請求人が訂正の請求に応じた新たな無効理由を提示することに被請求人が当然に同意しているとは擬制できないことから、このように取り扱う）。

(3) 訂正審判を優先して審理し、訂正が認められない旨の審決がされ、その審決取消訴訟が提起されたときも、当事者対立構造の無効審判において訂正の是非

と特許の有効性の判断を迅速・的確に行うとの観点から、訂正審判の審決の確定を待たずに、無効審判の審理を進める。

（改訂 R1.6）

様式１

訂正を認める審決の確定を請求人に知らせる通知書

訂正を認める審決の確定の通知書

令和　　年　　月　　日
特　許　庁　審　判　長

審判請求の番号　　無効○○○○－○○○○
（特許の番号）　　（特許第　　号）
請求人　　様
代理人弁理士　　様

本件について下記のとおり通知します。本件特許無効審判事件について意見等があれば、本書発送の日から３０日以内に提出して下さい。

記

本件特許第　　号に係る発明の明細書等について、訂正の審判請求（訂正　　－　　）があり、令和　　年　　月　　日訂正することを認める審決がなされ、令和　　年　　月　　日審決が確定しました。

51—22.1 ＰＵＤＴ

複数の無効審判事件の同時係属

１．複数の無効審判事件が同時係属した場合の審理

同一権利について、複数の無効審判が「同時期に審理に係属」した場合（一方の審理をしようとしたとき他方も審理できる状態になっているとき又は一方の審理中に他方が審理できる状態になったとき）の審理は、以下のように行う。

(1) 併合審理（→51—09 の５．）

複数の無効審判事件が「同時期に係属」したときには、併合審理の可能性を検討し、併合審理によって効率的な審理をすることができる事件については、審理を併合する（特§154①）。

(2) 事実上の併合審理

同時係属する複数の無効審判事件について併合審理をするのが適当でない事情がある場合であって、複数の無効審判事件を同時並行的に審理しても円滑な手続の進行を妨げないときは、併合審理をすることなく複数事件を同時並行的に審理し、できるだけ同時期に審決をする。

答弁指令･弁駁指令、無効理由通知、口頭審理等の時期を両事件で、同期させることにより、権利者に対する攻撃の内容と時期をできるだけ同じものとし、権利者の防御方法が複数の事件で共通のものになるように審理を進める。

(3) 優先順位をつけた審理

特定の事件を優先して審理することが紛争の迅速な解決に資するときは、優先順位を付けた審理をすることとし、優先して審理することが最も適切な無効審判事件（一又は二以上）を選択して、その無効審判事件を残りの無効審判事件よりも先に審理する。

ア 優先して審理しない無効審判事件において主張された理由･証拠等を、優先して審理する無効審判事件における職権審理の対象として考慮する。

イ 優先して審理しない無効審判事件については、原則として、特§168①（実

§40①、意§52、商§56①、商§68④）に基づく中止の通知をする。当事者から中止解除を求める上申書等が出された場合は、当該事件で提示された理由・証拠を、優先審理する事件において既に考慮していることを踏まえても、なお紛争の迅速な解決に役立つと考えられるとき等に限って中止の解除を行う。

ウ 後続審理の事件の取扱いは、優先審理した事件の結論（権利無効か権利維持か）に応じて決める。

（ア）優先審理した事件の結論が権利無効のときは、原則として審決が確定するまで後続審理を中止する。

（イ）優先審理した事件の結論が権利維持のときは、原則としてその後速やかに後続審理の事件の審理を開始する。ただし、請求理由が同一の要旨を含む場合には、先の審決が確定するまで審理を中止することが望ましい（その同一の要旨の請求理由について、後続審理した事件の結論が優先審理した事件の訴訟の結果と異なると、いずれの事件の審決も審決取消訴訟において取消されるおそれがある。また、同一の請求理由について重複して審理をすることは、非効率である。）。優先審理した事件と同一の要旨である請求理由については、合議体は、先の審決と矛盾した判断を行わないよう、一事不再理とすべきとまでは言えない場合であっても、先の審理結果を踏まえて審理を行う（→30—02の９．）。

なお、特許において、優先審理した無効審判事件が出訴されて、当該優先審理した無効審判事件における訂正が確定していない場合、特許権者が優先審理した事件で認容した訂正請求と異なる訂正請求をしたときは、当該訂正に基づいて審理を進めるが、その後優先審理した事件の訂正が先に確定したとき、後の無効審判における訂正の基準明細書等が変わることとなる点、及び後の無効審判における訂正を認容して、それが先に確定したとき、優先審理した事件の権利維持審決がほぼ自動的に取り消されることになる点に留意が必要である。

また、特許において、後の無効審判で提示されている理由・証拠等が、優先審理した事件における理由・証拠等に比べて、強力に特許性を否定するものではなく、これらを考慮しても、優先審理した事件における特許請求の範

囲について権利維持の結論が得られると考えられるときには、先の事件で認容した訂正請求(ただし訂正未確定)と同じ訂正請求の機会を与えた後に(通常は) 権利維持審決をする。

(改訂 R5.12)

51—22.2　P U D T

審決取消訴訟の係属中に請求された無効審判

１．　審決取消訴訟の係属中に請求された無効審判の審理

(1) 審決取消訴訟が権利無効審決に対して提起されているとき

原則として、新たに請求された無効審判の審理を、取消訴訟の判決確定まで中止し、特§168①（実§40①、意§52、商§56①、商§68④）に基づく中止の通知をする。

これにより、特許においては、新たな無効審判で新たな訂正請求が提出されたり、新たな無効審判で訂正が先に確定して無効審決した事件の審理が無駄になったり、裁判所と特許庁の判断が食い違う等の事件の複雑化を避けることができる。また、無効審決が確定すれば、新たな無効審判の本案審理を要しない。

なお、当事者から中止解除を求める上申書等が出された場合は、先の事件と当該事件で提示された理由･証拠を全て勘案しても権利維持の結論とすることができるとただちに判断できるようなとき（訂正請求（案）が提出されているなど）や、紛争の迅速な解決に役立つと考えられるとき等に限って中止の解除を行う。

(2) 審決取消訴訟が権利維持審決に対して提起されているとき

原則として、新たに請求された無効審判の審理を速やかに開始し、新たに提示された理由・証拠等が、先の権利維持審決を覆すものか否かについて検討する。ただし、請求理由が同一の要旨を含む場合には、先の審決が確定するまで審理を中止することが望ましく、先の審決確定後は、合議体は、先の審理結果を踏まえて審理を行う（→51—22.1の１．(3)ウ（イ））。

２．　具体的取扱い

(1) 審決取消訴訟が権利無効審決に対して提起されているとき

ア 新たな無効審判が請求された後、書類が合議体に届いたときは、原則とし

て、速やかに請求書の副本を送達すると同時に、中止の通知をする。

この場合において、具体的には、

(ア)「請求書の副本の送達通知」の本文に、「請求人の提出した審判請求書副本を送達します。答弁書の提出については、本件無効審判の手続を中止しますので、中止を解除するときに改めてその機会を与えます。」と記載する。

(イ)「中止の通知」を起案し、上記の「審判請求書の副本の送達通知」と同日付で決裁する。

イ 例外的に、先行する事件における無効審決との比較において、後続審理の事件に係る証拠の方がより強力なものであるときなど、被請求人の意見や訂正請求の内容を見てから中止するか否かを決定することが適切なときは、速やかに請求書の副本を送達し、その後、提出された答弁書や訂正請求の内容について検討し、中止の通知をするか否かを決定する。中止の通知をするときは、答弁書提出期間が経過した段階で行う。(注)

(注) 副本送達後であって答弁書提出期間が経過する前に中止をしたとき、中止を解除した後に、改めて全答弁期間を与えることになるので、解除後すぐに着手することができない(特§24→民訴§132②)。

よって、副本を送達した後、答弁書提出期間が満了した段階で、中止の通知をしなければならない。

(2) 審決取消訴訟が権利維持審決に対して提起されているとき

通常は、速やかに、新たな無効審判事件の請求書副本を送達し、答弁書提出や訂正請求の機会を与えて審理を開始する。ただし、無効理由の内容を踏まえ先の審決が確定するまで審理を中止することも検討する(→51—22.1の1.(3)ウ(イ))。

(改訂 R5.12)

51—23　U

実用新案登録無効審判

１．適用対象

平成 6 年 1 月 1 日以降に実用新案として登録されたものに対して請求された登録無効審判について適用する（平 5 附§4①、§5）。

２．実用新案登録無効審判の特徴

実用新案登録無効審判の手続は、特許無効審判と以下の点で異なる。

(1) 実用新案登録について訂正ができ、訂正書の提出により本案審理をすることなく、確定する（→51—23.2）。

(2) 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。

(3) 実用新案登録無効審判においては、訂正請求はない。

(4) 実用新案登録無効審判においては、審決の予告はない。

（参考）同一発明に係る特許出願を理由とする実用新案登録無効審判の審理（→51—23.3）

３．平成 17 年 4 月 1 日以降に出願された実用新案登録の取扱い

平成 17 年 4 月 1 日以降に出願された実用新案登録については、平成 16 年改正法（平成 16 年法律第 79 号）が適用され（平 16 附§3）、以下のとおり取り扱われる。

(1) 訂正の許容範囲の拡大に伴う無効理由の追加

ア 請求項の削除を目的とする訂正（実§14 の 2⑦）に加え、(ア)実用新案登録請求の範囲の減縮、(イ)誤記の訂正、(ウ)明瞭でない記載の釈明、及び、(エ)請求項間の引用関係の解消（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること）を目的とする訂正(以下「減縮等訂正」という。）をすることができる（実§14 の 2②）。訂正目

的制限のほか、新規事項追加と実用新案登録請求の範囲の実質的拡張・変更について制限がある（実§14の2③④）。

（注）上記(エ)の訂正は、平成24年4月1日以降の訂正に限る（平23附則§3）。

イ 時期及び回数制限

減縮等訂正は、(ア)最初の実用新案技術評価の請求に対する技術評価書の謄本送達後2月、又は、(イ)無効審判について最初の答弁書提出期間、のいずれか早い方の期限までに、1回に限りすることができる（実§14の2①）。

請求項の削除を目的とする訂正については、無効審判係属中は審理終結通知まではいつでも可能で、回数制限はない（実§14の2⑦）。

ウ 訂正要件と無効理由

減縮等訂正については、実§14の2②～④に規定する訂正要件の違反が存在するか否かにかかわらず、時期及び回数制限その他の方式要件を満たしていれば、受理されて訂正の効果が発生し、当該訂正があった旨が実用新案公報に掲載される（実§14の2⑪⑫）。そして、減縮等訂正における訂正要件の適否の問題は、訂正後の実用新案登録における無効理由の存否の問題として取り扱われる（実§37①七）。

(2) 実用新案登録に基づく特許出願と無効審判

実用新案登録無効審判請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合、審判長は請求人、参加人にその旨を通知する（実§39⑤）。通知を受けた日から30日以内に限り、相手方の承諾なしに無効審判請求を取り下げることができ（実§39の2③）、また、30日以内に無効審判請求、参加申請を取り下げたときは、請求により、手数料を返還する（実§54の2②④⑧）。

（改訂 R1.6）

51—23.1　P U

特許無効審判と実用新案登録無効審判の比較表

	特許無効審判	実用新案登録無効審判
答弁又は意見申立ての機会	審判請求書副本が送達されたときは、答弁の機会が与えられる（特§134①）。 職権審理により新たな無効理由及び証拠が提出された場合には、意見申立の機会が与えられる（特§153）。	同左（実§39①、実§41→特§153）
答弁に対する弁駁の機会	必要に応じ請求人に弁駁の機会が与えられる。	同左
答弁書、弁駁書及び意見書の提出期間	手続の種類や性質に応じた標準指定期間（特§134①）。 例えば、第1回目の法定の答弁書提出期間は、内国60日、在外者90日。	同左（実§39①） 例えば、第1回目の法定の答弁書提出期間は、内国30日、在外者60日。
複数の請求	複数の請求がされた場合、必要に応じ併合して審理ができる（特§154）。	原則、請求順に審理し、証拠が共通している等により迅速・的確に処理できると判断した場合にのみ併合審理を行う（実§41→特§154、審判便覧51—09の5.(4)）。
請求取下げの条件	答弁書の提出があった後は、相手方の承諾が必要（特§155）。	同左（実§39の2②） ただし、実用新案登録に基づく特許出願（特§46の2）があったときは、その旨の通知を受けた日から30日以内の審判請求の取下げは、答弁書提出後であっても相手方の承諾なしにできる（実§39の2③）。
請求取下げの効果	請求が取り下げられれば、手続を終了し、職権による継続は不可。 参加人（特§148①）がいれば継続可能（特§148②）。	同左（実§41→特§148①②）
審決の内容	訂正の適否と請求項ごとの判断を示すことが原則（特§185、§157）。	同左（実§50の2、実§41→特§157）
不服申立先	東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）（特§178）	同左（実§47）

	特許無効審判	実用新案登録無効審判
不服申立のできる者	当事者双方、参加人、参加申請を拒否された者 （特§178②）	同左 （実§47②→特§178②）
被告	他方の当事者 （特§179）	同左 （実§47②→特§179）
訂正の審理	訂正の請求については審理が必要（特§134の2）	訂正については審理不要（実§14の2）
訂正の機会	請求書副本送達に伴う答弁書提出期間 （特§134①） 無効理由通知に対する意見書提出期間（特§153②） 要旨変更の補正許可に伴う答弁書提出期間（特§134②） 権利を維持する審決の取り消し判決が確定した場合の指定期間（特§134の3） 審決の予告に対する指定期間（特§164の2②）	最初の答弁書提出期間内に1回に限り可能（実§14の2①） 請求項の削除の訂正は回数制限なし（実§14の2⑦）
訂正可能な範囲	・請求の範囲の減縮 ・誤記誤訳の訂正 ・明瞭でない記載の釈明 ・引用関係の解消 ただし ・訂正後の内容が出願時の開示内容を越える訂正 ・請求の範囲を実質上拡張または変更する訂正 は許されない （特§134の2）。	特許と同様の訂正が可能（実§14の2①～④、⑦）。
訂正の適否についての主張	無効審判手続又は審決取消訴訟中で訂正の適否につき当事者は主張可	訂正要件について審理は行われずに訂正が認められ、訂正の適否について争うことはできない。 ただし、別途、訂正要件違反で無効審判を請求可能（実§37①七）。
訂正の効果	手続中にされた訂正は、審決の中でその採否が述べられ、高裁への不服申立期間経過後、審決が確定したときに訂正の遡及効が生ずる（特§134の2⑨→特§128）。	訂正があったときに訂正の遡及効が生ずる（実§14の2⑪）。
訴訟の中止	必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまで訴訟手続を中止することができる（特§168②）。	特許と同様（実§40②）。

（改訂 R1.6）

51—23.2　U

実用新案登録無効審判における訂正

１．訂正

(1) 訂正のできる範囲

実用新案登録においては、請求項の削除を目的とする訂正をすることができる（実§14の2⑦）。

請求項の削除を目的とする訂正に加えて、平成17年4月1日以降に出願された実用新案登録については、(ア)実用新案登録請求の範囲の減縮、(イ)誤記の訂正、(ウ)明瞭でない記載の釈明、及び、(エ)請求項間の引用関係の解消（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること）を目的とする訂正（以下「減縮等訂正」という。）を、一回に限りすることができる（実§14の2①②）。（注）上記(エ)の訂正は、平成24年4月1日以降の訂正に限る（平23附則§3）。

新規事項の追加や実用新案登録請求の範囲の実質的拡張・変更が制限される（実§14の2②③④）。これらの要件を満たさない訂正が行われたときは、無効理由となる（平16実§37①七）。

(2) 訂正のできる時期

ア 請求項の削除を目的とする訂正は、回数制限なしに原則としていつでも可能である。

ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において、審理の終結通知（実§41→特§156①）があった後（審理の再開（実§41→特§156③）がされたときは、その後更に審理終結の通知があった後）は、訂正をすることはできない（実§14の2⑦）。また、審理終結通知の後の訂正できない時期の終期は、実用新案登録無効審判の審決の送達までとする。（注１）

イ 請求項の削除を目的とする訂正は、実用新案権の消滅後においてもすることができるが、実用新案登録無効審判（実§37①）により無効にされた後は、することができない（実§14の2⑧）（注２）、（注３）。

ウ 減縮等訂正については、最初の実用新案技術評価の請求に対する技術評価書の謄本送達後２月、または、無効審判について最初の答弁書の提出期間、のいずれか早い期限までに、一回に限りすることができる（実§14の2①）。

（注１） 実用新案登録無効審判係属中は審理終結通知の後は訂正ができないとした法の趣旨は、実用新案登録無効審判の審理が終結した後の訂正により審理の対象が変更され、それまでにされた審理や審決起案が無駄になり、審理を再開しなければならなくなるのを防止することによって、実用新案登録の有効性に対する審理を迅速・的確に行うことにあるから、実用新案登録無効審判の審決を送達した後は訂正を認めても差し支えない。

また、審決取消訴訟により実用新案登録無効審判事件を差し戻す旨の判決が確定したときは、再度、訂正との関係において「特許庁に係属」することとなる。

なお、実用新案の訂正は長官に対する手続であり、訂正することができない時期に提出された訂正書は手続却下処分となる（→21—08）。

ここで、訂正書提出手続との関係で、実用新案登録無効審判が「特許庁に係属」する時期の終期については下図のとおり取り扱う。

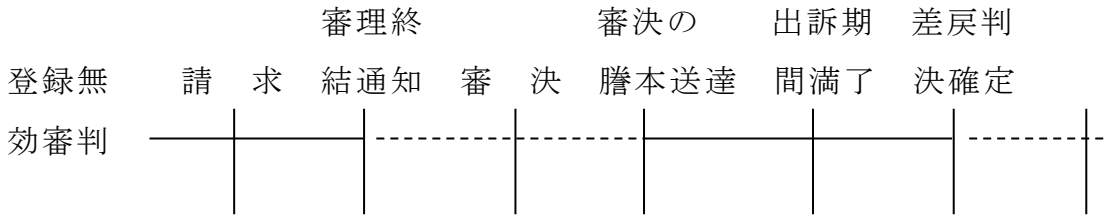

注）---------- の期間は、訂正は不可。

―――――― の期間は、訂正が可能。

（注２） 実§37①六に規定する「実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が実§2の5③で準用する特§25（外国人の権利の享有）の規定により実用新案権を享有することができない者になったとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなったとき」に該当する場合は、当該実用新案登録を無効にすべき審決が確定したときで

も、実§41で準用する特§125ただし書の規定により、実用新案権が同号に該当するに至った時以前のものについては、実用新案権は有効であるので、訂正をすることができる（実§41→特§125）。

（注３） 実用新案登録請求の範囲に記載された二以上の請求項に係る実用新案登録について、一部の請求項が無効となったもの（実§37①後段）については、その余の請求項につき訂正をすることができる（実§14の2⑧）。

(3) 訂正の効力

適法な訂正書が受理された時点で効力が発生し、訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により、出願及び設定の登録がされたものとみなされる（実§14の2⑪）。

(4) 訂正の方式等

実用新案登録の訂正をしようとする者は、所定の料金（実§54②別表）とともに実施規様式8、様式8の2により作成した実用新案登録訂正書を提出しなければならない（実施規§10）。

例えば、削除する請求項の表示は、請求項の番号で行う。

(5) 方式不備又は不適法な訂正の取扱い

ア 方式不備のものは特許庁長官名で補正（実§2の2④）を命じ、不備が解消されないものは、特許庁長官名で手続を却下（実§2の3①）する。

イ 不適法な手続であって補正をすることができないものは却下理由を通知し弁明書提出の機会を与えた上で、手続を却下する（実§2の5→特§18の2①）。

ウ 訂正した明細書等の基礎的要件が不備のものは、特許庁長官名で補正（実§14の3）を命じ、不備が解消されないものは、特許庁長官名で手続を却下（実§2の3①）する。

（注）審判請求書以外の手続の却下（→21—08）

２． 実用新案登録無効審判と訂正の関連的な取扱い

(1) 実用新案登録無効審判の係属中に訂正がされたときは、その副本を請求人に送達しなければならない（実§39③）。無効審判事件については、減縮等訂正も可能であるため、必要に応じて弁駁指令を行う（→51—13）。

なお、実用新案登録の訂正が請求項の削除のみを目的とするときは、無効審判の対象である請求項は、削除されることはあっても、その内容が変更されることはないから、請求人に改めて意見を申し立てる機会を与える必要は一般的にはない。

(2) 訂正に応じた実用新案登録無効審判の取扱い

訂正によって請求項の数に変動があり、それに伴い実用新案登録無効審判の請求の趣旨を変更しても、請求書の要旨を変更するものとは扱わない（→51—07の２.）。

(3) 訂正に起因する請求の理由の要旨変更補正の許可

減縮等訂正に対応して請求人が請求の理由を補正する場合で、それが、請求の理由の要旨を変更するものであるときは、特許無効審判と同様に、訂正に起因する要旨の変更として補正許可できるか否かを検討し、補正許否の決定を行う（実§38の2②）。

（改訂 R1.6）

51—23.3　U

同一発明に係る特許出願を理由とする実用新案登録無効審判の審理

１．審理の進め方

先願あるいは同日の同一発明に係る特許出願の存在を理由（実§7③⑥）とする実用新案登録無効審判の審理は、審理の遅延を防止するために、特許出願の確定を待つことなく進め、審理終結時点での同一性を判断し審決する。

先願あるいは同日の特許出願の存在を理由（実§7③⑥）とした実用新案登録無効審判においては、答弁指令書に以下の文を付記することにより、被請求人に通知する。

例：なお、先の特許出願又は同日の特許出願に係る発明と同一であることを理由とする実用新案登録無効審判は、この特許出願についての査定の確定を待つことなくその審理を進め、審理終結時点での同一性を判断し、審決します。

２．同日出願に係る特許出願人に対する通知

同日出願の関係にある実用新案登録と特許出願は実用新案法上（実§7⑥）は協議できないが、実用新案権者と特許出願人との間で実質的な協議の機会を持つことは、無効理由又は拒絶理由を回避し適切な保護を得るために有用と考えられる。

同日出願に係る特許出願の出願人に対して、同日出願に係る登録実用新案について、実用新案権者と特許出願人が同一人であるときを除き、以下の通知をし、実質的な協議を示唆する。

すなわち、被請求人に実用新案登録無効審判請求書副本を送達し、答弁指令を行ったとしても、被請求人が当該特許出願人と実際に協議するとの保証はなく、当該特許出願人の知らない間に同日の別人の実用新案登録の無効が確定し、無

効となった実用新案登録と同一の請求項について、特許出願人が拒絶理由及び無効理由を回避できなくなってしまうとの事態が起こり得る。これは、特許出願人にとって酷な事態であり、特許出願人が自己努力によって拒絶理由を回避できる環境を整えるために、少なくとも特許出願人にこのような関係の同日出願に係る実用新案登録が存在することを通知する必要がある。

ア 通知内容

（ア）発明と考案が同一であるとの理由で実用新案登録無効審判の請求がされている旨、

（イ）答弁指令を行った旨、及び、

（ウ）実用新案登録無効審判においては特許出願の確定を待たずに審理を進め、審決する旨、

を答弁指令に際して通知する。

イ 通知の書式

通知書（様式１）を使用し、その通知書を発送するために、以下の事務手続をとる。

審判長は、当該登録無効審判について、請求書副本を送達して答弁書提出の機会を与える際（請求書副本送達決裁時）に通知書及びその謄本を起案し、これらを審判書記官に渡す。

審判書記官は、通知書の謄本を特許出願人又は代理人に封書で送付し、通知書は本件無効審判の記録綴に綴る。

３．答弁書が提出された後の審理の進め方

両者の話し合いの結果、被請求人（実用新案権者）が、答弁書において、特許出願の補正により無効理由が解消される旨の主張をしている場合は、合議体は、発明と考案の同一性、他の無効理由、答弁の内容等を検討し、必要あると判断したときは、当該主張を考慮する。具体的には、

(1) 特許出願の補正のために拒絶理由通知を必要とせずに、特許出願について補正がされるとき（例えば、最初の拒絶理由通知の指定期間経過前に補正がされるとき）は、当該補正の内容を確認した後、実用新案登録無効審判について審理する。

(2) 特許出願の補正のために拒絶理由通知を必要とするとき（例えば、既に審査請求がされているとき）は、審判官が特許出願の担当審査官に連絡し、特許出願について特§39の拒絶理由の通知が可能であれば、早急にこれを通知することを要請する。そして、当該拒絶理由通知に対する補正を待ち、当該補正の内容を確認した後、実用新案登録無効審判について審理する。

(3) 上記（2）の場合において、当該特許出願について既に拒絶理由が通知され、拒絶査定となるときは、そのまま、実用新案登録無効審判について審理を進める。被請求人（実用新案権者）と特許出願人が同一人の場合であって、当該被請求人が答弁書において、特許出願の補正により無効理由が解消される旨の主張をしているときにおいても、同様に取り扱う。

様式１

通　　知　　書

令和　　年　　月　　日

審判長特許庁審判官

出願人代理人　　様
　あなたが特許出願人又はその代理人である

特願　　－　　号

（　特開　　号公報参照　）

の出願と同日に出願され既に登録された下記の実用新案登録に関して、以下の点につきお知らせします。

記

(1)　該実用新案登録請求項（　）に係る考案と上記特許出願の請求項（　）に係る発明とが同一であるとの理由で実用新案登録無効審判が請求されています（無効　　－　　号）。
(2)　実用新案法第 39 条第１項の規定に基づき、該無効審判の被請求人に対して、審判請求書の副本を送達して答弁書を提出する機会を与えるため、答弁指令をしました（令和　　年　　月　　日付け）。

なお、同日の特許出願に係る発明と同一であることを理由とする実用新案登録無効審判は、該特許出願についての査定の確定を待つことなくその審理を進めます。

実用新案登録　　第　　号
（　実願　　－　　号　）
実用新案権者

　住所（居所）
　氏名（名称）
実用新案管理人
　住所（居所）
　氏名（名称）

実用新案権者、専用実施権者、通常実施権者の詳細については登録原簿により確認して下さい。

（改訂 R1.6）

51—25　ＰＵＤＴ

計画審理

無効審判は、侵害等の紛争に関連して請求されることも多く、権利の保護の実効性を確保するためにも、迅速に権利の有効性についての判断を示す必要性がある。そのため特許庁審判部においては、平成１５年法改正に併せて審理計画を定め、無効審判事件の両当事者、合議体がお互いに協力関係を整え、審理のスケジュールを明確にし、無効審判事件の審理をそのスケジュールに沿って計画的に進めていくことにしている。

１．審理計画を作成する事件の指定

以下のように複雑で審理のスケジュールの見通しが立てにくい事件においては、審理計画を作成する。

①請求人の提示した無効理由･証拠や双方当事者間の争点が複雑または多岐にわたり、その理解や整理等に相当の時間を要することが見込まれる場合であって、最終判断に至る審理のスケジュールの見通しが立てにくいとき。

② 当該事件について先決事件(同時係属する他の審判事件､審決取消訴訟事件)が存在する等の理由により、審理期間が長期化する蓋然性が高いとき。

③ その他､複雑または困難な事件であって審理計画を作成することにより効率的な審理の遂行が期待できるとき。

審理計画を作成する事件の指定は、原則として審判長が判断する。

なお、この審理計画は、両当事者、審判長との間での協力関係に基づいて実施されるもので、審理計画を両当事者に一方的に押しつけるものではない。したがって、何らかの事情で、審理計画を遵守できなかったとしても、審理において不利な扱いを受けるということはない。

２．審理計画書の様式

審理計画書の様式は、以下の項目を含み、詳細は合議体の裁量となる。（審理

計画書の見本：参考１(1))

① 釈明を求めるべきまたは整理すべき主張･立証

② 整理すべき争点（主な争点と、複数の争点の検討の順番やスケジュールの整理）

③ 特記事項（関連する係属事件、出訴事件等）

④ 予想される審理パターン（例えば、第一答弁書→第一弁駁書→第二答弁書→口頭審理→審決など）

⑤ 審理期間の目安（審理スケジュールの日程）

３．審理計画の作成方法

審理計画は、審判長が作成して当事者に送付する。当事者からスケジュール修正の申出があったときは、合理的な理由があれば審理計画の見直しを行う。

また、合議体が口頭審理の期日や電話･電子メール等により当事者に審理計画の相談をすることもある。

４．審理計画の作成時期

審理計画の作成時期は、以下のとおりである。

① 審理計画は、原則として審理の初期の段階で作成する。具体的には、

(i) 答弁書副本送付の段階で作成する（なお、商標においては、弁駁書副本送付の段階で作成する）。

(ii) 早期に第１回口頭審理を行うときは、その口頭審理の期日において作成する。

② 審理計画は、その後の口頭審理の期日等において、修正することがある。

５．無効審判合意スケジュール

口頭審理の期日または直後において、予想される直近の合議体の通知等や当事者に求められる対応等を示すことが審理の円滑な遂行に役立つと認められるとき、審判長は、合議体の次の通知等や当事者に求められる対応を簡易な「無効審判合意スケジュール」（見本は、参考２）として作成して送付する。

この「無効審判合意スケジュール」は、複雑な無効審判だけでなく、一般の無

効審判においても、必要に応じて作成される。

（改訂 R5.12）

参考１(1)

「審理計画書」　　作成日：令和 XX 年 4 月 18 日

審判番号：無効 20XX－800001 号
請求人：審判太郎
被請求人：特許次郎
審判長：○○○○

この「審理計画書」に対し、意見・要望がありましたら審判長まで御連絡ください。
電話：03-3581-1101 内線 XXXX

＜釈明を求めるべきまたは整理すべき主張・立証＞

＜整理すべき争点＞

１．請求項１における「分割された」なる文言の解釈につき、請求人・被請求人に争いがあり、請求項１に係る発明の甲１～３号証記載の発明からの進歩性を審理する前に、その点を明らかにする必要がある。 ２．被請求人は、甲３号証の公知性を争っており、進歩性の判断の前提として、まず甲３号証の公知性を審理する必要がある。 ３．請求人は、本件明細書の記載は３６条４項に記載の要件を満たしていない特許出願に対してされたものと主張し、それに対して被請求人は、乙１０～２５号証を提出して当業者が実施可能な程度に記載されている旨を主張している。被請求人提出の乙各号証の関連は複雑であり、まず乙各号証の関連を整理して記載要件の適否を検討する。

＜特記事項（関連する係属事件、出訴事件等）＞

参考１（2）

＜予想される審理パターンとスケジュール＞

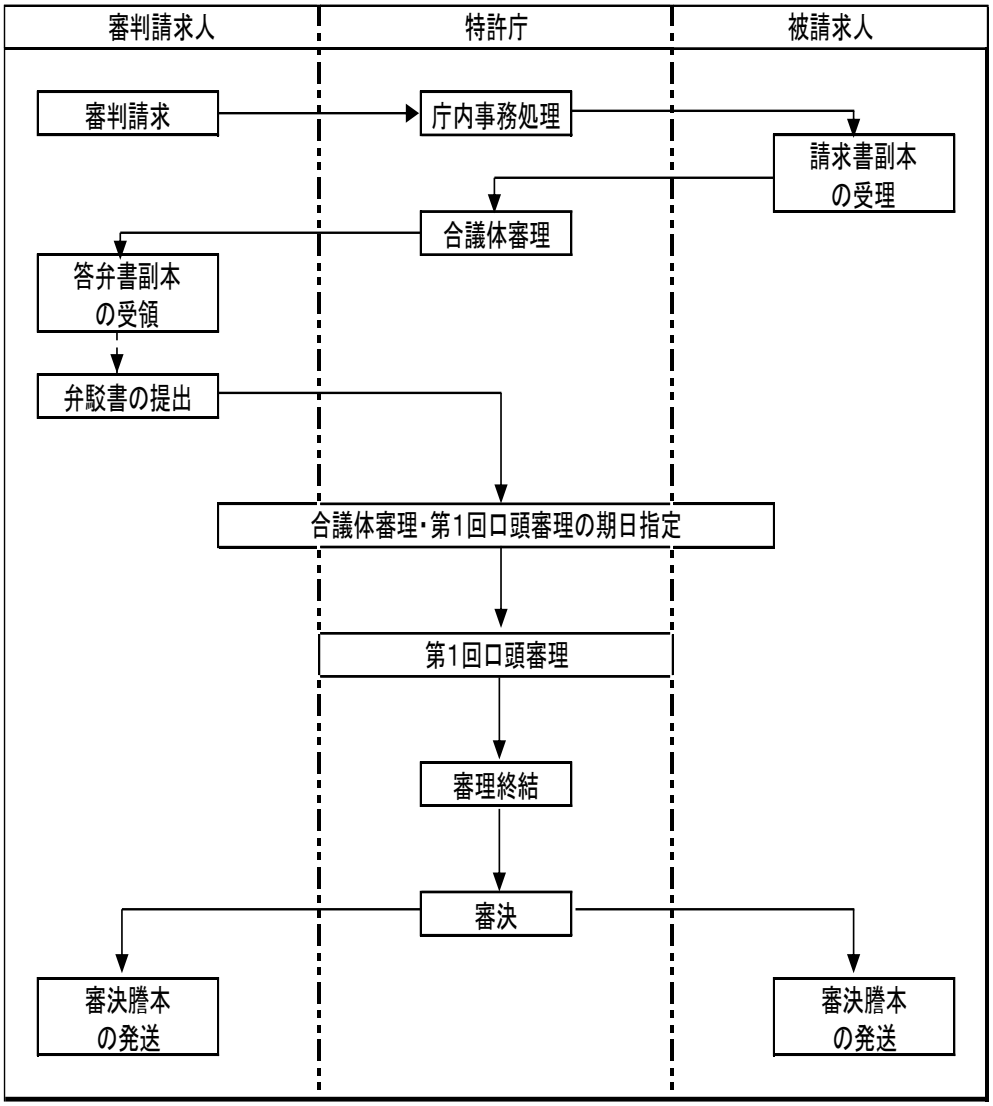

・この審理スケジュールの日程、審理パターンはあくまでも目安です。

・この審理スケジュールの日程は事務処理等が滞りなくされた場合です。請求書等の方式不備があった場合等は上記計画よりさらに遅れます。方式不備にご注意いただき迅速処理にご協力お願いいたします。

参考２

「無効審判合意スケジュール」　　作成日：令和 XX 年 7 月 15 日

審判番号：無効 20XX－800001 号

請求人：審判　太郎

被請求人：特許　次郎

審判長：○○　○○

この「無効審判合意スケジュール」に対し、意見・要望がありましたら審判長まで御連絡ください。

電話：03-3581-1101 内線 XXXX

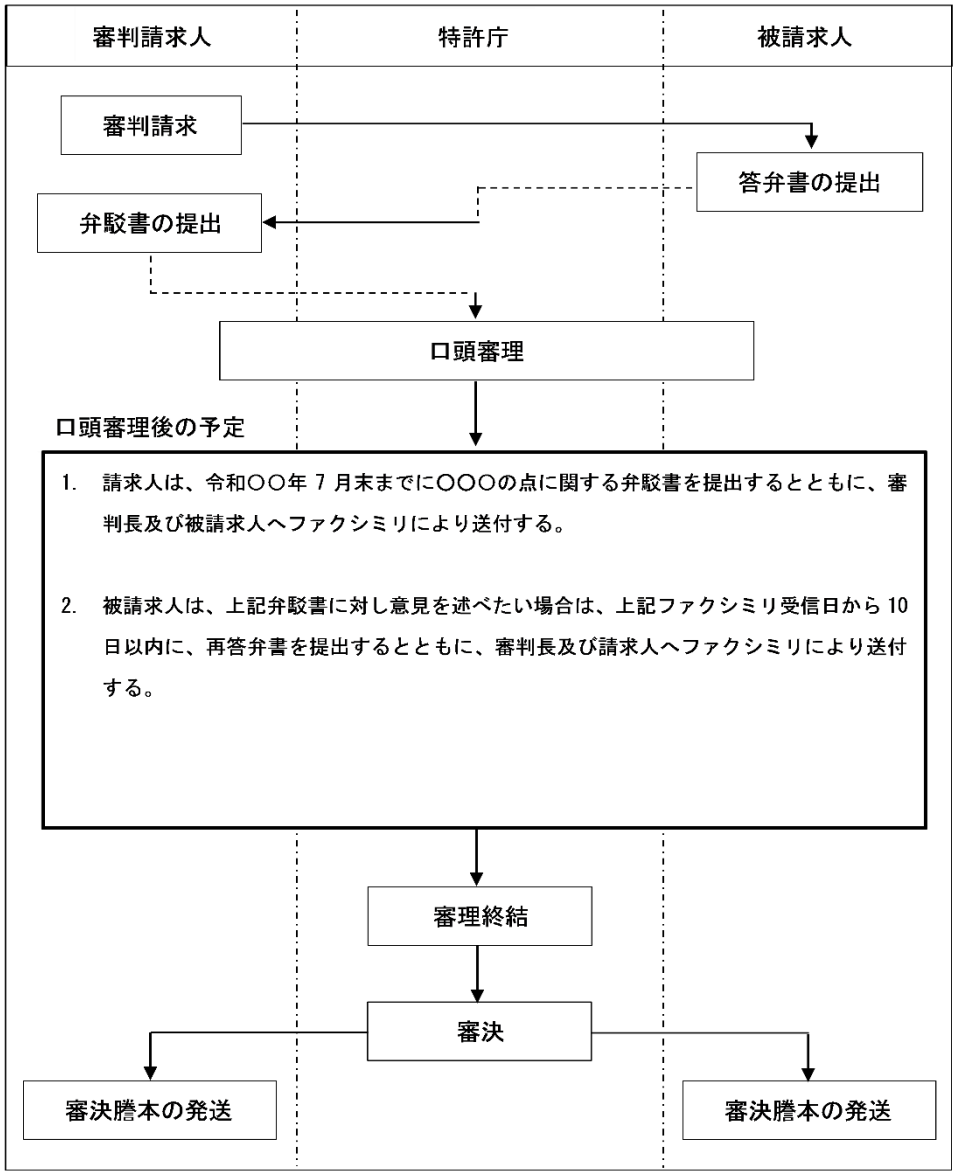

令和 XX 年 1 月 6 日

令和 XX 年 7 月 15 日

令和 XX 年 9 月 10 日頃

令和 XX 年 10 月 5 日頃

53—00　T

取消審判の審理の方式

１．口頭審理

取消審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる（商§56①→特§145①、商§68④→商§56①→特§145①）。

書面審理によるとしたのち、再び口頭審理によるとすることもできる。このときは、口頭審理の通知を行う。

当事者対立構造をとる取消審判は、審判請求の理由及び答弁が不明確又は複雑であったり、当事者の主張の数が多く、それらの整理が十分されていないときが少なくない。そのようなときに、口頭審理を活用することにより、事実認定を正確に行い、当事者間の争点を整理することによって、迅速的確な審理ができる。

そこで、取消審判においては、書面審理が適当と考えられる以下２．のとき等の例外的な事件を除き、口頭審理による。

２．書面審理

(1) 取消審判における書面審理

取消審判は、原則として、口頭審理によるが、以下のときは、例外的に、書面審理によるものとすることができる（→33—00.1）。

ア 審判請求又は審判請求に係る手続（審判請求書）を却下すべきとき

イ 当事者が争わないことが明らかなとき

ウ 当事者（及び参加人）の全てが書面審理を申し立てているとき

エ 登録商標の不使用による取消審判（→53—01）において、被請求人から何ら答弁のない場合又は提出された証拠により成立若しくは不成立が明らかであるとき

オ その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

(2) 書面審理通知

書面審理によるときには、上記(1)アのときを除き書面審理の通知をしなければならない（→32―01）。

（追加 H27.2）

53—01　T

登録商標の不使用による取消審判

１．経緯

昭和 34 年法は、商§50 において登録商標の不使用の事実は審判請求人が証明する旨を規定し、特定の場合に限りその商標の不使用が推定されることとして審判請求人の挙証責任を軽減する改正がされた（商§50①）。しかしながら、審判請求人が不使用の事実を証明することは困難であったことから、昭和 50 年の一部改正（昭 50 法律 46）において、挙証責任を商標権者側に転換するという挙証責任の全面的な転換が行われた（商§50②）。また、平成 3 年の一部改正（平 3 法律 65）において、新たに商品のほかに役務が加わり、指定役務に係る商標登録についても取消審判の対象となった。さらに、平成 8 年の一部改正（平 8 法律 68）では、不使用商標の整理を一層促進させるため、①請求人適格の緩和、②駆け込み使用の防止、③取消効果の遡及、④連合商標の使用に関する特則の廃止、⑤登録商標の使用と認められる範囲の拡大の措置を講ずることとした（商§50、§54②）。

そして、平成 30 年 12 月 30 日に「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、法文の改正が行われ、「登録商標に社会通念上同一と認められる商標を含む。」とする規定（商§50①かっこ書き）は同条項から削除されたが、商§38⑤において引き続き維持されることが明記されたため、実質的な内容の変更はない。

２．平成 8 年改正商標法における不使用取消審判の改善

(1) 改正の趣旨

ア 請求人適格の緩和

平成 8 年改正前の商標法では、不使用取消審判の請求人適格についての明示の規定がないことから、その反対解釈として請求人適格は、「利害関係人」

に限られていたが、改正商標法では、「何人」にも認めることとし、その旨を法文上明示している（商§50①）。

なお、請求人適格を「何人」にすることとしても、当該審判の請求が被請求人を害することを目的としていると認められる場合には、その請求は、権利濫用として認められない。

イ 駆け込み使用の防止

改正前の不使用取消審判においては、審判の請求の登録前３年以内に登録商標の使用をすれば取消しを免れる（商§50②）ことから、不使用取消審判の請求があり得ることを譲渡交渉やライセンス交渉等の相手方の行動から察知して、その後俄かに当該登録商標の使用（いわゆる「駆け込み使用」）を開始して商標登録の取消しを免れるケースも少なくなかった。

改正商標法では、このような駆け込み使用による登録商標の使用を排除するため、審判の請求前３月から請求の登録日までの間にされた使用について、その使用が審判の請求がされることを知った後であることを請求人が証明したときは、その使用について正当な理由がない限り、登録商標の使用をしたものとしては認めないこととした（商§50③）。

ウ 取消効果の遡及

不使用取消審判において取消審判が確定したときは、当該商標権は、審判請求の登録日に消滅したものとみなされる（商§54②）。

すなわち、取消審判における取消審決の効果の発生時は取消審決の確定したときが原則である（商§54①）が、不使用取消審判の場合は、その例外として審判請求の登録日まで遡及して取消審決の確定の効果を認めるものである。これにより、審判請求の登録日から取消審決の確定日までの不使用登録商標に係る商標権に基づく損害賠償請求等の権利行使を回避することが可能となる。

エ 連合商標の使用に関する特則の廃止

改正においては、不使用商標の増大や特許庁の審査遅延等の弊害の排除のため連合商標制度を廃止したことに伴い、不使用取消審判においても、登録商標と互いに連合関係となっている登録商標を使用することにより取消しを免れることとなる特則（商§50②のかっこ書部分）も削除した。

オ 登録商標の使用と認める範囲の拡大

登録商標の使用と認める範囲を「社会通念上同一と認められる商標を含む。」と明記し、その例示として、①書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、②平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、③外観において同視される図形からなる商標を挙げている（商§38⑤）。

(2) 登録商標の使用の認定に関する運用の事例

登録商標の使用に当たるか否かの認定に当たっては、登録商標に係る指定商品及び指定役務の属する産業分野における取引の実情を十分に考慮し、個々具体的な事例に基づいて判断すべきものであるが、おおむね以下の例による。

ア 登録商標の使用と認められる事例

（ア）書体にのみに変更を加えた同一の文字からなる商標

例１　活字体による書体（清朝、明朝、ゴシック等）の相互間の使用

明朝体　　○　　ゴシック体

永い春　　⟷　　**永い春**

例２　筆記体による書体（かい書、行書、草書等）の相互間の使用

かい書体　　○　　行書体

永い春　　⟷　　永い春

例３　活字体による書体と筆記体による書体の相互間の使用

○

Ｂｌｕｅｂｉｒｄ　　⟷　　Bluebird

例４　漢字の正字と略字の相互間の使用

○

學藝　　⟷　　学芸

例５　ローマ字の大文字と小文字の相互間の使用

○
ＨＩ－ＫＥ ←→ ｈｉ－ｋｅ

（イ）平仮名の文字の表示を変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標

例１　平仮名と片仮名の相互間の使用

○
ちゃんぴおん ←→ チャンピオン

○
わんぱく ←→ ワンパク

○
よいこのくに ←→ ヨイコノクニ

例２　平仮名及び片仮名とローマ字の相互間の使用

○
ラブ（らぶ） ←→ ｌｏｖｅ　［愛］

○
アップル（あっぷる） ←→ ａｐｐｌｅ　［林檎］

○
ライオン（らいおん） ←→ ｌｉｏｎ　［獅子］

○
ポスト（ぽすと） ←→ ｐｏｓｔ　［柱、郵便、地位］

○
スクール（すくーる） ←→ ｓｃｈｏｏｌ［学校、授業］

○
スモモ（すもも） ←→ ｓｕｍｏｍｏ［李］

○
ホタル（ほたる） ←→ ｈｏｔａｒｕ［螢］

（注）［ ］内は、各事例の観念を表したものである。

（ウ）外観において同視される図形からなる商標

例

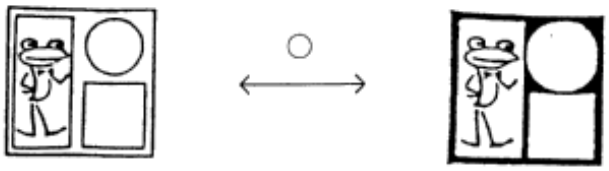

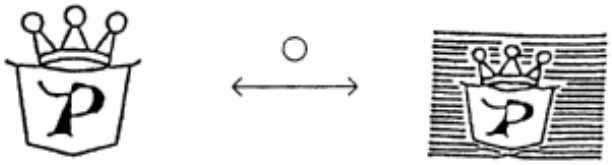

（エ）その他社会通念上同一と認められる商標

例１　称呼及び観念を同一とする場合の平仮名及び片仮名と漢字の相互間の使用

はつゆめ（ハツユメ）　○　初夢

かんぱく（カンパク）　○　関白

ほくとせい（ホクトセイ）　○　北斗星

例２　登録商標が二段併記等の構成からなる場合であって、上段及び下段等の各部が観念を同一とするときに、その一方の使用

太　陽　○　太陽

ＳＵＮ　○　ＳＵＮ

例３　縦書きによる表示態様とこれに対応すると認められる左横書き又は右横書き（ローマ字にあっては、右横書きを除く）による表示態様の相互間の使用

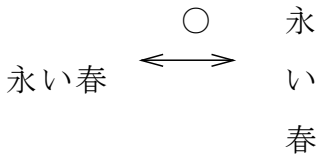

イ 登録商標の使用と認められない事例

（ア）平仮名と片仮名の相互間の使用

例　外来語等で相互に変更することにより、特定の観念が失われ別異な観念が生ずるとき

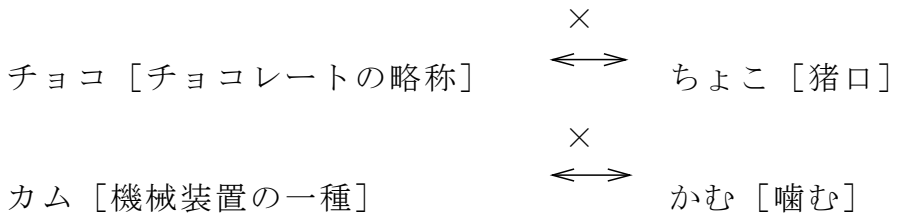

（イ）平仮名及び片仮名とローマ字の相互間の使用

例　同一の称呼を生ずる場合であって、平仮名及び片仮名とローマ字のいずれかに別異の観念が含まれるときの相互間の使用

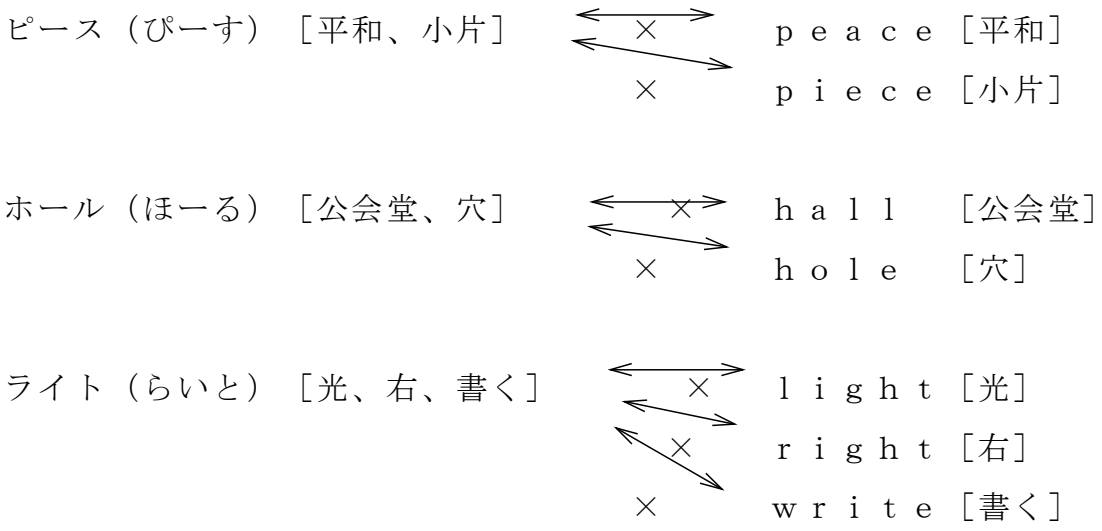

（ウ）その他社会通念上同一と認められない商標

例１　同一の称呼を生ずる場合であって、平仮名及び片仮名と漢字のいずれかに別異の観念が含まれるときの相互間の使用

ききょう（キキョウ） ×→ 桔梗
×→ 帰郷
さいてん（サイテン） ×→ 祭典
×→ 採点
ようせい（ヨウセイ） ×→ 妖精
×→ 養成
×→ 要請

例２　称呼が相違する場合の漢字とローマ字の相互間の使用

虹 ×→ ｒａｉｎｂｏｗ
休日 ×→ ｈｏｌｉｄａｙ
音楽 ×→ ｍｕｓｉｃ

例３　一定の観念を生ずる文字と当該観念を表すものと認められる図形による表示態様の相互間の使用

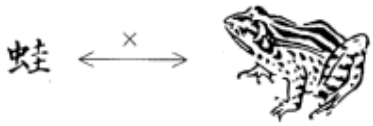

例４　一定の観念を生ずる図形と当該観念を表すものと認められる図形（外観において同視される図形を除く）による表示態様の相互間の使用

（注）本事例は、それぞれの図形に対してともに一定の概念（パンダ）を生ずるものと認められるとしても、該図形の形態が顕著に異なるため社会通念上同一の商標と認められない場合である。

(3) 審理の運用指針

ア 駆け込み使用の証明

登録商標の使用証明自体は、被請求人に課せられるものである。しかし、それが駆け込み使用であることは、請求人が証明しなければならない。

請求人は、被請求人の証明した登録商標の使用が次に該当することを証明することが必要である。

① 駆け込み期間内（請求前３月から請求の登録日まで）の使用であること

② 審判請求がされることを使用者（商標権者、専用使用権者、通常使用権者のいずれか）が知った後の使用であること

証明方法の具体例としては、商標権の譲渡交渉等において内容証明郵便や第三者立会いの下で「当該商標登録の不使用取消審判を請求する」旨を伝えた事実を、審判の審理に過程において立証すること等である。

イ 駆け込み使用の正当理由

被請求人が証明した登録商標の使用が駆け込み使用の要件を満たすものであっても、その使用について正当な理由がある場合には、駆け込み使用に該当しない。

正当な理由とは、例えば次のようなときである。

① 使用者に、請求人による審判請求の意思を知る以前から登録商標の使用について明確な使用計画があったとき

② 商品や営業の許認可等の制限のため駆け込み期間に使用せざるを得なかったとき

（改訂 R5.12）

53—02　T

登録商標の不正使用による取消審判

１．経緯

旧法（大正 10 年法）は、旧商§15 において商標権者が故意にその登録商標に商品の誤認、又は混同を生ぜしめる虞れのある附記、又は変更をなしてこれを使用した場合、審判によってその商標の登録を取り消すべき旨を規定していた。

現行法（昭和 34 年法）は、商§51～§53 において商品の品質の誤認または他人の業務に係る商品との混同を生じさせるという商標の濫用行為をなした場合には商標の登録を取り消すこととして公衆の保護並びに商標権者への制裁を課す旨を規定した。その後、平成 3 年の一部改正（平 3 法律 65）により、役務に係る商標登録についても取消審判の対象となった。

２．現行法と旧法との相違点等

(1) 旧法では、「附記、又は変更」の範囲は、具体的に明らかにされていなかったが、解釈上、「附記」とは、原商標に文字、図形、記号、又は色彩を附加することをいい、「変更」とは、原商標の一部を削除するか、又は一部を削除してこれに他の文字、図形、記号などを補充することをいい、本条の適用を受けるためには、原則として両者が要部において外観上類似していて、単に附随的部分に差異がある場合に限定されるべきものとして、一般に解されてきた（例えば、昭 7 審 117 号、昭 8.5.31）。

現行法では、これを商標及び商品又は役務に関して類似の範囲に限定するとともに、反面この類似の範囲における商標の濫用行為はすべて取消審判の対象となる旨を明らかにした（商§51、§53）。

(2) 旧法では、審判請求人の適格について、「利害関係人及び審査官」に限りこれを認めていた（旧商§22②）。現行法では、「何人も」請求できることを規定している（商§51①、§53①）。

(3) 旧法では、取消審判の請求当時すでに不正使用の事実がなくなっていた場合にもこれを請求し得るか、また、仮にこれをなし得るとしても、審判請求の期間に制約はないかなどの点に疑問があったが、現行法では、不正使用の事実がなくなっても審判請求を認めるとともに、更に「５年」を経過したときは、これを請求することができない旨を明らかにした（商§52）。

(4) 旧法では、「商品の誤認、又は混同を生ぜしめる虞れある附記、又は変更をなしてこれを使用したるときは」と規定していた（旧商§15①）。現行法では、これを「混同を生ずるものをしたときは」に改めた（商§51①、同§53①）。

(5) 現行法では、商§51②の規定は旧法の商§15②の規定と同趣旨と解されるが、商標登録の取り消しを受けた当該商標権者自身についてはこの制約があるが、他人が登録出願をして登録を受けたのち、同人よりこれを譲り受けることはさしつかえないものと解されるのであって、この点は旧法における場合と差異はない。

(6) 現行法では、商標権者のみでなく、専用使用権者、又は通常使用権者による行為をも規制することとした（商§53）。

現行法では、登録商標に対する使用権の設定（商§30、同§31）を何らの制約なしに認めることにしたことに対する使用権者の責任を担保するために、この条項が設けられたものである。

なお、この条項の趣旨は、商標権者自身による場合（商§51）とおおむね同様であるが、次の諸点において異なる。

ア 本条を適用するには「使用権者の故意」を要件としていない。

イ 「登録商標」を「指定商品」に使用した場合にも誤認混同を生ぜしめたときは、本条の適用がある。

（改訂 H27.2）

53—03　T

同盟の一国における標章の所有者の代理人または代表者による商標の不当登録に対する取消審判

１．経緯

商§53の2において他の同盟国に商標に関する権利を有する者の請求により、その代理人若しくは代表者等によって不当にされた商標登録を取り消すことを認め、同盟国における商標に関する権利の所有者の保護を強化している。本条は、パリ条約§6の7の規定を実施するため、昭和40年の一部改正（昭40法律81）で新設された。その後、平成3年の一部改正（平3法律65）により、役務に係る商標登録についても取消審判の対象となった。

２．請求の除斥期間

商標権の設定の登録の日から５年を経過した後は請求することができない(商§53の3)。本条の趣旨は、代理人または代表者の名義による登録であっても一度登録されると、それに基づいて新たな信用が築かれる。したがって、いつまでも取消可能であるとすれば、この新たな信用を著しく不安定なものとすることになる。そこで、代理人等の行為に対する本人の注意義務の存在も考慮し、パリ条約§6の7の規定を参酌し、取消審判請求は登録後５年に限定したものである。

３．正当な理由

条文中の「正当な理由」とは、たとえば標章の所有者がその代理人または代表者をして、その標章を放棄したこと、または、その国においては、その標章について権利を取得する関心がないことを信じさせたような場合をいう。
〔ボーデンハウゼン著「注解パリ条約」第121頁（AIPPI日本部会、1968年）〕

（改訂 H9.2）

53—04　T

類似商標の移転に伴う混同防止の取消審判

１．趣旨

この取消審判制度は、連合商標制度の廃止により、類似商標の分離移転及び類似関係にある商品・役務についても商標権の分割移転が許容されたことに対応して混同防止のための担保措置の一つとして設けられたものである。

（平成８年改正「平成８年法律第68号」）

２．概要

(1) 商標権が移転された結果、互いに抵触する商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的での登録商標の使用であって他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品（役務）と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録の取消審判を請求することができる（商§52の2）。

(2) この取消審判は、商§52の2に規定する商標権者の商標の使用の事実がなくなった日から５年を経過した後は請求することができない（商§52の2②→商§52）。

(3) 商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、その商標権は、その後消滅する（商§54①）。

(4) 商標登録を取り消すべき旨の審決を受けた商標権者は、その審決が確定した日から５年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない（商§52の2②→商§51②、商§15①）。

（改訂 H27.2）

54　P

訂正審判（小目次）

54—00　訂正審判
１．　制度の趣旨
２．　法改正の経緯
54—01　訂正審判の請求
１．　概要
２．　訂正一般
３．　一群の請求項
４．　明細書又は図面の訂正
54—02　訂正審判の当事者
１．　請求人
２．　参加について
54—03　訂正審判の請求ができる時期
１．　訂正審判の請求ができる時期
２．　特許異議の申立て又は特許無効審判の係属中に請求できないとする趣旨
３．　「特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時」について
４．　特許権の消滅後の取扱い
54—04　訂正審判の手続
１．　審判請求書
２．　方式違反と請求書の決定による却下
３．　その他の方式違反と請求の審決による却下
４．　審判請求書の補正
５．　審判請求の放棄・取下げ
54—05　訂正審判の審理
１．　訂正審判の審理

２．　訂正拒絶理由通知
３．　特許無効審判又は特許異議の申立てとの関連的な取扱い
54—05.1　訂正審判請求書の要旨を変更する補正
１．　概要
２．　補正の類型及びその要旨変更の判断手法
54—06　訂正審判の審理にあたっての留意事項
１．　審判官の指定
２．　審理の方式
３．　職権審理
４．　併合審理
５．　審尋
６．　中断・中止
54—07　訂正審判の審決、審決の登録等
１．　訂正審判の審決
２．　審決の記載
３．　審決の確定
４．　審決の効果
５．　登録等
６．　その他

（改訂 R1.6）

54—00　P

訂正審判

１．　制度の趣旨

訂正審判は、主として特許について一部に瑕疵がある場合に特許無効審判が請求されることを予防するため、また、特許発明の不明瞭な部分を明瞭化して係争を事前に防ぐため、特許権者が自発的に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を訂正する権利を保証するものである（特§126）。

訂正審判は、特許無効審判事件・特許異議申立事件・判定請求事件あるいは侵害事件などと関連し、審決・決定・判定・判決の結論に影響することもあるので、できるだけ早期に審理することが望ましい。訂正審判の請求後に特許無効審判が請求されたとき又は特許異議の申立てがされたときには、特許無効審判又は特許異議の申立ての審理の中で訂正請求が行われることがあるので、それらとの関係に注意して審理する（→51—22、67—10）。

２．　法改正の経緯

(1) 平成 23 年法律第 63 号による法改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）

「一群の請求項」の概念の導入や、特許無効審判の審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止等を規定する改正が行われた。この改正法は、平成 24 年 4 月 1 日以降に請求された訂正審判について適用する（平 23 附§2⑱）。

(2) 平成 26 年法律第 36 号による法改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

特許異議の申立てが導入されたことに伴い、特許異議の申立てが特許庁に係属してから決定が確定するまでは訂正審判を請求できないこと等を規定する改正が行われた。経過措置は設けられていない。

（改訂 R5.12）

54—01　P

訂正審判の請求

１．概要

訂正審判は、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」について請求することができる（注）（特§126①、特登令§16二、）。

例えば、願書、要約書、特許公報などは訂正できない。

（注）　平成 15 年 6 月 30 日以前にされた出願について、補正、訂正明細書は旧様式によるため（省令附則§2①）、訂正審判は、「願書に添付した明細書又は図面」について請求することになる。

「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とは、特許権の設定登録時のものである。ただし、当該訂正審判の請求の前に、他の訂正審判の審決の確定、訂正が認容された特許無効審判の審決の確定又は特許異議の申立てについての決定の確定があるときは、その際に訂正された明細書、特許請求の範囲又は図面である（特§134の2⑨、特§128、平6特§120の4③、平6特§128）。

２．訂正一般（→38—00）

３．一群の請求項（→38—01）

４．明細書又は図面の訂正（→38—02）

（改訂 R5.12）

54—02　P

訂正審判の当事者

１．　請求人

請求人は、特許権者である（特§126①）。

専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる（特§127）。また、承諾書の提出が必要である（特施規§6）。

特許権の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（特§132③）。

なお、例えば、特許権者が訂正審判を請求しない場合であって、訂正審判を請求することが、専用実施権者にとって自己の専用実施権の保存行為に該当する場合など、債権者代位権（民§423①）の考え方が転用できると認められるときは、専用実施権者等は、特許権者に代わり訂正審判を請求することができると解される。

２．　参加について

訂正審判については、参加（特§148）及び参加の申請（特§149）の規定は適用されないため、参加は認められない（特§166）。

（改訂 R5.12）

54—03　P

訂正審判の請求ができる時期

１．訂正審判の請求ができる時期

特許権者は、権利の設定の登録があった後において、訂正審判を請求することができるが、特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時からその決定又は審決が確定するまでの間は、訂正審判を請求することはできない（特§126①②）。一部の請求項のみについて特許異議の申立て又は特許無効審判がされているときであっても、同様に訂正審判を請求することはできない。

参考図：訂正審判を請求することができる時期

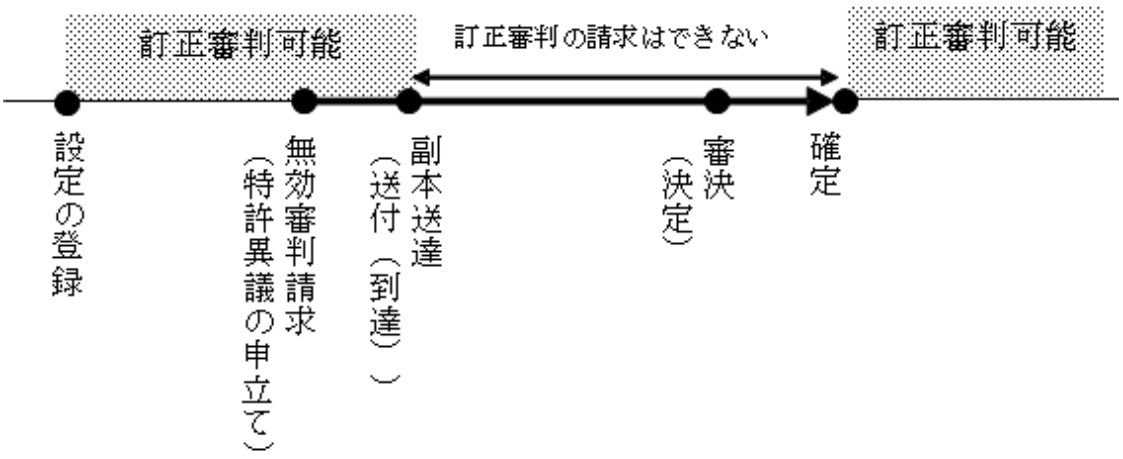

２．特許異議の申立て又は特許無効審判の係属中に請求できないとする趣旨

特許異議の申立て又は特許無効審判の係属中は、訂正審判により特許異議の申立て又は特許無効審判の請求があった特許発明の内容が変更されると、それらの審理に不都合が生じるおそれがあるため、特許異議の申立て又は特許無効審判の手続中に訂正請求という形で訂正審判と同内容の訂正を行うことが認められる 。よって、別途訂正審判を請求することはできないとされている。

３．「特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時」について

訂正審判の請求ができる時期の判断における「特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時」は、次の(1)～(3)の理由により、特許異議申立書の副本が権利者に送付（到達）又は審判請求書の副本が被請求人に送達された時とする。

(1) 特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属した時から訂正審判の請求ができない（特§126②）と規定された趣旨は、特許異議の申立て又は特許無効審判の手続の中でのみ、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することを可能とすることにより、特許異議の申立て又は特許無効審判の審理の中で即時・的確な攻撃・防御が行われ、審理が迅速・的確に行われることを期待するところにある。

(2) 一方、明細書等を訂正することは特許権者の権利であるから、その訂正する権利について課される制限は、前記(1)の趣旨を実現するために必要最小限のものであるべきである。

(3) (1)、(2)の観点から整理すると、制限を課すべき期間の始期は、申立人又は請求人、特許権者又は被請求人の双方が攻撃・防御に参加するとき、すなわち、申立書の副本が特許権者へ送付（到達）又は請求書の副本が被請求人に送達した時とすることが適切である。

４．特許権の消滅後の取扱い

(1) 訂正審判は、特許権の消滅（注）後においても請求することができるが、特許異議の申立て（特§113）又は特許無効審判（特§123①）により、全ての請求項に係る特許が取消決定により取り消され、又は審決により無効にされた後は、請求することができない（特§126⑧）。また、次の(2)～(4)に記載される点について留意する必要がある。

（注）消滅の例　○存続期間の満了（特§67）
○相続人がない場合（特§76）
○放棄（特§97）
○料金不納（特§112④）
○独占禁止法による取消（独§100）

(2) 特許がされた後において、その特許権者が特§25（外国人の権利の享有）の規定により特許権を享有することができない者になったとき、又はその特許が条約に違反することとなったとき（特§123①七）に該当する場合は、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定したときでも、同号に該当するに至るまでの特許は有効である（特§125 ただし書）。よって、同号に該当するに至る前の特許については、訂正審判を請求することができる。

(3) 特許請求の範囲に記載された二以上の請求項に係る特許について、その一部が無効となったもの（特§123①柱書後段）については、その他の請求項について訂正審判を請求することができる（特§185）。

(4) 訂正審判は、無効審判により権利が無効となった場合や、特許異議の申立てにより権利が取り消された場合を除き、何度でも請求することができる。

（改訂 R5.12）

54—04　P

訂正審判の手続

１．審判請求書（後述の記載例も参照）

(1) 一般的事項

ア 訂正審判の請求をする者は、方式要件を満たした審判請求書を提出しなければならない（特§131①③、特施規§46、様式62）。

イ 請求書及びその添付書類、証拠物件（検証物の場合は図面、見本、ひな形）については、審理用の副本を１通提出しなければならない（特施規§50の4、§50②③）。

(2) 請求の趣旨（特§131①三）（→38—04の１.）

(3) 請求の理由（特§131①三、§131③、特施規§46の2）（→38—04の２.）

(4) 請求書の添付書類（→38—05）

なお、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を証明する書面を提出しなければならず（特§127、特施規§6）、承諾を証明する書面の提出がないとき、その審判請求書は却下される（特§133③）。

(5) 手数料（→38—06）

２．方式違反と請求書の決定による却下

審判長は、審判の請求が特§131①③及び④の規定に違反したものである場合又は特§133②各号の規定に該当する場合（（例）ア～ウ参照）は、補正を命じ（特§133①②）、これに応じないときは、決定をもってその請求書を却下する（特§133③）（→21—02、21—03、44—00）。

（補正を命じた後、決定により却下する例）

ア　訂正した明細書、特許請求の範囲（全文）又は図面を添付していないとき（→38—05の１．）。

訂正する明細書、特許請求の範囲又は図面は、特施規§24、§24

の４及び§25に規定される様式第29、第29の２又は様式第30により作成されることが必要である。

なお、選択し得る複数の訂正明細書等を添付した審判請求書により訂正審判が請求されたときには、一の訂正明細書等に係る請求に補正させてから審理を進める。

イ　請求の趣旨及びその理由が欠如しているか又はその記載要件（特§131③、特施規§46の２）を満たさないとき（→38—04）。

例えば、「一群の請求項」が正確に特定されていないときや、明細書又は図面の訂正と関係する全ての請求項が請求の対象とされていないときには、記載要件を満たさないので、審判長は、請求の趣旨（及びその理由）の補正を命じる。

ウ　専用実施権者又は質権者の承諾を欠いているとき（特§127）（→１．(4)）。

３．その他の方式違反と請求の審決による却下

審判請求書の方式等（特§131①③④、§133②）に違反していないときであっても、本質的に不適法な請求であってその補正をすることができないものについては、審決をもって請求を却下する（特§135）。

（審決により却下する例）

ア　請求人が特許権者ではなく、代位請求権も有しないとき（特§126①）。

イ　共有に係る特許権について請求時における共有者の全員が共同して審判を請求していないとき（違反ではない旨が推認できるときを除く）（特§132③）（→22—03の３．(2)）。

ウ　訂正審判を請求することができる期間ではない時に審判を請求しているとき（特§126②）（→54—03の１．）。

エ　特許が無効となっているとき（特§126⑧）（→54—03の４．）。

４．審判請求書の補正

(1) 訂正審判においては、審理終結の通知（特§156①）があるまで（審理の再開（特§156③）がされたときは、その後更に審理終結の通知があるまで）は、請求書の補正をすることができる（特§17①）。

(2) 補正により訂正事項が追加された場合等、当該補正が要旨を変更するものであるときは当該補正を採用することはできない。

ただし、請求の理由についてされる補正（特§131の2①一）や、審判長の補正命令において、具体的に命じられた事項についてされる補正（特§131の2①三）については、この限りではない（→30—01、54—05.1）。

５．審判請求の放棄・取下げ（→43—01～43—05）

様式 特許請求の範囲の減縮と、一群の請求項間の引用関係を解消する訂正の例

特 許 印 紙 50,000	特 許 印 紙 10,000	特 許 印 紙 500

（60,500 円）

審　判　請　求　書

令和○○年○○月○○日

特許庁長官　　殿

1　審判事件の表示　　特許第○○○○○○○号訂正審判事件

2　審判の請求に係る請求項の数　　2

3　請求人

住所（居所）　　東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
電話番号　　03－○○○○－○○○○
氏名（名称）　　特許株式会社
代表者　　審判　太郎

4　代理人

（識別番号　　１００ＸＸＸＸＸ）
住所（居所）　　東京都千代田区霞が関三丁目４番２号
電話番号　　03－○○○○－○○○○
氏名（名称）　　弁理士法人　○○○○事務所
代表者　　代理　花子
連絡先　　担当は(弁理士)　代理　二郎

5　請求の趣旨

特許第○○○○○○○号の特許請求の範囲を本件審判請求書に添付した訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項１、２について訂正することを認める、との審決を求める。

6　請求の理由

(1) 設定登録の経緯

出　　願	令和○○年○○月○○日
（優先権主張	令和○○年○○月○○日）
出願公開	令和○○年○○月○○日
・・・	・・・・
特許査定	令和○○年○○月○○日
登　　録	令和○○年○○月○○日
特許掲載公報発行	令和○○年○○月○○日
	（特許第・・・・・・号公報）

(2) 訂正事項

ア 訂正事項１

特許請求の範囲の請求項１に「通気性を有するチューブからなる滑り止め部材」とあるのを、「メッシュ状の多数の開口部が設けられた通気性を有するチューブからなる滑り止め部材」に訂正する。

イ 訂正事項２

特許請求の範囲の請求項２に「通気性を有するチューブは、外表面に多数の小突起を有する請求項１記載のボールペン。」とあるのを、「軸筒内に複数のインク芯を収容し、操作部を選択的に前方向へ移動させることで当該インク芯のペン先を軸筒の先端孔から突出させる多芯ボールペンであって、軸筒の先端側の把持部分に、軸筒部とは異なる材質であって、外表面に多数の小突起を有する通気性を有するチューブからなる滑り止め部材を嵌設したボールペン。」に訂正する。

(3) 訂正の理由

ア 一群の請求項についての説明

訂正前の請求項１及び２について、請求項２は、請求項１を引用しているものであって、訂正事項１によって記載が訂正される請求項１に連動して訂正されるものである。したがって、訂正前の請求項１及び２に対応する訂正後の請求項１及び２は、特許法第126条第3項に規定する一群の請求項である。

イ訂正事項が全ての訂正要件に適合している事実の説明

（ア）訂正事項１

a 訂正の目的について

訂正事項１は、請求項１の「通気性を有するチューブからなる滑り止め部材」を、「メッシュ状の多数の開口部が設けられた通気性を有するチューブからなる滑り止め部材」へと訂正するものである。

訂正前の請求項１記載の特許発明では、「通気性を有するチューブからなる滑り止め部材」として、滑り止め部材のチューブが、通気性を有することのみを特定していたが、その通気性が如何なる構成によるものかについては何ら特定されていない。

これに対して、訂正後の請求項１記載の特許発明では、メッシュ状の多数の開口部が設けられたチューブによって、その通気性が実現されるという具体的な構成を明らかにすることで、特許請求の範囲を減縮しようとするものであるから、当該訂正事項１は、特許法第 126 条第１項ただし書第１号に規定する特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

b 実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する訂正ではないこと

上記（ア）の理由から明らかなように、上記訂正事項１は、発明特定事項を直列的に付加するものであり、カテゴリーや対象、目的を変更するものではないから、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものには該当せず、特許法第 126 条第 6 項に適合するものである。

c 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正であること

訂正事項１は、特許掲載公報の明細書の第１実施例に基づいて導き

出される構成である。この第１実施例に係る説明として、段落【0018】には、「・・・（略）・・・把持部分のチューブの構造を、メッシュ状の多数の開口部が設けられた構造とすることで、筆記具の把持部の内側に設けられているメッシュ状の開口部間の間隙に通気性を有するように構成することができ、良好な通気性を持たせたチューブを実現することができる。このようなチューブを軸筒の先端側の把持部分に嵌設することで、筆記具を把持した際にも、滑り止めの機能を維持しながらも、汗によるベタつきを抑え、快適な把持感覚を継続させることができる。・・・（略）・・・」との記載がなされていることから、当該訂正事項１は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正であり、特許法第 126 条第 5 項に適合するものである。

ｄ 特許出願の際に独立して特許を受けることができること

訂正後の請求項１記載の発明（以下、「本件訂正発明１」という。）は、以下の理由により、先の・・・において提出された甲第１号証（特開平○○－○○○○○○号公報）に記載された発明、甲第２号証（特開平○○－○○○○○○号公報）に記載された発明及び周知技術からは、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であっても、本件特許出願前に、本件訂正発明１に係る発明を容易にすることができたものではなく、特許法第 29 条第 2 項には該当せず、特許出願の際に独立して特許を受けることができるものである。

・・・（略）・・・

以上のように、本件訂正発明１は、甲第１号証、甲第２号証に記載された発明及び周知技術からは、容易に発明をすることができたものではなく、特許法第 29 条第 2 項には該当しないことは明らかであるから、特許出願の際に独立して特許を受けることができるものであり、特許法第 126 条第 7 項に適合するものである。

（イ） 訂正事項 2

a 訂正の目的について

上記訂正事項２は、請求項２の「通気性を有するチューブは、外表面に多数の小突起を有する請求項１記載のボールペン。」を、「軸筒内に複数のインク芯を収容し、操作部を選択的に前方向へ移動させることで当該インク芯のペン先を軸筒の先端孔から突出させる多芯ボールペンであって、軸筒の先端側の把持部分に、軸筒部とは異なる材質であって、外表面に多数の小突起を有する通気性を有するチューブからなる滑り止め部材を嵌設したボールペン。」へと訂正するものである。

この訂正は、請求項２が請求項１の記載を引用する記載であったものを、請求項間の引用関係を解消し、請求項１を引用しないものとし、独立形式請求項へ改めるための訂正であって、特許法第 126 条第 1 項ただし書第 4 号に規定する「他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること」を目的とする訂正である。

b 実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する訂正ではないこと

この訂正は、何ら実質的な内容の変更を伴うものではないから、特許法第 126 条第 5 項及び第 6 項に適合するものである。

c 特許出願の際に独立して特許を受けることができること

訂正事項２は、特許法第 126 条第 1 項ただし書第 4 号に規定する「他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること」を目的とする訂正であって、同第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を目的とする訂正ではないから、請求項２に係る訂正事項２に関して、特許法第 126 条第 7 項の独立特許要件は課されない。

ウ 別の訂正単位とする求め

訂正後の請求項２については、当該請求項についての訂正が認められる場合には、一群の請求項の他の請求項とは別途訂正することを求める。

7 添付書類又は添付物件の目録

（ア）訂正特許請求の範囲　　正副　各 1 通

（イ）承諾書　　1 通

（ウ）審判請求書副本　　1 通

（改訂 R5.12）

54—05　P

訂正審判の審理

１．訂正審判の審理

合議体は、審判請求書及びこれに添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の記載を基に、訂正審判の請求が特§126に規定する要件を満たしているか否かを判断する（→38—02～38—03）。訂正審判が請求項（又は一群の請求項）ごとに請求されているとき（→38—00の２．）は、請求項（又は一群の請求項）ごとに訂正の適否の判断を行う。

２．訂正拒絶理由通知

(1) 審判長は、審判の請求が特§126①ただし書各号に掲げる事項を目的とせず又は特許法126条第5項、第6項若しくは第7項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（特§165）。

(2) 訂正拒絶理由では、例えば、次のように記載する。

（文例１）……。したがって、本件の訂正審判の請求は、特許法第126条第1項ただし書各号のいずれをも目的としていない。

（文例２）……。したがって、本件の訂正審判の請求は、特許法第126条第5項（又は第6、7項）の規定に適合していない。

(3) 指定期間内に意見書が提出されないか、あるいは提出されてもその意見を採用しないときには、審理の終結を通知した上で請求不成立（一部請求成立の場合もある）の審決をする（参考：知財高判令4.2.2（令3（行ケ）10037号））。

(4) 訂正拒絶理由通知に対し、審判請求書に記載された請求の趣旨（訂正事項等）について補正された場合、当該補正が請求書の要旨を変更するものでないときは、補正された請求の趣旨（訂正事項等）について、更に審理をす

る。当該補正が請求書の要旨を変更するものであるときは、当該補正を採用せず、審理の終結を通知した上で審決をする。このときは、補正を採用しないこと及びその理由を審決の理由に記載する（→54—04 の４．(2)、54—05.1）。

３．特許無効審判又は特許異議の申立てとの関連的な取扱い

(1) 無効審判との関連的な取扱い（→51—22）

(2) 特許異議の申立てとの関連的な取扱い（→67—10）

（改訂 R5.12）

54—05.1　P

訂正審判請求書の要旨を変更する補正

１．概要

審判請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない（特§131の2①）。要旨の変更とは、審判請求書の記載事項のうち、請求の趣旨（訂正事項）の記載を変更することによって、補正の前後で請求の基礎である「審判を申し立てている事項」の同一性や範囲を変更することである（→30—01）。

２．補正の類型及びその要旨変更の判断手法

審判請求書の要旨変更について規定する特§131の2の趣旨は、審理対象の拡張変更による審理遅延を防止することと解される。

(1) 追加的変更

請求の趣旨について、追加的変更（訂正事項の追加）がされたとき、例えば、訂正事項Ａ（減縮）及びＢ（明瞭でない記載の釈明）であったものを、Ａ、Ｂ及びＣ（誤記の訂正）とすることは、審判請求書の要旨を変更するものである。

他方、審理の対象がなくなるだけであると解される請求項を削除する訂正事項の追加や、請求項間の引用関係を解消する訂正事項のみの追加は、審理対象の拡張変更を伴わないため、審判請求書の要旨を変更しないものとする。

(2) 交換的変更

請求の趣旨について、交換的変更がされたとき、例えば、訂正事項Ａを訂正事項Ｂにすることは、従来の請求に変えて新たな請求をすることになるから、その要旨を変更するものとなる。

他方、ある請求項の訂正事項を当該請求項の削除という訂正事項に変更する補正及びそれに整合させるための明細書、特許請求の範囲又は図面についての訂正事項の補正は、審理対象の拡張変更を伴わないため、審判請求書の要旨を

変更しないものとする。

(3) 減縮的変更

請求の趣旨について、減縮的変更がされたとき、例えば、訂正事項がＡ（減縮）及びＢ（誤記）であったものをＡ（減縮）のみにすることは、通常、その要旨を変更しないものとする。

（改訂 R1.6）

54—06　P

訂正審判の審理にあたっての留意事項

１．審判官の指定

審判官の指定にあたっては、同一特許に対する無効審判事件、特許異議申立事件があるときは、原則として当該無効審判事件、特許異議申立事件と同一の合議体となるように審判官を指定する（→12—04）。

２．審理の方式

(1) 訂正審判は、書面審理による。

(2) ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で口頭審理によるものとすることができる（特§145②）。

３．職権審理（→36—01）

請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することはできない（特§153③）。

４．併合審理（→30—03）

訂正審判についても、審理の併合ができる（特§154）。

５．審尋（→37—00）

審判長は、当事者を審尋することができる（特§134④）。

６．中断・中止（→26—01）

審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特§168）。

（改訂 R1.6）

54—07　P

訂正審判の審決、審決の登録等

１．訂正審判の審決

訂正審判の審決の結論には、次の４とおりがある。

(1) 請求成立（訂正を認める）

(2) 一部請求成立（訂正を一部認める）

(3) 請求不成立（訂正を認めない）

(4) 請求却下（特§135）

２．審決の記載（→45—01～45—20）

３．審決の確定（→46—00）

４．審決の効果

(1) 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により、特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特§128）。

(2) 侵害事件等の判決確定後に訂正をすべき旨の審決（政令で定めるものに限る）が確定したときには、訂正が確定したことを理由とする確定判決の再審は制限される（特§104の４三、特施令§8）。

５．登録等

(1) 審判請求の予告登録

訂正審判の請求があったときは、特許原簿に予告登録される（特登令§3四）。

予告登録は、表示部に審判の請求があった年月日、審判の番号及び請求の趣旨を記録することによってされる（特登施規§38）。

(2) 確定審決の登録

訂正審判の確定審決は、特許庁長官の職権で特許原簿に登録され（特登令§16 十）、その登録は、表示部に審判の番号、審決が確定した旨及びその年月日、並びに確定審決の概要を記録することによってされる（特登施規§37①）。また、審決の部分確定に伴う訂正の請求の確定（→46—00）があった場合は、特許庁長官が部分確定の発生を確認し、当該部分確定した事実が「審決の一部確定登録」として登録される。

審決の原本は特許原簿の一部とみなされる（特登令§9③）。

(3) 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録

訂正審判による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、特許庁長官の職権で特許原簿に登録される（特登令§16 二）。特許発明の名称に変更があったときは、変更後の名称が登録される（特登施規§31①）。

また、審決の部分確定に伴う訂正請求の確定（→46—00）があったときは、「審決の一部確定登録」として特許原簿に登録される。

特許を受けた発明の当該明細書、特許請求の範囲及び図面は、特許原簿の一部とみなされる（特登令§9②）。

６．その他

(1) 特許証

特許庁長官は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の審決が確定した場合において、その登録があったときは、特許権者に対し、特許証を交付する（特§28①、特登令§1 二、特施規§66）。

(2) 審決公報等

訂正審判において明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正がされたときは、審判の確定審決並びに訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容が、特許公報（特許訂正明細書）に掲載される（特§193②七、八）。

上記特許公報は、事件が確定した段階で発行され、事件に係る全ての請求

が確定した時に発行される審決公報では、全文訂正明細書（訂正明細書が複数存在する場合は複数）が審決に添付される形態で行われる。また、部分的に確定したときには、部分確定審決公報が発行され、部分確定情報が掲載される。

（改訂 R1.6）

57—00　P U D T

参加

１．参加の意義

参加とは、審判の係属中に第三者がその審判の当事者の一方に加わってその審判手続を追行することをいう。

特許の無効などに関する審判による紛争の解決は、その審判の当事者間で相対的にされるのが通常であるから、第三者がこれに干渉する必要がないのが一般的である。ところが第三者が当事者と何らかの法律的関係にあるとき、あるいは特許法などでは審決の効力が第三者に及ぶことに基づいて、他人間の審判の結果が、第三者の法律上の地位に直接又は間接に影響を及ぼすことがある。

このようなときに、その審判の当事者の審判手続の追行にまかせて傍観していると、その結果によっては、第三者は法律上不測の損害を被るおそれがある。このような第三者が、自己の法律上の利益を守るために、他人間に係属中の審判に介入し、一方の当事者を補助し、あるいは自らも請求人として一方の当事者に加わって、他方の当事者に対して自己の請求の趣旨を主張して審判手続を追行することを認めるのが審判における参加の制度である。

２．参加の規定が適用される審判等

参加については特§148、§149（実§41、意§52、商§56①、§68④で準用）に規定されている。

(1) 無効審判

(2) 特許権の存続期間の延長登録の無効審判

(3) 特許異議の申立て（特§119）

(4) 商標登録の取消審判

(5) 書換登録の無効審判

(6) 商標登録異議の申立て（商§43の7）

(7)　(1)(2)(4)(5)の審判の確定審決及び(3)(6)の確定取消決定に対する再審

３．参加の規定が適用されない審判

参加についての規定は、特§161（意§52、商§56①、§68④）及び特§166の規定により以下の審判には適用されない。

(1) 拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①、§68④）

(2) 意匠、商標の補正却下決定不服審判（意§47①、商§45①、§68④）

(3) 特許の訂正審判（特§126）

（改訂 H27.2）

57—01　P U D T

参加の種類と要件

１．参加の種類

(1) 特§148①の参加（当事者参加）

特§132①（実§41、意§52、商§56①、§68④）の規定により審判（特許無効審判、延長登録無効審判）を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる（特§148①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

これを当事者参加、民事訴訟法上の共同訴訟参加に類似する参加、又は共同訴訟的当事者参加に類似する参加という。

(2) 特§148③の参加（補助参加）

審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる（特§148③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

これを補助参加又は共同訴訟的補助参加に類似する参加という。

(3) 特§119①の参加（補助参加）

特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

(4) 商§43の7①の参加（補助参加）

商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、商標登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

２．参加の態様

(1) 特§148①の参加（当事者参加）

特§148①による参加が認められると、その参加人は共同審判請求人としての地位を得ることとなり、審判形態は、類似必要的共同訴訟に類似するものとなる（特§132①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

したがって、参加人は、共同審判請求人として、審決の効力を受けることになる（特§167）。

(2) 特§148③の参加（補助参加）

特§148③による参加は、当事者の一方を補助するために参加するものである。(1)の当事者参加は請求人の側にしか参加することができないが、この補助参加の場合はいずれの側にも参加することができる。

3．参加の要件

(1) 特§148①の参加（当事者参加）

ア 参加ができる者

同一の特許権（実用新案権、意匠権、商標権）について特許（登録）無効審判又は商標登録の取消の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は共同して審判を請求することができる（特§132①、実§41、意§52、商§56①、§68④）が、このように共同して審判を請求することかできる者（→22—01～22—03、31—00）であることが必要である。

イ 対象物の同一性

対象物が同じであること。

例えば、二以上の発明を包含する特許の場合には、既に係属している審判の対象が同一特許のうちの同一発明に関するものでなければならない。

ウ 申請の時期

参加の申請は、審理の終結に至るまでできる。

(2) 特§148③の参加（補助参加）

ア 参加ができる者

その審判の結果について利害関係（→エ）を有しなければならないが、当事者適格を有する必要はない。

審判の結果とは権利の有効無効という最終的結果をいい、審決の理由中に示される判断や事実を意味しない。

イ 申請の時期（→(1)ウ）

ウ 補助参加人の利害関係

（ア）補助参加人は審判の結果について利害関係（→31—00）を有することが必要である（特§148③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

（イ）特§148③の利害関係を有する者とは、審判の結果によっては、その審判の対象となっている特許権に対する法律的地位又は申請人と請求人、被請求人との間の法律関係に変動が生じる可能性のある第三者をいう。

エ 参加申請人が利害関係を有しないと認められるときは、参加を許可しないとの決定をする。

オ 参加申請書に利害関係が記載されていないときの措置（→57—02の１．）

カ 利害関係の判断時

審判請求人の請求人適格の判断時は審決時とされているが、補助参加人の利害関係については審決前に参加許否の決定がされることからみて、参加許否の決定時と解される。

参加人については一度参加を許可されて参加人となった以上これを覆す途がなく、したがって参加人は抗告審判請求人の主張に拘らず依然としてその地位を保有するものである、とした審決（昭23抗審223号、昭25.9.30）がある（特§148①の参加の場合—申請人適格→57—07の２．）。

（改訂 H27.2）

57—02　P U D T

参加申請（書）の方式違反

1．　参加申請に関し、次の(1)、(2)に該当する場合、審判長は期間を指定してその補正を命じ、その期間を経過しても申請人が補正しないときは、審判請求書の却下と同様に、審判長は申請書を決定をもって却下する（特§133、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(1) 参加申請書が特§149①（実§41、意§52、商§56①、§68④）（特施規§49 様式第65（実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥））に規定された方式に違反しているとき

(2) 参加申請の手数料不納又は不足のとき

2．　上記 1.以外の点で方式が不備である参加申請で、補正をすることができないものについては弁明書を提出する機会を与えた上で、審判長は参加申請を決定をもって却下する（特§133の2、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

（改訂 H27.2）

57—05　ＰＵＤＴ

参加の効力

１．審判手続

参加人は審判において攻撃防御の方法の提出、その他一切の審判手続をすることができる（特§148④、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

２．参加申請人の審判手続の援用

参加人の審判手続は参加申請と併行してすることもできる（民訴§43②の類推）。

参加申請人の審判手続は、当事者がそれを援用したときは、参加を許さないとする参加許否の決定が確定したときにおいても、その援用した時期にかかわらず、その効力を有するものと解される（民訴§45④の類推）。

３．参加人についての中断、中止

参加人について中断又は中止の事由（特§22～§24、実§2の5②、意§68②、商§77②）が発生したときは、審判手続自体が停止される（特§148⑤）。

４．参加の取下げ

(1) 取下げの時期

参加の取下げは、審判請求の取下げ（特§155①、実§41、意§52、商§56①、§68④）に準じて、審決が確定するまでは審判請求のどの段階でも認めてもよい。

(2) 取下げの条件

参加の取下げは、それによって被参加人及びその相手方の利益を害することはなく、また審決の効力は参加人に及ぶことから、いずれの当事者の同意も要しないと解される。

ただし、特§148①の参加（当事者参加）であって、審判請求人が審判の請求を取り下げたため、参加人のみが審判手続を進めているときは、参加人の主張に対して被請求人が答弁書を提出した後は、参加の取下げには特§155②（実§41、意§52、商§56①、§68④）の規定の類推により被請求人の同意を必要とすると解される。

(3) 取下げの手続

取下げは、口頭審理の際は口頭で、またそれ以外の場合は書面により行う。書面による取下げの場合は、その旨を当事者双方に通知する。

(4) 取下げ後の手続

共同訴訟的当事者参加に類似する参加（→57—01 の１．(1)）をした参加人により提出された証拠は、その参加人が参加を取下げた後も、証拠として効力を有すると解される。

（参考１）最二小判昭 45.1.23（昭 43（オ）282 号）：共同訴訟人の一人が提出した証拠は、他の共同訴訟人とその相手方に対する関係においても証拠として認定資料に供することができる（共同訴訟人間の証拠共通の原則）。

（参考２）最一小判昭 58.5.26（昭 56（オ）466 号）：一旦合議体の心証形成の資料に供された証拠は、撤回できないと解される。

５．参加の消滅

参加不許可の決定があったとき、審決が確定したとき、参加申請の取下げがあったとき、参加は消滅する。

６．審判請求の取下げとの関係

請求人が審判請求を取り下げる場合、参加人の同意を要しない。

審判請求が取り下げられた場合、特§148①（当事者参加）の参加人は、そのまま審判手続を続行することができる（特§148②）が、特§148③（補助参加）の参加人は参加人の地位を失う。

７．審決の効力

審決があったとき、審決の効力は参加人に及ぶ。また、審決に対する訴えは審

判に参加を申請してその申請を拒否された者も提起することができる（特§178②、実§47②、意§59②、商§63②）ことからみて、審決の効力は参加を申請して参加を拒否された者にも及ぶものと解される。

（改訂 R5.12）

57—07　P U D T

参加許否の決定

１．参加許否の決定の手続

(1) 参加の申請があったときは、審判長は、参加申請書の副本を両当事者及び参加人（既に参加許可の決定を得ている者）に送達し、相当の期間を指定してこれに対して意見を述べる機会を与えなければならない（特§149②、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

なお、参加申請人の提出した参加申請書以外の書類については、4.によることができる。

(2) (1)により意見を聴取した結果、特§148①の参加（当事者参加）について請求人適格が、また特§148③の参加（補助参加）について利害関係が明らかでないときには、審判長は参加申請人に審尋をして、これら（参加の理由）について疎明させる（民訴§44①の類推）。

(3) (1)の指定期間経過後、すみやかに参加許否の決定をする。決定については、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官（合議体）が審判により決定をする（特§149③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

民事訴訟法においては、当事者（民事訴訟法ではこの中に参加人も含めている。）が参加について異議を述べたときに限りその許否を決定するとされている（民訴§44）が、特許法においては当事者及び参加人からの意見の有無にかかわりなく決定をしなければならないと定められている。

(4) 参加許否の決定は文書をもって行い、決定書には理由を付さなければならない（特§149④、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→３．）。

２．参加許否の決定

参加の要件は職権調査事項である。

参加許否の決定に際しては、参加申請の理由とこれに対する意見書の内容を

検討する。

参加の許否は、特§148①の参加の場合には請求人適格の有無により、特§148③の参加の場合には利害関係の有無により、判断する。

3．参加許否の決定の様式

(1) 参加許否の決定の記載事項は、特施規§50の6（実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）により定められている。

ア 審判番号

イ 当事者及び参加人並びにこれらの代理人の氏名又は名称

ウ 参加申請人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代理人の氏名又は名称

エ 決定の結論及び理由

オ 決定の年月日

そして、決定を審判官がこれを記名押印する（押印代替措置→00—02の2．）。

ただし、この決定に記載する当事者及び参加人は次のとおりとする。

（ア）請求人

（イ）請求人側の参加人

（ウ）被請求人

（エ）被請求人側の参加人

(2) 結論の表示方法（→45—04の6．(3)）

4．参加申請人が提出した書類

参加申請人は、参加の申請と参加人としてすることができる審判手続とを併行してすることができるのであるから（→57—05の2．）、参加申請人から提出された書類の副本は参加許否の決定をする前でも当事者に送付し、必要があれば意見などを求めることができる。

5．参加許否の決定に対する不服申立て

参加許否の決定に対しては不服を申し立てることができない（特§149⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

審決に対して不服があるときは、参加を拒否された参加申請人も訴えを提起することができる（特§178②、実§47②、意§59②、商§63②）。

（改訂 H27.2）

57—09　P U D T

参加申請と審判請求の却下又は審判請求の取下げ

１．審判請求の却下

審判請求手続に不備があるときは、審判請求書若しくは審判請求が却下されるが、このような不備のある審判請求に参加申請書が提出されたときは、まず審判長が審判請求書を決定をもって却下する（特§133③、実§41、意§52、商§56、§68④）か、又は合議体が審判請求を審決をもって却下し（特§135、実§41、意§52、商§56、§68④）、ついで審判長が参加申請を決定により却下する（特§133の2、実§41、意§52、商§56、§68④）。

２．参加許否決定前の審判請求の取下げ

特§148、実§41、意§52、商§56、§68④による参加の申請があり、参加許否の決定前に審判請求の取下げがあったときは審判は終了する。

３．参加許可決定後の審判請求の却下又は取下げ

特§148①（当事者参加）の参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる（特§148②）。一方、特§148③（補助参加）の参加人は、審判請求の取下げ時に参加人の地位を失う（→57—05の６．）。

また、審判請求の請求人が請求人適格を満たさず不適法で却下されるべきものであっても、特§148①（当事者参加）の参加人が請求人適格を満たすものであれば、そのまま審判手続を続行することができる。

（例）合議体は、請求人の請求を却下し、参加人（特§148①の参加人）の請求により、実用新案の登録を無効とする審決をした（昭和54年審判第14725号（実用新案登録1059988号））。

（改訂 H27.2）

58—00　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

判定

１．判定制度とその趣旨

判定制度とは、特許庁が、請求に応じて、特許発明や登録実用新案の技術的範囲、登録意匠やこれに類似する意匠の範囲、商標権の効力の範囲（以下、58—00から58—03において、「特許発明の技術的範囲等」という。）について、中立・公平な立場から公的な見解を表明する制度である（特§71）。その制度の趣旨は、特許庁が、請求に応じて、特許発明の技術的範囲等について公的な見解を表明することにより、法の目的に適合した発明の保護及び利用等を図り、併せて紛争の未然の防止又は早期の解決に資することである。

特許権を例に説明すると、特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有し（特§68）、その権利の効力は、広く第三者にも影響を及ぼす。しかも、特許権者は、その特許権の存続期間満了による消滅後であっても、存続期間中の第三者の侵害行為に対する損害賠償の請求をすることができる。

そして、特許権を巡っては、例えば、次のようなことが生じる。

(1) 特許権者が、第三者の特許発明又は第三者が実施している技術などについて、それが自己の特許発明の技術的範囲に属するものであるか否かを知りたい。

(2) 特許権者でない者が、開発投資又は事業の実施の計画中あるいは現実に実施中の技術について、それが特許権者の特許発明の技術的範囲に属しないものであるか否かを知りたい。

このようなときは、問題となっている特許発明の技術的範囲についての判断が、高度に専門的、技術的知見を有する者によって、中立な立場で迅速にされること、しかもその判断を求める者が、それを容易に利用することができること、それによって法の目的に適合した発明の保護及び利用を図り、併せて紛争の未然の防止又は早期の解決に資することが有益である。

このため、請求に応じて、特許権の設定に関与した特許庁が、その高度な専門

的、技術的知見を生かし、その特許発明の技術的範囲について公的な見解を表明する制度が、特§71の規定を根拠法令とする判定制度である。

以上は、特許権に係る判定制度とその趣旨について説明したが、実用新案権、意匠権及び商標権に係る判定制度においても同様である。

2. 判定の性質

判定は特許発明の技術的範囲等についての特許庁の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまり、それには、何らの法的拘束力はなく、行政不服審査法における行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為にあたらない（行政不服審査法§1）。

しかし、高度に専門的・技術的な行政官庁である特許庁が行う鑑定であるから、事実上、社会的にみて十分尊重され、権威ある判断の一つであると考えられている（名古屋高金沢支判昭 42.6.14（昭 41（ネ）137 号））。

3. 標準必須性に係る判断のための判定

特許権に係る判定では、特許発明が特定の標準に必須であるかどうかの判定を求めることができる（標準必須性に係る判断のための判定）。標準必須性に係る判断のための判定については、58—04で説明する。

（改訂 R5.12）

58—01　P U D T

判定の手続

１．判定請求の対象

判定請求の対象は、特許発明の技術的範囲等（→58—00 の１．）である（特§71①、実§26→特§71①、意§25①、商§28①、商§68③→商§28①）。本節は、特許権に係る判定を中心に説明する。

２．判定の当事者

(1) 当事者と請求の利益

判定の結果は当事者に法的拘束力を及ぼすものではないから、判定請求においては、法律上の利害関係は必要でない。他方、判定請求においては、特許庁が、請求に応じて、特許発明の技術的範囲について公的な見解を表明することにより、法の目的に適合した発明の保護及び利用を図り、併せて紛争の未然の防止又は早期の解決に資するという判定制度の趣旨に応じた判定を請求する利益は必要である。したがって、判定請求書の請求の理由の欄においては、判定を請求する必要性を記載することにより、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益があることが明らかにされることが望ましい。

(2) 請求人と被請求人

判定請求には、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益が必要であるから、多くの場合、被請求人が存在し当事者対立構造をとる。ただし、被請求人が存在せず請求人のみを当事者とする場合でも、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益があれば判定を請求することは可能である。なお、判定請求において、被請求人とすべき者が存在するにもかかわらず、その者を秘し、又はイ号の実施者でない架空の相手方を表示して判定を受け、その判断を濫用することは、許されない（→58—03 の１．(1)イ（オ）（カ））。

判定請求の態様の例としては、次のものがある。

ア 被請求人が存在し、当事者対立構造をとる例

（ア）特許権者が、現に第三者が実施し、又は実施していた技術について、その第三者を被請求人として判定を求める

（イ）特許権の利用関係を確認したい特許権者が、他の特許権者の特許発明について、その特許権者などを被請求人として判定を求める

（ウ）特許権者以外の者が、自己が実施し、又は実施しようとしている技術について、特許権者を被請求人として判定を求める

（エ）専用実施権者が、現に第三者が実施し、又は実施していた技術について、その第三者を被請求人として判定を求める

（オ）専用実施権者以外の者が、自己が実施し、又は実施しようとしている技術について、専用実施権者を被請求人として判定を求める

イ 被請求人が存在しない例

（ア）特許権者が、自己が実施している技術、あるいは実施しようとしている技術について、判定を求める

（イ）特許権者が、実施者が不明な技術について、判定を求める

（ウ）専用実施権者が、自己が実施している技術について、判定を求める

（エ）専用実施権者が、実施者が不明な技術について、判定を求める

３．判定請求書

(1)総論

請求人は、次に掲げる事項を記載した判定請求書を特許庁長官に提出しなければならない（特§71③→特§131①、特施規§39、実§26→特§71③、実施規§23⑨→特施規§39、意§25③→特§71③、意施規§19⑤→特施規§39、商§28③→特§71③、商§68③→§28③→特§71③、商施規§22④→特施規§39）。

一号　当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人又は法人でない社団等にあっては代表者の氏名（→(3)）

二号　判定請求事件の表示（→(2)）

三号　請求の趣旨及びその理由（→(4)、(6)）

(2)判定請求事件の表示

特許（登録）番号を用い、「特許第○○号判定請求事件」のように記載する（特

施規§39、様式57、備考1）。

(3)当事者の表示

ア　被請求人が存在するときは、必ず記載する。

ただし、被請求人が存在しないとき（→２.(2)イ）は、被請求人を記載する必要はない。（→被請求人が表示されていない理由が明らかでないとき、被請求人となるべき者を秘している疑いが強いときの取扱いについて、58―03の１．(1)イ（オ））

被請求人が権利者であるときは、判定請求書における被請求人の住所（居所）、氏名（名称）と登録原簿に記載された権利者の住所（居所）、氏名（名称）とが一致していることが必要である。

イ　請求人が権利者であるときも同様に、判定請求書における請求人の住所（居所）、氏名（名称）と登録原簿に記載された権利者の住所（居所）、氏名（名称）とが一致していることが必要である。

(4)請求の趣旨の欄

特許権に係る判定では、請求の趣旨の欄は、一定の技術内容（これを通常イ号図面又はイ号説明書によって特定する。）が特許発明の技術的範囲に属するか属しないかのどちらか一方を特定して記載する。

これは、登録実用新案についても同様である。

登録意匠及びこれに類似する意匠に関しては、通常、イ号図面及びその説明書に示す意匠は、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）との判定を求める旨記載される。

登録商標に関しては、通常、商品「○○○」に使用するイ号標章は、登録第○○○号商標の商標権の効力の範囲に属する（属しない）との判定を求める旨記載される。

(5)イ号とその特定

ア　イ号について

イ号とは、判定請求において、権利者の相手方があるときにはその相手方の実施する技術、及び権利者が相手方なしで判定を請求するときには権利者の特許発明と対比される技術をいう。

イ号は、イ号図面、イ号説明書、イ号標章というように表示される。

判定請求一件につき、イ号は一つである。

イ　イ号の特定

判定請求書においては、イ号を審判官が審理できる程度に十分に特定する必要がある。

イ号の実物が存在するときは、商品名、型番等により特定される。

また、イ号の技術的構成は、特許発明の請求項の記載と対応することが可能な程度に文章で特定される必要がある。その際、イ号と特許発明のカテゴリー（物又は方法）は一致させるようにする。

(6)請求の理由の欄

「請求の理由」の欄には、判定を請求する必要性（→２.(1)）、出願から設定登録までの経緯（関連する審判請求、訴訟があればその事件番号等）、本件特許発明、イ号の技術的構成、それらの対比、イ号が本件の技術的範囲に属する（属しない）とする説明等を具体的に記述する。

(7)証拠方法の欄

「証拠方法」の欄には、証拠の表示、立証の趣旨、証拠の説明などを記載する。また、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出する。

証拠として提出する文書が外国語で記載されている場合は、関連部分の訳文を添付する必要がある。

なお、必要な証拠は、請求時に全て提出することが望ましい。

また、文書の写し等が電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）をもって提出することができる（特施規§50⑥、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。この場合、提出する光ディスクは１枚でよい。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

４．判定を請求できる時期

判定は、原則として、権利の設定登録後であれば請求することができる。

判定は、権利の消滅後も請求することができる。ただし、権利の消滅後 20 年

を経過し、その時点でこの特許権に係る損害賠償請求権や告訴権などがすべて時効により消滅したとき又は審判事件が係属していないときには、この限りでない（特登施規§5）。

５．登録原簿への記載など

判定請求があったときは、登録原簿の欄外にその旨が記載される。

（改訂 R5.12）

（訂正 R7.3）

58—02　P U D T

判定機関・審理方式

１．判定機関

(1) 判定機関

判定は、特§71②（実§26→特§71②、意§25②、商§28②、商§68③→商§28②）の規定により指定された審判官の合議体が行う。

この合議体の合議は、過半数により決する（特§71③→特§136②、実§26→特§71③→特§136②、意§25③→特§71③→特§136②、商§28③→特§71③→特§136②、商§68③→商§28③→特§71③→特§136②）。

(2) 審判長・審判官の指定等

特許庁長官は、判定が請求されたときは、３名の審判官を指定する。うち１名は、審判長として指定される。審判長は、判定請求事件に関する事務を総理する。

審判官の指定にあたっては、特§139 及び特§141 の規定による審判官の除斥、忌避の制約がある（特§71③）（→59—01）。

２．審理方式

(1) 書面審理

判定の審理は、原則として、書面審理による（特§71③→特§145②、実§26→特§71③→特§145②、意§25③→特§71③→特§145②、商§28③→特§71③→特§145②、商§68③→商§28③→特§71③→特§145②）。

これは、判定の対象（イ号）を特定するためには書面（図面等）によらなければならないこと、判定事件は当事者対立構造になるとは限らないこと、及び手続の簡易・迅速性が要求されることなどによる。

(2) 口頭審理（→33—00）

判定の審理は、書面審理が原則であるが、審判長は、当事者の申立てにより、

又は職権で、口頭審理（→33—00）によるものとすることができる（特§71③→特§145②、実§26→特§71③→特§145②、意§25③→特§71③→特§145②、商§28③→特§71③→特§145②、商§68③→商§28③→特§71③→特§145②）。判定の審理を口頭審理によるものとするときは、口頭審理通知を当事者に送付する。

これは、判定の審理においても、事実の真相を把握するためには口頭審理によることがより適切なときがあると考えられることによる。

(3) 職権審理

ア 判定においては、職権主義（→36—01）が採られている（特§71③→特§152、§153）。これは、判定は高度に専門的・技術的な行政官庁である特許庁が行う鑑定であるところ、その結果が公表され、広く第三者にその内容が知らしめられるからである。

したがって、審理に必要な範囲・内容につき、当事者が申し立てない理由についての審理（特§71③→特§153①）、あるいは書面審理から口頭審理への審理の方式の切替えが職権でできる（特§71③→特§145②）。

イ しかし、請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することができない（特§71③→特§153③）。

これは、請求の趣旨は請求人によって画定されるものであること、申し立てない請求の趣旨についての審理を許すことは請求人の意思に反して請求の趣旨を変更することになることなどによる。

(4) 併合審理

合議体は、複数の判定事件を勘案して、これらの審理を併合した方が、事案を迅速・的確に審理できると判断したときは、判定制度の趣旨に反しない限り、かつ当事者の特段の意思表示がない限り、併合して判定の手続を進めることができる（特§71③→特§154）。

(5) 着手順序と迅速な審理

ア 着手は、請求日順に行うのが原則である。

しかし、判定事件が、無効審判事件・訂正審判事件、侵害事件などと関連している場合には、相互に関連する複数の事件を総合的に勘案して、請求日順によらずに着手を行うときがある。例えば、判定事件の審理については、

特許法における中断又は中止の適用はない（→58—03 の１．(5)）が、必要があると認めるときは、侵害事件の訴訟手続が完結するまで当該侵害事件に関連する判定事件の審理の進行を止めて、他の判定事件を先に審理してもよい。

イ ただし、判定請求自体、当該特許発明の技術的範囲等について現存する争い又はその予防、あるいは事業の実施などがからみ早期に解決を要することが多いので、できる限り迅速に審理することが望ましい。

（改訂 R5.12）

58—03　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

判定の審理

１．判定請求の審理

本節では、特許権に係る判定を中心に説明する。

(1) 判定請求書

ア　一般的事項

請求書の必要的記載事項（→58—01 の３．(1)）。

方式不備の請求書などの取扱い（→21—00）。

イ　当事者について

（ア）特許権が共有に係るものであるのに請求書の被請求人の表示にその一部を欠いているとき等（特§71③→§132②）

判定は、法的拘束力を有しないものであるから、必ずしも特許権者全員を被請求人とする必要はない。したがって、被請求人欄に共有特許権者の一部が表示されていない場合でも、その補正を命じずに手続を進める。

しかし、特許権者の中に切実な利害関係を有する者が存在する場合もあるから、共有者の一部を被請求人とする請求については、審判官は、必要と認めるときには、他の共有者に副本を送付し、職権でその意見を求めるものとする。

専用実施権者が存在する特許権について、特許権者を被請求人として判定が請求された場合も、審判官は、必要と認めるときには、専用実施権者に副本を送付し、職権でその意見を求めるものとする。

（イ）特§71③は特§132③を準用していないので、判定を求める特許発明が共有に係るものであるときに、特許権者全員を共同請求人とする必要はない。

（ウ）判定請求事件の係属中に当該権利について承継があったときは、権利の承継人に対し、手続を続行することができる。

（エ）当事者が死亡したとき

手続の中断及び中止の規定（特§22～§24、民訴§124以下）は、判定の手続には適用がないものと解して扱う。

a　死亡した当事者が権利者であるとき

権利の承継人に対して手続を続行することができる。

b　死亡した当事者が権利者でないとき

(a)被請求人のとき

被請求人のない判定請求を認めざるを得ないこともあるから、そのまま被請求人のない判定として審理する。

(b)請求人のとき

法律上、判定請求権というものは存在せず、これを承継することも考えられない。したがって、承継の申出がないときは、請求人の死亡とともに請求がなくなったとして事件は終了する。ただし、権利侵害など現実に係争がある場合にイ号の技術内容を実施する事業を承継した者が改めて判定を請求するわずらわしさを避けるため、その者から手続を承継する旨の申出があったときに限りその者に対して続行する。被請求人がいるときは、被請求人に対して、その旨を通知する。

なお、法人の解散のときも、上記に準じて扱う。

（オ）被請求人の表示がない「属する」を求める判定（積極的判定）に対しては、被請求人が表示されていない理由が明らかでないときは、審尋を行い、被請求人となるべき者があるときは、それを表示させる。また、被請求人となるべき者を秘している疑いが強いときは、補正を命じ、請求書に被請求人を表示させる。

判定請求において、被請求人とすべき者が存在するにもかかわらず、その者を秘し、又はイ号の実施者でない架空の相手方を表示して判定を受け、その判断を濫用したときは、業界に無用な摩擦を生じさせるなどの弊害が予想される。また、このような相手方の答弁を経ない請求人の一方的主張に基づいてされた判定は、公平適正な手続でされたものではなく、極力避けるべきであるからである。

（カ）第三者が特許発明の技術的範囲等に「属しない」を求める判定（消極的判定）の請求において、被請求人を表示していないときには、登録原簿に

登録された権利者（特許権者・専用実施権者）を被請求人として表示すべき旨及びそれに応じないときには権利者を被請求人として取扱う旨を通知する。

この場合、請求人が権利者を被請求人として表示してこないときは、登録原簿に登録された権利者を被請求人として審理（注）を進める。

（注）登録原簿上の権利者に、判定請求書副本を送る。判定書には権利者名を記載する。

（キ）制度の趣旨に応じた判定を請求する利益

制度の趣旨に応じた判定を請求する利益がない判定請求は却下する（特§71③→§135）。

ウ　請求の趣旨及び理由

（ア）請求の趣旨・理由を変更する補正は、判定請求書の要旨を変更するものであるから認められない（特§71③→§131の2①柱書本文）。例えば、対象であるイ号を同一でないものに変更することは、判定の対象を変更するものであるから、請求の趣旨を変更するものである（→30—01）。

(イ)請求の趣旨・理由が整合しないときは、請求の趣旨に合わせて理由を補正させる。

(ウ)イ号が実質的に複数あると認められる場合（請求の趣旨等に複数記載されているときを含む）、請求人に審尋等を行い、回答書等を提出させて、一つのイ号に特定させる（回答書の他、電子メール、電話等による回答でも可、その場合応対記録を作成する）。その際、他のイ号については別途の判定請求を促す。

(2) 副本の送達と答弁書の提出

ア　審判長は、判定請求があったときは、判定請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない（特§71③→§134①、実§26、意§25③、商§28③、§68③）。答弁書等提出の指定期間は、国内居住者30日、在外者60日とする（→25—01のⅡ）。

答弁書は、様式第63により作成される（特施規§40、§47①、実施規§23⑨、意施規§19⑤、商施規§22④）。

審判長は、答弁書を受理（注）したときは、その副本を判定請求人に送達しなければならない（特§71③→§134③、実§26、意§25③、商§28③、§68③）。

（注）適式にされない答弁書は、手続却下処分とすることがある。

イ　被請求人がイ号の内容を実施していない旨、かつ、将来も実施する意思がないことを答弁書で明らかにしているときには、答弁書を請求人に送付し、請求人の弁駁を待って判断する。

(3) 請求の認諾・取下げ・放棄

ア 請求の認諾

被請求人が請求を認諾することは認められない。

判定は、特許発明の技術的範囲を、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて、事実問題として定めるものであって、請求に対する判定の結論を当事者の主張のみでなく職権によって確定するものであり、請求の認諾になじむ性質のものではないからである。

イ 請求の取下げ

請求の取下げがあったときは、特許庁長官は、被請求人にその旨を通知しなければならない（特施規§40→特施規§50の5、実施規§23⑨、意施規§19⑤、商施規§22④）。

ウ 請求の放棄

請求の放棄があったときは、請求の取下げに準じて扱うこととし、特許庁長官は、被請求人にその旨を通知する。

(4) 審理

ここでは、特許権に係る判定を例にして説明する。

ア 特許発明の認定

特許発明の認定は、特段の事情の無い限り、特許請求の範囲の文言どおり行う。

特許請求の範囲に記載された構成中に、イ号と異なる部分が存するときには、原則として特許発明の技術的範囲に属するということはできない。（例外として、ウ　均等成立の要件を参照。）

イ イ号の認定

イ号を文章で表した技術的特徴は、イ号が特許発明の技術的範囲に属するか否かの判断の前提となるから、特許請求の範囲の記載と対比が可能なように認定する。

当事者が自己に都合の良いようにイ号の構成を主張するなど、当事者が主張するイ号の構成が不適切なものであるときは、合議体が、職権によりイ号を認定することができる。

イ号自体が不明瞭でかつ、図面・説明資料等からもイ号が認定できないときは、審尋を行う。審尋を行ってもイ号が明確に認定できず、審理ができないときには、決定をもって却下する（特§71③→特§135）。

ウ 均等成立の要件

特許請求の範囲に記載された構成中に、対象製品（イ号）と異なる部分（本節58―03において「相違部分」という。）が存するときであっても、以下の①～⑤の全ての要件を満たせば、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解する。

①相違部分が特許発明の本質的な部分でない。

②相違部分を置換しても特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏する。

③対象製品等の製造等の時点において、相違部分を置換することを、当事者が容易に想到できる。

④対象製品等が、出願時における公知技術と同一又は当業者が出願時に容易に推考することができたものではない。

⑤対象製品等が特許発明の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情がない。

（参考）最三小判平10.2.24（平6（オ）1083号）均等論を認容したボールスプライン事件

均等の法理の適用の成否については、原則として、当事者から均等の法理の適用の主張があったときのみ判断する。均等との文言を使用していなくても実質的に均等を主張していると推認できるときは、明らかに均等の要件を判断するまでもないときを除き、均等の要件を判断する。

エ 特許発明が無効であるとの主張がされたとき

「本件特許発明は無効であるから、イ号は本件特許発明の技術的範囲に属しない」という趣旨の判定が請求されたにとどまる場合は、無効審判の請求を促すとともに、本件判定請求は取り下げるよう要請する。これに応じないときは

本件特許発明の無効等については考慮せず審理を進める。

オ 間接侵害の主張がされたとき等

特許権に係る判定では、審理の対象は特許発明の技術的範囲である（特§71①）。したがって、特§101の規定に基づいて間接侵害の主張がされたとしても、当該主張は考慮しない。特§69の規定に基づいて特許権の効力が及ばないとの主張がされた場合や、特§79の規定に基づいて先使用による通常実施権の主張がされた場合も、それらの主張は考慮しない。

(5) 結審通知・中断・中止（特§156①、§22～§24）

判定には適用がない。

(6) 一事不再理（特§167）と判定請求の反復

判定には一事不再理の適用がないが、同一の判定請求が繰り返されるときには同じ結論となる可能性が高い。

(7) 証拠調べ（→35—00）

判定の手続においては、証拠調べを行うことができる（特§71③→§150①、実§26、意§25③、商§28③、§68③）。

(8) 費用の負担

納付並びに必要な給付については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）中これらに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による（特§71③→§169⑥）。

(9) 除斥・忌避と回避（→59—01）

(10) 提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

審判官は、判定書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、当事者が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（特施規§40→特施規§50の11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/kami_form/index.html）を参照。）

２．　判定書

(1) 判定書には、審判官が記名押印しなければならない（特施規§40→§50の10、実施規§23⑨、意施規§19⑤、商施規§22④）（押印代替措置→00—02の２．）。

(2) 結論の記載要領（→45—04の７．）

ア 以下に判定の結論の文例を示す。

（例１）

イ号図面及びその説明書に示す「……」は、本件発明の技術的範囲に（本件考案の技術的範囲に）属する（属しない）。

（例２）

イ号図面及びその説明書に示す「……」の意匠は、登録第○○号意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）。

（例３）

商品○○○に使用するイ号標章は、登録第○○号商標の商標権の効力の範囲に属する（属しない）。

イ 却下の場合

本件判定の請求を却下する。

３．　判定の終了

(1) 判定は、判定の謄本の当事者に対する送達（特§71③→§157③）、判定請求の取下げ、判定請求の却下の決定（特§71③→特§135）の謄本の当事者に対する送達（特§71③→§157③）、又は判定請求書の却下の決定（特§71③→特§133③）に対する不服の申立ての期間の経過により、終了する。請求の放棄は、請求の取下げに準じて取り扱う（→１．(3)ウ）。

(2) 判定の審理が終わっても結審通知を行わない（→１．(5)）。

(3) 判定の終了に伴う手続

ア 判定の審理が終わったときは、特許庁長官は、判定の謄本を当事者に送達しなければならない（特§71③→§157③）。

イ 判定請求を、決定をもって却下したとき（特§71③→特§135）は、アと同

様にする。

ウ 判定請求書を、決定をもって却下したとき（特§71③→特§133③）は、特許庁長官は、決定の謄本を当事者に送達しなければならない（特§189、特施規§16②）。

(4) 判定などに対する不服の申立て

ア 判定は行政処分ではなく、行政不服審査法による不服の申立て及び行政事件訴訟法による地方裁判所への訴えの提起をすることはできない（→58—00の２．）。

イ 判定請求が、決定をもって却下されたとき（特§71③→特§135）は、行政不服審査法による不服の申立て及び行政事件訴訟法による地方裁判所への訴えの提起をすることができない（特§71④）。

ウ 判定請求書が、決定をもって却下されたとき（特§71③→特§133③）は、行政不服審査法による不服の申立て及び行政事件訴訟法による地方裁判所への訴えの提起をすることができる。

（改訂 R5.12）

58—04　P

標準必須性に係る判断のための判定

１．　標準必須性に係る判断のための判定の概要

標準必須性に係る判断のための判定とは、ある特許発明がある標準に必須の発明であるかどうかを判断するために、当該特許発明の技術的範囲に関して、通常の判定におけるイ号（→58—01 の３.(5)）に代えて標準規格文書から特定された仮想対象製品等（仮想イ号）について判定を求めるものである。

標準必須性に係る判断のための判定においても、通常の判定と同様に、制度の趣旨に応じた利益は必要であるから、標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益がない請求は、決定により却下される（特§71③→§135）。

標準必須性に係る判断のための判定では、判定書の結論部で、仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属するか否かが示される。そして、例えば、請求の趣旨どおり、仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属するとの結論が得られた場合は、判定書の理由中で、本件特許発明が当該標準規格にとって必須のものと考えられる旨の標準必須性に係る判断を含む付言がされる。

（手続の詳細については、特許庁ウェブサイトで公開している「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/01.pdf）を参照）

（改訂 R5.12）

58—10　Ｐ Ｕ Ｄ Ｔ

裁判所からの鑑定の嘱託

１．　制度の概要

裁判所から特許庁に特許発明の技術的範囲等について鑑定の嘱託があったときは、特許庁長官は、３名の審判官を指定してその鑑定をさせなければならない（特§71の2、実§26、意§25の2、商§28の2）。

２．　鑑定内容

鑑定を行う内容は、基本的には、特§71の2、実§26、意§25の2、商§28の2に規定された以下の(1)～(3)についてである。

(1) 特許発明・登録実用新案の技術的範囲についての鑑定（特§71の2（実§26））

(2) 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての鑑定（意§25の2）

(3) 商標権の効力についての鑑定（商§28の2）

いずれの場合も、３名の審判官により合議を行い、審判長が事務を総理する。

３．　鑑定料及び鑑定の説明のための旅費について

(1) 基本的考え方

鑑定は、裁判の立証過程において必要があるとき、民事訴訟法の規定に基づいて行われていることであり、その鑑定に必要な費用は、当事者が支払うこととされている。

参考：民事訴訟費用等に関する法律

納付義務（民訴費法§11）、証人の旅費の請求等（民訴費法§18）、説明者の旅費の請求等（民訴費法§19）、調査の嘱託をした場合の報酬の支給等（民訴費法§20）

したがって、特許庁が行う鑑定に関しても、鑑定料及び鑑定に対する説明の際の旅費は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従って支払いを受けるもの

とする。

なお、裁判官が職権で鑑定を嘱託するときには、裁判所が定める者（当事者）が費用を支払うことになっている。

(2) 具体的運用

ア 鑑定料については、判定の料金（40,000 円／1 件）と同様とする（※）。

（※） 料金の計算にあたっては、特許権１件に対するイ号１件の鑑定を鑑定事項１件とし、鑑定事項１件の料金を 40,000 円とする。したがって、例えば、２つの特許権に対して、イ号、ロ号、ハ号の 3 つの全ての組合せについて鑑定を求める場合は、鑑定事項は 6 (2×3) 件となるので、料金は以下の計算となる。

40,000 円×6＝240,000 円

イ 鑑定の説明を求められたときの旅費は、「民事訴訟費用等に関する法律」に従って裁判所から支払われる費用を使用することとする。したがって、特許庁からの旅費の支給は受けない。

４． 鑑定嘱託書の管理について

鑑定嘱託書は、審理番号を付して管理する。

（鑑定○○○○－９９○○○○号）

西暦　　年ごとの通番

鑑定に係る業務フロー概略

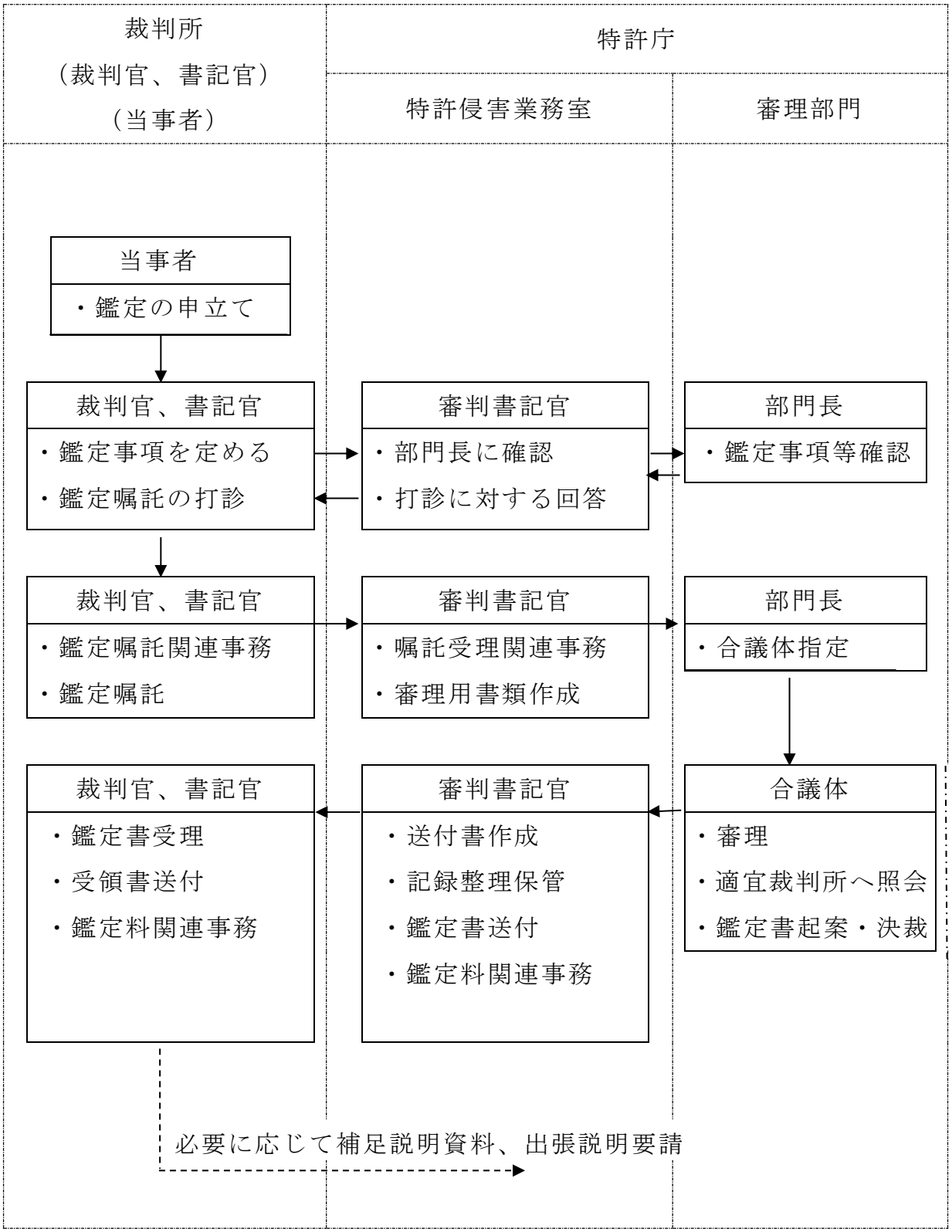

鑑定料に係るフロー図

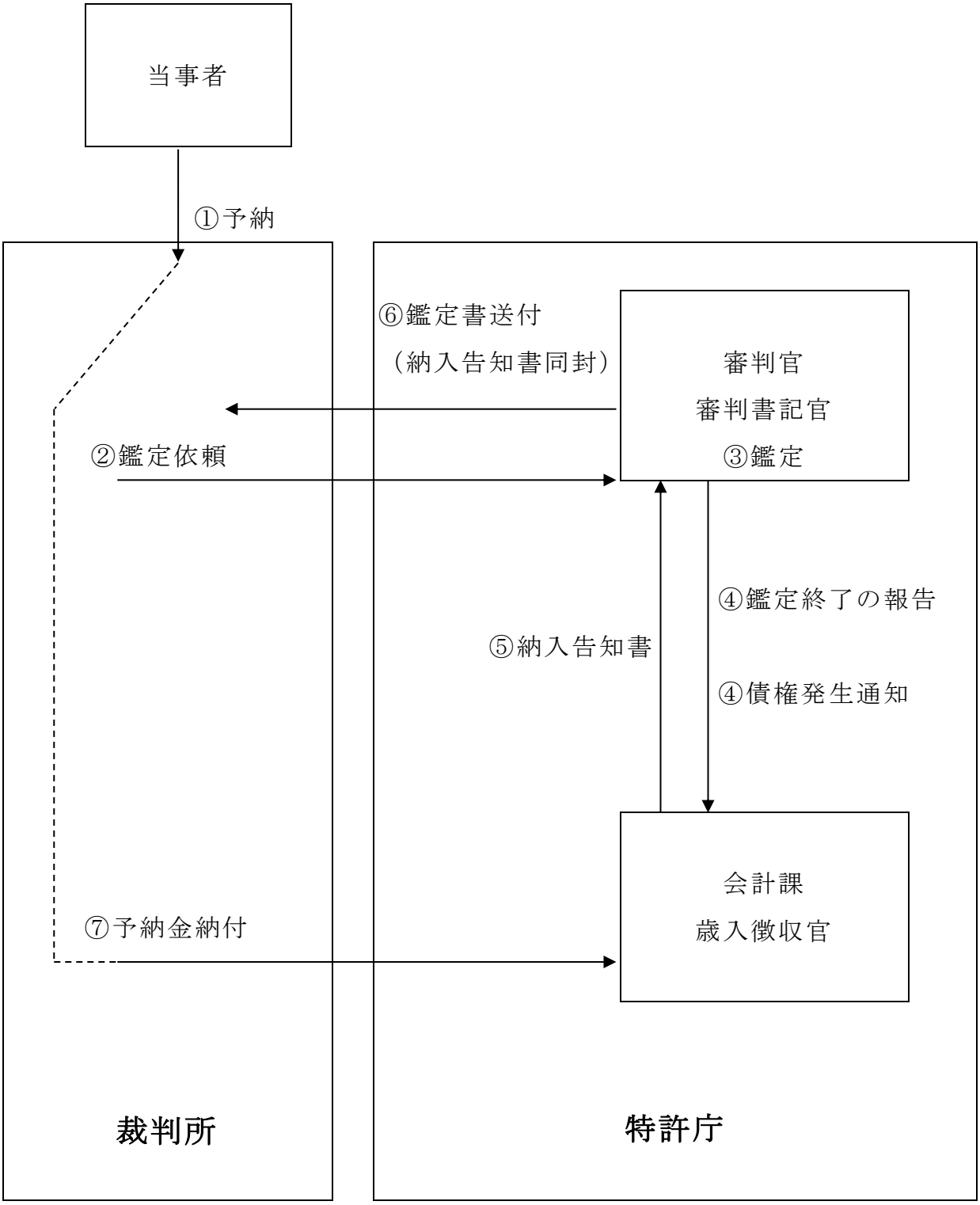

（注）①～⑦は、手続の流れの順番であり、同じ番号は、同時に行うものである。

（改訂 R5.12）

58—12　P U D

税関長からの意見照会

１．意見照会制度の概要

特許権、実用新案権又は意匠権について、税関の認定手続（注）が開始された場合、権利者または輸出者若しくは輸入者は、一定期間内であれば、税関長に対し、特許発明・実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠に属するか否かに関して、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる（関税法§69の7①、§69の17①）。

また、税関長は、権利者又は輸出者若しくは輸入者の求めがなくても、必要と認めるときは技術的範囲等に関して、特許庁長官に意見を求めることができる（関税法§69の7⑨、§69の17⑨）。

税関長は、特許庁長官の意見の内容を申立人及び輸出・輸入者に通知するとともに、当該意見及びその他の資料を参酌して貨物が侵害物品であるか否かを認定する。

（注）「認定手続」とは、知的財産権侵害物品に該当すると思料される貨物（「侵害疑義物品」）について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続きをいう（関税法§69の3①、§69の12①）。

２．意見照会請求の要件

(1) 対象	特許権、実用新案権又は意匠権に係る認定手続中の貨物
(2) 請求者	特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者又は輸出者若しくは輸入者
(3) 請求可能期間	認定手続開始通知を受けた日から起算して 10 日（行政機関の休日を含まない）を経過する日（10 日経過日）まで、期限が延長された場合には 20 日（行政機関の休日を含まない）を経過する日（20 日経過日）まで

(4) 意見照会内容　認定手続中の貨物の権利に係る技術的範囲等

(5) 必要な資料　　権利侵害を組成したもの又はしていないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料

３．手続の概要

(1) 税関長からの照会

税関長は、以下の書面等を添えて、特許発明若しくは登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について特許庁長官に意見を求める。

ア 特許庁長官意見照会書

税関長が特定した、意見照会に係る貨物の具体的態様

イ 特許庁長官意見照会請求書及び添付資料

意見照会請求のために申立人が提出する書面及び添付資料

ウ その他参考になるべき資料

(2) 特許庁長官の回答

特許庁長官は、意見照会の日から起算して 30 日以内に書面により意見を述べる（関税法§69 の 7④、§69 の 17④）。なお、特許庁長官は、特許発明若しくは登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に関する意見照会事務を審判課に行わせる。

審判課は、部門長の選任に基づいて、３名の審判官を指定する。

（改訂 R1.6）

58—14　P U D T

求意見・意見陳述

１．　求意見制度及び意見陳述制度の概要

無効審判、延長登録無効審判、不使用取消審判、不正使用取消審判（以下本節58—14 において無効審判等という。）の審決取消訴訟において、裁判所は、特許庁長官に対し、当該事件に関する特許法等の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる（求意見制度）（特§180 の 2①、③）。

また、無効審判等の審決取消訴訟において、特許庁長官は、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関する特許法等の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる（意見陳述制度）（特§180 の 2②、③）。

２．　求意見制度及び意見陳述制度が設けられた趣旨

無効審判等の審決取消訴訟においては、特許庁は、当事者としてその審理に関与することはできない。しかしながら、無効審判等において、特許庁の法令解釈や運用基準が争点となり、裁判所が、特許庁の法令解釈や運用基準とは異なる法令解釈等に基づいて審決を取り消す判決をしたときには、その法令解釈や運用基準に大きな影響を与える可能性がある。そのため、無効審判等の審決取消訴訟においては、専門官庁である特許庁の考え方が裁判所の訴訟審理に反映され、それを踏まえた判断がなされることが望ましい。

そこで、無効審判等の審決取消訴訟において、裁判所が特許庁に意見を求める求意見制度、及び、特許庁からの申立てにより裁判所が許可を与えて特許庁が裁判所に意見を述べる意見陳述制度が設けられている。

（改訂 R5.12）

59—01　P U D T

除斥及び忌避の原因など

1．審判官及び審判書記官については、各審判事件につき特許庁長官がこれを指定し（特§137①、§144の2①、実§41、意§52、商§56①、§68④）、更に審判官及び審判書記官に審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充する（特§137②、§144の2③、実§41、意§52、商§56①、§68④）が、審判の公正を確保するため審判官が具体的事件と特殊な関係があるときは、その事件について職務執行ができないようにすることが必要とされる。これが除斥、忌避（特§139～§144の2、実§41、意§52、商§56①、§68④）の制度である。

2．除斥は、一定の原因に基づき法律上当然に職務の執行から除外されることであり、忌避は、公正を妨げるべき事情があり、当事者などからその職務執行の排除の申立てがあったときに職務の執行から除外されることである。

3．除斥の原因、申立ての方式、時期

(1) 除斥原因は、以下のとおりである（特§139一～八、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

ア 審判官若しくは審判書記官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人（この節59—01において「審判請求関係人」という）であるとき、又はあったとき（一号）

イ 審判官又は審判書記官が審判請求関係人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき（二号）

ウ 審判官又は審判書記官が審判請求関係人の後見人、後見監督人、保佐人、補佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき（三号）

エ 審判官又は審判書記官が事件について証人又は鑑定人となったとき（四号）

オ 審判官又は審判書記官が審判請求関係人の代理人であるとき、又はあったとき（五号）

カ 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき（六号）（→12—04）

キ 審判官が第 67 条第 2 項の延長登録の出願に係る事件についてその特許権に係る特許出願の審査においてその査定に審査官として関与したとき（七号）

ク 審判官又は審判書記官が事件について直接利害関係を有するとき（八号）

ケ ここで直接の利害関係とは、法律上の利害関係をいい、経済上の利害関係を含まない。なお法律上の利害関係には、以下の例が挙げられる。

（ア）審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の先取特権者である

（イ）審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の質権者である

（ウ）審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の実施権者である

（エ）審判官又は審判書記官が、事件の争いの対象となっている権利の物上保証人である

(2) 除斥の申立て（特§140、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）

除斥の原因があるにもかかわらず、審判官又は審判書記官が事件に関与するときは、当事者などは、除斥の申立てをすることができる。

ア 申立人

除斥の申立てをすることができる者は当事者、参加人である（特§140、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。なお、特許（商標登録）異議申立人も申立てをすることができる。

また、他の審判官なども、除斥原因のあることについて所属長に意見を述べることができる。

イ 申立ての方式（特§142、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④、特施規§48の2、様式64、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）

申立てが書面によると、口頭（→6.）によるとを問わず、審判事件、除斥しようとする審判官又は審判書記官の氏名及び除斥原因（特§139 の該当号

を示す。）を明らかにすることが必要である。

ただし、口頭による申立てが認められるのは口頭審理のときのみである。

ウ 申立ての時期

除斥の申立ては審決に至るまでできる。

（注）1 審決の確定までの間では、訴えの原因とすることができる。

2 審決の確定後は再審の事由とすることができる（特§171②、民訴§338①②、§339、実§42②、意§53②、商§57②、§68⑤）。

4． 忌避の原因、申立ての方式、時期

(1) 忌避原因（特§141、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）

忌避原因は、審判官又は審判書記官につき、審判の公正を妨げるべき事情のあるときと規定されているが、これは、当事者がその審判官の審理又は審判書記官の事務の不公正を懸念するだけの客観的合理的理由を意味し、除斥の原因とまではいえないが、以下のようなときが問題となるであろう。

ア 審判官又は審判書記官が、事件の当事者と親友である

イ 審判官又は審判書記官が、事件の当事者と仇敵関係にある

ウ 審判官又は審判書記官が、事件について、経済的な特別の利害関係をもっている

エ 審判官又は審判書記官が、事件について、私的な鑑定書を提出したことがある

オ 審判官又は審判書記官が、当事者と内縁、婚約関係にある

(2) 忌避の申立て（特§142、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④、特施規§48の2、様式64、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）

ア 申立人

忌避の申立てをすることができる者は当事者、参加人である（特§141①）。

イ 申立ての方式（特§142）

申立てが書面によると口頭（→6．）によるとを問わず、審判事件、忌避しようとする審判官又は審判書記官の氏名及び忌避原因を明らかにすることが必要である。ただし、口頭による申立てが認められるのは口頭審理のときのみである。

ウ 申立ての時期

事件について書面又は口頭をもって陳述をした後は申し立てられない。ただし、忌避の原因のあることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、陳述をした後でも申し立てることができる（特§141②、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

この陳述とは、口頭審理において、当事者又は参加人が一定の申立てをしたときは、まだ理由について陳述をしなくとも陳述があったものということができる。

5． 実質上の回避

当事者などから除斥又は忌避の申立てがされることを事前に防止し、かつ、審判の公正を期する趣旨から、それらの原因に該当するおそれがあるときには、特許庁長官は、これらの者を指定しないこととする。（→12—04）。

また、このおそれがあるときには、審判官又は審判書記官は、自らその旨を所属長に申し出る。

6． 口頭審理の際に申し立てられた除斥、忌避に関する審判事件の立件手続については、33—04の3．（6）を参照すること。

7． 審判官の除斥、忌避事件を審理すべき審判は、その申立てに係る審判官以外の審判官、又は、その申立てに係る審判書記官以外の審判書記官が指定される（特§143①、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

8． 除斥の申立権、忌避の申立権の濫用とその対策

審判手続を遅延させる目的のみをもってされていることの明白な除斥（忌避）の申立てについては、申立ての対象となっている審判官も加わって、それは申立権の濫用であるとして却下の決定をすることができる。

この決定は、かりそめにも公正の保障を失うことがないように特別に慎重にされなければならない。

（改訂 H27.10）

59—02　P U D T

除斥の申立ての効果及び
除斥審判の手続と決定の効果

１．除斥の申立ての効果

除斥の申立てがあったときは、除斥審判の決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない(特§144)（→26—01の１３．）。

この急速を要する行為としては、次のような例が考えられる。

(1) 証人に、早急に尋問しないと、外国に出発するとか、死亡するというとき

(2) 早急に検証をしなければ目的物が変化、消滅するというとき

２．除斥審判の手続

(1) 当事者などから、書面をもって、あるいは口頭審理中に口頭（→33—04の３．(6)）をもって、除斥の申立てがあったときは、審判書記官は除斥審判のための開始の手続を行う。

(2) 除斥の申立てがあれば、関係審判事件の手続は中止され、除斥の申立てに対する判断機関として特許庁長官の指定による審判官（→59—01の７．）から成る新たな合議体が構成される。この場合、除斥の申立てを受けた審判官は、この合議体に加わることはできないが、意見を述べることはできる(特§143①)。

また、除斥の申立てに係る審判書記官は、除斥についての審判に関与することはできない。特許庁長官の指定による新たな審判書記官が除斥についての審判に関与する。

なお、申立権の濫用であると認めるときの除斥の申立てを受けた審判官については、59—01の８．参照。

(3) 口頭審理中（又は証拠調べ中）に除斥の申立てがあったときの措置

ア 口頭審理中（又は証拠調べ中）に口頭による除斥の申立てがあったとき（書

面による申立てがあったときは、除斥の申立ての名宛人が特許庁長官であることから、口頭審理を担当中の審判官を通じて特許庁長官に申し立てられたものと解して）、審判長は、口頭審理調書に除斥の申立てがあった旨を記載すべきことを審判書記官に命じ、かつ、その申立てについて決定があるまで審判手続を中止する旨宣言する。

なお、口頭（あるいは申立書）をもってされた除斥の申立てと同時に疎明された原因からみて、その申立てが明白な除斥の申立権の濫用であると即断できるときには、その申立てがあった後、その他の疎明の事項を申し立てないことを確認してから、直ちに合議に入り、その申立ては申立権の濫用である旨で却下する決定をすることができる（→59—01 の８．）。

イ 当該審判官が急速を要する行為（→１．）をしなければならないときは、その旨を当事者などに告げて、中止することなく審理を進める。

(4) 除斥の原因は、申立てをした日から３日以内に疎明しなければならない（特§142②）。３日以内に疎明しないときは、その追完は認められないので、決定をもって却下する（却下決定の文例→59—05 の２．）。

疎明とは、審判官に対して、申立人の主張事実を一応確からしいと推測させることをいうのであって、これに用いる証拠方法には制限がない。

(5) 除斥の申立てに対する審判は、できるだけすみやかに審理し、決定しなければならない。除斥の申立てにより、本案審判手続は中止されるからである。

(6) 除斥審判は、原則として書面審理による（特§145②）。

(7) 除斥の申立てに対する決定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならず、また、この決定に対しては、不服を申し立てることはできない（特§143②、③）（決定様式→59—05 の１．）。この決定は即時に確定する。

(8) 除斥の申立てに対し決定があったときは、審判書記官は、関係事件の記録に決定書の写しを連綴し、その旨の表示をした紙片を記録袋にはさみ、関係事件の審判長に回付する。

(9) 除斥の申立てに対する審判事件の審判官又は審判書記官に対し更に除斥の申立てがされたときも、手続上、同様に扱う。

３．　除斥審判の決定の効果

除斥原因がある審判官は、法律上当然に当該審判事件については一切の職務執行ができない（例外→特§144ただし書）。その審判官、当事者などが、除斥原因を知っているか否かにかかわらず、この効果が生じる。

審判の結果、除斥原因のあることが明らかとなった審判官が関与した審理は、手続上無効となるべきものであるから、審決前であればやり直さなければならない。また、審決がされ、その審決に対し訴えが提起された後であるときは、その審決は裁判所において取り消されることとなる。更に、審決が確定したときは、再審の事由となる（特§171②→民訴§338①二）。

ただし、除斥の申立てがあり、これに対し除斥審判の決定があったときは、これを理由に不服の申立てをすることはできない（特§143③）、また、再審の理由とすることもできない。

（改訂 R5.12）

59—03　P U D T

忌避の申立ての効果及び
忌避審判の手続と決定の効果

１．忌避の申立ての効果

忌避の申立てがあったときは、忌避審判の決定があるまで手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない（特§144）。この急速を要する行為とは、除斥のときと同様である（→59—02 の１．、26—01 の１２．）。

２．忌避審判の手続

(1) 当事者などから書面をもってあるいは口頭審理中に口頭（→33—04 の３．(6)）をもって忌避の申立てがあったときは、審判書記官は忌避審判の開始の手続を行う。

(2) 忌避の申立てがあれば、関係審判事件の手続は中止され、忌避の申立てに対する判断機関として、特許庁長官の指定による審判官（→59—01 の７．）から成る新たな合議体が構成される。この場合、忌避の申立てを受けた審判官は、この合議体に加わることはできないが、意見を述べることはできる（特§143①）。

また、忌避の申立てに係る審判書記官は、忌避についての審判に関与することはできない。特許庁長官の指定による新たな審判書記官が忌避についての審判に関与する。

なお、申立権の濫用であると認めるときの忌避の申立てを受けた審判官については、59—01 の８．参照。

(3) 口頭審理中（又は証拠調べ中）に忌避の申立てがあったときの措置

59—02 の２．(3)に準ずる。

(4) 忌避の原因は、申立てをした日から３日以内に疎明しなければならない（特

§142②）。３日以内に疎明しないときは、その追完は認められないので、決定をもって却下する。この疎明は除斥の場合と同様である（→59—02 の２．(4)）。

(5) 忌避の申立てに対する審判はできるだけ、すみやかに審理、決定されなければならないことも除斥のときと同様である（→59—02 の２．(5)）。

(6) 忌避審判は、原則として書面審理による（特§145②）。

(7) 忌避の申立てに対する決定は、文書をもって行い、かつ理由を附さなければならない。また、この決定に対しては不服を申し立てることはできない（特§143②、③）。この決定は即時に確定する。

(8) 忌避の申立てに対し決定があったときは、審判書記官は、関係事件の記録に決定書を連綴し、その旨の表示をした紙片を記録袋にはさみ、関係事件の審判長に回付する。

(9) 忌避の申立てに対する審判事件の審判官又は審判書記官に対し更に忌避の申立てがされたときも、手続上、同様に扱う。

３．忌避審判の決定の効果

忌避審判により、その申立ては理由があるとの決定があったとき、その審判官は、その決定後職務の執行から除外される。

（注）忌避の申立てについて、その申立ては理由があるとの決定があった場合であって、その原因が除斥原因（特§139 一～七）に当たるときには、その原因が発生した時以後に当該審判官又は審判書記官が関与した審判手続は無効となる。

（改訂 R5.12）

59—05　ＰＵＤＴ

除斥又は忌避の決定様式、実例など

１．除斥又は忌避（以下、単に「除斥」という。）の申立事件の決定様式は、以下のようにする。

(1) 審判番号

(2) 除斥申立人の氏名（名称）及び住所（居所）並びに代理人の氏名

(3) 事件の表示

(4) 決定の結論

(5) 決定の理由（特§143②）

(6) 決定の年月日

(7) 審判官記名押印（押印代替措置→00—02 の２．）

２．除斥を申し立てた日から、３日以内に除斥の原因について疎明のないときの却下決定の様式、文例は、次ページのとおりである。

（様式）

除斥２０ＸＸ－９６０○○○

決　　定

除斥申立人　住　所　　氏名又は名称

代　理　人　　氏名

不服２０ＸＸ－○○○○○○○審判事件に関して審判長（又は審判官、審判書記官）○○に対し、除斥の申立てがあったので次のとおり決定する。

結　　論

本件除斥の申立てを却下する。

理　　由

不服２０ＸＸ－○○○○○○○審判事件に関し、除斥申立人は、令和　年　月　日審判長（又は審判官、審判書記官）何某に対し除斥の申立てをしたが、３日以内に除斥の原因を疎明していない。特許法第 142 条第２項の規定により、除斥の原因は申立てをした日から３日以内に疎明しなければならないところ、除斥申立人はその期間内に除斥の原因を疎明していないので、本件除斥の申立ては不適法なものである。

よって、結論のとおり決定する。

令和　　年　　月　　日

審判長特許庁審判官　氏　名

特許庁審判官　氏　名

特許庁審判官　氏　名

３． 除斥・忌避審判の事例、（ ）内結論。

(1) 他の審判事件における事情は、忌避の原因となり得ないとして忌避の申立てを却下した事例、昭 40 忌避審 1 号（忌避申立て却下）

(2) 明細書の訂正審判に関与し訂正を認めた審判官とその訂正された特許に対し特許無効理由通知をした審判官が同じであるから、訂正後の特許発明が特許法第 126 条第 3 項に規定するいわゆる「独立して特許を受けることができる」要件を具備していて、したがって本件特許が特許無効理由に該当しないとの確信をもっていたはずであるところ、特許無効理由があるとしたのは、当該審判官につき、判断に不安定性があるというべきであり、この点、審判官について審判の公正を妨げるべき事情がある旨の忌避申立につき、法第 153 条の規定の趣旨などから当該事情があるということはできないとして忌避申立を却下した事例、昭 48 忌避審 1 号（忌避申立て却下）

(3) 審判長が証拠方法提出期間の指定をしなかったこと、書面審理通知を職権でしたことは、審判の公正を妨げるべき事情があるものではないとして忌避申立を却下した事例、昭 40 忌避審 3 号（忌避申立て却下）

(4) 審判官が別件ではあるが当事者が同一である（地裁の）侵害差止事件等の請求人側代理人と極めて親交が深く、かつ対象も当事者も同一で後日の請求である判定事件については本件を何らの進展を為さず放置しながら早々に結論を出したい旨明言していることを理由とする忌避申立につき、不公正の介在が懸念される客観的合理的理由を認めるに足る疎明資料は存せず格別に代理人と親交があったとすることはできず、公正を妨げるべき事情ありとする忌避事由にはなりえない、として忌避申立は成り立たないとした事例、昭 51 忌避審 2 号（忌避申立て不成立）

(5) 判定請求事件につき職務を執行する審判官の忌避申立を、判定に関する手続に関し審判官の忌避の申立てができる旨の規定が存在しないから不適法な申立てであるとして却下した事例、昭 51 忌避審 1 号（忌避の申立て却下）

(6) 補正却下の決定に加わった審判官が、審判長として、発明において目的と作用が同一である相似た内容の同一当事者の事件（無効審判）に関与すること等は審判の公正を妨げるべき事情である旨の忌避申立につき、特許法第 139 条第 6 号の規定に違背しないことを主旨として、忌避の申立ては成り立たないとし

た事例、昭 50 忌避審 2 号（忌避の申立て不成立）

(7) 審判官が、別件に関して、一方の当事者に面会を拒否しながら、他方の当事者とは面談している事実や事件を口頭審理方式とする旨の申請を無視したことは、明らかに審理の公正を欠き、予断を持って審理されたものであり、（本件に関しても）予断を持って審理していると疑うに足りる十分な理由となる旨等の忌避の申立てに対し、面会の申込みの拒否及び請求人、被請求人、参加人相互の間に種々の事情があるとの理由のみでは特に口頭審理とする必要は認められないとした点に別件に関する審理について公正を欠き、予断を持って審理したという事実を認めることができないなどとして、申立ては成り立たないとした事例、昭 53 忌避審 2 号（忌避申立て不成立）

(8) 審判とその審決に対する再審は前審関与とはならない、昭 55 除斥審 1 号

４． 参考裁判例

(1) 特許法による除斥又は忌避の申立てに対する決定については、本案の審決に対する不服申立とは別個に独立して抗告訴訟を提起することはできない（最二小判昭 36.3.24（昭 35（オ）1072 号）、民集 15 巻 3 号 587 頁）。

(2) 特許出願の審査と実用新案登録出願の審査の手続は互いに別個独立のものであるから、特許出願を実用新案登録出願に変更した場合、当初の特許出願に関与した審査官が実用新案登録出願の拒絶査定に対する抗告審判の関与から除外される理由はない（東地判昭 45.10.30（昭 44（行ウ）81 号）無体財産権関係民・行裁例集 2 巻 2 号 546 頁）。

(3) 審査課長又は審査長時代に審査官がした査定書に検閲印を押した審判官が、その事件につき職務を執行することも前審関与でない（大判昭 17.1.23（昭 16（オ）1104 号）審決号外 23 号 415 頁、吉藤「特許法概説」（9 版増補版）535 頁）。

(4) ア 民訴§23①六の「前審の裁判に関与したとき」とは、前審の裁判の評決に加わったときの意であって、たとえ前審において口頭弁論を指揮し証拠調べをした事実があっても、職務の執行から除外されない（最二小判昭 28.6.26（昭 26（オ）759 号）民集 7 巻 783 頁）。

イ 民訴§23①六の「前審の裁判に関与した」とは、裁判という国家意思の形

成に関与したこと、より具体的にいえば、その評決及び裁判書の作成に関与したことであって、裁判の準備的行為にとどまる準備手続または準備的口頭弁論を行なったことは、これに含まれないものと解すべきである（最三小判昭 39.10.13（昭 39（行ツ）28 号）民集 18 巻 8 号 1619 頁）。

ウ　審決取消訴訟の対象となっている審決の審判に在職中審判官として関与（昭和 39 年 6 月 9 日指定、同 40 年 3 月末日退官、本件審決自体には関与しなかったが、主任審判官として審理に関与）した弁理士が当該訴訟の代理人として訴を提起した行為は、相手方が弁理士法第 8 条第 2 号の違反行為として異議を述べている限り無効であるとして、訴を不適法として却下した原審を維持した事例（最一小判昭 44.2.13（昭 43（行ツ）78 号）判タ 234 号 131 頁ほか）。

(5) 民訴規§10 の規定は、単に全く根拠のない忌避申立を防止するために、申立人に対し申立ての日から 3 日以内に忌避の原因を疎明すべき旨を定めたにとどまり、忌避申立の日から 3 日を経過するまでは右申立に対する裁判をすることができないことを定めたものではない（東高決昭 53.7.25（昭 53（ラ）751 号）判時 898 号 36 頁）。

(6) 補助参加人も、自己に関する固有の事由、すなわち、自己と裁判官との間に存する裁判の公正を妨げる事情のあることを理由とするときは、主たる当事者が忌避権を喪失せず、かつその意思に反しないかぎり、忌避の申立てをなし得る（名古屋高決昭 50.11.26（昭 50（ラ）91 号）判時 815 号 62 頁）。

(7) 裁判官が訴訟代理人の女婿であることは忌避の事由に当たらない（最二小判昭 30.1.28（昭 28（オ）277 号）民集 9・83）。

(8) 忌避の原因は、裁判官と具体的事件との間に客観的に公正な裁判を期待しえないような人的、物的に特殊な関係がある場合をいうので、裁判官の不適確性、その後の態度を含めた行状、思想、法律上の見解の如き事由は、具体的事件と直接無関係な一般的事由であるから、忌避の原因を構成するとは解し得ないとして申立てを却下した事例（東高決昭 45.5.8（昭 45（ウ）283 号）判時 590 号 18 頁、最一小決昭 45.9.29（昭 45（ク）191 号）最集民 100 号 499 頁）。

(9) 急速を要する行為（民訴§26 ただし書）とは、証拠保全、仮差押（処）…等遅滞による損害を避けるため当該裁判を直ちに行い、その裁判の内容に従った

結果を緊急に実現する必要のある場合に行われるものをいい、忌避制度の趣旨に照らし、仮処分申請却下決定のように当該審級における手続を完結する一方、決定自体の効果としては何ら法律状態が新たに形成されることもないものは、これに含まれないと解するのが相当である（東高決昭 52.2.18（昭 51（ラ）676 号）判時 847 号 49 頁）。

(10) 分割前の出願と分割後の出願は別事件となるから、前者の審査官、審判官が、後者の審査、審判に関与しても違法ではなく、又前者の審判中分割を示唆した審判官が分割後の審判に関与しても忌避事由となることはない（最三小判昭 36.4.4（昭 32（オ）985 号））。

(11) 特許庁審判官の除斥申立てを却下する決定に対しては、取消しを求める訴えを提起することができない（最二小判昭 36.3.24（昭 35（オ）1072 号））。

(12) 釈明権の行使に関し、裁判所がすでに提出された証拠資料等からみて別個の法律上の主張が可能であると考え、この法律構成を当事者に示唆したとしても、それは釈明権の範囲内にあるから、これを裁判の公正を妨げる事情とはいえない（東京高決昭 46.4.3（昭 46（行タ）1 号）判タ 263 号 226 頁）。

（改訂 R5.12）

61　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判（小目次）

61—00.1　特許拒絶査定不服審判の基本フロー
61—00.2　特許審査・審判の模擬事例
61—01　拒絶査定不服審判の請求の対象
　１．審判請求の対象
　２．商標法によりされる拒絶査定
61—02　拒絶査定不服審判の当事者
　１．審判請求人
　２．参加
61—03　拒絶査定不服審判が請求できる時期
　１．審判請求ができる時期
61—04　拒絶査定不服審判の請求の手続
　１．審判請求書
　２．審判請求書の審理と方式違反の請求書の決定却下
　３．請求の審決却下
　４．審判請求書の補正
　５．放棄、取下げ
61—05　拒絶査定不服審判の請求についての審理
　１．審査でした手続の効力
　２．審判請求時の補正
　３．前置審査
　４．当審の拒絶理由通知
　５．当審における補正（審判請求時を除く）
　６．当審の補正却下の決定
　７．審決

８．審理の終結・再開

９．出願の取下げ又は放棄があったときの審判請求の取扱い

61—05.1　特許出願の拒絶査定不服審判における、前審の補正却下の決定に対する不服申立て

１．審理の対象となる明細書、特許請求の範囲及び図面

２．補正却下の決定に対する不服申立てを伴う場合における、請求人が求める審理の対象についての考え方

61—06　拒絶査定不服審判の審理の方式等

１．審理の順序

２．書面審理

３．口頭審理

４．職権審理

５．併合審理

６．審尋

７．中断・中止

８．その他

61—07　拒絶査定不服審判の審決

１．拒絶査定不服審判の審決

２．審決の記載

３．審決の確定期間

４．審決の効果

５．手数料と費用負担

61—10　拒絶査定不服審判の請求後、又はそれと同時に出願変更があった場合の取扱い

61—11　特許出願の拒絶査定不服審判において、当該特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許に係る発明と同一であるときの特許権者への通知

（改訂 H27.2）

61—00.1　P

特許拒絶査定不服審判の基本フロー

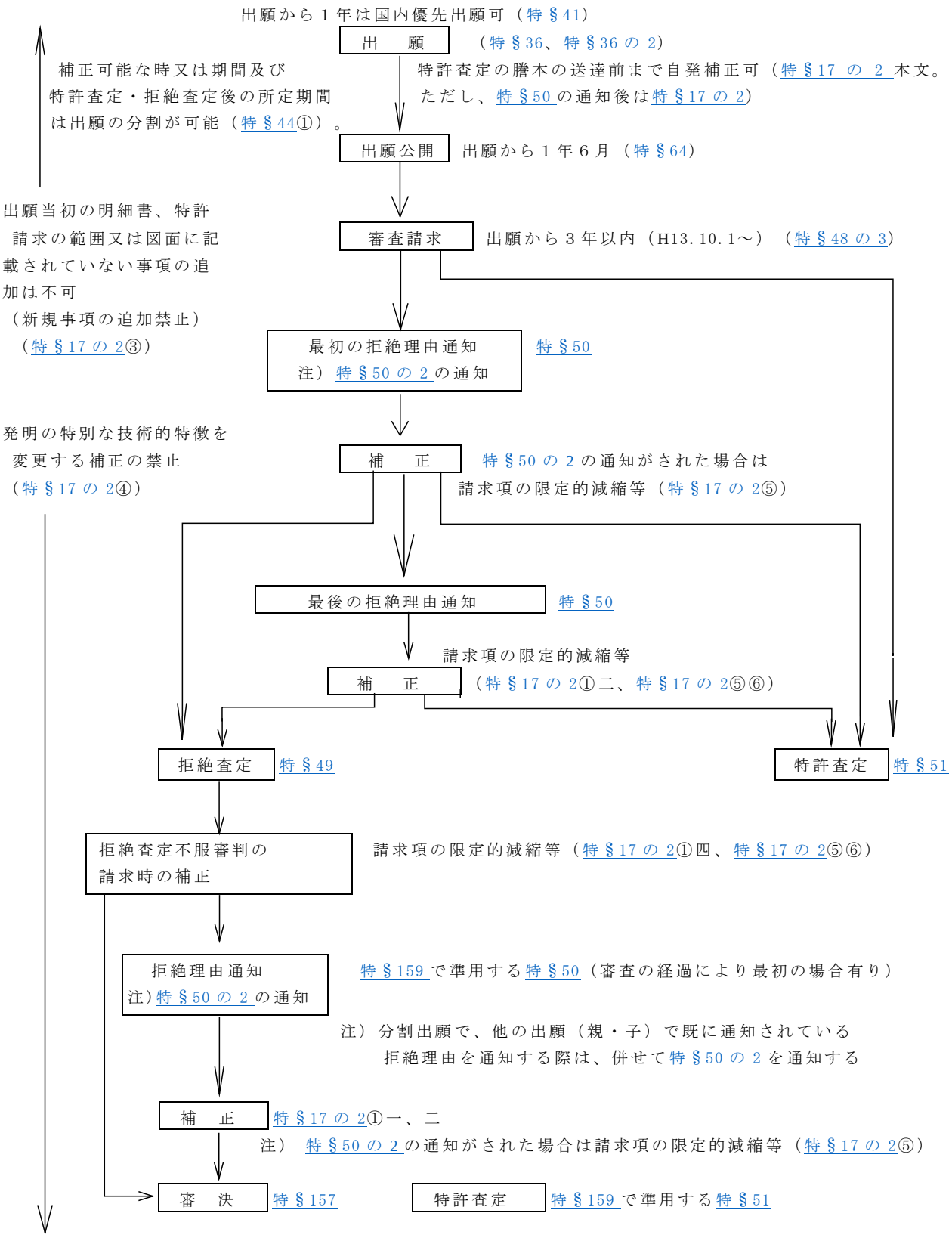

（改訂 H27.2）

61—00.2　P

特許審査・審判の模擬事例

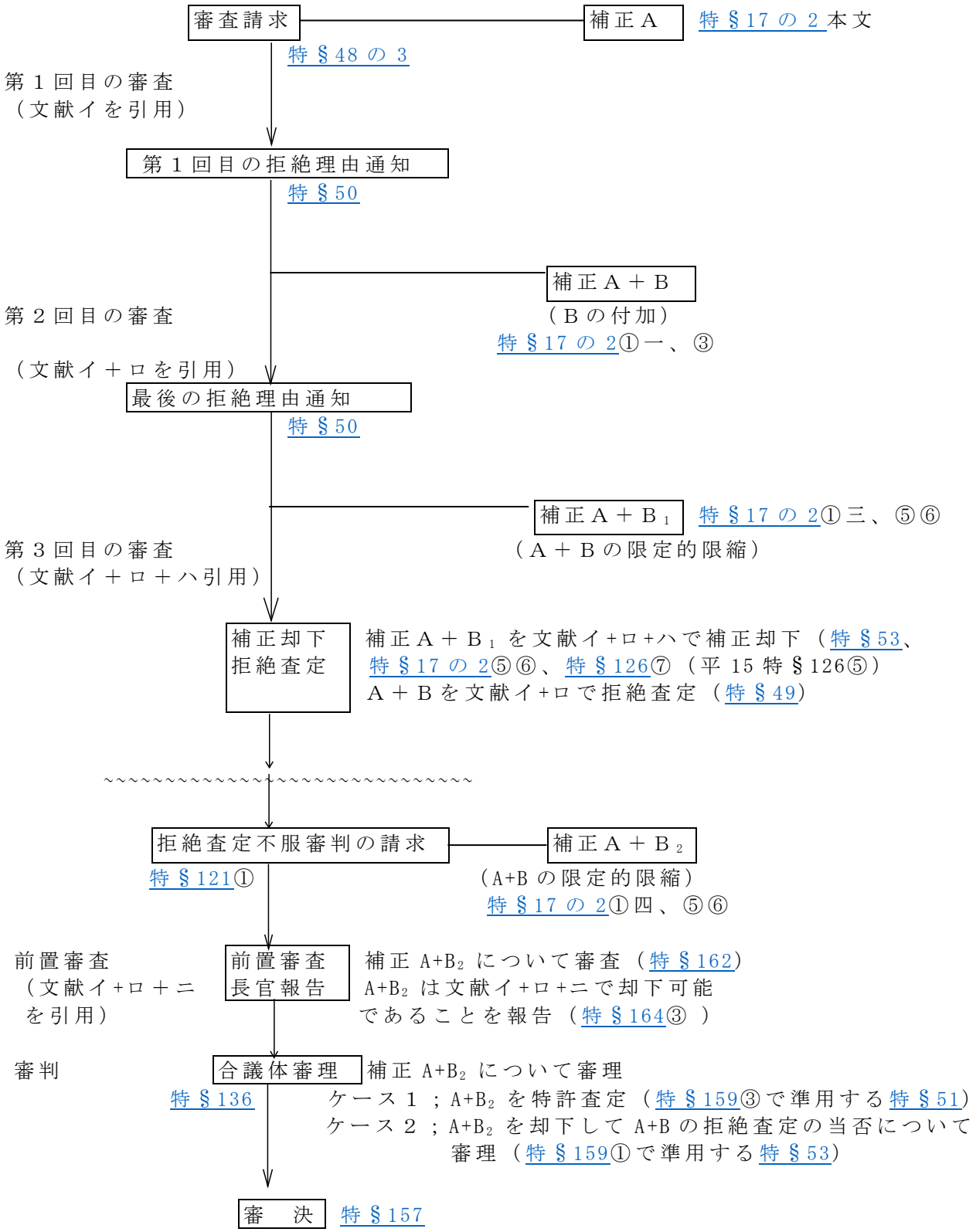

（改訂 R5.12）

61—01　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判の請求の対象

１．審判請求の対象

拒絶査定不服審判は、拒絶査定を受けた者がこれに不服であるときに、査定の当否を判断するために、さらに事件の審理をするものであり、法令の解釈、適用だけでなく、事実の認定をも見直す手続である（特§121①、意§46①、商§44①）。

拒絶査定不服審判の請求の対象は、「拒絶をすべき旨の査定」である。

２．商標法によりされる拒絶査定には、以下のものがある。

(1) 商標（団体商標を含む。）登録出願についての拒絶査定（商§15）

(2) 防護標章登録出願についての拒絶査定（商§68②→商§15）

(3) 防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願についての拒絶査定（商§65の4①）

(4) 商標権の指定商品の書換登録の申請についての拒絶査定（商附§6）

(5) 防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請についての拒絶査定（商附§23→商附§6）

(6) 重複登録商標に係る最初の商標権存続期間の更新登録出願についての拒絶査定（商標法等の一部を改正する法律（平成８年法律第68号）附§13①）

（改訂 H27.2）

61—02　P D T

拒絶査定不服審判の当事者

１．　審判請求人

(1) 審判請求人は、拒絶をすべき旨の査定を受けた者（承継人を含む）である（特§121①、意§46①、商§44①、§68④、商附§13）（注）。

（注）

ア 拒絶をすべき旨の査定を受けるのは、特許出願人すなわち特許を受ける権利を有する者である。

イ 特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（特§132③、意§52、商§56①、§68④）。

(2) 共同出願人の一部の者がした審判請求の取扱い（→22—03 の３．(1)）

２．　参加

拒絶査定不服審判については、参加（特§148、意§52、商§56①、§68④）及び参加の申請（特§149、意§52、商§56①、§68④）の規定は適用されない（→61—06 の８．、→21—08 の１．(11)）。

（改訂 R5.12）

61—03　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判の請求ができる時期

１．審判請求ができる時期

(1) 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から３月以内に審判を請求することができる（特§121①、意§46①、商§44①）。

拒絶査定不服審判は、拒絶査定の謄本の送達があった後においてのみ請求することができる。

拒絶査定がされていないのに拒絶査定不服審判を請求したときは、その請求を審決をもって却下する。

（却下の理由の文例）

本件審判の請求は拒絶査定がされる前にされたものであるから、特許法第121条第１項の規定に違反し、かつこの不備は補正をすることができないものである。したがって、結論のとおり審決する。

(2) 審判を請求する者がその責に帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者２月）以内で上記期間の経過後６月以内にその請求をすることができる（特§121②、意§46②、商§44②）。

(3) 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で特§4（意§68①、商§77①）に規定する期間を延長することができる（→25—01）が、特許出願の拒絶査定不服審判についての期間（特§121）を除き、原則として延長はしない（→25—04の２．、４．）。

（改訂 H27.2）

61—04　P D T

拒絶査定不服審判の請求の手続

１．審判請求書

(1) 一般的事項

ア 拒絶査定不服審判の請求をする者は、特§131 に定める方式要件を満たした審判請求書を提出しなければならない（特施規§46（様式61の6）、意施規§14（様式12）、商施規§14（様式14の2））。

イ 請求書の必要的記載事項と方式など（→21—00～21—08）

(2) 請求の趣旨（特§131①三、意§52、商§56①、§68④）

ア 請求の趣旨とは、請求人がどのような審決を求めるかの要求であり、請求の対象である特許出願が特定されてなければならない。

イ 「請求の趣旨」の欄には、通常は、「原査定を取り消す。本願の発明は特許すべきものである、との審決を求める。」のように表示する。

(3) 請求の理由（特§131①三、意§52、商§56①、§68④）

ア 請求の理由には、請求の趣旨に対応して拒絶査定を取り消すべき理由を表示する。

イ 「請求の理由」の欄には、まず、拒絶査定までの経緯及び拒絶査定の理由の要点を記載し、ついで、拒絶査定を取り消すべき理由を具体的かつ明確に記載する（→21—03.1）。

ウ 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。

エ 特許において、審査段階で行われた補正却下の決定に対する不服は、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判（特§121）において申し立てることができる（特§53③）。

なお、審判段階で行われた補正却下の決定に対する不服は、拒絶査定不服

審判の審決取消訴訟（特§178）において申し立てることができる（特§159①→特§53③）。

オ 特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立てる場合、審判請求時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をしないときは、補正却下の決定に不服である旨及び補正却下の決定を取り消すべき理由を記載し、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。

カ 特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立て、かつ審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、審判請求時の補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。なお、審判請求時の補正は、拒絶査定を受けた明細書、特許請求の範囲及び図面を対象として行うことになるので、補正却下の決定に不服な事項は全て審判請求時の補正に盛り込む必要がある。すなわち、却下された補正と同じ補正をするときには、同じ内容の手続補正書を改めて提出する必要がある。

2．審判請求書の審理と方式違反の請求書の決定却下

(1) 審判長は、拒絶査定不服審判の請求書が、特§131①の規定に違反しているとき又は特§133②の規定に該当するときは、補正を命じ（特§133①②、意§52、商§56①、§68④）、これに応じないときは、決定をもってその請求書を却下する（特§133③、意§52、商§56①、§68④）（→21—02、44—01）。

(注)特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされたもの（前置審査）については、特許庁長官が補正を命じ（特§17③）、これに応じないときは、審判請求手続を却下する（特§18）。

3．請求の審決却下

審判請求書の方式等（特§131①、§133②）に違反していない場合であっても、不適法な請求であってその補正をすることができないものについては、審

決をもって請求を却下する（特§135、意§52、商§56①、§68④）（→21—02）。

（例１）審判請求をすることができる期間が経過した後に、審判請求がされたとき（特§121①、②、意§46①、②、商§44①、②）（審決の文例→45—20）。

（例２）特許を受ける権利の共有者全員が共同して審判請求をしていないとき（特§132③→22—03の３．(1)、61—02、審決の文例45—20）。

（例３）一つの特許出願に対して重複して拒絶査定不服審判が請求されたときにおいて最初の審判請求以外の審判請求（→45—19）。ただし、最初の審判請求以外の当該審判請求が審決をもって却下される前に一つの審判請求を残して他の審判請求が取下げられたときは、残った審判請求は適法となる。

４．審判請求書の補正

(1) 審判が特許庁に係属しているときは、審判請求書の補正をすることができる（特§17①、意§60の24、商§68の40①）が、その補正は、請求書の要旨を変更するものであってはならない。ただし、請求の理由についてはこの限りでない（特§131の2①一、意§52、商§56①、§68④）（→30—01）。

(2) 合議体による当該補正の適否の判断（→30—01）

(3) 審判請求の理由補充の取扱い（→21—06）

５．放棄、取下げ（→43—01～43—05）

（改訂 R5.12）

61—05　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判の請求についての審理

１．審査でした手続の効力

審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する（特§158、意§52、商§56①、§68④）。

２．審判請求時の補正

(1) 特許出願について拒絶査定不服審判を請求するときは、出願人は、審判請求と同時にするときに限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、以下の内容の補正をすることができる（特§17の2①四）。

ア 特許請求の範囲の補正について補正可能な範囲（特§17の2⑤）

（ア）請求項の削除

（イ）請求項の限定的減縮（→請求項数の増加については、東高判平16.4.14（平15（行ケ）230号）、知財高判平17.4.25（平17（行ケ）10192号）参照）

（ウ）誤記の訂正

（エ）拒絶理由に示す事項についてする明りょうでない記載の釈明

を目的とするものに限られる。

さらに、(イ)の請求項の限定的減縮を目的とするものについては、特許出願の際独立して特許可能であることが必要である（特§17の2⑥→特§126⑦）。

イ 明細書、特許請求の範囲又は図面について、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願の場合は翻訳文）に記載した事項の範囲内でない新規事項を追加する補正はできない（特§17の2③）。

ただし、誤訳訂正書によるときは、外国語書面に記載された事項の範囲内であれば、翻訳文に記載した事項の範囲を越える補正が可能である（特§17

の 2③）。

ウ 審判請求時の補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについて判断が示された発明をそれと技術的特徴の異なる別発明に変更する補正はできない（特§17 の 2④）。

エ ア、イ、ウの要件を満たさない補正は却下する（特§159①→特§53）。

(2) 意匠登録出願については、審判に係属している限り補正をすることができる（意§60 の 24）（→６．(2)）。

(3) 商標（防護標章）登録出願については、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標（防護標章）登録を受けようとする商標（標章）について、商§68 の 40①の規定により補正することができる。しかし、その補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、商§55 の 2③、商§68②で準用する商§16 の 2①の規定により却下されるから、その補正ができないことは審査と同様である。なお、一度減縮補正した指定商品若しくは指定役務を元に戻す補正は、要旨を変更する補正である。

(4) 審判請求と同時に補正するには、以下のように行う。

ア 書面の特許庁窓口差し出しの場合：審判請求書と手続補正書とを一回の窓口対応で提出

イ 書面を郵送等により提出する場合：審判請求書と手続補正書とを同一封筒で送付

ウ 電子情報処理組織による手続の場合：審判請求書と手続補正書とを連続して入力。具体的には、同時に送信するべき全ての送信ファイルを〔送信ファイルフォルダ〕に格納し、これら全ての送信ファイルを選択し、その状態で〔オンライン出願〕ボタンをクリックする。

(5) 審判請求と同時に請求項を削除する補正をするとき、審判請求料等を算定の基礎となる「請求項の数」は、補正後の請求項の数である。その際には、審判請求書に〔請求項の数〕の欄を設けて、補正後の請求項の数を記載する。

(6) 特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない（特施規様式 13 備考 6）。

よって、審判請求時及び審判における特許請求の範囲の補正は、請求項を

単位としてではなく、特許請求の範囲の全文を単位として行う。

３．　前置審査（特§162～§164）

(1) 特許出願について、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、請求と同時に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、特許庁長官は、その審判請求について審査官に審査させなければならない（前置審査）（特§162）。

(2) 前置審査に付するときは、その旨を請求人に通知する。

(3) 審査官は、前置審査において特許をすべき旨の査定をする場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない（特§164③）。

(4) (3)の場合は、以後、審判官による合議体が当該審判を審理し、その旨を請求人に通知する。

４．　当審の拒絶理由通知

(1) 特許出願の拒絶査定不服審判

ア 査定の理由と異なる拒絶の理由を発見したとき、発見したすべての拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、審判請求時の補正又は審判請求後でかつ最後の拒絶理由通知（→ウ）に対する補正を却下するときは、この限りではない（特§159②→特§50）。

（例）審査段階でした補正が、最後の拒絶理由通知に対する補正可能な範囲に違反することが審判段階で明らかになったときには、当該補正を却下しない（特§159①→特§53）が、当該違反が新規事項追加のときは、当審で拒絶理由（特§49①一）を通知する（→５．(1)）。

イ 拒絶理由を通知する際には、請求項ごとに判断できない拒絶理由（明細書全体の記載不備、新規事項の追加等）を除き、新規性・進歩性等の拒絶理由は請求項ごとに示し、拒絶理由を発見した請求項と、拒絶理由を発見しない請求項とが識別できるよう、それぞれの請求項を、拒絶理由において明示する。

ウ 当審の拒絶理由において、出願当初から存在する拒絶理由であって、最初の拒絶理由通知で指摘すべきであったものを含む拒絶理由通知は、原則として(注 1)、特§17 の 2①一に規定する最初の拒絶理由通知に相当する。最初の拒絶理由通知に対する補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知するときは、特§17 の 2①三に規定する最後の拒絶理由通知に相当する。

(注 1) 当審において、(ア)明細書の記載上の軽微な瑕疵以外の不備がないときに行う拒絶理由通知及び(イ)出願の単一性の要件を満たさないために審査（審理）のされなかった請求項について行う拒絶理由通知は、最後の拒絶理由通知とする。これらの拒絶理由については、出願当初から存在し、最初の拒絶理由通知で通知されていなくても、最後の拒絶理由通知として取り扱われる。

エ 拒絶理由通知が最初のものであるか最後のものであるかにより、補正のできる範囲、及び補正が不適法の場合の取扱いが異なる（→５．(1)）ので、最後の拒絶理由を通知する際は、最後である旨を表示する。

オ 前審の補正却下の決定に対して不服が申し立てられ、かつ審判請求時に補正がされていない場合において、当審で拒絶理由を通知するときは、補正の却下の決定が適法か否かの判断と関連して、いずれの明細書等に基づいて拒絶理由を通知するのかを拒絶理由通知書に明示する（→61—05.1 の１．(2)ア（イ））。

(2) 意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願の拒絶査定に対する審判

査定の理由と異なる拒絶の理由を発見したときは、当該理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（意§50③、商§55 の 2①、§68④）。

５． 当審における補正（審判請求時を除く）

(1) 特許出願の拒絶査定不服審判においては、拒絶理由が通知されたとき、審判請求人は願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる（特§159②→特§50→特§17 の 2①二）。

ア 当審で通知する拒絶理由が特§17の2①一の「最初の拒絶理由通知」（特§159②→特§17の2①一）に相当するとき、出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願の場合には翻訳文）に新規事項を追加しない範囲で補正することが可能である（特§17の2③）。ただし、誤訳訂正書によるときには、外国語書面に記載された事項の範囲内であれば、翻訳文に記載された事項の範囲を越える補正が可能である（特§17の2③）。補正要件に違反する補正は拒絶理由（特§159②→特§50）の対象となる。

イ 当審で通知する拒絶理由が特§17の2①三の「最後の拒絶理由通知」（特§159②→特§17の2①三）に相当するとき、補正は審判請求時の補正可能な範囲と同じである（特§159②→特§17の2①三→特§17の2③④⑤⑥）。補正要件に違反する補正は、却下する（特§159①→特§53）（→6.(1)）。

(2) 意匠登録出願については、事件が審査、審判又は再審に係属しているときは補正をすることができる（意§60の24）。

(3) 商標登録出願及び防護標章登録出願については、請求人は、当審において拒絶理由が通知されたか否かに関係なく、要旨の変更とならない範囲で、その指定商品若しくは指定役務又は商標（防護標章）登録を受けようとする商標（標章）について補正をすることができる。商標（防護標章）登録出願が平成9年3月31日以前にされたものについても、出願公告の決定の謄本が送達され、また、登録（前）異議の申立てがなされたかにかかわらず、同様に補正をすることができる（→2.(3)）。

6. 当審の補正却下の決定

(1) 特許出願の拒絶査定不服審判

審判請求時の補正又は審判請求後でかつ最後の拒絶理由通知に対する補正が特§17の2③④⑤⑥の規定に違反しているものと、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、当該補正を却下する（特§159①→特§53）。

審査段階でした補正が、最後の拒絶理由通知に対する補正可能な範囲に違反することが審判段階で明らかになったときには、当該補正を却下しないが、当該違反が新規事項追加のときは、当審で拒絶理由（特§49①一）を通知す

る。

(2) 意匠登録出願の拒絶査定不服審判

ア 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな型若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、当該補正を却下する（意§50①→意§17の2①）。

イ 補正を却下したときは、補正却下の決定の謄本の送達があった日から 30 日を経過するまでは審決をしてはならない（意§50①→意§17の2③）。

ウ 請求人が、補正却下の決定に対し、決定の取消を求める訴えを提起したときは、当該訴訟が確定するまで、審理を中止しなければならない（意§50①→意§17の2④）。

エ 請求人が、補正却下の決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、もとの出願は取り下げたものとみなされ（意§50①→意§17の3②）、審判手続は終了する（→61—05の９．）。

オ 当審で行われた補正却下の決定に対しては、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（意§59①）。

(3) 商標登録出願及び防護標章登録出願の拒絶査定に対する審判

ア 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、当該補正を却下する（商§55の2③、§68④→商§16の2①）。

イ 補正を却下したときは、補正却下の決定の謄本の送達があった日から 30 日を経過するまでは審決をしてはならない（商§55の2③、§68④→商§16の2③）。

ウ 請求人が、補正却下の決定に対し、決定の取消を求める訴えを提起したときは、当該訴訟が確定するまで、審理を中止しなければならない（商§55の2③、§68④→商§16の2④）。

エ 請求人が、補正却下の決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に補正後の商標（防護標章）について新たな商標（防護標章）登録出願をしたときは、もとの出願は 取り下げたものとみなされ（商§55 の 2③、§68④→意§17の3②）、審判手続は終了する（→61—05の９．）。

オ 当審で行われた補正却下の決定に対しては、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（商§63①、§68⑤）。

７． 審決（→61—07）

８． 審理の終結・再開（→42—00）

９． 出願の取下げ又は放棄があったときの審判請求の取扱い

審判に係属している出願の取下げ又は放棄があったときは審判手続を終了し、審決をする必要はない。

（改訂 R5.12）

61—05.1　P

特許出願の拒絶査定不服審判における、前審の補正却下の決定に対する不服申立て

１．審理の対象となる明細書、特許請求の範囲及び図面

(1) 前審の補正却下の決定（特§53①）に対する不服申立てを伴わないとき（前審で補正却下の決定を行わなかったときを含む。）

拒絶査定の対象となった明細書、特許請求の範囲及び図面が審理の対象となる。審判請求時に補正がされたときは、補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面が審理の対象となる。

(2) 前審の補正却下の決定に対する不服申立てを伴うとき

前審の補正却下の決定に対する不服申立てが明確に記載されていなくても、請求書全体の記載から前記決定に対する不服の意思が確認できるとき、例えば本願発明の要旨として却下された補正に基づく発明を示しているときには、前記決定に対して不服の申立てがあるものとして取り扱う。

ア 審判請求と同時に補正がされていないとき

（ア）補正却下の決定に対する不服の申立てについて審理を行い、補正却下の決定が不適法なものであると判断したときは、当該補正却下の決定を取り消すことを前提として、その後の審理を進める。補正却下の決定が適法と判断したときは、補正却下の決定後の明細書、特許請求の範囲及び図面（すなわち拒絶査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面）がその後の審理の対象となる。

（イ）審判において拒絶理由を通知するときは、補正却下の決定が適法か否かの判断と関連して、いずれの明細書等に基づいて拒絶理由通知を行うのかを拒絶理由通知書に明示する（→61—05の４．(1)オ）。

（ウ）前審で行った補正却下の決定の適否の判断は、審決の理由に記載する（→61—07の２．(3)ア、45—01～45—20）。

イ 審判請求と同時に補正がされているとき

（ア）審判請求時の補正は、補正却下の決定後の明細書、特許請求の範囲及び図面（すなわち拒絶査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面）を対象として行われることになり、この審判請求時の補正により補正された明細書、特許請求の範囲及び図面を審理の対象とする。

（イ）審判請求時の補正を判断するに当たっては、補正却下の決定に対する不服の理由を参酌する。

（ウ）審判請求時の補正を却下すべきときは、拒絶査定時の明細書、特許請求の範囲及び図面を対象としてその後の審理を進める。

２．前審の補正却下の決定に対する不服申立てを伴う場合における、請求人が求める審理の対象についての考え方

(1) 審判請求と同時に補正がされないとき

（審理の対象）

却下された補正により補正された明細書、特許請求の範囲及び図面

（考え方）

「拒絶査定不服審判において補正却下の決定に対する不服を申し立てることができる」とした法の趣旨を、「補正却下の決定は不適法であり、その決定に基づき、却下された補正前の明細書、特許請求の範囲及び図面について特許性を判断したのは不適法であるから、却下された補正により補正された明細書、特許請求の範囲及び図面について特許性の判断をすることを求める。」との意味に解釈する。

(2) 審判請求と同時に補正がされているとき

（審理の対象）

審判請求時の補正により補正された明細書、特許請求の範囲及び図面

（考え方）

審判請求時には、補正却下は有効であり、却下された補正により補正された明細書等を審判請求時の補正の基準とすることはできない。

「拒絶査定不服審判において補正却下の決定に対する不服を申し立てることができる」とした法の趣旨は、「補正却下の決定に対して不服を申し立て

る機会を実質的に保証する」ことにあり、「審判請求時に補正を行う場合には、審判請求時に却下された補正と同じ補正を再度行うときにあわせて補正却下に対する不服の申立てを可能とすれば足りる。」と解釈する（したがって、審判請求時の補正について、却下された補正前の明細書等を基準として補正の要件を満たしているかどうか判断するにあたって、請求人が審判請求書中で主張する補正却下決定についての反論を考慮することになる。審判請求時の補正が却下された場合は、審査において却下された補正前の明細書等（拒絶査定の対象となったもの）がその後の審理の対象となる。）。

なお、この取扱いによると、審判請求時に、却下された補正事項と関連しない部分についてのみ補正し、補正却下不服を申し立てたときは、審理の対象となる明細書等には却下不服について審理すべき補正事項は含まれず、実質的に補正却下不服について審理しないことになるので、このときについては、審判請求の理由を考慮して、審尋等の手段により請求人の意図を確認し、必要があるときは、合議体は補正の機会を与える。

（改訂 R5.12）

61—06　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判の審理の方式

１．審理の順序

(1) 原則

拒絶査定不服審判事件は審判請求順に審理する。

ただし、出願日（遡及出願日及び優先権主張の優先日を含む。）が古い事件については、速やかに審理する。

(2) 以下のときは必ずしも審判請求順によらず早期に審理する。

ア 早期審理に関する事情説明書の提出があり、所定の要件を満たしているとき（→特許庁ウェブサイトで公開している早期審理ガイドライン（特許について：特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン（https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf）、意匠について：意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン（https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/document/isyou_soukisinri/isyou_soukisinri_202302.pdf）、商標について：商標早期審査・早期審理ガイドライン（https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/document/index/tt1208-023guide.pdf））参照）

イ その他、特段の事情があり、早期な審理が必要と認められたとき

２．書面審理

拒絶査定不服審判は、書面審理による。

ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとすることができる（特§145②、意§52、商§56①、§68④）。

３．口頭審理（→33—00）

４． 職権審理（→36—01）

審判においては、当事者または参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。ただし、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない（特§153①③、意§52、商§56①、§68④）。

５． 併合審理（→30—03）

拒絶査定不服審判についても、審理の併合ができる（特§154、意§52、商§56①、§68④）。

６． 審尋（→37—00～37—02）

審判長は、当事者を審尋することができる（特§134④、意§52、商§56①、§68④）。

７． 中断・中止（→26—01～26—01.1）

審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特§168、意§52、商§56①、§68④）。

８． その他

答弁書の提出、訂正請求、参加及び参加の申請に係る規定は、拒絶査定不服審判には適用されない（特§161、意§52、商§56①、§68④）（→61—02 の２．）。

（改訂 R5.12）

61—07　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判の審決

１．拒絶査定不服審判の審決

(1) 審決の種類

ア 原査定の拒絶理由によって拒絶をすべきものであるときは、審判の請求は成り立たない旨の審決をする。

イ 原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断したとき、審判においては拒絶理由通知等の手続が準用されていて審理を進めることができる。その結果、拒絶をすべきものであるときは、審判の請求は成り立たない旨の審決をする。拒絶の理由を発見しないときは、原査定を取り消し、審判の請求を認める旨の審決をする（特§159①～③、意§50①～③、商§55の2、§68④）。

ウ 原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断し、原査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることもできる（特§160①、意§52、商§56①、§68④）（→１．(2)）。

エ 不適法な審判請求であって、その補正をすることができないときは、審決をもって却下する（→61—04の３．）。

(2) 原査定の取消しと審査への差戻し

ア 民事訴訟法では、必要的差戻しと任意的差戻しとに分けて規定しているが（民訴§307、§308）、特許法などにおいては、差戻しはすべて審判官の自由裁量にまかされている（特§160①②③、意§52→特§160①②、商§56①、§68④→特§160①②）。

イ 差戻しの範囲

拒絶査定不服審判の審理において原査定の拒絶理由によっては拒絶をすべきものでないと判断したとき、審判では拒絶理由通知等の手続が準用されているので、その際、直ちに原査定を取り消して審査へ差し戻すことは審判で

行うことができる判断及び手続を審査で行うことになり、そのようなことは行政効率上好ましくないから、この場合は審判で更に審理を進めるべきである。

しかし、次の場合には自判することが妥当でないか、又はできないから、次の場合には原査定を取り消して審査へ差し戻すべきと解される。

(ア) 自判をすると審査・審判という二つの審級をおいている実質的意義が失われるとき

○発明に対する実質的判断が審査でされておらず、又は単に形式的理由で拒絶されたとき

○引用例の表示に誤りがあり、正しい引用例が不明であるとき

(イ) 自判をすると違法になるとき

○意見を述べる機会を与えずに拒絶査定をしたとき

2. 審決の記載

(1) 審決の記載にあたっての一般的事項（→45—01～45—19）

(2) 審決の記載にあたっての基本的考え方

審決は、審判事件についての最終的な判断を示し、当該事件の処分を決するものであることから、仮に審決が取り消されたとしても、審決を取り消す旨の判決で審決時に予想できなかった点が指摘される等の不可避的な場合を除いて、再審理において他の請求項又は他の拒絶理由で審判の請求は成り立たない旨の審決をすることがないよう努める。

ただし、以下のようなときは、必ずしも、その拒絶理由について判断することを要しない。

ア 一の請求項についての拒絶理由が判決により否定された場合に、その他の請求項についての拒絶理由も解消することが予測されるとき、当該その他の請求項についての拒絶理由は、判断することを要しない（裁判例：知財高判平 25.6.20（平 24（行ケ）10341 号）、知財高判平 23.3.10（平 22（行ケ）10121 号））。

イ 一の請求項について複数の拒絶理由が解消していない場合、あるいは明細書全体にわたる拒絶理由と一の請求項についての拒絶理由がともに解消して

いない場合において、原則として、いずれの理由も審決に記載すべきであるが、複数の拒絶理由を審決に併記することにより、審決としての一貫性が失われるおそれがあるとき、いずれか一方のみの拒絶理由で判断することを妨げない。

(注)審決が取り消されたあと、再審理した結果、判決の拘束力が及ばない新たな証拠により新たな拒絶理由を構築したときは、再度、同じ結論で審決することに何ら違法性はない。

しかしながら、一の事件について、審決が取り消されたにも関わらず、数回にわたり審判の請求は成り立たない旨の審決を繰り返すことは、結果として、審判事件の処分を遅延させ、請求人に不利益を被らせるおそれがあることに留意すべきである。

なお、審査官のした拒絶査定の理由により原査定を維持する審決をできるときには、審査官のした拒絶査定の理由の範囲内でのみ、審決をすれば足りることから、そのようなときに、あえて職権によりその他の拒絶理由を調査する必要はない。

(3) 特許出願の拒絶査定不服審判において、前審における補正却下の決定（特§53）に対する不服申立てを伴う場合の審決の記載

ア 前審の補正却下の決定に対する不服申立てを伴うときは、当該補正却下の決定の当否の判断は、審決の結論に示さず、審決の理由に記載する（→61—05.1の１．(2)ア(ウ)）。

イ なお、前審の補正却下の決定に対する不服申立てを伴い、かつ審判請求時に補正がされているときは、審判請求時の補正の適否を判断することで、結果として当該補正却下の決定の適否の判断を行うこととなる（→61—05.1の１．(2)イ）。審判請求時の補正の適否の判断は、審決の理由に記載する。

(4) 請求成立の審決の記載

請求成立の審決に対し、請求人は不服申立てをすることができない。このため、特許における請求成立の審決においては、原査定を取り消す理由として必要な事項を記載し、必要以上に特許請求の範囲の解釈につながることは記載しない。

(5) 結論の表示方法（→45—04 の５．(2)ア）

３． 審決の確定期間（→46—00）

４． 審決の効果

原査定を取り消し、審査に差し戻す旨の審決があったときは、その判断はその事件について審査官を拘束する（特§160②、意§52、商§56①、§68④）。

５． 手数料と費用負担

(1) 手数料

ア 審判請求の手数料は、特§195②（意§67②、商§76②）の規定に従って納付する。

イ この際、特許出願の拒絶査定不服審判については、請求項の数に応じた手数料を納付しなければならない。

(2) 費用負担

拒絶査定不服審判に関する費用は、請求人の負担とする（特§169③、意§52、商§56①、§68④）。

（改訂 R5.12）

61—10　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判の請求後、又はそれと同時に出願変更があったときの取扱い

法定期間内にされた拒絶査定不服審判の請求後、かつ、法定期間内に出願変更があったとき（たとえば特許出願から実用新案登録出願へ出願変更があった場合）には、適法な出願の変更があったものと扱い、それに伴い当該審判事件に係る出願は取下げがあったものとみなされる。

また、法定期間内にされた拒絶査定不服審判の請求と同日に出願変更があったときも同様とする。

（出願の取下げがあったときの審判請求の取扱い→61—05 の９．）

１．拒絶査定不服審判請求後に出願変更があったとき

このときの取扱いに関しては、裁判例（東高判昭 35.9.15（昭 34（行ナ）61号））がある。

この裁判例は、旧実§5 の出願変更に関するものであるが、そこに示された判断を現行法に当てはめれば、およそ次のとおりである。

(1) 審判請求後の出願変更の可否

実§10 の規定によれば特許出願を実用新案登録出願に変更した場合、実§10③に規定する出願日の優先に関する利益を享有するためには、その出願変更が法定期間内でなければならないことを要件とするものであることは明白である。

しかし、法律はこれ以外の要件、例えば拒絶査定に対し、審判請求された場合、その審判手続の終結後でなければできないことは何ら規定していない。また、実質上、審判請求といっても特許を受ける権利など当初の出願に係る請求権を審理の目的物（対象）とし、その本質においては、当初の出願と異なるものでないから、審判の請求が継続しているかどうかは、実§10 に

よる出願変更ができるかどうかに何等の影響を及ぼすものではないと解される。

してみれば、拒絶査定の謄本の送達を受けた日から法定期間内にされた出願変更は、審判請求にかかわらず、適法で有効なものである。

(2) 実用新案登録出願と審判請求との並存の可否

(1)によれば審判の請求はどうなるか、あるいは両者が併存するか否かが問題になるが、この両者が併存すべきか否かについて法は何等の規定をおいていない。しかし、実§10は、その第5項において、「第1項又は第2項の規定による出願の変更があったときは、その特許出願又は意匠登録出願は、取り下げられたものとみなす。」と規定しているから、審判請求に係る特許出願は取り下げられたものとみなされ、その際当該特許出願による法律関係は消滅すると解される。したがって、審判の請求は審理の対象の喪失により当然終了し、出願変更に係る実用新案登録出願のみが残存するものと解される。

２．拒絶査定不服審判請求と同時に出願変更があった場合

この場合については、東高判昭39.11.10（昭39（行ケ）52号）を参照。

この裁判例も１．と同趣旨。

（改訂 R5.12）

61—11　P

特許出願の拒絶査定不服審判において、当該特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許に係る発明と同一であるときの特許権者への通知

1．審査基準「特許法第 39 条」において、特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許に係る発明と同一であるとき、以下の取扱いとすることとしている（→審査基準　第Ⅲ部　第４章　先願（特許法第 39 条）の 4.4.2(1)b(b)（https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0400.pdf））。

「審査官は、第 39 条第２項又は第４項の規定に基づく拒絶理由通知をする際に、特許権者又は実用新案権者にその事実を通知する。」

2．これを受けて、拒絶査定不服審判において同じ事案が生じたとき、同様の取扱いをする。

(1) 審判官事務手続

通知書の文面は３頁を参照のこと。

特許出願の番号、登録された特許の番号等を記入する。

ア 全ての特許権者又は実用新案権者にそれぞれ通知する。

イ 特許権者が在外者でないときには、特許権者の氏名を記入する。

特許権者の氏名は、端末によるオンライン照会で登録マスタにより照会する。

ウ 特許権者が在外者であるときには、以下のように記入する。

登録マスタにより照会した結果、特許管理人が選任登録されているときに

は、特許管理人の氏名を記入する。選任登録されていないときには、設定登録時の特許出願代理人の氏名を出願マスタにより照会し、記入する。

通　知　書

令和〇年〇月〇日
特 許 庁 審 判 長

特許権者　　〇〇〇〇株式会社　　様
代理人　　〇〇　〇〇（外〇名）　　様

あなたが特許権者（又は特許管理人）である特許第〇〇〇〇〇号（特願２０〇〇-〇〇〇〇〇〇号）の特許に関し、下記の点につきお知らせします。

記

下記出願の請求項〇〇に係る発明は、同日に出願され既に登録された、上記特許の請求項〇〇に係る発明と同一であるとして、下記出願に特許法第 39 条第２項又は第４項の規定に基づく拒絶理由を通知しました。

不服２０〇〇－〇〇〇〇〇〇号
特願２０〇〇－〇〇〇〇〇〇号
（特開２０〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報参照　）

審判請求人
　住所（居所）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　氏名（名称）〇〇〇〇〇
代　理　人
　住所（居所）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
　氏名（名称）〇〇〇〇〇

上記特許権に共有者、専用実施権者、通常実施権者がある場合には、この通知の内容を共有者、専用実施権者、通常実施権者にもお知らせください。

（改訂 R5.12）

61—12　T

引用商標が無効、取消審判に係属中の査定不服審判の取扱い

商§4①十一に係る拒絶査定不服審判（この節61—12において「後の審判」という。）において、引用された登録商標に係る無効審判又は取消審判（この節61—12において「先の審判」という。）の審決が確定していないとき、後の審判については、以下のとおり取り扱う。

１．先の審判の請求が不成立の場合は、先の審判の審決の確定前であっても、該先の審判に係る登録商標を引用商標として後の審判に係る商標を拒絶する（後の審判の請求を不成立とする）審決をすることができる。

２．先の審判の請求が成立（無効・取消）の場合は、先の審判の審決が確定するまでは後の審判の審決は保留する。

理由は以下のとおり。

商§4①十一は、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標は商標登録を受けることができない旨規定している。

そして、無効審判、取消審判によって、商標登録が無効、又は取消されるためには、審決の「確定」が要件とされる。

先の審判の審決が無効・取消審決の場合、その審決が確定するまでは商標権は存在し、「登録商標」は実在することから、当該審決の確定前に後の審判について登録審決をすると、先の審判に係る登録商標と後の審判に係る商標の二重登録状態が生じることとなる。

ところで、商標法は、商§4①十一（他人の登録商標と同一又は類似）及び商§8(先願)にみられるごとく二重登録を排除している。

したがって、二重登録状態が生じるおそれのあることを知りつつ、審決することは好ましくない。

他方、先の審判の審決が不成立の審決の場合は、先行商標は「登録商標」であることから、後の審判に係る商標は商§4①十一に該当するので、先の審判の審決の確定を待つまでもなく拒絶の審決ができる。また、二重登録の問題は何ら生じるものではない。

（改訂 R5.12）

62—02　P

原査定において新規性を否認して拒絶した出願を審判では進歩性がないとして拒絶するのが適当と判断した場合の取扱い

原査定において引用刊行物を示し、新規性なしとの拒絶理由で拒絶査定した出願の拒絶査定不服審判において、その出願の発明は前記と同一の引用刊行物による公知事実に基づいて容易に発明をすることができたものであると認めるのが適当であると判断したときには、特§159②の査定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合と解すべきであるから、改めて拒絶理由を通知する。

なお、このような場合における新規性を否定した原査定の拒絶理由と、審判における進歩性否定の拒絶理由とは同一の趣旨のものとみることができるから、査定の理由と異なる拒絶理由発見の場合と解しないで、直ちに審決をしても良いとする裁判例もあるが（東高判昭26.5.19（昭25（行ナ）7号））、これらの事件は、いずれも大正10年法に係るものであって、新規性と進歩性との適用条文が同じ旧特§1であるから、前記の裁判例がそのまま現行法の場合に当てはまるとはいえない。

（改訂 H24.3）

62—03　P

原査定において進歩性がないとして拒絶した出願を審判では新規性を否認して拒絶するのが適当と判断した場合の取扱い

原査定において引用刊行物を示し進歩性がないとの拒絶理由により拒絶査定した特許出願の拒絶査定不服審判において、その出願に係る発明は原査定において示されたものと同一の引用刊行物記載の発明により新規性を否認して拒絶するのが適当と判断したとき（進歩性については課題等の相違により否認するのが困難なとき等）は、改めて拒絶理由を通知する。特に補正却下した場合には注意して対応する。

ただし、請求人が新規性についても意見を述べる等の対応をしていることが実質的にも形式的にも明白なときは、改めて拒絶理由を通知しないで審決してもよい(注 1～3)。

(注 1)東高判昭 59.9.26（昭 56（行ケ）8 号）
(注 2)東高判平 1.5.31（昭 62（行ケ）225 号）
(注 3)東高判平 3.11.21（平 3（行ケ）82 号）

（改訂 H27.2）

62—04　P

公開実用新案公報を引用刊行物とする際の取扱い

審判における審理においては、公開実用新案公報と明細書、図面のマイクロフィルム又はＣＤ－ＲＯＭとは引用刊行物（証拠）として別個のものであることを考慮して、公開実用新案公報を引用刊行物とする際には以下のように取り扱う。

１．査定不服の審判において、引用刊行物が公開実用新案公報の場合、公開公報に記載された内容（実用新案登録請求の範囲、図面、図面の簡単な説明）のみで原査定が維持できるかどうかを厳格に判断する（公報に記載されていない当該考案の詳細な説明の記載を根拠とした判断又はそれをしん酌した判断をしない。）。

２．考案の詳細な説明の記載を根拠とする場合は、当審において拒絶理由を通知する。刊行物としての記載方法は以下による（平成５年１月８日以降に発行されたものはＣＤ－ＲＯＭ）。

①「実願昭○○－○○○号（実開昭○○－○○○号）の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム（昭和○年○月○日特許庁発行）」

②「実願昭○○－○○○号（実開昭○○－○○○号）のマイクロフィルム」

③「実願平○－○○○号（実開平○－○○○号）の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したＣＤ－ＲＯＭ（平成○年○月○日特許庁発行）」

④「実願平○－○○○号（実開平○－○○○号）のＣＤ－ＲＯＭ」

３．審査における引用刊行物は公開実用新案公報であるが、審判請求書において当該実用新案登録出願の明細書全体の記載に基づいて請求の理由を述べている

ときについても、上記１．、２．の趣旨を尊重して行う。

（改訂 H27.2）

62—06　ＰＤＴ

拒絶査定不服審判における、審査において通知されたが査定の理由とならなかった拒絶理由の取扱い

審査において複数の拒絶理由が同時に、又は別々に通知され、その中の一部の拒絶理由を査定の理由として拒絶査定された出願に係る拒絶査定に対する不服審判事件において、査定の理由となった拒絶理由によっては拒絶をすることができないが、査定の理由とならなかった、審査で既に通知されている拒絶理由によって拒絶すべきであると認めたときは、原則として、改めて、職権調査を行った上で、職権調査により発見した全ての拒絶理由とともに当該査定の理由とならなかった拒絶理由を通知する。

１．　拒絶査定不服審判においては、査定の理由と異なる拒絶の理由を発見したときは拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（特§159②）。

２．　一方、審判において拒絶をすべきであるとの判断の根拠となった拒絶理由は、審査において既に請求人（出願人）に通知されて、それについて意見を述べる機会が与えられており（特§50）、この審査においてした手続は審判においてもその効力を有するものであることから、改めて、拒絶理由を通知しなくても、そのことをもって違法性を問われることはない（特§158）。

３．　しかしながら、拒絶査定を行う際には、先に通知した拒絶理由が依然として解消されていない全ての請求項を指摘し、解消されていない全ての拒絶理由を明確に拒絶査定に記載することとしているので、審判請求人は上記審判において拒絶をすべきであるとの判断の根拠となった拒絶理由は解消したものと判断するはずであり、この拒絶理由により、改めて補正の機会を与えることなく、拒

絶をすべき旨の審決をすることは、審判請求人から見て、不意打ちととられるおそれもあり、むしろ、改めて職権調査を行い、発見した全ての拒絶理由とともに、当該拒絶理由を通知することが適切である。

（改訂 H27.2）

63—04　P

特許出願の拒絶査定不服審判における審決と併せて補正却下の決定をするときの起案

特許出願の拒絶査定不服審判における審決と併せて補正却下の決定をするときは、請求成立・請求不成立の審決の理由中に、補正却下の決定の結論及び理由を記載する。このとき、補正却下の決定を改めて別の文書で行わない。

なお、このときにおいては、審決の結論中には、補正却下の決定の結論を記載しない。

１．請求不成立の審決のとき

補正却下の決定に対しては、審決における本願発明の要旨認定に誤りがあるとして、審決の取消事由の中で争うこととなる。

その場合、審決取消訴訟の原告にとっては、審決と、補正却下の決定が別々の文書でされていると、審決が取り消されたときに補正却下の決定が取り消されたことになるのかどうか不明確であるので、審決の取消事由の中でのみ争うことができる補正却下の決定の結論及び理由については、審決の理由中に示すのが適切である。

補正却下の決定の結論を審決の結論の欄に記載すると、出訴された際に、これも訴えの提起の対象であると誤解されるおそれがあるので、審決の結論には、「本件審判請求は、成り立たない。」とのみ記載する。

２．請求成立の審決のとき

１．のときと同様の起案形態とし、審決の結論には、「原査定を取り消す。本願の発明は、特許すべきものとする。」とのみ記載する。

（改訂 H27.2）

66　T

商標登録異議の申立て（小目次）

66—00　商標登録異議の申立て
１．制度の趣旨
２．制度の概要
平成８年改正法施行後（平 9.4.1）の商標登録異議申立制度の概要フロー
66—01　商標登録異議の申立ての手続
１．根拠規定
２．登録異議の申立て
３．登録異議の申立ての理由
４．登録異議の申立てのできる時期
５．登録異議の申立ての取下げ
６．出願書類等の縦覧
【参考】商標法の商標登録異議の申立て理由、無効理由及び拒絶理由の比較
66—02　商標権者、商標登録異議申立人、参加人
１．商標権者
２．登録異議申立人
３．参加人
４．中断又は中止の効力
66—03　商標登録異議の申立ての方法
１．登録異議申立書
２．登録異議申立（書）及び登録異議申立事件に係る手続の不備について
３．登録異議申立書の要旨の変更
66—04　商標登録異議の申立てについての審理
１．審理機関と審判官
２．審理範囲

３．登録の取消理由の通知
４．証拠調べ及び審尋
５．提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め
６．意見書の提出
７．意見書の提出後の審理
66—05　商標登録異議の申立てについての審理の方式
１．審理の併合又は分離
２．書面審理と口頭審理
66—06　商標登録異議の申立てについての決定
１．根拠規定
２．登録異議の申立てについての決定の種類
３．登録異議の申立てについての決定の手続
４．登録異議の申立てについての決定書に記載すべき事項
５．登録異議の申立てについての決定の確定
６．登録異議の申立てについての決定の効果
７．決定に対する不服の申立て
８．確定登録
９．商標公報への掲載
66—07　商標登録異議の申立てと審判との関係
１．登録異議の申立てと無効審判
２．登録異議の申立てと取消審判

（改訂 R5.12）

66—00　T

商標登録異議の申立て

１．制度の趣旨

商標権付与後の登録異議申立制度は、商標登録出願の早期権利付与を促進するため、商標権付与前の登録異議申立制度を廃止する一方で、商標権の設定登録後の一定期間に限り広く第三者にその取消しを求める機会を与え、登録異議の申立てがあったときは特許庁が自ら登録処分の適否を審理し、瑕疵ある場合にはその是正を図ることにより、登録に対する信頼を高めるという公益的な目的を達成するため導入されたものである。

また、登録異議申立制度は、当事者間の具体的紛争の解決を主たる目的とするものではないことから、その申立てについては、具体的な利害関係を有する者に限ることなく、広く何人に対しても認めることとしている。

２．制度の概要

登録異議申立制度は、何人も、商標掲載公報（登録後に発行される商標公報）発行の日から２月以内に限り、商標登録が商§43 の 2 各号の一に該当することを理由として、その取消しを求めることができるとするもので、指定商品又は指定役務ごとに申立てをすることができる。

（商§43 の 2～§43 の 15）

平成８年改正法施行後（平９．４．１）の
商標登録異議申立制度の概要フロー

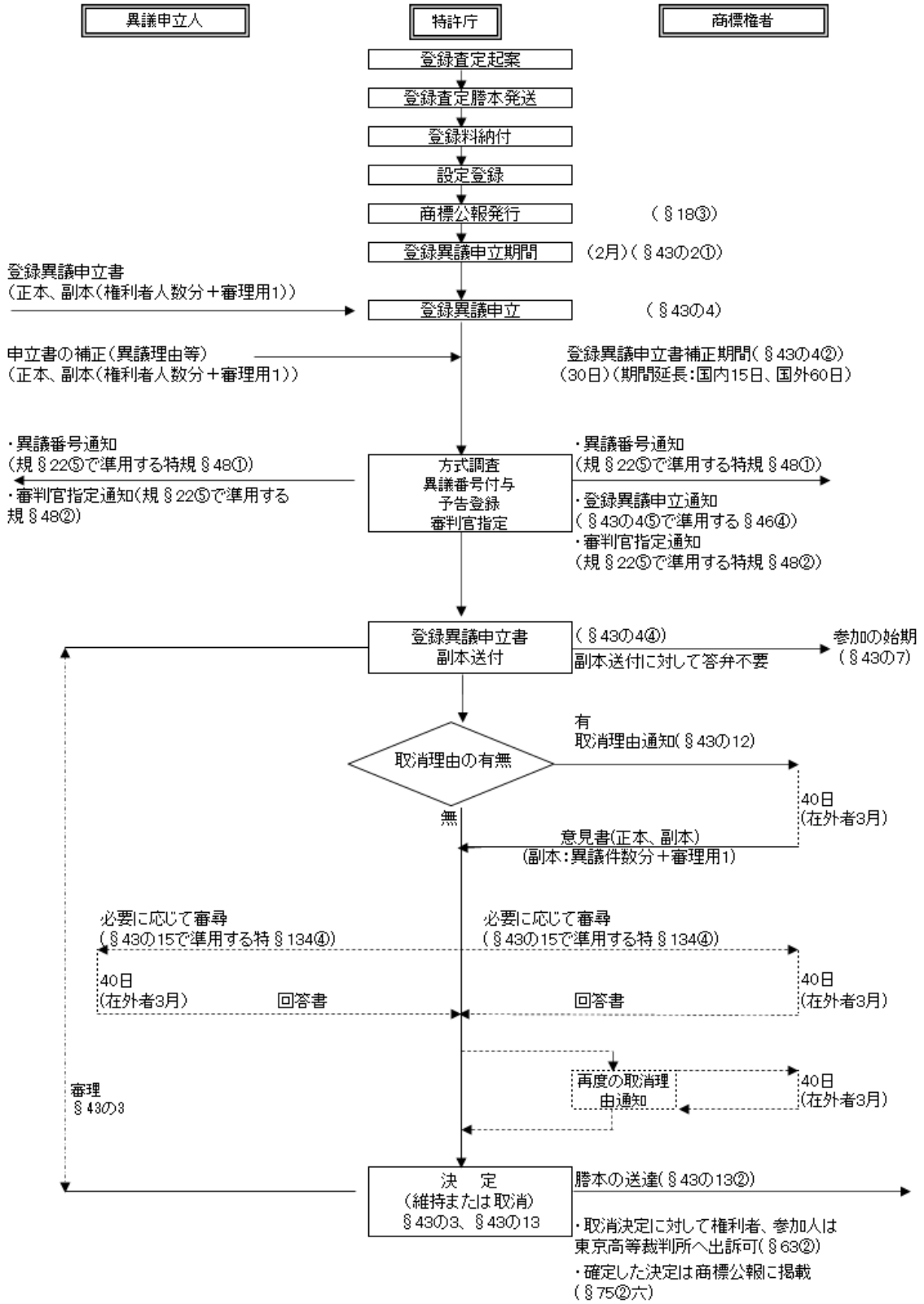

（改訂 R5.12）

66—01　T

商標登録異議の申立ての手続

１．根拠規定

商§43の2（登録異議の申立て）

何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号の一に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一　その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。

二　その商標登録が条約に違反してされたこと。

三　その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。

２．登録異議の申立て

(1) 何人も商標登録が商§43の2各号の一に該当することを理由として、登録異議の申立てをすることができる。

ただし、商標権の消滅（商標権の放棄を含む。）後においては登録異議の申立てをすることはできないと解される。

(2) 二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに申立てをすることができる。

なお、平成９年４月１日以降の出願に係る登録には、多区分指定のものがあるが、多区分指定の登録についても区分に関わりなく指定商品又は指定役務ご

とに申立てをすることができる。

３．　登録異議の申立ての理由

登録異議の申立ての理由は、商§43 の 2（§68④において準用する場合を含む。）に規定するものに限られ、これ以外の理由をもって登録異議の申立てをすることはできない。

(1) 商§43 の 2 に規定する異議申立ての理由は以下のとおりである。

ア 第１号関係

商標登録の要件違反（商§3）

不登録事由違反（商§4①）

地域団体商標の登録要件（商§7 の 2）

先願違反（商§8①、②、⑤）

登録取消の場合の再登録禁止（商§51②〔§52 の 2②において準用する場合を含む〕及び商§53②）

外国人の権利の享有違反（商§77③→特§25）

イ 第２号関係　条約違反

ウ 第３号関係　商§5⑤の要件違反

エ 防護標章登録関係（商§68④）

防護標章登録の要件違反（商§64）

外国人の権利の享有違反（商§77③→特§25）

(2) 拒絶理由との関係

商§15 に規定する拒絶理由との関係では、登録されている指定商品又は指定役務が適切な商品及び役務の区分に属するものとなっていない等、商§6（一商標一出願）に規定する要件を満たしていないことは登録異議の申立て理由とはされていない。

(3) 無効理由との関係

商§46①に規定する無効理由との関係では、無権利者登録（商§46①四）、登録がされた後において外国人の権利の享有ができなくなったこと、条約違反となったこと（商§46①五）及び公益的不登録事由（商§46①六）に該当するに至ったことは登録異議の申立ての理由とはされていない。

(4) 商§53の2に規定する取消審判との関係

登録異議の申立ての理由中には、条約違反が含まれているが、パリ条約の同盟国等において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、その商標について自己の名義による登録の出願をし、登録を得たこと（パリ条約§6の7(1)、WTO TRIPS協定§2①、商標法条約§15）を理由としては、登録異議の申立てをすることはできない。この場合には商§53の2に規定する取消審判のみを請求することとなる。

商標法では、商標権の設定の登録後におけるパリ条約§6の7の実施は、取消審判（商§53の2）によってのみ行うこととしている（商§46の無効審判の請求はできない）。

なお、パリ条約§6の7では、「その権利を有する者は、登録異議の申立てができる」旨規定しているが、ここでいう「登録異議の申立て」とは、「付与前異議の申立て」をいうものであって、「付与後異議の申立て」は含まれないと解されている。

4．登録異議の申立てのできる時期

(1) 登録異議の申立ては、商標掲載公報の発行の日から2月以内（商§43の2）に限り行うことができる。

(2) 登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならないこととされているが、登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示については、登録異議の申立て期間の経過後30日を経過するまでは要旨を変更する補正もすることができ（商§43の4②）（→66—03の1．(3)「商標登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示」参照）、また、遠隔又は交通不便の地にある者については、更にこの期間を延長することができる（商§43の4③）。

＜延長できる期間＞

◆在外者　・・・60 日延長

◆国内在住であって遠隔又は交通不便の地（下記表参照）にある者又はその代理人　・・・15 日延長

東京都	伊豆諸島　小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

５．登録異議の申立ての取下げ

（根拠規定）

商§43 の 11（申立ての取下げ）

登録異議の申立ては、次条の規定による通知（注１）があった後は、取り下げることができない。

２　第五十六条第二項において準用する特許法第百五十五条第三項（注２）の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。

（注１）商標登録の取消理由通知

（注２）審判の請求の取下げ

（参考）

特§155③

３　二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求するときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

登録異議の申立ての取下げは、特許庁から商標登録の取消理由の通知（商§43 の 12）がされるまではすることができ、二以上の指定商品又は指定役務に係る申立てである場合は、指定商品又は指定役務ごとにすることができる。

６．出願書類等の縦覧

（根拠規定）

商§18（商標権の設定の登録）

４　特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

商標権の設定の登録があったときは、登録番号、願書に記載した商標（登録商標）、指定商品又は指定役務等の事項を掲載した商標公報（「商標掲載公報」という。）の発行の日から２月間、特許庁において出願書類及びその附属物件が公衆の縦覧に供される（商§18③④）。

【参考】商標法の商標登録異議の申立て理由、無効理由及び拒絶理由の比較

登録異議の申立て理由	無効理由	拒絶理由
商標登録要件 商§3	同左	同左
不登録事由 商§4①	同左	同左
地域団体商標登録要件 商§7の2①	同左	同左
先願 商§8①②⑤	同左	先願 商§8②⑤
登録取消における 再登録禁止 商§51②，商§52の2②， 商§53②	同左	同左
外国人の権利享有 商§77③→特§25	同左	同左
条約違反 商§43の2①二	同左	同左
５条５項の要件 商§43の2①三	同左	同左
		一商標一出願 商§6①②
	無権利者登録 商§46①四	
	後発的事由 商§46①五～七	

（改訂 R5.12）

66—02　T

商標権者、商標登録異議申立人、参加人

１．商標権者

商標権が共有に係るものである場合は、共有者の全員が商標権者である。

２．登録異議申立人

登録異議申立制度は、「何人も」登録異議の申立てができる制度であり、利害関係人に限定されない。

なお、登録異議申立人が死亡した場合、合併により消滅した場合は、申立てについての地位を承継することはできない。

３．参加人

(1) 根拠規定

商§43の7（参加）

商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

商§43の7②、商§56①→特§148（参加）

４　前項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。

(2) 参加できる者

ア 商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者でなければならない。

商標権についての権利を有する者とは、例えば専用使用権者、通常使用権者である。

イ 商標権者を補助するための参加でなければならない。

(3) 参加できる時期

参加は、すでに係属している登録異議の申立てについてするものであるから登録異議の申立てが係属中であって、登録異議の申立てについての決定前でなければならない。

４．中断又は中止の効力

(1) 根拠規定

商§43の6（審理の方式等）

3　共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

商§43の7②、商§56①→特§148（参加）

5　第一項又は第三項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についても、その効力を生ずる。

商§43の7②、商§56①→特§149（参加）

参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

2　審判長は、参加の申請があったときは、参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　参加の申請があったときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする。

4　前項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。

5　第三項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。

（改訂 R5.12）

66—03　T

商標登録異議の申立ての方法

１．登録異議申立書

(1) 根拠規定

商§43の4①（申立ての方式等）

登録異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　登録異議の申立てに係る商標登録の表示

三　登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(2) 登録異議申立人の氏名等、商標登録の表示

ア 登録異議申立人等

登録異議申立書には、登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

イ 申立てに係る商標登録の表示

登録異議申立書には、商標登録番号、登録異議の申立ての対象となる商品及び役務の区分と指定商品又は指定役務を記載しなければならない。

(3) 商標登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

ア 登録異議の申立ての理由

商標登録異議申立書には、申立てに係る商標登録が商§43の2各号の一に該当する理由についての登録異議申立人の主張を記載しなければならない。

申立ての理由には、通常、

（ア）本件登録商標の出願から登録に至るまでの経緯

（イ）申立ての対象となる登録商標、指定商品（役務）並びに登録を取り消すべき法律上の根拠及び証拠の表示

（ウ）登録を取り消すべき具体的理由

等が記載される。

イ 必要な証拠の表示（→34—01）

証拠が必要な登録異議の申立てについては、申立ての理由として主張する具体的な事実を立証するための証拠の表示をしなければならない。

証拠方法としては、文書、検証物、当事者本人、鑑定人、証人がある。

なお、文書の写し等が電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）をもって提出することができる（商施規§22⑤→特施規§50⑥）。この場合、提出する光ディスクは１枚でよい。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

(4) 商標登録異議申立書の副本提出

登録異議申立書を提出するときは、商標権者に送付するために必要な数の副本、及び審理用の副本１通を提出しなければならない（商施規§22①→特施規§4）。

(5) 登録異議の申立てがあった場合の手続

ア 登録異議申立書副本の送付

審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない（商§43の4④）。なお、当該登録の商標権者が代理人へ委任をしている場合には、その代理人に対し登録異議申立書の副本を送付する。

登録異議申立書の副本は、登録異議理由の補充期間経過後に送付することとし、複数の登録異議の申立てがあったときはまとめて送付する。

商標権者は、この副本に対し、意見を述べることは要しない。なお、登録の取消理由の通知があったときに意見を述べる機会が与えられる（→66—04の３．）。

イ 専用使用権者等への通知

審判長は、登録異議の申立てがあったときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他商標登録に関し登録した権利を有する者に通知する（商§43の4⑤→商§46④）。

ウ 登録異議の申立ての予告登録

登録異議の申立てがあったときは、商標登録原簿に予告登録する（商登令

§1の2二）。

エ 商標公報への掲載

登録異議の申立てがあったときは、その旨を予告登録した後に商標公報（特許庁公報（公示号））に掲載する（商§75②五）。

2. 登録異議申立（書）及び登録異議申立事件に係る手続の不備について

(1) 根拠規定

商§43の15、商§56①→特§133（方式に違反した場合の決定による却下）

審判長は、請求書が第百三十一条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命じることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき（注１）

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき

三 手続について第百九十五条第一項又は第二項の規定（注２）により納付すべき手数料を納付しないとき

3 審判長は、前二項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第百三十一条の二第一項の規定に違反するときは、決定をもってその手続を却下することができる。

4 前項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

（注１）特§7①～③（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）、§9（代理権の範囲）

（注２）商§43の15において準用する場合は、商§76①②（手数料）と解する。

商§43の15、商§56①→特§135（不適法な審判請求の審決による却下）

不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものについ

ては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもってこれを却下することができる。

商§43の15、商§56①→特§133の2（不適法な手続の却下）

審判長は、審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる。

2　前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない

3　第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

(2) 登録異議申立（書）の不備と処分

ア 補正指令と登録異議申立書の却下

登録異議申立書の方式違反又は手数料不備の場合は、審判長による補正命令を行う。

当該補正命令に対し、指定期間内に補正しないときは、審判長は決定をもって当該登録異議申立書を却下する（商§43の15、商§56①→特§133③）。

イ 不適法な登録異議の申立ての却下

不適法な登録異議の申立て（期間徒過等）については、補正を命じることなく審判官の合議体の決定をもって却下する（商§43の15、商§56①→特§135）。

(3) 登録異議申立（書）以外の登録異議申立事件に係る手続の欠陥と処分

登録異議申立書以外の登録異議申立事件に係る手続（例えば、登録異議申立人住所変更届、代理人変更届等をいう。以下「登録異議申立書以外の手続」という。）について不備があった場合は、以下の手続を行う。

ア 補正指令と手続の却下

登録異議申立書以外の手続についての方式違反又は手数料不備の場合は、審判長による補正命令を行う。

当該補正命令に対し、指定期間内に補正がされないときは、審判長は決定をもって当該手続を却下する（商§43の15、商§56①→特§133①）。

イ 不適法な手続の却下

審判長は、登録異議申立書以外の手続において、不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる。

審判長は、登録異議申立書以外の手続を却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与える（商§43の15、商§56①→特§133の2②）。

(4) 却下の決定に対する不服申立て

ア 登録異議申立書の却下の決定に対する不服申立て

上記(2)アの登録異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に対し提起することができる（商§63①）。

イ 不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対する不服申立て

上記(2)イの不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対しての不服申立てはすることができない（商§43の15②→商§43の3⑤、商§56①→特§135）。

ウ 登録異議の申立てに係る手続の却下の決定に対する不服申立て

登録異議申立書以外の手続の却下の決定に対する不服申立ては、行政不服審査法による審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起をすることができる。

3．登録異議申立書の要旨の変更

(1) 根拠規定

商§43の4②、③（申立ての方式等）

2　前項の規定(注1)により提出した登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第四十三条の二に規定する期間(注2)の経過後三十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項(注３)についてする補正については、この限りでない。

3　特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

（注１）登録異議申立書の記載事項

（注２）登録異議申立期間

（注３）登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(2) 登録異議申立書の要旨を変更する補正

ア 登録異議申立人の氏名等、商標登録の表示の補正

（ア）登録異議申立人の氏名等

登録異議申立人の氏名又は名称の補正であって、その補正の結果、登録異議申立人の同一性が失われる場合は、要旨の変更となる。

（イ）登録異議の申立てに係る商標登録の表示の補正

商標登録番号又は登録異議の申立ての対象となる指定商品又は指定役務の表示の補正であって、その補正の結果、登録異議の申立ての対象の同一性が失われる場合は、要旨の変更となる。

なお、登録異議の申立ての対象となる指定商品、指定役務の削除は、要旨変更に該当しないものとする。ただし、申立ての対象となる指定商品又は指定役務の削除は、取消理由の通知前に限る。

イ 登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示の補正

登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示について、登録異議の申立ての理由及び証拠の補充をすることができる期間経過後に、その要旨を変更する補正はこれを採用しない。

具体的には、登録異議の申立ての根拠条文や証拠の追加、変更は認めない。

上記ア、イにおいて、要旨を変更するものか否かの判断は、登録異議申立書全体に基づいて行う。

（改訂 R5.12）

66—04　T

商標登録異議の申立てについての審理

１．審理機関と審判官

(1) 審理機関

ア 根拠規定

商§43の3①（決定）

登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

商§43の5、商§56①→特§136②（審判の合議制）

２　前項の合議体の合議は、過半数により決する。

イ 趣旨

商標権付与後の異議申立制度は、登録処分の適否を審理するものであり、その手続は、審理の公平性・独立性を十分に担保する必要があるとともに、手続において、審理の的確性を担保する必要があるため、審判官の合議体により審理を行うこととした。

(2) 審判官の指定

ア 根拠規定

商§43の5、商§56①→特§137（審判官の指定）

特許庁長官は、各審判事件（‥略‥）について前条第一項（注）の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

２　特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充しなければならない。

（注）審判の合議制

イ 審判官の指定通知

商施規§22⑤→特施規§48②

（ア）審判官の指定が行われた場合は、当該審判官の氏名を、商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

（イ）審判官の変更が行われた場合は、当該審判官の氏名を、商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

(3) 審判長の権限

ア 根拠規定

商§43の5、商§56①→特§138（審判長）

特許庁長官は、前条第一項(注)の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

２　審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

(注)審判官の指定

(4) 除斥又は忌避の申立て

ア 根拠規定

商§43の5、商§56①→特§139（審判官の除斥）

審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

１　審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき又はあったとき。

２　審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

（３～８号略）

イ 審判官の除斥、忌避に伴う補充

商標権者、登録異議申立人又は参加人は、審判官の除斥又は忌避の申立てをすることができる。

なお、商§43の5及び商§56①において準用する特§137では、審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充しなければならないと規定しているが、この「故障がある者」には、病気等による場合の他、除斥又は忌避に該当する者も含まれる。

２．審理範囲

(1) 根拠規定

商§43の2柱書（登録異議の申立て）

何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

（各号略）

商§43の3②、④（決定）

２　審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。

４　審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。

(注)登録異議の申立ての理由

商§43の9（職権による審理）

登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

２　登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない。

商§43の11①（申立ての取下げ）

登録異議の申立ては、次条(注)の規定による通知があった後は、取り下げることができない。

(注)取消理由の通知

(2) 審理の対象となる指定商品又は指定役務

審理の対象となる指定商品及び指定役務の範囲は、登録異議の申立てがされた指定商品及び指定役務に限られる。

複数の登録異議の申立てがされている場合であって、併合審理がされている

ときは、当該併合された登録異議の申立てにより申し立てられている指定商品及び指定役務はすべて審理の対象になる。

(3) 登録異議の申立てについての審理

登録異議の申立てについての審理は、審査官による審査を経た後に、登録異議の申立てを待って審理しているものであるから、基本的には、登録異議申立人が申し立てている理由、提示している証拠に基づいて審理を行う（例１、例２）。

また、登録異議の申立てにおける審理は、登録異議申立人が申し立てない理由についても審理することができる。例えば、登録異議の申立てで提出していない文献の採用（例３）、それに伴う適用条文の適用（例４）等である。

例１．登録異議の申立てにおける理由（証拠）から取消理由となり得るものを採用して審理する場合

登録異議申立人の主張（証拠Ａ、Ｂを提出している）を採用（証拠ＡとＢを採用）して取消理由を通知する。

例２．複数の登録異議の申立てがあった場合、それらの登録異議の申立てにおける理由・証拠から取消理由になり得るものを選択して審理する場合

登録異議申立人甲が証拠Ａ、Ｂを、同乙が証拠Ｃ、Ｄを提出していることから、この証拠中ＡとＤを採用して取消理由を通知する。

例３．登録異議申立人が提出していない証拠をも採用して審理する場合

登録異議申立人の提出にかかる証拠Ａ、Ｂに加え、審判官が発見した証拠Ｃを用いて取消理由を通知する。

例４．登録異議申立人が主張していない適用条文を適用する場合

登録異議の申立ての理由においては、当該登録商標は、商§3①三に該当すると主張しているが、提出にかかる証拠等によっては商§4①十六にも該当するときは、商§3①三及び商§4①十六を取消の根拠条文として取消理由を通知する。

(4) 登録異議の申立てが取り下げられた場合

登録の取消理由の通知がされる前は登録異議の申立てを取り下げることができる（商§43の11）。

ア 全ての登録異議の申立て（複数の申立てがある場合は全部の申立て）が取

り下げられた場合には、当該商標登録に対する登録異議の申立てについての審理は終了し、商標権者及び参加人に登録異議の申立てが取り下げられた旨を通知する（商施規§22⑤→特施規§50の5）。

イ 登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務の一部について取り下げられた場合は、取り下げられた指定商品又は指定役務を除いて審理を続行する。

ウ しかし、取消理由の通知があった後は、登録異議の申立てを取り下げることはできないとされているので審理を続行させる。

3． 登録の取消理由の通知

(1) 根拠規定

商§43の12（取消理由の通知）

審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

登録異議申立制度は登録の見直しであるとする性格、及び異議申立てについての審理を迅速かつ的確に行うという要請から、登録異議申立制度においては、合議体による取消理由通知及びこれに対する商標権者の意見書等の提出を基本とするものである。なお、取消理由がないときは、登録維持の決定を行う（商§43の3④）こととなる。

(2) 取消理由通知の手続

登録異議の申立てがあったときは、登録異議申立書副本を商標権者に送付する（→66—03の1．(5)ア「登録異議申立書副本の送付」）。

上記副本送付の後、審判長が登録を取り消すべき決定をしようとするときは、商標権者に対し、取消理由を通知し、意見書を提出する機会を与える。

したがって、商標権者は、取消理由通知を待って意見書を提出すれば足りるもので、登録異議申立書副本に対して答弁書を提出する必要はない。

(3) 取消理由通知の起案

ア 登録異議の申立ての審理に当たっては、全ての申立ての理由及び証拠について検討する。

イ 検討の結果、取消理由がないと認められるときは、登録を維持すべき旨の決定を行う。

ウ 検討の結果、取消理由があると認める場合には、これを取消理由通知（取消理由が複数ある場合は、事案に応じて、原則、全ての理由）として起案する。

登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務について取消理由があるときは、その取消理由のある指定商品又は指定役務を明示して取消理由を通知する。

取消理由を通知する場合は、原則、一つの通知書によることとするが、取消理由が複数の区分にわたり適用条文も異なる場合等、内容によっては複数の取消理由通知書とすることができる。

エ 上記ウにおいて、例えば、同じ適用条文について複数の取消理由がある場合は、適切なものを拒絶理由として採用する等、事案に応じ、効率的・合理的な取消理由通知を起案する。

オ 取消理由通知の起案に当たっての留意点

（ア）登録後の審理であることから、取消理由通知は慎重に行う。

（イ）意見書により、何度も取消理由を通知することとならないようにする。

（ウ）複数の取消理由がある場合には、取消決定の取消訴訟において登録を取り消すべき旨の決定が取り消された場合に、再度、別の取消理由をもって取り消すべき旨の決定を行うことがないよう留意する。

４．証拠調べ及び審尋

（1）根拠規定

商§43の8（証拠調べ及び証拠保全）

第五十六条第一項において準用する特許法第百五十条及び第百五十一条の規定は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。

商§43の15、商§56①→特§134④（審判の規定の準用）

４　審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

（2）証拠調べ

ア 証拠調べ

登録異議申立人等が証拠調べを申し出ており、合議体が証拠調べを行う必要があると判断した場合は、証拠調べを実施する。

イ 証拠調べと取消理由通知

証拠調べの結果、登録を取り消すべきと判断した場合は、商標権者に取消理由を通知し、意見書を提出する機会を与える。

(3) 審尋

合議体がその判断を適切に行うため、商標権者又は登録異議申立人等の意見等を求める必要がある場合は、審尋を行う。

［審尋の例］

例１　登録異議の申立てについての審理に際し、取消理由の有無の適正な判断のために、必要と認められる場合は、商標権者に対し登録異議申立書に対する意見を求める。

例２　商標権者から提出された意見書において主張されている事項について取消理由の有無の適正な判断のために必要と認められるときは、登録異議申立人に意見を述べる機会を与える。

登録異議申立人に審尋をするときは、合議体が必要と判断する場合には、商標権者の提出した意見書及び取消理由通知の写し等を送付する。

５．提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

審判官は、決定書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、商標権者、登録異議申立人又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その商標権者、登録異議申立人又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（商施規§22⑤→特施規§50の11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/kami_form/index.html）を参照。）

６．意見書の提出

(1) 根拠規定

商§43の12（取消理由の通知）

審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(2) 意見書

商標権者は、取消理由が通知されたときは、指定期間内に意見書を提出することができる。

なお、商標法では、登録商標の訂正若しくは指定商品又は指定役務の減縮等の訂正は一切認めていない。

(3) 意見書の副本提出

商標権者は、意見書を提出するときは、登録異議申立人に送付するために必要な数の副本及び審理用の副本を１通提出しなければならない（商施規§22⑤→特施規§50の4）。

７．意見書の提出後の審理

(1) 意見書を参酌しても依然として取消理由により登録を取り消すべきと判断した場合は、商標登録の取消決定を行う。

(2) 取消理由によっては、登録を取り消すべきでないと判断した場合は、商標登録の維持の決定を行う。

（改訂 R5.12）

66—05　T

商標登録異議の申立てについての審理の方式

１．審理の併合又は分離

(1) 根拠規定

商§43の10（申立ての併合又は分離）

同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

２　前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

審理の併合について

ア 商標権付与前の登録異議申立制度については、複数の登録異議の申立てがされた場合、原則として、これらのすべてに対し登録異議決定を行わなければならないため、①複数の登録異議の申立てがされた場合に登録が遅れることや、②各登録異議の申立てごとに答弁が必要となり、商標権者の答弁負担が大きい、という問題も有していた。

イ このため、商標権付与後の登録異議の申立てへの移行に併せ、迅速かつ効果的な登録異議の申立ての審理を行うため、複数の登録異議の申立てがされた場合にあっては、原則としてこれらの審理を併合して行うこととし、登録の取消又は維持について一つの決定を行うこととしたものである。

(2) 審理の併合

ア 審理の併合の原則

同一の登録に複数の登録異議の申立てがあったときは、適法な登録異議の申立てについては、特別の事情がない限り審理が併合されることから、各登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務又は申立ての理由・証拠が同じであるか否かにかかわらず、これらの審理は併合して行うこととする。

イ 特別の事情

「特別の事情」とは、審理を併合することがかえって審理の手続を複雑化させ、その進行を困難にさせると認められる場合である。

例えば、複数の登録異議の申立ての一について登録異議申立書の却下がされ、当該決定に対し訴えが提起されたような場合である。

ウ 審理の併合の効果

(ア) 併合された後の手続

審理が併合されると、その後の取消理由通知、意見書の提出、登録異議の申立てについての決定等の手続は、一つでされる。

(イ) 提出書類、証拠方法等の利用

審理が併合された場合には、それぞれの登録異議の申立てにより提示又は提出された証拠方法等は、併合されたすべての登録異議の申立てについての審理において利用することができる。

エ 審理の併合に関する手続

(ア) 複数の登録異議の申立てがされた場合は、原則として、審理を併合することとされているので、審理を併合する旨の通知は行わない。

(イ) 審理の併合をしない場合の手続

複数の適法な登録異議の申立てがあり、一部の登録異議の申立てを併合しないで本案審理を行う場合には、その旨を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

(3) 審理の分離

ア 審理の分離の前提

審理の分離をすることができるのは、すでに併合して本案審理がされている場合に限られる。

イ 分離された場合

審理が分離されるのは、複数の登録異議の申立てについて併合して審理したが、併合審理を続行することが審理の手続を複雑化させ、その進行を困難にさせると判断される場合である。

ウ 審理の分離の効果

審理が分離された登録異議の申立ては、別の手続で審理され決定される。

審理が分離されるまでに提出された書面等の資料は、双方の手続に共通に

効力を有する。

エ 審理の分離の手続

審理の分離を行う場合には.その旨を商標権者､登録異議申立人及び参加人に通知する。

２. 書面審理と口頭審理

(1) 根拠規定

商§43の6①（審理の方式等）

登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

商§43の6②、商§56①→特§145③（審判における審理の方式）

３　審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

(2) 書面審理の原則

登録異議申立制度は、特許庁による取消理由通知及びこれに対する意見書等の提出を基本とした制度であるから、同制度においては、書面審理を原則として、例外として口頭審理によることが規定されている（商§43の6①）。商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立て又は職権により口頭審理による審判をするときは、商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する（商§43の6②、商§56①→特§145③）。

（改訂 H27.2）

66—06　T

商標登録異議の申立てについての決定

１．根拠規定

商§43の3②、④（決定）

２　審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。

４　審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。

(注)登録異議の申立ての理由

商§43の13（決定の方式）

登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行わなければならない。

一　登録異議申立事件の番号

二　商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三　決定に係る商標登録の表示

四　決定の結論及び理由

五　決定の年月日

２　特許庁長官は、決定があったときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

２．登録異議の申立てについての決定の種類

登録異議の申立てについての決定には、

(1) 不適法な異議申立（書）に対する「登録異議の申立てについての決定」による却下（商§43の15→商§56①→特§133③、特§135）（→66—03の２．）、及び

(2) 本案審理を経た「登録異議の申立てについての決定」（商§43の3②、④）がある。

（参考）

登録異議申立書を却下する「登録異議の申立てについての決定」は、商§43の15及び商§56①において準用する特§133に基づくものであり、また、登録異議申立書以外の登録異議手続を却下する決定は、商§43の15及び商§56①において準用する特§133の2に基づくものである（→66—03の２．）。

３．登録異議の申立てについての決定の手続

(1) 複数の登録異議の申立てがされている場合

ア 複数の登録異議の申立てがなされている場合には、原則、審理が併合されていることから、登録を取り消すか、登録を維持するかのいずれかの判断の内容を、一つの決定書に記載する。

また、登録異議の申立てが、複数の商品及び役務の区分にわたる指定商品又は指定役務に対し申し立てられている場合も、これらの各区分の指定商品又は指定役務について、登録を取り消すか、登録を維持するかのいずれかの判断の内容を、一つの決定書に記載する。

イ 登録異議の申立てがされている指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務についてのみ取消理由があると認められる場合は、その指定商品又は指定役務について登録取消の決定をし、その他の指定商品又は指定役務については登録維持の決定を一つの決定書に記載する。

(2) 複数の登録異議の申立て中に不適法な申立てがある場合

複数の登録異議の申立て中に不適法な申立てがある場合は、適法な登録異議の申立てについての決定とは別に、不適法であると判断された時点で当該登録異議の申立てを却下する。

なお、この場合、不適法な登録異議の申立ては審理の併合の対象とならない。

(3) 登録異議の申立てについての決定の謄本の送達

決定があったときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達する。

なお、審理終結の通知は行わない。

4．登録異議の申立てについての決定書に記載すべき事項

登録異議の申立てについての決定には、登録異議申立事件の番号、商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名等、商標登録の表示、結論及び理由、決定の年月日を記載する。

5．登録異議の申立てについての決定の確定

登録異議の申立てについての決定は、登録取消の決定がされた場合は、不服申立ての期間が徒過した時点をもって確定し、登録維持の決定がされた場合は、決定の謄本の送達があったときをもって確定する。

6．登録異議の申立てについての決定の効果

登録取消の決定が確定したときは、商標権は初めから存在しなかったものとみなされる（商§43の3③）。

なお、登録されている指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務について取消の決定が確定した場合は、該当する指定商品又は指定役務に係る商標権のみが初めから存在しなかったものとみなされることとなる。

7．決定に対する不服の申立て

(1) 根拠規定

商§43の3⑤（決定）

5　前項の決定(注)に対しては、不服を申し立てることができない。

(注)登録維持の決定

商§43の15②（審判の規定の準用）

2　第四十三条第の三第五項の規定は、前項において準用する第百三十五条の規定(注)による決定に準用する。

(注)不適法な登録異議の申立てについての決定

商§63（審決等に対する訴え）

取消決定又は審決に対する訴え‥‥‥‥及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

商§63②→特§178②～⑥（審決等に対する訴え）

2　前項の訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3　第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があった日から三十日を経過した後は、提起することができない。

4　前項の期間は不変期間とする。

5　審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。

6　審判を請求できる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

(2) 訴えを提起することができる決定

ア 登録取消の決定

商標権者は、登録取消の決定について東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

イ 登録異議申立書の却下の決定

登録異議申立人は、登録異議申立書の却下の決定（商§43の15①→商§56①→特§133③）について東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

上記ア、イの決定に対しては、行政不服審査法による不服を申し立てることはできない（商§77→特§195の4）。

ウ 登録異議申立書以外の登録異議申立事件に係る手続の却下の決定

登録異議申立書以外の登録異議手続についての却下の決定（商§43の15①→商§56①→特§133の2①）を受けた者は、行政不服審査法により不服を申し立てることができる。

(3) 訴えを提起することができない決定

ア 登録維持の決定（商§43の3④）

イ 登録異議の申立ての却下の決定（商§43の15①→商§56①→特§135）

上記ア、イの決定に対し、行政不服審査法により不服を申し立てることはできない（商§43の3⑤、商§43の15②、商§77⑦→特§195の4）。

(4) 出訴期間

上記(2)ア及びイの訴えは、決定の謄本の送達があった日から30日以内（在外者の付加期間は90日）にすることができる（商§63②→特§178③）。

(5) 被告

決定に対する訴えの被告は、特許庁長官である（商§63②→特§179）。

8. 確定登録

登録異議の申立てについての決定が確定したときは、登録する（商登令§1一）。

9. 商標公報への掲載

登録異議の申立てについての確定した決定を商標公報に掲載する（商§75②六）。

確定した登録異議の申立てについての決定は、審決公報に掲載される。

（改訂 H27.2）

66—07　T

商標登録異議の申立てと審判との関係

１．登録異議の申立てと無効審判

(1) 無効審判と登録異議の申立てが同時係属した場合の審理

ア 無効審判と登録異議の申立てが同時に同じ登録（指定商品又は指定役務全部又は一部が同じ場合）について係属した場合には、原則として登録異議の申立ての審理を優先して行う。

イ 登録異議の申立ての審理に際し、無効審判手続が既に進行しており無効審判が早期に結審できるとき、又は商標権者・無効審判請求人において当該商標登録に係る紛争が存在し無効審判の迅速処理を求めているとき等であって、合議体が適切と認める場合は無効審判を優先して審理することができる。

（ア）登録異議の申立てと無効審判とは種類の異なる手続であることから、併合して審理することはできない。

（イ）同じ登録についての登録異議の申立てと無効審判が同時に係属した場合、これらを並行して審理するという考え方もあり得るが、両者を並行して審理すると、

a 商標権者にとってみると、同時期に両手続に対応する必要が生じること、

b 両手続の一方で無効（取消）となる場合は、他方については本案審理する必要がなく、特許庁及び商標権者に無用な負担が生じること、

c 同一理由・同一証拠に基づき両手続が行われている場合に、矛盾した結果が生じることは望ましくないことから、一方を優先して審理するのが適切である。

（ウ）登録異議申立制度と無効審判制度とを比較すると、

a 登録異議申立制度においては、登録異議の申立てがあっても取消理由がないと判断されるときは直ちに登録維持の決定がされること、

b 無効審判においては、弁駁書が提出されるケース、及び理由・証拠が時

出できることから再答弁がされるケースが多いのに対し、登録異議議申立てにおいてはこれらのケースが比較的少ないと予想されること、

c 登録維持の決定に対しては不服を申し立てることができないことから、登録異議の申立てにおける決定の方が無効審判における審決よりも一般的には早く確定するものと考えられる。

（エ）他方、時期的にみると、登録異議の申立てについての方式が完備するまでに相当の期間を要したとき等には、登録異議の申立てへの審理着手する際に無効審判について早期に終結できる場合もあり得る。このような場合であって、合議体が適切と判断するときは、無効審判を優先して審理することが適切である。

（オ）また、商標権者が、当該商標登録に係る紛争が存在し無効審判の迅速処理を求める場合等には、無効審判を優先的に審理することが適切な場合もあり得る。

（カ）したがって、両手続が同時に係属した場合には、原則、登録異議の申立ての審理を優先することとし、無効審判手続が進行しており早期に結審できる場合等であって合議体が適切と認める場合には、これを優先して審理することとする。

(2) 具体的取扱い

ア 無効審判について早期に結審できる場合

登録異議の申立ての審理にあたって、無効審判について早期に結審できる場合は、先に無効審判について審決する。この場合、登録異議の申立ての審理は、

（ア）登録を無効とする審決の場合、原則として審決の確定を待って行う。

（イ）審判請求を不成立とする審決の場合、原則として審決の確定を待たずに行う。

イ 無効審判の優先処理を求められた場合

商標権者が、当該商標登録に係る紛争が存在し、無効審判を先に審理するよう主張しており、合議体が適切と認める場合には、無効審判を優先して審理する。

ウ 上記ア、イ以外の場合は、原則として無効審判の手続を中止し、登録異議

の申立てを優先して審理し、確定後に無効審判の審理を続行する。

(3) 手続の中止（→26—01 の６．）

（根拠規定）

商§43 の 15、商§56①→特§168①（訴訟との関係）

審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

ア 無効審判又は登録異議の申立てのいずれか一方の審理を優先したときは、必要に応じて他方の手続を中止する（商§43 の 15、商§56①→特§168）。

中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられている（東高判昭 23.5.28（昭 22（オ）11））。

また、中止申立権を認めたものではない（大判昭 13.11.28（昭 13（オ）1270））。

イ 手続の中止を行う場合は、中止通知書を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

手続の中止を解除する場合は、中止解除通知書を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

ウ 中止通知書に対し、商標権者、登録異議申立人及び参加人から中止の判断についての意見が上申書等で提出された場合は、これを考慮する。

２． 登録異議の申立てと取消審判

(1) 登録異議の申立てと取消審判の同時係属

登録異議の申立てが係属している場合であっても、商標権者若しくは専用使用権者又は通常使用権者による不正使用による取消審判（商§51、商§53）、類似商標の分離移転に係る登録商標の混同による取消審判（商§52 の 2）又は代理人・代表者による登録の取消審判（商§53 の 2）の請求はできる。

なお、不使用取消審判（商§50）は、設定登録後 3 年経過しないと請求できない。

(2) 登録異議の申立てと取消審判とが同時係属した場合の審理

同じ登録についての登録異議の申立てと取消審判とが同時に係属した場合

には、登録異議の申立てによる取消の確定決定と上記取消審判による取消の確定審決とでは商標権の消滅時期（登録異議の申立てによる取消確定の決定：商§43の3③、取消審判による取消の確定審決：商§54）が異なることを考慮して、原則、登録異議の申立ての審理を優先して行う。

ア この場合に取消審判は、その手続を中止し、登録異議の申立ての審理が終了し登録異議の申立てについての決定が確定した後取消審判の手続の中止を解除し再開する。

イ 登録異議の申立てについての決定があった場合

取消審判の審理は、当該登録異議の申立てについての決定が、

（ア）登録を取り消す決定の場合は、決定の確定を待って行う。

（イ）登録を維持する決定の場合は、直ちに行う。

（改訂 H27.2）

67　P

特許異議の申立て（小目次）

67—00　特許異議の申立て
　１．制度の趣旨
　２．適用対象
　無効審判制度との比較
　特許異議申立制度の手続フロー
67—01　特許異議の申立ての理由・申立てのできる期間
　１．特許異議の申立て
　２．特許異議の申立ての理由
　３．特許異議の申立てのできる期間
　４．出願書類等の閲覧
67—02　特許権者、特許異議申立人、参加人
　１．特許権者
　２．特許異議申立人
　３．参加人
67—03　特許異議の申立ての手続
　１．特許異議申立書等
　２．特許異議の申立てがあった後の手続
　３．特許異議の申立ての取下げ
67—04　特許異議の申立ての不備と補正
　１．特許異議申立（書）の不備と処分
　２．特許異議申立書の補正
67—05　特許異議の申立てについての審理
　１．審理機関と審判官
　２．特許異議の申立ての審理の開始

３．審理の範囲
４．書面審理
５．証拠調べ及び審尋
６．提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め
７．取消決定が取り消された事件の審理
特許異議の申立ての審理フロー
67—05.1　取消理由通知
１．取消理由通知（特§120の5）の趣旨と種類
２．取消理由通知の手続
３．取消理由通知の検討
67—05.2　特許権者による意見書又は訂正請求書の提出
１．取消理由通知に対する特許権者の対応
２．訂正の効果
３．訂正の請求の予告登録
67—05.3　意見書又は訂正請求書提出後の審理
１．意見書又は訂正請求書の提出後等の審理
２．意見書のみが提出された場合の審理
３．意見書も訂正請求書も提出されない場合の審理
４．訂正請求書が提出された場合の審理
67—05.4　特許異議申立人による意見書の提出
１．特許異議申立人による意見書の提出
２．特別の事情について
３．特許異議申立人による意見書の提出手続
67—05.5　取消理由通知（決定の予告）
１．取消理由通知（決定の予告）が必要な場合
２．取消理由通知（決定の予告）が不要な場合
３．取消理由通知（決定の予告）の記載内容
４．取消理由通知（決定の予告）後の審理
67—06　特許異議の申立てについての決定
１．決定の手続

２．決定に記載すべき事項
３．決定の理由の起案
４．決定の謄本の送達
５．決定の確定
６．取消決定の効果
７．決定に対する不服の申立て
８．確定登録
９．再審
１０．その他
67—07　複数の特許異議の申立ての取扱い
１．審理の併合
２．審理の分離
３．特許異議申立書の理由及び証拠の補正の取扱い
４．特許異議の申立ての取下げの取扱い
67—08　特許異議申立期間経過前の審理
１．特許異議申立期間の経過前の審理
２．特許異議申立期間の経過前に取消理由を通知する場合の取扱い
３．特許異議申立期間経過前に決定する場合の取扱い
67—09　特許異議の申立てと無効審判の同時係属
１．特許異議の申立てと無効審判が同時係属した場合の審理
２．具体的な取扱い
３．手続の中止
４．手続の中止の解除
67—10　特許異議の申立てと訂正審判の関係
１．特許異議の申立てが係属した場合における訂正審判の取扱い
２．訂正審判を請求し得る期間
３．特許異議の申立てと訂正審判が同時係属した場合の審理
４．手続の中止
５．優先して審理した場合の留意点
67—11　特許権消滅後の特許異議の申立ての取扱い

１．特許権消滅後の特許異議の申立ての取扱い

２．特許異議の申立て後に特許権が消滅した場合の取扱い

（追加 H27.2）

67—00　P

特許異議の申立て

１．制度の趣旨

特許異議申立制度は、特許付与後の一定期間に限り、広く第三者に特許の見直しを求める機会を付与し、申立てがあったときは、特許庁自らが当該特許処分の適否について審理し、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより、特許の早期安定化を図る制度である。

【無効審判制度との比較】

	特許異議申立制度	特許無効審判
制度趣旨	特許の早期安定化を図る	特許の有効性に関する当事者間の紛争解決を図る
手続	査定系手続（原則として特許庁と特許権者との間で進められる）	当事者系手続（審判請求人と被請求人（特許権者）との間で進められる）
申立人・請求人の適格	何人も（匿名は不可）	利害関係人のみ
申立て・請求の期間	特許掲載公報発行の日から6月以内（権利の消滅後は不可）	設定登録後いつでも（権利の消滅後でも可能）
申立て・請求及びその取下げ	請求項ごとに可能 取消理由通知後の取下げは不可	請求項ごとに可能 答弁書提出後の取下げは相手方の承諾があれば可能
異議理由 無効理由	①公益的事由（新規性、進歩性、明細書の記載不備等）	①公益的事由（新規性、進歩性、明細書の記載不備等） ②権利帰属に関する事由（冒認出願、共同出願違反）

		③特許後の後発的事由（権利享有違反、条約違反）
審理方式	書面審理（口頭審理は不可）	原則口頭審理（書面審理も可）
複数申立て・事件の扱い	原則併合して審理	原則は併合せず、事件ごとに審理
決定・審決の予告	取消決定の前に、取消理由の通知（決定の予告）	請求成立（無効審決）の前に、審決の予告
決定・審決	特許の取消し若しくは維持 又は申立て却下の決定	請求の成立若しくは不成立 又は却下の審決
不服申立て	取消決定に対して、特許権者は、特許庁長官を被告として東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に出訴可能 維持決定及び申立て却下の決定に対する不服申立ては不可	審判請求人及び特許権者の双方とも、相手方を被告として、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に出訴可能
料金	16,500 円＋（申立てた請求項の数×2,400 円）	49,500 円＋（請求した請求項の数×5,500 円）

２．適用対象

平成 27 年 4 月 1 日以降に特許掲載公報の発行がされた特許について、特許異議の申立ての適用対象とする（平成 26 年法律第 36 号附則§2⑯，平成 27 年政令第 25 号）。

特許異議申立制度の手続フロー

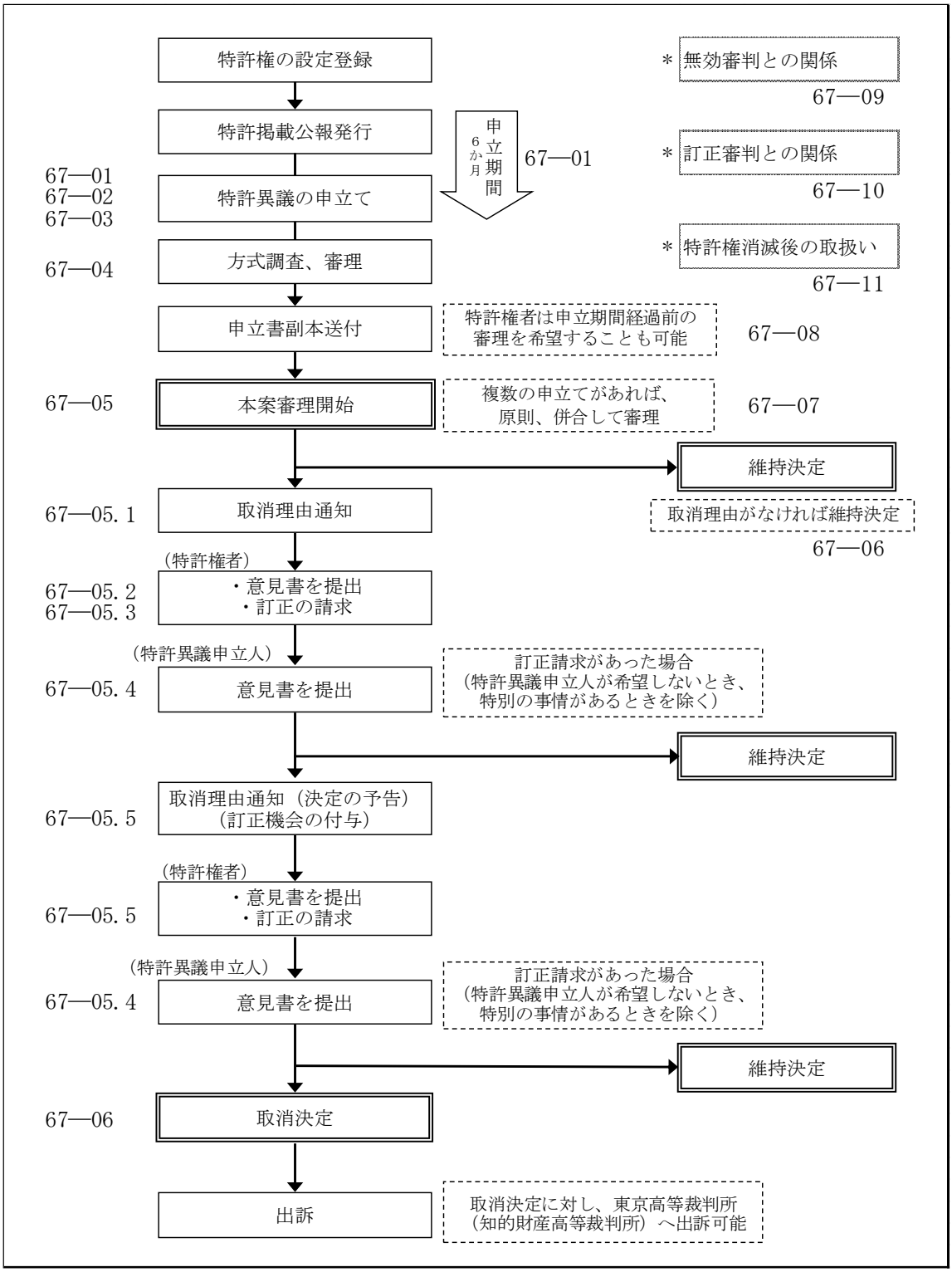

※図中の数字（例：67—01）は、関連する記載のある箇所（節）を示す。

（改訂 H30. 9）

67—01　P

特許異議の申立ての理由・申立てのできる期間

１．特許異議の申立て

(1) 何人も、特許が特§113各号のいずれかに該当することを理由として、特許異議の申立てをすることができる。

(2) 二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる（特§113）。

なお、全ての請求項に対して特許異議の申立てがあったときは、請求項ごとに申し立てられたものとして取り扱う。

(3) 特許権消滅後の特許については、特許異議の申立てをすることはできない（→67—11）。

２．特許異議の申立ての理由

特許異議の申立ての理由は、特§113に規定された理由に限られ、これ以外を理由とすることはできない。

(1) 特§113に規定する特許異議の申立ての理由

ア 第１号関係　新規事項違反（外国語書面出願を除く）（特§17の2③）

イ 第２号関係　外国人の権利享有違反（特§25

特許要件違反（特§29、§29の2）

不特許事由（特§32）

先願（特§39①～④）

ウ 第３号関係　条約違反（特§113三）

エ 第４号関係　記載要件違反（特§36④一、⑥（四号を除く））

オ 第５号関係　外国語書面出願の原文新規事項違反（特§113五）

(2) 拒絶理由との関係

特§49に規定された拒絶理由のうち、形式的事由（シフト補正（特§17の2④、§49一）、記載要件のうち委任省令違反（特§36⑥四、§49四）、出願

の単一性違反（特§37、§49四）、特§48の7の通知後の文献公知情報記載違反（特§36④二、§49五））及び権利帰属に関する事由（共同出願違反（特§38、§49二）、冒認出願（特§49七））は特許異議の申立ての理由とはされていない。

(3) 無効理由との関係

特§123①に規定された無効理由のうち、権利帰属に関する事由（共同出願違反（特§38、§123①二）、冒認出願（特§123①六））、及び特許後の後発的事由（特許後の後発的事由による外国人の権利享有違反及び条約違反（特§123①七）、訂正要件違反（特§123①八））は、特許異議の申立ての理由とはされていない。

3．特許異議の申立てのできる期間

何人も、特許掲載公報発行の日から6月以内に限り、特許異議の申立てをすることができる（特§113柱書）。

この期間外になされた特許異議の申立て、及び、この期間内であっても特許権消滅後になされた特許異議の申立てについては、補正により是正することのできない不適法な申立てであるとして、合議体は決定をもって特許異議の申立てを却下する（特§120の8①→特§135）（→67—04、67—11）。

4．出願書類等の閲覧

設定登録された特許出願のファイルに記録された事項（出願書類等）について、特許掲載公報発行の日から1年以内は無料で閲覧できる（特例法§40①二、手数料令§5②）。

（改訂 R5.12）

67—02　P

特許権者、特許異議申立人、参加人

１．特許権者

特許権が共有に係るものである場合は、共有者の全員が特許権者である。

２．特許異議申立人

特許異議の申立ては、利害関係人に限定されず「何人も」することができる（特§113）。具体的には、自然人、法人及び法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるもの（特§6①二）が該当する。ただし、匿名では特許異議の申立てをすることはできない（特§115①一）。

なお、特許異議申立人が死亡したときや合併により消滅したときは、申立てについての地位を承継することはできない（→22—01、26—01）。

（参考裁判例）（平成７年12月31日以前の付与前異議のもの）

「異議申立制度は、利害関係の有無にかかわらず何人でも異議の申立ができるものとすることによって、商標登録出願の審査の過誤を排除し、その適正を期するという公益的見地から設けられたものであって、異議申立人たる会社が合併により消滅したときは、それによって異議申立は失効し、異議申立人たる地位が合併後存続する会社に承継される余地はない。」

（最高判昭56.6.19（昭53（行ツ）103号））

３．参加人（特§119→特§148）（→57—00～57—09）

(1) 参加できる者（→57—01）

ア 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者であって、特許権者を補助する者は、審理に参加することができる（特§119①）。

特許権についての権利を有する者とは、例えば、専用実施権者、通常実施権者である。

イ 特許異議申立人側の参加は、規定がないため、認められない。

(2) 参加の効力（→57—05）

参加人は、特許権者を補助するため、攻撃防御の方法の提出、その他一切の異議申立て手続をすることができる（特§119②→特§148）。

参加人には、特許権者と同様に関係書類が送付される。

なお、この章 67 において、「特許権者」とあるときは、特許権者を補助する目的の限りにおいて「参加人」を含む場合がある。

(3) 参加許否の決定（→57—07）

（改訂 H30.9）

67—03　P

特許異議の申立ての手続

１．特許異議申立書等

(1) 一般的事項

特許異議の申立てをするには所定の特許異議申立書を提出しなければならない（特§115、特施規§45の2、様式61の2）。

このとき、特許異議申立書及び添付書類については、必要な数の副本（特許権者の数＋１（審理用））を提出しなければならない（特施規§4、特施規§45の6→特施規§50の4）。

(2) 特許の表示、特許異議申立人等

ア 特許異議の申立てに係る特許の表示

特許異議申立書には、申立てに係る特許の特許番号、申立てをする請求項を表示しなければならない。

イ 特許異議申立人等（→21—00の４.）

特許異議申立書には、特許異議申立人及び代理人の氏名・名称及び住所・居所を記載しなければならない。

特許異議申立人が自然人でないときは、特許異議申立人の名称に加えて代表者の氏名を記載しなければならない。ただし、代理人により手続をする場合、代表者の氏名の記載は、不要である。

また、代理人が複数人である場合や代理人が弁理士法人等である場合は、担当代理人（弁理士等）をなるべく表示する。

併せて、特許庁との連絡のため、電話番号をなるべく記載する。

(3) 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

特許異議申立書には、特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示をしなければならない。

ア 特許異議の申立ての理由

特許異議申立書には、特許が特§113各号のいずれかに該当するかについて、特許を取り消すべき根拠となる法条（適用条文）及び特許を取り消すべき具体的理由を記載する。

イ 必要な証拠の表示（→34—01）

特許異議の申立ての理由として主張する具体的な事実を立証するための証拠の表示をしなければならない（特施規§45の2、様式61の2備考6）。

特許異議の申立ての証拠方法は、通常は文書であるが、その他に、検証物、証人、鑑定人がある。

証拠方法が文書であるときは、その写しを特許庁及び特許権者の数に応じて提出しなければならない（特施規§45の6→特施規§50②）。なお、文書の写し等が電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）をもって提出することができる（特施規§45の6→特施規§50⑥）。この場合、提出する光ディスクは１枚でよい。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

文書が外国語で作成されたものであるときは、取調べを求める部分についての訳文を添付しなければならない（特施規§61①）。

ウ 理由及び証拠の補正（→67—04）

当初から理由及び証拠が完備した特許異議の申立てをすることが望ましいが、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までにした補正であれば、理由及び証拠の追加、変更ができる（特§115②）。言い換えると、理由及び証拠の追加、変更が認められるのは、基本的には特許異議申立期間が経過する時までであるが、特許異議申立期間中に取消理由の通知がある場合は、当該取消理由の通知がある時までに短縮されることに留意する（→特許異議申立期間経過前の審理は67—08参照）（→複数の特許異議の申立てがあったときは67—07の３.参照）。

２. 特許異議の申立てがあった後の手続

(1) 事件番号及び申立番号の付与（→11—01）

同一特許権に対する特許異議の申立てに対しては、特許異議の申立ての数

にかかわらず、同一の異議事件番号が付され、さらに、申立てを単位として申立番号が付される。

（例）　特許権１　申立人甲　異議２０ＸＸ－０００００１　申立番号０１
　　特許権１　申立人乙　異議２０ＸＸ－０００００１　申立番号０２
　　特許権２　申立人丙　異議２０ＸＸ－０００００２　申立番号０１

(2) 特許異議申立書の副本の送付

審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない（特§115③）。

複数の特許異議の申立てがあったときは、特許異議申立書の副本は、特許異議申立期間経過後にまとめて送られるのではなく、申立てごとに送付される。

(3) 併合に関する通知

複数の特許異議の申立てがあったときは、審理を併合することが原則であるから、併合して審理する旨を通知しない。

(4) 専用実施権者等への通知（→11—02）

審判長は、特許異議の申立てがあったときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他特許に関し登録した権利を有する者（この章 67 において「専用実施権者等」という。）に通知する（特§115④→特§123④）。

(5) 特許異議の申立ての予告登録

特許異議の申立てがあったときは、特許原簿に予告登録する（特登令§3三）。特許原簿の表示部に特許異議の申立てがあった年月日、異議事件番号、及び申立てに係る特許の表示（特許番号、請求項の表示）を記録する（特登施規§38）。

(6) 特許公報への掲載

特許異議の申立てがあったときは、その旨を特許公報に掲載する（特§193②六）。

３．特許異議の申立ての取下げ

特許異議の申立ては、取消理由の通知がある前であれば取り下げることができる（特§120 の 4①）（→複数の特許異議の申立てがあったときは 67—07 の

4.参照））。また、二以上の請求項に係る特許異議の申立ては、請求項ごとに取り下げることができる（特§120 の 4②→特§155③）（→43—05）。特許異議の申立てが取り下げられたときは、その旨を特許権者及び参加人に通知する（特施規§45 の 6→§50 の 5）。

一方、取消理由の通知があった後は、取り下げることができない（特§120 の 4①）。

取消理由の通知があった後に取下書が提出されたときは、弁明の機会を与えたうえで取下書を却下し、審理を進める（特§120 の 8①→特§133 の 2）。

特許権についてされた全ての特許異議の申立てが取り下げられたときは、審理を終了する。

（改訂 R5.12）

67—04　P

特許異議の申立ての不備と補正

１．特許異議申立（書）の不備と処分（→21—00～21—09）

(1) 補正命令と申立書却下

特許異議申立書の方式違反（記載事項欠落、不明確、手数料不足・未納等）に対して、自発的に補正がされないときは、方式違反の内容に応じて、審判長が補正命令又は審尋をする（特§120 の 8①→特§133①、②、特§134④）（→21—02）。補正命令に対し、指定した期間（不備の内容により、標準 10 日から 30 日。→25—01.5）内に補正がされないときは、審判長は決定をもって特許異議申立書を却下する（特§120 の 8①→特§133③）。

(2) 補正をすることができない不適法な特許異議の申立てと申立て却下

不適法な申立てであって、補正をすることができない特許異議の申立て（申立てできる期間外になされたもの、対象となる特許が不存在のもの等）に対しては、合議体は決定をもって特許異議の申立てを却下する（特§120 の 8①→特§135）。

なお、特許異議の申立てがされた請求項のうち、一部の請求項について、申立期間の経過時又は取消理由通知時のいずれか早い時までに申立ての理由及び証拠に補正がなされずに、申立ての理由及び証拠の実質的な記載・表示がないものがあるときはその申立てを却下するが、その時までに当該請求項についての申立てが取り下げられたときはこの限りでない。

(3) 却下の決定に対する不服申立て

上記(1)の特許異議申立書の却下の決定に対して不服があるときは、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（特§178①）。

上記(2)の特許異議の申立ての却下の決定に対しては、不服申立てをすることができない（特§120 の 8②、§135、§195 の 4）。

２．特許異議申立書の補正

(1) 補正の考え方

特許異議申立書には、特許異議の申立ての主体（特許異議申立人）、客体（申立てに係る特許の表示（特許番号、請求項））及び特許異議の申立ての理由及び必要な証拠を記載しなければならず（特§115①）、この特許異議申立書の補正はいつでもできるが、その要旨を変更するものであってはならない（特§115②本文）。

(2) 具体的取扱い

ア 主体（特許異議申立人）の補正

特許異議の申立ての主体（特許異議申立人）の補正は、特許異議申立人の同一性が失われる場合には要旨変更となる。対象の同一性が失われない範囲で、記載の誤りを正すものは要旨変更としない。

イ 客体（特許番号、請求項）の補正

特許異議の申立ての客体（特許番号、請求項）の補正についても、特許番号、請求項の同一性が失われる場合には要旨変更となる。

ただし、特許異議の申立ての対象としての請求項の削除は、本来要旨変更となるものであるが、申立てに係る請求項の取下げ（→67—03 の３．）と同様に取り扱うことができることから、例外的に取消理由が通知されるまでは要旨変更としない。

ウ 理由及び証拠の補正

特許異議の申立ての理由及び証拠の補正については、例外的に、その要旨を変更するものであっても、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までは、理由及び証拠の追加、変更ができる（特§115②ただし書）（→21—06）。

この時以降は、特許異議申立書の要旨を変更しない範囲でのみ補正できる。

（参考）特許異議の申立てから本案審理開始までの方式フロー（→20—00）

（改訂 H30.9）

67—05　P

特許異議の申立てについての審理

１．審理機関と審判官

(1) 審理機関（特§114①）

特許異議の申立ては、審理の公平性、独立性及び的確性を十分に担保するため、審判官の合議体により審理する。

(2) 審判官・審判書記官の指定（特§116→特§137①、特§117①、特施規§45の6→特施規§48②）（→12—01～12—04）

特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判官・審判書記官を指定しなければならない。

審判官・審判書記官が指定・変更されたときは、当該審判官・審判書記官の氏名を特許権者、特許異議申立人及び参加人に通知する。

(3) 審判長の権限（特§116→特§138）

特許庁長官は、指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。審判長は、その特許異議申立事件に関する事務を総理する。

(4) 除斥又は忌避の申立て（特§116→特§139～§144、特§117②→特§144の2⑤）（→59—01）

特許権者、特許異議申立人又は参加人は、審判官・審判書記官に対し、除斥又は忌避の申立てをすることができる。

２．特許異議の申立ての審理の開始

(1) 複数の特許異議の申立てがあったときは、原則として審理を併合し、合議体は、全ての申立理由を整理し、まとめて審理する（特§120の3①）（→67—07）。本案審理は、特許異議申立期間の経過を待って行う。

(2) 特許異議申立期間の経過前であっても、特許権者が希望すれば、特許異議

申立期間の経過前に審理を開始する（→67—08）。

(3) 特許異議の申立てについての審理は、特許異議申立書又は特許異議申立人から提出された意見書に記載された理由及び証拠に対し特許権者が答弁するのではなく、審判長が通知した取消理由に対し特許権者が意見書等を提出することにより進行する。

３．審理の範囲

(1) 審理の対象

審理の対象は、特許異議の申立てがされた請求項に限られる（特§120の2②）。

複数の特許異議の申立てがあった場合、原則審理は併合され（→67—07）、当該併合した特許異議の申立てのいずれかにおいて申立てがされた請求項は、全て審理の対象となる。

(2) 特許異議の申立ての理由及び証拠に基づく審理

特許異議申立人が申し立てた理由及び証拠に基づいて審理する（例１～３）。

(例 1)特許異議の申立ての理由及び証拠を追加や変更なく採用

特許異議申立人甲が証拠Ａ，Ｂの組合せを提出したときに、適切であることから追加や変更なく用いる場合。

(例 2)特許異議の申立ての理由及び証拠から取消理由になり得る適切なものを採用

特許異議申立人甲が証拠Ａ，Ｂの組合せまたはＣ，Ｄの組合せを選択的に提出したときに、Ａ，Ｂの組合せを取消理由の根拠として用いる場合。

(例 3)複数の特許異議の申立ての理由及び証拠から取消理由になり得るものを採用

特許異議申立人甲が証拠Ａ，Ｂの組合せ、同乙が証拠Ｃ，Ｄの組合せ、同丙がＥを提出したときに、Ａ，Ｂの組合せ、及びＥのそれぞれを取消理由の根拠として用いる場合。

(3) 職権審理

合議体は、職権により、特許異議申立人が申し立てない理由についても審

理することができ（特§120 の 2①）、また、特許異議申立人が申し立てない証拠の採用も可能である。

職権審理の発動は合議体の義務ではなく裁量権とされている。合議体が職権審理の権限を発動するか否かは、特許庁自らが当該特許処分の適否について審理し、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより、特許の早期安定化を図るとの制度の趣旨（→67—00）を踏まえ、その事件が公益に及ぼす影響、職権探知をすることによる審理遅延の可能性、職権探知の結果としての真実発見の可能性、等を総合的に考慮し、事案に応じて合議体が決定すべきものである。

職権審理により特許異議申立人が申し立てない理由や証拠を用いる例として、証拠の組合せ（例 4）、特許異議申立人が提出していない証拠の採用（例 5）、適用条文の変更（例 6）等が挙げられる。

(例 4)複数の特許異議の申立てにおいて提出された証拠の組合せ

特許異議申立人甲が証拠Ａ，Ｂ、同乙が証拠Ｃ，Ｄを提出したときに、ＡとＤの組合せを取消理由の根拠として用いる場合。

(例 5)特許異議申立人が提出していない証拠を用いる場合

特許異議申立人が提出した証拠Ａ，Ｂに加えて、審査において提示された証拠Ｃを取消理由の根拠として用いる場合。

特許異議申立書により申し出た証拠に基づく進歩性等の取消理由を裏付ける証拠（技術分野の技術常識を示す文献など）や申立ての理由となった記載要件違反を立証するための証拠を、補足するため、職権調査により発見した証拠を用いる場合。

(例 6)適用条文の変更

特許異議の申立ての理由において、新規性（特§29①）の適用が主張されているのに対して、進歩性（特§29②）の適用が妥当と判断する場合。

なお、特許異議の申立てでは、特に、早期に最終的な判断を示すことが求められているから、特許異議申立人が申し立てない証拠は、上記（例５）の場合のほか、審判官がきわめて容易に入手できる証拠に限り採用する。

一方、特許異議申立期間を特許掲載公報発行の日から６月以内に限定し（特§113①）、かつ、特許異議申立書に請求の理由の記載を求めること（特

§115①三）、特許異議申立書の補正も当該期間後は制限を設けていること（特§115②）に鑑み、刊行物等提出書で提出された文献であって、特許異議申立期間経過後に提出されたものは、適切な取消理由を構成することが一見して明らかな場合を除き、証拠として用いない。

４．書面審理

特許異議の申立てについての審理は、全件書面審理による（特§118①）。

５．証拠調べ及び審尋

(1) 証拠調べ（特§120→特§150、特§151）

ア 証拠調べ（→35—00）

特許異議申立人等からの証拠調べの申立てがされたとき又は職権で、合議体が必要があると認めた場合は、証拠調べをする。

証拠が特許公報等以外のもの（人証、検証物）であるときは、証拠調べをすることがあり、証拠調べにあたっては、特許異議申立人、特許権者及び参加人に出頭が要請される。

イ 取消理由通知

証拠調べに基づく審理の結果、特許を取り消すべきと判断したときは、取消理由を通知し、特許権者に意見書の提出及び訂正の請求の機会を与える。

ウ 複数の特許異議の申立てが併合された場合

複数の特許異議の申立ては、原則併合されるところ、証拠調べの結果は、併合した全ての特許異議の申立ての判断の基礎とすることができる。

(2) 審尋（特§120の8→特§134④）（→37—02）

合議体が、特許権者又は特許異議申立人の意見を聴く必要があると認めたときは、審尋をする。

６．提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

審判官は、決定書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、特許権者、特許異議申立人又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子

的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その特許権者、特許異議申立人又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（特施規§45の6→特施規§50の11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/kami_form/index.html）を参照。）

7．取消決定が取り消された事件の審理

取消決定が裁判所により取り消された事件については、特許庁において通常の審理と同様に審理を再開する。裁判所により取り消された決定における理由とは異なる理由で、特許を取り消すべき旨の判断となったときは、取消理由通知（決定の予告）を行う。また、取り消すべき理由を構成できないときには、維持決定をする。

（改訂 R5.12）

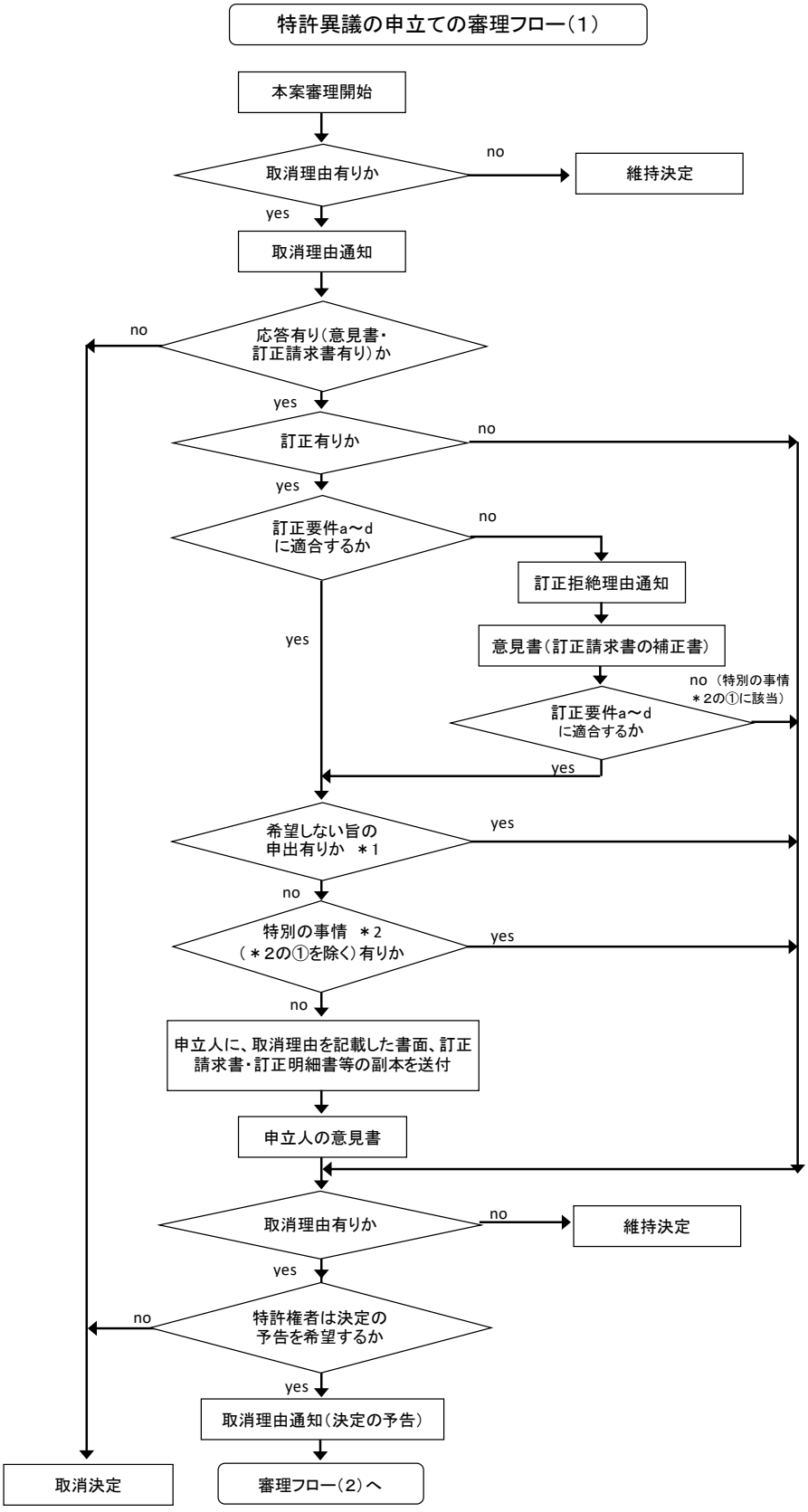

＊1 異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があったか。
＊2 特別の事情にあたる場合（67—05.4の2.を参照。）

特許異議の申立ての審理フロー（2）

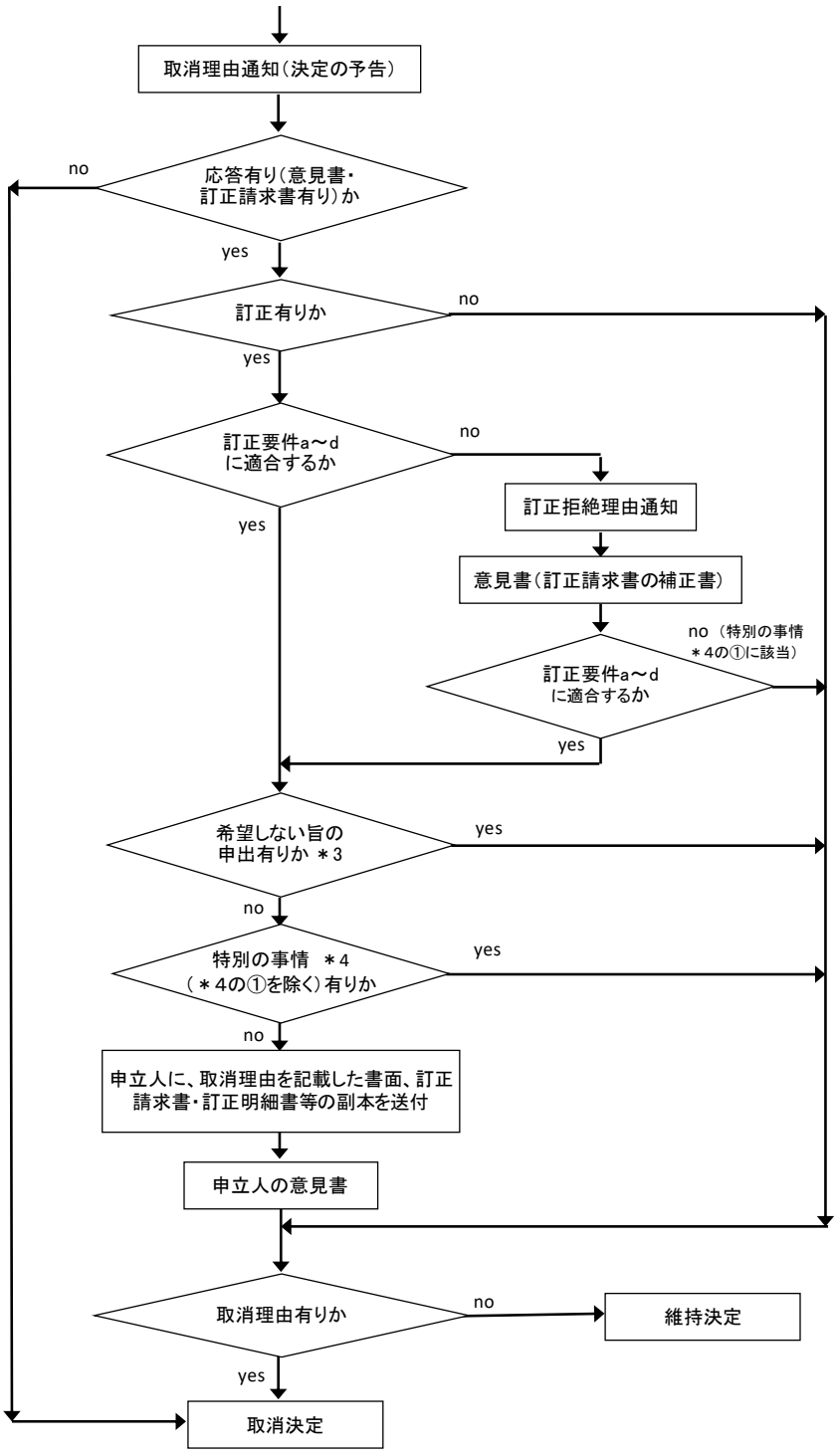

＊3 異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があったか。
＊4 特別の事情にあたる場合（取消理由通知（決定の予告）後）（67—05.5の4.を参照。）

67—05.1　P

取消理由通知

1．　取消理由通知（特§120の5）の趣旨と種類

(1) 取消理由通知の趣旨

取消理由通知は、特許を取り消すべき旨の判断となった場合に、合議体の判断を示し、意見書の提出及び訂正の機会を特許権者に与えるものである。

(2) 取消理由通知の種類

取消理由通知には、運用上、通常の取消理由通知と、特許を取り消すべき旨の決定の前に、訂正の機会を特許権者に与えるための取消理由通知（この章 67 において「取消理由通知（決定の予告）」という。）（→67—05.5）の２種類がある。

2．　取消理由通知の手続

合議体が審理し、特許を取り消すべきと判断したときは、特許権者に取消理由を通知し、相当の期間（標準60日（在外者90日）→25—01.4）を指定して、意見書の提出及び訂正の機会を与える。特許異議申立人には、取消理由通知を送付しない（後に特許権者から訂正の請求があった場合は、特許権者に通知した取消理由を記載した書面が送付される（特§120の5⑤））（→67—05.4）。なお、特許権者は、取消理由通知書に記載された取消理由について意見すれば足り、特許異議申立書又は特許異議申立人から提出された意見書や審尋に対する回答書に記載された理由及び証拠に対して意見を述べる必要はない（→67—05 の２.(3)）。取消理由を通知するときは、特許権者が意見書等を提出する場合に必要な副本の数（特許異議申立人の数＋参加人の数＋１（審理用））を指定する（特施規§4、特施規§45の6→特施規§50の4）。

3．　取消理由通知の検討

(1) 審理にあたっては、全ての特許異議の申立ての理由及び証拠について検討する。また、必要なときは、職権により、特許異議申立人が申し立てない理由及び証拠についても審理を行う（→67—05 の３.(3)）。

(2) 取消理由を構成できないときは、特許を維持すべき旨の決定（この章 67 において「維持決定」という。）をする（→67—06 の３.(2)）。

(3) 複数の取消理由を構成できるときは、原則として、これらを全て取消理由とする。また、適用条文が異なる取消理由については、それぞれの適用条文について取消理由とする。

(4) ただし、上記(3)において、複数の取消理由を構成できるときは、事件全体の効率的・合理的な解決が図れるように、事案に応じた適切なものを選び、取消理由とすることもできる。この場合、複数回の取消理由通知や特許取消決定の取消判決が確定した後に再度別の理由による取消決定をすることがないよう、特許請求の範囲が減縮される可能性があることも考慮しつつ、理由及び証拠を検討する。

(5) 合議体は、合議体としての認定及び判断を取消理由通知書に記載する。異議申立書に記載された取消理由に係る特許異議申立人の主張を、記載箇所（ページ、行）を示すのみで引用することは、合議体の認定及び判断が示されていないと解されるおそれがあるため、行わない。ただし、異議申立書に記載された証拠等の説明については、合議体としての認定の根拠として必要なときに限り、引用することができる。

（改訂 H30.9）

67—05.2　P

特許権者による意見書又は訂正請求書の提出

１．取消理由通知に対する特許権者の対応

(1) 意見書の提出

特許権者は、取消理由が通知されたときは、指定期間（標準 60 日（在外者 90 日）→25—01.4）内に意見書を提出することができる（特§120 の 5①）。

特許権者が、早期に決定を得ることを目的として取消理由通知（決定の予告）（→67—05.5）を希望しない場合には、特許権者はその旨を当該意見書に記載する（→67—05.5 の２.）。

(2) 訂正の請求

特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（この節 67—05.2 において「明細書等」という。）の訂正を請求することができる（特§120 の 5②）。なお、専用実施権者等があるときは、これらの者の承諾が必要である（特§120 の 5⑨→特§127）。

ア 訂正を請求できる期間

訂正を請求できる期間は、取消理由通知において指定された意見書の提出期間（標準 60 日（在外者 90 日）→25—01.4）である（特§120 の 5①）。

イ 訂正の請求の対象（→38—00）

特許異議の申立てがされていない請求項についても訂正することができる（特§120 の 5⑨→特§126⑦）。

（ア）一群の請求項と訂正の請求（→38—01）

（イ）明細書又は図面の訂正（→38—02）

ウ 訂正要件（→38—03）

特許異議の申立てがされた請求項については、訂正後における発明が特許出願の際に独立して特許を受けることができるものであること（独立特許要件）を訂正要件として判断することはなく、他の訂正要件に適合する限り、

訂正を認めた上で審理する。

一方、特許異議の申立てがされていない請求項又は先の訂正請求による訂正が部分的に確定した請求項に対する訂正については、他の訂正要件に加えて独立特許要件を判断する（特§120 の 5⑨→特§126⑦）（→51—11 の1.(3)）。

エ 訂正の請求の方式等

(ア) 訂正請求書

訂正の請求は、所定の訂正請求書によりしなければならない（特施規§45 の 3②、特施規様式 61 の 4）。また、訂正請求書の請求の趣旨及びその理由は、訂正請求書の記載要件（特§120 の 5⑨→特§131③、特施規§46 の 2）を満たすようにしなければならない。

訂正の請求は、訂正審判と同様に、専用実施権者等の承諾（特§127）、審判請求の方式（特§131①、③及び④）及び共同審判（特§132③、④）の規定が準用される（特§120 の 5⑨）。

(イ) 請求の趣旨及びその理由（→38—04）

(ウ) 訂正明細書等（→38—05）

(エ) 手数料（→38—06）

(オ) 意見書、訂正請求書等の副本の提出

特許権者は、意見書、訂正請求書及び訂正明細書等を提出するときは、必要な数の副本（特許異議申立人の数＋参加人の数＋1（審理用））を提出しなければならない（特施規§4、特施規§45 の 6→特施規§50 の 4）。

なお、必要な副本の数は、取消理由通知に記載されている。

(3) 複数回の訂正の請求

一の特許異議申立事件において複数回の訂正の請求がされたときは、先にされた訂正の請求は取り下げられたものとみなされる（特§120 の 5⑦）。

したがって、二回目以降の訂正の請求についても、訂正の基準となる特許請求の範囲、明細書及び図面は、設定登録時（既に確定した訂正がある場合は、その訂正時。）の特許請求の範囲、明細書及び図面であって、直前の訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲、訂正明細書及び図面ではない。

なお、確定した訂正については、後にした訂正の請求によって取り下げら

れたものとはみなされない（→51—11 の３.）。

(4) 訂正の請求の取下げ

特許異議の申立てにおける訂正の請求は、取消理由通知（決定の予告として行う取消理由通知を含む)において指定された意見書を提出する期間（標準60 日（在外者 90 日）→25—01.4）又は訂正拒絶理由の通知において指定された意見書を提出する期間（標準 30 日（在外者 50 日）→25—01.4）に限り、取り下げることができる（特§120 の 5⑧、特§17 の 5①）。この場合に、訂正の請求を請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない（特§120 の 5⑧、特施規§45 の 6→§50 の 2 の 2）。訂正の請求の一部を取りやめたいときは、訂正請求書の補正（特§17①）及び訂正に係る明細書、特許請求の範囲、図面の補正（特§17 の 5①）により訂正事項の一部削除をすることができる。

２. 訂正の効果

訂正を認める旨の特許異議の申立てについての決定が確定したときは、訂正明細書等により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特§120 の 5⑨→特§128）。

３. 訂正の請求の予告登録

特許異議の申立てがあった旨の予告登録がされることにより（特登令§3三）、第三者は明細書等の訂正が請求される可能性を予測できることから、訂正の請求があった旨の予告登録は行わない。

（改訂 H30.9）

67—05.3　P

意見書又は訂正請求書提出後の審理

１．意見書又は訂正請求書の提出後等の審理

取消理由通知に対し、特許権者が意見書又は訂正請求書を提出した場合等は、提出された書類に応じて、以下のように審理する。

２．意見書のみが提出された場合の審理

通知した取消理由に対して訂正請求書が提出されることなく意見書のみが提出された場合は、原則として、特許異議申立人に意見書の提出の機会を与えることなく審理する（適法な訂正請求があったときは、特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えなければならない：特§120の5⑤）。ただし、特許権者の主張により、合議体が特許を取り消すべきとした理由に疑義が生じたときは、特許異議申立人に対して審尋することができる（特§120の8①→特§134④）。

以上を踏まえて、合議体は、次のように取り扱う。

(1) 特許を取り消すべきと判断したときは、原則として、取消理由通知（決定の予告）により訂正の機会を与える（→67—05.5）。

(2) 特許を取り消すことができないと判断したときは、維持決定を行う。

３．意見書も訂正請求書も提出されない場合の審理

意見書も訂正請求書も提出されない場合は、さらに取消理由通知（決定の予告）（→67—05.5）をしたとしても訂正請求書が提出されることが期待できないので、取消理由通知（決定の予告）をすることなく、特許を取り消すべき旨の決定（この章67において「取消決定」という。）をすることができる。

４．訂正請求書が提出された場合の審理

(1) 訂正請求書の方式違反と補正

ア 訂正請求書が補正可能な方式違反の場合の取扱い

訂正請求書が、手数料不足、委任状不備又は専用実施権者等がいる場合における承諾書不備（特§120の5⑨→特§127）など方式に違反し、補正が可能なものに対して、自発的に補正がされないときは、審判長は特許権者に対し相当の期間（不備の内容により、標準10日から30日。→25—01.5）を指定して補正を命じる（特§120の5⑨→特§133①、特§120の8①→特§133②）。

訂正請求書の請求の趣旨及び理由が、記載要件（特§120の5⑨→特§131③、特施規§46の2②）を満たさないとき（例えば、特許異議の申立てが請求項ごとに請求されているのに、訂正の請求が請求項ごとに請求されていないときや、一群の請求項が正確に特定されていないとき（別の訂正単位とする求めに不備があるときを含む）、明細書又は図面の訂正と関係する全ての請求項が請求の対象とされていないときなど）は、審判長は、特許権者に対し相当の期間（標準30日→25—01.5）を指定して補正を命じる。

これらの補正を命じられた事項について、特許権者が必要な補正を行わないときは、審判長は決定をもって訂正請求書を却下する（特§120の5⑨→特§133③）。

特許権者は、訂正請求書の却下の決定に対して、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（特§178①）。

イ 補正をすることができない不適法な訂正請求の取扱い

方式違反が補正をすることができないものであるとき（期間経過後の請求など）は、特許権者に対し却下の理由を通知し、弁明書提出の機会を与え（特§120の8①→特§133の2②）た後に、審判長は決定をもって当該訂正の請求を却下する（特§120の8①→特§133の2①）。

特許権者は、訂正の請求の却下の決定（特§120の8→特§133の2①）に対して、行政不服審査法による不服申立て又は行政事件訴訟法による地方裁判所への訴えの提起をすることができる。

合議体は、訂正の請求の却下の決定をした事件について特許異議の申立てについての決定をするときは、その理由中に、訂正の請求が却下された旨を

記載する。

ウ 命令に応じた訂正請求書の補正の取扱い

訂正請求書の補正は、請求の理由以外は、その要旨を変更するものであってはならないが、補正を命じられた事項についてする補正は、訂正請求書の要旨を変更する補正であっても、当該補正命令に応じる場合に限り認められる（特§120の5⑨→特§131の2①三）。

(2) 訂正の請求の審理

ア 訂正の適否の判断

（ア）特許請求の範囲に係る訂正の検討

訂正の請求が訂正要件を満たしているかの判断は、まず訂正事項ごとにそれぞれ訂正要件の適合性の判断をする。

［訂正要件］

a 特§120の5②：訂正の目的（特許請求の範囲の減縮、誤記・誤訳の訂正、明瞭でない記載の釈明または他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものにすること（書き下しをすること）のいずれか。）

b 特§120の5⑨→特§126⑤：特許明細書等（誤記・誤訳の訂正の場合は当初明細書等）の範囲内訂正（新規事項禁止）

c 特§120の5⑨→特§126⑥：特許請求の範囲の拡張・変更禁止

d 特§120の5⑨→特§126⑦：独立特許要件（特許異議の申立てがされていない請求項に係るものであって、特許請求の範囲の減縮または誤記・誤訳の訂正を目的とするものに限る。）

最終的な訂正の適否の判断は、訂正が請求された単位に応じて行う。例えば、請求項ごとの請求については請求項ごとに、一群の請求項ごとの請求については一群の請求項ごとに、特許全体に対しての請求についてはその特許全体に対して、それぞれ訂正の適否の判断をする。

（イ）明細書及び図面に係る訂正の検討

複数の請求項に関係する明細書又は図面についての訂正事項の適否の判断は、当該訂正事項が含まれる請求項（又は一群の請求項）についての請求ごとに行う。

イ 訂正の請求が訂正要件に適合しない場合の取扱い

訂正の請求が訂正要件（特§120の5②ただし書各号、特§120の5⑨→特§126⑤⑥⑦）に適合しないときは、訂正拒絶理由を通知する（特§120の5⑥）。

特に、特許異議の申立てがされていない請求項の訂正の請求については、独立特許要件（特§120の5⑨→特§126⑦）に適合しないときにも、訂正拒絶理由を通知することに留意する（→67—05.2の1.(2)ウ）。

(3) 訂正拒絶理由通知に対する特許権者の応答

ア 訂正拒絶理由通知に対しては、意見書の提出及び訂正請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（この節 67—05.3 において「訂正明細書等」という。）についての補正をすることができる（特§120の5⑥、§17の5①）。専用実施権者等があるときは、補正をすることについてこれらの者の承諾が必要である（特§120の5⑨→特§127）。

イ 訂正拒絶理由通知に対しては、訂正事項の削除、軽微な瑕疵の補正等、訂正請求書の要旨を変更しないものであれば補正をすることができる。

訂正審判の請求書の補正と同様に、新たに訂正事項を加えることや、訂正事項を変更することは、訂正請求書の要旨を変更するものとして取り扱う。

ただし、①ある請求項の訂正事項を当該請求項の削除という訂正事項に変更する補正及びそれに整合させるための訂正明細書等についての訂正事項の補正、並びに②請求項の削除という訂正事項を追加する補正及びそれに整合させるための訂正明細書等についての訂正事項の補正は、訂正請求書の請求の趣旨の要旨を変更するものとは取り扱わない（→54—05.1の2.）。

ウ 訂正拒絶理由通知に対する意見書及び補正書を検討した結果、依然として訂正の請求が訂正要件に適合していないと判断したときは、当該訂正を認めず審理し、一方、訂正の請求が訂正要件に適合すると判断したときは、当該訂正を認めた上で、審理する。

(4) 訂正請求書、訂正明細書等の補正ができる期間

訂正請求書は、事件が特許庁に係属している場合に限り、補正をすることができる（特§17①）。ただし、訂正請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正は、以下に掲げる期間に限ってするこ

とができる（特§17の5①）。

ア 取消理由通知（決定の予告として行う取消理由通知を含む）に対する意見書提出期間（標準60日（在外者90日）→25—01.4）（特§120の5①）

イ 訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間（標準30日（在外者50日）→25—01.4）（特§120の5⑥）

訂正明細書等は、訂正請求書の請求の趣旨と一体のものであり、両者を同時に補正しなければならないので、訂正請求書の補正をすることができる時期は、事実上、訂正明細書等の補正をすることができる時期と同じく取消理由通知又は訂正拒絶理由通知に対する指定期間に限られる。

（改訂 H30.9）

（訂正 R7.3）

67—05.4　P

特許異議申立人による意見書の提出

１．特許異議申立人による意見書の提出

(1) 通知した取消理由に対して適法な訂正の請求があったときは、特許異議申立人が希望しない場合(注)又はその機会を与える必要がないと認められる特別の事情がある場合を除き（特§120の5⑤ただし書）、取消理由を記載した書面（特許権者に通知する取消理由と同内容が記載されているもの）とともに、意見書、訂正請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（この節67—05.4において「訂正明細書等」という。）の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間（標準30日（在外者50日）→25—01.4）を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（特§120の5⑤）。

(注)特許異議申立人が意見書の提出を希望しない場合は、特許異議申立書において意見書の提出を希望しない旨の申出を行ったときである（特施規§45の2様式61の2備考5参照）。

(2) 合議体は、特許異議申立人が提出した意見書の内容を参酌し、審理する。ただし、意見の内容が、実質的に新たな理由及び証拠を提示しているときは、公益に及ぼす影響や特許異議の申立ての期間が特許掲載公報発行の日から６月以内に制限されている趣旨を踏まえ、訂正により追加された事項についての見解など訂正の請求の内容に付随して生じる理由である場合や、適切な取消理由を構成することが一見して明らかな場合を除き、当該実質的に新たな理由及び証拠は採用しない。

２．特別の事情について

迅速かつ効率的な審理の観点から、訂正の請求の内容が実質的な判断に影響を与えるものではない場合等、特許異議申立人に意見を聴くまでもないことが

明らかなときは、特別の事情にあたるとして、特許異議申立人に意見書を提出する機会は与えない。

特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えない場合としては、以下のものが挙げられる。

① 訂正の請求が訂正要件に適合しない場合

訂正の請求が適法でなく、却下されたとき（特§120の5⑨→特§133③、特§120の8→特§133の2②）又は訂正が認められないときは（→３.(1)）、「訂正の請求があつたとき」に該当しない。

② 訂正が誤記の訂正等軽微なものである場合

③ 訂正が一部の請求項の削除のみの場合

④ 訂正が特許異議の申立てがされていない請求項のみについてされた場合

なお、取消理由通知（決定の予告）後の特別の事情については、67—05.5の４.(1)を参照。

３. 特許異議申立人による意見書の提出手続

(1) 審判長は、上記１.(1)にしたがって、必要な書面を特許異議申立人に送付する。訂正請求書に方式上の不備があったときは、自発的に提出された補正書、又は、特許権者に補正を命じ提出させた補正書の副本を加えて特許異議申立人に送付する（→21—02）。

また、訂正要件に適合しないときは、訂正拒絶理由を通知し、補正により訂正の請求が要件に適合した後に送付する。この場合、送付する書面は、上記書面に加えて、訂正拒絶の理由を記載した書面のほか、通知された訂正拒絶理由に対して特許権者から提出された書面（意見書、訂正請求書の補正書及びこれに添付された訂正明細書等の副本）となる。

なお、訂正請求書の補正によっても訂正の要件に適合しない場合には、特別の事情（→２.①）にあたるとして特許異議申立人に意見を求めず、書面の送付も行わない。

(2) 特許異議申立人は、意見書を作成し、指定期間（標準30日（在外者50日）→25—01.4）内に提出する（特施規§45の3③様式61の5）。

意見書の意見の内容の欄には、訂正の請求に係る事項について、特に述べ

る必要が生じたものについて具体的に記載する（→１.(2)）。

意見書を提出する場合は、必要な数の副本（特許権者の数＋参加人の数＋１（審理用））を提出しなければならない（特施規§4、特施規§45 の 6→特施規§50 の 4）。なお、必要な副本の数は、特許異議申立人への意見書提出の機会を知らせる通知書に記載されている。

（改訂 R5.12）

67—05.5　P

取消理由通知（決定の予告）

１．取消理由通知（決定の予告）が必要な場合

(1) 無効審判においては、特許庁と裁判所との間の「キャッチボール現象」（→51—17 の２.）を防止するため、平成 23 年法改正により、「審決の予告」を行って訂正の機会を与えると共に、審決取消訴訟係属中の訂正審判の請求を禁止した。特許異議の申立てにおいても、取消決定取消訴訟係属中の訂正審判の請求は禁止されている（特§126②）ため、取消理由の通知後に、再び特許を取り消すべき旨の判断となったときは、取消理由通知（決定の予告）を特許権者に送付することで、再度訂正の機会を与えることとする。

こうすることにより、１回目の取消理由通知と、取消理由通知（決定の予告）とでそれぞれ１回の訂正の機会が与えられ、審判合議体の判断を踏まえた訂正の機会を二度与えることが担保されることとなる。

また、無効審判は特許の有効性に関する当事者間の紛争解決を制度趣旨としており、両当事者の主張立証が尽くされた上で審決がなされる必要がある一方、特許異議申立制度は特許の早期安定化を図ることを制度趣旨としており、当事者の手続保障にも配慮しつつ、早期に最終的な判断を示すことが期待されている。

以上の背景を踏まえて、２回目の取消理由通知は、原則として、取消理由通知（決定の予告）とする。

ただし、２回目の取消理由通知が訂正の機会を与えることのみを目的とする場合（例えば、合議体が軽微な記載不備の解消等により特許を維持できるとの心証を有している場合）は、取消理由通知（決定の予告）とせず、通常の取消理由通知とする。

(2) 取消理由通知（決定の予告）には、「決定の予告」である旨を冒頭に明示する。特許権者は、指定期間（標準 60 日（在外者 90 日）→25—01.4）内に意

見書の提出及び訂正の請求をすることができる（特§120の5①②）。

(3) 特許を維持すべき旨の判断となったときは、維持決定をする。

２．取消理由通知（決定の予告）が不要な場合

以下の場合には、取消理由通知（決定の予告）は行わず、決定をする。

(1) 取消理由通知に対する応答がない（意見書の提出又は訂正の請求がない）場合

取消理由通知に対して何ら応答がないときは、さらに訂正の機会を付与する必要がないため、決定の予告は行わない（→67—05.3の３.）。

(2) 決定の予告を希望しない旨の特許権者の申出がある場合

特許権者が特許異議の申立てについての決定を早期に得ることを目的として決定の予告を希望しないときは、決定の予告は行わない。特許権者は決定の予告を希望しない旨の申出を取消理由通知に対する意見書にて行う。

３．取消理由通知（決定の予告）の記載内容

取消理由通知（決定の予告）の結論には、特許異議の申立てがされた全ての請求項についての結論（維持、取消、申立却下等）を記載する。取消理由通知（決定の予告）の理由には、合議体が特許を取り消すべきと判断した理由を決定と同様の内容で記載する。

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について訂正の請求がされ、当該訂正の請求を認めるときは、訂正を認める旨を、取消理由通知（決定の予告）の結論に示すとともに、取消理由通知（決定の予告）の理由中に訂正を認める理由を記載する。

当該訂正の請求を認めないときは、訂正を認めない旨は取消理由通知（決定の予告）の結論には記載せず、取消理由通知（決定の予告）の理由中に訂正を認めない旨及び訂正を認めない理由を記載する。

４．取消理由通知（決定の予告）後の審理

取消理由通知（決定の予告）後の審理は、訂正の請求の有無に応じて、以下

のように進める。

(1) 訂正の請求がある場合

特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出がなく、特許異議申立人に対して意見書を提出する機会を与える必要のない特別の事情にも当たらないときは、特許異議申立人に意見書を提出する機会を与える（→具体的手続は 67—05.4 の１．参照）。特許異議申立人には、取消理由通知（決定の予告）等を送付する（特§120 の 5⑤））。

取消理由通知（決定の予告）後において、特許異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えない場合は、通常の取消理由通知における以下の①～④の場合（→67—05.4 の２.）に加え、⑤、⑥の場合が挙げられる。

① 訂正の請求が訂正要件に適合しない場合

② 訂正が誤記の訂正等軽微なものである場合

③ 訂正が請求項の削除のみの場合

④ 訂正が特許異議の申立てがされていない請求項のみについてされた場合

⑤ 訂正の内容を検討しても、特許を取り消すべきと合議体が判断した場合

⑥ すでに特許異議申立人に意見書の提出の機会が与えられている場合であって、訂正請求によって特許請求の範囲が相当程度減縮され、事件において提出された全ての証拠や意見等を踏まえて更に審理を進めたとしても特許を維持すべきとの結論となると合議体が判断した場合

(2) 訂正の請求がない場合

特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えることなく審理し、特許権者から意見書の提出があれば、その内容を検討し、取消理由通知（決定の予告）の理由により特許を取り消すべきと判断できるときは、取消理由通知（決定の予告）に記載した内容により決定をする（特§114②）。

基本的には取消理由通知（決定の予告）に記載した内容を決定に記載すればよいが、誤記の訂正や取消理由通知（決定の予告）の後に出された特許権者の意見書への言及を必要に応じてする。

なお、訂正の請求がない場合であっても、特許権者の主張により、合議体が特許を取り消すべきとした理由に疑義が生じたときは、特許異議申立人に対して審尋することができる。

（改訂 H30.9）

67—06　P

特許異議の申立てについての決定

１．決定の手続

(1) 特許異議が複数の請求項に申し立てられている場合

特許異議が複数の請求項に申し立てられているときは、これら全ての請求項について、請求項ごとに特許を取り消すか、維持するか、特許異議の申立てを却下するかを示し、一つの決定により行う。

(2) 複数の特許異議の申立てがあった場合

複数の特許異議の申立てがあった場合、原則、審理は併合され（→67—07の１.）、特許を取り消すか又は維持するかは一つの決定により行う。

２．決定に記載すべき事項

特許異議の申立てについての決定には、特許異議申立事件の番号、特許権者・特許異議申立人及び代理人の氏名等、特許の表示、結論及び理由、決定の年月日を記載し（特§120の6①）、決定をした審判官全員が記名、押印しなければならない（特施規§45の6→特施規§50の10）（押印代替措置→00—02の２.）（→45—03）。また、特許異議の申立てが特許異議申立期間内に行われたことを確認するために、特許異議申立日や特許掲載公報の発行日を、決定の理由中に記載する。

３．決定の理由の起案

(1) 取消決定

取消決定の結論及び理由には、それぞれ、特許異議の申立てがされた全ての請求項についての結論（維持、取消、申立却下等）及びその理由を記載する。取消理由通知（決定の予告の取消理由通知を行ったときは当該取消理由通知）に記載されなかった理由で取消決定をすることはできない。取消決定が取消訴訟により取り消された後に、この取消決定に記載しなかった取消理

由に基づいて再度の取消決定をするような事態を避けるため、取消決定の起案においては、取消理由通知（決定の予告の取消理由通知を行ったときは当該取消理由通知）に記載された理由のうち、取消決定の根拠となる全ての取消理由を決定の理由中に記載する。

(2) 維持決定

ア 取消理由を通知することなく維持決定をするときは、特許異議の申立ての理由によっては特許が取り消されない理由を、特許異議の申立てについての決定の理由中に記載する。

イ 取消理由通知又は取消理由通知（決定の予告）をした後に維持決定をするときは、少なくとも、直前の取消理由通知書（又は取消理由通知書（決定の予告））に記載した全ての取消理由によっては特許が取り消されない理由、及び、当該直前の取消理由通知（又は取消理由通知（決定の予告））において採用しなかった特許異議申立理由では特許が取り消されない理由を、決定の理由中に記載する。

(3) 訂正の請求がされた場合（→45—04 の５．オ（イ））

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について訂正の請求がされ、当該訂正を認めるときは、認める旨を特許異議の申立てについての決定の結論に示すとともに、決定の理由中に認める理由を記載する。

当該訂正の請求を認めないときは、認めない旨は、決定の結論には記載せず、決定の理由中に訂正を認めない旨及び訂正を認めない理由を記載する。

一部の請求項を削除する訂正の請求があり、その訂正が認められたことにより、特許異議の申立ての対象が存在しなくなった場合、存在しない請求項についての申立てを却下することを記載する。

なお、訂正の請求により、特許異議の申立てがされた請求項が全て削除されたときは、特許異議の申立ての対象が存在しないこととなるから、当該訂正の請求を認め、特許異議の申立てを却下する（特§120の8①→特§135）。

４．決定の謄本の送達

決定をしたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送

達する（特§120の6②）。

5．決定の確定（→46—00）

取消決定は、出訴期間（→7.(3)）が経過したときをもって、維持決定は、決定の謄本が送達されたときをもって確定する。

ただし、請求項ごとに特許異議の申立てがなされた場合であって、一群の請求項ごとに訂正の請求がなされたときの決定については、当該一群の請求項ごとに確定し、請求項ごとに訂正の請求がなされたときの決定については、当該請求項ごとに確定する（特§120の7）。

6．取消決定の効果

(1) 取消決定が確定したときは、特許権は初めから存在しなかったものとみなされる（特§114③）。

(2) 一部の請求項に係る特許の取消しが確定したときは、当該請求項に係る特許権のみが初めから存在しなかったものとみなされる（特§185）。

なお、特許異議の申立てにおいては、無効審判の審決についての一事不再理の規定（特§167）（→51—19の5.(3)）と同様の規定は設けられておらず、一事不再理効は働かない。また、特許異議の申立てと無効審判との間においても一事不再理効は働かない。

7．決定に対する不服の申立て

(1) 訴えを提起することができる決定

取消決定に対しては、特許権者、参加人又は特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者は、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（特§178①）。

取消決定に対しては、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない（特§195の4）。

(2) 訴えを提起することができない決定

ア 維持の決定（特§114④）

イ 削除された請求項に対する特許異議の申立ての却下の決定（特§120の8

①→特§135）

上記ア、イの決定に対しては、行政不服審査法によっても不服を申し立てることはできない（特§114⑤、特§120の8②→特§114⑤、特§195の4）。

(3) 出訴期間

東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）への訴えは、決定の謄本の送達があった日から30日以内にすることができる（特§178③）。手続をする者が在外者であるとき、審判長は、職権で90日を附加する（特§178⑤）（→25—04）。

(4) 被告

決定に対する訴えは、特許庁長官を被告としなければならない（特§179）。

8. 確定登録

特許異議の申立てについての決定が確定したときは、特許原簿に登録する（特登令§1一）。

9. 再審

確定した取消決定に対して、特許権者又は参加人は、再審を請求することができる（特§171①）。再審請求の理由は、法定のものに限られる（→70—00）。

10. その他

(1) 特許証

特許庁長官は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の決定が確定した場合において、特許原簿にその登録があったときは、特許権者に対し、特許証を交付する（特§28①）。

(2) 特許公報への掲載

特許異議の申立て及びその取下げについては、特許公報に掲載する（特§193②六）。

特許異議の申立てについての確定した決定並びに訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項及び図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定があったもの）は、特許公報に掲載する（特§193②七、八）。

(3) 既納特許料

取消決定が確定した年の翌年以降の特許料については、確定から6月以内の納付した者の請求により、返還する（特§111①二、②）。

(4) 特許異議の申立ての書面等の閲覧

特許異議の申立ての記録については、「個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれがあるもの」又は「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの」であって特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものを除き、閲覧を請求することができる（特§186①）（→01—01の2.(2)）。

（改訂 R5.12）

67—07　P

複数の特許異議の申立ての取扱い

１．審理の併合

(1) 審理の併合の原則

同一の特許権に複数の特許異議の申立てがあったときは、特許異議の申立てがされる請求項や、申立ての理由及び証拠が同じであるか否かにかかわらず、特別の事情がある場合を除き、これらの審理は併合する（特§120の3①）。

本案審理は、特許異議申立期間（特許掲載公報発行の日から6月（特§113柱書））の経過を待って行う（→67—08）。

(2) 特別の事情について

特別の事情がある場合とは、審理を併合することによって審理の続行が困難になる、あるいは、著しく遅延するおそれがある場合等をいう。

例えば、以下のものが想定される。

ア 複数の特許異議の申立ての一部が、方式不備のため特許異議申立書の却下の決定がなされ、当該決定に対し訴えが提起された場合

イ 早期に特許異議の申立ての審理を行って決定が確定した後に、別の特許異議の申立てがあった場合

(3) 審理の併合の効果

ア 併合後の手続

審理を併合した後の取消理由通知、意見書・訂正請求書提出、取消理由通知（決定の予告）、特許異議の申立てについての決定等の手続は一つでなされる。

このため、訂正の請求については、特許異議の申立てごとに訂正の請求がされ、整合しない訂正が行われることを防止できる。

イ 提出書類、証拠方法等の利用

審理を併合した後は、それぞれの特許異議の申立てについて提出された証

拠方法等は、併合した全ての特許異議の申立ての審理において利用することができる。

(4) 審理の併合に関する手続

複数の特許異議の申立てがあるときは、審理を併合することが原則であるから、併合して審理する旨を通知しない。

(5) 各特許異議の申立ての特定

複数の特許異議の申立てがあり、そのうちの一つを特定するときは、申立番号、申立人及び申立日を組み合わせることによって特定する（→67—03 の２.(1)）。

２. 審理の分離

(1) 審理を分離する場合

複数の特許異議の申立てがあったときは、上記１.(1)のとおり原則、審理を併合するが、併合して審理することによって、審理が著しく遅延するおそれがある場合等には、審理を分離する。

(2) 審理の分離の効果

審理を分離した特許異議申立事件は、別事件として別個独立の手続で審理され、決定も別になされる。

なお、審理を分離するまでに提出された書面等の資料は、分離後の各手続に共通に効力を有する。

(3) 審理の分離の手続

審理を分離するときは、その旨を特許権者、特許異議申立人、参加人に通知する。

この場合、整合しない訂正の請求がなされる可能性があるため、一つの事件を審理する場合には、他の事件の審理を中止する。

３. 特許異議申立書の理由及び証拠の補正の取扱い

特許異議の申立てについては、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までにした補正であれば、理由及び証拠の追加、変更が認められる（特§115②）（→67—03 の１.(3)ウ）。

併合された複数の特許異議の申立てについては、併合後、取消理由は一つの手続で全ての事件について共通となることから、取消理由の通知後は、全ての事件について理由及び証拠の追加、変更ができない。併合後分離した後には、一つの事件について取消理由が通知されたとしても、その他の異議の申立てについては影響しないから、その他の特許異議の申立てについては、当該特許異議の申立てについての取消理由の通知前かつ特許異議申立期間が経過する前であれば、理由及び証拠の追加、変更ができる。

４．特許異議の申立ての取下げの取扱い

併合された複数の特許異議の申立てについては一つの事件として取り扱うが、特許異議の申立ては、取消理由の通知前であれば、併合前の事件ごとに取り下げることができる（特§120 の 4①）（→67—03 の３．）。取消理由の通知後は、併合された全ての事件について取消理由が通知されたことになるから、取り下げることができない。

併合後分離（→２．）した特許異議の申立てについては、それぞれが別事件となるので、他の特許異議の申立てについての取消理由の通知後であっても、当該特許異議の申立てについての取消理由の通知前であれば取下げが可能である。

（改訂 H30.9）

67—08　P

特許異議申立期間経過前の審理

１．特許異議申立期間の経過前の審理

(1) 特許異議申立期間の経過前であっても、特許権者が、特許異議申立書の副本受領後、審判長に対し、特許異議申立期間の経過前に審理を開始することを希望する旨の上申書（特許異議申立期間経過前審理の上申書）を提出したときは、特許異議申立期間の経過前に審理を開始する。

なお、特許異議申立人からの同旨の希望は受け付けない。

(2) 特許異議申立期間の経過前に審理を開始した後に、新たな特許異議の申立てがあったときは、原則として当該特許異議の申立ての審理を併合する。

(3) 特許異議申立期間の経過前に取消理由が通知された後は、特許異議申立書について、要旨変更となる補正（特許異議の申立ての理由の追加・変更、必要な証拠の表示の追加・変更など）はできない（特§115②）（→67—04 の２.）。特に、特許異議申立期間の経過前に取消理由が通知された後に、新たな特許異議の申立てがあって、審理が併合されたときは、その新たな特許異議申立書については、当初から要旨変更となる補正ができないことに留意する。

(4) 新たな特許異議の申立てと比べ、先行して審理を開始した特許異議の申立てについて、審理が相当程度進行していて、早期に決定ができるときは、分離する旨を通知した上で両者を分離し、当該先行する特許異議の申立てを優先して審理する。この場合、整合しない訂正の請求がなされる可能性があるため、一つの事件を審理する場合には、他の事件の審理を中止する。

２．特許異議申立期間の経過前に取消理由を通知する場合の取扱い

(1) 特許異議申立期間の経過前に取消理由を通知するときは、取消理由通知書に審理した特許異議の申立ての申立番号を記載するとともに、特許権者が意見書等を提出する場合に必要な副本の数（特許異議申立人の数＋参加人の数

＋１（審理用））を指定する（特施規§4、特施規§45 の 6→特施規§50 の 4）。

(2) 取消理由通知に対して、特許権者が訂正の請求をしたときは、取消理由通知書に記載した申立番号の特許異議申立人（意見書の提出を希望しない旨の申出をした申立人を除く）に意見書を提出する機会を与えなければならない（特§120 の 5⑤）（→67—05.4 の１.、３.）。

(3) 他方、特許異議申立期間の経過前に取消理由を通知し、特許権者が訂正を請求した場合において、新たな特許異議の申立てがあったときは、副本の数が不足するため、新たな特許異議申立人（意見書の提出を希望しない旨の申出をした申立人を除く）には、取消理由を記載した書面とともに意見書、訂正請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の写しを作成して送付する。

３. 特許異議申立期間経過前に決定する場合の取扱い

特許異議申立期間の経過前に特許異議の申立ての審理を開始した場合であって、審理が相当程度進行していて、特許異議申立期間経過前に早期に決定ができるときは、特許異議申立期間の経過前に決定をすることができる。なお、決定をした後に、新たな特許異議の申立てがあった場合には、別事件として審理を行う。

（改訂 H30.9）

67—09　P

特許異議の申立てと無効審判の同時係属

１．特許異議の申立てと無効審判が同時係属した場合の審理

(1) 特許異議の申立てと無効審判とは種類の異なる事件であることから、審理を併合することはできない。

(2) 両事件が同時に係属したときは、両事件を並行して審理することもあり得るが、並行審理には次のような問題があるため、一方を優先して審理すべきである。

ア 両事件の手続構造と当事者構造が相違するため、並行して審理すると、手続の時期及び内容が整合せず、手続が複雑化し、両者の間で整合しない結果が生じ得ること。

イ 両事件の一方又は両方において訂正の請求がされ、一方において訂正が確定すると、他方において審理対象が変更されるため再度の審理が必要となり、それまでの特許庁及び当事者等による答弁書（意見書）・訂正請求書、弁駁書（意見書）、無効理由通知（取消理由通知）、審決（決定）及びこれに対する訴訟手続等の手続が無駄なものとなること。

ウ 両事件の一方で特許無効（特許取消）となるときは、他方については本案審理する必要がないにもかかわらず、両事件を並行して審理することで、特許庁及び当事者に無用な負担が生じ得ること。

(3) 特許異議の申立てと無効審判が同時係属したときは、原則、無効審判の審理を優先する。

これは、①無効審判は、侵害事件など特許紛争に関連して請求される場合が多く、紛争の早期解決の視点から、迅速な審理が求められること、②無効審判請求人は、特許異議の申立てをすることなく、当事者系手続による紛争解決を求めて無効審判を請求し、審決の結論によっては、訴訟により争う可能性を想定した上で無効審判を選択したのであるから、このような無効審判請求人の意思を尊重することによる。

(4) ただし、すでに特許異議の申立ての審理が相当程度進行していて、早期に特許異議の申立てについての決定ができるときは、例外的に特許異議の申立てを優先して審理する。

また、特許異議の申立てに係る証拠の方が、無効審判請求に係る証拠よりも、明らかに証明力が高いものであり、特許異議の申立てを優先して審理することが、当該特許権についての紛争の迅速な解決に資するときは、例外的に特許異議の申立てを優先して審理することができる。

(5) 特許異議の申立てを優先して審理する場合であっても、無効審判において提出された理由及び証拠を、特許異議の申立てについての審理において、職権で採用することは、特許異議の申立てについての審理に、無効審判請求人は関与しないことから、当事者系手続である無効審判制度の趣旨を損なうこととなるので、行わない。

仮に、無効審判において提出された理由及び証拠を採用しなければ、取消理由を構成できない場合、①特許異議の申立ての審理が相当程度進行しているときは、維持決定をし、②そうでないときは、特許異議の申立てについての審理を中止し、無効審判の審理を優先する。

2. 具体的な取扱い

(1) 無効審判を優先して審理する場合

特許異議の申立てについての審理を中止し（特§120の8→特§168）、無効審判を優先して審理する。この場合、無効審判の審決の確定を待って、特許異議の申立てについての審理を再開する。

(2) 特許異議の申立てを優先して審理する場合

無効審判の審理を中止し（特§120の8→特§168）、特許異議の申立てを優先して審理する。この場合、

ア 特許異議の申立てについて取消決定をするときは、決定の確定を待って、無効審判の審理を再開する。

イ 維持決定をするときは、決定の謄本の送達により直ちに確定するので、その後速やかに無効審判の審理を再開する。

３． 手続の中止（→26—01 の６．）

(1) 手続の中止を行うときは、手続中止通知書を特許権者（被請求人）、特許異議申立人、無効審判請求人及び参加人に通知する。

(2) 手続を中止する際に、中止する事件の審理手続が特許異議申立書の副本送付前、又は審判請求書の副本送達前であるときは、手続中止通知書と同副本とを併せて送付又は送達する。無効審判事件を中止するとき、答弁書を提出するための期間は追って指定する（→51—22.２の２.(1)ア（ア））。

この場合において、無効審判事件について中止を通知したときは、原則、中止の解除を通知する際、改めて相当の期間（標準 60 日（在外者 90 日）→25—01.２）を指定して、答弁書提出の機会を与える。例外的に、下記４．(3)ウの特定の場合においては、答弁書提出の機会を、中止の解除を通知する際でなく、その後の手続において与える。

(3) 手続を中止する際に、中止する事件の審理手続が応答期間中であるときは、期間の経過を待って中止を通知する（→51—22.２の２.(1)イ）。

４． 手続の中止の解除

(1) 手続の中止を解除するときは、手続中止解除通知書を特許権者（被請求人）、特許異議申立人、無効審判請求人及び参加人に通知する。

(2) 特許異議の申立ての審理手続の中止を解除する際に、優先して審理した無効審判において訂正が確定し、特許異議の申立ての対象に変更が生じたときは、意見書の提出を希望しない旨の申出があった場合等を除き、当該訂正の内容（訂正請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面）を特許異議申立人に通知し、訂正後の特許について、特許異議申立人に相当の期間（標準 30 日（在外者 50 日）→25—01.４）を指定して意見書を提出するための機会を与える（→67—05.４）。

(3) 無効審判の手続の中止を解除する際に、優先して審理した特許異議の申立てにおいて訂正が確定し、無効審判の対象に変更が生じたときは、以下のように取り扱う。

ア 当該訂正の内容（訂正請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面）を無効審判の請求人に通知し、訂正後の特許につい

て、無効審判の請求人に相当の期間（標準 30 日（在外者 50 日）→25—01.2）を指定して弁駁書を提出するための機会を与える。

イ また、無効審判の対象に変更が生じたことにより、請求の理由の要旨が変更となるときは、審判長がその請求書の補正を許可するにあたり、被請求人に補正の同意を求める（特§131の2②二：無効審判における訂正請求による訂正ではないので特§131の2②一の適用とはならないことに留意する。）。ここで、上記３．(2)において請求書の副本を送達していなかった場合は、当該副本の送達をした後に、その請求書の補正に係る手続補正書の提出がなされるように留意する（特§131の2③）。

ウ 被請求人に対する答弁の機会を、無効審判の手続の中止を解除する際に与えるか（→３．(2)）、上記イの副本の送達の際に与えるか、上記アの弁駁書の提出後又は上記イの手続補正書の提出後に与えるかは、訂正の内容等に応じて合議体が判断する。なお、上記イの副本の送達の際に答弁の機会を与えない場合は、当該副本の送達の際に、後に答弁の機会を与える旨を通知する。

（改訂 R5.12）

67—10　P

特許異議の申立てと訂正審判の関係

１．特許異議の申立てが係属した場合における訂正審判の取扱い

特許異議の申立てが特許庁に係属した時からその決定（請求項ごとに申立てがされた場合にあっては、その全ての請求項に係る決定）が確定するまでの間は、訂正審判を請求することはできない（特§126②）。また、取消決定に対して、決定の取消しを求めて裁判所に訴えが提起されたときは、当該取消決定が確定するまで、訂正審判を請求することができない。

２．訂正審判を請求し得る期間（→54—03）

(1) 特許異議の申立てがあった時から特許異議申立書の副本の送付（到達）時までに請求された訂正審判は、適法な訂正審判として取り扱う。

(2) 維持決定の謄本の送達後に請求された訂正審判は、適法な訂正審判として取り扱う。

(3) 取消決定の場合は、出訴期間（決定の謄本の送達があった日から 30 日（在外者には 90 日付加）→25—01.5）（→67—06 の 7.(3)）（特§178③⑤）が経過し決定が確定した後、または訴えが提起されたときは当該決定（請求項ごとに申立てがされた場合にあっては、その全ての請求項に係る決定）が確定した後に、取り消されていない請求項について請求された訂正審判は、適法な訂正審判として取り扱う。

３．特許異議の申立てと訂正審判が同時係属した場合の審理

(1) 特許異議の申立てと訂正審判とは種類の異なる手続であることから、審理を併合することはできない。

(2) 両事件が同時に係属したときは、両事件を並行して審理することもあり得るが、並行審理には次のような問題があるため、一方を優先して審理すべきである。

ア 両事件の手続構造と当事者構造が相違するため、並行して審理すると、手続の時期及び内容が整合せず、手続が複雑化し、両者の間で整合しない結果が生じ得ること。

イ 両事件の一方において訂正が確定すると、他方において審理対象が変更されるため再度の審理が必要となり、それまでの特許庁及び当事者等による手続が無駄なものとなること。

ウ 特許異議申立事件において、特許取消となるときは、訂正審判については本案審理する必要がないにもかかわらず、両事件を並行して審理することで、特許庁及び当事者に無用な負担が生じ得ること。

(3) 特許異議の申立てと訂正審判が同時係属したときは、特許異議の申立てについての審理に際し、すでに訂正審判が請求されている場合であっても、特許異議の申立てにおける取消理由通知に対して、改めて訂正の請求をすることができることから、原則、特許異議の申立てを優先する。

訂正審判における訂正が訂正要件を満たしていないことが明らかなときは、特許異議の申立ての審理において、取消理由通知の理由に、上記訂正審判における訂正が訂正要件を満たしていない旨を付記することができる。

ただし、すでに訂正審判の審理が相当程度進行していて、早期に審決ができるときは、例外的に訂正審判の審理を優先して審理する。

４． 手続の中止

特許異議の申立てまたは訂正審判のいずれか一方の審理を優先したときは、他方の審理を中止し（特§168①）、手続中止通知書を特許権者、特許異議申立人、訂正審判請求人及び参加人に通知する（→51—09の１.）。

５． 優先して審理した場合の留意点

(1) 特許異議の申立てを優先して審理した場合

優先して審理した特許異議の申立てにより全ての請求項が取り消されて確定した場合、他方の訂正審判は不適法な請求となるため、審決をもって請求を却下する（特§126⑧、特§135）（→54—04の３.）。

また、優先して審理した特許異議の申立てにおいて訂正の請求を認容して

維持決定が確定したときは、訂正前の特許を前提とする訂正審判の請求の内容が訂正確定後の特許と整合せず、訂正要件を満たさないこととなる場合がある点に留意する。

(2) 訂正審判を優先して審理した場合

優先して審理した訂正審判による訂正が認められた場合、中止が解除された後の特許異議の申立ての審理において、訂正の請求がなされた場合に準じて特許異議申立人に意見書を提出する機会を与える（→67—09 の４.(2)）。具体的には、当該訂正の内容（確定した訂正審判の審決書）を特許異議申立人に通知し、訂正後の特許について、特許異議申立人に相当の期間（標準 30 日（在外者 50 日）→25—01.4）を指定して意見書を提出するための機会を与える。

（改訂 H30.9）

67—11　P

特許権消滅後の特許異議の申立ての取扱い

１．特許権消滅後の特許異議の申立ての取扱い

無効審判においては、特許権の消滅後においても、請求することができる（特§123③）と規定しており、特許権の消滅後であっても審判の請求は可能である。

一方、特許異議の申立てにおいては、無効審判の上記規定と同様の規定がないことから、特許権消滅後の特許異議の申立ては予定していないと解される。

したがって、特許異議申立期間内の申立てであっても、申立ての対象となる特許権が消滅した後の申立てについては、対象となる特許権の存在しないものに対する特許異議の申立てであり、不適法な特許異議の申立てであることから、合議体は決定をもって特許異議の申立てを却下する（特§120の8①→特§135）。

なお、特許権消滅後であっても、利害関係人は無効審判を請求できることから、かかる取扱いにより、重大な不利益は生じない。

２．特許異議の申立て後に特許権が消滅した場合の取扱い

特許異議の申立ての審理中に特許権が消滅した場合（特許権放棄、料金未納付、権利期間満了、特§123①七による無効など）であっても、特許異議の申立て時点において、その申立ては適法である。

仮に、特許権者が特許権を放棄等した場合に、審理中に特許権が消滅したことを理由に決定を行わないとすると、①特許権消滅までの審理期間の長短のみで、決定を行うか否かの結論が異なるのでは公平性を欠くことになる。②過去に特許権が存在していたことによる特許権者の利益はそのまま残ることになり、適法な特許異議の申立てをした特許異議申立人は、改めて無効審判を請求しなければならなくなる。

よって、特許権が消滅したことをもって、直ちに瑕疵ある特許の是正を図る

必要がなくなるものではないことから、特許権が初めから存在しなかったものとみなされる場合を除いて、決定を行う必要がある。

したがって、特許異議の申立てがされた後に特許権が消滅したときは、無効審判により特許無効となった場合や訂正審判又は訂正請求により全ての請求項が削除された場合など特許権が初めから存在しなかったものとみなされる場合を除き、審理を進め、決定をする。

（改訂 R5.12）

69—02　ＤＴ

補正却下決定不服審判事件の審決例

１．記載例（意匠）

補正２０ＸＸ－５００○○○
審　　決

住所又は居所
請求人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称

意願２０ＹＹ－　　において、令和　年　月　日付けでした手続補正に対してされた補正却下決定不服審判事件について、次のとおり審決する。

結　　論

原決定を取り消す。

理　　由

本願は、令和　年　月　日に出願され、その後、令和　年　月　日付けで手続補正書が提出された。

これに対し、原審は、「この手続補正書における補正図面は、出願当初の願書添付図面のうち○○図の○○部に新たに△△部を表わしたものであり、この補正は出願当初の願書及び願書添付図面の要旨を変更するものであって、意匠法第17条の２第１項の規定により却下する。」と決定した。

そして、請求人は「この手続補正書の補正図面による新たに表わした△△部は、

正面図の一部に係る限定されたものであって、この補正は出願当初の願書添付図面の要旨を変更するものでない。」と主張している。

そこで、前記補正図面について、出願当初の願書添付図面の全体との関係において詳細に検討すると、この補正により新たに表された○○図の○○部における△△部は、物品の形状として出願当初の不明確な部分をより明確にし各図略一致するようにしたもので、それはこの意匠の属する分野における通常の知識を有する者が、当然に推定できる範囲内のものと認められ、上記補正は、出願当初の願書及び願書添付図面の要旨を変更するものではない。

したがって、原決定は取り消しを免れない。

よって、結論のとおり審決する。

２．記載例（商標）

補正２０ＸＸ－５００△△△

審　　決

住所又は居所

請求人　　氏名又は名称

住所又は居所

代理人　　氏名又は名称

商願２０ＹＹ－　　において、令和　年　月　日付けでした手続補正に対してされた補正却下決定不服審判事件について、次のとおり審決する。

結　　論

本件審判の請求は、成り立たない。（原決定を取り消す。）

理　　由

本願商標は、「　　」を書してなり、第　類「　　」を指定商品として、令和

年　月　日に出願されたものであるが、その後、令和　年　月付けで「　　」と補正する手続補正書が提出された。

これに対して、原審は『この補正に係る「　　」は願書に添付（記載）の「　　」とその構成態様（指定商品の表示）を異にし、その補正は出願の要旨を変更するものであるから、商標法第16条の２第１項の規定により却下する。』旨の決定をした。

よって按ずるに、出願当初の願書に添付（記載）された商標の構成態様（指定商品の表示）は、前記手続補正書に添付（記載）された構成態様（指定商品の表示）と「　　」において相違する（しない）ものであるから、商標登録出願の要旨を変更するもの（変更するものではない）といわなければならない。

したがって、原審における補正の却下の決定は、妥当なものである（妥当なものではない）から、これを取り消す理由はない。（取り消しを免れない。）

よって、結論のとおり審決する。

（改訂 R5.12）

70—00　P U D T

再審

１．概要

再審制度は、確定した取消決定、又は審決に対し、その特許（商標登録）異議の申立て、審判手続に重大な瑕疵があるときや、その判断の基礎となった資料に異常な欠陥があることが見過ごされていたとき等に、当事者等がその取消決定、又は審決の取消しを求める不服申立方法である。取消決定、又は審決が確定した後は、この取消決定、審決による解決が尊重されることが法的安定のため当然であるが、重大な瑕疵があっても例外を許さないとすることは、審理の適正さの要求と相容れないことになるので、同一審級において再度特許（商標登録）異議の申立て、又は審判を請求できることとしている。

２．再審の請求

(1) 確定した取消決定、審決に対し、その取消決定、審決における当事者は、再審を請求できる（特§171①、実§42①、意§53①、商§57①）。確定した審決等には、審判の確定審決等に限らず再審の確定審決等も含まれ、再審理由があるときには再審の請求をすることができる。

なお、特§174③は特§132③を準用していないので、無効審判（延長登録無効審判を含む）の再審を請求するとき、共有者全員を請求人とする必要はない。

(2) 再審の請求については、民訴§338①、②及び§339 が準用される（特§171②、実§42②、意§53②、商§57②）。再審事由は、次に掲げる事由に限られており、これ以外の事由、例えば、特許における進歩性判断の誤り等は、再審事由とはならない。

民訴§338

１　次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上

告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

一　法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

二　法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三　法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授権を欠いたこと。

四　判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五　刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

六　判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。

七　証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。

八　判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九　判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。

十　不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2　前項第四から七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

民訴§339

判決の基本となる裁判について前条第一項に規定する事由がある場合（同項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合にあっては、同条第二項に規定する場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。

(3) 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる（特§172①、実§43①、意§54①、商§58①）。この再審は、審判の請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない（特§172②、実§43②、意§54②、商§58②）。

(4) 再審の請求書には不服の申立てに係る審決（決定）の写しを添付しなければならない（特§171、特施規§50の12、民訴規§211①）。

3. 再審の請求期間

(1) 取消決定、審決が確定した後、請求人が再審の理由を知った日から 30 日以内（出訴期間中の再審請求はできないことに留意）（特§173①、実§45①、意§58①、商§61）。

(2) 再審を請求する者の責に帰することのできない理由により前記期間内に請求できなかったときは、その理由が解消した日から 14 日以内。ただし、前記期間経過後 6 月以後は請求できない（特§173②、実§45①、意§58①、商§61）。

(3) 請求人が法律の規定により代理されなかったことを理由として再審請求するときは、請求人又はその法定代理人が、送達により取消決定、審決があったことを知った日から 30 日以内（特§173③、実§45①、意§58①、商§61）。

(4) 再審請求は、取消決定、審決確定日から 3 年経過した後は請求できない。ただし、再審理由が取消決定、審決確定後に発生したときは、その発生した日から 3 年以内ならば請求できる（特§173④、⑤、実§45①、意§58①、商§61）。

(5) 当該取消決定、審決が前にされた確定取消決定、審決と抵触することを理由とする再審の請求期間については（1）、（4）は適用しない（特§173⑥、実§45①、意§58①、商§61）。

4. 再審の審理

(1) 審決却下すべきとき

例えば、以下のときは、不適法な再審の請求であって、その補正をすることができないから、審決又は決定をもってこれを却下する。

ア 再審の請求が確定審決又は確定取消決定に対するものではないとき（特§171①、§172①）

イ 再審の請求人適格に合致しないとき（特§171①、§172①、②）

ウ 再審の請求が可能な期間を徒過しているとき（特§173）

エ 当事者が当該再審の事由について審決取消訴訟又はその上告により既に主張していたとき、又はこれを知りながら主張しなかったとき（特§171②→民訴§338①柱書ただし書）

オ 再審の請求で主張されている事由が民訴法 338 条 1 項各号の再審の事由のいずれにも該当しないとき

(2) 再審の請求に理由がないとすべきとき

再審の請求が手続上適法にされており、申し立てられた再審の事由（民訴§338①各号）について審理した結果、再審の事由がないとの結論に達したときは、当該再審の請求を審決却下又は決定却下するのではなく、再審の請求に対し不成立の審決又は決定を行う。

［説明］

再審の訴えについての民訴法の規定では、再審の訴えが不適法である場合は、これを却下することとされ（民訴§345①）、再審の事由がない場合には、再審の請求を棄却することとされている（民訴§345②）。特許法においては、当該民訴法の規定を準用していないが、民訴法における場合と同様、再審の事由の有無について本案審理を行った場合に特§135 により審決をもって却下することは適当ではないため、上記 4. 又は 5. のとおり扱うこととする。また、こうした整理は、裁判例（知財高判平 20.5.28（平 19（行ケ）10407 号））においても説示されているところである。

なお、実用新案（実§42）、意匠（意§53）、商標（商§57）に関しても、同様である。

５． 審判の規定等の準用

(1) 再審の手続、審理には、審判及び特許異議の申立ての規定が準用される（特§174、実§45、意§57、§58、商§60の2、§61、§62）。

(2) 民訴§348①（注）の規定は、再審に準用する（特§174⑤、実§45①、意§

58①、商§61）。

（注）

民訴§348①

裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

6．再審により回復した特許権等の効力の制限

(1) 取り消し、若しくは無効にした特許等に係る特許権等が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願について再審により特許権の設定の登録があったとき、当該特許権等の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における、その特許に係る発明等の善意の実施等には及ばない（特§175、実§44、意§55、商§59）。

(2) 取り消し、若しくは無効にした特許等に係る特許権等が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願等について再審により特許権等の設定の登録があったとき、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意にその特許に係る発明等の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明等及び事業の目的の範囲内において、その特許権等について通常実施権を有する（特§176、実§45、意§56）。商標については、審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に商標を使用した結果、再審の請求の登録の際に自己の商品を表示するものと広く需要者に認識されているときは、継続してその商標を使用する権利を有する（商§60）。

7．その他

(1) 再審の請求の予告登録

再審の請求があったときは、予告登録する（特登令§3四）。拒絶査定不服審判に対する再審請求は、バインダー式帳簿（特登令§10②）による特許関係拒絶審決再審請求原簿（特登令§9）に予告登録する。当事者系審判及び異議申立に対する再審請求は、特許登録原簿に予告登録する。

(2) 再審の確定登録

再審の確定審決（決定）、再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正があったときは、原簿に登録する（特登令§16二、十）。また、再審請求の取下げ、決定却下についても登録する。登録原簿等は上記(1)に記載のとおり。

(3) 特許公報への掲載

再審の請求又はその取下げ、確定審決（決定）（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）について、その旨を特許公報に掲載する（特§193②六、七）。

８．参考裁判例

特許庁のした審決に判断遺脱があったと主張する事由は、その内容において原審決の結論に影響を及ぼさないから、この事由につき判断をしていないことが再審事由である判断遺脱に該当すると解する余地はなく、これを理由とする再審請求は不適法である（東高判平1.10.12（平1（行ケ）128号））。

（改訂 R5.12）

78—00　P U D T

再審の事例

1．　再審請求時を基準として、その請求の適否を判断した事例（昭 37 再審 1 号、昭 37.7.11）

再審請求が不服を申し立てられた審決（以下、審決という。）の確定日前にされた場合、その請求は、再審請求の不変期間（特§173）内にされたものでないばかりでなく、再審の対象になり得ないもの（特§171 の「確定審決」でないもの）に対してされたものであるから、補正できない欠缺のある不適法なものとして、これを審決却下した。

2．　民訴§338①ただし書（旧民訴§420①のただし書）についての解釈を示し、この解釈によれば、原判決又は原審決が再審請求時に未確定で判決又は審決時に確定している場合でも、原告又は再審請求人が審決の確定前に不服の理由を知りながら、出訴をしないで再審の請求をしたことは、上記の規定に基づいて不適法なものとして却下を免かれないとした事例（東高判 34.12.22（昭 33（ム）10 号）昭 37 再審 1 号、昭 37.7.11）。

民訴§338①ただし書の規定によれば、当事者が再審事由を知りながら、上訴によりこれを主張しなかったときは、この再審事由に基づいて再審の訴えを提起できないことが明らかであって、ここに上訴により主張しなかったということの中には、現実に上訴を提起したにもかかわらず、この上訴においてこれを主張しなかった場合のほかに、上訴によってこれを主張できたであろうのに、ついに上訴を怠った場合をも含むと考えるべきであるのは当然である。

しかるに、再審原告は判決正本の送達と同時に、その主張の各再審事由を知ったと解すべきこと、前に認定したとおりであるにかかわらず、上訴の手段によって不服を申し立てなかったことは、弁論の全趣旨に徴して明らかなところであるから、再審原告がこれらと同じ事由をもって再審の訴えを申し立てることは、

前記の規定によって許されないものといわなくてはならない。

3． 未確定の抗告審判の審決に対し、再審を請求すると同時に東京高裁にその取消しを求める訴えを提起し、事件がそれぞれ係属中である場合、上記 1.と同じ理由によって再審請求を却下した事例（昭 30 再審 1 号）

4． 原判決には重要な事項に関する判断遺脱の違法があり、したがって再審の訴えは理由があるものとし、次で本案審理をした結果、控訴審の判断は相当であり、本件上告は理由がないとした事例（昭 8（ヤ）10 号）

原判決は、送達証明書によって原審決の送達を昭 7.12.13 と認定し、昭 8.1.13 に提起された上告を期間経過後のもので不適法であるとして却下しているが、郵便局の配達証明書によれば送達が昭 7.12.14 であることは明らかであり、ひいては本件上告が法定期間内になされたことも明らかである。したがって原判決には重要な事項に関する判断遺脱の違法があるから、再審の訴えは理由がある。

本件上告は理由があるかどうかの本案審理をしたところ、確認審判では公知事実については当事者の申立てがなくても裁判の資料とすることができ、この公知事実を考慮に入れて発明の要旨を認定することは適法であり、上告理由がない。

（注）この判決の主文は旧民訴§428（民訴§348②）によって「本件再審ノ訴ハ之ヲ却下ス」となっているが、特許法などでは、この民訴の規定を準用しておらず、審判手続の規定をほとんど再審に準用しているので、その審決主文も、従来通例とする不服申立ての審判の審決に準じて「本件再審の請求は成り立たない。」とすべきであろう。

5． 印紙不貼による再審訴状却下の事例（昭 9（ヤ）8 号命令、昭 10.1.29）

6． 再審原告は、旧民訴§420①九（民訴§338①九）に該当する旨を主張しているが、実質上は原判決と異なる見解の下に原判決を非難しているに過ぎないとして再審の訴えを却下した事例（昭 31（ヤ）12 号、昭 33.6.10）

7． 実用新案登録出願及びその拒絶査定に対する抗告審判請求をＡ、Ｂ両名が共同して行い、続く上訴及び上告をＡだけが行ったところ、上訴審及び上告審いずれも「右審決に対する不服の訴訟において審決を取り消すべきか否かは登録を受ける権利を共同して有する者全員に対し合一のみ確定すべきもので、その訴えは右権利者全員が共同して提起することを要するものと解すべきである。」との理由で旧民訴§62（民訴§40）を適用し、それぞれ、原告の訴えを却下し、上告を棄却したのに対し、再審原告は、原判決には判断違脱及び法令の解釈適用を誤った違法があると主張したけれども、この再審申立てに対する判決は、「本件再審訴状に記載するところは、前記判決に旧民訴§420①（民訴§338①）に掲げる事由があることを主張するものでないから、本件再審の訴えは不適法であって却下を免れない。」としている（昭36（ヤ）33、昭36.10.27）。

8． 当事者が主張した事実に対する関係だけに判断違脱の問題が生ずるに止まるから、原審で主張しない事項について判断を加えなかったからといって、その判決に、判断違脱の違法があるとはいえない（昭14（ヤ）133、昭15.2.2）。

9． 被告に対する訴状副本、期日呼出状、判決正本の送達がすべて補充送達の要件を欠くために無効であって、被告が審理に関与しないままに判決がされた事例で、送達報告書記載の送達日から二週間の経過をもって確定した外形を備えており、それを前提とした取扱いがされるおそれがあるときは、当該判決は「確定した終局判決」に該当する（高松高判平12.11.27（平12（ツ）3）判例時報1759号76頁）。

１０． 民訴§338①三の再審事由の有無について判断した事例

(1) 有効に訴状の送達がされなかったために、被告が訴訟に関与する機会が与えられないままに判決がされたときは、当事者の代理人に代理権の欠缺があった場合と別異に扱う理由がないから、民訴§338①三の再審事由が認められる（最一小判平4.9.10（平3（オ）589号）民集46巻6号553頁）。

(2) 訴状等の補充送達を受けた同居者と受送達者との間に、その訴訟に関して事

実上の利害関係の対立がある場合でも（同居人である金銭消費貸借契約の債務者が、抗告人に無断で印章等持ち出し、連帯保証契約を締結した）、受送達者に対する補充送達は有効であるが、同居者から受送達者に実際に訴状等が交付されず、受送達者が訴訟の提起を知らないままに判決がされたときは、訴訟手続に関与する機会が保障されなかったのであるから、民訴§338①三の再審事由が認められる（最決平19.3.20（平18（許）39）民集61巻2号586頁）。

１１．民訴§338①ただし書及び再審事由（§338①九）の解釈につき判示した事例（知財高判平20.5.28（平19（行ケ）10407号）裁判所ウェブサイト）

民訴§338①ただし書の事由があるときは特§174の準用する特§135により却下し、民訴§338①各号の再審事由が認められないときは再審請求不成立の審決をするものと解すべきである。そして、「控訴若しくは上告」（民訴§338①ただし書）とは、特許法に則して言うと、「審決取消訴訟の提起若しくは同訴訟に対する上告」のことをいい、また「判断の遺脱」とは、当事者が適法に提出した攻撃防御方法たる事項で当然審決の結論に影響するものに対し審決の理由中で判断を示さなかった場合であると解される。

１２．破産手続中の会社において、破産者宛に審判関係書類が送達されていた事例（再審2011-950001、平23.11.30）

破産法上、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は破産管財人に専属し（破産法§78）、破産管財人が破産財団に関する訴訟追行権を有し（破産法§80）、破産者はかかる管理処分権及び訴訟追行権を失うこととされている。本件は、破産者宛に審判関係書類の送達がなされ、破産管財人が審判手続に関与する機会を与えられないまま審決がなされて確定したものと認められるから、原審の確定審決は、当事者に対する実質的手続保障が欠けていたものといわざるを得ない。そうすると、本件は、これを当事者の代理人として訴訟行為をした者に代理権の欠缺があった場合と別異に扱う理由はないから、商§57②で準用する民訴§338①三の再審事由があるものと解するのが相当である。

（改訂H27.2）

80—00　P U D T

審決等取消訴訟

1．審決等取消訴訟

(1) 概要

審決等取消訴訟とは、行政機関である特許庁が行った審決等の行政処分の取消しを求めて、裁判所に提起し得る行政訴訟をいう。

(2) 管轄

取消決定、審決、審判における補正却下の決定（意§17の2、商§16の2）又は特許（登録）異議申立書、審判・再審・訂正請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱う（特§178①、実§47①、意§59①、商§63①、§68⑤、知的財産高等裁判所設置法§2）。

(3) 当事者

ア 原告は、取消決定若しくは審決を受けた者、審判において補正却下の決定を受けた者、特許（登録）異議申立書若しくは審判・再審・訂正請求書の却下の決定を受けた者、これらの承継人、参加人、又は参加を拒否された者である（特§178②、実§47②、意§59②、商§63②、§68⑤）。

特許（登録）異議申立人の地位はその承継を認められていないので、承継人が原告となることはない（→22—01の9．(5)）。

イ 取消決定又は審決（無効審判、延長登録無効審判及び取消審判並びにこれらの審判の確定審決に対する再審に係るものを除く）に対する訴え及び特許（登録）異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は訂正請求書の却下の決定に対する訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。

また、無効審判、延長登録無効審判若しくは取消審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る審決に対する訴えにおいては、その審判又は再審の請求人又は被請求人を被告としなければならない（特§179、実§47②、

意§59②、商§63②、§68⑤）。

(4) 出訴期間

出訴は、審決又は決定の謄本の送達があった日から 30 日以内にすることができ、この期間は、不変期間である（特§178③、④、実§47②、意§59②、商§63②、§68⑤）。審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権でその不変期間に附加期間を定めることができる（特§178⑤、実§47②、意§59②、商§63②、§68⑤）（→25—04 の４．）。

(5) 判決

裁判所は、審理の結果、請求の理由があると認めるときは、その審決又は決定を取り消さなければならず（特§181①、実§47②、意§59②、商§63②、§68⑤）、処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、当事者である行政庁その他の関係行政庁を拘束する（行訴§33①）。この取消しの判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならない（特§181②、実§47②、意§59②、商§63②、§68⑤）。なお、平成 24 年 4 月 1 日以降に請求される審決等に対する訴えについて、一群の請求項のうち一部の請求項について審決等の取消しの判決が確定したときは、その審理を再開するにあたり、審判官は、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決等を取り消さなければならない（特§181②）。これにより「一群の請求項」を単位として審理を行う。この場合、審理再開通知において、審決等を取り消す部分を記載する。

また、裁判所は、請求の理由がないと認めるときは、請求を棄却する。

２．当事者間手続

(1) 概要

民事訴訟法によれば、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の審決取消請求事件（特許（登録）異議の申立てに係る「取消決定取消請求事件」を含む。）の審理過程において、原告（出願人・権利者）と被告（特許庁）が、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）を介さず直接行う手続とされている。

(2) 手続の概要

ア 準備書面等の直送（民訴規§83）

＜直送の対象となる書類＞

（ア）準備書面（答弁書も含む）、書証の写し

民訴規§83により、原則として、「準備書面」を相手方当事者に裁判所を経由することなく、直送しなければならない。なお、「準備書面」には「答弁書」も含まれる（民訴規§79①）。

また、「書証の写し」については、裁判所による送付が原則だが（民訴規§137）、民訴規§137②により、直送することもできる。

（イ）受領書

民訴規§47⑤により、書類の直送を受けたときは、相手方当事者及び裁判所に、原則、受領書を送付しなければならない。

＜書類の送付方法＞

（ア）送付方法の種類

民訴規§47①は、直送その他の書類の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってすると規定している。つまり、民事訴訟規則によれば、準備書面（答弁書も含む）、書証の写しの書類を直送する場合、「郵送」、「窓口提出」、「ファクシミリ送信」等のいずれかの送付方法で、直接相手方の送付場所に送付する。

（イ）特許庁からの直送書類の送付方法

下記ａ及びｂの理由より、特許庁から直送する準備書面、書証の写しは、原則、「郵送」等で送付される。

また、特許庁からの受領書の送付についても、原則、「郵送」等で送付される。

ａ　ファクシミリ送信の長所と短所

「ファクシミリ送信」は、迅速性と手軽さという長所がある。しかし、審決等取消訴訟の場合、「準備書面」には、化学式、図面等が含まれる場合があり、また「書証の写し」には特許公報、技術文献等の図面が多く含まれている文献が多いことを考慮すると、これらの書類は、「ファクシミリ送信」には適当ではない。

ｂ　裁判所からの要請事項

裁判所から、「準備書面」及び「書証の写し」の提出について、「ファ

クシミリ送信」を利用せずに、裁判所用の写し（３通）を添えて提出するように要望された。特許庁では、これを受けて、これらの書類の提出につき「ファクシミリ送信」ではなく「窓口提出」することとしている。

（ウ）原告・代理人からの直送書類の送付方法

原告・代理人からの書類の直送についても、原則、直送する準備書面、書証の写しを、「郵送」又は「窓口提出」等で送付する。ただし、期日が切迫しているときは、「ファクシミリ送信」した後、なるべく早く、書類を「郵送」又は「窓口提出」する。

また、受領書の送付方法は、「郵送」、「窓口提出」又は「ファクシミリ送信」等のいずれの方法も可能である。

イ 当事者照会（民訴§163）

民事訴訟法では、当事者が主張、立証に必要な情報を相手方から直接入手することができるようにするため、「当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる」（民訴§163 本文）という「当事者照会制度」が規定されている。

（ア）当事者照会可能時期

「訴訟の係属中」（訴状の副本が被告に送達された後から口頭弁論終結時まで）

（イ）照会可能事項

主張又は立証を準備するために必要な事項である（「訴訟関係を明瞭にするため」の必要な求釈明事項よりは広い）。例えば、公知文献が絶版の場合の文献の存在場所（図書館名等）、製品の設計図、製造工程表、実験データの存否の照会がある。

（ウ）照会できない事項（民訴§163 ただし書一～六）

a 具体的又は個別的でない照会

b 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会

c 既にした照会と重複する照会

d 意見を求める照会

e 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

f 民訴§196、§197の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

(エ) 照会書の記載事項

照会書の記載事項は次のとおりであり、照会事項は項目を分けて記載する（民訴規§84②）。

a 当事者及び代理人の氏名

b 事件の表示

c 訴訟の係属する裁判所の表示

d 照会年月日

e 照会事項及びその必要性

f 民訴§163の規定により照会をする旨

g 回答すべき期間

h 照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリの番号

(オ) 照会書及び回答書の送付先

原告・代理人は、書類の送達場所である特許庁審判部訟務室あてに、「郵送」又は「窓口提出」する（被告指定代理人あてではない）。

ただし、期日が切迫しているときは、「ファクシミリ送信」でもよいが、その後、「郵送」又は「窓口提出」する。

3. 上告

(1) 上告

高等裁判所の判決に不服があるときは、最高裁判所に上告することができる。

上告状は東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に提出する（民訴§314①）。

(2) 上告期間

上告は、判決書の送達を受けた日から2週間以内にすることができ、この期間は、不変期間である（民訴§313→§285）。

(3) 上告理由

上告理由は、憲法解釈の誤り及び憲法違反（民訴§312①）を始め、民訴§312②各号に列挙された事由に限定される。

もっとも、最高裁判所の判例に相反する事件等「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」について、決定により上告審として事件を受理できる（上告受理申立制度、民訴§318）。

また、決定・命令について、法令解釈の統一を図る観点から、高裁の決定・命令に対して、当該高裁の許可により最高裁に抗告ができる許可抗告制度がある（民訴§337）。

(4) 判決

判決には、上告棄却、破棄差戻し又は破棄自判がある。

（改訂 R5.12）

80—01　ＰＵＤＴ

訴え提起に伴う事務

１．訴状

審決などに対する取消しの訴え（特§178①、実§47①、意§59①、商§63①）が提起されたときは、知的財産高等裁判所書記官（第１部～第４部）から、特許庁長官を被告としない訴訟（当事者系事件）については、訴え提起の通知書（以下「通知書」という）等が送付され（特§180①②、実§47②、意§59②、商§63②）、特許庁長官を被告とする訴訟（査定系事件）については、通知書が送付され、その後、訴状、及び期日の呼出状が送達される（行訴§7、民訴§138①、§94）。

２．書類の調査

訟務室は、上記書類を受け取ったときは、その訴訟事件に係る審判事件の記録（査定系の場合は出願書類を含む。）と照合し、次の点を調査する。

(1) 当事者の記載

(2) 事件の表示

(3) 訴え提起の期間

３．照合の結果

上記書類の記載事項に不一致があるとき、又は上記期間経過のとき、訟務室の各部別担当指定代理人は訴え却下の答弁書を作成し裁判所へ提出する。ただし、当事者系事件のときは裁判所に通知する。

４．帳簿などへの記入、出訴事件記録作成など

訟務室は、上記書類に基づき、「出訴事件簿」「出訴事件期日簿」に所要事項を記入し、出訴事件記録などを作成する。

５．代理人の指定等

指定代理人とは、特許庁長官により審決などに対する取消しの訴訟を行うものとして指定された職員をいう。

（参考）

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律§5①

行政庁は、所部の職員でその指定するものに行政庁を当事者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。

指定代理人は、審決などに対する取消しの訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する（同法§8）。審決などに対する取消しの訴訟が提起されたときは、訟務室は被告特許庁長官の代理人指定の手続をとり、代理人指定書を知的財産高等裁判所へ送付する。

指定代理人は、部門の審判長・審判官及び訟務室所属の審判長・審判官が当たり、前者を主任指定代理人とする。ただし、取消理由が一般的法律解釈・適用に関するもの、一般的審査基準及び慣行違反又は変更を求める事件（共通的事件）に係るときは、後者を主任指定代理人とする。

（改訂 R5.12）

83—00.5　P U D T

審判長のした却下の決定に対する不服申立て

審判長のした却下の決定に対する不服申立て（特§133③による手続の却下の決定（特§133③による請求書の却下の決定は含まない）、特§133の2）については、特許庁長官に対する審査請求とする。

1．「審判長のした却下の決定」は、審判長という行政庁のした行政処分であるが、その不服申立てについては、特許法に規定がなく行政不服審査法上の不服申立てが可能である。

ところで、行政不服審査法上の不服申立ては、行政不服審査制度の趣旨からみて、処分庁以外の行政庁に対してすることが望ましいことから、審判長のした却下の決定に不服があるときは、特許庁長官に対し審査請求をすることができる。

2．なお、行政不服審査法上、「特許庁長官に対し審査請求」としたことをもって、特許庁長官と審判長の特許法上の関係に変更が生じるものではない。

3．訂正請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）の専属管轄である（特§178①）。

（改訂 H27.2）

83—02.2　P U D T

裁判所から差戻された審判事件の合議体編成

審決が取り消されて裁判所から差戻された審判事件については、公平性、中立性、審理の効率性等に配慮して合議体を編成する。なお、もとの審判に関与した審判官を指定することは、前審関与に該当しない。

1．特§139は、審判の公正を確保するために、審判官に除斥原因がある場合は、その事件の審判について職務の執行から除斥する旨規定しており、除斥原因の一つとして、審判官がその事件について拒絶査定をした審査官であったとき（前審関与）をあげている（特§139六）。

2．これに関連して、審判から差戻した事件をもとの審査官が再び審査することの是非について、「前審関与を除斥理由としたのは、前審の査定に関与した者がその上級審に関与するときは審級制度を無意味ならしめる結果となるので、このような結果を避けるためであり、査定不服審判で事件を原審に差し戻した場合に、差戻前の査定をした審査官が差戻後その事件の査定に関与しても審級制度を無意味ならしめる結果は起り得ないので、前審関与には該当しない」とした裁判例（東高判昭31.7.14（昭30（行ナ）48号））がある。

3．よって、表記の件についても、同様に前審関与に該当しないものと解されるが、審決取消事件は、その重大さに鑑み慎重な審理が求められることから、審判の手続及び合議体の編成については、事件に応じて公平性、中立性等に十分配慮する。

（改訂 R5.12）

付　録

1. 裁判所行政事件記録符号

2. 審判制度の併存状態

3. 特許法の運用関係一覧

(1) 法改正の概要と留意点

(2) 経過措置抜粋

(3) 無効理由一覧（特許法§123）

(4) 拒絶理由一覧（特許法§49）

(5) 第36条の変遷

4. 実用新案法の運用関係一覧

(1) 法改正の概要と留意点

(2) 経過措置抜粋（新実用新案法）

(3) 経過措置抜粋（旧実用新案法）

(4) 無効理由一覧（実用新案法§37）

(改訂 H27.2)

付録　１

裁判所行政事件記録符号

（昭和 38 年最高裁判所規程第 3 号．昭和 39.1.1 施行）

《簡易裁判所》

行ア　共助事件

行イ　雑事件

《地方裁判所》

行ウ　訴訟事件

行ヌ　控訴提起事件

行エ　飛躍上告提起事件及び上告提起事件

行ネ　飛躍上告受理申立て事件

行オ　再審事件

行カ　抗告提起事件

行キ　共助事件

行ク　雑事件

《高等裁判所》

行ケ　訴訟事件（第一審）

行コ　控訴事件

行サ　上告提起事件

行ノ　上告受理申立て事件

行シ　特別上告提起事件

行ス　抗告事件

行セ　特別抗告提起事件

行ハ　許可抗告申立て事件

行ソ　再審事件

行タ　雑事件

《**最高裁判所**》

行チ　訴訟事件（第一審）

行ツ　上告事件

行ヒ　上告受理事件

行テ　特別上告事件

行ト　特別抗告事件

行フ　許可抗告事件

行ナ　再審事件

行ニ　雑事件

民事事件記録符号規程

（令和４年最高裁判所規程第２号．令和 4.10 施行）

《**簡易裁判所**》

イ　　和解事件

ロ　　督促事件

ハ　　通常訴訟事件

手ハ　手形訴訟事件及び小切手訴訟事件

少コ　少額訴訟事件

少エ　少額訴訟判決に対する異議申立て事件

ハレ　控訴提起事件

ハツ　飛躍上告提起事件

少テ　少額異議判決に対する特別上告提起事件

ニ　　再審事件

ヘ　　公示催告事件

ト　　保全命令事件

ハソ　抗告提起事件

借　　借地非訟事件

ノ　　民事一般調停事件

ユ　　宅地建物調停事件

セ　　農事調停事件

メ　　商事調停事件

ス　　鉱害調停事件

交　　交通調停事件

公　　公害等調停事件

特ノ　特定調停事件

少ル　少額訴訟債権執行事件

ア　　過科事件

キ　　共助事件

サ　　民事雑事件

《**地方裁判所**》

ワ　　通常訴訟事件

手ワ　手形訴訟事件及び小切手訴訟事件

ワネ　控訴提起事件

ワオ　飛躍上告提起事件

ワ受　飛躍上告受理申立て事件

カ　　再審事件

ヘ　　公示催告事件

ヨ　　保全命令事件

レ　　控訴事件

レツ　上告提起事件

ソ　　抗告事件

ソラ　抗告提起事件

チ　　民事非訟事件

ヒ　　商事非訟事件

借チ　借地非訟事件

シ　　罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件

発チ　発信者情報開示命令事件

配チ　配偶者暴力に関する保護命令事件

労　　労働審判事件

ノ　　民事一般調停事件

ユ　　宅地建物調停事件

セ　　農事調停事件

メ　　商事調停事件

ス　　鉱害調停事件

交　　交通調停事件

公　　公害等調停事件

特ノ　特定調停事件

リ　　事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件

ヌ　　不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件

ル　　債権及び他の財産権に対する強制執行事件

ケ　　不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件

ナ　　債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件

財チ　財産開示事件

情チ　第三者からの情報取得事件

ヲ　　執行雑事件

企　　企業担保権実行事件

フ　　破産事件

再　　再生事件

再イ　小規模個人再生事件

再ロ　給与所得者等再生事件

ミ　　会社更正事件

承　　承認援助事件

船　　船舶所有者等責任制限事件

油　　油濁損害賠償責任制限事件

集　　簡易確定事件

集ワ　簡易確定決定に対する異議申立て提起事件

ホ　　過料事件

エ　　共助事件

仲　　仲裁関係事件

モ　　民事雑事件

人　　人身保護事件

人モ　人身保護雑事件

《**高等裁判所**》

ワ　　通常訴訟事件

ネ　　控訴事件

ネオ　上告提起事件

ネ受　上告受理申立て事件

ラ　　抗告事件

ラク　特別抗告提起事件

ラ許　許可抗告申立て事件

ム　　再審事件

ツ　　上告事件

ツテ　特別上告提起事件

ノ　　民事一般調停事件

ユ　　宅地建物調停事件

セ　　農事調停事件

メ　　商事調停事件

ス　　鉱害調停事件

交　　交通調停事件

公　　公害等調停事件

ウ　　民事雑事件

人ナ　人身保護事件

人ウ　人身保護雑事件

《**最高裁判所**》

オ　　上告事件

受　　上告受理事件

テ　　特別上告事件

ク　　特別抗告事件

許　　許可抗告事件

ヤ　　再審事件

マ　　民事雑事件

（改訂 R5.12）

付録 ２

審判制度の併存状態

（改訂 R5.12）

審判制度の併存状態（特許法・実用新案法）

平成26年法法律第36号、平成23年法律第63号、平成18年法律第55号、平成15年法律第47号、及び平成5年法律第26号が適用又は不適用となる審判制度の併存状態（特許法・実用新案法）について以下に示す。

付録 ３

特許法の運用関係一覧

（１）法改正の概要と留意点

（２）経過措置抜粋

（３）無効理由一覧（特許法§123）

（４）拒絶理由一覧（特許法§49）

（５）第３６条の変遷

（１）法改正の概要と留意点

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
平成５年改正 （平成5年法律第26号） （H6.1.1施行）	①補正の範囲の適正化 ・明細書又は図面の補正制限（新規事項追加禁止） ・特許請求の範囲の補正適正化 ・不適法な補正の無効理由化 ②審判手続の適正化 ・拒絶査定不服審判請求時の補正の適正化 ・補正却下不服審判の廃止 ・訂正における新規事項追加禁止 ・無効審判中の訂正請求許容 ・不適法な訂正の無効理由化	・平成６年１月１日以降の特許出願に係る特許の無効審判において、新規事項を追加する補正が無効理由となる。 ・平成６年１月１日以降請求の訂正審判、無効審判中の訂正請求、特許異議申立中の訂正請求については、改正法を適用し、出願日にかかわらず新規事項追加不可。平成６年１月１日以降に請求された訂正審判による訂正が不適法であった場合、無効理由の対象となる。
平成６年改正 （平成6年法律第116号） （H7.7.1施行）	①存続期間の延長 ②特許権の効力の拡大 ③特許出願への外国語書面出願制度の導入 ・誤記訂正の基準明細書は当初明細書 ・原文に基づく誤訳訂正許容 ④明細書の記載要件 ⑤特許請求の解釈にあたっての発明の詳細な説明の参酌 ⑥権利回復制度の導入	・施行日前の出願についての訂正については、旧法が適用される（平成６年法改正前第126条が適用され、誤訳訂正は認められず、誤記訂正の基準明細書は特許明細書となる。）。 ・平成７年７月１日以降の出願に係る訂正については、改正法が適用される。
平成６年改正 （平成6年法律第116号） （H8.1.1施行）	①特許権付与前特許異議申立制度の廃止及び 特許権付与後特許異議申立制度の創設 ・異議申立理由：公益に反するものに限定 ・異議申立中の訂正請求可	・平成８年１月１日に公告決定の謄本送達がない出願については、出願日にかかわらず付与後特許異議の申立て(手続中の訂正請求を含む)を適用する。 ・訂正関係については、上記のとおり、新規事項追加は、出願日にかかわらず不可。訂正要件については、出願日が平成７年７月１日以降か否かで異なる。
平成10年改正 （平成10年法律第51号） （H11.1.1施行）	①損害賠償制度の見直し ②発明の名称の願書への記載省略 ③先願の地位の見直し ④優先権データの交換 ⑤特許料の引き下げ ⑥無効審判における請求理由の補正制限	・平成11年１月１日以降に新たに無効審判の請求がされた場合に、改正前の出願に係る特許権については、拒絶が確定した出願と同一の特許権であれば無効とされる。 ・無効審判における審判請求書の、請求理由の要旨変更に係る補正制限は審判手続の問題であるので、施行前の出願に係る特許権についてであっても、施行後に請求された無効審判においては、請求書の要旨変更補正の制限を受ける。
平成11年改正 （平成11年法律第41号） （H12.1.1施行）	①審査請求期間の短縮 ②訂正請求における訂正要件見直し（独立特許要件の条件付削除） ③特許侵害に対する救済措置の拡充 ④裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換 ⑤新規性阻却事由の拡大 ・世界公知・公用の導入、インターネット上の技術情報を新規性阻却事由に位置づけ ⑥新規性喪失の例外規定の適用対象の拡大 ⑦分割・変更出願に係る手続の簡略化 ⑧特許料金の引き下げ	・訂正請求における独立特許要件の条件付削除は平成12年１月１日以降に請求された審判における訂正請求に適用される。一方で、無効審判等が請求された請求項について独立特許要件が満たされていない訂正の看過は、施行日前の出願に係る特許等については不適法訂正による無効理由となる。

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
平成14年改正 （平成14年法律第24号） （H14.9.1施行）	①発明の実施行為の明確化 ②間接侵害規定の拡充（H15.1.1施行） ③明細書と請求の範囲の分離（H15.7.1施行） ④ＰＣＴ出願の国内移行期間の延長 ⑤先行技術文献開示制度の導入	
平成15年改正 （平成15年法律第47号） （H16.1.1施行）	①審査請求料の引き上げ、特許料及び出願手数料の引き下げ ②審査請求手数料の返還制度の導入 ③共有に係る特許権等の減免措置の見直し ④特許異議申立制度の廃止 ⑤無効審判の請求理由の記載要件 ⑥無効審判の請求理由の要旨変更の例外的容認 ⑦審決取消訴訟提起後の訂正審判請求の時期的制限 ⑧裁判所による差戻し決定規定と差戻し後の訂正請求機会等の調整規定 ⑨審決取消訴訟における求意見制度及び意見陳述制度の導入	＜特許異議の申立て＞ ・施行日前にされた特許異議の申立て及び特許異議の申立ての確定した取消決定に対する再審については、その決定が確定するまでは改正前の規定を適用する。 ・異議申立の取消決定に対する訴えや異議申立書の却下決定に対する訴えについては、旧法が適用される（平成16年１月１日以降に訴えを提起することも可能）。 ・平成16年１月１日以降に取消決定取消訴訟が提起された場合の訂正審判請求時期は、訴訟が裁判所に係属してから90日の間に限られる（§126Ⅱの読み替え）。 ＜無効審判＞ ・平成16年１月１日以降に請求された審判・再審について、改正法が適用される。 ・求意見・意見陳述の規定については、施行前に請求された無効審判や再審の審決取消訴訟においても適用する。 ・決定による差戻しや、差戻し後の無効審判と訂正審判の調整規定等の訴訟についての規定は施行前に請求された無効審判には適用されない。 ・改正後の訂正要件に違反する訂正がされたことを無効理由とする規定は、平成16年１月１日以降になされた訂正について適用する。 ＜訂正審判＞ ・訂正審判の請求期間の制限は、平成16年１月１日以降に請求される訂正審判及び訂正審判の確定審決に対する再審に適用される。
平成16年改正 （平成16年法律第79号） （H17.4.1施行）	①先行技術調査体制の拡充・効率化 ②インターネットを利用した公報の発行 ③予納制度を利用した特許料の返還 ④実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 ⑤職務発明規定の見直し	
平成17年改正 （平成17年法律第56号） （H18.4.1施行）	①地域団体商標制度の導入	
平成18年改正 （平成18年法律第55号） （H19.4.1施行）	①分割要件の緩和 ②シフト補正の禁止	・分割出願は、平成１９年４月１日以降に出願された特許出願に基づく分割出願が対象となる。
平成20年改正 （平成20年法律第16号） （H21.4.1施行）	①通常実施権等登録制度の見直し ②不服審判請求期間の見直し ③優先権書類の電子的交換の対象国の拡大 ④特許・商標関係料金の引き下げ（H20.6.1施行） ⑤料金納付の口座振替制度の導入（H21.1.1施行）	・施行日前に謄本が送達された拒絶査定又は補正却下決定に対する不服審判の請求期間については、改正前の規定を適用する。 ・平成18年改正法の施行日（平成19年4月1日）より前の特許出願に対し、平成20年改正法の施行日（平成21年4月1日）以降に拒絶査定の謄本が送達された場合、分割出願は拒絶査定不服審判と「同時」にのみ可能（特§44①一）。 ・平成18年改正法の施行日（平成19年4月1日）以降の特許出願に対して、平成20年改正法の施行日（平成21年4月1日）以降に拒絶査定の謄本が送達された場合、同査定の謄本送達日から「3月以内」に分割出願が可能だが（特§44①三）、拒絶査定不服審判と「同時」の分割出願（特§44①一）とは、分割の実体的要件の判断の基礎となる原出願の明細書等が異なる。

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
平成23年改正 （平成23年法律第63号） （H24.4.1施行）	①通常実施権等の対抗制度の見直し ②冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備 ③審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止 ④再審の訴え等における主張の制限 ⑤審決の確定の範囲等に係る規定の整備 ⑥無効審判の確定審決の第三者効の廃止 ⑦特許料等の減免に係る関係法令の見直し ⑧発明の新規性喪失の例外規定等の見直し ⑨出願人・特許権者の救済手続の見直し ⑩料金の見直し ⑪商標権消滅後１年間の登録排除規定の廃止	特許法の経過措置については、附則第2条を参照（→付録２．（２）、付録４．（２））。
平成26年改正 （平成26年法律第36号） （H27.4.1施行）	①救済措置の拡充 ②特許異議申立制度の創設 ③複数国に意匠を一括出願するための規定の整備（「ジュネーブ改正協定」が日本国について効力を生ずる日施行） ④商標法の保護対象の拡充 ⑤地域団体商標の登録主体の拡充 ⑥ＰＣＴ手数料の納付手続の見直し(H26.8.1施行) ⑦弁理士の使命の明確化	特許異議申立制度の創設、特許無効審判における請求人適格の変更（「何人」→「利害関係人」）
平成27年法改正 （平成27年法律第55号） （H28.4.1施行）	①職務発明規定の見直し ②特許料等の改定 ③特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備	
平成28年法改正 （平成30年法律第70号による改正後の平成28年法律第108号） （H30.12.30施行）	①特許権の存続期間の延長制度の整備(令和2年3月10日以降にした特許出願から適用)	
平成30年法改正 （平成30年法律第33号） （a：H30.6.9施行） （b：H31.4.1施行） （c：R1.7.1施行） （d：R2.1.1施行）	①新規性喪失の例外期間の延長（a） ②インカメラ手続の拡充（c） ③中小企業の特許料等の一律減免・猶予制度の導入（b） ④判定制度の改善（c） ⑤意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入（d） ⑥商標における分割出願の要件強化（a） ⑦クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入（b） ⑧弁理士の業務追加（c）	

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
令和元年法改正 （令和元年法律第3号） （a：R1.5.27施行） （b：R2.4.1施行） （c：R2.10.1施行） （d：R3.1.1施行）	①損害賠償額算定の見直し（b） ②査証制度の創設（c） ③意匠の定義の見直し（b） ④創作非容易性水準の明確化（b） ⑤意匠登録出願手続の簡素化（d） ⑥組物の意匠の拡充（b） ⑦内装の意匠の保護（b） ⑧関連意匠制度の拡充（b） ⑨手続救済規定の整備（d） ⑩意匠権の存続期間の変更　（b） ⑪間接侵害規定の対象拡大　（b） ⑫通常使用権の許諾制限の撤廃（a） ⑬国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直し（b）	
令和3年法改正 （令和3年法律第42号） （a：R3.10.1施行） （b：R4.4.1施行） （c：R4.10.1施行） （d：R3.5.21から2年以内）	①特許権等の権利回復の要件の変更（d） ②特許権等侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入（b） ③口頭審理期日等における当事者等の出頭のオンライン化（a） ④訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し（b） ⑤特許料等の料金改定（b） ⑥災害等の発生時における割増手数料の免除（a） ⑦国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充（a） ⑧国際意匠登録出願における登録査定の謄本の送達方法の見直し（a） ⑨国際商標登録出願における個別手数料の二段階納付の廃止及び登録査定の謄本の送達方法の見直し（d） ⑩海外から模倣品流入に対する規制の強化（c） ⑪特許料等の支払手段の見直し ・特許印紙予納の廃止（a） ・書面手続における支払手段の拡充（b） ⑫弁理士法の改正（b）	・オンライン口頭審理の開始 ・特許権の訂正等における通常実施権者の承諾の不要化

（２）経過措置抜粋

(H26年法)

H27.4.1施行

附則§2

16　新特許法第百十三条の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行がされた特許については、適用しない。

17　この法律の施行前に請求された特許無効審判については、新特許法第百二十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(H23年法)

H24.4.1施行

附則§2

8　新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

9　新特許法第四十九条、第七十四条、第百四条の三第三項並びに第百二十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。

10　新特許法第六十七条の三第一項及び第百二十五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許権の存続期間の延長登録の出願については、なお従前の例による。

11項～13項　　略

14　この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第百四条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15　新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。）における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したことの主張（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）及び新特許法第百四条の四第二号に掲げる審決が確定したことの主張（新特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）について適用する。

16項、17項　　略

18　この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

19　この法律の施行の日前に請求された特許無効審判であって、その審決が確定していないものに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

20　この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

21　この法律の施行の日前にした旧特許法第百二十六条第一項又は第百三十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十八項又は第十九項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る特許の無効（旧特許法第百二十三条第一項第八号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

22　新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

23　新特許法第百七十八条第一項及び第百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された特許無効審判に係る新特許法第百三十三条第三項の規定によりされる新特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された特許無効審判に係る旧特許法第百三十三条第三項の規定によりされた旧特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

24　新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

25項、26項　　略

27　新特許法別表第十三号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された特許無効審判に係る手数料については、旧特許法別表第十三号の規定は、なおその効力を有する。

(50年法) 51.1.1	(60年法) 60.11.1	(62年法) 63.1.1	(H2年法) H2.12.1	(H5年法) H6.1.1	(H6年法) H7.7.1 H8.1.1(付与後異議)	(H10年法) H11.1.1	(H11年法) H12.1.1	(H14年法) H15.7.1	(H15年法) H16.1.1	(H18年法) H19.4.1	(H20年法) H21.4.1
附則§2 (1)この法律の施行の際現に特許庁に属している特許出願については、改正後の特許法第195条第1項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (3)この出願の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、なお従前の例による。	略	附則§3 (1)第2条の規定による改正後の特許法第36条第4項及び第5項、第37条、第49条第3号、第55条第1項ただし書、第123条第1項各号列記以外の部分及び第3号、第155条第3項、第185条並びに第195条第3項の規定は、この法律の施行後にした特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令附則§2(1)施行前にした特許出願については、法附則第4条の規定による改正前の特許法の規定は、法施行後も、なおその効力を有する。	附則§2 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第1条による改正後の特許法第195条第1項及び第2項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (4)新特許法第123条第1項第1号及び第184条の15第1項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に係る特許について適用し、この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。 (5)新特許法第123条第1項第7号の規定は、この法律の施行後に新特許法による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。	附則§6 (1)この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面についての補正並びに補正に係る拒絶の査定及び特許の無効並びにこの法律の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面についての訂正及び訂正に係る特許の無効については、なお従前の例による。 (2)新特許法第36条、第37条、第49条第4号及び第123条第1項第4号の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。 (以上H7.7.1施行分) 附則§8(1)(改正法)第2条の規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願であって、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があったもの及び同条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の到達があった特許出願に係る特許、特許権、審判又は再審については、同条の規定による改正後の特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (以上H8.1.1施行分)	附則§2 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (4)この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立又は無効の理由については、なお従前の例による。	附則§2 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る発明の新規性の要件については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (12)この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議申立又は無効の理由については、なお従前の例による。 (13)この法律の施行前に請求された特許異議申立若しくは特許法第123条第1項の審判又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第120条の4第3項及び新特許法第134条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附則§2 (1)･･･改正後の特許法･･･第36条第4項･･･の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。 附則§3(2)施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第29条の2に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。	附則§2 (7)この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは審判又は再審については、その特許異議の申立て若しくは審判又は再審について決定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (8)この法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は審判の確定した取消決定又は審決に対する再審については、なお従前の例による。 (9)この法律の施行前に請求された特許異議の申立てについての取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、なお従前の例による。 (10)新特許法第181条の定は、この法律の施行後に請求される特許無効審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された特許法第123条第1項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。 (11)新特許法第123条第1項第8号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。	附則§3 (1)第2条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第17条の2、第17の3、第36条の2、第41条、第44条、第46条の2代49条から第50条の2まで、第53条、第159条及び第163条の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。	附則§2 (1)第1条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第17条の2第1項第4号、第121条第1項及び第162条の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があった拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。 (3)新特許法第44条第1項第3号及び第6項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願であって、意匠法等の一部を改正する法律（･･･。以下「平成18年改正法」という。）の施行の日以後にしたものについて適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった特許出願又は平成18年改正法の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。

（参考）＜経過措置に規定される、「なお従前の例による」と「なおその効力を有する」について＞

・どちらも経過的に旧法令の効力又は旧制度を一時持続させる規定。前者の場合は、旧法令又は改正前の法令の規定は失効していて、「なお従前の例による」という規定が適用の根拠になっているのに対し、後者は「なおその効力を有する」という規定によって効力を有することとされている旧法令又は改正前の法令の規定が根拠。

・「なお従前の例による」は、当該法律のほか、施行令等を含めて包括的に旧法令又は改正前の法令の規定によることを定めているのであり、後者の場合は、そこで効力を有するとされた特定の旧法律の規定だけが対象であり、施行令等についての措置は改めて規定しなければならない。

・「なお従前の例による」は、ある事項に対する法律関係については改正前の法律制度をそのまま凍結した状態で適用するのであって、後に至って改正することはできないのに対し、「なおその効力を有する」は、ある事項については、旧法令又は改正前の法令の規定が効力を有するのであるから、必要があれば改正が可能。

【H16年法までの無効理由の一覧】

(50年法) 51.1.1	(60年法) 60.11.1	(62年法) 63.1.1	(H2年法) H2.12.1	(H5年法) H6.1.1	(H6年法) H7.7.1	(H10年法) H11.1.1	(H11年法) H12.1.1	(H14年法) H14.9.1	(H15年法) H16.1.1	(H16年法) H17.4.1	理由
				１号関係 §17(2) (§17の2(2)含)**(*1)** §17の3(2) §64(2) (拒査審判の特則で準用)	１号関係 §17の2(3)　**(*2)**	１号関係 §17の2(3)	１号関係 §17の2(3)	１号関係 §17の2(3)　**(*5)**	１号関係 §17の2(3)	１号関係 §17の2(3)	新規事項追加
(１号関係) §25 §29 §29の2 §32 §37 §39(1)～(4)	(１号関係) §25 §29 §29の2 §32 §37 §39(1)～(4)	(１号関係) §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	(１号関係) §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)**(*3)**	２号関係 §25 §29　**(*4)** §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)**(*6)**	外国人権利の 享有特許要件 新規性/進歩性 拡大先願 特許対象 共同出願 先願
(２号関係) 条約違反	(２号関係) 【同左】	(２号関係) 【同左】	(２号関係) 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	条約違反
(３号関係) §36(4),(5)	(３号関係) §36(3),(4)	(３号関係) §36(3), (4)(除3号),(5)	(３号関係) §36(4), (5)(除3号),(6)	４号関係 §36(4),(5)(除3号) (6)	４号関係 §36(4),(6)(除4号)	４号関係 【同左】	４号関係 【同左】	４号関係 §36(4)(1号のみ), (6)(除4号)	４号関係 【同左】	４号関係 【同左】	記載要件
					５号関係 原文新規事項	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	原文新規事項
(４号関係) 冒認	(４号関係) 【同左】	(４号関係) 【同左】	(４号関係) 【同左】	(５号関係) 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	冒認
(５号関係) 特許後の§25	(５号関係) 【同左】	(５号関係) 【同左】	(５号関係) 【同左】	(６号関係) 【同左】	７号関係 【同左】	７号関係 【同左】	７号関係 【同左】	７号関係 【同左】	７号関係 【同左】	７号関係 【同左】	特許後の外国人権利享有
				(７号関係) §126(1)ただし書 (2),(3) (§134（5）準用含) §134(2)ただし書	８号関係 §126(1)ただし書 (2)～(4) (§134（5）準用含) §134(2)ただし書	８号関係 §126(1)ただし書 (2)～(4) (§120の4(3), §134（5）準用含) §120の4(2)ただし書 §134(2)ただし書	８号関係 【同左】	８号関係 §126(1)ただし書 (2)～(4) (§120の4(3), §134（5）準用含) §120の4(2)ただし書 §134(2)ただし書	８号関係 §126(1)ただし書 (3)～(5) (§134の2(5) 準用含) §134の2(1)ただし書	８号関係 【同左】	訂正違反

(注)号関係は新法の号を表している。
*1　補正の見直し
*2　明細書の記載（原語出願、原語訂正）
*3　放棄された先願、拒絶査定又は審決が確定した先願につき§39の適用なし
*4　世界公知、インターネット公知導入
*5　特許請求の範囲と明細書とが分離
*6　実用新案登録に基づく特許出願

（４）拒絶理由一覧（特許法§49）

【H23年法とH18年法における拒絶理由の対比】

拒絶理由	H18年法	H23年法
	施行日：H19.4.1	施行日：H24.4.1
補正要件	§49一号関係	同左
新規事項	§17の2(3)	同左
発明の特別な技術的特徴を変更する補正	§17の2(4)	同左
	§49二号関係	同左
外国人権利の享有 発明／新規性／進歩性 拡大先願 特許対象 共同出願 先願	§25 §29 §29の2 §32 §38 §39①～④	同左
条約違反	§49三号関係	同左
	§49四号関係	同左
記載要件 単一性	§36④一、⑥ §37	同左
	§49五号関係	同左
先行技術文献開示	§36④二	同左
原文新規事項	§49六号関係	同左
冒認	§49七号関係	同左
	その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。	その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

【H18年法までの拒絶理由の一覧】

(50年法) 51.1.1	(60年法) 60.11.1	(62年法) 63.1.1	(H2年法) H2.12.1	(H5年法) H6.1.1	(H6年法) H7.7.1	(H6年法) H8.1.1	(H14年法) H14.9.1	(H15年法) H16.1.1	(H18年法) H19.4.1	理　由
				１号関係 §17(2)（§17の2(2)含）	１号関係 §17の2(3)	１号関係 §17の2(3)	１号関係 §17の2(3)	１号関係 §17の2(3)	１号関係 §17の2(3) §17の2(4)	新規事項 発明の特別な技術的特徴を変更する補正
（１号関係） §25 §29 §29の2 §31 §32 §37 §39(1)～(4)	（１号関係） §25 §29 §29の2 §31 §32 §37 §39(1)～(4)	（１号関係） §25 §29 §29の2 §32 §37 §39(1)～(4)	（１号関係） §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	（１号関係） §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	２号関係 §25 §29 §29の2 §32 §38 §39(1)～(4)	外国人権利の享有 発明／新規性／進歩性 拡大先願 追加の特許 特許対象 共同出願 先願
（２号関係） 条約違反	（２号関係） 【同左】	（２号関係） 【同左】	（２号関係） 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	条約違反
（３号関係） §36(4)、(5) §38	（３号関係） §36(4)～(6) §38	（３号関係） §36(3)～(5) §38	（３号関係） 【同左】	（３号関係） §36(4)～(6) §37	４号関係 §36(4)、(6) §37	４号関係 【同左】	４号関係 §36(4)①、(6) §37	４号関係 【同左】	４号関係 【同左】	記載要件 単一性
							５号関係 §36(4)②	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	先行技術開示要件
					（５号関係） 原文新規事項	（５号関係） 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	原文新規事項
（４号関係） 冒認	（４号関係） 【同左】	（４号関係） 【同左】	（４号関係） 【同左】	（５号関係） 【同左】	（６号関係） 【同左】	（６号関係） 【同左】	７号関係 【同左】	７号関係 【同左】	７号関係 【同左】	冒認
	§31 §36(6) §38	§36(5) §38	§36(4)③ §37	36(5)③ §37	§36(6)④ §37 §17の2(3)の内、外国語書面出願	－	－	－	－	付与前異議申立制度下において、左記の理由は異議申立理由にはならない。
						§36(6)④ §37 §38 §17の2(3)の内、外国語書面出願 冒認	§36(6)④ §37 §38 §17の2(3)の内、外国語書面出願 冒認	－	－	H8.1.1からの付与後異議申立制度下においては、異議申立ての理由はその出願が拒絶される理由から、左記の理由を除いたものである。

（５） 第３６条の変遷

法律		昭和50年法	昭和60年法	昭和62年法	平成2年法	平成5年法	平成6年法（第1条関係）	（第2条関係）	平成10年法	平成14年法
施行日		昭和51年1月1日	昭和60年11月1日	昭和63年1月1日	平成2年12月１日	平成6年1月1日	平成7年7月1日	平成8年1月1日	平成11年1月1日	平成14年9月1日
改正のポイント		＊多項制の採用	＊追加の特許制度の廃止 （第31条削除） →第36条3項の削除	＊改善多項制の採用 （発明の数→請求項の数、出願の単一性）	＊要約書の採用 →第36条2項の改正に より番号繰り下げ		＊第36条の改正 →明細書の記載要件の緩和:発明の詳細な説明は「明確かつ十分」に記載、特許請求の範囲は「明確かつ簡潔」に記載。 ＊外国語書面出願制度の導入		＊願書記載事項「発明の名称」の削除 →第36条1項2号の削除及び第36条1項3号の番号繰り下げ	＊明細書と請求の範囲の分離 →第36条2項に「特許請求の範囲」を追加及び関係条文について「明細書」から「特許請求の範囲」を分離 ＊先行技術文献情報について第36条4項2号の追加
条文	詳細な説明	4項 第2項第3号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技 術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。	3項 前項第3号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程 度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。	3項 【同 左】	4項 【同 左】	4項 【同 左】	4項 前項第3号の発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。	4項 【同 左】	4項 【同 左】	4項 前項第3号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。 2号 その発明に関連する文献公知発明（第29条第1項第3号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知つているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。
	特許請求の範囲	5項 第2項第4号の特許 請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。ただし、その発明の実施態様を合わせて記載することを妨げない。	4項 第2項第4号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載しなければならない。ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。	4項 第2項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項（以下「請求項」という。）に区分してあること。 3号 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。	5項 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号～3号【同左】	5項 【同 左】	6項 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明が明確であること。 3号 請求項ごとの記載が簡潔であること。 4号 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。	6項 【同 左】	6項 【同 左】	6項 第2項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号～4号【同左】
		6項 前項の規定による特許請求の範囲は、通商産業省令で定めるところにより、しなければならない。	5項 前項の規定による特許請求の範囲は、通商産業省令で定めるところにより、しなければならない。	5項 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。	6項 【同 左】	6項 【同 左】	5項 第3項第4号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が 特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。	5項 【同 左】	5項 【同 左】	5項 第2項の特許請求の範囲には、請求額に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
	要約書				7項 第2項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。	7項 【同 左】	7項 【同 左】	7項 【同 左】	7項 【同 左】	7項 第2項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。
経過措置 附則		＊従来法下出願されたものは従来法適用附則§2③、施行前の出願に係る特許の無効理由についてはなお従前の例による。	＊追加の特許以外は、従来法下出願されたものにも新法適用経過措置なし。（附則§2，3の裏読み）	＊従来法下出願されたものは従来法適用附則§3①、§36④⑤、§123①は施行後の出願に適用し、施行前の出願は従前の例による。	＊従来法下出願されたものは従来法適用 特例法施令附則§2、改正前の特許法の規定は、なおその効力を有する。	＊従来法下出願されたものは従来法適用附則§2④、施行後の無効審判請求に適用（ただし§123①一については、施行後の出願に適用）	＊従来法下出願されたものは従来法適用附則§6②、36条、123条①四の規定及び訂正については、施行後の出願に適用	＊従来法下出願されたものは従来法適用	＊従来法下出願されたものは従来法適用	＊従来法下出願されたものは従来法適用

（改訂R5.12）

付録 ４

実用新案法の運用関係一覧

（１）法改正の概要と留意点

（２）経過措置抜粋（新実用新案法）

（３）経過措置抜粋（旧実用新案法）

（４）無効理由一覧（実用新案法§37）

（１）法改正の概要と留意点

改正	改正の概要	審判関連改正における留意点
平成５年改正 （H6.1.1 施行）	①早期登録制度の採用 ・実用新案技術評価書を提示して警告した後であれば、侵害者等に権利行使可能 ・侵害訴訟被告による侵害訴訟手続中止申立権 ・無効な権利を行使した場合、権利者に立証責任転換 ・補正における新規事項追加禁止 ・不適法な補正の無効理由化 ・登録後は請求項の削除を目的とする訂正に限り許容 ・無効審判中の訂正請求許容 ・無審査登録制度への移行により、拒絶査定に対する審判・補正却下の決定に対する審判・訂正の審判・訂正の無効審判を廃止 ②権利存続期間の変更（出願日から６年）	・新実用新案法の適用を受けるとする届出があった時は、旧実用新案登録出願は取り下げたものとみなす。 ・新実用新案登録出願は旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。
平成６年改正 （H7.1.1 施行）	①明細書の記載要件 ②ＰＣＴに基づく外国語実用新案出願について誤訳訂正を目的とする補正許容 ③特許請求の範囲の解釈にあたっての発明の詳細な説明の参酌 ④権利回復制度の導入	・平成７年１月１日以降の実用新案登録出願に係る審判・再審について改正法が適用される。
平成 10 年改正 （H11.1.1 施行）	①損害賠償制度の見直し ②考案の名称の願書への記載省略 ③先願の地位の見直し ④料金の引き下げ	・平成 11 年１月１日以降に新たに無効審判の請求がされる場合であっても、改正日前の出願に係る実用新案権については、旧法の規定が適用される。 （施行日前に出願された実用新案登録出願に係る無効審判については、拒絶が確定した出願と同一の考案の登録は認めないとする旧法が適用され、当該実用新案は無効とされる。）
平成 11 年改正 （H12.1.1 施行）	①侵害に対する救済措置の拡充 ②裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換 ③新規性阻却事由の拡大 ・世界公知・公用の導入、インターネット上の技術情報を新規性阻却事由に位置づけ ④新規性喪失の例外規定の適用対象の拡大 ⑤変更出願に係る手続の簡略化 ⑥登録料引き下げ	・平成 12 年１月１日以降にされた実用新案登録出願に係る実用新案の無効理由に改正法が適用される。
平成 14 年改正 （H14.9.1 施行）	①考案の実施行為の明確化 ②明細書と請求の範囲の分離 ③ＰＣＴ出願の国内移行期間の延長	
平成 15 年改正 （H16.1.1 施行）	①無効審判請求人適格の拡大 ②無効審判の請求理由の記載要件 ③無効審判の請求理由の要旨変更の例外的容認 ④審決取消訴訟における求意見制度及び意見陳述制度の導入	・平成 16 年１月１日以降に請求された審判・再審についての手続等の規定は改正法が適用される。 ・求意見・意見陳述の規定については、施行前に請求された無効審判や再審の審決取消訴訟においても適用する。
平成 16 年改正 （H17.4.1 施行）	①存続期間の延長 ②訂正の許容範囲の拡大 ③不適法な訂正の無効理由化	・平成 17 年４月１日以降にされた出願について、請求の範囲減縮、誤記の訂正及び明りょうでない記載の釈明を目的とする訂正が可能。 ・改正後の訂正要件に違反する訂正がされたことを無効理由とする規定は、平成 17 年４月１日以降になされた訂正について適用する。

平成 18 年改正 （H19. 4. 1 施行）	略	
平成 20 年改正 （H21. 4. 1 施行）	略	
平成 23 年改正 （H24. 4. 1 施行）	①通常実施権の対抗制度の見直し、仮通常実施権の整備 （§4 の 2、§10、§19、§49） ②冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備 （§7、§17 の 2、§26、（§30）、§37、§50） ③再審の訴え等における主張の制限（§30） ④審決の確定の範囲等に係る規定の整備 （§14 の 2、§41） ⑤無効審判の確定審決の第三者効の廃止（§41（特§167 準用）） ⑥発明（考案）の新規性喪失の例外規定の見直し （§11①（特§30 準用）） ⑦出願人・特許権者（実用新案権者）の救済手続の見直し （§33 の 2、§48 の 4）	改正事項②（審判関連抜粋）、④の概要 ○改正事項② ・実用新案登録無効審判における、冒認等の無効理由の解消について（§37①二、五） 移転請求権の行使により、冒認出願等に係る実用新案権が真の権利者に移転した場合には、冒認等の無効理由に該当しない。 ・冒認出願の先願の地位に係る規定の見直し（§7） 真の権利者が同一の発明について重複して特許権を取得する事態を防止するため、冒認出願について先願の地位を認める。 ○改正事項④ ・訂正の目的として「他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること」を追加（§14 の 2②ただし書四） ・審決の確定範囲を明確化（§41（特許法の規定を準用））

※旧実用新案法については、特許法の記載部分を参照（→付録４（１））。

（２）経過措置抜粋（新実用新案法）

(H23 年法)
H24.4.1 施行

附則§3
2　新実用新案法第七条の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願又は特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願又は特許出願については、なお従前の例による。
3 項～5 項　　略
6　新実用新案法第十七条の二、新実用新案法第三十条において準用する新特許法第百四条の三第三項並びに新実用新案法第三十七条第一項第五号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。
7 項～9 項　　略
10　新実用新案法第三十条において準用する新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）第五条の規定による改正後の実用新案法第三十条において準用する平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。
11 項　　略
12　この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。
13　この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
14　この法律の施行の日前にした旧実用新案法第十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る実用新案登録の無効（旧実用新案法第三十七条第一項第七号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
15　新実用新案法第四十一条において準用する新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判についてはなお従前の例による。
16　新実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。
17 項～18 項　　略

(50年法)	(60年法)	(62年法)	(H2年法)	(H5年法)	(H6年法) H7.7.1	(H10年法)	(H11年法)	(H14年法)	(H15年法)	(H16年法)	
51.1.1	60.11.1	63.1.1	H2.12.1	H6.1.1	H8.1.1	H11.1.1	H12.1.1	H15.7.1	H16.1.1	H17.4.1	
附則§3 (1)前条第1項の規定はこの法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第3項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。	略	附則§3 (2)新特許法第55条第1項本文（実用新案法第13条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後に出願公告がされる特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前に出願公告がされた特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令附則§3 前条の規定は、法附則第5条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に関して準用する。	附則§5 (1)実用新案登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（その実用新案登録出願の日から5年6月を経過したものを除く。）であって、第3条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの（以下「旧実用新案登録出願」という。）を新実用新案法の規定の適用を受ける一実用新案登録出願（以下「新実用新案登録出願」という。）とすることができる。	附則§10 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る審判若しくは再審については、新実用新案法第45条第1項において準用する新特許法第173条第2項並びに新実用新案法第45条第2項及び第54条第1項の規定を除き、なお従前の例による。 (以上H7.7.1施行分) 附則§10 (2)実用新案登録出願の日が、第2条及び前条第1項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があった出願公告のすべてが終了する日前である実用新案登録出願についての新実用新案法第3条の2の規定の適用については、同条中「発行又は」とあるのは「発行、」と、「出願公開」とあるのは「出願公開又は出願公告」とする。 (以上H8.1.1施行分	附則§3 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願については、別段の定めがある場合を除き、その実用新案登録出願について査定若しくは審決が確定するまで、又は設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。 (3)この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての登録異議の申立て又は無効の理由については、なお従前の例による。	附則§2 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に係る考案の新規性の要件については、その実用新案登録出願について設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。 (7)この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての無効の理由については、なお従前の例による。	附則§5 (2)施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第3条の2に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。	附則§3 (4)この法律の施行前に請求された審判又は再審については、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (5)この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。	附則§3 （改正法）第2条の規定（実用新案法第54条第6項の改正規定を除く。）による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

（３）経過措置抜粋（旧実用新案法）

(H23 年法)

H24.4.1 施行

（平成五年旧実用新案法の一部改正）

§17　特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「第百四条の二から第百五条の二まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び」を「第百四条の二（具体的態様の明示義務）、第百五条（書類の提出等）、第百五条の二（」に改め、「関係）」の下に「、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）第一条の規定による改正後の特許法第百四条の三及び第百四条の四（特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限）」を加える。

（平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

§18　前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法（以下「新平成五年旧実用新案法」という。）第十三条の三第四項において準用する新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）附則第四条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項において準用する平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

（平成五年改正法の一部改正）

§19　特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）」を「特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号。以下「平成二十三年改正法」という。）」に改め、同項の表を次のように改める。

読替表　　略

（平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置）

§20　この法律の施行の日前に請求された附則第十七条の規定による改正前の平成五年旧実用新案法（以下「旧平成五年旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

２　この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であって、その審決が確定していないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについての審判（次項において「訂正の審判」という。）については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

３　この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

４　この法律の施行の日前にした旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十条の二第一項の規定による訂正（この法律の施行の日以後にする第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る実用新案登録の無効（旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項第二号の二に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

５　前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた新平成五年旧実用新案法（以下「読替え後の新平成五年旧実用新案法」という。）第四十一条において準用する新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

６　新平成五年旧実用新案法第四十七条第一項及び読替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五条第六項において準用する新特許法第百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する新特許法第百三十三条第三項の規定によりされる新平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る旧平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する旧特許法第百三十三条第三項の規定によりされた旧平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

７　読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

８　新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。

(50年法)	(60年法)	(62年法)	(H2年法)	(H5年法)	(H6年法) H7.7.1	(H10年法)	(H11年法)	(H14年法)	(H15年法)	(H16年法)
51.1.1	60.11.1	63.1.1	H2.12.1	H6.1.1	H8.1.1(付与後異議)	H11.1.1	H12.1.1	H14.9.1/H15.1.1/H15.7.1	H16.1.1	H17.4.1
附則§3 (1)前条第1項の規定はこの法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第3項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。	略	附則§3 (2)新特許法第55条第1項本文(実用新案法第13条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に出願公告がされる特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前に出願公告がされた特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令 附則§3 前条の規定は、法附則第5条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に関して準用する。	附則§4 (1)この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(次条第1項に規定する旧実用新案登録出願を除く。)又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第3条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)・・・の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。 (2)前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。	附則§9 (1)特許法等の一部を改正する法律(平成5年法律第26号。以下この項において「平成5年改正法」という。)の施行前にした実用新案登録出願であって、第2条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、平成5年改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成5年改正法第3条の規定による改正前の実用新案法(以下この条において「平成5年旧実用法」という。)及び平成5年改正法第1条の規定による改正前の特許法(次項において「平成5年旧特許法」という。)の規定にかかわらず出願公告はしないものとし、新々特許法第51条の規定を準用する。 (2)前項に規定する実用新案登録出願については、平成5年旧実用新案法第13条において準用する平成5年旧特許法第55条第1項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、新々特許法第5章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。	※附則§13 平成5年法律第26号附則第4条第2項の読替表を改正	※附則§14 平成5年法律第26号附則第4条第2項の読替表を改正	—	附則§13 (1)この法律の施行前に請求された平成5年改正法第3条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)第37条第1項、第39条第1項又は第48条の12第1項の審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。 (2)前条の規定による改正後の平成5年改正法附則第4条第2項において読み替えられた旧実用新案法第47条第2項において準用する新特許法第181条の規定は、この法律の施行後に請求される旧実用新案法第37条第1項又は第48条の12第1項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された旧実用新案法第37条第1項又は第48条の12第1項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。 ※附則第12条 平成5年法律第26号附則第4条第2項の読替表を改正	—

【H16 年法までの無効理由の一覧】

	(45 年法)	(62 年法)	(H2 年法)	(H5 年法)	(H6 年法)	(H15 年法)	(H16 年法)	無効理由
				１号関係 §２の２(2)	１号関係 【同左】	１号関係 【同左】	１号関係 【同左】	新規事項追加違反
	（１号関係） §55 (3)（準用特§25） §3 §3 の 2 §4 §9 (1) （準用特§37） §7 (1) ～ (3) 、 (8)	（１号関係） §55 (3)（準用特§25） §3 §3 の 2 §4 §9 (1) （準用特§38） §7 (1) ～ (3) 、 (8)	（１号関係） §55 (3)（準用特§25） §3 §3 の 2 §4 §9 (1) （準用特§38） §7 (1) ～ (3) 、 (8)	２号関係 §２の５ (3) （準用特§25） §3 §3 の 2 §4 §11 (1) （準用特§38） §7 (1) ～ (3) 、 (6)	２号関係 §２の５ (3) （準用特§25） §3 §3 の 2 §4 §11 (1) （準用特§38） §7 (1) ～ (3) 、 (6)	２号関係 §２の５ (3) （準用特§25） §3 §3 の 2 §4 §11 (1) （準用特§38） §7 (1) ～ (3) 、 (7)	２号関係 §２の５ (3) （準用特§25） §3 §3 の 2 §4 §11 (1) （準用特§38） §7 (1) ～ (3) 、 (7)	外国人の権利享有 考案／新規性／進歩性 拡大先願 実用新案対象 共同出願 先願
	（２号関係） 条約違反	（２号関係） 【同左】	（２号関係） 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	３号関係 【同左】	条約違反
	（３号関係） §5 (3) 、 (4)	（３号関係） §5 (3) 、 (4) （除３号）、 (5)	（３号関係） §5 (4) 、 (6)	４号関係 §5 (4) 、(5) (除３号)、(6)	４号関係 §5 (4) 、(6) (除４号)	４号関係 【同左】	４号関係 【同左】	記載要件
	（４号関係） 冒認	（４号関係） 【同左】	（４号関係） 【同左】	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	５号関係 【同左】	冒認
	（５号関係） 実用新案登録後の§55 (3) （準用特§25）	（５号関係） 【同左】	（５号関係） 【同左】	６号関係 実用新案登録後の§２の５ (3) （準用特§25）	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	６号関係 【同左】	実用新案登録後の 外国人権利享有
							７号関係 §14 の 2 (2) ～ (4)	訂正違反

	(H2 年法) H2.12.1		(H5 年法) H6.1.1	
旧実用新案法　読替 1号関係 §55（3）（準用特§25） §3 §3の2 §4 §9（1）（準用特§37） §7（1）～（3）、（8）	1号関係 §55（3）（準用特§25） §3 §3の2 §4 §9（1）（準用特§38） §7（1）～（3）、（8）	1号関係 §55（3）（準用特§25） §3 §3の2 §4 §9（1）（準用特§38） §7（1）～（3）、（8）	1号関係 §55（3）（準用特§25） §3 §3の2 §4 §9（1）（準用特§38） §7（1）～（3）、（8）	外国人の権利享有 考案／新規性／進歩性 拡大先願 実用新案対象 共同出願 先願
			2号関係 条約違反	条約違反
2号関係 条約違反	2号関係 【同左	2号関係 【同左】	2の2号 訂正違反 ※平成5年法律第26号附則第4条第2項により読替え	訂正違反
3号 §5（3）、（4）	3号関係 §5(3)(4)（除3号）（5）	3号関係 §5（4）、（6）	3号関係 【同左】	記載要件
4号関係 冒認	4号関係 【同左】	4号関係 【同左】	4号関係 【同左】	冒認
5号関係 実用新案登録後の§55 （3）（準用特§25）	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	5号関係 【同左】	実用新案登録後の外国人権利享有